日本歴史地理學會編

日本交通史論

東京　日本學術普及會

例言

一本書は故文學士藤田明君の記念として編輯せるものにして同君生前に發表せし幾多の論文中、特にその大成を期せし日本交通史に關係あるものを前編とし、新に依賴して成れる諸家の同一論題に關する論文を後編とし、以て兩者を區別せり。

一前編にありては、先づ比較的纏りたる論文四篇を首に置き、自餘は雜纂として之を後尾に收め、孰れも發表の年月に從りて次第し、各篇末にその年を示せり。而して同一題目に就きて兩回發表せられしものは、後者のみを採錄せり。

一また後編にありては、大體各論文內容の年代順に從ひて、便宜之を次第せり。

一前編中には、間々交通に關係少なき記事ありと雖も、前後の關係上敢て添削を施さず、皆舊に從へり。

一口繪は、前編にありては、著者が嘗て其の論文中に參考として揭げたるものゝ中より選擇して、之を編首に置き、後編にありては、寄稿者の撰擇せるものを各論文の初に挿入せり。

大正五年十月

編者識

發刊の辭

春霞帝京を辭し、秋風白河關に入る。是れ能因法師をして名匠の名を爲さしめたる吟詠にして、往昔本邦交通の幼稚なりし狀態を示して餘あり。然るに今や飛行機天に飛び、自働車地を走り、或は坐して卓上に千里と談じ、或は線なくして萬里信を通ず。地軸これが爲に短縮し、宇宙これが爲に狹隘なり。今に於て彼の能因の古歌を回想せば、寧ろ痴人假睡の囈語たるの感なくんばあらず。古今差異の甚だしき、形容の辭なきに苦む。交通の發達、今や殆んど其の極に達すと謂ふも、敢て過言にあらざるべし。されば今日に當つて、我が往昔交通の狀態を究め、道路關剗の開閉、舟車輸送の便否等を明にし以て古今覊旅の變遷を偲ぶは、敢て學界必要の擧にあらずとせんや。

日本交通史論目次

前編

藤田明遺稿

雜纂

後編

目次終

口繪及挿繪目錄

（江戸時代の交通參看）

藤田明君肖像並筆蹟

道中問屋場の景

定
此御朱印なくして
傳馬不可出者也
仍如件
慶長六年
正月日

傳馬朱印

箱根關所（東海道繪卷）

箱根關所址より蘆湖を望む

箱根關所通手形

大石内藏之助父子宿帳　箱根舊本陣石内藏

箱根舊本陣所藏宿帳

定飛脚鑑札

飛脚屋看板

荒井關所の古繪圖

（子爵秋元興朝氏所藏）

宇津谷の山道

木曾福島驛（關所址を望む）

日本交通史論

前編

藤田明遺稿

上古の東海道

五畿內の地、我邦の中央に位し、沃野相連り、耕田相望み、四通八達、蓋し王者の都すべき所、神武天皇以來二千有餘年の帝都たりしも亦故なきにあらず。關八州の地、武藏野の廣濶なる原野を控へ、常總野上の國々皆膏腴なる地味を有し、良好なる形勢を備へ、實に統治者の據て以て國すべき處、德川氏が爰に幕府を開きたるも、現今ここに帝都を定められたるも、亦故なしとせず。五畿・關東の地勢既に緊要の地點にて、人の自ら集合すべき地點に當れるなり。吾人國史を繙いて幾多の史實が概此間に興起せしことを見るに於ては、更に其事實のいかばかり眞なるやを證するに足らん。試に地圖をとつて上古の古墳がいかに分布せらるゝやを熟察せよ、其最も稠密

文化の東漸

近畿と東國との交通

にして累々相並列せるは、實に野武の平野と和河泉の邊とに於て見るにあらずや。此等を以てするも、此兩地方には、大和民族が最も多く相聚まりて、繁盛を極め、戸口相並んで其屈竟の根據地となしたりしやを知るに足らん。然りと雖、大古我が大和民族の興起したる地は、我邦の西偏にあり。されば大和民族の開化は、素より東漸したるものなる事明なり。而して近畿の地は、之を統率したる君主の都したる處なれば、比較的西方に向つて驛路は早く開かれたるものならん。皇年代略記・皇年代私記に、綏靖帝三十三年五月に山陽道開かれたりとあるも、神武帝の東征以來、凡て東西の連絡は、瀬戸内海の海路に依られしものならん。神武天皇鼎を大和に奠め、全國に令を下さるゝに及んで、開化は益東漸し、天富命をして阿波國の麻を房總に植ゑしめられたりとの事あり、蓋し此頃には人民の東方に向つて移住せし者多くありしが如し。之より歴代亦東國地方の拓殖に心を止められたるにより、此地味の肥沃なる、産物の豊饒なる此地方に移住する者多く、爰に他種族の人民を抑へて、根據の地をすへ、人集まりて村をなし、町をなし、田野闢かれ、産物生じ、遂に古墳佩玉の時代に於て、既にかくも人口の稠密を見るに至りしならん。さればもとより此地と王者統治の地たる近畿地方との間に、交通なからざるべからず、此間は西海に通ずる如き

東海道と東山道

會津

日本武尊御東征の道筋

安全なる海上の便なければ、獨澎湃たる紀州洋・遠州洋・相模洋の怒濤を蹶つて旅行せしもの大數なるが如し、然れども猶安全なる陸上の旅行を希望せしなるべく、或は皇年代略記・皇代記・皇年代私記等に、孝元天皇五十七年十一月、東海道を開くとあれども、餘り確かなる事にあらず、よし確なる事とするも、もとより不完全極まれる事なりしや明かなり。

然るに崇神天皇に至り、四道將軍を置き、武渟川別を東海に遣はすとあり、此頃より、漸く陸路の交通も頻繁に至りしものならん。關八州の平野に出づるには、東海・東山何れの道よりするも可なり、然れども東山道は東海道に比すれば山多く、平坦にして交通の便ある事、東山道に比すべきにあらず、故に東海道筋は早くより開け、記に、特に崇神帝の時東方十二道とあるによりても、他の道に比し遙に開け居りしを徵するに足る。武渟川別は東國に於ける蠻民を平げ、大彥命と會津に遇ふまで進み、幾多の年月を經、其子孫の土着したるものありて、東方に於ける大和民族の勢力愈、優勢となる。然るに景行天皇の時に至り、東北の蠻民猶猖獗にして亡狀を極むるにより、日本武尊之が征討として進發す。當時の帝都は大和國にあれば、此を發して伊勢に出で、神宮を拜し、陸路北に進みて尾張に入り、是より海道をとりて東下せられ

たり、其何れの道をとられしやは、史乘之を傳へざれば、詳細なること素より知り難きも、之より參遠を經て駿河國燒津に至り、此に土賊を平げ、足柄を踰えて相模國に入り、三浦半島觀音崎の北、走水より當時の所謂淡水門を渡りて、兩總より常陸に出でたるなり。是れ實に當時の普通の往還にして、此頃武藏國は未だ光仁帝の頃まで東山道に屬したるものなれば、此東京灣口を渡りて北方に出でしなり。もとより當時は現今の如く、一定の國道ともいふべき大往還あるものにあらざるべければ、自然の順路たる觀音崎邊に來りて、對岸の山を望み渡らんとし給ひしものにて、凡て此路をとりしものとは云ひ難けんが、房總方面に向ふには、自然の順路として此道を採りし者多かりしならん。是より東國の地王化に浴し、又大和地方より移住する者も多く、之より奈良・平安の朝に至るまで、大略武尊の進路と大差なき往還により、東西の交通行はれしものならんも、史上所見なきを以て、當時の精細なる驛路は今詳述するを得ず。

推古天皇十五年に、大仁烏臣を東國に遣はし、道路を修せしめたること成形圖說に見ゆ。尋で大化改新の時諸國に驛馬・傳馬を置き、驛鈴・關契を作るとあり、此頃道路は改修せられ、路驛の事も漸次進步の形を見るに至りしならん。大寶令に驛鈴を三

三關
鈴鹿道
吉會路を開く

關國に給すとあり。三關とは伊勢國鈴鹿關・美濃國不破關・越前國愛發關をいふ、不破は東山道、愛發は北陸道に向ふ往還の關所にて、鈴鹿は卽ち東海道の關所なり、當時の鈴鹿道といふはもとより伊賀路なれば、所謂加太越なり。天武紀に、壬申亂の時鈴鹿山道を塞ぐといふは、今の柘植の山口より山を越え、關に至る狹塞を塞ぎたるもの〻如く、當時の通路は此所にありしや明なり。されば大和に都ある頃は、大和より伊賀に出で、此加太山卽ち當時の鈴鹿を越えて伊勢に入りしものなり。參宮名所圖會に「凡崇神帝以來東海道往來は皆伊賀路に由る」とありて、奈良朝の間は伊賀・伊勢・尾張と通過せしものなるべし。廐牧令に、諸道の驛馬を置くことを規定し、山陽道を大路とし、東海・東山の兩道は中路とせり、されば東海道は猶充分に開けざりしことを知るべし。和銅六年七月吉會路を開きたることあり、蓋し東西の往來漸く頻繁となり、東山道を往來する者も多く其險阻なるに苦みたるを以てなるべし、從て東海道の往來も漸次盛に及びたるならん。此等は此頃より驛家の新設、驛鈴の新給等の事、國史に所見甚だ多きに至りしを以ても知るを得ん。聖武帝恭仁京に移都せらる〻や、其新道を近江に通ぜられし事あり、此頃より漸次近江路を經て、伊賀路に出で加太越をなしたる者も生ぜしならん。

武藏國東海道に屬す

光仁帝寶龜二年十月、武藏國の從來東山道に屬せしを、新に東海道に屬せしむることゝなしぬ。乃ち、相模國夷參驛（今の三浦郡にあり）より海路東京灣口を越えたること、武尊當時の慣習なりしを、新に陸路下總に出づることゝ定まる。之を以て奈良朝末の東海道は、大和より伊賀路に據り、海道諸國を經て、相模より武藏を經て常總の地に入りしものなる事を知る。

奈良朝末の東海道

桓武帝都を平安に遷すに及んで、東海道は伊賀路をとること、甚だ不便なるにより、東海・東山の兩道共に近江國に出で、草津驛より分岐せしめて、東海道は恐く伊賀越若しくは今の鐵道線路の邊を踰え、柘植に出で、猶ほ加太越を踰えしものに似たり。今の土山路をとるに至りしは何の時よりなるか詳かならず。之と共に三關を廢し、此鈴鹿關も廢せられ、公私往來の稽留の弊を除かれたり。此の如く帝都の移轉と共に、西方に於て驛路に多少の差違を生ぜしが、又東方に於て、延暦廿一年五月意外の出來事を生じたり、卽ち富士山噴火して足柄の路次を壅塞し、箱根の新路を開鑿するに至りし事なり。蓋し此頃まで駿相の界を踰ゆるは、武尊の當時とは多少の異同なきにあらねど、同じく駿河國原驛の邊より、足柄を越え小田原に出でたるものなるが、此時より新に箱根開かれたるなり。然れども平安朝末には、足柄の路再び開

三關を廢す

箱根の道路を開く

伊勢尾張間の交通

かれたりと見え、坦易なる足柄路をとりし者多く見ゆるなり。爰に又一言すべきは伊勢・尾張の間に付てなり、德川時代には此間を舟渡となしたるが、當時も亦舟渡しなりしと見え、弘仁三年五月伊勢國司の奏言に、桑名郡榎無驛（○桑名の古驛名にて江ノ津の訛なり）より尾張國に通ずる水路に置ける傳馬を廢せんとの事あり、是れ此間に船渡を用ゐ、木曾川の渡を避けたること、德川時代と全く同樣なりしこと知らるゝなり。

仁明天皇承和二年六月、駿河國富士川及び相模國鮎河の二川は、急流にて難船の憂あればとて船橋を架せり。尾張の墨股草津、參河の飽海矢作、遠江の大井、武藏右瀨・住田の諸川の渡船を增さしめたる事あり、此等は、當時の往還に於ける渡水は、如何なる地に如何なる施設をなしたるやの大概を知るに足らん。

猪鼻驛を興す

承和十年遠江國猪鼻驛を興す、此猪鼻といふは今の新居の北方にあり、濱名湖口の現今の如く切れざりし以前、僅に一小川を以て大洋に連絡せし時の往還の衝路に當りし地なれば、爰に此驛家を興したるならん。元慶八年九月、此國の正稅稻一萬六千六百三十束を費して、此湖と大流とを通ずる流に長五十六丈廣二丈三尺高二丈六尺の橋梁を架せしめたり。凡そ一町半餘の橋にて、貞觀四年に架設せられしを、二十餘年に及んで廢朽せしにより、爰に改架せられしものなり。されば此間は、現今

の如く一里餘の長橋もなく、德川時代の如き厄介極まる渡船もなく、最も平穩に此一町半許の橋を渡りて此間を往來せしものなり。

民部式海陸行程の制

醍醐天皇延長五年延喜式成り、又驛馬・傳馬等より諸種の道路の制も定まり、此東海道の往還も、諸種の規定愈〻整備するに至りしものゝ如し。民部式には、諸國々府より京師に至る海陸行程の制あり。東海道に於ては、凡そ左の如く規定せり。

	上	下
伊賀	二日	一日
伊勢	四日	二日
志摩	六日	三日
尾張	七日	四日
參河	十一日	六日
遠江	十五日	八日
駿河	十八日	九日
甲斐	廿五日	十三日
伊豆	廿二日	十一日
相模	廿五日	十三日
武藏	廿九日	十五日
安房	卅四日	十七日
上總	三十日	十五日
下總	三十日	十五日
常陸	三十日	十五日

諸國雜物運送の功賃

之を天祿・天元の頃の倭名鈔に比せば、亦二三の異同なきにあらねど、又略〻同樣なり、之を以て大略當時の往還交通の模樣も推及すべきものあるなり。又民部式に見ゆる諸國雜物運送の功賃を定めたるを見るに、伊賀國稻六束、伊勢國十二束、志摩國十八束、尾張國廿一束、參河國卅三束、海路は米一石賃稻十六束二把を充つ、遠江國卅五束、海路は米一石賃稻廿三束、駿河國五十四束、伊豆國六十束、甲斐國七十五束、相模國七十五束、武藏國八十束、安房國百束、上總國百束、下總國九十束、常陸國百束といふ駄賃定なり。又兵部式に諸國驛傳馬の數を定められたり。

兵部式諸國驛傳馬數

國名	驛馬	傳馬
伊勢國	鈴鹿二十、河曲、朝明、榎撫各十、市村、飯高、度會各八、	朝明、河曲、鈴鹿各五、
志摩國	鴨部、磯部各四、	
尾張國	馬津、新溝各十、	海部、愛智各五、
參河國	鳥捕、山綱、渡津各十、	碧海、寶飯各五、
遠江國	猪鼻、栗原、□摩、横尾、初倉各十、	濱名、敷智、磐田、佐野、蓁原、各五、
駿河國	小川横田、息津、蒲原、長倉各十、横走二十、	益頭、安倍、廬原、富士、駿河郡並横走驛各五、
甲斐國	水市、河口、加吉各五、	
國名	驛馬	傳馬
相模國	坂本廿二、小總、箕輪、濱田各十二、	足柄上、餘綾、高座郡各五、
武藏國	店屋、小高、大井、豐島各十、	都筑、橘樹、荏原、豐島郡各五。
安房國	白濱、川上各五、	
上總國	大前、藤潴、島穴、天羽、各五、	海上、望陀、周准天羽郡各五、
下總國	井上、十、浮島、河曲各五茜津、於賦各十、	葛飾郡十、千葉相馬郡各五、
常陸國	榛谷五、安侯二、曾禰五、河內、田後、小田、雄薩各二、	河內郡五

といふ定あり、此等をみるも、其驛名より考へ、大略現今の東海道に大差なきを見、其往還の模様、驛路の別、傳馬の賃錢等をも知るを得べきなり。

延喜式を見れば以上の如くにして諸國交通機關の大に發達完備し、殆んど當時の時勢としては悉せりと稱し得べき有様なれども、其實際の狀況を觀察するに、京人は徒に驕奢に傲りて地方を顧みず、地方の豪族は莊園の利を占め獨り勢を恣にし、京都と地方との懸隔は日を追ふて甚しく、盜賊は到る處に出沒して、旅行の危險名狀し難し。されば東海道に於ても、延喜式の文は殆ど空文に屬し、其明文に擧げら

荒涼たる海道筋

平安朝初期の東海道

紀行文としての伊勢物語の價値

れたる諸制度の如きは更に行はるゝことなく、交通來往する者は甚少なくして、海道筋は寂寞荒凉、實に困難極まれることは、在五中將の伊勢物語、菅原孝標の女の更科日記、源隆國の今昔物語の類に於て觀察し得らるゝなり。今前述の國史格式に現はるゝ文字を爰に綜合し、此等の諸書に考へ、平安朝の東海道を略叙せんとす。

更に進んで平安朝時代の東海道を、當時の旅行者の旅行日記の斷片によりて考究せんに、平安朝の初期に於て、當時の艶冶郎と謠はれたる業平朝臣が、藤原氏の爲斬髮の刑に處せられ、京都を去りて歌枕を求めんとして關東に向ふ、之を業平朝臣吾妻下りと稱して、伊勢物語に見ゆる所なるが、古來此一條は疑を挿む者なきにあらず、或は以て好事家の作爲なりとするあり。然れども元來伊勢物語の書たる、各節皆和歌に從へて歌序の斷片といふべき記事のみなれば、もとより後の土佐・更科さては十六夜の如き、純粹なる日記紀行文の類にあらず、されば之を連續して解釋すべきにあらず。唯此斷片を集め、多少當時の東海道を描出するに於ては、業平朝臣の東下りをなしたるもなさゞるも、何人か此頃東國下向の時の記事とすれば、我が歷史地理上の攷究に甚しき支障を生ぜず。たとひ業平が此文を作りしにあらずとするも、其古雅なる文體、遒强なる筆鋒、及び伊勢物語の前後の文章に比し、決して業平

時代を去る遠きものにあらず。何れにもせよ平安朝の初期より中期の作爲に疑なきを見れば、此種の資料の缺乏せる時代には、こよなき材料たるを疑はず、況んや其業平ならずとの確證未だ十分ならざるに於てをや。

此業平の紀行文なるものは、更に詳細なるものなりしを、此物語には唯歌咏の秀逸なるものゝみ採錄せしやも知れず。されば記事甚粗雜にして委曲を知るに由なし。然ども今其傳はれるまゝ、朧氣なる中より當時の交通線路なる物を考究するに、京都より出發して、近江路より伊勢に入りしや美濃路に入りしやを考ふるに、「伊勢・尾張のあはひの海づらを行くに」といふ事あり。之を以てすれば、いかにも海上を船渡したる趣あり。然るに前にも述べたる如く、當時は德川時代の如く、桑名・熱田の間を船渡をなしたる時なれば、旁以て此間の海を渡りて伊勢より尾張に入りし事を知る。されば業平朝臣はまづ京都より近江に出で鈴鹿越をなし、桑名より伊勢海を渡りて尾張に出でしものならん。更に平安朝の末葉に於ては、鈴鹿の嶮を避けて、近江より美濃路をとり、之より尾張に入りしもの多きが如く、同時に東山道の交通も愈、開けしにより、不破關は其要路に當りしものなりしなり。更科日記は即ち此北路をとれるものなり。之より業平朝臣は尾張を經て三河に入り、矢矧川の附近に來

宇津山の嶮

隅田川

平安朝末期の東海道
更科日記に見えたる通路

り、八橋に於て杜若の詠をとゞめ、遠江を經て駿河に入る。宇津山峻嶮にして老樹欝蒼蔓蘿茂生して、いと心細きことを説けり。現今の宇津山決してかゝる恐ろしき所にあらず、蓋し東海道の往還未だ開けず、旅行者の苦難する所たりしは、此を以ても一班を察知するに足るべし。相模を經て武藏に入る、箱根・足柄何れを取りしやを知らず、延暦の噴火より近き年の事なれば、恐く箱根を越えしならん。之より武藏・下總の界なる隅田川を渡り、絶唱都鳥の詠をとゞむ。當時隅田川を武總の界となしたるものならん、卽ち今の南北葛飾兩郡は倭名抄の郡名にも武藏にはあらざるより考ふるも、全く下總に屬せしものなることと明なり。

伊勢物語に見ゆる、京都を出でゝ武總地方に赴く道筋は凡そ此の如くにして、其詳細なる事は到底知るべからず。唯其大綱となる道筋の一班を知るに止まるのみ。

平安朝の初期に於ては、凡そ此の如くなりしが、末葉に及んでは、多少趣を異にせるが如し。其頃の紀行文には菅原孝標の女の更科日記あり、後一條天皇治安三年のものなり。これも女が僅に十三歳の時の事を追記せしものなれば、甚だ曖昧にして、地名の前後あり、誤謬もあり、俄に證になし難き所もあれど、此時代に於ける東海道の交通をみるには唯一の資料なれば、今之によりて少しく考ふるに、女は父孝標が

しかすがの渡

上總介に任じ、任果てゝ歸京する時に伴はれし時の紀行文なれば、上總より下總・武藏に入りしものなれど、今從來の例に從ひ、此日記の紀事と反對に說かんに、京都を出で逢坂の關を過ぎ、粟津を經て瀨多橋を渡る。伊勢物語に於ては、近江より鈴鹿越を爲したる如きが、此日記にては美濃路を取りしものと見ゆるなり。蓋し當時平安朝末盜賊橫行し、道路交通の危險なることといふべからず、殊に鈴鹿山路の物騷なる事に付ては、今昔物語などに諸種の賊難恠談等を記したるによりても知らるべく、爲に平安朝末期には、鈴鹿の嶮を避け、難を遁れて、美濃路の坦夷なるに據りしものなるべし。孝標の如きも亦卽ち美濃路を取りし物と見らるゝなり。琵琶湖邊を過ぎて、栗本・野洲・神崎・犬上を經、坂田郡息長村、卽ち番場・醒井の邊より不破關を過ぎ、今の關ヶ原村を經て野上に出で、美濃國府（○垂井の北方）を經、今の大垣町より墨股川を渡りて尾張路に入る。今の名古屋などいふ地もなければ、此廣野を過ぎて鳴海浦に至る、此邊は海岸線の變更甚しければ、道路も今の道よりは、更に東方にありしものなり。之より三河國に入る、本文には此間にしかすがの渡といふあり、今兩國の境には境川といふ小さき川あり、これをいふものか。されど餘り注意せらるゝ程の渡にもあらず、或は白須賀の誤にて參遠の境にはあらずや。之より八橋に出で、（○今の東海道よりは凡て北方に）

横走關

あすた川

竹芝

當る岡崎附近の二村山を越えて、宮路山（○今の赤坂の西方なり）を過ぎ、今の豐橋・二川を經て、高師濱に出づ。之より猪鼻驛を過ぎ、濱名橋を渡る、（○更科日記は恰も落橋の時なりければ、舟渡にて湖口を渡りたりと見ゆ。）天龍川を渡り佐夜中山を越え、大井川を渡るなど、現今の路と大差なきが如し。是より更科日記には宇津山の記事は所見なきも、清見關を過ぎ、富士川を渉り、右に田子浦を眺め、左に富士山の噴煙を望み、今の吉原邊より分れ、富士・愛鷹兩山の間を過ぎ（萬葉仙覺抄による）御殿場の方面に向ひ、竹ノ下に出で、足柄山を踰ゆるなり。横走關といふは、御殿場に出づるまでの山間にありしものなりといふ。足柄山は延暦廿一年の富士噴火にて、道路を壅塞せられたるものなるも、此頃には既に再び開かれて、箱根の峻嶮なるものより寧ろ此比較的容易なるものに據りしが如し。足柄より相模の國府は大磯の西方なれば、通路は此あたりに從ひしものなるべし。唐ヶ原（大磯・平塚の間をいふか）を經て、相武の界にあすた川といふ川を渡りしとあり。是を隅田川となすはもとより誤りなり、高座川又は多摩川などを指したるにはあらざるか。是より今の東京の地に入込み、竹芝といへるは、恐く今の芝の邊なるべく、大井川といへるは、これこそ隅田川か江戸川なるべけれ。此川を渡り松戸邊より下總に入るといふ順路ならん。下總に入りてよりは、海岸に出で千葉町の邊を過ぎ、上總國市原郡の市原村大字能滿の國

府に入るといふ道筋なるを察せらるゝなり。

正史に見ゆる東海道と實際の有様

之を要するに、平安朝の初期と末期に於て、既に大體に於て伊勢路と美濃路との相違、箱根と足柄との差違ありしを見る。其因て來る理由に付ては、既に其个所々々に詳述しぬ。其他猶二三百年の長日月の事にもあり、且往來もさまで頻繁ならざればゞ、從つて道路も自ら天變地異、地形の變遷等種々の事情によりて變移したるなるべく、惜むらくは當時の史籍之を詳悉せざれば、今は唯其知り得べき限りに於て、平安朝時代の東海道は、かゝる順路を取りしといふことゝ、兼ねて其往還の模樣を右の如く述べ了へぬ。唯吾人は、上古より最も開化の域に達したる近畿地方と、豪族等の多く割據したる關東地方との間の交通は、いかにして行はれしか、其線路は如何、其道筋は如何に付て、之を述べたるのみ。とにかく正史に見ゆる東海道は驛馬・傳馬の制も確然として、交通機關備はり、交通線路も全かりしが如きも、實際此等伊勢物語・更科日記等に照せば機關は奮はず、盜賊は橫行し、旅宿なるものはなく、一國の國司の如き、高等なる地方官の赴任は、多く村々の長者の家を臨時徵發する如きも、猶時には茅屋の空家に露宿をなさゞるべからざる事すらありしが如し。更科日記の作者は、上總より京都に入るに百二十餘日を費したり。伊勢物語の作者は、宇津山の

如き山に於て其寂寞に驚けり。其他今昔物語の如き道路の危險を語れるもの少なからず。此等を以てみるも、當時の東海道なるものは、至極不便極まり、京都と關東との往來の至難なる事、實に甚しかりしを見るなり。此の如くにして、上古の時代に於ては、關東地方に多少豪傑の據居せるに拘らず。其相互の交通不便にて機關の備はらざることと、またいふに堪へず。實に今人が汽笛一聲新橋をはや我が汽車ははなれたりといふ如き事のみを知る人には、實に夢想だにせざる所といふべし。

（明治三十五年）

鎌倉時代の東海道

鎌倉前の東海道

賴朝開府後の東海道

鎌倉時代の交通につきて概略述べやうと思ひますが、その奥州の方面につきましては、別に坪井博士がお話がありましたから、こゝでは東海道の樣子について申上やうと思ひます。尤も本題につきましては、曾て歴史地理誌上に書いた事があり、且つその後別に新しい調も致しませぬから、今はこれを省略して申上げるまでゝあります。元來上古はまだ東西の交通が餘り頻繁でありませんから、道路の修築も行屆かず、旅宿の設備なども至て不完全で、歴史上には驛馬・傳馬の制も整然たるやうでありますが、實際は山に路なく川に橋なく、盜賊は横行して旅行は甚だ不安不便の有樣でありました。然るにこの時代に入りましてからは、源賴朝が新に偃起して關東の故舊豪族を集め、平氏を西海に逐ひて、根據を鎌倉にすゑるやうになりまして、京都との來往も頻繁となり、東海道の狀況は前代に比して大に活氣を添へるやうになつたのであります。やがて鎌倉に幕府が開かれ、武家政治が起るやうになりましたが、猶京都には天皇があつて、大權はこゝに留まつてをるのでありますか

通信機關

飛脚の行程

ら、相互の交通もおのづから多くなりまして、東海道は將軍の上洛や公卿の下向のために一段の殷賑を極めて、來往が甚だ盛となるやうになりました。政治の實權が京都を離れると共に、驛傳の樞軸も亦鎌倉に移つて、すべてが幕府の號令の下に動くことゝなりましたので、自然に交通の便も一層加はつて道路も修築せられ、山路橋梁等もよほど完全になつたやうであります。當時京都・鎌倉間の往來が頻繁となつて、京都の人が鎌倉に來る、鎌倉の人が京都へ行くといふやうになつて、互に來往の盛となると共に、相互の間に通信機關の必要も生じますので、この事業も非常に發達するやうになりました。この目的を達せんが爲には、此頃すべて飛脚便によつたやうであります。吾妻鏡に散見する所で見ますと、文治三年十二月には飛脚行程を七日と定めてあります。之を更に同書に見える諸段に參考してみますと、まづ七日は普通の行程と思はれますが、其最も早いのは、僅々四日間で達してをるものがあります。卽ち延應元年五月廿三日に、赤木左衛門尉平忠光が六波羅飛脚として鎌倉に參りましたのに、二十日未刻に京を出で、廿三日申刻に到着してをります、吾妻鏡作者も「殆如飛鳥」と評してをる。其外五日間にて來たものは少くありません、仁治三年五月、泰時の死を京都に告げました時は十五日に出發して十九日に着してを

普通旅行者の行程

る、實治元年六月五日泰村・光村及森入道等の誅せられたる時は、九日に京都へ着してをる。又六日間を要したるものには、實治元年六月九日、上總介秀胤の誅せられたる時、その十四日に飛脚が京都に着してをります。又百練抄仁治三年正月廿日の後嵯峨帝踐祚の條に、「今月九日以後空位十二个日被待關東飛脚之間也」とありますのは、飛脚行程六日の意味でありませう。これでみますと、大抵當時の急飛脚と申すものは、京鎌間を四日乃至八日位にて達したものゝやうで六日位がこの平均程であるやうであります。併し一ッ吾妻鏡の文治二年十月十六日の條に、雜色鶴次郎が上洛して、木工頭範秀朝臣が伊豫守義行に同意したので、これを北條時定に訴へに來た時に、行程三日と定められたと申す事があります、これは非常な早いもので、果してこれが實行せられたかどうか、外にこの例もありませぬから分りませんが一日行程四十餘里、隨分行けない事もありますまいが、よほど困難でありませう。これが行はれたものならば、まづ一番早い例と致します。

又當時普通の旅行者は、幾何の日程を以て旅行したかを當時の日記紀行によってみまするに、建久元年賴朝の關東へ下向した時は、十二月十四日に發し、廿九日に着してをります、卽ち十六日間を要したやうであります。海道記の著者は貞應二年

四月四日に京都を發し、同十七日に鎌倉に着して十四日間を要してをります。十六夜日記の著者は建治三年十月十六日に京都を發し、廿九日に鎌倉へ着して、これも亦十四日間を要してをります。まづ此等を以て當時東海道を旅行した人の費した日數を知ることが出來ます。

是より以前に、文治元年十一月頼朝が驛路の法を定めて、東海道の宿驛で伊豆・駿河以西近江に至るまでの間は、權門勢家の莊園たると否とに拘はらず、皆命じて傳馬を出さしめました。建久四年二月、頼朝又雜色足立清經に命じ、鎌倉・京都間の路次驛家渡船の事を監理せしめ、所々に新驛を增設し、途上の各驛に京鎌間往復の早馬及び御物送夫を管せしめ、人夫は大宿に八人、小宿に二人を課し、又沿道諸國の守護に命じて夜行番衆を置き、交番を以て旅人の警固をなさしめ、三浦義澄・北條盛時に命じ、宿次・傳馬・送夫等の事を司らしめました。是から後に建保の頃にも、時々關津渡船の便利を圖らしめた事があります。こんな風に頼朝は最も驛路の事に注意し、殊に此東海道は第一の要路に當つてをる事でありますから、最も意を用ゐたやうでありますす。北條氏も泰時・時頼の如きは、民政上に留意した所でありますから、自然驛路の事にも力を盡したでありませう、彼の東關紀行に泰時が三州本野原に柳を植

ゑたる事の見えてをるのは、亦殖產と共に道路改修の一でありませう。然し賴朝當時のやうに驛遞の政は擧らなかつたものと見え、既に嘉禎の頃、東海道に賊徒出沒して旅客を惱ました事があり、或は京鎌間往來の脚夫等、屢行人の駄馬を强奪し、百姓を苦しむる事が多いので、或時は路上に旅客の隻影をも認めなかつたといふ事さへありました。これより北條氏の中世以後は一層甚しく、文應の頃には、諸國の家人等も亦專橫を極め、上洛夫駄の料或は大番役と稱して、貧民に苛法を課するが如き事もあり、爲に百姓不平の聲甚だ高くなりました。弘長中將軍上洛の時、其賦役を百姓に課し、百姓逃遁せば其後を鄉里に課すといふ後の助鄉のやうなものを起し、爲に東海道沿道の人民の如きは、一層苦めらるゝ事も多かつたやうであります。又此頃東海道各驛に備へたる二匹の早馬を、京鎌間往來の諸使が屢濫乘し、爲に東海道各驛の騷擾一方ならず、又將軍荷物送夫申請の事は皆雜掌に一任してあるから、此等の者が私利を謀つて驛夫を多く使役し、海道の苦痛を受くる事甚しかつたので、弘長元年二月令を下して、爾後早馬は臨時の時にあらざれば發すべからず、と定めました。更に元弘三年八月には、近頃恒に早馬及御物遞送と稱し、旅人の人馬を强奪し、雜事を驛家に課する如き事がある、自今早馬と稱するも過書を帶びないもの

には出すべからずと定められました。

鎌倉時代の末葉に及んでは、天下が大に亂れたと共に、沿道の守護地頭は唯私慾を專にし、旅人の嚢中を絞り、百姓の愁苦を增すに力を盡したばかりで、社會の人心は愈腐敗に傾き、幕府が時々右の如き禁令を出しても、大概行はれない。旅行の不安甚しく、苦痛言語に絶するばかりになりました。此等驛路頽廢の事實は、決して之を輕輕に看過すべきものでない、堂々たる往還に白晝群盜横行し、領主私利私曲を謀つて、苛税を課する如きは、啻に人民の旅行心を發達せしめないばかりでなく、自然人民が社會の大改革を希望するやうにもなるのであります。これで北條氏末葉の驛遞制度の頽廢は、又即ち元弘、建武紛亂の一源因となるものといふべきでありま す。今左に當時の東海道と申す官道はどの道をとつたのか、おのづから後の室町や江戸の道路とは違つてをりますから、地理的にその驛路を述べやうと思ひます。

當時の海道は如何なる路筋をとつたか、その驛次につきましては、嘗て詳しく歴史地理誌上に說いた事がありますから、こゝにはその概略をかいつまんで申上げておかうと思ひます。當時の旅行の模樣を書いたものは、餘り材料がありません、僅に當時の人の旅行日記がありまするので、是等記錄や日記に對照して考へるより

東海道の驛次

京都出發

近江

鈴鹿路と美濃路との分岐點

外致方がないのでありますまづ平家物語・源平盛衰記・吾妻鏡・海道記・十六夜日記・東關紀行等は最も海道の狀況を詳になし得る材料であります。

當時京都を出發して、まづ粟田口から逢坂越にかゝつたものであります。逢坂山の入口に四宮河原といふ所がある、それから逢坂の小關(今の追分村邊でありませう)を通過し、山を踰え、逢坂の關を過ぎて、大津に出ます。それから打出濱・粟津原などを過ぎ、勢多橋を渡つて野路驛に入るのであります。此驛は當時近江では最も有名なる地で、野路の篠原など申して、歷代の歌集にも多く見えてをる所であつて、京都を朝晩く出發した者は、大抵此所で宿泊するので、まづ最も容易なる一日程(六里餘)でありませう。當時この驛が要衝となつたわけは、江戶時代に中山道と東海道との分岐點は、草津であつたのですが、此頃はまだ草津は宿驛でなくて、その南方十町許にある野路が繁盛であつたのを見ると、當時鈴鹿道と不破道との分岐點が此所にあつたものでありませう。今野路の東北四町許の志津村大字追分といふ所がある、この村が卽ち分岐點で、野路は兩路の貨物を集散した地でありませう。當時の旅行者は、普通公道はこれから不破道をとつたやうでありますが、又鈴鹿道を行つた海道記の著者のやうなものもあります、蓋し鈴鹿の土山越は、平安朝末に出來たもの

ですから、また所謂綠林白浪の難も多く、又尾勢の間木曾川を渡るべき不便もありますから、大抵は美濃路によつたやうであります。

鈴鹿方面は姑く措きまして、公道たる美濃路の方を申せば、野路の北に守山驛があります、十六夜日記の著者はこゝまで來て泊つたやうであります。それから野洲川を渡つて、篠原驛である。こゝは延喜式以來の古驛で、有名なる篠原堤へ出るのであります。次が鏡驛で、傍に有名な鏡山がある。建長四年三月宗尊親王關東御下向の時に、京都からこの驛まで來て泊つて居られる、京都からこゝまで九里二十町許で、辰時頃に京都を出發すると、普通の旅ならば、まづこの地位が宿泊すべき順序である。鏡から馬淵里を過ぎて武佐寺のある武佐村に出ます。吾妻鏡に賴朝の關東下向の時、宿であつた小脇と申す所がある。この小脇といふのは今中野村の大字にありますが、少し迂回のやうであるから、恐くはこれではあるまいと思ひます。或は武佐村の事をしか申したかも知れないのであります。

それから四十九院宿と申すのが、吾妻鏡建長四年宗尊親王關東下向の條に見えます、今犬上郡豐郷村の大字にある地がさうであります。その次が小野で、所謂小野細道露拂ふの地であります。次に醒井へ入るのですが、中山道は磨鍼嶺を越えて番

場宿を通過します。寛元四年七月賴經の歸洛には、二十五日馬場とあります、それに宗尊親王の下向、賴朝の下向の時には、箕浦で泊つてゐます。これは今坂田郡息長村の大字で、磨鍼嶺の險を避けた今の鐵道の通過してをる方の路であります。蓋し當時は兩方ともに通過したものでありませう。名高い醒井の水を掬して參ると、その次は柏原で、それから美濃關山へ入込んで、萱屋の板庇で浮名を流した不破關を通つて次に野上宿に入るのであります(今の不破郡關原村の大字)その次が金井で、その東一里半許に青墓村があります。建久元年賴朝上洛の時は、青波賀とあるのはこの所であります。この驛は次の杭瀨川驛とつゞいてゐたのであらうと思ふ、この驛は今の赤坂に當るので、赤坂から安八郡に出る間の川を株瀨川と申すからの名で、古來名高い驛であります。赤坂の東南半里許に笠縫村がある、今安八郡北杭瀨村の大字で、十六夜日記に笠縫のむまやとあるが即ちこの地であります。元來この邊は河川が多くて、木曾川も亦屢氾濫するので、道路も常に不完全で、又道筋も變ずる事が多く、普通東海道としては、垂井から美濃路をとつて尾張に出るのでありますが、當時の東海道は今の中山道へかゝつて、青野・青墓・赤坂と出て、株瀨川を渡つて大垣の北笠縫村に入つて、それから墨俣へ出たものゝやうであります。その次は墨俣驛

尾張

鈴鹿路

三河

で、次に尾張へ入ります。

尾張に入つて初の驛は小熊で、今の羽島郡小熊村である。次は黑田驛(今葉栗郡、黑田町)次に下津(又折津、折戶に作る)次が萱津といふ順序であります。萱津は今の名古屋といふべき伊勢路と美濃路の分岐點で、海道にて重要なる驛の一であつたやうであります。今名古屋の西に海東郡萱津村がある、卽ちその地です。

伊勢路は、鈴鹿の嶮や木曾川の難はありますが、路程は近いので、往々これによつた者があるやうであります。此道はまづ近江の野路驛で分れて、多少今の道とは異同があるやうですが、大岳(今の水口なるべし)を經、鈴鹿にかゝり、遂に尾張海西郡の市腋(今の市江)に出で、津島の渡で木曾川を渡り、萱津に出て居る。この邊の木曾川の流域にも變動がありますが、今は之を略しておきます、まづこれで、萱津で美濃路と合して一筋となつて東へ向ふのであります。

萱津以東も海岸線に多少の變動がありますが、結局は鳴海潟を望み、山海相接する間を過ぎて、今の鳴海町の東なる相原に出で、之より沓掛村を通過して尾參の境なる境川を渡つて、業平の東下りで有名な八橋に着ます。次が矢矧宿で(今の矢作村)次に額田郡と寶飯郡界なる宮路山を踰え赤坂宿に着します。次に本野原を通過し

て豐河宿に入ります。(今の豐川町大字古宿)。これから二道あつて一は本坂越に出で一は豐橋の地を經て高師山にかゝるのであります、併し大抵は後者をとつたやうであります。然るにこの豐川宿は仁治の頃から廢せられて渡津に代つたものと見えます、この地は今はよく分りませぬが、まづ小坂井村大字宿が之に當るでもありませう。

これから遠江へ入つて、延喜式の猪鼻驛に入ります。この地方は度々地勢の變遷がありまして、よほど地勢が變つてをりますが、ほゞ今の新居村附近に橋本宿がありました。この地には遊女なども居つた事が吾妻鏡に見えます。次が廻澤原(舞坂)次が引馬宿(延喜式栗原驛にて今濱松の引馬坂の地)次が池田驛、これから天龍川を渡つて遠州の國府(今の見附)に着する。次が懸河(今の掛川)それから山口(今の日坂)を經て佐夜中山を踰え、菊川宿を通過して、今の金谷方面へは出ないで、牧野原の方へ出て、延喜式の和倉驛にかゝつて、玆で大井川を渡つて駿河に入るので、今の東海道より遙に下流の方を渡つてをつたものに見えます。尤もこの川も當時と今とは流域に甚しい變遷がありまして、昔は今よりモット東の方へ向つて流れてゐたのでありま す。爲に駿遠の界は遙に東へ依つてをつたものと見えます。故に道は初倉から

大井川

駿河

前島(今青島村の大字)へ出たやうであります。然るに大井川の川幅廣くて、京鎌間の公道として、飛脚等の通行するには、甚だ困難であるから、別に初倉から島田へ道を作つて出たやうである、故に當時の公道は島田へかゝつてをるので、吾妻鏡の建久頼朝下向、寛元頼經歸洛、嘉禎の宗尊親王上洛のとき、いつもこの地を通過して居ります。併し餘り迂回であるから、普通は前島宿へかゝつてゐたやうである。次に藤枝を過ぎて岡部であります。岡部から宇津谷を踰えて丸子宿に出るのでありますが、この道は王朝時代には公道でなく海岸を通過してゐたのですが、海岸の道は甚だ不便であるので、その時代には宇津谷を以て公道としたやうであります。この丸子の地は手越家綱が奥州征伐の功によつて、此れに邑を開き浪人を招いで驛家を建てた所でまだ小宿に過ぎなかつたのであります。殊に近く手越の驛があるので、こゝは重要でなかつたのでありますが、江戸時代になつて、手越が廢せられて、丸子が宿驛の一となるのであります。手越は當時著名の驛で、將軍の上洛下向の宿泊所となり、娼家もあつて中々殷賑を極めてゐたやうであります。手越の次は阿部川を渡つて、駿河の國府に入るのであります。

國府以東關東往還記に瀨無川宿中食と見えますが、これは恐く庵原郡世奈村大

足柄路と箱根路との分岐點

字瀨無川、即ち是で、現今の街道より少しく北を通過して江尻に入つたやうである、江尻から海濱に沿ふて、清見關の趾を過ぎ、興津濱田由比濱を經て蒲原驛に入ります。この地は手越・黃瀨川間の重要驛で、吾妻鏡の宿次にも多く見えてをります、江尻から蒲原までは海と山との間でありますから、通路も甚しき變革はありませんが、これから以東は富士川の流域である爲に、地形は屢大變動があり、河流は數派に分れ、この邊を橫流してゐたものと見えますから、道路は今古の變動はよほどありませうが、今一々辿ることは出來ません。千本松原から原中宿(今の原町か)を通過して、車返に出ます(車返は今の沼津三枚橋の邊か)その次の宿が黃瀨川であります。この宿は今廢せられてどこか分りませんが、清水村大字長澤と大岡村との邊がその遺址と思はれます。

黃瀨川は足柄路と箱根路との分岐點で、箱根を踰えやうとする者は、之より伊豆國府(三島)にかゝり、足柄を踰えやうとする者は、これから藍澤(今の竹下の邊)にかゝるのであります。當時この兩路の中、何れを公道としてゐたかと申すに、元來箱根路は平安朝前には開かれない道でありますが延暦二十一年五月富士山噴火して、足柄路を壅塞したので、之れから箱根を開きましたが、その翌年再び足柄を開いて、こ

相模

箱根路

の兩路は共に行はれてゐたものであります。足柄路は箱根に比せば、もとより迂回でありますが、箱根の樣に險岨でなく、殊に古くから行はれた路でありますから、當時猶普通の公道としては、必ず足柄路をとつたやうであります。この路は吾妻鏡の宿次で見ますするに、第一は藍澤驛であります、藍澤は一に鮎澤とも書きまして、今の竹下であります、吾妻鏡に鮎澤竹下御宿とあるのによつて分ります、延喜式の横走驛もこの所でありませう。之れから足柄峠にかゝつて、矢倉澤・苅野などを經て、關本に入り次に酒匂といふ順であります。酒匂は鎌倉から凡そ十里で、まづ當時の一日程で、建久頼朝上洛、嘉禎頼經上洛には往復ともこゝに宿してをります。

箱根路は嶮峻ではあるが、遙に近いので、十六夜日記の如き婦人でもこの道をとつてをります。伊豆國府から葦河宿に出るとあります、この葦河宿は今の元箱根で、箱根宿は江戸幕府が元和四年の創設ですが、こゝの傍の元箱根は當時の宿であつたと思はれます。之から權現の社頭を過ぎ、二子山の西麓を廻り、蘆湯權現坂などを經、鷹巢山城山の峯傳をして、湯坂を降つて湯本へ出で、酒匂で以て足柄路と合する道順と思はれます。

酒匂以東は鎌倉へ入る迄に、國府津宿・小磯・大磯・唐上原・平塚・懷島・片瀨・腰越を經、稻

江戸時代の官道との比較

村崎の海岸を通過し、由比濱に出で、若宮大路から鎌倉の中央に入るのであります。

以上は大略當時の東海道の道筋と宿驛とを地名に考證しつゝ述べたのでありますが、大體に於て官道たりし道筋は今の東海道鐵道線路と同じ路をとつたので、江戸時代の官道と比べては、美濃路と鈴鹿路との相違、足柄路と箱根路との差違があるのであります。その他細々した點に於ても、上に一々述べたやうに異同は少くないのであります。その理由は、木曾川・豊川・天龍川・大井川・富士川等の大川が、この海道には横流してゐて、今でさへどうかすると鐵道が留つて、再び昔の形を再現するやうな有様でありますから、それが爲に、街道も屢變遷するの已むを得ぬやうになるのであります。今から考へてみては、意外な程で、時としては立派な市街宿驛すらも、地勢の變遷又は諸種の政治的事情の爲に廢せられて、跡方もないやうになつてしまつたのもあるのであります。殊に木曾川の流域、大井川の流域及び濱名湖口の如きは、地勢變遷の爲に受けた最も甚しい例であります。

まづ道筋の大概はこの通でありますこんな風に、當時の東海道は、割合驛傳の制も整ひ、道路も修築せられ、宿舍も將軍の來往などのある爲、よほどよく整つて居たも様ですが、德川の太平の世で參勤交替などあつて來往の絶えぬ時代でも、海道の旅

行は中々困難で、山や川や天然の妨害を受けるし、宿舍では種々の無賴漢が危難を旅行者に與ふるやうに、當時でも無論こんな事は多くあつたやうであります。宿舍も將軍の往來などには、隨兵などを合すと三百人以上の人數でありますから、宿驛毎にあらん限の民家を以て宿泊所にあてたやうであつて、詳しい事は分りませんが、甚しき不便はなかつたであらうと思はれます、併し彼の賴經將軍嘉禎上洛の時、北條實時が橋本驛で諸人が勝手に宿を定めたので、泊る所がなくて舞澤の松原で露宿をしやうとしたといふ事があれば、小驛では宿泊所の供給が不十分で困つた事も多かつたであらうと思はれます。まして普通旅行者は、隨分困難であつたに相違ない、海道記を見ても、樹下石上に夜を明し、萱屋の下にやすみ、或は甚しき廢屋で、居ながら月影を見るなどの家に宿したこともあつた樣である。要するに、多少旅館のやうな者もあつたやうであるが、多く民家寺院などに賴みて泊するものが多かつたやうで旅宿の設備も甚だ不完全と見える。併し遠江橋本・池田、駿河手越・黄瀨川、相模關本などには遊女が居つて、旅情を慰むる事があつたやうである。この外にも猶所々にあつたであらうと思ふが、とにかく不完全とはいふものゝ、日本第一の往還で東西の連鎖となる街道であるから、當時の文明の程度で、旅人を慰安せしむる

までには發達してゐたやうでありますその途中で最も妨害をなす河川は、やはり渡船か浮橋或は馬で渡すやうであつたやうです、十六夜日記に、天龍川を渡る所に、組合せたる舟唯一つにて、多くの人を渡す事あり、東關紀行に、この川で船が屢覆る事をいつてあり、或は洲俣川が、筏の如き浮橋にて渡ることなど、又浮橋の事も所々に見えます、これで以て川渡の樣子も大略想像がつきまして、その困難は一方ならぬ事であつたと思はれます、しかしこれは江戸時代はもとより明治の今の世でも隨分困難な事ですから、當時は無論已むを得ぬ事と思ひます。併し前にも敍べました通り、賴朝時代はよほど驛傳の制も整つて、海道筋も平安であつたやうですが、幕府が末になればなる程、中央政治の頽廢と共に、愈私慾を恣にする地方官や、又は街道を横行する無賴漢の爲に、旅人の困難を受けた事が多いやうに思ひます、路上の狀況等につきては、尙詳しく述べたいと思ひますが、又異日を期すことに致しませう。(明治四十一年)

江戸時代の海運事業

海運事業といふことは、海事史の研究上最も必要なことに拘らず、今まで餘り精細に研究された方も御座いませんので、私は寧ろこれは專門の方では御座いませんが、已むを得ず、臨時に引受けることになつたのであります。自然餘程慊らぬことも御座いませうが、それは豫め御免を蒙つておきます。殊に江戸時代の海運事業としてお話をすることは、主として鎖國以後のことで御座いまして、海事史上に於て最も消極的の時代で御座いますから、お話することも自然さう奇拔なことは申上げられません、此の暑い際に多少お聞き苦しいかも知れませんが、これも御斷りを申して置きます。

先づ私のお話申すことは、第一に海運事業を開くまでの有樣を序論と致し、それから江戸と奥羽との間の交通、大阪と江戸との間の交通、それから共の他諸地方の交通といふ順序にお話しやうと思ひます。

南北朝以來我が國民の航海事業といふとは、非常に發達して來て居りまして、海

賊となつて我が沿海地方を航し、進んでは支那・朝鮮の地方の海岸を侵略するとが盛に行はれましたが、更に江戸時代の初になつては、遠く南洋地方に行つて渺茫たる太洋に小さい船に帆をかけて航海を企てゝ、いろ〳〵冒險的の事業が行はれました。それが爲に、航海術は非常に進歩して居りまして、冒險的の精神が大に養成されて居つたものであります。織田・豐臣時代に漸次遠洋航海に從ふもの多くなつて、殊に外國人もやつて來る、西洋の事情を說くものもあるに從つて、我が國民の進取的の念を鼓舞するやうになつて、大村・有馬兩氏が羅馬遣使一條となり、又降つては伊達政宗が支倉六右衞門を羅馬へ遣はし、德川家康の海外貿易を奬勵したので、商人が南洋地方に航海するものが多く出るやうになりました。彼等は皆極く脆弱なる船を艤して、遠く支那海の波濤を截つて、安南・暹羅・呂宋・スマトラ地方まで航海するものがあり、又ノバイスパニヤ(メキシコ)までも行つたものもありました。斯ういふやうに、進歩して來たところの國民の遠洋航海の精神といふものも、一朝德川幕府が基督敎を嚴禁すると共に、航海を嚴禁してから、忽ち大頓挫を來したのでありります。彼の島原の亂以後、江戸幕府は斷然鎖國の方針を取つて、外國に航海するものは、嚴罰に處するといふ掟を布かるゝやうになつたのであります。さういふ風にな

大村・有馬・伊達諸氏の羅馬遣使

航海の禁

航海事業の萎縮

りましたから、船も皆遠洋航海をする考へが無くなつて、陸に極く近い所を廻はる船ばかりになつて仕舞つた。又幕府が大船を造ることを禁じ、外國渡航を禁じたので、我國人は向ふへ行くことはなくなつて、偶々和蘭人とか支那人とかゞ來て、長崎で貿易をする位になりまして、折角室町以來だん〳〵進歩して、更に江戸時代に於て未曾有の發展をした我が國民の遠洋航海の精神が、全く頓挫を來たし、國民の海事思想といふものが壞れてしまつて、海運事業の發達にも甚しき蹉跌を來したのであります。爲に曾ては非常な活動をしたところの元氣も全く消滅し、昔伊達政宗がどうしたとか、山田長政がどうしたとかいふやうな話は、一部の史談として留まるやうになつて、遠洋航海といふものも、一時の幻影として消失せるやうになつて「船を出しやらば夜更けに出しやれ、帆影見るさへ氣に懸る」とやうないふ有様になりました。さういふ風で折角進んで來た航海事業の發展も、全く萎縮して、唯東洋の天地で鎖國の夢を貪るやうになつたのであります。乍併今までかく進んで來たところの勢といふものは、此の儘で止むべき譯のものでない、我が國は海國でありまして、古來航海上のことは非常に發達して居つたのであります、此の事は段々毎日の講演でお聞きで御座いませうが、我が國の海に於ける歷史はさういふ歷史を持つて

居る。今や幕府の命令の爲に。雄飛の精神が壓迫された上には、國內の航海に向つて發展すべきは自然の勢であります。殊に從來戰國の世には、群雄各地に割據して、各、境を固めて、濫りに他國の人を入れないといふやうな有樣でありましたから、海運事業といつて、遠方から品物を運ぶやうな統一的事業の如きは、途中で奪はる心配などもありますから、群雄割據時代には、大に衰へてゐたのであります。乍併豐臣氏が天下を統一して以來は、陸路上の交通も便利になり、いろ〳〵な陸地の封鎖も解ける、海上の閉鎖も解けるといふ有樣であり、江戶幕府が開けてからは一層盛に航海も出來るやうになつて、海運の事業も發展の運に向ひましたが、たま〳〵鎖港令が出て、この事業に蹉跌を來たした。然るにこの時に當つて江戶は卽ち幕府の所在地で、事實上全國の首府たる有樣で、交通の中樞になつて居るところである、段々と戶口が日々增加して來まするし、百貨運輸の中心となつて居つたのであるから、需要が多いと共に、總ての貨物が玆に集まる、路上の交通が頻繁であると共に、海上の運輸も一層盛になつたので、江戶灣、今の東京灣は商船が集まる所となつた。從來大阪地方に集まつて居つた船が、此の江戶灣の海上に多く現はれる樣になつたのでありまする。卽ち西は大阪を中心とし、東は江戶を中心として、沿海の海運業が非常に

國內の航海に向つて發展す

江戶灣は交通の中樞

發達しまして、從來我が國民の海上に雄飛した精神は、鎖港令以後僅に此の海運事業といふものに跡を殘す樣になつたのであります。驪て德川氏が內地を固める政略が著々と功を奏して來まして、外國船の渡來することもなければ、外交上の心配もない、唯國內諸大名を操つて居ればよい、其の諸大名もうまく幕府の指揮下に從つて居る、國內の心配は更に無くなつて、天下は泰平となつた。それと同時に、國內の交通機關も段々と整頓されまして、從來群雄割據の世に梗塞して居つた運輸も、今度の幕府が開けると共に、總て道がついた樣な有樣であつた。卽ち江戶の地に、總ての物貨が集まる、集まるに從つて、陸路の運送ばかりではなか〳〵思ふやうには行かない、海國たる日本では何うしても海上の運送といふことがなければならぬといふところからして、既に家康が大阪を平定して後、元和の頃からは、だん〳〵內地の海運が盛に行はれ、阻滯なく發展して參りまして、寬永の鎖港後も、內地の海運ばかりはなほ段々發達する有樣でありました。殊に海外に向つた勢がこの方向に注がるゝ事になりましたから、大阪から瀨戶內近傍の海運は、愈盛大に向ふやうになりました。然るに寬永の鎖國令が出た爲に大船を造ることも出來なくなつたから、海事思想は段々衰へて、海に對する恐怖心が增すやうになつて、此儘に捨て置けば、や

内地海運の進歩

鎖國令の障害

奥羽二州と江戸との間に於ける海運

初期に於ける海運

がては我が國民の海上の考が益〻萎微する傾となり、江戸・大阪間の海運の如き外海の航海に至ては、未だ容易に盛にはならなかつた。況んや、奥羽二州の如き邊境の方面に於ての航運は、まだ到底進むべき機運に向はなかつたのであります。

然るに此の奥羽二州、陸奥・出羽の國といふものは、東北の邊境ではありますけれども、土地が廣いものであるから、いろ〳〵の天産に富んで、五穀の蓄へがあつて、天下の强と稱せられて居る地方である。乍併何分にも人が少ないので、米が澤山出來ても、それを食ひ盡すことが出來ない。之に反して江戸の方では段々と開けて來る。に從つて、需要も澤山あれば、供給もそれに副はなければならぬ有樣になつて來た。丁度奥羽二州に剩つてをる五穀を何うかして江戸に運ぶ方便を講じたならば、双方の利益であるº陸路では遠境の地であるから、現今の樣な汽車の便もありませぬ世の中の事故、大貨物はどうしても海運によらねばならぬ。然るに前申す通り、だんだん海に對して恐怖心が増してをるものであるから、之を運ぶ勇氣がない、又種々の危險が伴ふものであるから、唯極々姑息な方法をとつて多少の輸送はやつてをるが、殆ど役には立たない。卽ち奥羽を出帆した船は、下總の銚子口に遣つて來て、それから利根川を遡つて又關宿へ行つて、更に江戸川を下つて、始めて江戸に著くと

いふことでやつて居つた。又出羽を解纜したものは、先づ北海へ出で、越前の敦賀津へ著いて、敦賀から陸路七十里の山中を經て、琵琶湖に出で、大津に著して、又陸路で桑名の方へ出て來る有様で、誠に不便なことをして居つたものであります。途中陸路により又は河川に入るものでありますから、到底大輸送は出來ない。又其の間が暇がかかつて如何にも長い間のことでありますから、自然に五穀が或は雨によつて濕るとか、海水によつて濕りを受くるとか、或は途中で人を傷ける事も、船を毀はすこともある。年々其の船の沈沒することは澤山な數であつたのであります。のみならず、此の時分の運輸は、總て入札でやつて居つたのですから、一番廉くやる者が引受けて、非常な競爭が出來る。競爭の出來た結果は、甚だ誠實を缺いて、自然よい船とか、良い水夫とかを使ふことが出來ない、それに又餘計に物を積む、無理なことをして、無暗に早く行つて、早く成功しやうといふことになるから、風が吹き波に逢へば、まづ頼まれた荷物よりは、自分の身を遁れることが主となる。或は途中で米を盗むなどもありまして、弊害が百出したのであります。そこで幕府は何とかして、之を整理しないといけないと、前から認めて居つたのですが、まだ良い機會がなかつたのであります。ところが、四代將軍家綱の時代に、江戸の豪商で河村瑞賢といふ人が御

幕府の命を奉じ奥州の官米を江戸に運ぶ

共の準備

座いました。幕府は此の人に命じて、海運の整理をしやうといふことになつたのであります。此の瑞賢といふ人は、商人でありますが、なか〳〵悧巧な人で、幕府の命を受けて、早速いろ〳〵の施設をなし、卒先して航海事業を開くことになつたのでありますそこで瑞賢の方策は何ういふことをやつたかといふに、先づ其方策としては、堅牢な船と熟練な舟夫を備へて、港灣の修理、運搬の方法及び水夫の規律等を定めて、運輸の保安を計るといふ方針で、計畫をしたのであります。そこで瑞賢は幕府の命令を受けて、奥州信夫郡、桑折・柳川及び福島の官米數萬石を回漕することになりました。乃ち瑞賢は從來の弊習を一洗して、前申した方策によつて、熟練な水夫を用ひ天候を擇び、沿海の古老に詢つて商船を買ひ、それに官幟を立てゝ幕府の船であるといふことを標榜して、從來の航路を一變し、今度は福島から阿武隈川を下つて、阿武隈川の河口の荒濱から、常陸・下總の海岸を通つて、安房の海岸を通つて、相州の三崎から江戸灣に這入り、江戸に到着するといふ航路をとることにしまして、其の準備としては、(一)途中に平潟・那珂・銚子・小湊に立務場を設け、そこで先づ船、漕夫等を檢査し、又覆溺破損及び漕夫の奸僞等を調べ、米を途中で盗むやうなものが有りはしないか、船が破損して居りはしまいか、いろ〳〵さういふことを檢べることをきめ

大方針

て、(二)若し船が途中で難破したならば近傍の浦役人に報じ、浦役人は來て米の沈んだのを拾ひ上げるだけ拾ふて、少し腐つたものは、糶賣をさすといふ事を定めたり、(三)又幕府からは、沿道の諸侯に命じて、河村瑞賢といふものに海運を命じたから、貢米運送船の幟の揚つて居るのを認めたならば、充分保護すべしといふ命令を出しました。斯くの如く準備をして、伊勢・尾張・紀伊邊の商船を雇ひ、精練なる水夫を擇び、又途中の海道を心得、風候を知つてをる者を擇び、又一方では船夫の妻子を能く保護して遣つて、水夫がこの命がけの仕事を喜んで出來て、更に後顧の憂ひのない様にするといふ事を一つの條件にして、水夫を雇ひました。其他瑞賢が施した準備は、なか〳〵よく整つたものでありました。然し要するに、その大方針は僅かな費用を惜まずして、大に利益を得る考へで、所謂大計の前に小費を惜まぬといふ方針であります。その外、水夫に船中にては十分謹愼すべきことを命じ、賭博などは一切してはならん、又暴風に遭つた時には、こんな風に處置をせよといふやうな細かい事まで、瑞賢は一々船夫に命じて、愈貢米をドッサリ積み込んで、奥州を出發することになりました。瑞賢は寛文十一年三月に、江戸を出發して、四月に信夫郡に到着し、直に米を積込んで阿武隈川を下つて、荒濱に到り、それから役人を方々の港灣に配置して、

出羽最上郡の官米を江戸に運ぶ

共の準備

船が今此處を出發し、向ふへ行つたといふ事を飛脚を以て次の港へ知らせる事を定め、種々の打合せをして、自分は陸路江戸へ歸つた。やがて船は凡そ百五十里の海路に、風濤の險を凌いで、その七月に一升一合の米をも損失せずして、無事に舳艫相銜んで江戸灣に這入つたのであります。是は瑞賢が全くの手柄であつて、方略が宜しきを得た譯であります。そこで幕府は、餘り結果がよかつたので、又瑞賢に出羽最上郡の粮米の數萬石を、江戸に回漕して見よといふ命令を與へました。瑞賢は又今度は、信夫郡からとは異つて、一層難事業であります。蓋し當事青森海峡といふ者は、通る事が餘程困難な所で、殊に海岸線の出入が多くて、かゝる沿海廻航には、甚だ危險が伴ふので、瑞賢は矢張り北陸道から山陰道の沿海を通つて、下の關に出で、瀬戸内海を通つて、大阪に寄つて、紀州の南から遠州灘を通つて、さうして江戸に這入るやうに計畫を立てました。隨分な迂回でありますが、此方が餘程安全であります。とにかくなか〱大事業でありますが、瑞賢は其の實行の準備を始めました。今回も前の如くいろ〱周密なる設備を整へて、出來るだけ海道の敏活を計るとをしたのであります。それに準備としては、先刻申した事の外に、奥州の方の粮米を運んだ時と同じやうに、或は立務場を設けるとか、水夫の規律を整へるとかいふ以外に、特

に骨を折つたとは、先づ一番に瀨戸內海の事情に通じた者は、何處かといへば、紀州或は讃岐の鹽飽島である。この鹽飽島の船は堅牢無比と當時稱された者で、船は良し水夫は熟練して居る、朝鮮征伐の時にも此處の水夫が行つたといふ事で、瀨戸內海の中でも此處の水夫は一番有名であります、其地の船を用ひて、水夫は此地を初め、備前の日比浦、攝津の傳法、河邊脇濱、又尾州から伊勢あたりの水夫を徵發し、又出發點たる出羽酒田には、人を遣はして袖浦の形勢を窮め、又海士瀨の潮流が急で樣子が少し變つて居ることや、又其邊の濱海數里の間は、海底深くして砂石が多い所から、數個の船を置いて危險でないやうにし、又下の關海峽は非常に困難であるから、此處は特に水先案內を置き、又志摩鳥羽の邊は暗礁が多いので菅島山上に烽火を擧て、危險を避けしめるといふ方法をとりました。船の發點は酒田であります、酒田から佐渡の小木・能登の福浦・加州の柴山・石見の湯津・長門の下の關・攝津の大阪・紀伊の大島・伊勢の萬座・志摩の畔乘・豆州の下田に夫々漕務場を置き、下田・走水・三崎・山田・堺の役人に保護を賴み、沿道各地方の諸侯に幕府から命令を出して、何うか斯ういふことになつたから、よく途中を氣を付けてやつてくれといふことをいふてやつた。そして瑞賢自から出羽まで、出掛けて、官米の積方を監督して、五月に愈〻船が酒

幕府瑞賢の功を賞す

奥羽の米江戸の市場に現はる

田を出發する事になつたのであります。瑞賢は別に北陸・山陽の漕務場を廻つて、途中から長崎に行き、航運上の樣子を見て、海路瀨戶內海を經て、大阪からは陸路で東海道を江戶に歸つて居ります。運漕船は段々續いて、豫定の航路を進みまして、七月に一升一合の米をも失はずして、遠く九百里以上の路を無事に運ぶことが出來たのでありまます。それが爲に、多年の宿弊であつた水夫の弊害などは、すべて一洗されて仕舞つて、航運事業の發達を促し、非常な好結果になつたのであります。瑞賢といふ人は海運事業に功勞のあつたばかりでなく、天和中には畿內治水の任に當り、淀川改修工事を行つた事など、いろ〳〵の功績がありますが、兎に角幕府は今回の海運事業の功を賞して、三千金を賜ふたのであります。是から陸奧・出羽にある米は、瑞賢のこしらへた方策に從つて、聊かの蹉跌もなく、續々と東北の富を西南に移す事が出來、江戶に運んで市場に出る事が出來て、海運事業は是から一層の發達をするやうになつたのであります。是に於て、寬永の鎖國の令が出てから、著しく衰へた海事思想はこの爲に再び勵まされて、遠洋航海は幕府の禁制する所で出來ませぬが、沿海の航海は、瑞賢の方策に從へば何等危險がないといふ事を知るやうになりまして、海に對する恐怖心が去り、同時に漕運の法も段々進步して、海運の事業は大に

發達をするやうになりました。實に瑞賢の此功績は、我が海事史上特筆すべき事で、海國たる我が國民の眠れる狀態より覺醒した者で、最も注意すべき事と思ひます。

こんな風で奥羽と江戸との間の漕運が活潑に始まるやうになりましたが、幕府は以前から番所を豆州下田に設けて、此處で往來の諸船を改めてをりましたが、港口が淺くて風波の時乘入難いので、享保五年に相州浦賀の方に移し、こゝで手形を改め、廻船問屋より出した印判に引合せて通船を許すことになつてをりました。幕府はまた諸國の津々浦々に高札を建てゝ、廻船式法といふものを示して居ります。

廻船式法

それで奥羽からの廻船も江戸・大阪間の廻船も、すべてこゝで取調を受けることになつてをりました。その式法といふものは、隨分詳細なるものでありますが、一寸其一般を申しますれば、船が破損した時に、近傍の浦々で荷物船を取上げた者には、浮荷物の二十分の一、沈荷物十分の一だけを與へる。或は沖の荷物が濡れた時に着船の港で、其の處の代官、手代、庄屋など立合つてよく穿鑿を遂げて、船の中に殘つて居る荷物船具等の分證文を出さしめる、若し船頭が浦々の者と申合せて、不正を謀れば悉く罪科に處す。又港に夫々船を懸け置く輩あらば、其仔細を尋ね、日和次第に出船せしむる。或は何處からか紛れて來た船及び荷船が漂着した時には、官府の船で

なかつたならば、拾つたものが或る期限が經過した後ならば、持主が出ても、其の手に返すに及ばぬ、或は難風に逢ふて荷物を捨てゝ殘りの荷物を盜み、或は船頭などが寄つて馴合つて、浦證文を差出し分配を受けた名主は獄門にするとか、或は途中荷物の船が覆つたりして難船をしたならば、さういふ際に對して何ういふ處分をするかといふ規定が詳しく出來てありまして、海上の取締がよく行屆いて、瑞賢の力で盛になつた海運事業は、愈〻進歩するやうになりました。

次には江戸と大阪との間の海運のことをお話致したいと思ひます、斯ういふ風に奥羽と江戸との方の海運事業は、河村瑞賢の力で開かれて、奥羽地方の方にある米が悉く江戸の市場に上るやうに、大層都合よくなりましたが、江戸と大阪との間はどうであるか、大阪は關西の文明の中心であり、江戸は幕府が開かれたので、是が關東の中心になつて居る。そこで兩中心の間の交通が、何ういふ風になつて居つたかといへば、無論陸路に於きましては、山があるし川があるし、或は此の時分の東海道は、伊勢の桑名の渡があり、或は大井川あり、函根ありといふもので、隨分運送には不便な有樣である。それで大阪から物貨を江戸に運ばうといふ時には、なか〳〵な骨折で、陸路で物貨を運輸することは、甚だ困難なのであります。故に大抵は、海上で

菱垣廻船

以て江戸の方に運んで居つたのである。されば兩地間の運送船は、既に早くから無論往來して居つたので、元和の初に海上の掟書といふものが幕府から出て居りまして、即ち三十一ヶ條ばかりあります。細かいことの規程がありますが、それを一々申して居ると厄介ですから省きますが、要するに何ういふことが書いてあるかといふと、先刻申した樣に、船に難破船が出來た時には何うするとか、無人島に船が揚つた時には、何ういふ處置をするとかいふことを三十一ヶ條ばかり、ズット並べて書いてあります。さういふ規程で以て、大阪と江戸との間の海運をやつて居つたのであります。玆に一つ江戸と大阪との間の海運事業を大に奬勵するものが出來てこれが兩地間の海運を大に盛に致したのであります。それは元和五年に泉州堺に問屋が二ヶ所出來たのであります、その問屋は紀州の富田浦から二百五十石積みの廻船を借受けて、大阪から木綿と油・綿・酒・酢・醬油といふ樣なものをば積入れて、江戸の方に運送をはじめました。是が抑も有名なる菱垣廻船の初めであります。此の菱垣廻船といふものは、江戸時代の海運に於て最も注意すべきものでありますが、その名稱は船に乘せたところの物貨が外へ落ちない樣に、荷物兩方の舷のところへ竹を交叉して、菱の樣な形に垣を造つて居る、その竹の編み方が恰も菱の樣な形

江戸積船問屋

になつて居るので、菱垣廻船と言つたといふ話です、恐らくそんなことだらうと思はれます、尤も是は初めから菱垣廻船と言つて居つたのでは無くして、後にさういふ名を付けたのであります。この名がつけられたのは遙に後の事で、大阪の廻船問屋顯屋某がつけたのが始であるといふことであります。この後、又寛永元年大阪の北濱に、泉屋平右衞門といふ者が江戸積みの船問屋を始めて居る、それからしてだんだん方々に廻船問屋が出來まして、寛永四年に毛馬屋・富田屋・大津屋・荒屋・鹽屋といふ樣な廻船問屋が段々大阪に出來ました。この內で鹽屋は、荷主の中から取り立てた船問屋で、船數が少きによつて攝津脇濱浦へ雇船を頼み、菱垣船の切れた時は、脇濱浦から請負つて江戸へ大廻をする。これ故に脇濱船が菱垣の代船に使用され、目印には菱垣をつけてをりました。それから又大津屋は二軒になり、富田屋も二軒になり、また江戸荷主の中から小堀屋とか桑名屋・小松屋といふものが出來、又萬治元年に大阪の北傳法に佃屋與治兵衞といふ廻船問屋も出來ました。その次に寛文年中から矢張り大阪の傳法あたりから、いろ〱酒問屋が出來た、其時までは大阪屋富田屋・大津屋等が皆問屋となつて、酒・醬油・酢・油・塗物・紙類・木綿・繰綿・金物類などを集めて廻船をやつて居つたが、更に危險がなくていつも無事に江戸の方に到着し

て、海運の便が認められ、大變都合がよいといふので、方々に廻船問屋が出來る樣になつて來ました。その頃、この菱垣船を小早と名づけて居ました。其の船には二百石積と三百石積四百石積などがありまして、これで往來してをりました。ところが此の時分までは江戸には組といふものがない、大阪の方から江戸の方へ運んでやつたならば、そこで向ふの商人に渡すといふ風で、更に連合して取締るやうな機關が備はつてゐなかつた。皆問屋の勝手々々に支配をしてをるので、問屋は諸事の勘定もとかく不埒を働き、船頭は私慾心の爲に難風に遭ふと、態と船底を斧にて打割り、積合の荷物を盜むなどの者さへあるので、諸商賣の問屋等は互に平生の交際もないので、共に保つて事を處理することが出來ない。唯彼等の私腹を充たすに過ぎなかつた。いつも〳〵丸荷物はなくて、難風にも逢はぬに遭つた體に裝ふ、つまり荷主の損失になつて、難義甚しいといふ事で、元祿七年に橘町惣助といふ者の家で、諸荷主問屋が一同參會して江戸の荷主大阪屋伊兵衞の發起で、荷主の組合を作つて、此不都合なる船問屋及び船頭に制裁を加へるとにして、荷主を十組に分け、又大阪に二十四組の荷主を定めた。其の組合には、各々行司を置きまして、順番に勤めることにし、其行司が總てを統理することゝなし、重なる荷主の内を選んで船手の極印

大阪の二十四組と江戸の十組

元といふものとなし、菱垣廻船を表する燒印を押し、往復の度每に一々船の道具とか、船の足が速いとか遲いとかを調査せしむることにしたのであります。こんな風で菱垣廻船の組合が出來まして、廻船は大阪の二十四組ど江戸の十組の此組合に關係ある者の外の品物を運ぶことが出來ぬ。或は幕府の荷物とか、諸藩の荷物とかに限つては特に運ぶこともありますけれども、普通他の商品、又は己の買積をなすことを禁じてありまして、十分の制裁を船問屋に加へるやうになりました。さてこの江戸の十組といふのは、川岸の米、油問屋、日本橋の表荒物問屋、綿問屋、室町の塗物問屋、釘鐵問屋、通町諸色問屋、酒問屋、藥種問屋、紙問屋、室町小間物問屋、是丈けで十組であります。大阪の二十四組と申すのは、綿買次積問屋、油問屋、鐵釘積問屋、木綿仕入積問屋、一番組紙店、表店(疊)、塗物店、二番組紙店、內店組(木綿類)、明神講(昆布、白粉、線香、布海苔、下駄、花緒、傘、繪具)、通町組(小間物古手、葛籠、竹、日傘、傘、象牙細工)瀨戸物店、藥種店、堀留組(青筵)、乾物、安永一番組(紙)、安永二番組(金物、鐵、銅、木綿、古手草履表、青筵、火鉢)、安永三番組(澁、格木、砥石)、安永四番組(打物、針金、砥石)、安永五番組(烟草、帆木綿、布海苔)、安永六番組(指金、肥物、乾物、干魚、昆布)、安永七番組(鰹節、傘、行李、白粉、砥石、木綿)、安永八番組(蠟)、安永九番組(木綿、灰炭、紙屑、針金、木綿、古手、櫓木)でありますそこで江戸と大阪との間の定期

航海も、愈、完全に行はれる様になつて、海上の交通も安全になり、奥羽の方の回漕と同じく江戸と大阪との間の海路も、一しほ活潑なる運輸をなす様になつた。それに從ひ、瀨戸內海から西國までの往來も一層敏捷となり、內地の航海事業も大に發達するやうになりました。彼の名高い歌に「沖の暗いに白帆が見ゆる、あれは紀の國蜜柑船」といふやうなのも、矢張り江戸の方へ紀州から來た船を詠じたものと思はれます。無論菱垣廻船ではありますまいが、矢張り廻船の一つであらうと思ひます。さういふ風に、江戸と大阪との間の海運が、至極好都合に行きましたが、此の時分の航路はどういふ路であつたかと申しまするに、大阪から出帆しますと、岸和田・和歌山・田邊・富田・九鬼・安濃津・五箇所・鳥羽・小浦・下田・伊東・川那崎(小室)三浦・三崎といふ順序であります。是が後に段々と航海も熟練するに從つて、寄泊港も少くなつて來て、大阪から和歌山・田邊・熊野・鳥羽・下田・江戸といふ風になつた。而して當時の船は大概二百石から四百石積みの船で出るのでありまして、何分船が小さいから方々へ寄港せねばならぬといふ事は、致方がないのであります。自然地廻りと申して土地に附いて行きますから、波が强くて船が覆へることも多い、併しこれも當時鎖國令の結果として、自由の大さの船で自由に航海することが出來なかつたのですから、致方が

ないので』あります。

然るに、又こゝに海運事業を奬勵するものが起りました。それは大阪の菱垣廻船に競爭者が現れたのであります。それは樽廻船といふので、酒樽專門の廻船であります。卽ち酒樽の寸法に應じて、船の張の距離及び船幅などを割出したもので、卽ち菱垣が主として油樽を標準にすると同じやうに、樽廻船は酒樽を標準にして出來たものであります。それの由來は、正保年間に攝津の傳法村から廻船を以て酒荷を江戶へ輸送したのが始であります。それから後、酒並に荒荷の江戶積を始めましたので、この船は主として昔から有名な釀造地なる攝津の西ノ宮・灘・伊丹・池田といふやうな所から、其の物貨を江戶の方へ運搬することでありまして、其の問屋が大阪に八軒あり、西ノ宮に六軒あり、其の船は酒造家の所有船及び問屋の所有船を以て組織して居る。此の樽廻船も盛大な時には、凡そ百四五十艘もあつたさうです。此の樽廻船の荷主なる釀造主は、十二の組合を作つて居ります。それは大阪・伊丹・池田・今津・西ノ宮・青木・魚崎・御影・東明・新在家・大石・兵庫・此十二が組合になつて、初めは酒が主で、酒の爲の廻船であるに拘らず、後には餘り盛んになつた爲に、外のものを載せだした。菱垣の方に載すべきものまで侵食して載せ出した爲に、菱垣船には少なから

菱垣衰ふ

ぬ打撃を起して船の數は減じて、しかも老朽船ばかりになつてしまひました。そこで兩者の間に契約が出來て、明和の頃には、一時菱垣廻船と約束して、酒の外、米・糠・藍玉・灘目素麵・酢・醬油・阿波蠟燭の七品に限り搭載することを許した事がある。さういふ譯で、大に菱垣を壓倒する勢になつたので、だん〲議論があつて、安永年間には遂に株式の組織にして、樽廻船には酒の外は一切載せないといふことにまでなりました。併しそれも永續きがしないで、なほ弊害は絕えず行はれて、菱垣は益〻悲境に陷つて、享保には百六十艘もあつたのが、此時は僅に三十八艘に減じて、非常に衰へてしまひました。そこで文化五年には、江戶十組から之を官に訴へて、大に其矯正をしやうとしました。幸ひ江戶町方の用達杉本茂十郎なる者が、菱垣の爲に百方經營して、遂に新船百餘隻を備へ、十組の仲間を擴げて六十五組とし、又幕府も菱垣を氣の毒に思つて、復興の策として翌六年に、幕府は菱垣船に冥加金として年々一萬二百兩を上納することとして、內二百兩は菱垣船株主から出して、株の鑑札を與へ、茂十郎がその頭取となり、樽廻船には堅く安永の約を守らしめました。同八年には株札を以て各組合の數を限り、其株を有せぬ者は、斷然組合の商業を營むことが出來ぬやうにした。それで一時菱垣船ももとの勢を恢復するやうになりました。併し年

數を經ると又々弊害が起る。降つて天保四年には又幕府が樽船の不正を認めて、菱垣の十組の取扱ひに屬する物貨を、樽船には載せてはいかぬといふことを命じた。是を菱垣一方積と申しました。ところが天保十二年になつて、幕府から諸株の仲間を廢し、冥加金を免ずべき命令が出ました、それが爲に到頭菱垣廻船の二十四組の株仲間も解散し、爾來運輸を管する者がなくなつて、一層害が百出して、締りがつかなくなつてしまひました。加之弘化二年に大阪・江戸間の海上に、暴風があつて船が多く破れ、又天保改革の結果として金融が閉塞し商業は沈滯して、貨物の運輸が甚だ困難に陷りました。其のうち段々幕末になつて來て、いろ〳〵世間が騷しい有様で、大阪・江戸間の航海も自然に衰へてしまひました、是ではいかぬといふところで、嘉永四年に再び株式の制を復して、十組問屋の菱垣船又は樽船に積みたる荷の外は問屋以外の素人が恣に直賣買することを禁じ、又大阪二十四組の荷主の中で綿・油・紙・木綿・藥・砂糖・鰹節・鐵・蠟の九店が又新に聯合を作つて、菱垣廻船の業を擴張して、始めて樽廻船との競爭が全くなくなつて、多少舊勢を挽回致しましたけれども、到底昔の盛んなる有様となることは出來ぬ。殊に幕末の騷動で商業の衰ふると共に、廻船も自然に消滅してしまひまして、代りに御一新後の盛勢を現出することにな

ります。

番船

モウ一つ番船といふ定期航海船があります、是は菱垣にも樽にも番船がある。是を菱垣番船、樽番船と申した。菱垣番船は先刻お話した弘化年間に出來た九つの店が、初めて設けたのであります。其の前に天保十三年に株が廢せられて後に、似たやうなものがありましたが、本當に始まつたのは、弘化四年であります。番船は何ういふものかといふと、早く走つて第一番に到着することを競ふたのであります。其の

菱垣番船

載せて居るものは、主として綿を載せて居るのであります。江戸の方で新らしい綿を關西の方から輸入するに早きを欲するので、運輸する船が早きを競ふて行くから、番船といつたので、又綿番船とも申しました。是は毎年綿の熟する頃、八月下旬から九月朔日までに行はれる。大阪の九つの店の世話番から、江戸の九つの店の世話番に謀つて、其年の番船を定め、船頭及び船問屋から海上の前後を爭ふに、不法の乘方をせぬやうに、各々證文を出し、出帆する前に、九つの店の行事商人が、船問屋行事問屋を一日酒樓に招いて、出帆の盃をとりかはし、其の席で籤を抽いて番をきめる。そして船の進退は、皆船の番によつて進退するのであります。此の船が大阪を出帆しまして、浦賀に着くと、其處にチャント見張りの船が待つて居る。其船に切手を届

ける。その順序によつて一番入り、二番入り、三番入りといふやうに定める。愈々番が極まつたならば、飛脚で其の番を、江戸と大阪との方に知らせる、何處の船が一番入り、何處の船が二番入り、三番入りといふことを店の方に知らすことになつて居る。そして一番入りの船頭は、必ず金二千匹と羽織を貰ふことになつて居る。金の二千匹に羽織といへば、僅かなものでありますが、全力を盡して先を爭ふのは、荷主の方では大層影響することで、早く着いた物貨は値がよい即ち一番入りの綿であるといへば、十錢のものならば、二十錢にも三十錢にもなるといふ譯で、荷主に影響する、それから又船頭の方からいへば、來年又此の番に當る時に特別な待遇がある、昨年一番入りであるといふことになると、いろ〳〵特別な待遇がある。そのわけで皆順序を爭ふわけなのでありますｏ自然其の順序に對して紛議が起る。その時は、江戸の九つの廻船問屋が集つて、いろ〳〵評議をして判定することになるのであります。是が所謂菱垣番船であります。樽番船は、毎年春の二三月頃、新酒が出來た時に、之を出す店から新酒を搭載して、西宮を發す。之は浦賀でなくして、江戸の品川沖にかゝる。碇を卸すと直ぐに、艀で船送切手を樽廻船問屋へ携帶する。その順序で矢張り一番入り二番入りと順を定めるのであります。是も矢張り一番入りのものは、江戸の

諸藩の海運事業

荷主から着物と金子といふものを貰ふ、殊に新酒は新らしいものを尊びまして、價もよいものですから、一層爭ひが激しいので、協同して到着の前後を判定するとになつてをる。これが卽ち樽番船でありとす。先づ江戶と大阪との間の海運のことに就て、特に注意すべきものに菱垣廻船・樽廻船それから菱垣番船・樽番船であります。是丈けが特別に定期の航海をやつて居つた注意すべきものであります。此の外まだいろ〳〵細かいところの船が、互に往來をして居つたでありませうけれども、それ等は記錄が不完全であつて、何うもよく分りませぬ。又、斯ういふ側でなく、諸藩諸藩が海運に注意を拂つて居ることもあります、是も諸藩々々でいろ〳〵規程がある樣であります、それ等も一々お話致したいのですが、まだ充分の材料が整つてをりませぬから、他日を期さうと思ひます。一例を申せば、佐藤信淵が秋田侯の爲に、秋田物產を江戶に運送する航路を開いたやうな事蹟が、だん〳〵諸藩に殘つてをります。その外諸藩で藩主の奬勵で、自由に航海の出來る樣な船の設備をするとか、或は個人で港を改修し、築港をしたりしたやうな事蹟は甚だ多いので、是等が海運の發達に直接間接裨益を與へた事は一にして足らぬ。又一面には幕末になつて、天象觀測の術が發達して、航海術も進むやうになつて、愈海事上の進步を與へるやうに

幕末の海運事業

なりました。併しこのもとは、瑞賢の海運事業がこの時代の魁をなしてをるものと思はれる。

茲に一つお話申したいことは船の帆でありますす、此帆といふものは昔は筵を用ひたが後には木綿にしました、或は刺布とか織布とかいつて木綿を使つた、其の後段々と木綿で二三枚を重ねて此間を絲で縫うて、三幅とか四幅とか幅をつけて、其の幅を稱して幾反帆と云ふて居ます。此の帆を一層改良したのが播磨高砂の船頭松右衛門でありますす、この人は製帆術を改良した人で、今の西洋風の帆の以前に用ひたものは、この松右衛門帆であります。これは又海運の發達を促した一つであります。

斯ういふ風で段々と江戸時代の海運事業が沿革して參りまして、終に幕末に至つて、列國が我が國に開國を迫り、互市を促すことになつて來て、愈、幕府は海運の必要を認め、開國の政策を取つたと同時に、此の海運事業の改良發達を計つて、嘉永六年には二百餘年の禁制であつた大船製造の禁を解いて、大に航海術を奬勵しましたけれども、最早此の時分は幕府が衰頽の時であつて、殊に世には却て鎖國攘夷の聲が喧しいばかりで、其功能はなく、陸路が不便であると共に、海上の交通も絕えて

しまつて、海運事業を奬勵するよりも、國防論が轟々として居りまして、海運事業に對する注意は大に怠つてしまうやうになりました。故に幕府は布令を出して奬勵もしましたが、到底振はぬやうになりました。元この事業を奬勵しやうとしても、之れを營むべき方便たる陸上の設備が不充分で、もとより後のやうな爲替保險の方法もなし、海外貿易は暫く鎖國の有様であつた爲に、言語が分らず、貨幣が通用しないと云ふ不便が伴つて來るので、全く天下の政局面が一轉せねば、到底發展の望はなかつたのであつた。其の時分に長崎の一商人で入來屋重平といふ者が、亞米利加の商船を一艘買つて來て、外國貿易を營まうといふ計畫を起した(其の船は後に筑前の黒田侯の買上となつた大鵬丸といふ船である)こともありますが、まだ世には汽船が今までの和船と異つて、いかに海運事業に便利なるかが知られて居ませぬから、幕府は海運奬勵の手段として、石川島造船所で造つた小形汽船を民間に拂下げて、江戸附近の航海に從事せしめて、汽船の効能を實地に説いたけれども、何分國民の知識がまだ進歩して居ない、鎖國の惰性がまだ充分拔けて居ないから、爲に到頭幕末の海運は起らなかつたのであります。この內御一新となつて、朝廷は海運事業の發達にも無論重きを置かれたが、まだ海運事業は依然として進まなかつた。やが

て屢々難關を切拔け〳〵多くの年月を費し、其の後三菱とか岩崎などが起つて大に海運事業に力を盡すやうになつて、今日の樣な盛勢を來たすに及んだのであります。

之を要するに、寛永の鎖國以來、我が國民の海事上の思想が非常に衰へて、遠く海岸を離れて航海することが出來なくなつて、船は皆地廻りをすることになり、遠洋の航海などは殆ど行はれぬやうになりました。兎に角、幕府からも大きな船を造つてはならぬといふ樣な命令が出て居る爲に、小さな船で行かなければならぬ、小さな船である爲に、難船が多い、そこで國民の海に對しての恐怖心が起て、何うしても海運事業などの發達は望まれない樣になつて居たのである。乍併我が國は兎に角四面海を廻らして居る海國である、國民は昔から海事思想に充分富んでをる海國男子である。歷史を見ても海上のことにはなか〳〵富んで居る國のことであるから、到底此の鎖國令の壓迫を受けて、滿足して居ることは出來ないのであります。一方では國內に於て特種の文明が進んでをると共に、他方では河村瑞賢以後の廻船といふやうなことが、この間に國民に刺戟を與へて、國民の海に對する思想を維持してをりましたから、幕末に鎖國の制禁が解けて明治維新になつて、今日の樣な盛

大なる發展を見る樣になつたのであります。この刺戟があつた爲に、或は鎖國の間に、密に幕府の嚴禁を犯して海外に渡航しやうとしたものもあります。されば我が國民の海外雄飛の精神は、幕府の壓迫を受けながら、この海運事業の上に殘つて居て、大に發展すべき根據を作つてゐたといふことは、海事史上に於て注意しなければならぬ事と思ふ。故にかゝる消極的時代に尙ほこんなことが殘つて、なか〳〵活潑にやつて居たといふことは、決して輕々に看過すべきことでないと思ふ。

（明治四十三年）

江戸時代の交通

緒言

今回江戸時代史の講演に於て、私が交通の側をお引受けすることになりました。私は今まで特にこの事項につき、深く調べも致しません、たゞ時々斷片で取調を致しましたが、纏めたことは今度が始めてでございます。それも十分に能く纏めることも出來ませずして、此處で僅に一時間餘の時間でお話しすることは困難と思ひますが、先づ出來るだけやつて見ます。尤も本日午後に豊山大學の別室に於て交通資料に關する展覽會を開きます、其目錄も差上げてありまするが、出來る丈け系統的に並べて置いた積りでありますから、一通り當時の交通に關して、諸君の頭に浮べられることが出來るだらうと思ひます。故に寧ろ其品物について御說明した方が早や分りと思ひますが、まづ一應大體の筋道をお話しまして、更に別室に於て十分の說明をしたい積りであります。併し交通の事に關しては、まだ御經驗のある方も段々ありませうから、我々の樣な若輩が耳の學問を以て申すと、隨分誤を傳へる

かも知れませぬが、その點は御訂正を願ひたいと思ひます。

毎日諸先生からお話がありました通り、江戸時代は文化の最も進んだ時代であります。元和の偃武以來世は太平となりまして、教育・文學・藝術等の方面に於て非常なる進歩を致しました。殊に元祿・享保・文化・文政の時代の文化といふものは、これより前の歴史の上では見ることの出來ぬ位の發達をして居ります。從つて交通の狀態に於ても、すべての機關が完備して、前の時代と比べては大なる進歩を見るやうになりました、彼の戰國時代の如く、普通の人では敵方の地は通過することが出來ぬため、道路は閉塞して、手紙をやるにも坊さんに賴まなければならぬといふやうな時代とは全く違つて參りまして、總ての機關が整つた時代になつて居ります。人民が旅行をするにも、愉快に樂しく旅行することが出來る樣な傾きになつて參りました。併し乍ら一方では幕府が、自己の政策の爲め、あらゆる方法を用ひて下の者を抑壓し、上を淩ぐやうな事がないやうに致しますから、役人は便利であるが、一般人民の旅行には、諸種の不便が伴つて居るのであります。故に概して旅行は愉快に出來るが、又幕府の政策の爲に入らぬ苦痛を受けて居る事が多かつたのでありま す。

一　宿驛と驛傳

驛馬

平安朝時代の旅人

先づ第一に陸上の交通をお話しますが、驛傳のことから申上げたいと思ひます。只今ならば東京から所謂汽笛一聲で、僅に十二三時間で京都まで行くことが出來るのでありますが、當時はこの百五十里の間を旅行するに約十日間以上もかゝる。東海道五十三次も今は五十三抜であると誰かゞ言ひましたが、誠に共通りで、今の汽車旅行をする者は夢にも考へられぬ様な呑氣な譯でありましたのみならず、幕府から指定されました傳馬・旅館・關所・渡船もありまして、實際に於てはさう自由には參りませぬ。且つ途中には雲助が居り、胡麻の灰が居りますから、種々の困難がつき纏つて參ります。先づ驛傳卽ち傳馬のことから申上げまするが、そも〳〵傳馬・驛馬といふものは、大化新政の昔から、その制度がありまして、驛法といふものが能く備はつて居る。事實行はれたか如何かは別として、形はともかくも、能く備はつて居る。延喜式を見ましても、十里に一驛を置くといふことでありまして、平安朝時代には各國々の驛傳の形だけは完備して居りました。併し是等は主として官府の驛傳に用ふるものであつて、普通の人民はこの恩典にも浴しないのであります、隨分遠

驛傳の制壞る

方に行つても泊る宿屋もなく、借りる馬もない、或は山中に露宿をする、或は路傍に草を茵として一夜の夢を結ぶといふ氣の毒な有樣であつた、更科日記を見まして も非常に困つて居る有樣が、歷々と見えて居ります。平安朝時代はかくの如く表向の制度は備はつて、役人は種々の便利はあつたでせうが、一般人民の旅行はよほど困難であつたのであります。鎌倉時代は武人の世の中で、總て質素簡易を旨とするから驛傳の方も餘程簡易なものであつて、馬や人夫の取締などは相當に整つては居た樣ですが、旅行はなほ隨分困難な有樣であつた。それから南北朝時代を經て戰國時代になり、諸國に英雄が割據する樣になつてからは、驛傳といふものは、全く頽廢して仕まひました。中には武田・上杉・北條・朝倉・長曾我部の如き大きな大名は、各其自分の領內だけに立派な制度を立てゝ、それは中々能く整つて居りました。されどその以外の大名で是等について注意をせぬ國に於ては、通行もよほど困難でありました。信長・秀吉が天下を統一して以後、驛傳の事にも大に注意をして施設をしましたやうでありますが、確かな記錄古文書も不充分で、その事情が漸く斷片的に分つて居るだけであります。然るに德川氏が江戶に入國して以來は、よほど分明であ りまして、家康は殊に驛傳のことには注意を拂つた事實が歷々と現はれて居りま

家康の入國

す。家康が天正十八年に江戸に入國した時に、江戸の寶田村及び千代田村の百姓で、馬込勘解由・高野新右衛門・小宮善右衛門等が駄馬人夫を率ゐて之を迎へたので、家康は之に命じて道中の傳馬役を命じ、繼飛脚の給米として、武藏國豐島郡の高田村に於て高十二石三斗六升を與へました。併し家康の事業は何事によらず、總て秀吉の遺法を繼いで居るもので、大抵は秀吉が種を蒔いた事を完成してをるのであり

秀吉の計畫

ます。驛傳に於きましても、秀吉は既にすでに計畫を立てゝをる、文祿元年の征韓の役に秀吉は名古屋へ行つて、京阪以西九州に至る往復の傳馬役を定めて、關白の朱印で命令を出してをる。その時の傳馬賃錢は精錢十文、驛夫一里四文、郵船は四反帆で公用賃錢一里廿貫文を定めてをる。又文祿三年八月に、秀吉は蝦夷島を松前慶廣に與へて北陸道驛傳通行を許し、武藏板橋から陸奥津輕の三馬屋に至る路次驛傳を定めて、板橋から信越線を通つて、出羽を經て津輕に入る道を定めてをる。慶長元年松前氏に貢鷹の驛傳夫馬を給することが元寛日記に見えますが、津輕家の文書に貢鷹の驛傳を明かに書いてあるものがあつて、當時の出羽からは、北陸道を通つて京都へ入つた事が分ります。要するに秀吉の頃には・東海道・中山道、北陸道等の驛傳は割合によく行屆いて居つたものゝやうに思はれます。家康は前申した通り、江

戸入國の頃よりこの事に注意を致してをりましたが、文祿元年に武州文書に見ゆる一夫の擔量を十貫目とし、一駄の駕量を三十貫目と定めたのは、家康の定めであらうと思ひます。關原役後、慶長六年に家康は彥坂元正等に命じて東海道を巡視せしめ、品川驛を驛傳に列して驛馬三十六匹を置かしめて、五千坪の地子を免じてをる。この時東海道各驛の傳馬の數も定まつたものであらう。これが定備人馬第一の命令である。それから東海道・中山道・奥州街道の方面夫々必要に應じて驛馬傳馬に關する命令を出し、地子の免除などを令してをる。七年六月に驛法を更正して驛傳の物貨堆積を禁じてをる。隨つて到れば隨つて遞送すべしと命じてをる。傳馬は三十二貫目、駄馬四十貫目と定めた、この傳馬といふのは後の所謂本馬で、公用及び諸侯の封祿によつて定賃錢を以て使用するもので、駄馬は駄賃馬で、相對賃錢で使用するものである。それからまたこの時に乘尻の量を十八貫目と定めた、乘尻は後の乘掛で、大抵二十貫目位の行李をつけて、人が之に乘ると、凡そ三十六貫目內外になる、之に蒲團や中敷、小付、跡付の量約三四貫目で、結局四十貫目といふ標準である、また中山道は傳馬の量を三十貫目と定めた。之が德川氏の規定で最も明かに見ゆる始めで、この後駕量の規定が江戸時代を通じて屢變更するが、大體はこの標準を出

傳馬

道中奉行
問屋場

でないのであります、而して驛路のことは、專ら奈良屋市右衞門、樽屋三四郎の二人が働いたので、此の兩人の證劵によつて傳馬を出すといふ事になつてをりました。元來德川氏の政治は、秀吉の遺法に習つたのみならず、鎌倉室町幕府の風を襲うて之を精製したやうなもので、御宿は御宿奉行、駕籠の事は駕籠奉行といふ樣にやつてをつたので、この二人は卽ち後の道中奉行のやうな事をやつてゐたのであります。道中奉行を置きましたのは萬治二年のことで、卽ち四代將軍の頃であります。江戶時代の制度では、各驛々に問屋場といふものがあります、上世の驛家の如く、鎌倉時代の大宿小宿の如く、こゝで、旅客は茶を飲み、また馬の周旋もやつてもらふのである、役人としては昔は驛長又は驛子驛夫が居つて、貨物人馬の繼立を圓滑ならしめたのであるが、この時代のは問屋場といつて、これが驛傳の中心で、凡ての權を握つてをる、又傳馬所・馬借或は檢斷と申します、大きな權衡があつて、荷物の目方をはかつて駄賃を定める所であります、近世の事ですが、小田原の問屋場の事を聞いて見ますと、高梨町と、中宿町との二箇所にありまして、其役人には町年寄三人・問屋二人・人足肝煎二人・問屋代一人・人足肝煎代一人・帳附け二人・人足方手代二人・人馬日〆役二人・馬指六人・帳面役三人・同見習六人・傳馬方働四人・人足方賄人十一人といふ大

人數で、その下に人足卽ち雲助が居る。而して二箇所の問屋場は傳馬方は十日代り、人足方は十五日代りで、特別重い通行の時は町年寄も出たものである。小田原の宿立ての人馬は百人百匹と定まつて居て、其中五人五匹は常圍ひ、廿五人十五匹は臨時の御用圍ひとしてあるが、これが幕府の御用を勤めたものである。道中奉行の出來ぬ前は問屋場から人馬を傳馬の朱印で出しましたが、道中奉行が出來てからは、各問屋に判鑑があつて、道中奉行の判の捺してある證券によつて人馬を出すことにしてあつたのであります。こんな風で、家康の立てた驛馬傳馬の制は各驛に於て順次繼ぎ立てゝ居たので、これは何時の世も大體に於て同樣の制度であります。

一里塚

家康は其次に五街道の制を定めました。五街道といふのは、東海東道・山道・北陸道・奥州街道・日光街道で、この制を布いて後、慶長九年に各沿道に一里塚を設けました、一里塚といふものは或說には信長の時分に既に出來たと申しますが、餘り確なものには見えて居りませぬ。信長は中々活眼な人で、秀吉の仕事は信長の遺法を學び、家康は秀吉を學んだといふ位ですから、既に計畫位はあつたかも知れませぬ、或は街道の改修や制度を設けたことがあつたから、之に附會したかどうか確には分りませぬ。併しまづ家康の時に始まつたと致して置いてよからうと思ひます。當代記

といふ書に「慶長九年八月、當月中關東從右大將秀忠公諸國道路可作之由使相上、廣サ五間也、一里塚五間四方也、關東奥州迄右之通ナリ、木曾路同如此」とあつて、五街道を定めると共に一里塚が作られてをる。東海・東山・北陸の三道には、永田勝左衞門重眞・太田勝兵衞・永田左左衞門を奉行とし、永井白元・本多光重は中山道・陸奥街道の奉行となつて、この工を起したと見えてをります。大久保長安が總監督で樽屋・奈良屋が管理して、公領は代官、私領は大名がその人足を供給したのであります。この時の事を慶長見聞集に「武州は凡日本東西之中國にあたれりと御定有て、江城日本橋を一里塚のもとゝ定め、三十六町を道一里につもり、是より東のはて、西のはて、五畿七道のこる所なく一里塚を築かせ給ふ。年久治世ならず諸國亂れ邊土遠境の道せばく成處に、曲たる所をば見計、直につけ道をひろげ、牛馬のひつめのろうせざるやうに石をのぞき、大道の兩邊に松杉を植、小河をば悉橋を掛、大河をば舟橋を渡、日本國中民間往復の便りにそなへ給ふ事慶長九年也、萬人喜悅の思ひをふくみ、萬歲を願ひあへり、雖有將軍國主の深恩末代迄もいかで是をあふがざらむ。」とあつて、德川氏が道路を修築し、一里塚を作り、諸人の交通の便を計つた事が實に詳細に見えて居る。この時の道路がどんな風であつたかは、餘り詳しく書いたものはありませぬが

慶長年中往還の有樣

・外國人の紀行文、The Voyage of Captain John Saris to Japan 1613（慶長十八年）に「斯くの如くにして九月六日駿河に着せし時まで、毎日十五六里を旅行せり、一里は三マイルなり、道路の大部は驚くべく平坦にして、山を通過する部分は切り開かれたり。是れこの國の主たる道路にして、多くは砂及び小石にて成り、一里毎に道の兩傍に二の小丘あり、その頂には松の木(誤)を植ゑ、手を加へて亭の形をなせり、この標は人夫及び馬を貸す者が一里大凡三ペニー以上の賃錢を取らせざらんが爲めに設けられたるものなり、道路は通行人多し、時々田圃及び田舍屋あり、又村あり、都會あり、川渡あり、又森あり、國の最愉快なる場所に佛卽ち彼等の寺あり云々」大體之にて當時の往還の模樣がよく分ります。西洋人の觀察でありますから、細大漏らさず記されて、當時の狀況が手に取る如く見えて居つて面白い記事と存じます。さてこの一里塚なるものは、今は殆んど殘つてをりませぬが、幸に脇街道などに完全に殘つてをる所があつて、大體の模樣が今でも知る事が出來ます。その塚の位置は多く畑や田になつて分りませぬが、その初め江戶日本橋を起點として一里宛の所に築いたものでありますから、之から順次調べて行けば分りますが、今日午後御覽に入れます所の道中奉行備用繪圖には、詳細出て居りまして明かに分ります。またこの後出來

一里塚築造の理由

家康の驛制に注意

ました日本の地圖、即ち幕府の命令で出來た正保から元祿・享保・天保の地圖、何れにも明かに記入されてをつて、その位置を明白にする事が出來ます。一里塚を造つた理由については種々の説がありますが、北史韋孝寛の列傳に、孝寛が雍州の刺史になつた時に、其前から路側一里毎に一土堠があつたが、雨の爲に頽毀するので困つた、然るに寛孝が赴任してからは、部内に勒して堠の處へ槐樹を植ゑて之に代へた、それから修覆する必要もなくなり、又蔭が出來て旅行が便利になつた、其後諸州をして道を夾んで一里に一樹を植ゑ、十里に三樹、五里に五樹を植うる事にしたといふ事がある。一里塚は全く之を眞似たもので、支那の風を採つたものである。又塚の上に榎を植ゑるのも、孝寛の説を折衷した譯で或はよい木を植うべしとの事で榎にしたとか、餘り松原のみで並松とまがふから餘の木をといふ所で、榎にしたとかいふ説は俗説であらう、支那の槐樹に習つて之に似た榎を置いたものであらう。

家康はかく道路の改修を行ひ、一里塚を造り行旅者の便を圖るなどに注意を致しまして、駄賃錢の定めも嚴重に定め、過當な事をしない樣に致しました。上方の大名衆が集まつて、一里十六文づゝ此外山川には増錢ありと定め、一駄荷は四十貫目、乘掛は兩荷二十二貫目、乘主十八貫目合せて之も四十貫目、米一石も四十貫目、一駄

荷と規定を致しました。かくて慶長十九年には御宿奉行として五味彦九郎を任じて、往還道路の取締をなさしめましたが、之が德川氏が驛傳官を置いた權輿でありますやがて家康が死んで秀忠の時、元和二年に箱根驛が開かれ、東海道の最難所たる箱根の往來が大に便利を加ふる樣になり、五街道の各驛も完備して、元和十年には江戸傳馬役及び諸道各驛に繼飛脚給米及び問屋給米を與へて、各驛の地子を免除してをります。東海道は品川から大津まで、佐屋路・伏見道・枚方道があつて大阪に通じ、中山道は板橋から彥根に至り、甲州道中は上下高井戸から上諏訪に至り、日光道中は千住から飯塚、日光御成道は岩槻から岩淵、水戸・佐倉道は新宿より八幡、奥州道中は白澤より白坂、美濃路は名古屋より大垣といふ間を五街道と定めて、驛傳の便を圖りました。十二年六月には武家諸法度が出まして、諸國の道路驛馬及び津梁渡舟を修め、行人の患を勿からしむるやうに定められたのであります。その後將軍が上洛するとか、日光廟へ參拜するとかいふ時には、特に驛法が定められ、沿道で間に合はぬ時は近村へ人馬を徵發することもありました。慶安四年に各驛傳馬を出すには、必ずその持つて來た朱印證文をよく調べて出すやうにして、京都よりのものは板倉周防守、大阪よりの者は兩町奉行及城番、駿府からのものは兩町奉行及び

驛に對する補助

大久保玄蕃・井戸新右衞門の證文を要する、自餘の證文では傳馬を出してはならぬと定められた。尋で萬治二年七月に道中奉行が置かれた、始めて任ぜられたのは大目附の高木伊勢守守久であつた。爾來は一層驛路の制も整ひまして、驛傳は大に優遇されて、各驛は其田租を免ぜられる外に、飼馬の地若干頃を給し、繼飛脚給米問屋給米を與へ、名主役料及び宿手代の年俸を附し、諸津の渡子には宅地俸米を給し、若し火災に罹れば救恤を加へ、且つ小屋掛料を賜ふ、又種々の事情で時々金穀を乞ふ者があれば、官は憐んで或は給し或は貸すといふ風で、非常に優待したものであります。寛永以後元祿までに品川驛に貸給した金穀は七千三百七十兩、錢千百二十貫文、米二千俵に及んでをる。その他記錄に漏れたものも夥多あらうと思へば、是等を精算すれば非常に巨額であります。また驛馬の駕量に於ても、屢驛法を令し、一駄荷四十貫を超過しないやうに、また定備人馬の數賃錢の規定を誤らないやうに深く注意を拂つた、寛永以後幕末までは何十回の多くに及んで、將軍一代に數回も命令が出てをります。元來この駕量の事は正確に定めて置かぬと、とかく馬に荷物を多く積んで、馬を苦しめる、また客の方からも不當な事を申出さぬ樣に取締るので、道中の取締には最も必要な事であつたのでありますが、なほ時々何驛より何驛に至

る間の本馬何程、輕尻何程、人足一人何程といふ事に決しておく、之は道中する人には最も肝要な事で、道中奉行も問屋場にも殊に注意をした事でありました。この精細な賃錢や駕量の改訂等については、餘り話が無味乾燥になりますから略しておきます。

然るに德川氏の世が泰平で、風俗が一般に奢侈に流れて參りますと共に、折角旅をするならば出來得るだけは不自由な思をせず、愉快に旅行がしたいといふ慾望が起るのが人情で、一人膝栗毛で旅行すれば自身一人でよいものを、車に乘つて行くと外に一人入用となつてくる、駕籠に乘ると二人入るといふ樣な譯で、段々風俗が奢侈になるに從つて驛務が繁忙を來す樣になつて來た。由來鎌倉の頃は風俗が質素で、旅行簡易なる爲めに驛傳を要しない、各驛常備の人馬も少しにて足つてをつた。それにこの頃には人馬の入用が次第々々に多くなつて來た。殊に大名がいけない、大名は無暗に權威を張つて、何處の驛を通過するとなると、ちやんと前以て先觸を出す、いつ幾日に何處へ行くから、これだけの馬を出して置けといふ命令をする。さうすれば其宿では用意をして置く、それで驛に使用する人馬も年々增加して行く。それで宿驛だけのものでは足りない、限有る人馬を以て限無き要求に應ずる

ことになつて、甚だ困難になつてくる。それが爲に起つたものは助郷といふものであります、助郷といふものは驛の常備人馬が不足の爲めに、沿道の左右近村に悉く人馬を課するのであります、之も初は定助郷(宿驛近傍一二里の諸村に課する徭役)でやつて參りましたが、まだ足りないので、加助郷(五里以上十里の間の諸村に課す)といふものが加はつて參りました。初めは幕府から定めた所の傳馬で濟んで居つたものが、かゝる餘計なものを要することになつたのである。之は大名達が參勤交替をするに、その道中で不自由のない様に、有ゆる物を皆擔いで行くのであります。或は毎日の食物は無論のこと、何も箇も持て行く、風呂まで擔いで行く、宿屋はたゞ家を貸すといふに過ぎない、總ての物を持つて行くのであるから、それが爲めに入る人足は非常なものである、さういふ風で起つたものが助郷であります。助郷といふものは、既に鎌倉の世の頃に一寸形が見えて居ります、北條氏が大番役別錢を停めて、毎田五町に官駄若干を課して、驛傳の補缺を補ふといふことが既に見えて居りますが、まだ徳川氏の時代に起つた様なものでは無論なかつたのであります。徳川氏の初に中山道の驛傳が整頓せず常備人馬を置く能はず、沿道の領主代官郷村に課して人馬を出さして、百石につき人夫一人百六十石に傳馬一匹馬子一人、諸郷

は一年六人六匹と出さした事がある、之が抑も始でありますが、後世の樣な甚だしいものでは無論ない。寛永元年に中山道の太田川助郷船の爲に高三千三百四十三石の鄕村を附屬した事がある、助鄕といふ名稱は實に之が始めであります。

それから後は日光廟に將軍が參拜される時に助鄕を課したことがあります。併しまだ後の樣な形は現はれて居らぬのであります。然るに其後江戶傳馬役等が、此法によつて、江戶の近鄕二十七村の驛馬六百四十二匹を徵發して、大傳馬町南傳馬町の傳馬を補助せしめた。明曆三年には、各驛に令して驛馬及助鄕馬を定備して、遞傳に遲滯のない樣にといふ事になりまして、之れで助鄕の根柢が全く定まつたのであります、然るに根本が餘り面白くない制度である爲めに、直ぐに助鄕の弊が現はれて來た。卽ち例へば宿驛へ遞送すべき行李が、到着する、さうすると驛附の者は先づ輕い奴を選んで、助鄕の人馬には重い物を擔はす。それから或は朝早くから助鄕の村々に人馬を命じて、入りもしない人馬を集める、空しく一日抑留して日暮になつて歸されるといふ樣な不都合なことがソロ〳〵行はれ出しました。之は其村にては誠に迷惑至極な次第で、それが爲に百姓の仕事も止めなければならぬ、或は田植とか穫入れとかで忙がしい時分にかゝる命令が來て、助鄕を出せと來ては、甚

助郷の爲に衰頽した村

だ困る、併しお上の命令だから仕方がないとて、不性無性に行く。然るに一日詰切つて居つても何の用もない、たゞ問屋場で遊んで歸るといふ樣なことでは、迚もやり切れない。止むを得ぬからして宿驛の人に賄賂をやつて、徵發免除を要求するといふやうになつた。其後元祿の頃に各驛の助鄕を一定して、何處の村は何處の驛に附くといふ樣に助郷が定つたのであります。初め助郷は物價の安い時に、百姓が自分の仕事の暇に相對雇で能く納得して雇はれたもので、百姓の方でも格別な損害にはならぬといふ譯で、働いたのが始でありました。然るにかく段々劇しくなつて來て、しかも其賃錢は十分に拂つてもらへない、問屋場の役人は種々奸曲を働くといふ樣なことである爲めに、しまひには百姓が出て來なくなつた。また助郷の爲に村が非常に衰頽して寒村になつた所もある、現に奥州街道の間々田驛定助郷の某村の如きは、助郷の爲に農作衰頽し、田園荒蕪して、たゞ廿餘町の田圃を餘すのみとなつた、壯夫は毎日間々田驛に詰切り、仕事は更に出來ずして非常な困窮に陷つたのであります。殊に加助郷となつて四五里乃至六七里以上を隔つた村々は、一日の徭役の爲に前後往復三日間を要する、自然驛中で止宿する、三日間の食料と宿錢とが入用になる、僅かな賃錢では差引勘定持ち出しになる。之ではたまらぬから助郷が

劇しく徵發されると、村々では已むなく問屋場に對して人一人について七百文、馬一匹について一貫文といふ過當な金を出し、涙を飮んで受負を問屋へ賴む者が多いのである。實に助鄕課役といふものは、かくの如く苛酷なものであつた。併し往來が頻繁で人馬が多く入用であるから、之を止める譯には行かない、道中奉行も弊害を知りながら、眼を眠つて見てゐたに相違ない。併し右の如く受負が多くなつて人馬が出て來なければ、道中は全く動きがつかぬのである。故にその補助として出て來たのが雲助である。問屋場では無宿の無賴漢を多く抱へて置いて、之を助鄕の代りに使ふ樣になつた。さうすると問屋の方では助鄕受負から千兩の收入があれば、其內二三百兩を以て雲助を雇ひ、跡は問屋の役人が懷に納めて仕舞うといふ樣にやつてゐたのであります。併し問屋場ばかり惡いのでない、段々上に上があるので、通行する大名が是亦いけないので、問屋へ人馬賃錢を十分に拂はない、大抵にして置いて上から抑壓主義でやる、かういふ上に惡い奴が居るので、下の者が惡くなつてくるので、一番可愛想なのは百姓である。此助鄕の制はかく惡制であつた、百姓に對しては實に氣の毒な事ではあるが、幕府は止められない、之を止めると道中が出來ない、參勤交代といふ幕府の根本の政策に響いて來るので、助鄕制は遂に幕末ま

で續いて行はれたのであります。併し幕府も助郷村が怨苦を述べて驛吏の苛酷を訴へ或は附屬替を請ふ者があるので、享保二年には道中奉行は與力同心をして各驛を巡視せしめて、悪い事をしない樣に取締をしました。故に此種の法令が屢〻見えて居ります。幕府は助郷人馬を使役するには、先づ驛傳置く所の定備の人馬を用ひ盡し、其足らざる後に始めて之を定助郷に課し、尚足らざれば加助郷に課すべしといふ如き令を度々出しましたが、驛吏に不正な者の多い爲に定備人馬減少し、助郷人馬增加して、諸村の愁訴が益々甚しくなつた。遂に幕末維新になつて定助郷以下の名目を廢して、各驛相當の附屬助郷を定め、自今一年間諸村種々の引高を除き、殘高の分を以て課出せしめた。併し助郷は次第に疲弊して、段々と離散する樣である

助郷制の廢止

から、幕末には宿驛助郷編成の法を改め、東海道七萬石、中山道三萬五千石、其他の諸道一萬石を出さして、その殘を平等に出さす事と致しました。併し其中に明治になりまして驛傳の制が整理されて、相對人馬遞傳といふ事になりまして、驛馬傳習所が廢せらるゝと共に、助郷の制も全く廢されて、是で百姓は安心した譯であります。

朝鮮使節の通行

諸侯の參勤交代なるものは、かく路上に厄介をかけたものでありまするが、東海道ではこればかりではなく、朝鮮使節の通行、宇治の茶壺の道中などいふものがま

お茶壺道中

日光の神酒通行

た路上の煩をなします。朝鮮の使節は、將軍が就職をした時にその祝賀の爲に江戸城へ參るのでありまするが、その時の道中といふものは、非常に立派な行列でやつて來る、それが爲に人馬が不足して、また助郷が徴發されるのである。それから宇治の茶壺の道中、これは二代將軍の寛永九年に、宇治の茶を獻上したのが始で、之が例になつて毎年東海道を江戸へ參る、その道中で之を非常に鄭重に取扱うといふことが習慣になつてゐた。次に日光に神酒を差出す、これも夥多の行李を運送する爲、亦道中に甚しき煩を與へたものであつた。元來幕府の方針は何か一つ定つた事があれば、善い事でも惡い事でも、それを押し通して行くのであるから、後までも引續いて道中に厄介を掛けたのである。斯うといふものは百姓を愛撫する念はなく、たゞ上の威を假りて、途中で敬禮を失ふ者があれば、遠慮なく斬り捨てるといふやうな譯であります。なほ驛吏の不法はかく不正を働くのみならず、とかく怠慢で、驛傳を守らず、旅人の請求に應じて馬を出さず、漸く沿道の代官に頼んで出すといふ樣な事もありました。その後各驛常備人馬の數、又は駕量の沿革などがありまして、大體甚だしき變化もなく幕末の混亂に及びました。明治以後は驛遞司が出來て、驛遞規則が定り、すべて相對賃錢となつて傳馬は廢せられましたが、積年の弊害俄に改む

る事も出來ませんでしたが、五年にすべて相對人馬遞傳の制として、驛傳助郷等すべて全廢して、陸運會社や遞驛寮で、道路運輸交通の事を取扱ふやうになりました。

相對人馬遞傳の制

二　路上の狀況

慶長頃の路上

關ヶ原役が終り、大阪には豐臣氏が居りましたが、天下は德川氏の掌中に歸したものですから、家康・秀忠種々政治上の計畫をなしたと共に、交通上の事にも注意して整理して參りました。傳馬の制も整ひまして、路上も相當の手續さへすれば、愉快に旅行が自由に出來る樣になつたのであります。その時の樣子は前に述べましたジヨンセーリスの日記に、セーリスが平戶から江戶へ行く道中の記事があります。この外にも外國人が書いたものが時々ありますが、日本人が書いたものよりも、觀察の面白い所があります、間違つた所もありますが、人馬の賃錢をどれ位取るとか、道路が善いとかいふ樣なことを批評して居ります。この頃の日本人の日記では、かゝる事を書いたものが割合に少いですが、種々の記錄や紀行などを參觀して見ますと、割合に簡單に好都合に旅行が出來た樣であります、老中から出た所の傳馬の朱印さへあれば、都合好く旅行が出來て居た樣であります。秋元子爵の所藏して居ら

道中繪巻

萬治頃の路上

寶暦頃の路上

れる東海道の道中繪巻があります、これは凡そ寛永から寛文頃位のものだと申しますが、繪は中々能く出來て居る。多少その中に繪空事がありますが、大體この頃の東海道道中の狀況はこれで知ることが出來るだらうと思ひます。其外色々の人の紀行文等によつても、東海道の有樣を見ることが出來ます。不便なる渡津、厄介なる關所、其他旅館の有樣などは、淺井了意の東海道名所記が最も面白く出來てをります。それは萬治頃の紀行でありますが、之を見ますと、

みちすがらには、海川山坂橋平地石原砂原ほそ道追分なんどとてこれあり、道のたすけには大雪に山ごし、大水に川ごし、ふかき川に渡船、のりかけに駄賃馬、或は歩行にてゆく人の爲め、からしりの馬籠のり物、或は馬のなきときはかち荷物の助もあり、知らぬ道には案内者あり、旅籠屋の遠き所は店屋の餅團子、茶屋の燒餅、其外在所から家によりて國の名物酒さかな煮賣燒賣色々あり、一日路すぎて暮方にはたごやの宿泊々これあり。

といふ樣な事が書いてありまして、其頃の東海道の樣子が凡そ浮べられます。其後にも段々日記紀行の類がありますが、日記の美文的に書いたものはトンと役に立ちませぬ、却つて赤毛布的に書いたものが、よく事情が分つて面白くあります。羅山の丙辰紀行の如き、裃を着けたものは、多く參考にはなりませぬ。それよりも寶暦頃に京都の陰陽道の家の土御門卿が書いた東行說話といふものがありますが、お公

卿様に似合はず罵詈讒謗を極めたもので沿道のあらゆる品物を捉まへてヒドイ惡口を言て居る。赤坂といへど土は黑いと理窟をこね、御油は五井でいつもはまると云ふ事ならむなばはよほど振つてをる、佐世の中山に行きますと、夜泣石といふ石が道の中央に横たはつて往來を妨げをして居るのは、不作法千萬、益なくして妨ある石なり、老少婦人盲などは怪我をする石だなど、論じてをる。今少しく後のものでは誰もよく御存じの十返舍一九の膝栗毛でありまず。この書は·もと滑稽小說として書いたもので、御馴染の彌次郎兵衞·喜多八の剽輕者が何等の拘束を受けず、思ふまゝに種々の喜劇を演じつゝ旅行をした物語である、その天眞爛熳で何等の虛飾のない所は確に小說でなく、一九自身の經驗談から出た事實談に近いもので、當時の街道の狀況を知る可き最も良いものと思ふ。兎角美文家の書いたものには、文章に飾があるから、一向材料にならぬが、此の一九の書いた膝栗毛の如き赤裸々な所は頗る參考になるものが多い。小田原の宿屋で水風呂の底を拔いた話、島田で彌次郞兵衞が侍に扮して大井川を渡らんとし問屋に發見された話、七里の渡しで、穴の明いた竹の筒へ小便をして船中を騷がせた話、雲津川で南瓜の胡麻汁の話などは、確に當時の路上の風俗を見る好資料で、之に廣重の東海道の繪などを併せて見

雲助

ると、髣髴として東海道五十三次の有様を浮べることが出來る。殊に途上に惡漢が徘徊して、旅人に喧嘩を仕掛けたり、胡麻の灰や雲助が酒錢を直だり、宿舍に亂入して旅人を惱ましたもので、(其話が度々出て居ります。斯る無責任の風來人すら三島の宿で胡麻の灰に罹り、伊勢の追分で金毘羅に饅頭を食はれてをる。況や一般の旅行者が之が爲に害を受けたことが、如何に甚しかつたであらうと思ふのでありま す、また旅館の模様などもよく知れ、殊に下等社會の旅行の模様は一層詳細に分るわけであります。この書の第三編の初に斯ふいふことが書いてある。

名にしおふ遠江灘、浪平らかに街道の並松、枝をならさず、往來の旅人互に道を讓合、泰平を唄ふつゞら馬の小室節豐に、宿場人足其町場を爭はず、雲助駄賃をゆすらずして、盲人おのづから獨行し、女同士の道連ぬけ參りの童まで、盜賊かどわかしの愁にあはず、かゝる有雜き御代にこそ東西に走り、南北に遊行する雲水のたのしみ、ゑも言はれず、

と言てありますのは、これはたゞ表面の狀況に止つて居つて一九先生の理想であつた、斯くなれば東海道も結構だといふ丈けであると思ひます。此雲助の事に付ては、黑板博士が大名に擬して、雲助に駕籠を擔がして箱根を蹴されたことがある。其時の話は「歷史地理」に詳しく出て居りますから略しますが、要するに箱根の雲助は最も力の強い者で、荷造の上手な者で、それから長持唄が巧みな者でないと、その資

渡船

架橋せぬ理由

格がなかつたのである。ともかくもこれは東海道第一の難所たる箱根に於て、最も發達して居たものである。

こんな譯で東海道五十三次、百五十里の間、一日の行里が十里としましても、十五日を要する。其途中に海もあり川もあり關所もある、蓋し容易なことでない。中山道に於ては、碓氷の關があり、木曾の福島にも關があるのみならず、木曾山中の難所がありまして、中々豫定の日數で行くことが出來ぬ。所謂旅は憂いもの辛いもので、さう唄はれるのも實に無理もない次第であつて、現今の人は夢にも思はれぬ苦痛があつたのであります。

其苦痛の第一として算ふべきは渡船であります、我國の川は日本の地形地質上、平素は砂ばかりで一朝雨が來ると濁流滔々として河水漲るといふ樣な川が多いのであります。百般の工藝が進歩した現今ですらも、二百十日前後になると東海道を十時間で行く所を、三日も四日も滯留させるといふ樣な事が屢ある。現今の世の中でもさうであるから、當時は無論之が爲に困難であつたことは申すまでもない、架橋をなし得る川は何でもないが、然らざる川は實に海道の最大難所である。家康は初めから川には架橋をすべしといふ主義である、成るべく架橋をしろといつて

居る。彼の三州の矢矧の橋が流れました時も、役人は費用がかゝり、また敵に備ふる爲にも架橋を止めた方がよいといふ意見であつたが、家康は聽かずして人民の爲に架橋をしろと命じたことがあります。併し德川氏の根本政策といふものは、街道を不便にして置いて、一般の旅人が難儀をすることは犧牲にしても、一朝事ある時の爲めに備ふる方針で、架橋は概して奬勵しなかつた。又事實困難であつたのである、卽ち渡にして置くか、但しは步渡にするとかいふ事にしたやうであります。東海道に於きましても、三州の矢矧川・豐川などには橋がありましたが、天龍川・富士川は舟橋、(後には渡船となる)六鄕川(元祿四年より渡となる)馬入川・大井川・安倍川・興津川・酒匂川などは步渡であります。中山道では碓氷川の船渡しあり、奧州街道では鬼怒川、甲州街道では多摩川といふ樣な皆厄介なものがある。東海道にはこれのみならず海の渡がある。新居の舟渡に、桑名の渡がある。海上七里行かなければならぬ。これは最も難儀な所である。桑名の七里の渡は木曾川が下流に於て幾多の支流に分れてゐて、一々船渡をするのは煩はしいから、寧ろ宮から桑名へ渡つた方がよいと云ので、此所を渡にしたのであります。それ故に若し迂廻をすれば、佐屋路と言ふのがあります。よく〳〵船の嫌な者はこの方へ廻ります、ともかくも不便極まつた事を

歩行渡と輦臺渡

わざ〳〵したものであります。幕府は初めから是等の渡子の爲に特に俸米を與へて渡船賃を取らなかつたのでありますが、後にはさういふことではやれ切れぬから高札を掲げ無暗に賃錢を貪らぬやうにして渡賃を取つたのであります。天和二年にこの制が定まつてをりますが、其頃東海道安倍・大井の兩水が漲つた時は、淺深によつて賃錢を定むべし、貪ること勿れ、渡子の行爲を監督すべしといふ命令が出てをる。また川を渡すに於て、傳馬と同じく渡錢を定めた。元祿三年の定で馬入川一人錢十文、荷物一駄錢二十二文、乘掛十六文と定められてをる。寶永四年には馬に物を駄して船載することを禁じてをる、富士川が一人十六文、天龍川が十二文となつてをる。五年に今切の渡で一艘借切が二百七十五文、斯ういふことになつて居ります。

先づ渡船は斯ういふ風でありますが、茲に厄介なのは輦臺渡といふものがあります。これは彼の有名な大井川と酒匂川との渡であります、大井川は元來さして深くない、歩行渡が出來るので船を要せない爲に輦臺渡が始まつたのですが、事實水が漲ると中々深くてとても渡れぬ、併しこれが却て公儀の要害筋に協つた譯で、如何なる急な公儀の用であつても、水が多くて丈が立たねば何日滯在しても差支がないといふ事になつてをる。故に此所は必ず輦臺で渡らねばならぬことに定めて

しまつたので、船は一切入れぬ事にしてある。大名は其出入の本陣に專用の輦臺を置いてある。之は朱塗高欄附のもので、渡川の時は乘駕の儘輦臺へ乘り込み、川越人足が縱横擔ぎ、定員廿四人外に水切川越若干人を添へて渡るのである。本陣に備のない者は川方持の者を用ゐる。格の下の者は半高欄臺で一般の旅人は平臺で渡す、夫れより以下は肩車で渡るのである。とにかく川の案內を知らぬ者が勝手に渡る事は到底出來ないので、罪人が遁れて來ても、輦臺渡さへせねばこゝで捕へる事が出來るのである。川越の賃錢は正德年度の制定で脇通水川越一人に付九十四文以下八十四文、次は馬越瀨で七十八文以下八十四文、之を更に分ちて乳下水帶上通水、帶通水、帶下水・股通水、股下通水、膝上通水、膝通水と分れる。夫が段々直段が上つて、慶應三年には膝通水百十八文、脇通水二百九十文まで約三倍になつてをる。川を越すには川札といふものがある、旅客は川會所で賃錢を拂つて川札を求め、輦臺又は肩車に乘るべき相當の川札を渡して越える、肩車ならば二枚で濟むが、輦臺だと少くも札數七枚入用の譯である。かくの如く實に複雜なもので、一朝水が出た時は引くまで川が明かないのであるから、島田・金谷の兩宿に二十日でも三十日でも泊つてゐて、江戶と京都間は全く不通になるのである。川越の輦臺は五百挺で、半分は公用

輦臺渡の賃錢

川札

半分は庶人往來用となつてをる。渡子の數は四百八十二人である、後には更に増加したやうでありますその他、安倍川・輿津川・六郷川・馬入川・酒匂川でも步行渡の例がある。大井川では三尺六寸に至れば馬を禁じ、四尺六寸に至れば人を禁ず、官報は五尺まで善く泅ぐ者に命ずる、後には常水二尺五寸、四尺馬、四尺五寸步行、五尺狀箱、それより以上通ぜずと定めたやうである。之は大井川の例でありまするが、新居渡・桑名渡夫々面倒な規則があつて、往來する者が之を一々會得して行かぬと失敗をする、蓋し中々の苦痛である。膝栗毛に「來往の貴賤絕間なく、舟場へ急ぐ旅人は足も空に、出船を呼ぶ聲につれてはしり問屋へかゝる、宰領は口やかましく課役をふるゝ馬さしについてのゝしる。はたごやのはかまごし、よこちよにまげて走り、茶屋女の前垂筋かひに引ずつてよぶ。長持人足積にたつひうたひ馬士うしろを向きてひよぐりながら行く」はいかにも船場の模樣をよく寫してさながら見るやうである。次に旅客の困るのは關所である。

東海道中で大井川や酒匂川の輦臺渡但しは桑名七里渡に新居の渡など厄介ではあるが、これ以上厄介なのは關所であつて、旅人を少なからず惱ましたものである。所謂天下の御關所であつて、御關所といふものは堂々たる往來取締の根本であ

箱根の關

今切の關

つたのである、殊に東海道に於ては箱根と今切との番關所がある。目的は往來の人を取締るので、王朝時代の如く外敵を防禦する目的でもなければ、戰國時代に出來て居る關所の如く、關稅を取るといふ目的でもない。德川時代の關所は、そこが最も違つて居ります。幕府の注意したのは、西より東に來る者よりも、東より西に行く者を特に取締るのでありますˆ。二つの關所の中でも、箱根は最も重きを置いた所のものであります。箱根八里は天下の險であると言て、昔から往還の難道と唱へて居る所であります、殊に關所のあります所は、皆さんも御存知の通り一方は要害山の險を控へて、一方は蘆の湖が湛えてをる、一夫之を守れば萬夫も通れぬといふ良い地勢である。殊に周圍に大嶺が横たはつて居りますから、拔道といふものが甚だ困難なのであります。併し別に小田原から伊豆の方に出る所の道がある、それには根府川の關あり、甲州街道には矢倉澤關、裏街道には川村・谷賀・仙石原と以上五箇所に裏關といふものがあつたのであります。今切の關所も濱名湖の脇でありまして、海道の要所を占めて居ります、是非共通らなければならぬ所になつて居る。關脇としましては北の方姫街道に氣賀といふ所がある、また金指にもある。中山道では碓氷の關・福島の關、奥州街道では栗橋・關宿、水戸街道では金町、佐倉道では小岩、甲州街道で

關所手形

福島の關

入り鐵砲に出女

は小佛、其他全國到る處に關所がありますが、一番人の通る所は東海道であり、又幕府が最も重要な關として居たのは、箱根と今切とで、中山道では福島の關でありま す。午後の展覽會の方へは、箱根・今切・福島の三關に關する書類及び手形類を出來る丈け多く陳列して置きました。箱根のは舊本陣石内氏の所藏で、今切の方は新居匹田氏の所藏でありますの福島の方は先年私が同地で大學へ寄贈して貰つたのを陳列致しました。箱根の關は小田原の大久保氏の管する所で、今切の關は初めは奉行の取扱でありましたが、寛文年間から三州吉田の牧野備前守が管する事になつたのである。福島の關は、木曾の山村甚兵衞が扱うことになつて居る。此關所を置きましたのは、元和の初でありまして、大阪平定後、大阪の落武者が江戸に入り込むから之を調べる爲との事であつたが、更に當時幕府では諸侯の妻子を江戸へ人質にしましたから、逃出してはならぬといふので、そこで「入鐵砲に出女」といふとを嚴しくした、これが徳川氏三百年の太平を維持した政策の一であつたのである。出女といふのは、諸侯の妻子が江戸から逃出してはならぬから、箱根で喰止める、爲に箱根では東から西に行く者をよく調べた。今切の關所では特に鐵砲の西から東へ入り込むのをよく調べました、これは西から來る所の鐵砲はいかぬ、幕府の方へ鐵砲を持

込むのは不都合である。(今切には鐵砲改の手形が多い、今日も陳列しておいた)由井正雪の亂があつてから後は、鐵砲の調は一層嚴しくなつた、こんな譯で入鐵砲出女といふものを八ヶ間敷調べたのであります。箱根の關に付ましては、一番初め寛永二年に出た觸書には斯ういふことが書いてあります。

触書

定

一往還の罷番所の前にて、笠頭巾をぬがせ相通すべき事、
一乘物にて通る者、乘物の戸をひらかせ相通すべし、女乘物は女に見せ通すべき事、
一公家御門跡其外大名衆前簾より其沙汰可有候には、改に及ぶべからず、但し不審之事あらば格別たるべき事、
右此旨を相守るべき者也、仍執達如件、
寛永二年八月二十七日

これが正徳元年の觸書になると

箱根關所高札

一關所を出入罷笠頭巾をとらせて可通事、
一乘物にて出入罷、戸を開かせて可通事、
一關より外へ登る女は、倶に證文に引合せ可通事、
附、乘物にて登る女は、番所に女を差出して可相改事、

一手負死人並に不審成るもの證文なくして不可通事、
一堂上の人々諸大名の往來、兼てより其聞あるは沙汰に不及、若し不審のことあるに於ては、誰人に依らず相改むべき事、
右之條々嚴密に可相守者也、仍て執達如件、
正德元年五月　日　奉行

箱根關の有様

斯ういふことが老中から達せられて居る。此掟に依て番所の人は遠慮なく何人でも取調べる特權を持て居る。どんな者が通らうが、些つとも構はず、自分の職責を何處迄も實行したのである。之については種々面白い話がありますが、今日は問題が廣く、單に關所ばかりの話でないから、極簡單にして置きますが、箱根關を代表として二三關所の樣子について申上げます。箱根の關には高札が立て居て、面番所といふものがある、此處に六尺棒を持た足輕が二人立番して居る、役人は五人、番頭一人、番士三人、橫目役一人居ります。其外に士分と足輕との間の者一人、足輕小頭一人と足輕十三人で、そこに詰めて居る者が總て二十人居ります。小田原大久保家の先手十一組といふ者から交代で詰るので、番頭は年に一回、番士は年に二回、橫目役は年に二回か三回といふ樣に定つて居る。それから定番と云のが別にあつて、三人で一日交代一人宛である、これは一年交代で出て來るのでこの外に人見女二人と遠見

番所に足輕一人とが居る。また面番所に横目役が居り、番卒が居る、これは此所に住んで居るものですから、關所には臺所もあり風呂もあります。又牢屋もある。さうして關所は明六ツに開きまして暮六ツに閉ぢるのであります、それは中々權力の强いものでありますが、幕府からそれ丈けの特權を與へられて居る。關所破りは磔刑になります、夫で關所破りをせぬ樣に遠見番所があつて、湖水を渡る者を見張つて居る。若し湖水を渡る樣な者があれば、直に捕まへることになつて居ります。また幕府から出た高札があつて、往還の輩は之を守らねばならぬ。番所の前では笠頭巾を脫いで通らなければならぬ、乘物に乘つて通る者は乘物の戶を開かなければならぬ。所が名高い話でありますが、松平樂翁公が此處を通られた、確かまだ老中にならぬ前でありますす、その時に駕籠の戶だけ開けて頭巾を脫いで居られなかつた、そこで番士が、樂翁公といふ事は無論知つて居りましたけれども、それを嚴重に誰何した所が、駕籠舁は面倒だと思つたか、急いで飛んで行つた、番士は遂に之れを小田原まで追ひ掛けて行つて樂翁公に頭巾を脫がせた事があります。其の後樂翁公が老中になつてから、あの番士は誰であつたかといふことを調べて、番士はお賞めに預つたといふ話がある、それ位嚴重にやつたものである。そこで大名でも何でも調

べるのでありますから、大名ならば、通らつしやいとか、町人なれば、通れとか止れといふ樣にやつてそれから調べる。また一番嚴しいのは女でありますこれは皆女手形といふものを持つて來る、旅行する前に士ならば藩主、町人ならば名主から願つて奉行の判の据つた手形、女上下何人、乘物何挺、髮切、禪尼、尼、比丘尼、少女、亂心の女、搦之囚人、死體など明かに記載し、特別の容貌、黑子があるとか、鐵漿附であるとかいふ事を詳細に認めたものを持つてくる、關所の方には之と合すべき奉行の判鑑がありまして、手形の判と合うか合はぬかを調べ、またその手形にある人相書と本人との人相とがよく合ふかどうかを調べます。その調べ方は中々嚴重で判がにじんで居るとか、汚れてをるとかを吟味し、人相書を合せ、次に人見女の姥が女の髮を解かせて梳櫛で頭髮を調べ、毛先が揃へるや否やを見て女改が濟むのである。また女と申しましても、色々種類があつて、禪尼と尼と比丘尼といふのと皆違ひます、禪尼といふのは貴人の後室か姉妹が尼になつたもの、尼といふのは普通の人が尼になつたもの、比丘尼といふのは所謂上人で、善光寺とか熊野とかいふ所の尼である。髮切といふても種類があつて、病氣で拔けたのもある、途中で切つたのもある、さういふのも一々八釜敷改めるのであります。それから今切の關所に於ては、箱根よりは稍

寛であつたことは、高貴の女中は宿屋改で宜しいことになつて居る。これで輕重があることが分らうと思ひます。而してこの手形を出しますのに將軍家のお手許から出るものもあり、公儀のお留守居の人から出すものもある、町人百姓は町奉行の添書か又は裏判がなければならぬ。それから幕末になつて來ますと手形の書式が變つて來て居ります、すべての文書が變る通りに手形の用紙文言等も多少の變更が生じました。本日別室に今切關のものを年代順に陳列してありますから、之によつて沿革を知ることが出來るのであります、手形は女は無論入用ですが、男も入ります、拜謁以上の武士は手形は入らぬが、その外は入る、併し町人等は至極簡單なもので、宿屋の主人から貰つて來ても宜しい、それで大方は通られるのであります。番士といふ者は眼が光つて居るから、一度睨めば大抵その人物は分るので、怪しい奴は直ぐ分る。それ故に確かな人は申譯だけの手形でよいのである、藝人などは何か藝をやつて見せて無事に通してもらへる、番士が退屈紛れに大神樂などをやらせて見ることが隨分あるのであります。斯ういふ風に箱根と今切とは一通ならぬ厄介な所で、旅行者には不便なものであつたのであります。しかもこの關所がまた德川氏三百年の泰平を維持した一方便であつたのであります。

三　旅舍

鎌倉時代の旅宿

次に旅舍のことでありますが、昔の官吏の旅行は皆各驛々から供給を受けるから好都合でありましたが、一般の旅人は實際草枕に乾飯を持て旅行した者である。彼の鎌倉時代に於て後鳥羽上皇が熊野へ行幸なさると言ても、其時々の假屋を設けられて、そこに御泊りになつたので、公卿は萱葺で三間の小屋に板敷もない所であつたのでありますゝさもなくば普通の人の家を徴發する譯でありました。室町時代も略ぼ同樣であつた。本陣といふ名前は室町時代に見えて居りますが、後の世の本陣ではない、多くは寺とか豪族の家とかに泊るが通例であります。江戸時代になりましては、段々それが進歩して、宿々に宿屋といふものが設けられる樣になつた。

室町時代

江戸時代

併しやはり乾飯を持つて行くので、大抵まづ二合五勺を一日の量として、十日の道を行くならば二升五合持て行く、宿屋に着てから湯を沸かして、乾飯を浸して喰つて寢る、湯を沸かす爲に使つた木の料として四錢五厘をやる、之を木賃と申すので夫が木賃宿の始で有ます。五街道各宿驛が整つた後は、各々本陣といふ者が置かれて居る、これは公認の旅館である、名字も帶刀も許されて、中々威張つた者である。泊

木賃

本陣

脇本陣　先觸　關札

り客は侍以上鎗一筋の人間でなければならぬ。本陣の外に脇本陣といふがあつて、本陣に人が泊れなかつた時は脇本陣で泊るといふ事になつて居る。大名は皆定まつた本陣で泊るのである。箱根や今切の如きも、本陣は關所を控へて居るので一層勢力があるのであります、大名が宿泊をする時には、必ず本陣へ先觸を出す者である。休息するのでも同樣であります。大きな大名は一箇年前から出す、何月何日に何の守樣が宿泊するとか休息するとかいふことを豫め達しておくのであります。大概どの大名は何處の本陣といふことが定つて居ります。先觸に關する書類は、箱根本陣石内氏に今に殘つてをります、本日別室に陳列致して置きました、その中に色々な面白いものがありますが、中にこんなのがある、國方は不作で。損毛續であるから、簡便に御通行になる、道中筋萬端御省略であるから、迎見送りもその儀に及ばぬ、本陣詰の上下へ馳走があつた事があるが夫も入らぬ、但しその元にて一家よりの進上物は差支なしとの蟲のよきお觸などがある。この觸狀を出してそれから愈御着といふ事になるのである。國持大名になるとお關札を三枚前以て本陣へ下げておく、是れは木で作つたもので、何の守樣御泊とか御休年月日とか書いたもので、町の外へ矢來を結で立る、町の外と本陣の前とに立る、大きな大名でありますと、町の

木錢

兩入口と本陣と三箇所に立てる、小大名は本陣の前と、東よりなれば東の入口、西よりなれば西の入口に立てる、大名によつて木が違ひます、旗下陪臣は奉書紙で、本陣の前に張る許りでありますº本陣は豫め之を預つて置きまして通行の當日に立てる、それから先觸を出しまして、當日差合の有無を聞いて、其用意をするº外の大名と差合うといふならば、一日位遲れて着するといふことになるのでありますº愈々當日になりましたならば、本陣の入口玄關の所へ、紫縮緬に白の紋を染出した幕を張るº本陣の主人は大名をお迎ひに町の入口まで出て、土下座をして迎へる、雨が降ると困るさうでありますº布衣以上は主人案內すれど、侍となると、手代が出るのでありますº宿泊に入用の品物は總て大名自ら持てくる、蒲團でも膳碗でも總て皆携へてくるº風呂まで持つてくる、自然非常に繁雜でありますº本陣の有樣については、別室に島田宿の置鹽氏の文久の將軍御上洛の時の間取りの平面圖がありますまた寫眞もありますから、あちらで御覽を願ひたいº要するに宿屋の拂は座敷料と心付けとに過ぎないº一般の旅行者に於ては、慶長以來木錢といふものがあるº旅宿で薪柴を用ひた木錢が幾らとして拂ふので、十六年の規定では錢三文馬六文とありますº元和三年五月には木錢四文馬八文、薪柴を用ひざる者は半を減ずとありますº道

中奉行が置かれてから、まづ薪柴と共に十文位になつて居ります。之れより以上貪るものは三十日の繫獄、また娼婦を置き博徒を置くことを禁じてあります。その後時の相場で六文になり、八文になり、十文になつてをります。寛文五年に中山道で主人十六文馬十文僕六文となつてをります。然るに中世以來木錢でなくして、賄をも命ずることになつて、兩方併行して行はれてをる、自然一般の旅客の風儀が段々變つて奢侈に流れて來ました。宿屋に着いてから暖かい飯で酒を飲んで、按摩でもして寢るといふ風になか〳〵贅澤になつて、糒を携へたやうなことは夢になつてしまつた。かくなれば宿屋でもそれだけの準備をしなければならぬことになつた、さうすると木錢は止めになつて山海の珍味を並べて立派な膳が出る、併し一方では宿舍で有する所の米を買つて之れを羮さしめ、米價及び薪柴の料のみを償ふものも行はれてをつた、之れを木錢米代と申します。併し大名は昔の通り木錢米代の狀態をやつて居るが、驛傳の費用が中々かゝるから、かくなつては之も一種の贅澤の沙汰であります、茶代はどれほど出して居るかといふことは、當時の宿帳がありますからそれを御覽になると分ります、宿帳も箱根の本陣石内氏には、隨分古い時代からの分がズット揃つてをります。その中から一二冊借りて本日御覽に入れる、ま

奢侈になつた宿泊

宿帳

一般の人の宿泊

た新らしい時代では、小田原の本陣片岡氏の分を御覧に入れる事になつてをる、之を見ますると、宿帳に何日誰々様御泊といふことが書いてある、片岡氏のには和蘭人の泊つたことなども書いてある、和蘭人が泊つた時に、フラスコを茶代の代りにやつたこともあります。安政頃のものを見ますると、小田原の宿に泊つて大抵茶代百疋位である。松平美作守が安政四年に小田原泊百疋と別に百五十疋のお茶代で四十人斗りの御供には一膳飯を食はせて居る事が分ります。斯ういふ風で大名の泊といふものは本陣にかゝるのに定まつてをるが、一般の人の宿泊は全くやり方が違うのでありまして、例の東海道名所記を見ましても、萬治頃の宿屋の様子が分りますが、彼の女の宿引が盛でありまして、胸倉を捉まへて引込む抔といふ話が見えてをります。赤坂宿へ來た所に、「やう／＼赤坂の宿に入りければ、宿毎に遊女あり、立並びて旅人を留む、とまらせられい、とまらせられい、座しきも奇麗な相宿も御ざらぬ、なふ／＼馬かたどの、爰へおろしまいらせられ、さきにはよい宿はないに、なふなふといふ聲わや／＼として物音も聞えず、男あちこち見れば大阪新町のはし傾城幾人もあり、道中宿々の女どもをいれかへ／＼置くとみえたり。身過とはいひ乍らあはれなる事かなとぞ覺ゆる、ある家に立入て宿をかる、遊女一二人見ゆ、さまざ

まもてなしぬ、道中の旅人もとをりすみ、蔀をあげ門をさしぬれば、町も家も靜まりにけり、燈臺をかゝげ、亭主まかり出て物がたりをいたすとあるのはよく狀況を寫してをる。萬治頃から斯ういふ次第でありましたから、其後は一層甚しいので、東海道筋では、三州の岡崎・吉田・赤坂皆遊女屋のある所である、しかのみならず俗に飯盛と言ふものが方々に居りまして、これが海道の風俗を大に紊してをる、道中奉行はその取締に苦しんだのであります。とにかく一般宿泊者の宿屋は、早くから大に進歩して木錢米代どころでなく、宿屋には萬般の設備が屆いてをつた事が分ります。なほ詳しい事は、當時の人の旅行記や小說本などによつて知られます。こんな事で宿屋が惡事を働き風俗を害するので、平民的旅行者の爲に便利を計つた者が現はれて來た、これが有名な浪華講であります。これは文化元年に大阪の玉造町淸水町に松屋甚四郞といふ者があつて、綿弓の弦商で、その手代に源助といふものがある。行商人でありますが、あつちこつちに行て、旅舍の待遇が惡いのを憤慨して甚四郞と相談し、甚四郞は鍋屋甚八に謀つて、浪華講といふ組合を作つて、宿屋の宿弊を除かうと致した。卽ち全國の宿屋で浪華講に這入て居る者は弊風のないものである、大丈夫だといふことで、その組合に這入つてをる者は浪華講といふ招牌を掛けて、

弊風を訂正する事を始めた、これが大に旅人の信用を得て、旅人が皆この招牌を目當に泊るやうになつた、それから又大阪の日本橋の河內屋茂左衞門・江戶馬喰町の苅豆屋茂右衞門が三都講といふものを起した。それから大山に行く者は大山講とか。富士に行く者は富士講といふものを起して、旅館の發達は非常に進んで、弊風が除去せられました、殊に日本人は一方宗敎上の關係もありませうが、旅行が好きなものでありますから、西國三十三箇所の順禮とか、大山詣・富士詣・山上參りといふ樣なことが幕末に於て頻に發達して居る、斯ういふ浪華講とか何講とかいふものが出來ました爲に、一般の旅行者や行商の者が最も利益を得る樣になつたのでありますす。夫れ故に幕府が壓制を加へて駄賃を高くしたり、關所や渡津で旅人を困らすに拘らず、旅行好の國民はドン〳〵旅行をして旅行熱が盛になり、從つて交通が大に進步して參るやうになりました。同時に道中案內記や旅行用心集などの類が盛に出來まして、旅行の便も大に整ふやうになりました。

四　水上の交通

それから次に水上の交通でありますが、これは前年長府に於て日本海上史の講

演會の時に私は江戸時代の海運事業の題の下に、一場の講演を致しまして、その筆記は日本海上史論の中に載せてありますから、海上の交通のことはすべて之に依つて略して置きます。元來海上の交通は陸上で大貨物が運べぬ爲め、だん〳〵盛になつて、奥州から米を廻漕するとか、關西から關東へ酒を送るとかいふ事が大に海運を促しましたが、なほ瀬戸内海などでは、四國・九州の大名の參勤交替の路筋に當る爲めに、内海の海運が大に進歩して、内海に陸路より寧ろ海路をとる者が多くありました、また金毘羅參だの、四國順禮だの色々の信仰上の關係からも、内海の海路は大に賑ひました。併し外海の方は貨物の運送の外に、鎖國以來人を運ぶことは餘り行はれなかつたのであります。海運に關することは右の講演に讓りまして、たゞ河上の交通について一二申して置きますが、河上の交通で注意すべきは淀川であります。京都から伏見・大阪の間の水上の交通であります。この川は、上古から大阪・京都間の交通の要路に當つてゐたので、この川筋は最も注意すべき通路であります。江戸時代に於ては慶長八年に幕府が河村與三兵衛・森惣右衛門に淀川の過書船の事を司らしめた。過書船といふのは過書を以て通過する船の、伏見から大阪・傳法・尼ヶ崎を往來する船で二十石から二百五十石までの船であります。後に川が淺くな

海運

河上の交通

つて大船が通れぬやうになりましたが、もとは三百石位の船も往來してゐたので、是等の船の總稱である。後に河村與三兵衞が罷めて角倉與一が代つて支配することになりました。客船は普通三十石積で、一日二回伏見から大阪へ出る、時間は通例下り半日又は半夜、上り一日又は一晩となつてをります。また此外に淀船又淀二十石船といふものがあります、これは上荷船とも申して、船が小さくて淺い所を自由に往來致します。この二十石船は古くからあるもので、男山八幡宮社務の支配に屬して、船子は八幡領内の住民であつたもので、よほど特權を有してゐたものでありますこれは大阪陣の時武器兵糧を運んだことや、家康が伏見から郡山へ出陣の時、淀船を以て船橋を架けたこと、寛永十四年島原一揆の時、此船で急用を辨じたことなどで、後々も運上免除の特權を有してをつたことなどがあります。此過書船と淀船との間に競爭が始まつて、荷物の取り合ひなどがありましたので、一度は淀二十石船を過書船の中へ加へ、大阪へ上下することにした。併し兩者はどうも融和しないで、時々爭が起つて、二十石船は八幡宮を笠に着て大に活動したやうであります。なほこのことは國學院雜誌に芝君の說が見えて居ります。それから京都の豪商で吉田了以といふ人が大井川を溯り、丹波保津に至る路を見て、之を開鑿する考を起

し、幕府に願つて、開通工事をやつて、慶長九年八月に出來上つた。十二年に了以はまた富士川を浚渫して岩淵から甲州の鰍澤まで船を通ずるやうにした。甲州の人は船が下から上つて來たので船を見たことのない者が多い爲め、大に驚いたといふことでありまず。十三年に了以はまた天龍川通船のことを圖つた、諏訪から遠州掛川までの河脈を浚疏して、恰度大佛殿の造營の役に立てた。十六年に了以は京都の高瀬川を開鑿して伏見から流を溯つて京都三條に達する道を開いた、爲に京都の米薪の價が低廉したので、市民大に喜んだと申すことで、角倉の河水浚渫に於ける功勞は實に偉大なものであります。かく方々で河上の水運が發達しましたが、やはり淀河に於て最も發展したのであります。幕末には江戸近傍諸川漕運の組合が出來て利根川・荒川・絹川邊の運漕が盛に行はれたやうであります。其他琵琶湖上の交通や、常陸の霞浦の交通等もありますが、特に取り出でゝ申す程の事もありませぬから略します。水上の交通は甚だ簡單でありますが、これで終つておきます。

五　通信機關

昔から驛路の開かれましたのは、單に旅行者の便を開いたのみでなく、所謂郵亭

飛脚業
繼飛脚

驛で書信を送致する驛遞をやつて通信機關を完備するのが又其目的であります。故に古來驛傳の制備はると共に、飛脚の制度も早くから備はつて、割合に進歩したものでありました。然るに戰國の世となつて、諸大名牆を立てゝ相睥睨するやうになつては、飛脚も自由に往來することが出來ぬ、已むなく飛脚の代りに平和的の使節たる僧侶を用ひたのであります。信長・秀吉が天下を一統してからは、驛傳の事務も整ひましたが、家康の江戸入國以後は京都・江戸間の通信も頻繁となつたので、書信及び物品遞送の飛脚業も起るやうになりました。家康は入國後まもなく道中繼飛脚の制を定めました。繼飛脚は老中の證文を以て諸國に下す所の書函を持つて、驛傳して宛所へ送るものであります。これが爲め幕府は各驛に繼飛脚の給米を與へてその料に供してをる、この制は遂に江戸幕府二百六十年間更に變ることなく行はれて居つたやうであります。この官役の繼飛脚は既に天正十八年に始まつて居りまして、これは頗る足の早いものでありました。元祿九年に定められた繼飛脚公書遞傳の時限によりますと、江戸から大阪まで四十八時間、江戸より京都まで四十五時間、急行四十一時間、江戸より駿府まで十二三時間、急行十一時間、江戸より日光まで九時間半より九時間、急行八時間半、江戸より山田まで三十一時間、急行二十

七里飛脚

七八時間となつてをります。更に寶暦十三年の時刻改正では、京都・江戸間急三十三四時間、大阪・江戸間三十六七時間、中山道ならば四十五六時間となつてをります。公書が品川に着すると、名主が直に之を老中に差出すことになつてをります。幕府に大變のあつた時や大事件の起つた時、例へば由井正雪の亂の時や、大鹽平八郎の亂の時などは、隨分早く報知が到達して居るやうであります。また當時幕府官役の飛脚ばかりでなく、各藩から江戸に往復する飛脚を特に置いてありました。その中で紀州・尾州の如きは特別の制度があつて、東海道の路次毎に一の小舍を設け、各舍に飛脚を配布して、之が互に遞傳をして行くのであります、例へば尾州家は池鯉鮒から六郷までの間に十八ヶ所の小舍を置き、紀州家は神奈川より佐屋までの間に十四ヶ所置かれてあつた、之を七里の飛脚と申します。七里の飛脚は非常に美裝をしたもので、七里の飛脚が來たと言つて人が外へ出て見るといふ話を聞いて居ります。その繪が今に傳はつてをる、別室にあるから御覽を願ひます。之は其家々の品物のみの遞傳でありますが、民間の飛脚業が十分でない時は、往々紀州樣御用達などの名を假りて、商品などを送る者も隨分ありました。其外に民間に三度飛脚といふものが元和元年から起つてをります、之は當時大阪城の定番の諸士等が、東海道の

三度飛脚

町飛脚

各驛々長等と相談してその家隷を飛脚として、毎月三度日數八日を限つて東海道を仕復せしめた。之を三度飛脚と申します。是れ後の三都定飛脚の濫觴であります。その後大阪の商人等が之に習つて飛脚を業とする者がありまするが、皆其名を大阪在番の諸士の下卒に藉りて、其法彼を着し、双刀を佩びて行くもので、まだ戰國の餘習賊難などあるから、之を避ける爲めであつた。これが寛文三年になつて三都の商人が相談して、三都往復の飛脚業を開始した。大阪の藤屋・江戸屋・鉈屋・中島屋、江戸の備前屋・山田屋・木津屋・和泉屋・大阪屋、京都の大黒屋・伏見屋・江戸屋などが組合を作つて、もはや世も大平になつたから城番の名を藉りる必要がなくなつたので、飛脚は商人の服裝に改めて、町飛脚問屋抱宰領と稱して、飛脚業を營むやうになりました。當時大阪の飛脚が江戸に着きますと、旅亭の戸外に筵を敷きまして、書狀貨物をズッと並べ人々の縦覽に供へる、道を歩く人が若し自分に來た手紙があれば、飛脚屋に請ふてそれを取るのであります。又返事をやらうと思へば、そこへ持て行て賴むといふ次第であります。當時町飛脚の東海道の通行の日數が六日でありましたので、定六と申してをりました。四年に大阪町飛脚の出發日を毎月二日十二日廿二日と定めました、それから段々三度の飛脚が發達して、十一年には大阪の飛脚問屋、

飛脚問屋

通馬早飛脚

島屋と江戸の飛脚問屋、備前屋と相談して、金銀の遞送を始めて金飛脚といふ招牌を掲げました、後に月番を定めて遞送するやうになつて、之を手板組と申します。こんな風で飛脚業は專門の商賣となりまして、公用物も引受けて遞送する樣になりましたが、三度飛脚はなほ定期に發着せずしてとかく後れ勝であるから公用物の遲滯が起るので、元祿十一年に大阪町奉行安藤駿河守は飛脚總問屋十六人を召して、毎夕順番を以て發せしめ、順番仲間と稱して、路次日限は五日・六日・七日・八日の四種に分けて出さしめるやうにした。それから享保年間になつて、江戸の飛脚問屋が上州高崎(三年)、陸奥福島(九年)上州伊勢崎(十四年)上州藤岡(二十年)に飛脚屋支店を開始致しました。之で中山道・奥州街道の方面の人も至大なる便利を得るやうになりました。然るに繼飛脚の人夫がとかく三度飛脚を制する爲に、三度飛脚の後れ勝になるので、之を幕府に嘆訴したことがある。元文四年になつて大阪の飛脚問屋柳屋が早飛脚を創めた、路次騎馬で往復するによつて通馬早飛脚と申した。寛保年間になつては三都飛脚が互に不和を生じて喧嘩をやり出し、京都の飛脚商から評定所へ訴へて出たので、三都の飛脚屋が集まつて商業の成規を定め、江戸の大阪屋茂兵衞の許に鄕物を集むること、海道十八ヶ所にて遞傳すること、賃金の約束も定め、三

日半限九兩二分又八兩一分とか、五日限二兩二分又二兩とか、早封狀一通錢二百文、又百文、百兩の賃銀十三匁、丁銀一貫目賃銀八匁五分、荷物一貫目賃銀八匁など〻更に細目を定めたのであります。寛保元年に江戶の若狹屋忠右衛門といふ者が馬早飛脚といふものを始めた所が、手板組の島屋等の壓迫で廢業してしまひました。島屋等は代りに擢狀急便といふのを始めた、これは駄中から急用の分を拔き出して晝夜の別なく。遞夫三人を以て急送するものである、拔くのにも庭拔と道中拔とあつて、飛脚屋の店頭で抽くのが庭拔、送中に要して拔くのが道中拔である。二年に島屋は東海道の飛脚賃錢を改正して駄荷四十貫目は賃金二兩三分以上、每一貫目に銀五匁を增し、三十貫目以內は減量每一貫目に銀五匁を增すことにした。延享三年に島屋が奧州福島より京都に至る間の荷物保險金銀爲換を開きました、之がこの事の始であります、この年島屋はまた關西の方へ向つて發展して、江戶より備中松山代官所に至る定期飛脚を開きました。また飛脚賃錢の改正があり、八日限九日限は小封書狀一通賃銀六分、中封書狀一通一匁、大封書狀一通目方百目以內賃銀一匁五分以上每十匁に賃銀四分を增す、五日限は小封狀目方五十匁以內賃銀五匁等を定めました。寛延二年に江戶飛脚商十二人會合して、京都早會所順番遞送法に倣つ

擢狀急便

保險と爲替

定飛脚

て、室町の十七屋孫兵衛を繼立元問屋として、江戸に於て順番遞送法を開いて、東海道往復日限を七日限りとし、毎日傳馬三匹を以て往復し、京都の呉服屋・縉紳家・二條在藩諸士・代官の公文書・諸社寺のものを引受くることを始めました。寶曆三年に又賃錢の改正があり、十三年に島屋は仙臺に問屋を設けた。安永二年に又三都の定飛脚問屋が議して東海道に二十八所の取次所を設けて、毎月十二回の定便を出すことを定め、上州・甲州・奥州にも及んだ。本線から支線を發して、飛脚は出羽から一關邊へも行くものが出來ました。天明二年には定飛脚問屋の株式を許して金飛脚問屋の招牌を改めて、京都大阪定飛脚問屋と稱して冥加銀初年百兩、後年々五十兩を納めしめた。三都定飛脚問屋、京都、山城屋・木津屋・山田屋・伏見屋・島屋・大阪屋・和泉屋・十七屋の八家に命じて各招牌を出さして、遞送の行李には定飛脚の繪符を指して、宰領は烙印の［定飛脚］とした札を持つて、宿場に豫付した印と引合せをして定賃錢を拂ひ、行李の遲滯なきやう各驛に驛馬や助郷を出して遞送することを命じた。寛政三年にまた三度飛脚規程を定めましたが、十一年に大阪の江戸屋が拔手飛脚を請願して許されました。享和三年・文化三年に規程の改正がありまして、文化の時には規程を印行致し、賃金を明細に規定致しました。この年島屋は亦西國筋の米飛脚業

飛脚業の衰頽

明治以後

郵便制

外の通信機關

を開始し、文政二年には定飛脚仲間仕法を定め、種々の規程を作りました。併しながら幕末になつて驛傳の禁令が弛んで、諸國の農商等が商貨を公卿武家の行李に裝ひ、或は商貨を飛脚行李中に混ずるとか、種々の惡弊多く、驛の取締も不充分な爲に貨物の遲滯甚だしく、飛脚業も思ふ樣に振はない有樣でありました。明治元年になつて飛脚賃錢の制を定め、定飛脚問屋の請願によつて、東海道便上下十八度、毎回本馬四匹、行李七十二駄とし、急便は二十一度、毎回本馬一匹と定め、賃錢をも規定致しまた別に驛遞規則をも設けましたが、三年には京都大阪往復急公用狀を三都定飛脚に托することをやめ、別に賃錢を定めて遞送をすることゝし、四年には郵便を開いて切手の法を設け、東京・京都間を卅六時間で行くことゝし、郵便役所が出來る、六年には量目均一制も採用せられて、飛脚はやめらるゝことゝなりました。今日の樣な便利な世となつては、當時の不便なることは夢にも浮ばれぬ位で、何故こんな馬鹿な事をしてをつたかと思ふ位であります。其他飛脚の外に通信機關として烽火を揚げるのもありませう、堂島米相場の旗振りも通信機關の一種でありませうが、餘りに廣く亙りますから、それ等は略して置きます、

結論

公人の旅行

要するに江戸時代に於ては、一般の文化が進歩したので、交通の事も大に發達をしました。幕府は戰國騷亂の後を受けて、凡ての政治の上に大整理を加へましたが、又、交通の制度上にも大改革を行ひました。道路の改修、水路の開鑿、交通機關の整頓と、あらゆる方面に力を盡してをる。殊に萬治年間に道中奉行が置かれてからは、一層整頓せらるゝやうになり、驛傳の制、通信機關の制、すべて行屆いて參つた。殊に參勤交代がある爲に、東海道などは萬事に於て一層完備してをつた、併し一面には幕府の方針はすべて理想的の官僚主義で、役人本位でありますから、公用の爲には驛傳の制もよく行屆いてをつた。故に役人として旅行するには此上もない便利を得たので、幕府の役人には路上の費用なども悉く道中奉行の方で支拂つて呉れる、何處へ行つても優待される、無一文で東海道を大手を振て雲助人足を叱咤し、厄介な渡津や關所も自由に往來することが出來たのであります。此の如く役人共の旅行は種々の便利を得ますが、普通人民の旅行は隨分苦痛が伴ふもので、道中に於ける取締も、制度は儼然と立つて居つて、何一つ難儀な事がないやうでありますが、事

普通人民の旅行

實は案外そうでなくて、問屋と役人とが共謀して種々の奸策をやるとか、橫柄なる驛吏に不親切な取扱をされるとか、或は雲助・胡麻灰抔が現はれて旅行者を掠めるとかで、此時代の旅行者は餘程困難であつたと思はれます。而して最も困つたのは中等の人民であつて、下層の人民に至つては、どんな事をされやうが、どんな厄介な所があらうが、一切構はぬ筆法でやるから、案外氣樂に旅行をしてをるやうである。爲に此種の人の旅行は割合に發達して居るので、膝栗毛的の呑氣な旅行は非常に樂しく面白く出來たやうに思はれる、卽ち宗敎の信仰と、名勝好景に接する愉快を得んが爲めに、頻に旅行をやつたやうに思はれます。殊に浪花講などの事が出來てからは、旅中の不安も少く、爲に行商や巡禮などの旅行も一層進んだやうであります。然るに一方大名が參勤交替の必要で大旅行をする、之が爲に潤うた者も多くありませうが、又彼の助鄉の如きはどれ程の苦痛を百姓に與へたか分らぬ位であります。幕府は常に舊慣を變へぬ方針であるから、惡い事と知りつゝも無理に押し通してをつた爲に、その弊を蒙つて困つた者は隨分多い事であります。是等は幕府の政策がどこまでも影響をして居る譯で、何れのものにも現はれてをるが、また交通史上にもその跡を止めた事を見るのであります。また通信機關としては飛脚事業

も、初めは官業のみで甚だ發達せぬものでありましたが、段々民業が盛となるに從つて進步して、一般人民もこの恩惠に浴することが出來るやうになりました。こんな有樣であらゆる交通通信の機關が追々に完備して、立派な制度も出來たのですが、その弊害も生じて、やがて幕末の紛亂となり、遂に明治維新に至り大改革を見るやうになつたのであります。（大正三年）

雜纂

箱根山道

「箱根八里は腕でも越すが越すに越されぬ大晦日」、或は「越すに越されぬ居酒屋の前」とは、頗る人口に膾炙してをる馬士唄である。之を以ても八里の山道は貧人の大晦日或は飲介の酒屋前と比べる位困難な處であるといふ事が知れる。千種日記にも、此山は東海道第一の難所なりと書いてある。少しく穢い話ではあるが。東海道名所記には「四季ともにはこねは畑のこやしかな」といふ發句を出して、之れが解釋を下して、此坂はあまりに難所なれば、いかなる旅人もくたびれて糞(はこ)をたるゝ故にはこねといふらんとある。兎に角海道筋で最も厄介な處と見做されたのは、當時の旅行者の旅行記を讀むに、皆口を揃へて其嶮を說いてをるのでも分る。德川氏の時代は一般に街道の制も完備し、殊に東海道は京都と江戸との間を連ぬる最も有數なる往還であるが、猶大井川の蓮臺渡とか、今切の舟渡とか、さては夥多の川や峠が途

中に蟠り、加之厄介な御關所があつて、一度の旅は實に一通の苦勞ではないのである。其他驛馬傳馬の馬士や人足、或は宿驛の番頭とか、街道筋に徘徊して居る雲助輩とかの不正などを擧ぐれば、一にして足らないのである。殊に箱根山ときては、山は嶮岨な上に御關所があつて、以の外面倒な處である。元和偃武以後は天下も太平と成り、諸侯の人質も取り、參勤交替の制も確立したから、もとより兵を出して征伐の軍を動かす必要もない、唯他より攻めて來る道を豫防しておくのが何よりの必要であつた。されば此函嶺の不便の如きは寧ろ幕府の望む所で、林羅山の丙辰紀行に所謂「惟天設㆑險甲㆓東關㆒」といふ次第で、此險路に關所を設けて取締をすると共に、幕府が西方に對する唯一の防禦線であつたのである。小田原北條氏が此山を西方の防壁として、關八州を睥睨し、豐公の大軍に敵したのを見ても思半ばに過ぐといふべきである。

箱根は西方に對する防禦線

箱根山の地勢

箱根は相州の西に蟠蜒してをる山岳で、本州の中央を橫斷したる富士火山脈中の一雄大なる火山である。北は足柄山及道志山脈につながつて、西北の方面は御殿場の平原に延びて富士山に對して居る、西南は三島驛に及び沼津の平野に向ひ、東南は相模洋の波濤を受けて、南は山勢が盤桓して熱海の火口壁に及んで居る、而し

古代東海道の官路

箱根路の開通

て東西の二面は共に相駿の平野に接して自然と分水嶺の形をなして、恰度地理的に平野を遮斷したる壘壁のやうで、關門を置くには最も適當の地勢である。

箱根といふ名は既に萬葉集に見えて、「足柄乃笞根」「安思我良能汲姑禰」などゝある。古の東海道の官路といふは、專ら足柄嶺の方を往還してゐたので、勿論足柄の方が有名である。されば何時の頃から箱根の路が開かれたかといふに、桓武帝延暦二十一年五月に、初て此山道を開いたのである、といふは、富士山が噴火をして足柄の官道を塞いだからであつた。其翌年五月に再び足柄の舊路を復したといふ事がある、然れども少しは嶮岨ではあるが、足柄へ廻るよりも箱根を踰ゆる方が道程の近いので、兩路共に通路となつてゐたやうである。保元物語に、爲朝が父爲義を諫めた詞に、「坂東に城郭を構へ足柄・箱根を指塞ぐ」との事がある。又吾妻鏡に、賴朝が石橋山の敗をとつた時に、北條時政・義時の父子が此山に路して甲州へ赴いた事がある。又承久の亂にも足柄・笞根の兩路を固むるとの事があつたやうである、更科日記は足柄を踰えたやうであるが、寂蓮法師の關東下りとて其家集に見えたのには、

十日ばかりに東の方にまかりけるに、箱根と云山をなん越えける、所の有様怍しく尋常に變りけり、遙に峯に登りては海を渡り、谷に下りては雨を躡む、

などゝ見えて居る。源光行の海道記は足柄を踰えたやうであるが、親行の東關紀行は、

行過る程に箱根の山には着にけり、岩が根高く重りて、駒もなづむ計なり、山の中に至て水海濶く湛へたり云々、

とある。十六夜日記には足柄山は道迂遠なればとて、此山を踰えたりとある。又瓊玉集に宗尊親王が二所參詣の途次、此山中に富士を望み給ひし事がある。鎌倉大日記に正應二年九月北條貞時、久明親王を迎へんが爲、飯沼判官等を上京さした時に、先將軍惟康親王の踰えられた道の足柄を避けて、箱根路にかゝつて上洛をしたといふ事がある。兎に角當時は猶足柄が本通で、箱根は徑直なるにかゝはらず、峻嶮なれば間道となつてゐた事は確である。爾來尊氏と時行との戰、尊氏と義貞との戰の時は、此邊一帶の地悉く其戰地となつたのである。有名な俊基朝臣の東下りは、やはり足柄道によられたもので「竹の下道行なやむ、足柄山の峠より、大磯小磯見おろして」とあるので分る。されども此頃よりは漸々箱根を踰ゆる人も多くなつたと見えて、文明十二年の太田道灌が平安紀行、同十八年道興准后の廻國雜記、天文十四年宗牧の東國紀行等を初め、北條・今川の往來の如きも多く此道によられたものゝやうで

箱根は間道

あるされば德川の世になつて箱根を全く本道と定められたまでは、足柄が本道で箱根は間道であつたと見て差支はない。そこで其足柄の方は別にこゝには說く必要はないが、當時間道としての箱根路といふは、如何なる路をとつてゐたかを知らねばならぬ。もとより德川代の道とは全く違てはをるが、果して昔の道はどれであるかといふ事は確に分らないが、先づ湯本村より湯坂を登つて、城山の峯を通じ、西方の山端から鷹巢山の上を經て、蘆湯へかゝつて元箱根へ出たものと思はれる。されば古人の紀行に見ゆる如き昇降常なくて、時には海も見えるやうの高點へ攀づる事もあり、又はいと深き谿谷に入る事もあつた路である事も明である。相模風土記稿には、更に中古は東海道權現坂より北に折れ、二子山の西麓より元賽河原にかかり、姥子の邊より蘆湖の北涯を過ぎ、夫より豆州に出しにや、又は駿河津峠に登り、駿河駿東郡深良村に出しにや詳かならず、中古此路も革り、元箱根より社地をよこぎり、蘆湖の東北涯に沿ひ、神宮山の麓を歷、前にいへる古道に合せしと見ゆ、といふてある。兎に角古道に付ては甚だ不明に屬する所であるが、湯坂淺間・鷹巢の連峯をまはる今の溫泉場途でもなく、さりとて後の東海道でもなく、わざわざ非常な嶮岨の處を通つてゐたやうである。

箱根路を官道とす

いよ〳〵徳川時代となつて、天下も靜謐に歸し江戸に開府をせられ、諸侯が參勤交替をする制を立てられたので、自然諸道の改良を行ふべき必要を生じた。殊に東海道は京都と江戸とを繫ぐ道筋であるから一層注意して、出來得るだけ徑直の路を撰まれた。そこで此駿豆相の界に於ても、足柄の迂遠をすて箱根を修繕して東海道の往還を定められた。是れ實に元和四年の事で、松平右衞門大夫正綱が命を奉じて路を開いて、三島・小田原兩驛の人民を遷して、こゝに新驛を作つたのが、即ち箱根宿である。これが今に殘つて居る東海道の一部で、猶通行の人々が一大難所と稱した所である。

箱根宿

此坂を登るは湯本から初て湯本茶屋に出で、臺の茶屋といふ所に至る。此處には轆轤細工をなせる家が夥多ある、今猶數軒殘つてをるやうであつた。道中膝栗毛に彌次郎兵衞が挽物細工を冷かしたのは、全くこゝなのである。是より觀音坂、葛原坂を經て須雲川村に出る、此村は箕を多く造るので又箕作ともいふとの事である。之より女轉坂・割石坂を經て畑宿に出る、此地は湯本へ一里箱根宿へ一里八町といふ間の立場で、家數の三四十軒もある所である。蘆湯へはこゝから岐路がある。宿を過ぎると二子山が見える、此の山は海拔一千米突以上の山で、宛然休火山として好標(タイ)

式の山である、曾根好忠の歌に、「箱根山二子の山も秋ふかみ、明くれ風に木の葉ちりかふ」といふは此山の事である。次に割石坂・大澤坂・西海子坂とつゞく、此坂は二町許の上りであるが山中第一の峻嶮なりといふ事である。次に樫木坂あり、東海道名所記には道中第一の難として、「樫の木の坂を越ればくるしくてどんぐり程の涙こぼるる」との狂歌がついて居る。癸未紀行には、「石出土窊橿木坂、肩輿夢駭劍頭炊」といふてある。次は猿滑坂、猿でも滑るといふ義であらう。癸未紀行に「今古箱根多嶮峨、就中猿汰馬蹄危、臂痿腸斷石溪際、不見瓜懸與瓠乘」といへり。之より追込坂・於玉坂・白水坂・天ヶ石坂・瀧坂を經て權現坂に至る、箱根權現社地なり。此邊より蘆湖は鏡の如く樹間に陰見出沒して見ゆる、恰もスコツトの湖上の佳人にエレンがさゝ小舟に棹して出て來た所とは、先づかゝる處かと思ふやうな幽邃閑雅の景色である。權現坂を降れば賽の河原で、次に元箱根驛がある、此所は箱根權現の社地で、もとは不入の除地であつたのである。

今二子山の肩で追込坂の邊と思はれる處は、兩側から草竹が叢生して、丸で溪間のやうである、而して路筋には一ぱい石を敷きつめてある、吾人が通つた際にはこんな道が昔の參勤交替に通つた路であるかと實に意外の感にうたれた次第であ

文久年間の修築

疊石を敷いた所以

る。しかしよく〳〵老先生に伺つてみると、若い者の考は到底だめである事が分つた。蓋しこれは彼の文久二年將軍家茂が、攘夷の詔勅により上洛の事となりたる際に敷きつめたもので、それより以前は堂々たる道幅も二三間はあつた道であつたといふ事である、是より漸次往來の少ない爲に草木が道をおかして今のやうな姿になつたのである。それで德川代に於ける諸家の紀行中に、疊石の紀事がない故も初めて分つたのである。されば何故に大金を費してかゝる疊石をしたかといふに、全く此山道に馬が往來して所々に凹處を生じ、之に水が溜つて雨天の際などは頗る歩行に苦むといふ所から、此大事業をやつた者と思はれるといふ事である。もとは急坂の邊に磴道やうの土留足留となる石が舗いてあつたに過ぎないといふ事である。然るに今は現在見る如き有樣であつて、驚くべく石を舗きつめ、然も其石もPflasterwegや又はPavementといふやうな所に用ひられる結構な石を用ゐたのでなくて、凸凹極りなきゴロ石である。同時に兩側の籔や叢が茂つて道幅も頗る迫てゐて、實に歩行にさへ苦むといふ有樣である。されば車は愚か靴歩行なども中々容易の業ではない、吾人は幸に晴天に通行したのでさまで、苦痛を感じなかつた次第であるが、若しこれが雨天の時なれば、どんなに苦んだか知れぬと思ふ、實に幕府の此

施行平の施茶接待所

仕事は骨折の割合に感心の出來ない事と思はれる。しかし箱根は火山であるから、其噴出した石も夥多あちこちにゴロッイてゐて、往來の妨となつた事も少なくなかつたと思はれる、庚子道の記には石の困難なる事があり、膝栗毛にも「人の足に踏めどたゝけど箱根山、ほん堅ぢなる石高のみち」といふてある。されば一には此等を應用し、一には前に述べた石階を廣げて此仕事をやつたものであらう。

道は箱根宿を經て權現坂・向坂・赤石坂・挾石坂に及で、豆相の界になる。此邊よりは降り坂て、石原坂・枯木坂などいふのを過ぎて見晴しといふ所へ出る、玆は一望洞達、駿河灣を眼下に臨み、伊豆天城の連山も遙に見渡す事ができる、箱根山中最も風景が絶佳で眺望のよい所である。此次に山中宿があつて、小田原征伐の時有名であつた山中城の遺址も僅に知られる。此山中宿と箱根驛の間で、何れへも二十八町計ある處に施行平といふ所がある、今玆には施茶接待所がある、此接待所に關する歴史が中々面白い、少しく長くはなるが、序であるから申添て置かう。元來此所は諸侯が江戸へ參勤交替をした當時、往還の馬に豆を煮て食はした所であつたが、維新となつて函嶺を踰ゆる人も少なくなり、馬も通らない所から、其接待所も廢せられて、僅に施行平といふ名のみが殘つてゐたのである。所がたま〳〵常陸の人遠藤亮規と

いふ大義名分を以て建つた性理教會の教職が、此所を通りかゝつて、施行の美擧なるに拘らず、其事の廢つて居るのを遺憾に思ひ、せめては此所を通過する人に茶火を施行して、寒暑を凌ぐに供し、其名と實とを不朽に遺さうと思つた。所が此人は公用の爲に近江へ行つて、遂に其地で病沒した、そこで其門人の中の三人が、師の遺志をついで之を實行する事となつて、こゝに小舍を構へ、費用は箱根・山中兩宿より支辨して、施行平の實を擧ぐる事となつた。然るに不幸にも此三人の中で、小田原人であつた二人は病歿して、殘る一人は國會議員となつたので、此所に居る者はなくなつた、そこで今の主人が遙々常陸から來て、こゝに住居する事となつたといふ事である。以上の話は現今の主人に聞いた話であるが、主人は結髮に指貫の袴を穿て、吾人に意氣軒昂腕を扼して世道人心の腐敗せる事を嘆息してゐた。されば其往來の人に飲ましむる茶も、施行が目的であるから、如何なる人でも一切茶代は受けないのである、曾て小松宮殿下のこゝで御休憩なされた時も、茶は差上げたが茶代といふやうなものは全然御斷申上げたといふ事である。實に箱根山中今猶存する美談といふべきものである。其施茶所の茶釜の銘に、

廣爲道友鑄此器永充施行平憩所之用

下總國香取郡長部村　八石性理敎會所
明治十二己卯年七月　規方（ノリミチト訓ズ）

とある、此性理敎會といふは遠藤亮規の主義とせる敎會で、前に述べた人々は其門人であるといふ事である。

山中宿を經て、長坂・下長坂等猶夥多の坂を下つて三ツ谷村に入る、右方に覺源山松雲寺といふ寺がある、次は市山村であつて、膝栗毛に所謂北八が泥龜を買つた所で、此の邊はかゝるものが捕れる所と見える之れより急に坂を下つて塚原村に入り、次に河原ヶ谷村の端を通つて三島驛に着くのである。箱根驛より三島まで凡そ三里二十八町の道程がある。此の間相かはらず、鋪石道にて、現今之を往來する者は一方ならぬ苦痛を感ずる所である、殊に暗夜に燈火なしなどの往來は思ひも寄らぬ次第である。

箱根關所址

元箱根より右すれば箱根の權現へ參詣するのである、この祉に付ては色々の書にも見ゆれば、今は之れを略していはない。又湖水に沿ふて左すれば、右に離宮を拜して箱根關所の址に至る。この箱根の關所は、箱根宿の東方二三町許の所にあつて一方には湖水を控へ一方には山が迫つて居つて、嫌でも應でも此處を通らねばな

らないやうな、實に要衝を占めた處である。若し此の處を通らないで湯本方面へ出やうと思へば、湖水に浮ぶにあらざれば、所謂要害山と稱する山の間に分け入らねばならぬ。分け入つた所で一つ間違へば山中で飢死か、猛獸の牙にかゝらねばならぬ、殊に十中八九は此の悲境に陷るものである、又湖水に浮ぶなどのことは、到底船もなければ、見張があつて出來得る限でない、實に屈竟の場處といはねばならぬ。今其址は殘つてゐて、道の兩側に二十間に五間位の空地がある、まだ礎等もあつて、實に山を負ひ水に面したる風景絕佳の地である。此の關所の建置の始は何時頃の事か分らぬが、恐らく元和四年に新道を闢いた頃の事には相違あるまい、之よりは常に小田原領主の預り警衞する所であつた。

爰に一言しておかねばならぬのは、箱根の古關に付てゞある。吾妻鏡承久三年五月十五日の條に、「所詮固關足柄箱根兩方道路」といふ事がある、其の場處は固より分らないが、此の頃に關といふものゝあつた事は確な事である。又圓覺寺文書にも、圓覺寺造營要脚關所事云々とあつて、早於箱根山葦川宿邊構在所云々の事が、康曆二年の文書にある。此の蘆川宿とは元箱根であらうといふことである、又同寺文書の應永十三年のものに、箱根山水呑關所云々の事がある、これは豆州の山

中であつて、こゝにも關所があつたと見える。天正十七年に秀吉が山中城を修築した時、關所の址を城構の中へ入れたといふことである。新篇相模風土記稿に、箱根社傳を引いて箱根の古關は横大門鳥居の邊にあつたと書いてある、先づ中らずとも遠からずであらう。

關所通行は實に面倒な話で、女改は頗る嚴重である、殊に東から西へ行く女は、手形の取調を最も嚴しく行はれる、東海道筋で、此處と遠江の今切の關所は女の最とも迷惑する所である。關所の掟書といふものを見るに、

一、關所を出入る輩、笠帽巾をとらせて通すべき事、
一、乘物にて出入る輩、戸をひらかせて通すべき事、
一、關より外え出る女は、つぶさに證文と引合せて通すべき事、
附、女乘物にて出る女は、番所の女を指出し相改むべき事、
一、手負死人并不審成もの、證文なくして通すべからざる事、
一、堂上の人々、諸大名の往來、かねてより共聞へあるは沙汰に及ばず、若不審の事あるに於ては、誰人によらず改むべき事、
右條々嚴重に可相守者也、仍執達如件、
正德元年二月
奉行

とある、この掟を守つて萬づ處分してゐたのに相違がない。彼の俗歌お江戸日本橋

の歌を見れば、登る箱根の御關所で云々といひて、若衆を檢査する事の嚴重であつた模樣が知られる。太田南畝の改元紀行に、此の關所の模樣が書いてある。

御關所を護れる者の方に從者を以て言遣はせしに、既に問屋の者より言越しぬれば改めて言ふに及ばずといふにぞ、笠脱ぎ中貫の沓はきて關を過ぐ、長持の櫃は既に先立ちて通りぬ云々、

とあり。又土御門殿東行說話といふものに、

去て關所に至れば、柵門八に躍場の如し、番衆への字に跪き蝦蟆に似たり、輿の戶ノ明（チヨイト）くれば則ち番の顱（アタマ）へ伏し、（へ者平伏之速者也）ー（スツト）通て、の（グルト）廻り以て坂を登る（ー者一直行也、の者廻旋而行者也、）（原文戯漢文）

大凡關所通行の時の模樣が分かる。猶關所に關する事實は故老に訂し、記錄に照して調を要する筈であるから、今は以上述べたので止めておかう。

之を要するに箱根の山道は、屢々變遷を經て今日のやうになつたのであるが、今の東海道は實に驚ろくべく頽廢して、往來の人は村より村に至る人の外は、物數奇で歩いてみやうといふ特志者が通行するばかりである。今のやうに車も通れなくしたのは、實に德川氏の晩年に於ける土木事業の失策といはねばならないが、今では又名物として見るべきものと思ふ。唯だ參勤交替をしてゐた當時も此姿であると

誤解してはならない。しかしとにかく、もとも餘り好ましき道でなかつたに相違はない。箱根驛の如きも古への繁盛は見るべき影もないので、風淋雨打せられた家が門を閉ぢて、壁中の骨ばかりが稜々として立て居るのを見るに過ぎない有様である。旅館の如きも、夏日暑を避けて來る客人に備へるのみで、外に宿泊する人はあらうやうもないのである。實に此の道を過ぎ、關所の址を弔ひ、此の驛を通つたものは、參勤交替の大名が陸續行列をして通行した古を忍ばざるを得ないのである。誠に往昔の盛事は夢の如くで、行人は襟を潤し、征客は馬を駐め、唯巍然として崛起してゐる二子山以下の連山と、蘆湖の水が鏡の如く湛へてあるのを見て、古態を思ふより外しかたないのである。(明治三十四年)

宇津谷

業平によつて紹介せられた宇津山

在五中將が行き〳〵て駿河の國に至り、いと暗く細き路に、生ひ茂れる蔦楓を分け入りて、修行者に出遇ひ「するがなるうつの山べの現にも夢にも人のあはぬなりけり」といふ歌を作つて、都に送つたといふ話が伊勢物語に見えて以來、いたく著名になつて、歌枕求めんとて遙々尋ね來る人もでき、歷代の歌詠に多く現はるゝ樣になつたのは、駿河國志太・安倍(もと有度)兩都の界に蟠亙してゐる宇津の山である。此の山は駿州を東西に横斷せんとするに、是非共踰えねばならぬ要路に當つて、古來東より西、西より東へ行く人々は、皆勿論此の道に依つたのである。然るにたま〳〵多情多淚の業平朝臣が此處を通過して、之を文學に訴へた爲に、意外にも有名な處となつて、爾後夥多の歌人が物に接し事に觸れて、此山を詠じ、或は此地方を通過したる人の紀行文に宇津山蔦細道の文字を省略せる如きものは皆無の位になつて、此の地はとう〳〵東海道筋で最も著名なる名所の一となつた。足利代には連歌師宗長が此の地を距る里餘の所に幽靜な居宅を構へて、愈〻有名となり、德川代には宇津谷の名物十團子といつて海道筋に最も著名のものであつた。實に此の地は府中

より岡部に出づるに必ず通行せねばならぬ要衝て、鎌倉以後東西の交通も頻繁となり、德川代には更に大名が參勤交替をするといふ有様で、此處の道も大に開かれて、到底業平當時の觀は企だて見ることが出來ない有様となつたので、在五が昔を思ふて今昔の感にうたれた歌人も夥多あつたのである。然るに明治以後東海道鐵道ができて、汽車は靜岡より大崩の海岸を穿つて通過し、直に燒津に出るやうになつたので、今では在五の昔は愚か、宗長の舊跡を尋ぬる人、又は名物の十團子を味はつてみやうといふ人も始んどない有様となつた。されば今は若しこのまゝで、社會全般の模樣が今のまゝ繼續して百年もたつといふやうな事があり得ることとなれば、又在五の昔を再現するであらうと思はるゝばかりにさびれてをる。されば此の所に付て少しく古今の變遷を述べてをくのも、決して無用の業ではなからうと思ふ。

宇津谷嶺の地勢

宇津谷嶺は甲信の大山脈が駿河に進入して、志太・阿倍の兩郡の內に連亘し、其餘脈は駿河灣に及んで、安倍・大井兩川の間の平地をたちきつたといふ有様で、山も餘り高くもなく、大凡海拔一百尺位の山々のみである、しかし何やら兩側に平地を控へて忽然突出し、いはゞ半島のやうな處であるから、此平地から先の平地に出るに

は嫌應なく踰越せねばならない有樣になつて、東海道中の一峠たるを失なはない。德川代の東海道で、箱根は最も峻嶮なる最も通行の困難なる所で、これに次で鈴鹿、其餘の薩埵嶺・佐夜中山・逢坂山などはさほど太したものではない。宇津谷の如きは峠は峠山であるが、まづ上下十町足らずの坂路で、至極容易に踰えられて、旅人がさほど汗を流さないでもよいのである。業平以下が皆な太さうに書き出したので、大早計に少くとも箱根位はあると思惟するは、地理を知らざる愚論であるのである。殊に明治以後には街道に隧道を穿ちて車馬が自由に往還し得たが、二三年前崩壞して、今では亦古の東海道を通行することゝなつて居る。

今此地へ行かうといふには、靜岡より西北に向ひ、舊東海道に從て阿倍川を越え、鞠子に出る、阿倍川の西岸鞠子に入るまでの所は手越河原といひて、建武二年の古戰場として有名な所である。鞠子はもと手越驛と稱した處て、其字泉谷といふ所には、連歌師宗長の舊跡なる吐月峯柴屋寺といふ所がある。之より一里半許で宇津谷に達し、又半里位で岡部驛に至るといふ順序である。今有名なる宗長の舊跡から初めて、漸次宇津谷の記載に及ばうと思ふ。

宇津谷の有名になつたのは、啻に在五中將の爲めのみばはない。連歌師宗長がこ

宇津山を著名ならしめたもの

こに閑居して宗長宇津山記を書き、又は宗長手記を記して、宗長が當時京都・駿河の間を往來し、常に此地を根據として、群雄の間に出入したる記事を掲げてある、詩藻優麗、當時の社會を寫し、諸豪割據の模様を描き出でゝ飛躍する如きふし甚はだ少くないのである、此等の筆は亦宇津山を著名ならしめた所以で、宗長がこゝに居を計畫し、遂にこゝに死した、宗長の死後柴屋寺がいかなる變遷を以て今に及んだかを述べやうと思ふ。

宇津山由緒

宗長宇津山記に、此處の由緒が大略書いてある、

駿河國宇津山は齋藤加賀守安元しる所より十七八町、川につきて下る、さながら鈴鹿の關超えし心地ぞする。丸子といふ里、家五六十軒、京・鎌倉の旅宿なるべし、市より、北にやや入りて泉谷といふ。安元先祖よりの宿所、奥ふかき禪室、歡勝院、瀧あり、門前に流れ、疊める巖滑にして、松杉さし入より、心すむべく見ゆ。左の岨に觀音の靈像、行基菩薩の御作とか傳へぬ。此上にも瀧音して堂の前にみなぎり落つ、大なる嶽横たはりて谷のふところ廣く、鳥の聲幽かに猿梢に叫ぶ、曉閑居の寢覺堪がたし。○中略 此國に下りて後、都亂れいできて、住こし草庵も燒にしかば、上り下りのみして、匠作近き居を構へ、春の草木秋の木草求め植え、池廣く水ゆたかにして、夏冬ふべき八木の惠しげく、朝暮の烟絶えず、活計のあまり又心として留まらず。永正初の頃、此の山家、すまゝほしくて安元に語らふ、いとやすき事などありし。其春三月はじめに、安元興行に「山櫻思ふ色そふ霞かな」山家のねがひ、且心

行やうに覺えて、峯の霞山のたゞずまひも、いとゞもよほされ侍心成べし。卯月計りに所をみ立て、かたのやうに草庵を結びしなり、上に喜見庵といふ、此所久しき庵なるべし。其の夏の五月に「幾若葉はやしはじめの園の竹」竹を植かきこもること、柚かたの林、初のよせもありや、此山の蔦楓うへ茂らせ、自愛し侍が云々。

とある、極めて巧妙なる筆で此地の由來がよく分る。其後の有樣については、宗長手記に散見してをる、

宇津の山の傍、年比閑居をしめをきて、五年六年京にありて、臘月廿六日に又歸り住侍らんとて「年の暮の薪こるべきかどでのみうつゝの山の宿もとむ也」云々

彼山居、菅垣といふもののあるは蔣箔、竹のすがき改めなどして、ふと住居侍りしに、廿七日あした大雪ふりて、此も彼こも埋れ替りて、なか〳〵新らしくもみえ侍れば、「我庵はかややこも垣あし簾すゞろに雪をもてはすや哉」と

又

柴屋一とせの七月十四日朝の野分に、客殿吹毀たれつと聞し。その比越前に在て、歸下りても久荒し果つるを、おとゝしの冬、又こゝの三分の一ばかりの茅屋を取り建、ことしの七月九日に歸住てめぐりの垣こもすだれとりのけて、庭の流れ淺茅の中に埋石なども、門外の川よけに過半とり出し、殘る石こゝかしこに散し置きしを、又とりならべて、水をすまし心をなぐさめ侍る、

年比しめをき行かよふ柴屋、石をたて水をまかせ櫻をうへなど、普請のついで、かたはらに又杉あり松あり、竹の中に石を疊み垣にして、松の木三尺計一方けづりて「柴屋の苔の

吐月峰柴屋禪寺

宗長墓

下道つくる也けふを我世の吉日にして」云々、

宇津山柴屋庭、もとの水石、所々掘起しなどして、過半畑になして、まびき菜の種まかする

とて、云々

とあり、猶此續きに細々閑居の模様が書いてある。此の地の地勢に付ては、前に掲げた宇津山記に大略見えてはをるが、東は吐月峯により、西には天柱山聳え、北は首陽山に接し、南は泉谷を隔てゝ丸子富士に對し、全く山間の小平地の窮まる所にあつて、閑轄な風景の地では無論ないが、實に幽邃閑雅な隱棲閑居の好適地である、今は吐月峯柴屋禪寺と稱して本堂などゝいふ太したものもなく、靜かなる書院めきたるものと茶室とがあるばかりで、泉石は宗長が作りたるまゝのもので、石を七曜に形どり据ゑ、東山銀閣に模したものだといふことである。庭には宗長手栽の松又は今川氏親・德川家康植栽の樹木と傳へられてをる者がある、然し松等は恐く二番生へであらう。庭中の一隅に平石がある、吐月峯に對して最とも絕望のよい所で、宗長が峯より吐き出す月を待つた所と傳へられて居る。其の後方に宗長の墓がある、小形の寶篋印形塔で、恐く後に建てたものであらう。紹巴富士見道記に既に印塔破壞の事が書いてあるので察せらるゝ。傍に宗祇の墓もある、宗祇は宗長の恩師であるから、こゝに供養した者で、眞の墓は富士山の麓桃園の常林寺といふ所にあるさう

だ。其の傍には幾若葉の竹葱々と茂て居る。

猶柴屋軒のことに付て詳述するに先ちて、宗長の略傳を述べておかう。大略は宇都山記及び駿河志料などにも見えてはあるが、もとは此處を距る西方凡そ六里、島田驛の鍛工景金の三男で、幼より今川義忠の左右に仕へ、頗る愛せられた、十六歲の時歌人宗祇に遇ひ連歌を習ひ、十八歲の時剃髮し、佛業を醍醐普捨院に學び、一休和尙の許に參禪した。其の後國亂起り。屢〻戰塵に交はりはしたが、曾て佛道を捨てないで、屢〻京都・駿河の間に往來し、公卿と交り、武人と親しみ、群雄の間に出入して、優遊閑居、戰亂紛塵の巷に連歌を戰はし、享祿五年三月十六日、八十五歲を以て此柴屋軒に歿した。明應中宗祇が新筑波集を撰むとき、宗長の句二十八首を收めたといふことである。其の手記及び關東より奥羽の地方へ遊んだときの東路の都登は、連歌を所所で戰はしたる事を書いたものではあるが、當時諸豪割據の模様を知悉するに、こよなき材料である。かゝる經歷の人で、此の柴屋軒といふ閑居も中々由緒のある所であるから、今川氏・德川氏の如きも屢〻此所へ來て住んだといふ事である。京都の公卿三條西實隆の如き人は、此の國に領地があつた譯で、屢〻下國した事があつて、此の柴屋軒に永く宿つて居つた事は宗長手記に見えてをる。其の他正親町三條實望の

如きも、在國してこゝに宿つた事があるやうである。宗牧の東國紀行に、宗牧は天文十三年、恰も宗長の十三回忌に柴屋軒に訪らひたる記事がある、其時誰庵といふ人が居つたやうに書いてあるが、これは宗長の子承葩の事であらう。それから凡そ二十四五年を經て紹巴が富士見の道の記に、又此處を尋ねた事がある、

谷を三町餘り左の方へ入て、庵室を見めぐるに、一休和尚墨跡に柴屋と古文字、宗長像掛れり、云々、賛には逍遙院殿御詠二首、御自筆鮮にして、庭上には廿六年を重ねたる石上綠苔宗長の印塔は破壞して、古木梅生たり、一年國の亂に回祿せりと云々、東に天柱と號せる山あり、此僧周桂宗牧の古をも語り給へり。

とある。其の後の變遷とては別に詳には分らぬが、德川代には朱印五石の寺で、明治になつてからは、內務省より保存金も下賜せられたそうである。所藏の古物は餘り多くはないが、注意すべきものもないではない、宗長の笛（宗長の笛といふは宇津山記にも見ゆる有名なる一節切で、亦珍らしいものである。宗長は尺八に巧みであつたと見えて、宗長手記・宇津山記にも所々に散見して幾若葉の竹で常に奏してゐたものと思はれる）義元の笛・芦屋釜（明應四年宗長が義政より賜はりたるものといふ）村雲茶碗、菓子器、笠（紙捻を以て製す、宗長の藏品といふ）南蠻釜、人丸像（頓阿の作とい

ふ)香盒、文臺、宗長連歌の卷物、其他宗長の杖と稱するもの(相生竹にて長さ四尺一寸許のものあり、)何れも見るべきものである。吐月峯といへば皆な灰吹竹を連想する、吐月峯の銘をうつた灰吹竹は實に著名なもので、都下にも喧傳されて居る所である、然しとかく僞物が多くて、本家本元の元祖といはるゝ所は此所で、其美しい竹は此の山の奥から夥多出るので、宇津山記の幾若葉といふ竹は全くこれなのである。今は種々の竹細工を造つて賣物にして居る、頗る美麗なる竹で、他に求めて得べからざる品である。柴屋軒の門は此美麗なる竹で編んで四季の花卉が其の傍に栽ゑられて、實に瀟洒なる眺で、眉雪の老僧が箒を留めて、此邊で宗長の古を說く如き風色が自ら備はつてある。

吐月峰の本家

柴屋寺を去り、吐月峯を後に見、右方に三角山といふ宇津山古主の跡を仰で、丸子川の細流に沿ふて迂ると、赤目谷といふ丸子村の一字に達す、それより凡そ十町許で宇津谷村に入る事となる。村の入口に平橋といふ橋がある、其の傍にある細道が、所謂蔦細道といふものであるそうだ。宇津谷は倭名鈔に所謂內屋で古、今の丸子・手越・寺田等の村々をすべた鄉名である、今は僅に二十戶計の小村の名で實に山中の寒村に過ぎない、卽ち宇津谷峠の麓にあつて、これから凡そ五六町の上りで、又五六

蔦細道

町下り、猶十町許行つて岡部宿に出るやうになつて居る。而してこれが古へ業平が通つた道であるか、或はそうではないか、そんな事は到底分らぬ、又分るべき筈がないのである。今蔦細道と稱してをるのは、先きに述べた平橋より左に折れて、細溪に沿ふていと嶮峻なる坂路を登る細道がある、これからは富士が東北の方向に見ゆるさうであるが、我等の行つた時は曇天で見えなかつた。此の道を七八町も登れば、嶺上の平坦なる處へ出る、是れ恰も本道と一山を隔てゝの峰つゞきの脊梁の處である、駿河染といふ書にはこゝに鴨長明が立てた標木があつて、通行の歌人が歌を詠で書つけておいたといふ事であるが、今は既に見えないといふてある。是れより又凡そ六七町も岩石が蟠屈して居る茶畑の間を分けて、宇ぢむぢひ平(或説には神祠平にて駿河風土記にある宇津谷本原神社といふはこゝにあつたといふ事である、東海道名所圖會には神社平と書いてある)を通つて溪流の流るゝ所へ直角に下つてくる事となる、此邊に猫石といふ石があるそうであるが、土地の人は蔦細道と稱してゐる所さへ知らない位であるから、更にどの石であるか尋ねても分からない。之れより溪流に沿ふて四五町行けば本道と合するやうになつてをる。今は樵夫も餘り通はぬ道だといふことで、いはゞ東海道を少し迂回した道と思へば差支な

いのである。此の路には成程杉柏が少しく欝生して居る所もあり、蔦蔓も時々見ないでもないが、在五の「我入らんとする道はいとくらうほそきに、つたかづらはしげりて」の觀は更にない、啻に此處のみならず、此邊の山々にそんな趣の處は更に見えない、地理の變遷は實に激しいもので、宇津山といへば、とかく人が九折盤桓茂樹藪道と惣國風土記にもあるやうの地勢を想起す所であるが、實際今往て見ると實に意外の感にうたれたる次第である。抑そも何時の頃より路も變り又かくの如き地勢になつたかなどの事はもとより分らぬが、吾妻鏡承元四年六月十二日の條に、御臺所御方女房丹後局自京都參着於駿河國宇津山、爲群盜所持財寶幷自坊門被整下御裝束等悉被盜取之由申之とありて、當時盜賊等の出沒して、頗る物騷な處であつた樣子が見える、海道記には多少文飾もあらうが、

此山は山中に山を愛するたくみのけずりなせる山なり、碧岸の下に砂ながらして巖をたて、翠嶺の上に葉おちて壤をつく、肱を背におひ、面を胸にいだきて漸にのぼれは、汗肩祖のはだへに流れて云々、かくて森々たる林をわけて峨々たる峰を越れば、貴名の譽は此山に高し、

とあり、東關紀行には、

宇都の山を越れば、蔦かへでは茂りて昔の跡たえず、

とあつて、此の頃は猶在五代の舊觀のあつた事は疑なきやうである。然るに爲家集に、「東へ下りける路にて」の題の下に、

又見れば昔に變る宇津の山蔦も楓もそれとしもなし、

といひ、夫木抄參議爲相卿路次記に、

宇都山を越るに蔦は見えず、眞の葛み所々に茂りて見え侍れば、草木も昔には生變るにや恠くて、

聞置きし昔には似ぬ宇津の山眞葛や蔦に生變るらし

とある。續古今集參議雅經の歌に、

踏分けし昔は夢か宇津の山ありとも見えぬ蔦の細道

とあり、菟玖波集に、

參議雅經と伴ふて東へまかり下りけるに、宇津山を踰ゆるとて楓を折りて、鴨長明、共にも替とぞ見ゆる宇津山、これに葛紅葉を折り添て、參議雅經いかで都の人に傳へん、

とある、何れも在五當時の舊觀がない様に傳へてある。さればどうもこの建長より文永・建治の頃には既に道も開け、茂樹藪をなすといふ様な處もなく、蔦楓が生ひ茂れる觀もなくなつたのであらう、しかし道はなほ今蔦細道と稱せる方を行つたものと思はれる。降て足利代には又候蔦蔓が出現したものと見えて、その生茂れるこ

とが書いてある、有名な太平記の落花の雪にも、

岡部のまくづ裏枯れて、物悲しき夕暮に、うつの山べを越行けは、蔦楓いと茂りて道もなし、むかし業平の中將の住所求むとて、東の方に下るとて、夢にも人に逢ぬなりけりと詠みたりしも、かくやと思ひ知られたり、

とある、先づ是は假に實地の視察を書いた者でないとしても、文明中の正廣日記に、

誠にうつの山は逢ふ人もなし、夢にも人にとか業平の詠ぜしことなど思ひいでゝ、蔦のはを分侍るにも、きゝしに勝ることゝちにして、

老ぬればさながら夢ぞうつの山蔦の葉くらき霜のふる道

とある、其他太田持資の平安紀行、堯孝の覽富士記、僧萬里の梅花無盡藏など皆蔦の生茂れることが書いてある。宗長は其手記にも宇津山記にも、そんな大そうな事は書いてゐない。しかし紹巴の富士見道記には、

宇津山に到りぬ、我入らんとする道といへるは、右の谷に見おろして、今は峰に付て登りぬ、誠に蔦楓は茂り、木の下暗き五月雨の餘波に、袖もそゞろに萎れ、心細して里につきぬ

とある、此頃の道といふは、なほ今しか稱する蔦細道邊であつたやうで、右の紹巴富士見記の文に照して「右の谷に見おろして、今は峰について登りぬ」とあるは、まづ現今の地勢に似てをる。又宗祇の名所方角抄には、「宇津の山は西の山口也、峠より富士

駿府西方の關門

は東に近くみえけり」とある。今の東海道には眺望は更になくて、富士などは到底見えない、今細道と稱するところを通れば、嶺上に小平坦の地があつて、眺望もよく富士も見えるやうである。又之れより右方(岡部より見て)には巍然たる一大山が崛起してゐて、之より右に道がつきさうでもない、さればいよ〳〵此今稱蘿細道は少くとも足利頃の古道であつたことは、疑を容れ難きやうである。然るに天正十八年小田原陣の頃は今の道となつてゐたやうで、又今の四五十戸もある宇津谷村も出來てゐたやうで、家忠日記追加天正十八年三月十九日の條に、秀吉宇津山に至る時、此處の郷民勝栗及び馬の沓を捧げて、秀吉東征の吉兆を祝す、秀吉喜で着する所の胴服並に黄金を彼郷民に與ふとの事がある、又駿河新風土記に、村民忠右衛門の家は右の功より邸宅除地となり、諸役を免ぜられ、秀吉より朱印の文書を賜はり、今猶ほ傳ふとある、これは此の地も大に開け、人も住ふやうになつた事を示して明な事實である。家康が駿府に築いて在城してゐた時は、此地は駿府西方の關門であつて、頗る要路に當つてゐたので、關所をこゝへ建てゝ往來の人を取締つたといふ事である。里民幸三郎といふ者の家に、猶當時の掟書と手形とを藏して居るといふ事で、駿河新風土記には其文書も擧げてあるが、今はどうも分からないやうだ。關所の舊跡は村の

中程の岩鼻といふ所だそうで、尋ねはしたが、確に分からない、恐く今村中唯一軒の飲食店がある、先づその邊だといふ事である。烏丸光廣のあづま路の記には、明に新舊の道の區別が見える、

東に行道の南は山、北は谷なり、一町計は左右に屏風をたてたるやうにて、谷も見えず、昔通ひし道は、山口の下よりわかる、蔦などもしげりたり、暫く分入て見る、

蔦楓茂げる下道踏み分けてむかしにかへるうつの山越

かく詠て今人の通り道に出るに云々、

とある、通村の關東海道記には、

つたかへで分もまよはしゆく人の道廣き世のうつの山越

とある、癸未紀行に、

十一月廿日踰二宇都山一、聞昔羽林在五經歷之時、蔦楓繁茂而無レ路而今不レ然、

宇都山隘馬亦惱、露往來日月危、今逢二四海一家時一、不レ見二蔦楓一見二有道一

宇都山

宇都山路隘嶙峋、蔦楓茂生秋景新、東武西京來往客、誰言夢裏不レ逢レ人、

といふ如く、徳川時代に天下は靜謐に歸して江戸に府は開かれ、諸侯の參勤交替をする制を立てたので、道路は大に改修せらるゝこととなり、此の宇津谷の道も通行

容易の堂々たる往還となつた。同時に舊道は全く廢せられて、あたりの村人も唯杣伐る道にのみ用ゐたに過ぎなかつたやうである。當時其の舊道所謂蔦細道といふものを過ぎた人の記事をみるに、東海道名所圖會に、

岡部驛より海道を壹里計行て湯谷口坂の下といふ所あり、こゝの鼻取地藏堂の向なる熊野權現のやしろの傍より右の方へ入るなり、これより道細くいさゝかなる渓川あり、此流れを右に添ひ左につれて杠の橋五ッ六ッをわたる、坂路にかゝればいよ〳〵道細く山深うして幽寂たり、茅すすき萩荻篠竹生茂りて、藤蔓蘿かづら足にまとひ、薔薇荊棘袂を閉て歩行しがたく、二人の手引の者、鎌をもて、叢を薙刈て次第に登る、路峨しく杖を力に行くに、少し平なる所あり、こゝを神社平といふ略〇中上の方に猫石といふあり、古松六七株の陰に猫の臥たる形に似たる巨岩有、それより又登るに漸く絶頂とおぼしき所に出たり、山郭依々として伐木の音さへかすかにだも聞えず、實に陶潜が桃花原に至るの俤あり、これより東に降る坂路いよ〳〵嶮し云々略〇下

とあつて、隨分太そうに書いてある。其の他駿河國志・駿府內記・駿河草などいふ書にもこれに似たことが書いてある。然し何分前にも述べた如く、平野の間に突出したやうな山であるから、海道筋の平坦なる道より偶然出偶はしては山深うも思ふならんが、箱根等に比べては、至極淺い山で、いか程嶮峻なりなどいふも高が知れて居る所であるから、漸次土地も開け岡部の方面は茶畑となりて、今は更に茂林もなけ

地藏堂

れば蔦楓も見ることは出來ない。唯だ宇津谷の方向に少しく若き杉樹が欝茂せるを見、小やかな蔦がときに途上に這ふて居るを見るのが高々である。業平時代は愚か右の東海道名所圖會にある如き樣子もない、蓋し德川時代より明治に入ては一層開けるやうになつたのであらう。思ふに業平當時は天下の道路も未だ開けず、此の位の山も樹木欝蓊たる風色であつたであらうが、堂々たる東海道の往還にかゝる淺い山で、さる景色が永く續くやうの事は、到底あるべき筈でない、此の變遷も實に然るべき次第である。爾來兎角文人が業平の故事によつて誇張の言を述べたものが多くて、歷史地理を研究する後世のものは甚取捨に困難する次第である。

まづ宇津谷舊道の今昔は右のやうであるが、德川代に開けた、今の東海道の方面は、如何に沿革したか、德川時代の人々の紀行類を順次みるも、別に大差は見出さない、先づ現今の模樣と甚しき相違はないのであらう。道中膝栗毛に、彌次郎兵衛が坂道に滑つて腰をうつの山道と洒落た事は載せてあるが、これは雨天の際であるからで、實際至極よい道である、唯頂上は切通しであるから、一騎能く之を通ずといふ如き道で、其の困難なる事は諸書に見えて居る。頂上には地藏堂がある、これは隨分古くからあつたものと見え、承應の東海道名所記にも此の事が見えてある。然るに

明治となつてからは、更に簡便法を施して、宇津谷から直に岡部の方面へ向いて拔けられる隧道を作つた。こゝの隧道は隨分古いもので、中々其の作り方の今のに比して奇恠である。所が三四年前此の隧道が崩壞して今は通られない。近來又東海道鐵道が出來て此の道を通過する者がないので、修覆して往還の便を計る必要もなくなつた。それで今は全く破壞されたまゝに委して捨てゝある、依て再び村人の通行路は右の東海道である。隧道を岡部の方へ出た所、今の往還より見下した所に、櫻花が爛漫として艶を競ふて咲いて居る、其の傍に一碑が建てゐる、蘿徑記といひて、文政年間に建てたものである、其文に、

何山無二蔦楓之徑一。而此地持著二於後世一者。豈非下以二在五中將之詞藻一故上哉。按二其傳一曰。中將體貌閑麗好二和歌一。其蒙レ勅東下命曰下求二歌枕一而還上。而勢語亦載。既到二駿河國一將レ入二宇都山一。道幽昧而細。蔦蘿翳密。其歌又寄二託哀怨一。勅采入二新古今集一。後人艷稱。取二其語一。名曰二蔦細道一。其蘿徑云者。辭人所修云レ爾。今不二必改一也。山南小路。卽爲二蘿徑口一。北行崎嶇。穿レ穴一千餘步。始達二於嶺左草橋側一。而椒正見二不盡峯於東面一。則與二僧安祇所レ記方合焉。徑二當時官道一。親王宗尊。參議雅經諸公。皆有二佳什一。然豐公之征二相州一。路從二今道一。則古道之廢久矣。中將東下。或云二游賞一。或云二貶謫一。依二其傳一云。蓋陰謫レ之也。後說近矣。今玆八月望前一日。有二公事一過二宇都山一。因訪二所謂蘿徑者一。有レ歎焉曰。詞藻之微猶能存二古道於千歳之下一。況其大稱詞藻者乎。後之過二是徑一而。與レ余同二斯心一者孰也。乃樹二一石一。以表二其口一云。

文政庚寅八月

簡堂羽倉天則用九撰
米菴河三亥孔陽書

とある、此碑は所謂蘿徑の口でなく意外の處に立て居る、何時の頃に此所へ移されたものか分からない。

十團子

終に於て宇津谷に關係して述べねばならぬものが一つある、有名なる宇津山の名物十團子といふ者に付てゞある。此名物は非常に源が古い者と見えて、宗長手記に、

折節夕立して宇津の山に雨やどり、此茶屋昔よりの名物十だんごと云、一杓子に十づゝ必ずめらうなどにすくはせ興じて、夜に入て着府、

とあり、紹巴富士見記に、

關の戸近き鳥の子を十づゝ重ねあくる術よりもあやしき名物なり（俗言に團子と云々）忘れがたきまゝ、口内に吟じつゝ行程もなく、丸子といふ里に着ぬ、

とある、宗長時代に昔よりといひたるを見れば、何でも非常に古いものらしく見える。少なくとも足利代に現存して、當時は杓子ですくふたものと見える。其の後徳川時代になつては、海道筋に最も著名なる名物の一であつた、何人の紀行にも、殆ど此の十團子の記事のないのはない。之に付て駿河新風土記には俗傳を擧げて、其の由來が書いてあるが、もとより取るに足らない。抑も徳川代の十團子とは、いかなるものであつたか、癸未紀行に、

餅屋多少團、粒々細糸貫、山裏若無レ暦、以レ斯算二十子一、

遠遊紀行に、

大極十圓圈、都来是一貫、今此粉團子、誰爲茂叔看、

再遊紀行には、最も面白く書いてある、

一二三四五、六七八九十、貫二得天地數一、無レ過無レ不レ及、簡與最覺二一身輕一、豈爲二利名一世網嬰、心志所レ之其孰禦、蔦途雖レ隘得二詩享一、

とあり、東海道名所記に、

坂のあがり口に茅屋四五十家あり、家毎に十團子をうる、其大さ赤小豆ばかりにて、麻の緒につなぎ、古は十粒を一連しける故に十團子などいふならし、

とあつて、徳川代には往來の人の名物土産の爲に、十粒づゝ絲に貫き、珠數の形として賣つたものと見える。もとより甘くも何ともなく、日がたてば硬くなるもので、唯だ名物といふより以上に出ないもので、東海道名所記には、

小粒なるうつの山への十團子、しかもかたくて齒にあはぬなり、

これは恐らく右の土産物にする品であらう。然し十團子とて茶屋で食はす團子は、こればかりではないやうだ。湘秦紀行に、

山中の民戸に餅粉を梧桐によりも大きに丸くして、細糸につなぎてこのやの棚に並べ

て賣油翁の手熟することゝ、或は手にて一つまみ或は煮皿にてすくへるに、十粒づゝあるによりて、十團子と稱するなむ、旅人の家にかへるものこれをかひとりて、兒孫に與へざるはなし云々、

とあり、此茶店では色々にして客に食はせ、土產には此珠數形にして客に賣りつけたものと思はれる。此十團子にも、時々形の大小などの沿革があつたもののやうで、許六の句に、

十團子も小粒になりぬ秋の風

といふのがある。まづ十團子といふものは大體右の通のものであるが、近來は通行の人も少なく、かゝるものを賣つて居つたとて、土產にしやうといふお客もないので、僅に今一軒殘てゐる茶店でも、もはや十年程以來之を製らないといつて居る、唯毎年七月の祭日にのみ作るとの事である。其性質は至極簡單で、單に米の粉を丸めた普通の團子を糸に貫いたものに過ぎないので、到底御めし上りになるやうなものでないといつてゐた。東海道名所圖會をみると、平橋の橋詰に團子店があつたやうであるが、今は全くそんなものは影も形もなくなつてゐる。

之を要するに宇津山は、東海道に蟠つてをる一の峠であるが、業平朝臣の通行以來意外にも有名になつて、連歌師宗長が閑居していよ〳〵著名になつた。其の間古

今の地理の變遷、道路の興廢は實に非常で、到底書物で讀んで想像するとは甚しい相違である。今は實に寂莫たる有樣で、通行する人も更らになく、到底諸侯が參勤交替して堂々と行列を張つた當時を想像することが出來ない、さりとて在五中將が修行者に遇つた當時の蔦楓生ひ茂つた時代も、想像することは出來ない。蔦細道などと稱するものがあつても、地形の變化は在五時代のものか何かも分らない、實に地形や道路の變遷の激しいのには驚かざるを得ないのである。其れと同時に其の街路の村々の盛衰も之に伴ふので、今までは足利代以來有名な十團子もなく、四五十軒もあつた家も僅に二三十軒しかない、交通線路の變化はかくまで沿道の村々には影響するものかと思はるゝ位である。丸子宿の如きも甚だしい有樣で、新しい家等は一軒もなく、軒の低い少さな家が並んで居るのを見る計りで、到底德川代の五十三次の一驛とは想像にも及ばない位荒廢して、有名なところゝ汁を賣る家もいと穢き家が僅に一軒見當つた計りである、唯其家の並び方、道路の模樣から德川代の一宿であつたと思ふに過ぎないのである。唯だ中間泉谷の奥には、吐月峯宗長の舊址があつて、足利代以來の美しい幾若葉が青々と生ひ茂つて、其數奇に作つた瀟洒たる庭園の模樣は頗る人目を引くに足るものである。（明治三十四年）

今切渡と荒井關所　附女手形

余輩は曾て徳川時代の東海道に付て、最も厄介視せられてゐた箱根山に就て述べた事がありましたが、今度は同じ東海道で、箱根山と同樣に最も旅人を惱ました今切渡・荒井關所に就て述べ樣と思ふ。今爰に徳川時代の狀況を述ぶるに先ちて、暫く古からの此湖邊の交通線路の沿革を述べ、それから、荒井關所の模樣、之に加て女手形の事に及ばうと思ふ。併し箱根山と同樣半白の老人方にはこんな事は更に珍敷も何でもなからうと思ひますから、初の方は聞いて戴てもよいが、終の方は耳を塞で居つて戴いて、唯東海道鐵道の便に依て、絶佳なる風景に接し蜿蜒たる長橋の上に、いとも安易なる往來をする外御承知でない人々計りに、御聞きを願へばそれでよからうと思ふ。殊に近頃大きな顏で天下を濶歩せらるゝ婦人方は、此聖代に生れて來たのを難有く思はねばならぬといふ事を述べたい積である。尤も最初に湖邊通路の沿革を述ぶるに付ては、歴史地理第一卷第一號に、喜田文學士が濱名湖口の沿革といふ題の下に、此邊の地變に付て詳細に述べられたので、大體之に讓て省

略する事にします。

箱根山は隨分蹈ゆるのに東海道第一の難所で、而も關所があつて往來の人を取締つてゐて、實以て迷惑至極の所で、此渡は一里半兩方に大海を控えて、決して山道でもなければ、又嶮岨であるといふ譯ではないが、何しろ一方は遠洲洋の大波濤を受けてゐるので、隨分海上の暴い事も多く、しかも關所があつて取締が中々八釜しいので、婦人方は箱根は駕籠ならばさまで困難でもありますまいが、こゝはどうでも船に乘らなければならないので、船弱の人は更に苦んだといふことである。されば箱根よりも一層厄介な所で、婦人どもは今切と聞けば中々苦い顏をしたといふ事である。併し徳川幕府は、箱根同樣寧此不便を望んだので、江都の間に先づ中央黠に、此要衝の地を設けて萬一の患を豫防した譯である。今順次本題に入らうと思ふ。

箱根と今切との交通上の比較

一　湖邊通路の沿革

上古湖邊の驛路に付て國史上に見えるものは、恐く淳和天皇天長十年十月六日、國司奏上によつて、猪鼻驛を興復したと明文があるのが始であらう。此の猪鼻驛はどこであるかといふ地黠に付ては、喜田氏の說に從つて、湖口に近くして後の橋本

猪鼻驛

橋本驛

驛附近であるといふのがよからうと思ふ。是より以後屢、史上に散見してゐて、淸和天皇貞觀四年には濱名橋を架し、陽成天皇元慶八年には之を改築したといふことがある。此の橋址と傳ふるものが、今の新居驛の西南字女谷といふ邊に存すといふ。此等の徵證を以て、當時の交通線路は氣賀・本坂方面の迂回道に依らずして、此海岸線を採つたものと思はる。されば淸和帝以前の交通は此間を渡船し、架橋以後は專ら其の橋によつた者であらう。當時はまだ湖口が現今の如く廣くなくて、所謂文德帝頃の國司の奏言に「湖有一口開塞無常、湖口塞則民被水害」といふ如きところで、橋の長さも僅かに五十六丈といへば、一町半許の先づ一條の川に過ぎなかつたやうである。然るに爾來時々水害があつて、橋の破壞も屢あつたものと見え、既に更科日記の如きも、下向の時には橋があつたのに、歸路の時は舟渡であつたかのやうに見ゆる。此等を以て見れば、平安時代の末には、橋も時々中絕する事があつて、屢、渡船の便を借りたことがあつたと見ゆる。鎌倉時代以後は、賴朝が鎌倉に開府して、京都との往來頻繁となるに至つたので、架橋も絕えなかつたと見え、平家物語の元曆元年平重衡海道下りを初め、賴朝以下の屢、往來したことが吾妻鏡に見ゆるが、橋本驛はいつも御宿地で、橋もあつたやうに思はれる。これより以後は鎌倉代の紀行文なる、

海道記・東關紀行・十六夜日記等を初め、諸別紙追加留の如き、皆な橋の存在を告げてをる。更に南北朝の頃より足利時代に及び、太平記の東下りを初め、永享四年普廣院義教の富士見の時の紀行卽ち、富士紀行・覽富士記の如きもの、亦皆橋のある事を語つてゐる、されば此の間にはまづさしたる地變もなく、從て道路の變遷もなかりしものゝやうである。然るに後土御門天皇の明應七年に大地震あり、次で、後柏原天皇永正七年にも海嘯があつて、遂に所謂今切といふ事になる。此の海嘯のあつた時、及び今切といふ名稱の始に付ては、俗說があつて一定せざるが、喜田氏が歷史地理第一卷第一號及び第三號に詳說せられたものに從ふべきと思ふ。此の頃橋は既に度度の洪水で落ち去つたものか、はた特に船行を採りしものか、文明十七年の僧萬里が梅花無盡藏には、舟行したことが見える。然るに明應八年飛鳥井雅康の富士歷覽記には、鷺津より宇布見に渡りて、歸路も亦同じ路に依つた事が見える、未だ今切のことはなかつたやうではあるが、既に湖口の橋はなかつたものゝやうである。然るに永正七年の以後、大永中の宗長手記を見るのに、一度は本坂越を通過し、一度は濱名湖口を通過したやうで、何だか湖口は海嘯に遇ひしも、橋は猶ほかつ〳〵あつたやうに見える。併しこれは實際橋があつた譯でなく、濱名の橋といへば古來の名所

橋より渡へ

であるから、之に因みて橋といふ字を用ゐたものなるべく、永正七年の大洪水にて湖口は二十七町の距離に及んだといふ事があるのに、橋が殘つてゐやうとは思はれず、寧ろ此宗長手記の文より、湖口が遠州洋に連絡し、船行に危險であつたといふ樣が知られるのである。恰かも此の頃が全然橋が渡に變じた境界の時であるのである。次で天文十三年宗牧の東國紀行にも、濱名のわたりを避けて山越をなしたりとあり、これは湖口の渡海が危險なので、山路を採つたものであらう。永祿十年の紹巴富士見道記には、もはや明かに「白菅濱名橋のあと、今切渡して」とあり、即ち文明・明應・永正の頃の大洪水で、驛路は全く斷絕せられたので、渡船にて當時の前澤後の舞坂と荒江後の新居との間を往來したのである。されば一時は海嘯の餘、湖口廣く、海に面したる所に渡船を行ふたので、之れを危險なりとして、或は本坂越の迂回道を採つた者や、又は少しく北に寄つて鷲津宇布見の間を渡つた者があつたと見える。文祿四年の菅沼貞俊の記を見れば、本坂越を行きたる者、又は橋本より村櫛へ渡つた者がある、此等は荒江より前澤に渡る海上は危險なりとて、之れを避けたるものらしくある。とにかく當時の通路は、前澤・荒江の間より、寧ろ少しく北方を通過するか、陸路迂回をなしたものゝやうである。しかし本坂道は甚だしき迂回で、鷲津邊より渡るの

荒江村に關所を設く

人馬の賃錢

は又距離が大に遠いので、漸々矢張、前澤・荒江の間を通過することとなつたものゝやうである。天正二年十二月には、遠州新居の津渡風濤にあへば、東西兩岸何人の釆地たるを問はず、便地を選んで之を渡さしむるとの事を達せられた、とにかく難所であつことたとが知れる。德川氏の時になつてからは、此荒江村の地を無二の要衝として、關所を設くるやうになつた、これが慶長七年のことである。此よりこゝに架橋せんなどの計畫はもとよりなくて、幕府は寧ろ不便なのを好都合として、往來の者を一々此所にて嚴重な取締をなし、新に舞坂・荒堰の間に交通を開いて、旅行者をして箱根・大井川等と相並んで、東海道の難所と謠はしむるに至つた。爾後猶ほ風波の難あり、元祿九年には大破があつて、關所を藤十郎山に移し、今まで二十七町と稱せられた渡は一里の長さ程になつたといふとである。更に寶永四年の海嘯で、荒井・白須賀の二驛が沒して、兩驛の位置は現今の處に轉じ、湖口更に廣く、渡海は一里半に延び、舟行は愈以て遠州洋の波濤を直受する事となつたによつて、頗る危險の度を增して、遂に防波堤のやうな汐除を築くやうになつた。荒井・白須賀二驛の海に沒した爲めて、寶永五年には舞坂・荒井・白須賀・二川の四驛に令して、舞坂・荒井間の舟路は十八町延び、荒井・白須賀間十四町伸び、白須賀・二川間十九町を縮め、人馬賃錢の增減

を生ずるやうになりました。これより前、慶長七年六月初めて關所を置いた頃の定めにては、新居町役場所藏文書に、

定　　路次中駄賃之覺

一新井より白須賀まで荷物一駄四拾貫目に付、びた錢二十四文、同新井より前場への船賃一駄に拾八文、のりかけ二拾文の事、但一人にびた六文は舟せん也、

一乘尻一人は拾八貫目に定候、并少之のりかゝり荷物成共、はかりにかけて右の積を以、無遲候樣早々付送可被申事、

一びた錢は永樂に六文に取引可被成事、

右之條々御奉行所より被仰付候間、如此書付置候者也、如件、

慶長七年六月十日

奈良屋市右衞門（花押）

樽屋　三四郎（花押）

新井町中

これが承應頃には、價が又大に變つたと見えて、東海道名所記に一般の借切百三十文で、（但し尾州・紀州の衆は特別で百文）乘合は一人四錢、乘掛は人共に十五錢、一駄荷は二十二錢といふ定めで、七ッ時を過ぐれば舟を出さぬといふ規定である。然るに驛肝錄によれば、寶永五年には借切の舟を二百七十五文としたことある、之を以て見れば現に二倍以上である。全たく承應と寶永との間には多少價も變るやうに

舞坂に船なし

なつたのであらうが、此寳永の海嘯で舟路が半里延びたので、大に其の値も増加するやうになつたのである。これより維新前まで道路の變更はなかつたのであるが、明治十四年には濱名橋の長橋が架設せられ、尋いで現今の鐵橋となつたものである。其の間に延享四年五月には、時々水路を浚渫して、通船の凝滯を豫防すべし、又其舟を以て、土木工場及其橛杭に繫ぎ、或は避波杭を伐り、蛇籠及其塘石を穿つべからず、又辨天島の樹木を伐り、或は堤塘の草萊を刈取るべからずと沙汰せられ、後弘化元年に渡船の往還は共に新井驛にて之を掌る、船は八十四艘にて、毎船水手二人と定む、尤も大衆通行の時は、其の近郊の寄船四十七艘を雇て之を渡すことを得と定められた。尤も舞坂は以前から船の出ない所で、寳永七年の勝鬘寺本東海道記に「舞坂に舟なし、新居より遣はす、朝は日出に船出し、晩は舞坂へ行て戻りて、日の暮ぬ程に出づ、渡船二十艘」とある。又賃錢に於ては、寳永五年以後屢の變更あつたものと見えて、正德六年の定では、船一艘借切二百七十五文、荷物一駄三十五文、馬一疋三十一文、乘物三十五文、人足一人十二文となつて、餘程代價が騰貴したやうである。其の他吾嬬路記・東海道旅行記・在所めぐり・諸國案内記・諸國道中記などゝいふものを見るに、皆大小の差異がある。勿論幕府よりの規定はありて、船頭の貪る事等は禁ぜられ

明治年間の變遷

てゐたのではあるが、とかく何處の渡にもあり勝のことで、けふは波が高いとて、何割增とか何分增とかいふ事があり、全體の標準も頗る不取締のやうに見える。一々此等の價格を書き出すのも煩はしいから之を略すとして、明治になつてからの事を一寸附言して置かう。明治四年六月に舞坂・新居の間の渡錢を以て、本年七月以降元賃錢に六倍五割を增し、都合七倍五割となし、行幸行啓及び非常出兵の時は別に之を定む、又平常の出船は卯刻より申刻を限る、急用は此限にあらず、併し申刻より寅刻までは、定賃錢の五割增と布令せられ、次で申刻を酉刻に改め、賃錢は乘合一人錢百七十一文、乘馬一匹錢一貫四十二文、長棒駕籠錢同上、引戸駕籠錢八百六十七文、垂駕籠錢六百九十二文、山駕籠錢五百二十一文、兩掛一荷錢三百十四文、大長櫃錢一貫四十二文、中長櫃錢六百九十二文、小長櫃錢五百二十一文、十二人乘一艘錢二貫八十三文と定められた。これは太政官日誌の中に見えてゐるが、何しろ精細な定で中々面倒極まつたものである。後明治十四年に橋が出來て、かゝる面倒な事は、全く一洗し去つたのである。

新居關所址

かゝる始末で、寶永以後は、現今の東海道の道で、今新居驛の小學校のある所に關所があつて、上り下りの人をこゝで一々取調べて居つたのであるが、猶此頃にも濱

松から西北に向つて、舞坂に出ないで氣賀に出て、それから本坂越を越えて參州の御油に出た者も澤山ある、殊に婦人に多いのである、因て此道を姫街道といふそうだ。此の道は、前にも屢〻申上げた如く、昔から開けてゐて、殊に永正の前後大海嘯の起つた頃よりは、船の厄介を避けて此道を採つた人が澤山あつたのである、何故に之を舊幕時代に姫街道と云ふて、婦人が多く此道を採つたかといふ理由に付ては、或は濱名湖口は女人通行の取締が嚴重で、荒井關所では無鐵砲に女人を證文がなければ通さぬ故、町人百姓の妻女など、往々此を通つたといふ事で、全く幕府の寛仁大度を示す爲であるといふ事をいふ人もあるが、實際此本坂道にも、氣賀にはチャント關所があつて、中々取締も嚴重なやうである、恰も箱根に根府川と矢倉澤の關を設けて、拔道を警戒したのと同樣で、寧ろこれらより嚴重であつたやうに思はれる。例へば氣賀町方覺書などを見ても、關所の取締りは行はれて居るやうである。彼の慶安四年十二月二十日の、上使繼飛脚の外夜間通行の令などは、箱根今切同格の規定がある、又承應三年の關所規定もある。全く徳川氏は、一方にては今切關を置くと共に、此處にも關を置いて今切渡を免れ來るものを、こゝでくひとめたのである。元來參遠の往來は、此二道より外にはないのであつて、之より北方は、信濃の山間でも、迂

回せねばならぬもので、東海道の旅人は、是非此兩者何れかを撰まねばならぬやうになつて、今切湖口とともに至極の要害なる地點であるのである。然れども海岸線に比しては、餘程の迂回であるから、大抵の人は海岸線によつたのである、士御門殿東行話說といふ書に、

いか樣平地の處へ入込みたる海なれば、御油縄手より左へ取りて、本坂越といふにかゝり十里餘を打過ぎ、かやん場といふ處へ出づとなり、然れどもその道山中にて、末々の介事など甚乏しく、俄には越え難しといへり、京都にても、關東にても、發足より前に其願を立つる時は、官所より本坂の道に休所を設けられて滯なきよしなり、いやでもおうでも今は渡らでは叶はぬ此海云々、

とある、これは本坂峠通行禁止の頃であらう。併し婦人は一里餘の渡船に船暈の苦難を避けん爲に此山道に依つたので、必ずしも、荒井關が嚴密だからといふ譯ばかりではないやうである。姬街道の名を稱する所以は、此理由で、いかにも折角の關所があるのに、かく拔道があつては實際何の役にも立たない譯で、さう甚しき迂回でもなければ、大抵の人は氣賀道を採りさうなものであるのに、其然らざる譯は、氣賀町の取締も嚴密であつて、又本坂邊が人家も少くて不便であるので、享保二年十月には、本坂通の通行を斷然停止せられたのは、兩方の取締が厄介であるので、一時か

湖邊のぬけ道

氣賀

く禁令を出した事があつたのであらうと思ふ。要するに此道を姫街道といふは、勿論新井に比しては氣賀町の取締が比較的寛大であつたから、關所を遁れんが爲に來た者もあつたでもあらうと思ふが、それよりは婦人輩が船に乘るのが嫌さに、此道を採つたといふ方が重な理由であらうと思ふ。既に熱田・桑名の渡を嫌がつて、わざ〱木曾川を越えて陸路桑名に出たもの、又は北方美濃・近江へ、卽ち今の鐵道線路の方面へ向つて迂回した者もあつたさうだ。何しろかゝる立派すぎたぬけ道を作るのは、餘り寛仁大度に過ぎるやうである、殊にぬけ道としては、鷲津より宇布見又は村櫛へ渡つた者が多かつたといふ事があれば、氣賀道は最も厄介視せられて、關所も隨分取締があつたものと見える。そこで序ながら氣賀町の事も少しく申しておかう。關所及手形の事は、更に後節に述ぶるとしやうが、此氣賀といふ所は、恰も北方の山間より伐出す材木等の集中する所で、これから船に載せて新居の方へ送り出す事もする、殊に濱松の方より來れば、これから山にかゝるといふ處、本坂の方より來れば、これから野に出づるといふ處、又は北方井伊谷の方から來ても、凡ての往還の集合點で、至極要衝の地點といふべきである。濱松より此處まで四里八町、本馬一疋二百七十二文、から尻一疋百八十五文、人足一人百三十六文、濱松より三ケ日

へは三里、本馬一疋二百四十八文、から尻一疋百七十五文、人足一人百二十四文といふは、享保前後の規定であるが、天明頃には濱松より氣賀まで本馬一疋三百三十二文となつてゐる。此の如き有樣で一時は通行を禁ぜられた事もあつたが、無論後には人も多く通行する事となつたので、戊辰の時などは大總督府から屡〻布達があつて、警衞を濱松侍從に命じ、或は吉田藩に令して、德川家臣・會津・桑名・備中松山・伊豫松山・姬路・大多喜の藩々の者は、決して氣賀關門を通過せしむべからず、且今切關門と相示し合せて事を計ふべし、最も要衝の地なれば、取締方充分嚴重にせられたしとの旨を達せられてをる。其間更に今切とは差異のなき要害地と認められてをる、今切の方は寧ろ、船さへ浮べしめざれば、橋もなき當時は決して通行が出來やう事もない、之に反して氣賀の方は、路が少し遠い位で、かゝる不便はなく、一朝事ある日は却て此地の方が危險であるのである。今切より寧ろ此方を嚴重に令せられたのも、全く理由のない事でなからうと思ふ。

二　荒井關

荒井關所建設の始は、前にも述べた通りであるが、此より以前の荒井の地は、僅に

渡船場に過ぎないで、特に注意すべき所でもなかつたのですが、徳川氏が幕府を江戸に開くに及んでからは、東西の往復が大に頻繁となつて、地は何しろ、京都と江戸との略ぼ中央にあつて、西側には大海を控へて、中々船なしで徒渉などの出來るやうな小さな川とは比べ物にならぬ所であり、通行人をくひ止めて調べるには至極適當の場處である。殊に徳川氏は山の方面では箱根のやうな遁げやうとても遁げ終ふ事の出來ないやうな地に關を設けたによつて、水の方面では、此の如き良好なる土地を撰んで、其目的に充てたのである。元和五年三月、服部權大夫を此關所の奉行となし、與力十五騎、同心四十人を付したる事が見えてゐるが、之より以前は誰がゐたか分らぬ。正徳頃の寫にかゝる帝國圖書館本東海道記には、番頭六人、與力十五人、同心五十人居つたとある、多分これより後の事であらう。幕府は寛永以來、所々の關所に關所定を下し、役所の前にては笠頭巾を脱ぐべし、乘物通行は戸を開かしめ、女乘物は女に見せべき事、公家門跡の通行の豫報ある者の外は、悉く嚴密に取調ぶべき事を通達せられたが、恐く此關所にも下つたものであらう。寛永十九年九月に服部仲が奉行となる、正保四年十月佐橋甚兵衛之に代る、慶安四年十二月二十日、箱根・今切・氣賀三關所に上使並に繼飛脚の外は、夜間通行を許さずとの旨達せらる。承

夜間の通行を許さず

應三年關所定の布達あり、此頃に於ける舟渡の狀況は、前に述べたるが其關所の模様は、承應の東海道名所記に、

船やう〳〵つきければ、樂阿彌も男も、のり手みな〳〵あがりぬ、爰は關所なり、女には手判の穿鑿あり、其外鐵砲を改めらる、

とあつて、婦人の通行、殊に西上する者には一層嚴密なる調査をしたのである、箱根・碓氷等で取調べるのと全く同じ事である。是れ德川幕府が治安を保つ爲に行つた仕事である事は、世の熟知せる所であらうから爰には述べない。寛文元年八月朔日、參州吉田城主牧野備前守に、今切關所の勤番を命じ、同時に女手形を發行し得る城主を定められた。此頃關の奉行は時々變動があつて、明曆三年十月に、土屋忠次郎命ぜられ、寛文四年四月三宅半七郎之に代り、次で寛文三年十一月本多彥八郎、同九年七月中根平十郎、延寶六年五月石川又四郎、天和三年八月松平主馬、元祿八年二月松平半右衞門、同九年二月成瀨瀧右衞門、同十五年閏八月九日佐野與八郎と相傳へ相代つて、元祿十五年閏八月二十日一同職を免ぜられて、與力同心は江戶奉行の組に入り、荒井關所は、參州吉田城主久世出雲守、次で松平伊豆守の支配の下に移る事となる。

女手形の發行

此間寛文七年五月二十五日に、今切關所規定を發せられた。曰く、

定

一、往還の輩番所の前にて笠頭巾をぬぎ可通事

一、乘物にて上下の人は乘物の戸披通べし、女乘物は番の輩差圖にて、女に見せ可相通、公家門跡諸大名往還の節は前廉より其沙汰可有之候間、不可及改、但不審の義有之者可爲格別事、

一、鐵砲義は以相定證文可相通事、

右可相守此趣者也、仍執達如件、

寛文七年五月廿五日

又同日更に關所改次第を下して、いと精細に武具女人の改方を規定せられた。少し長くはあるが、關所規定を窺ふに最もよいものであるから左に、

今切御關所改次第

一、與力二人同心六人づゝ五日代勤之、從先規勤來候奉行家來之者二人、與力番所え差加候事、

一、女幷鐵砲を第一改可申候、欠落者等は先規より構無之、但品により候事、

一、關東西國渡海は、船今切に懸候分は可改事、

一、登下之者脇々ゟ出入いたさせ間敷事、

一、渡船之義一日に、水主頭壹人、同組頭四人、水主百貳拾人ッ丶、三番に可相勤事。

一、夜中一切不通之、但御定之面々は格別の事、

今切渡と荒井關所、附女手形

一、下りの鐵砲は惣て御老中御證文にて通し申候、登りは構無之事、
一、長三尺以上下り荷物計り改、長物類は登を改の事、
一、鐵砲置手形幷夜通の事、
　兩鑑板の面々通可改之事、
一、女は上下共に改之、坊主並前髮有之者、比丘尼小女に紛候故、見明候て改通候事、
一、御番所長屋之內に妻子有之者兩人差置、乘物にて參候女をば右の女房出之見せ改申候、
　町人の妻女等は御番所前にて、乘物の戶開之、同心共改見候て、通べきの事、
一、歷々の女中は宿改と申候て、町屋にて改候事、
一、登下の女新居舞坂邊にて出產、依之證文には出產の女子載不申候共、右之產仕候宿、請人に立候は可通之、但他所にて出產證據等不分明に候はゝ奉行中え伺可申事、
一、登女手形帳に仕、二月八日御留守居衆え可通事、
　以　上

とある、中々精密な隅々までも行亙つた次第書で、一見して關所に女人を取調べ、武具を取締る樣子が髣髴と浮べられる程である。要するに武具に於ても、鐵砲は、江戶の方へ入込むのを警めたもので、上洛の方は差支ないとしてある。刀劍類に屬するものは鐵砲同樣て、鑓・長刀の如き長物の武具は、江戶より出ることを戒めたものと見える。女人は上下共に調べられるもので、殊に坊主と前髮は中々紛はしいので、關

女人檢査の模様

所の厄介物であつたと見える。其檢査の方法も、武士以上の妻又は女子は、役人輩の荒くれ男では、とかく嫌がるので、番所長屋の女房が出て調べる。町人百姓の妻女は、單に同心が乘物の戸を開いて檢査をする。歴々の御女中等は關所で改めないで、別に宿屋で檢査をするので、此等は皆一々手形にある人相書を合せて間違なきやをたゞし、猶不審なれば乳などを索つて身體檢査をやつたといふ事である。小供等で外面計で分り難いのは、中々面倒なる檢査までやつたとの事で、誰であつたか今は著名な高官の人であるが、中々美しい男兒であつたので、箱根か碓氷の關所で疑つて〳〵どうしても通さないので、明かなる證據を早速見せてやつたと話された至極無邪氣な話がある、丸で此檢査はペストか虎列拉でも流行する時にやる檢疫によく似てゐる。元祿二年に讃州丸龜の家士井上氏の女通子が歸郷の道の記は流石に女の記であるから、其檢査の模様を箱根關の條に詳しく書いてある、

そこを過行て關所にいたりぬ、ありつる御しるし益本人○名もてまゐりて、かくとあない聞ゆるほど、輿たてゝ待つ、こなたへと番する所近くよせたれば、そこなる人々老たる女よはせて、われもずさの女も、かれに逢ふべきよしのたまふなりと、益本いふによりたいめしぬ、髪筋など懇にかきやりつゝ見る、むくつけなる女の年老ぬれど、すこやかにて、いとあらましきか、ちかやかに寄りて、たみたる聲にて物うちいひかくするも心つきなく、

いかにする事にかと恐し、居並たる人々老女に詳しく問きゝて、御印にたがふとなしとて、谷本に關とほしぬるよしのたまふ、げにいづくもあやまりなしとおもふ物から、かく威めしきあたりに立ち出ぬれば、なほいかならんと胸つぶるゝ心地しつるに、いとうれしくて、人々よばせて過ぎぬ、峠にいたりて髮あげぬ、やゝ下り、行坂になりぬるもうれし、

更に今切斷所の節に、

爰にても又番し給ふ所によりて御印奉り、例の女よび出て、我もぐせる女も、髮ねんごろに見せて、いつくもたがひなしとて、谷本が妹の名などたづね開とほし給ひつ、

とあつて、戰々兢々丸で試驗場へでも出て、夥多の先生の並んでをる眞中で、口答試驗でもやられてゐるやうの趣あり。若しこゝで人相書と一點の相違でもあらうものならば、それこそ大變で非常な吟味を受けねばならぬ次第となるのである。堺奉行土屋紀伊守の女斐子が、文化四年の道中記旅の命毛といふ書に、此關の事を書いて、

箱根の關にて女のさほう有り、又こゝにも同じ定なる物から、おのこならざらんは、いかに故郷戀しとも、とみに、かよふべきとも絕はてたりと思ふに、いといみじう心細う悲し、

とある。いかに此關所で婦人を惱ましたかは、此等によつて大略察する事が出來る。前の關所改次第の終の條を見れば、生れたての嬰兒ですらも、女なれば手形が入用といふ事であるが、新居又は舞坂で生んだ者は特別で、宿屋が保證に立てば、やうや

う無事に通られたなど實に厄介至極の話である。
元祿の末頃の事を記せる東遊行嚢抄によるに、當時の關所は、海濱荒垣の內にあつて、左方に番士の居所あり、奉行は當時此所より海上二里東北の志士呂村に居るといふ事が書いてある、これは元祿九年大地震以前の關所のやうである。正德元年五月、再び今切關所規定が出てある、大略前の寛文七年の定と大同小異である。これは屢〻將軍の代替又は奉行の變つた時に、かく達せられたものであらうと思ふ。正德五年八月十五日、松平伊豆守の支配であつた時に、當關所で取扱つた手形の統計書がある、關所に於ける女手形に關する事務取扱の模樣から、幕府に報告すべき事など明に知ることが出來る。（これは猶後節に述ぶべし。）享保の頃は既に參州吉田城主の所轄となつたので、吾嬬路記などにも其事が見える。又近年の大潮で渡が一里半になつたといふ事もある、是れ卽ち寶永四年の地變を指すものである。勝鬘寺本東海道記に、太田南畝の改元紀行等にも、吉田城主支配の事は見える。文化七年の御茶壺道中記には、關所の繪がある、關所を控へて中に例の如く幕を張り鎗を立てて構へてをる樣子が歴々見える、膝栗毛に、北八が僞の竹刀で蛇を抑へて、海中に捨て、刀が浮いて大に面目を失つたといふ續に、

せんとう「サア〳〵お關所までござる、笠をとつてひざをなほさつしやりませ、ソレソレ舟が當りますぞ、

とあつて、笠頭巾を脱ぎ、禮を正くする事は、後々までも高札表通り行はれてゐた事が分る。まづ今切の御關所は、こんな風であつて、箱根同樣嚴重に女人・武具の取締をして居たので、中々又苦しいながらも、拔道をするものもなく高札表通り、通行人は笠頭巾を脱ぎ、女人・武具は取調を受け、夜間は非常の外通過を許さず。船は常に新居の方にあるといふ規定で、其の外關所は遠州洋の通りがけの船も、新居驛に碇泊すれば、之を取調べる事となつてをる。女人の取調は中々厄介で、婦人の旅行は一通ならぬ困難である。とにかくこんなに關が嚴重であるので、隨分拔道をなし關所免れをやつた者があるさうである。併し、何分本坂越を越ゆるのも遠くはあるし、山路ではあるし、しかも氣賀にも見張が居るといふ次第であるから、多くは鷲津邊から宇布見へぬけたり、或は村櫛へ出たりする者があつた。當時村櫛の百姓は關所の方へ味方して、常に拔道を密告するのを商賣にしてゐたといふ事である。とに角德川幕府は、かゝる厄介な道と迷惑な關所を以て、往來人に少なからぬ不便を與へ、交通の自由を大に束縛した。若し御油から本坂峠を越えて、氣賀に出る道に大修繕でも加

へたならば大抵の人は皆此道筋に依つたであらう。何を苦んで一里半もある渡を乘る者があらうか、併し德川氏はそんな事をするのは、素より望まない方で、成る丈け不便なのを希つて居たのである。こんな事はまづ封建時代の仕事て、明治の今日から見ると誠に馬鹿げた次第で、今では僅に一瞬間を以て、一聲の汽笛と一沫の黑煙の間に過ぎ去つてしまひ、婦人に對しても、檢疫然たる事をやらうといふ人も出てくる事もなく、笠をぬげ、帽をとれと命ずる人もなくて、至極自由に此間を交通し得るやうになつたのは、聖代の御惠で、實に有難い事と申さねばならぬ。今は婦人も獨で東海道も往來し得るやうになつて、中々大きな顔で威張つてはをるが、當時の世を復活したならば恐く顔色がなからうと思ふ。

三　女手形　附、武具の取締

今切關所を婦人が通過するに如何程厄介であつたかは、まづ大略前に述べたやうな次第であるが、是より少しく女手形即ち通過免許證とは如何なるものであつて、どんな手續で手に入れられたものか、これが又並一通ならぬ面倒なもので、此手續が餘り繁雜な爲に皆々が遁出して、旅行するのが嫌になつたり、又は拔道をした

りするやうになつたので、實に驚くべき厄介なものである。丹波與作の道中雙六に、「吉田ふた川しらすかちよいと越えて、手判ござるか振袖にや、此れこの新居今切、舟にめせ〳〵蛤召せの」とある手判とはどんなものか、振袖はどんなに面倒なものなるかを述べやう。

寛文元年八月の定を見るに、女手形は何れの大名も發し得るといふものでなくて、一定の人があるやうである。其人々といふは、江戸衆にては御留守居衆、伊勢にては桑名城主松平越中守、遠江にては掛川横須賀城主太田攝津守、三河にては岡崎城主水野右衞門大夫、信濃・駿河にては駿府町奉行水野隼人正、丹波・近江・山城にては京都所司代、和泉・攝津・河内にては大阪町奉行、伏見にては伏見奉行といふ定で、誰でも矢鱈に出し得るものでない。其各管轄區域内にて、武士の女なれば其領主より、此等の女手形發行の權ある人に賴み出て、町人百姓ならば單に名主又は五人組、町年寄等の連名にて賴み出で、其賴み出でたる願書に、此等の發行し得る人が、今切人改中又は關所奉行宛に奧書をするので、此二三度の手續を經た上で、其自分から出した願書が奧書がついたまゝで、其手に還り來るなり、これが卽ち女手形といふものである。其願出づる時に、文中に書くべき條件は、凡そ左の通りである、

女上下何人之内

一乘物　　　何挺
一禪尼　　　是は能き人の後室又姉妹などの髮剃りたるをいふ、
一尼　　　　是は普通の女の髮そりたるをいふ、
一比丘尼　　是は伊勢上人善光寺などの弟子、又よき人の後室などの召仕にあり、其外
　　　　　　熊野比丘尼等也、
一髮切　　　是は髮長短によらず、少く切候とも又短切候共、何も髮切也、
一小女　　　是は當歳より十五六歳までも振袖の內は小女たるべき也、
一亂心之女
一搦之囚人　但、是は男女共に、
一死骸　　　但、是は男女共に、

右之通手形に可書載之、此外於關所不改之、但欠落等の者有之節は、從此方其者之
年頃樣體書注之可遣之間、隨其趣可改之、次當月之日付にて來月晦日迄可通之、從
其日限及延引者不可相通者也、

とある。此箇條書により、禪尼・尼・比丘尼・髮切・小姓などゝ精細に區別をなして、人數等に決して間違なきやうに願出で、其素性、人相、旅行の目的、旅行目的地、日限等も肝要なる書出すべき條件なるが、これは時宜に應じたものらしく、殊に人の種類と數とは最も八釜しかりしと思はれる。貞享三年にも關所手形可書載覺を出せるが、寛文

中のものと大同小異であるが、髪切の條の下には、髪切及小女を更に詳に定義して、

髪切、是は髪の長短によらず、少切候共、物の上などはさみ候ても、いづれも髪切也、煩ぬけ髪はへそろはざるは、髪切にて無之、但しこれも髪を切候と相見え候はゞ髪切也、少女、是れ當歳よりふり袖の内は少女たるべし、ふり袖の體不審有之ば可改之、但し少女の内尼かふろ髪切などは不及改之、

とある。中々六ケしいものである、論より證據で、先づ試みに其一例を出してみやうと思ふ。

女手形の書式

當時の書式といふものには、種々の場合があるが、

一　武士輩の女
(イ)其主人江戸にありて、江戸御留守居衆より手形を請ふ場合、
(ロ)其主人地方にありて、江戸御留守居衆より手形を請ふ場合、

二　町人百姓の女
(イ)名主町年寄等の申出によりて、手形を請ふ場合、
(ロ)名主の證判のみにて濟む場合、

かく大別出來るやうである。(一)の(イ)の場合にて、諸家直判にて、江戸留守居宛にて左の如し。

女上下三人之内、髪切一人、小女一人、乘物一挺、從江戸和州郡山迄差遣し候、箱根今切兩御關所無相違罷通候御手形可被下候、是は私家來何某と申者の母にて御座候、若此女に付、

以來申分候はゞ、從此方斷可申候、爲後日仍如件、

年號月日　　　　苗字官印判

苗字官殿

といふ風に認め、女外貌の異點・人數・附屬品・目的地・素性を主として認め、之に引受けの意味を添へて證書となし願出づるのである。用紙は程村紙を用ゐ、上包は美濃紙を用う。これを御留守居衆が奥書して、箱根及び今切關所奉行宛に認め、本人に下して持參せしむるのである。(一)の(ロ)の場合にて、主人江戸に在らざるときは、主人は地方より江戸留守居衆に向け、私信體のものを出し、留守居の者(イ)の場合の如き證書を認む、其私信は、例へば、（人によりて無論言辭に輕重高下はあるが）

一筆致啓上候、然者我等家來何某と申者の母妹幷下女、今度江戸より何國何所迄差遣之候、留守居之者證文の通、箱根今切御關所無異儀罷通候御手形可被下候、就此女者以來申分候はば、從此方斷可申候、恐惶謹言、

年號月日　　　　苗守官書判

宛所樣

のやうなものである。(二)の場合にて町人百姓の時は、普通(イ)の場合で、(ロ)は除外例である。(イ)の場合の證文案は、

今切渡と荒井關所、附女手形

女一人從江戸何國何郡何村迄差遣し候、箱根今切兩關所罷通候御手形可被下候、右之女は傳馬町壹丁目家主八左衞門店源八と申者の母にて候、此女に付以來出入出來仕候はば、人主の義は不申上、此連判之者とも、罷出申譯可仕候、爲後日請狀差上候處仍如件、

年號月日

人　主
五人組
名　主
町年寄

町奉行宛

これ普通町人百姓のやる手續で、町奉行が之に奥書をして本人に下すことは、前の場合と更に差別はない、(ロ)の場合は、單に關所の右の者が一寸左へ行くといふ樣な簡單な場合であつて、從て書式なども至極簡單なものである。

猶實例に徴して附言しやうと思ふ、現今新居の疋田氏は夥多此種の女手形を所藏して居らるゝ、其中の二三例を擧げて、前に説明をした實證に供へやうと思ふ。殊に其間に書式文體にも沿革があつた事も分る。あるが中に最も古いのは、慶安五年のである、

三河の國加茂郡則定村より女貳人江戸迄着し申候間、荒井御關所無相違罷通り候御裏判被成可被下候、此女共に付出入御座候はば、私罷出申分可仕候、爲後日仍如件、

慶安五年壬辰四月二日　　鈴木九太夫判花押

水野監物殿

（裏書）

表書の女貳人可有通候斷、鈴木九太夫本文に在之事に候以上、

慶安四年辰四月二日　　水野監物判

佐橋甚兵衛殿

水野監物忠善は當時の岡崎城主なり、鈴木九太夫は此貳人の女に付ての名主か何かなるべし、佐橋甚兵衛は關奉行にて、正保四年より明曆三年まで其役にありし人なり。卽ち(二)の(イ)の場合で、大略これで手續も分る次第である。次には、

一筆致啓上候、然者私家來勝田三十郎と申者之母上下貳人、內髮切壹人、播州赤穗より江戸へ指下申候、今切箱根御關所無相違罷通り候樣に被仰遣可被下候、自然此女に付て出入御座候はゞ、私方迄可被仰下候、爲後日如此候、恐惶謹言、

三月朔日　　淺野內匠頭長貞（花押）

板倉周防守樣御中

（裏面）

右女房貳人、路次中無異儀可有御通候以上、

承應三年午三月十一日　　板　周防印

京都より江戸まで

女改奉行衆

これは、前に述べた(一)の(ロ)の場合で、所謂留守居の輩の證文なるものが略せられたので、淺野長貞は江戸に居つて、其國の人が江戸に下るに付て其所轄の京都所司代へ願つたものである。次には、

女四人內壹人ふり袖、從三州坂崎村江戸へよび申候間、今切御關所罷通候御手形可被下候、若此女に付已來申分御座候はゞ、我等に御懸り可被成候、爲其下手形如此候、

明曆二年申の二月十九日　大久保彥左衞門

水野監物殿參る　忠名花押

(裏書)

表書の女四人可有御通候、

斷大久保彥左衞門本文に在之事に候、

已上

明曆二年申二月廿日　小野監物印

佐柄正兵衞殿

三宅半七郎殿

これも慶安五年の場合と同一である、三宅半七郎は佐橋甚兵衞の次の其次の奉行である。まだかくの如き例はいくらもあるが、餘り煩はしいから、少し異例のものを出してそれでやめやう。明曆三年のものに、

一井上筑後守殿内儀御煩に付、橋本小一郎母見舞下申候、
一卅四摘髮貞壽乘物五十二尼珠淸卅七しな以上三人、京都より江戸迄下申候間、御切手
被下候はゞ可忝候云々、

以下普通のものと同じ。これは參州吉田城主より發したるもので、その頃は吉田城主も發する事が出來るやうになつてゐたものと見える。この手形の如きは、餘程人物の詳說に亙つたものである。然るに延寶・貞享の頃になつては、書式が甚だ簡單になつて、裏書といふ事は止めになつて、別に手形を切出したものと見える。それは貞享三年七月十二日に、女手形を出されたるのによるに、

女上下三人之内乘物壹挺、從江戸信濃國橫田まで碓氷關所無相違可被通候、誰殿家來何の某と申者之姉の由、誰殿斷付而如斯候、以上、
年號月日　　何　某判
碓氷人改中

とある。まづこれに準據して行はれたのであらうが、この貞享三年より以前既に延寶六年のものがある、されば此式に改められたのは、延寶の始め頃であらうと思ふ。其例には、

女壹人尼、從當國江戸江相越候條、今切御關所無異議御通被成可被下候、以上、
延寶六四月三日　　松平加賀守內
横山左衞門

本多　安房

今切御關所御番衆中

といふ如く、手續は從來の通ではあつたらうが、書式に於て裏書を用ゐぬといふ制に改まつたのである。之より以後も皆然りである。

女上下五人、内髮切貳人、小女貳人、但乘物貳、從播州赤穗江戶迄御關所無相違可被通候、是者淺野內匠頭家來建部喜六妻娘幷下女之由、內匠頭依斷如此候、以上、

元祿七年甲戌年五月十五日　佐　渡印

今切女改中

此等を以てみれば、從來の如く內匠頭其人よりは所司代へ其旨を申出でしも、所司代の方では其證書面に奧書せず、別に手形として發したるものなる事明である。

幕府の末になると、更に式に變更がある、天保十四年のものは、

鐵漿附小女壹人、右者我等領分三河國岡崎傳馬町藤屋太兵衞抱女ゑいと申者、寺社奉行戶田日向守殿より被呼出候に付、從同國同所江戶迄差越候、御關所無相違可被通候、以上、

天保十四年癸卯閏九月十八日　本多中務大輔印

今切人改中

用紙は奉書を用ゐて、此年號と宛名の字の小さい事は非常である。本多忠民威張つた譯であらう。更に嘉永中になると、

女貳人、内懷胎八ヶ月相成壹人、乘物貳挺從攝州大阪江戸迄、今切御關所無相違可被相通
候、勝田次郎手代岡田與八郎母同妻の由、設樂八三郎斷付如斯候、以上、
嘉永二酉年二月十四日
柴田日向守印
永井能登守印
今切人改中

これも用紙は奉書で、紙は三折にしてある、餘程形が變つてゐる、卽ち本文一ッ折、年號と署名とで一ッ折、宛名一ッ折になつてゐる。一見餘程趣が違つて近世風になつてゐる。此文中にある懷胎八ヶ月は頗る注目すべきもので、これが九ヶ月になれば最早月足らずで生まぬにも限らず、道中に暇がとれて二ヶ月もかゝれば、其中關所前で生落すかも知れない、幸ひ男兒ならば世話がないが、女子ならば一通ならぬ厄介である。其樣な時の爲にわざ〳〵此語を附加したものである。

此外關所内外の近在にて相互結婚する場合などある、又は氏神參詣、菩提寺參詣のやうな場合がある。こんな時に一々前述の如き面倒な手續は實際行はれべきものでない、故にかゝる時は(二)の(ロ)の場合で、近在の城主又は名主・庄屋・組頭等の判鑑にて通行を許されたものである。之を氣賀關所に徴するに、これも沿革があるので、寶永頃までは村方の人々は庄屋の判にて許されたるものなれど、其後は遠州在の

者は濱松・懸川・横砂の城主の判を要することとなれり、尤も日歸か一夜泊位ならば、庄屋の判にて許せり、但し二夜以上は許さず、併し手形引替で二夜までは勘辨してやる、決して三夜はならぬとなつてゐる。右の城主の願ふ時の文は、

乍恐書付を以奉願上候御事

一小女壹人振袖 是は小女又は女髮切尼共當人に從つて認候也

右者氣賀町誰之娘節姉妹共隨に而御座候

何樣御知行所當國何郡何村誰ト申者方江差遣申度、內談仕置候、依之乍恐御關所罷通候御手判頂戴仕度奉願上候、右女に付如何樣之儀出來候共、拙者共へ可被仰付候、何方迄も罷出申譯可仕候、依之乍憚證文を以奉願上候、以上、

年號月日

遠江國引佐郡氣賀町

願主　誰

庄屋證人　誰

組頭證人　誰

御代官中宛所

と認め、之を代官まで差出し、之を差出しあるも、二三通溜らなければ中々許が出ない、一通位では棚の上に揚げて置いて沙汰をせない、二三通集まつた所で一緒に沙汰するといふ次第である、かくて手判がすめば庄屋・組頭及び當人を召喚して之を

下げらる、有難く御禮を申上げて、御大切の御手判なれば、使用までは此關所へ御預申置くと申上げ、御家老へも御禮を申し、愈通過の前日はその旨關所へ屆置きて、荷物あれば當日御調を受ける先方にて用事も終れば、御手形を受取り庄屋方へ持參し、庄屋は代官へ持行き、御禮を申して全く用要をすますといふ次第で、實に厄介千萬極つたものである。それから前に記した庄屋の判で濟むものは、次の如き書式による、

差上申手形之事

此女何人何所誰方より何村誰方江一夜泊に罷越申候間、御關所往來無相違相通被下候

其日限歸り申候得は後刻罷歸り申候、ト此所へ書加候爲其手形差上ヶ申候、仍而如件、

何月

氣賀町

庄屋誰

組頭に而も相濟候

婦人の旅行者少くなる

といふ風で厄介な事は殆ど言語道斷である。それだから今切以西、氣賀以西は遠州とは交通が少くて、緣組等は大抵三州の方としてゐたといふ事である。此の如く賴む手續が實に厄介で、賴むでも中々許が出ない、急な要用などの時は甚だ迷惑であるが、取扱の役人等は至極冷淡無情なもので、爲に婦人の往來は、全く已を得ぬ人許

りとなつて、婦人の足は甚だ重くなつたのである。

此の如くに關所で改めた結果と、差出手形の統計とは、之を幕府へ報告せなければならぬ事になつて居る。關所の方はどういふ體裁に報告したか、文案がないので分らぬが、其手形差出の奉行・城主等は、自分の方で出した手形が本人既に用濟の後に之を戻す事となつてゐるから、之を毎月々々調べて其結果を報告したのである。正德五年八月十五日吉田城主松平伊豆守信祝よりの報告に、

一遠州今切關所ゟ戻證文松平伊豆守殿ゟ來ル初判月番調書ス

古案

正月分　手形五枚内一枚亂心男手形女數十六人　伊豆守殿

二月分　手形拾六枚女數四十六人　肥前守殿

三月分　手形弐拾枚女數八十人　伊豆守殿

四月分　手形二十三枚女數四十人　伊豆守殿

五月分　手形二十五枚内一枚髮切亂心男手形　淡路守殿

六月分　手形二十四枚内一枚亂心兩腕其外所々繩摺有之男手形二枚亂心男手形　肥前守殿

惣手形數百拾枚内三枚亂心男手形

一枚髮切亂心男手形

一枚亂心兩腕其外所々縄摺有之男手形

松平伊豆守

惣女數二百八十人

正德五乙未年八月

大島　肥前守殿

松前　伊豆守殿

大久保淡路守殿

朽木　和泉守殿

右女帳面の當未正月より同六月迄、今切關所江出置候女手形百拾枚、外ニ亂心男手形三枚、髮切亂心男手形一枚、亂心兩腕其外所々縄摺有之男手形一枚、都合百十五枚請取之、引付相違無御座候、以上、

正德五未年八月十五日

大島　肥前守印

朽木　和泉守印

大久保淡路守印

松前　伊豆守印

松平伊豆守殿

といふ如く書いて幕府に報告してゐたものと見える。其外はどうもまだ管見が及ばないから、更によき材料を得れば、再び筆を採る事としやう。

次に述べたきは鐵砲・武具の取締りに付てゞある。これは既に前の關所の節で、大

今切渡と荒井關所、附女手形

略述べておきましたが、鐵砲は下りのみを取調べるので、老中の證文ある者は、無事に通過し得らるゝものである。此時に其鐵砲の數を調べておいて、歸途の節又之を引合せて居つたのである。武具類は下り荷物の長三尺以上のものゝみ改め、長物類は上りを改むとし、一般に嚴重ならず、若し餘り武具を多く持通り、不審なる時は之を江戸に注進する事となつて居る。殊に夜中の武具通行は嚴禁せられたので、其旨の老中より證文あれば通過せしむる事があるのである。當時は何しろ徒に鐵砲を有する事は嚴禁せられたので、氣賀町等でも中々八釜しく取締つてをるやうである。されば まづ關所通過に最も警められたる者は女人で、次に鐵砲、次に武具である。武家が荷物を持通る時は茶店に休んでも、關所へ屆けねばならぬといふ事で、丸で税關か何かのやうである。要するに關所なるものは、税こそ取らね、消毒こそせね、税關と檢疫とを行つたやうな所で、德川時代の交通に少なからぬ不便を與へ、旅行者が此等の爲に苦められた事は實に豫想外である。東海道では箱根と今切、婦人を苦しめ、日本人の旅行的思想を屈折せしめた事は、いかに德川氏が自分の爲に計つたとはいへ、隨分亂暴極まつたものと言はねばならぬ。今こそ湖口は汽車で一瞬間に渡るを得るが、當時は乘合船で船頭が歌でも謠つて、乘客は景色でも見て、歌でも詠

んで居るといふ暢氣な次第で、關に着けば役人が旅行者を睥睨して居るといふ有様、到底人間が暇な時代でなけねば行かぬ事で、此頃のやうに物質的文明の進歩した時代から見れば、實に滑稽のやうである。新居驛には停車場もなければ、漸次は孤城落日の有様で、關所の跡は小學校となり、立派な家も漸々少なくなるやうである。段々德川末葉の老人達も世を去つてしまふにつけて、此等關所の狀況等も暗中に葬られたそうて、しかも此の如き話はくだらぬ事とし注意せらるゝ人も少ないのであるから、今大略淺見をも省みず、記錄文書に照し、古老に質して下手の長談議をつゞけた次第である、此の如き事實は幕末史の研究をする人の少いと同樣、とかく等閑視せらるゝ次第であるから、思はずかく綴つて見たれど、猶無經驗の吾々には分らない事、言ひ及ばない事も澤山あるのであるから、どうか此を機會として經驗ある老人方より、此等の舊幕時代に於ける交通事情に關して、有益なる說話を願ひたい次第である。(明治三十五年)

唐昧棧道

淺蟲　外ヶ濱　淺蟲の語源　善知鳥前崎

陸奥國青森町の東北四里許、日本鐵道の通過する處に、風景佳絕の一勝區あり、名づけて淺蟲といふ。後に峨々たる高館山の青巒を負ひ、前に漾々たる青森灣の蒼波を望み、屹立せる山岳は崖を削つて海に臨み、縹渺たる海波は岸を洗ひて湯野島・生子島・ゴミ島等の小島を泛ぶ。四季の勝共に備はり、波靜なる處には棹歌款乃舟游垂釣の便あり。山聳ゆる處には、麓に溫泉の湧出ありて浴湯に適す。實に海陸の勝共に備はりて北海の一名區たるを疑はず。此邊一帶は所謂外ヶ濱にて、奥州藤原氏の盛なる時、南は白河關を限り、北は率土ヶ濱に至るといふ極北端の地なり。此地の溫泉は鹽類泉にて八ヶ所の泉源あり、圓光大師の發見と傳ふるも疑ふべし。此地を淺蟲といふは、發見の始、人恐れて之に浴せず、唯布を織るべき麻を溫泉に浸して蒸したるにより、麻蒸の湯と稱し、後に淺蟲と改めしといふ。

此淺蟲浴場に沿岸の絕景を賞し、國道に沿ひて久栗坂村に至る間、火山性の山岳脈を延きて突出し、海に迫り高崖屛壁をなして通路を絕てり。此處を稱して善知鳥(ウトウ)

多宇末井梯

前崎といふ。山角海表に突出すること四十間餘、崖下に徑路あり、今は山を削つて、恰も東海道興津海岸の如く道を通じ、汽車は隧道に入る如くなれるも、もとは淺蟲より久栗坂に至るには、淺蟲村の西八町許にて、善知鳥坂又は湯坂といふ一町餘の昇り坂あり、之を通過したるものなりしが、後には山下に棧道を作り前後石を以て疊み、水面より高きこと三間、幅狹くして橋長く、滿潮の際は北海の怒濤之を洗ひて頗る危險なりしといふ。津輕事實考によるに、此棧道は古く存し、吾妻鏡に所謂多宇末井梯卽ち唐昧棧道といふ地にて、古來頗る要害の地たり。文化中、異國船松前の沖に寇したる時、公吏、南部より青森に來る途上、駕輿駄荷の通行危險なりとて、山を削て往來を作り、更に明治に至りて修繕を加へ、現今の有樣となれるなり、現今は車馬の往來も何等の苦難を訴ふるなきに至れり。爲に吾妻鏡要目集成に、

津輕領青森の東六里許濱手の山際、野内安佐蟲之間道の絶えたる處あり、其所へ橋を渡して通路とす、夫を今ウトウマイの梯といふ、

とあり、今此景色更に見るを得ず、又津輕一統志に、

東鑑在多宇末井梯、今塔前梯、要此處於山與海之間、有徑則往反之道也、中間有僅之入口双岸高而水底甚深、有橋漸不過三歩名之、此外有窟巖謂不明窟、

とある趣も今更になし。殊に此不明窟なるものは、道路開通と共に破壞せられて、今

善知鳥崎の語源

見られべくもあらず。

抑もこの地を善知鳥崎といひ、唐眛棧道の名を與へらるゝに至りし所以は、大和本草に、

善知鳥、若水云、奥洲ノ津輕外ノ濱ニ多シ、其狀バンニ似テ、嘴脚モバンニ似タリ、頭ハ鳧ノ如ク、嘴ノ上ニ肉角アリ、赤色也、脚赤シ、背ノ毛淡黑、腹ノ毛白色、是レバンノ類ナルベシ、

とあり。倭漢三才圖會に、

率(ソト)覩ノ濱、津輕海邊惣名也、青森近邊濱、有村名安潟、善知鳥(ウトウ)多、鷗之屬、水禽、然以安潟爲其聲者未審、

更に奥羽觀迹聞老志に、

安方鳥、或號善知鳥、相傳是所產于外濱也、近來春夏之交、商賈賣之、其大似小鳧、而通形淡黑、長首尖嘴、足共黃色、但自頷至下腹純白、曰善知鳥、食之甚美、其好味不減綠頭鴨、外濱津輕以北蝦夷地、土人謂之外濱、安潟村在外濱青森山畔、此地有鳥產子于沙上、人捕其子、則悲鳴甚、土人曰沙鳥(アトウ)、或稱善知鳥、或號鳥頭(ウトウ)、

とあり、藻鹽草には、

子をおもふ涙の雨の笠の上に、かゝるもわびしやすかたの鳥、太神宮へ敕使下て、うとうやすかたと云鳥を取て、三角柏と云樋に備へて、神供にだてまつるとかや、

といひ、新撰歌枕にも、うとうやすかたの鳥外濱に在り云々の、聞老志に見ゆるが如

き事を記せり。倭漢三才圖會に不審といへる此鳥がやすかたといひて鳴くとの事は、俗謠に、

陸奥の外ケ濱なる呼子鳥鳴くなる聲はウトウ安カタ

といへるよりの事なるべく、廻國雜記にも、

うとう坂こえて苦しき行末をやすかたと鳴く鳥の音もかな

これはもとより誰かゞ、やすかたと鳴く聲を聞きたるものならんが、鳴聲程曖昧なるものなければ、人の聞き方にて何となりとも、聞くものなれば信じ難し。然るに聞老志等によれば、安潟村といふ村名あることなれば、此名を稱せしものなるべし。以上列擧せる諸書の例により、此地をウトウといふは、善知鳥の居れるよりの名なりと知らる。善知鳥とは如何なる鳥かは知らざれども、右の諸書によれば、大抵鷗に似たる水鳥にて、大體淡黑にて腹白く、嘴長きものなる事一致せり、此地方特有の海鳥なるべし。

今此地に付て記さんとするは、かゝる鳥の名の研究にあらず。此處は一の古戰場たればなり。吾妻鏡文治六年二月十二日の條に、其戰爭の事を說けり。文治五年源賴朝奥州征伐の後、泰衡の郎從に大河次郎兼任といふ者あり、叛逆を企て、或は伊豫守

多宇末井梯の古戰場

義經と號し、或は出羽國海邊庄邊に出沒しく、義仲嫡男朝日冠者と稱し、黨を結んて勢甚强し、嫡子鶴太郎次男於畿內次郎等をして七千餘騎の逆賊を率ゐ。鎌倉に向つて發向せしむ、秋田より大關山を越え、多賀國府に出でんとせしに、路上志加渡にて水を渡つて五千人溺死す、兼任乃ち自から出でゝ津輕に戰ひ、宇佐美平治等を戮す。是れ文治六年正月六日の事なり。兼任の弟に新田三郎入道及び二藤次忠季といふ者あり、兄に背いて鎌倉に從ふ、賴朝乃ち兼任を誅せしむ、兼任出羽鹿島にあり、小鹿島橘次公成遁亡し、鎌倉に至る。兼任北奧北羽の間に出沒し、勢甚だ猖獗、漸く南下の狀あり、既に平泉に來る。賴朝更に葛西三郎清重、千葉新介胤正等をして之を征せしむ。二月十一日鎌倉の軍兵、平泉附邊泉田に集合す、兼任既に一萬騎を率ゐて平泉を出たりと聞き、乃ち足利上總前司・小山五郎・同七郎・葛西三郎・關四郎・小野寺太郞・中條義勝法橋・同子息藤次以下之を逐ふ、夕暮に及ぶも之に達せず、兼任既に遁れ去る。十二月千葉胤正等の軍加はり、栗原に逢ひ大に爰に戰ふ、賊徒分散す。兼任猶五百騎を率ゐ、平泉衣河を前にして陣を張る、鎌倉の軍更に之を擊つ、賊北上河を渡て遁亡す。鎌倉の軍跡を追ふて外濱と糠部との間多宇末井梯に至る。兼任等此に城墎を構へ、籠居せりと聞き、足利上總前司義兼等之を攻む、兼任防ぎしも遂に敵する能はずし

多宇末井梯は今の善知鳥崎なり

て逐電す。是れ吾妻鏡に見ゆる所なるが、此多宇末井梯と稱するは卽ち此所にして今は城墟の跡などゝ傳ふるものもなく、別に其の傳說もなし。新撰陸奥國志には、之を以て地點に疑を存せるも、もとより城といふも、一時の陣營に過ぎず、域砦などいふ大形のものならず、唯爰に陣を構へ、梯棧の道に敵を扼せんと構へたるに外ならず。されぱもとより非常の要害地といふ程にもあらず、唯道路爰に閉塞して、遙に山肩を迂回するに非れば、此棧道を通過せざるべからざる要衝の地點にて、今の青森町に入る一咽喉の地なれば、乘任が之に據りて敵軍を扼せんとせしに外ならず。吾妻鏡に所謂糠部郡とは今の二戶郡地方なり、外濱は此北海に面する一帶の海濱を悉くしか稱するものなれば、恰も此地點の如きは之に恰當すべき所にして、しかも其名は現存し、且かゝる天險を帶びたる地なれば、此地を以て多宇末井梯に當つるを最も適當と思はるゝなり。若此他に求めんとするも、梯棧の如きものを置くべき地は決して外に得べからざるなり。津輕事實考に不明窟などゝあるは、蓋し路こそ短かけれ、北陸の親不知風の地勢なりしを察せらるゝなり。其中腹に棧道を架したるものなれば、路爰に迫り更に進むを得ざる屆竟の地勢なり。其斯く早く敗るゝに至りしもの、山甚だ高からず、迂回するにさほどの苦難もなき所なれば、海岸の一面

に敵を防ぐも、山道の方面に破るれば、海岸の防禦是れ無效といはざるべからず。兼任の破れたる恐く此一面より敗るゝに至りしものならん。此山にして更に高くして、突出せる山脚更に廣く、以て此棧道を架したるものなるときは、到底義兼の力之を敗るを得ざりしならん。此後泰衡の郎從根井由利などいふもの、亦大に此地に戰ひたりとの傳說ありと云ふ。今極北の地にかゝる珍らしき棧道なるものゝ舊跡あるを聞き、今不幸にして其ものを存せざるも、此地に赴きて、全體の地勢を察し、當時の記錄に照合して此古戰場の名を傳へ、我邦にもかゝる極北の地に往古よりかゝるものありしを世に紹介する所なり。(明治三十五年)

坊津所見

坊津は薩摩國の西南端にあり、川邊郡西南方村に屬し、今は單に坊といひ、泊・久志・秋目などゝ共に西南方村の大字なり。往昔此地が、外國貿易の要衝に當り、博多津・安濃津と共に三津に數へられたる要津なる事は、世人の熟知する處なり。往古は倭名抄に川上郷とある惣名の内なりしが、後には鹿籠・坊泊・久志・秋目の四郷に分たれ、此地は實に坊泊郷の中なりき。然るに其後此四郷を併せ南方郷といひしを、其中より鹿籠を分つて、現今の如く東西南方村となりしなり、又中世加世田庄と稱せし事もありしが如し。

唐湊

坊津は往古唐湊といひしが、後坊津と稱し、又坊泊といふ、元來坊と泊とは凡そ十餘町の間を隔て、全く其位置を異にし、各別々の名なり。然るに中世坊泊といふ名の郷あり、且坊と泊とは共に一丘陵を隔つるに過ぎず、一時は泊津・坊津同樣に坊泊の名の下に、又は坊津の名の下に繁盛なりしを以て、全體よりいへば、まづ同じ所と見るも差支なき如き位置にあるなり。長門本平家物語に房の泊といひ、海東諸國記に

薩摩州房泊とあり、又コックス日記には Tomare in Xaxma とあり、又宣教師文書類には Bo-oと見え、又 Tomare とも見ゆるなり。されば「泊」といふは、決して單に船舶碇泊の所といふのみの義にはあらず。

島津莊の要港

平安朝末、藤原氏の盛時に於て、此地は攝家の所領たる島津莊の要港にて、朝廷の公なる交通は、道眞の遣唐使廢止以來中絶せられたるも、此港より商賈僧侶の彼地に渡航するもの少しとせず。地勢頗る狹隘なりと雖も、猶人煙富庶、外國の物産多く此處に集收せられたるものなるべし。武備志に、津要有三津、皆商船所聚、通海之口也、西海道有坊津爲總路云々とあるによりても、此地の要港なりしことを知らるべく、殊に鎌倉時代の初には、天野遠景が鎭西奉行として來り、この地には特殊の取扱をなしたりといへば、此地は藤原氏の所領たると共に、外國品を輸入せし最も樞要の地點たりしものなるべし。島津氏入國以後も猶盛に貿易を營み、西洋船も時々來着し、當時宣教師の如き者も夥多來り居りしものゝ如し。然れども慶長以後、平戸開かれ、長崎創められ、此地復云ふに堪へず。

坊津の地勢

此地三面悉く山を以て圍繞し、内に一小灣を抱けり、港口西方に向ひ、口狹うして奥遠く、港灣小なりと雖、各方面の風を保障して頗る安全なる港たり、底甚だ深くし

て大抵三四十尋あり、大艦巨舶を繋ぐに、深さに於ては更に苦む所なきも、悲い哉灣内狹小にして、夥多の船を碇むべからず。往昔風帆船の如きには、こよなき投錨地たらんも、現今の如き大船を以て往來する世には、決して好錨地といふを得ず。風帆船なりとも其數多き時は到底碇繫すべからざるなり。港口三町許、港灣の周圍一里に出でず。寧ろ此點よりいへば、其北にある泊浦を推すべきに似たり、然れども是れ又さまで大なりといふべきにあらず。しかも西風に對しては、港口に踞る奇巖恠石の防障なきにあらねど、決して安全なる港灣といふを得ず。唯大隅佐多岬以西に於て、若し港灣を求むるに於ては、まづ／＼此地なるべく、しかも決して良港とはいひ難きなり。然れども往古風帆船の往來し、藤原氏の領地として支那と交通するに於て、成るべく陸路をとり來り、薩摩國に入りて、最南端の最も支那に近しと思はるゝ地に港灣を求むれば、到底此地の外にあらざるなり。もとより當時の船舶が碇泊するには、さまで小なるにもあらざらん、此の如き理由の下に、甚不完全ながら、此港は平安朝末より鎌倉・室町の兩時代を通じて、其繁盛を維持したるなり。然るに平戶・長崎開かれて以後、往昔の繁華は地を掃て去り、遂に又一小漁村に過ぎず。陸上の便利に於ても、港灣の形勢に於ても、到底平戶・長崎の如きに比しては、決して及ぶ所にあら

ざるなり。思ふに唯藤原氏の所領地なりし事と、支那に最も近く陸路の極南端なる事は、此港の繁盛をかく長く維持せしものならん。

此地全體の形勢、全く擂鉢底に似、底の一端碎けて外界に通ずるが如き形なり、其側面の傾斜甚だ急にして其傾斜の中腹以下に市街家屋建設せられたるなり。されば平地は殆んどなしといふも可なるが如く、馬關・長崎の如き地に似、坂路多くして交通甚だ不便なり。周圍の山亦甚だ高く、飯盛山・車ヶ嶽などいへる峻峯高嶺峙立し、容易に攀ぢ難く、隣村に赴かんとせば山を踰えざるべからざる如き地にて、或人の狂歌に、

道すがら車にあはで大臣を乘する鹿兒島荷ふ坊の津

といへる如く、到底車力の通じ得べき所にあらず。港内には東岸より鶴ヶ崎ありて突出し、又中央には、中島陸地より港中に一町許濶三十間許に突出して、土人遊樂の地となれり。港口には諸種の奇巖恠石卓立して風景奇絕、恰も唐畫の山水に似たり。殊に雙劒石の如きは、兩巖相並びて高さ六七丈、刀劍を以て削りたるが如く、滿潮の時は漁夫其間を來往し得べく、最も面白きものなり、高立神秋月鵜瀨山の如き、澎湃たる波濤の間に矗立し、奇絕壯快いふべからず。西遊記にも、此地の風景を賞賛して、

天の橋立・嚴島などゝ比して更に勝れを見るといへり。地蓋し南阪に僻在せるを以て、多く此地の風景を言はざれど、此恠巖奇景は實に他に求めて得べからざる所なりとす。世の文人墨客、支那に入りて彼地の岩石山を見る以前には、此地のものも先づ見るを要するものなるを信ず。

近衞屋敷

此地には又近衞屋敷なるものあり、近衞信輔配所の跡なりといふ。信輔は前久の男にて、信尹と號し、三藐院と稱す。天正十三年秀吉の怒に觸れて薩摩に配流せらる、鹿兒島に來り、島津義久に厚遇せられ、立野に館を設く。暫くにして、坊津中坊に謫居せらる、當時の邸址と稱せらるゝ地あり。一樹の藤、根幹周圍一丈餘、其枝四方に繁茂して、頗る古木なり。慶長元年七月赦され、鹿兒島・大隅・日向を經、志布志より船にて歸京せられしといふ。

坊津の名の起り

坊津といふ名の起源に付ては、種々の説をなす者あり。或は坊津はもと防ノ津にて、王朝時代に防人を爰に置きたるにより、其名を存せりといふ者あり、然るに地理纂考には、當御一乘院往古大寺にて、上ノ坊・中ノ坊・下の坊等の數坊ありしものが、遂に地名となりたりといへり、未だ何れを可とするや詳かならねど、寧ろ後説の方よからん、元來此一乘院といふ寺は、鳥羽帝の頃の草創にかゝり、眞言宗の巨刹にて、此

一乘院

山隈水滸の地に非常に擴がりたるものなり。維新前の頃までも、此村の大部は、此寺にて占められたるものなりといへば、此寺の敷地は非常に廣大にて、坊舍相並び、他の港津に比しては、全く異觀をなしたるにより、遂に此名を稱したるものなるべし。

一乘院は如意珠山龍巖寺といひ、又西海金剛峯寺とも、摩尼珠院ともいふ。鳥羽・後奈良兩帝より勅額を拜し、往古より隆盛を極む、傳によれば敏達帝の朝百濟の僧日羅なる者來りて開基したりといへども確かならず、爾來土地の隆盛なると共に此寺も盛大となり、末寺末坊甚だ多く、寳物古文書の類も少なからざりしに、度々の延燒と、維新の際の破壞にて、今は何等のものをも止めず。天文中畠山賴國なる者亂を避けて此地に來り、一乘院に寓し、自ら橘隱軒と號す。島津氏〓之を麑府に招きて、賓客の禮を用ゐたり。天正十三年八月七日病で卒す、年七十六、啓叔常榮庵主といふ。其墓舊一乘院の墓地なる、鳥越坂の泊浦に出づる途中にあり。此寺が後奈良帝の勅額を得しは此人の吹擧に與るといふ。一乘院寳物案內記によれば、諸種の珍奇なるものあり、舶來の物品亦少しとせず、印度渡來の佛像の如きも亦夥多存したるが如し。其他支那品或は大檀那島津藤原朝臣三州太守貴久の銘、其他忠良・尙久等より寄進したる佛像の類、或は天皇の宸翰・綸旨・武將の書狀の如き甚だ多かりしが如きも、今

は寺院に殘れるもの、兆殿司の十六羅漢繪のみなりといふ。勅額の如きも既に元祿の頃の回祿に罹りて燒失し、其後屢〻火災ありしが上に、維新の排佛と棄古主義と共に、遂にかゝる有樣になりたるなり。維新前後の一乘院は、今小學校敷地の所にあり。宏壯なる金堂と、偉大なる山門とありて、山門の如きは實に壯大なるものなりきと語りをれり。今小學校前に、仁王像胴切の刑に處せられて据えられたるものあるを見る。其形の偉大なる石にて造れるなどは、實に驚くべきものなり。以て其仁王を置ける山門のいかに宏壯なりしやをも知るに足る。又小學校内に鬼瓦の碎片あり、丁子鉢の臺に用ゐたり、是又甚だ大なるものにて、之を用ゐし金堂のいかに壯大なりしやを知るに足る。かゝる由緒ある寺も、今日の有樣に陷りたるは、實に嘆ずべき限なりといふべし。

小學校の後山に寺僧の墳墓あり、之によりて足利中世よりの僧侶の名は多少知り得るも、(成圓・賴俊・賴憲・賴政・賴忠・日秀・快忠・賴興・覺因・覺山・快意・快義・覺秀・性海・堯周・快範・快實・覺眼・快存・覺英などの人ありしが如し)詳細なる記錄の殘留せるものは更になく、其如何なる人なりしやを知るを得ず。坊津拾遺史に引ける舊一乘院住僧歷代記も、其人名と年代の一端とを知り得るに過ぎず。而して此墓は、其奇異なる樣式に

て、葬りたる上に土を盛り、其周圍を井戸側の如く築き立て、上には大なる石を置きて蓋をなし、周圍に其僧侶の名を刻せり、蓋し他に見るを得べからざる墓式なりとす。鄕人の墓は泊浦に出づる途中、鳥越山附近に多く存し、中には正保・元祿頃のものなきにあらねど、石質は一般に薩摩風の脆性のもののみなれば、磨滅して文字の讀み得べきものなし。墓守の老翁を叩いて、古墓を搜り、墓碑に付て多少古人を求めんとせしも、遂に能はず、彼唯佛寺往時の宏大なりし事を說いて諄々たるのみ。

此の如くにして平安朝以來、外國貿易の要衝たりし此地は、現今何等の徵すべきものもなく、比較的物の殘り得べき寺院は大略前述の如く、其他豪商富家の手に殘在せるものといへば亦更に甚しきを見る。殊に現今の豪家などゝ稱せらるゝもの、多くは漁業の問屋に過ぎず、所謂往古の貿易商の如きは、全く皆無といふべし。故に最も舊家なりと稱せらるゝ如きも、大抵七八代より古きはなく、從て此港の盛なりし當時の事は全く知らざる家のみなり。爲に其傳來の物品もなく、殊に維新の排佛の際は、苟くも寺院に關係ありしものは、悉く破却するに非んば、之を賣却し、爲に外國渡來の物品などは、全く殘存せずといふ。

從來此地に三十一ヶ條船定書といふもののあるべしとの事は、內田文學士に聞き

居りし處、又地理纂考にも此事を載すれば、果して如何なるものか、史籍集覽に見ゆるものと同一なるや。又内田學士が歴史地理第三巻所載近畿旅行中見聞雜錄の中に記されたる松坂・大湊・兵庫・紀伊・土佐・伊豆等にあるものと同一なるや否やに付て、攷究を加へんとの考なりしが、遂に船法書なるものに接するを得ざりき。唯貞應二年三月、土佐篠原孫左衞門、兵庫辻村新兵衞・坊津飯田備前の三人鎌倉へ召喚せられ、三十一ヶ條の船定を定め、時の後堀河帝の綸旨に「諺言枉理在法枉法不可有理也、此條之旨引合以爲似沙汰可仕者」と奧書せりとのことと見え、船法書別册に記すとて、其別册見當らず、甚だ遺憾なり、更に再び精査せんとする考なり。此等のものが果して貞應の船法なりや否やに付ては、學者の疑を容るゝ所なるが此所の物も恐く同樣のものならんも、内田學士もいはれたる如く、對照攷究の必要あるものなれば、猶一層捜索せんと欲する所なり。

此地の江戸時代以前に於ける事は知るに由なきも、夫より以後に付ては全く知られざるにもあらず。其一二を擧ぐれば、江戸時代はもとより島津氏の支配を受けしものなるが他の地方と同じく此南方鄕を監する地頭なるものありて、猶ほ現今の郡長の如し。村には村の重役として年寄あり、其下に浦役人・噯衆・横目衆・行司衆・名

頭・名子などあり、其他諸種の掛員勸方などといふもの多し。何か村全體に關して事あり、島津氏に願出づべき時は、年寄相談の上、連署して其願書を出す事となれり、鰹漁は鹿籠と共に最も盛にして、時には此等他地方の獵船との間に爭鬩を生ずる事あり、かゝる時は名頭等連名を以て浦役人・横目衆及び年寄宛に願出で、夫より兩地浦役人等は互に文書を取替し、裁決する如くなりしが如し。

此地方は一般に鰤鰹の如き魚類最も多く、現今に於ても秋冬季は鰤、春夏季は鰹を捕へ、之を鹿兒島・長崎・中國・大阪・兵庫邊へも輸出せり、鰹は各自の隨意に漁獵するものなるが、鰤は會社を建てゝ最も盛に捕獲せり、一般に此南薩地方は皆鰤漁を以て成立せるが、殊に此地を距る東方二里枕崎港は、其最も盛なる所にて、其人家稠密、街衢の繁盛なる事も南薩第一位にあり。此地に鰤漁株式會社あり、又坊にも會社あり、其間には電話を通じて盛に鰤を捕獲せり。日々大抵百五六十尾の漁あり、近頃坊は枕崎を越えて盛にして、初三圓許の拂込なりし株は今は六七十圓に上り、配當も常に八九圓にて、最初明治廿三年創立の際は、人々三圓の拂込さへ、逡巡せしに、現今は皆爭て買入るゝ有様なりといふ、其盛況以て見るべきなり。(明治三十五年)

小夜の中山

東海道筋にて最も難所で旅客の若しむ所といへば、箱根八里の山坂であるが、之に次では江勢の境に鈴鹿峠と云ふのがある。此二つを除けばまづ遠州の小夜中山であらう。其外は殆んど平々坦々たる路のみで、さすがに江都を連絡する大街道であるから、參勤交替の諸大名が大手を振つて通行して更に差支のないやうな所ばかりである。宇都山なども少しは坂路があるが以上の三者に比せば何でもないのである。箱根山に付ては曾て逑べた事もあるが、鈴鹿は又別に逑ぶるとして、爰には小夜中山の過去現在に付て逑べてみやうと思ふ。現今は東海道鐵道が金谷から隧道が穿たれて堀内につゞいて居る。之は小夜中山の舊道とは少しく方角が外れてゐるが、中々長い、長いだけそれだけ山も深いのである。金谷から日阪に出るまで凡そ一里半、其間に山を二つ踰えなければならぬ。何れも東海道の大往還としては隨分羊腸嶇嶇といふべきであるから、箱根のやうに無暗に長くはないが、中々難所である。如之此山には昔から一種の小說的傳說があつて、有名な夜泣石もある。とにか

往還に變遷なし

く箱根は足柄を通つた事もあるといふ如く、多少の沿革があるが、此山に至つては昔から略ぼ同一の道であつて、中々名高い山である。古今集の「よこほりふせる佐夜中山」以來の名所である。苟も東海道の事をいつたものは、歌でも詩でも文でも、此山に付て一言及ばないものはない、さてこれから、さらばどんな所であるかを少しく叙べてみやう。

小夜中山の語源

抑も佐夜中山といふ語源に付ては、色々説をなすものもあるが、元來中山といふは日阪より菊川に至るまで、日坂の方より來れば上りが二十四町に下りが十八町、それで谷の底にある菊川へ出る。菊川から小さな山がある、これが上り八町に下り十町、それで金谷へ出るのである。其中で日阪より菊川まで一里餘の間が小夜中山であるので、其の間道路は兩方山に夾まれ、左右の谷間が甚だ狹い、故に佐、夜は狹谷の義であるともいふ。而して中間の山であるから、狹谷の中山と名づけたのであらうといふ説と、中山は長山で、山中の道長々と松の木の下につゞきたる道なる故といふ説とある。何れも古い説であつて、何れ勝れりとも定め難い、此長山といふ説に付ては、宗長手記に、

廿一日山をこゆ。西行上人東國道の記に、此山を越え侍るに、年なかばたけたる男行つれ

ゆく〳〵語りけん。昔此山はさ夜の長山と申、ふるき歌にも有とやらん、ほゝゆがめて語りけるとなん。扨は若命なりけり、さ夜の中山も、長山にてやとぞ覺ゆる。

とありて、又宗久が都のつとにも、

さやの中山にもなりぬ。かの西行がまたこゆべしとおもひきやとよめるも、あはれにおもひあはせられぬ、さやの中山、さよのなかやまといふ說にあるにや、中納言師仲、當國の任にてくだられけるに、土民さよの中山と申侍りけるとて、中古の先達などもさやうに、よまれて侍るにや、撰集の中にもみをよふ心地し侍りし。源三位賴政は長山とぞ申しける。此たび一人の老翁ありしにたづね侍りしかば、ことやうもなくさやの中山とこたへ侍りき。

隨分古くから行はれた說である。旣に西行法師の、

年たけて又こゆべしと思ひきや命なりけりさやのなかやま、

とあるのは、命長の意義で、長山と用ゐたのである。要するに淸濁の別て、昔は餘り濁點をうつのを重んじなかつた方なれば、ツイかゝる面倒にもなるので、荒木田久老の病牀漫筆などにも、長山の義にいつてある。掛川志稿にも古今集のよこほりふせる佐夜の中山と云歌は、長山の假名によりて訛り傳へて中山となりしものなるべしといつてゐる、併し最古い所をみるに、皆之を淸んで用ゐてゐる。古今集の戀部紀友則の歌に、

東路のさやの中山なか〳〵に何時しか人を思ひ初けん、

又、後撰集戀部源宗于朝臣の歌に、

東路のさやの中山なか〳〵に逢ひ見て後そ戀しかりける、

とある。此外には古いものには皆中山と見えてをる、蓋しなかゝを古今集の横ほりふせるの語より考へ、且西行の如き歌人がしやれてながといふやうの意味に用ゐてみたのが、抑も間違の始で、それから生歌人といふ如き人が、此等を證據として、いかにもなかゝはながゝならざるべからずとするに至つた。どにかく古い中山であつたのが、實際地理を見たのに全く長山といつてもよいので、清濁を重んぜぬのと、いろいろ洒落てみたがる所から、遂にはかくまで轉用されたので、歌人などのいふ事は、とかくあてにならぬのには閉口である。さやは狹谷であるなどの事も、十分確な事ではない。思ふに此地は佐野郡の内にあつて、今こそ佐野は佐乃と讀んでをるが、姓氏錄などには佐夜とある、其郡の中にある山なれば、佐夜の中山で、吉備の中央にあるから吉備中山といふと略ぼ同一であるまいかと思ふ。されど其郡名のさやといふのは起源如何といふ問には、或は此郡内には狹谷が多いから位の所に落ちるのであらうかは知らぬが、とにかくこれも一說として差支あるまい。何れにせよ餘り證

據十分でないから、斷言はし難たい。宗久都のつとの老翁の事もなげにいひしものこそ却てまことであらう。

又別に佐夜といふ字を訓んで、サヤとは讀まないでサヨといふものがあるが、これは全く佐夜の轉用であることは明である。前にも述べた通り、古いものには皆「さやの中山」とあるので、「さよ」といふのは、餘程新らしい、元來が佐野郡の「さや」で、歌人が小夜と連結してしやれ出したのが、遂に轉用した譯なのであらう。千載集の「夜な夜なの旅ねの床に風さえて初雪ふれる佐夜の中山」などは、古い所で小夜の意味らしく用ゐてはあるが頗る曖昧で、決して證據にはならぬ。とにかく佐夜といふ萬葉假名に詩的趣味を加へて、小夜としやれたのが遂にさよの中山になつた譯であらう。かゝる名稱の事はとにかくとして、此山が古くからいかに名高かくあつたか、古今集の東歌に、

甲斐がねをさやにも見しかけゝれなく横ほりふせる佐やの中山

とあるは古今集以前の歌であるから、なかなか古い。其の外古今集にも前に引用した二首がある、後撰集・千載集にも二三首見えてゐる、其他歷代の類集に殆ど見えぬものはない、烏丸大納言家集の如きは、一人の家集に十首許もある。平安朝の紀行文

としては、更科日記にさやの中山など越けんほども覺えずと、菅原孝標女は宛も病痾に罹りしときなれば、詳細の記載を見ず。西行法師は諸國を周遊して、こゝに名高い後の證歌に引かれる命なりけりの歌を詠んでゐる。平家物語の海道くだり、太平記の東下りなどは、皆これを引張つてゐる。鎌倉時代の海道記には、詳細此山の模樣を寫してをつて、

社のうしろに小川をわたれば、佐夜中山にかゝる。此山口をしばらくのぼれば、左に深谷右も深谷、一峯ながき道は堤のうへに似たり。雨谷の梢を眼下に見て、群鳥の囀を足の下に聞く、谷の兩片はたかく、又山の間をすぐれば、中山とは見えたり。山は昔の九折の道、ふるきが如し、梢はあらたなる抄、千條のみどりみなあさし。此處は其名ことに聞つるところなれば、一時のほどに百般立とまりてうち眺めゆけば、秦蓋の雨の音はぬれずして耳をあらひ、商絃の風の響は色あらずして身にしむ。

わけ登るさよの中山なか〳〵にこえて名殘ぞ苦しかりける

東關紀行には、

小夜の中山は、古今集の歌に、よこほりふせるとよまれたれば、名高き名所なりと聞をきたれども、みるにいよ〳〵心細し。北は深山に松杉嵐烈しく、南は野山にて秋の花露しげし、谷より嶺に移るみち、雲に分入心地して、鹿の音涙を催し、虫のうらみあはれふかし。

踏かよふ峰の梯とだえして雲にあとゝふ小夜の中山

とある。とかく海道記・東關紀行の筆は文飾多くして、あてにもならぬものが多く、小

夜の中山も少しはいひ過ぎではあらうが、宇都の山のやうな所ではなくて、かなり山も深いのである（東海道の山としては）。一峯長き道は堤のうへに似たり云々は現今も變らぬ實景である。丁度山の嶺を傳ふやうになつてゐて、今まで平々坦々たる往還を通過して來た者が、此所に及んでは、又此兩書の記者がいへる如き感覺が起るべきである。十六夜日記には簡單に、

ふかく入るまゝに、をちこちのみねつゞきこと山にゝず、心ぼそくあはれなり、

とあるばかり。それより以後足利時代の紀行文、例へば普廣院富士見の紀行類或は正廣日記、降つては東國陣道記なども、唯名所として一二首の歌を詠ぜるを見るばかりで、別に地理上の變動も全くないやうである。ずつと降つて德川時代に入つては、道春の丙辰紀行に小夜中山の詩がある、

坂道升降是早天、夢殘馬上不成眠、此山無限西行壽、能使詠歌千古傳、

といふ位で、いのちなりけりが骨子となつた名所の歌詠に過ぎない。烏丸光廣のあづま路記には、專ら甲斐がねをさやにも見しかの富士眺望の事に付て大に書いてある。なるほど此山は富士を見るに最も好都合で、東方から少し北にふつた方向に明に見ゆるのである。此山が名所たるは、命なりけりばかりでなく、甲斐がねをさや

にも見ゆるが、此山の名所たる所以で、坂路の困難なるに拘らず、大に旅勞を醫するわけである。通村の篠枝には、漠々白雲遶山腰、尖々八嶺擢蒼穹などゝいつて感心してをる。癸未紀行に春齋の詩、

佐夜中山坂路修、再來今想憲清遊、山靈借問熟眠否、枕甲斐根横遠州

と、山崎闇齋の遠遊紀行及び再遊紀行に、

佐夜中山春意生、開花啼鳥不紛爭、草亭暫憩午陰客、羨却山人夜氣清、
曾喜春花開坂絡、勿悲秋葉落溪頻、也應佐夜中山壽、歳々來還無事人、

面白い詩である、とにかく此地には花もあれば、紅葉もあり、景色もよいといふので中々名高い。天然の景色がかくある上に、西行法師の命なりけりが非常に此地を有名にした譯である。然るに德川の中世頃より、更に此地を有名にした譯がある、これは中々古いので、承應三年の東海道名所記にも見えて名高い話なのである、併しそれはまづ道筋の談が終つてからにしやう。これより後の人々の紀行文をみても別に變つた事がなく、要するに命なりけりと、甲斐がねとが骨になつて、山中の狀況を述べたのに過ぎない。全く古と今と通路の變遷はないものと見て差支がない。

以上は日坂より菊川までの間、卽ち中山の往還に變遷がないといふ事であるが、

掛川（横尾驛）

初倉驛

小川驛

菊川宿

菊川から金谷の方に向つては、上古と近世とは多少路が違ふやうである。掛川といふのは古の横尾驛であつて、昔は日阪などゝいふ驛は特別になかつたのである。延喜式を見るに横尾驛より初倉驛である、遠江國驛馬初倉十疋とある、此間こそ今の四里半許で、古の三十里に一驛を置きたる規定に據つてをる。初倉村といふのは、盛衰記治承四年平氏淸見關に下る條にある汲津藏、又は海道記にある播豆藏の宿で、今の牧野原の原野が大井川に臨んだ所にあつたもので、其の實際宿驛のあつた所は大井川に沒せられたる地と思はれる、遠江國風土記傳にも、水沒今在岡上とある。大略今の市町村制で初倉村と稱してをる地方で、金谷から凡そ二里半許の所である。而して此初倉より駿州の小川驛に通じて昔の東海道があつた、然るに初倉と掛川との間には佐夜中山といふ大きな山もあつて、路も稍々遠いので、自ら菊川といふ宿も建つたのであらう。

菊川は恰度地勢上便利の所にあるので、建久元年源賴朝上洛の時も爰に宿をとつてをる。彼の有名なる承久亂に東國に護送せられた定行卿も爰に宿したので、一般に此地に泊する者が多くなつたと見える。やがて東關紀行や十六夜日記などには、播豆藏の宿といふのは見えない。或は此頃大井川の川瀨が荒れて、初倉の宿から

前島までは皆川原となつて、公私旅人の煩となつたので、建久の頃既に島田の宿(今の島田にあらず、今の島田の北方野田村につゞきて、舊島田の地あり、これなるべし)を置かれて、今の色尾越などいふ路に通ぜしにやといふ者がある。とにかく此島田から藤枝までの間は、地勢より考ふるも、一般に低平に、又地名より見るも何島といふ村名が夥多あつて、此地方に大井川が汎濫した事も度々あつたのであらう。此等の爲に初倉の驛も水沒せられて、新に島田といふ宿が山つきの方面に出來たので、從つて東海道も大に變化したものと思はれる。然るに建久元年賴朝關東下向の時には、懸河より島田にと御宿なつてゐる。されば島田ははや此頃から出來てゐたに相違ない。而して海道記は貞應二年のものであるに、播豆藏を過ぎ藤枝に出てをる。併し此播豆藏は思ふに延喜式の初倉驛とは、位置に多少の異同があらうと思ふ、加之此頃はもはや最小の宿であつたのであらう。海道記の頃は新舊兩道が通じてあつて、藤枝にて兩道合したもので、舊道も小川の方面の道は、既に絶えてゐたものであらう。其後の消息はよく分らぬが東關紀行には播豆藏も島田も共に見えないので、何れの道をとりしとも分らず。されど前島とあるよりみれば、やはり舊道を通過したるものではあらうが、初倉の宿は、殆ど廢せられて、かく何等の記載をも見ない

のにはあらずや。嘉禎四年賴經將軍上洛の往復とも、島田・懸河、寛元四年入道大納言の入洛にも同じく同所に宿泊せられたやうで、共に初倉道ではない、蓋し新舊共に行はれて、公事は皆新道によつたものであらう。然し金谷の道はいつ開かれたものかといふ事は分らぬ。されど菊川から島田の方へ出るには、勢ひ多少の山は踰えなければならぬ、或は初の間は菊川驛より初倉方面に向ひ、菊川に沿ふて下り、中途より島田に向つたものかも知れぬ、それを迂回として、更に此山を踰ゆる道となつたのであらう。永享四年堯孝法印の覽富士記に「かまづかと申あたりにて」といふ題の歌あり。此地は今の金谷の南方で、天正中大井川汎濫のため、川となりし所なりといへば、全く菊川より足鎌塚に出で、それより、川を渡りて島田に出でしものならん。其後文明十年の道灌が平安紀行には、既に「金谷驛にて」といふ題歌がある。大永二年宗長手記にも、「佐夜中山の麓金谷といふ里一宿」とあるを以てみれば、恰も永享と文明との間に此金谷道は開けたるものゝやうである。されば德川時代の往還は、まづ足利の中世頃に定まつたものであらう。それで德川時代には上下半里許で、此並木路の急坂を通過して、金谷・菊川の間を來往した、其頃上は金谷臺で、眺望がよろしく、諏訪原とて武田勝賴・馬場美濃守が經營したる諏訪原の城趾が其すぐわきにあるの

である。所が德川氏の末に彼の有名な安政の上洛の時、箱根に鋪石をしたやうに、此坂にも石を鋪いた、蓋し此金谷坂は僅に半里許ではあるが、中々急な上に、土が滑かでぬかり易くあるので、箱根同樣にこゝにも大工事をやつた、そのお蔭で明治の車で來往する世の中になつても、此所は通行が出來ない。甚だ不便であるので、明治十三年に金谷から日阪へ向けて新道を開いた。それで今は菊川を通らないで北方の山腹を通過して、菊川の人家を遙かに谿谷の間に俯瞰し、佐夜中山の舊道も遙か左手の高所に見て、上下の苦勞が少くて日阪に出得るやうになつた。しかし何分新道であるので、道路に於ては到底舊道のやうな立派なものではない、降雨の際などはとかく崩壞し易く、我々の赴いた時などは、菊川にかけた橋が落ちて、永く其まゝに修繕も加へず捨てゝあるには驚いた。現今電信線は舊道を通過してをるが、新設の電話線は此新道を通過してゐる。とにかく聞く所によれば、將來は舊道を廢して此新道を國道とするといふ話である、此新道が修繕せられて、舊東海道を廢せられた曉には佐夜中山の名所も漸次世間から忘れられてしまうであらう、現今の道は狹谷の中山でも長山でもないので、普通凡庸の山道に過ぎない、唯金谷からの昇路は、甲斐がねも見え。大井川を俯瞰して頗る絕景である、併し日阪に入るまでは全く何

にもない、平々凡々の路である、有名な夜泣石も新道に移されてあるから、旅人も漸次新道のみを通過する事となるであらう、佐夜中山の横ほり伏す道もやがて宇都山蔦細道同様になるであらうと思ふ。さりながら此新道問題も、元來大抵の人は汽車の便によるので、わざ〳〵此邊を彷徨する旅人が少いから、此問題もどうなる事か、若し中止になれば佐夜中山はまづ安心であらう。

以上述べたやうな次第で、金谷は新しい驛で之より菊川に至る間の坂路も足利季世後のものである、しかし菊川といふ所は、鎌倉以來の宿て、宗行卿以來甚だ著名の宿である。此宿の起原に付ては、上に述べた通りで、掛川より初倉に至る間の必需によりて置かれたので、其地勢は恰も山と山との中間、菊川の流るゝ谿谷て、佐野・榛原・城飼三郡の境である。正保圖帳には榛原郡に屬し、現今も同樣で金谷町の内に屬する。彼の承久亂の結果として、官軍大敗し、中御門入道前中納言宗行卿、小山朝長に伴はれ、承久三年七月十日此宿に著し、終夜眠る能はず、閑窓に向ひて法華經を讀誦し、旅店の壁に書きつけて、

昔南陽縣菊水、汲下流而延齡、今東海道菊川、宿西岸而失命、

の詩を詠ぜられたといふから無暗に有名になつた、然し此家も仁治三年の東關紀

行には既に、

其家も尋ねるに火の爲に燒けて、彼言の葉も殘らぬ由申者あり、今は限とて殘置けん形見さへ、跡なくなりにけるこそ、墓なき世の習いと〻哀に悲しけれ、

とあれば、此壁に書きつけたものは、早くからなくなつたので現今では家の跡すらも分らない。更に太平記の妙文と人の稱贊する俊基朝臣東下りに、

宿の名を問給ふに菊川と申なりと答へければ、遠き昔の筆の跡、今は我身の上にあり、哀やいとゞまさりけん、一首の歌を詠て、宿の柱にぞか〻れける、

いにしへもか〻るためしを菊川の同じ流に身をや沈めむ

といふ事より更に著名になつて、菊川は何處の國にあるやも知らぬ者でも、其名は知つてゐるといふ有樣である。されば承久亂後の紀行文、海道記・東關紀行の如きも、いと哀に宗行卿を書き傳へて居る。恰も此地は佐夜中山の青木坂を下りて、金谷坂に上らうとする谿谷にある所であるから、自然旅人の息次所で、最も便利なる宿である。俊基卿はこ〻で日亭午に及んで晝食を命ぜられたやうである。恰度さういふ要衝の地である。されば昔から隨分繁昌して、專ら鎌の名所として知られてをる。菊川は恰も大鹿村の菊ヶ淵邊より源を發して此村に流れ來り、宿の間を通過してをる、寔に閑稚掬すべき所なので、宗行卿をしてか〻る感想を惹き起さしめたのも然

るべき事であらうと思ふ、然れども德川時代には佐夜中山の入口日阪に驛あり、大井川の岸上には又金谷は是非肝要の驛である、此故に菊川は唯往還中の一小村で、別に宿泊する人も少なく、まづ午食地位に過ぎなかつた。現今は小夜中山が寂寞を極むるに至つたと共に、此地も一層の寂寥を示す事になり、鍛も入用のない世の中となつたので、名物鍛鍛冶も見えなくなつた。田地もなければ、生活の方便が漸次困難になるので、日一日と淋しくなる、殊に新道が開かれてよりは、菊川を脚底に瞰て行くやうになつたので、更に淋しくなり、其うちには承久以來の名所も、漸次世人に忘れられるであらう、菊川から佐夜中山にかゝつて青木坂を登り、羊腸たる並木路を通過して、山の頂點が中山村である、峯傳ひの道の兩側に三々五々人家が列つて、まだ茶店などが多少存在して、こゝには所謂有名な小夜中山名物飴の餅といふものを賣つてゐる。併し今は水飴ばかりで飴の餅といふものはない、堀内停車場で小夜中山の名物の飴の餅といつて賣りにくるのは、此水飴の事である、昔は餅に水飴を添へて賣つてゐたのである、此飴餅なるものは、中古の紀行文には見えぬもので掛川志稿には癸未紀行の羅山の詩に、一字第間賣飴家といふ句があるが、或はこれがそれであらうといつて居るが、其後の東海道名所記・東遊行囊抄・貝原の吾嬬路記

などは、普通かゝる事を落もなく書く方なれど、更に見えない所を見れば、一層後のものではあるまいか、寳曆十年の土御門殿東行說話には、土民水飴を賣ると見えてゐるが、まだ明に飴の餅といふものゝ事はない。ズヅト後の膝栗毛にはもはや立派に、

さよの中山たてばにいたる、こゝは名にしおふあめのもちの名物にて、しろきもちなり、水あめをくるみていだすこのふたり酒のみなれば、やうやく一ツ二ツくひける内、あめだん〳〵つよくなりたるに、

爰もとの名物ながらわれ〳〵はふり出すあめのもちあましたり、

と洒落てゐる。とにかくこれで如何樣のものであるかといふ事は分り、且つそんなに古くからあるものでない事も知れる。

菊川接待茶

往古此菊川より登坂の中途に、中山久延寺の預る所で菊川接待茶といつて無料接待の茶屋があつて、凡そ安永の頃まであつたといふ事である。恰も箱根の施行茶屋に似て居るが、現今は其跡も分明でない、遠江國風土記傳引く所平田寺古文書に、

遠江國相良庄內四百町並屋敷一所事、任一條三位寄附狀、爲菊河宿攝待領、永代更不可有牢籠之由、可被下知妙圓給者、依天氣執達如件、

永仁四年五月十三日　　兵部卿

平田院上人〇〇〇

とあり。掛川志稿引く所平田寺緣起に、

愛宕庄司爲女子追福、於中上路山建堂宇安佛像、傍構小店、飮食衣服以施往來僧侶、深冀彼離苦得脫、時於世謂之號宕接待矣、

とあり。これにては未だ十分に其起源を詳にはせないが、其隨分古いもので菊川宿の出來た頃よりあつたものであらう。とにかく初は平田寺の預る所のもので、次に中世廢せられ、後久延寺より再興したものが安永の頃まであつたのである。掛川志稿には慶長二年宥辨上人の鑄たる釜といふは、此所の料であらうといつてゐる、これは今久延寺の什物である。

佐夜山久延寺

中山の民家の中央に佐夜山久延寺といふ寺がある。此寺は眞言宗であるが、創立も開基も分らぬ、或は行基菩薩ともいふが無論あてにはならない、本尊は一尺八寸の觀世音で之を子育觀音といつて中々有名である。之に付て種々の傳說があつて、此寺の緣起なるものを見れば荒唐不稽實に笑ふべき極である。普通の傳へでは昔山賊の爲に殺されたる姙婦の產落したる子を、此寺の住持深く憐み、乳母を置いて養育したるに、其子成長の後遂に母を殺し賊を討て其恨を報ず、是れ全く此觀音の

夜泣石の傳說

加護によるわけだとて、子育の觀音といふのである。夜泣石といふのは此姙婦が此石に憩ふてゐた時、無慘の刄に倒れたので、爾來石に靈を生じ深夜鳴動したるによりかく名づけたのであるとふ事だ。石に南無阿彌陀の五字を刻したるのは、弘法大師が來遊の時錫を此寺に駐め、供養を營み、其幽魂を弔ひ、此名號を刻して遂に鳴動を止めしといひ傳へる。石は高三尺許、周圍凡て一丈、普通の石質で卵形の頗る堅硬なる石である。或は此石暗夜燈なしとも衝當るなきにより、夜無石だともいふ。併しさまで光澤のある石でもない。思ふに以上の姙婦の傳說に附隨して、たま〳〵かゝる奇石の此處にあるより附會したものであらう、蓋し地中にあつた石が雨水の浸蝕の爲に現はるゝやうになつたのを、中世久延寺の僧の如き輩が更に修飾を加へ、難有い文字を書加へ、種々の傳說を添へて世に吹聽したものであらう。此石を一に孕石ともいつて、天和中朝鮮人が來朝した時、道を作る者が此石を取捨てんとしたけれども、丸く長く姙婦の腹のやうになつて、なか〳〵取り難いので、之を孕石と名づけたといふ事で、姙婦の傳說も全くこれより湧出したものではあるまいか。掛川志稿には、續太平記に永享四年普廣院富士見の時より此傳說あるものなれば、隨分早くより此傳說はあるのであるとあるが、續太平記既に恠むべき書なれば、何れ是

等の話は德川時代泰平の世の作り話であらう。土御殿東行說話には、此石を大に冷かし、先づ觀音信仰の益ありて害なき事より、水飴を賣るの妨なき事をのべ、次に坂を下れば不作法千萬海道の眞中に贅々として往來を妨ぐる石あり、是を夜啼石といふ(中略)此石のみ益なくして妨ありとみゆ。今に夜啼くともしらねども、夫は兎もあれ、道の傍徑なんどにあらんは、たとひかんらう盤燒きたりとも、人に害ある事なし、爰は旅行の本路況んや嵯峨たる坂をしのぎ、人脚馬蹄も勞るゝ所に、かゝる無用の妨げあるは何ぞや、所に馴れたる往來飛脚なんどは、覺悟もあるべきか。老少婦人盲の類ひ、夜をこめて立ち、暮に迷ふて來る輩、道を急ぎ行を窃むものは決して恠訝すべき石なり、古を存して今に驗ある程のものにあらじ。疑ふらくは、石魂ありて俗もだし置くにや、あゝこれも入らざる世話云々。今此石は舊道から新道へころがつて、新道の小泉屋といふ茶店の庭前に据ゑてある、此小泉屋といふのは、今新道にあるが、もとは舊道にあつて古い茶店であつてもとから中山の餅飴て、今でも水飴を作つて賣出してをる、堀內の停車場に賣りにくるのは、大抵此家のである。寛政十三年の大江丸舊國といふ人の「あがたの三月四月」といふ紀行文に、佐夜の中山の餅屋小泉屋忠左衛門とあつて、舊幕代からの茶屋である。

此の久延寺は至極小さな寺であつたと見えて、何れの書物にも所見はない、されば住僧など丶て定まつたものがなかつたのである。德川時代の初に宥辨といふ人が住持となつて、それから眞言宗になつた。家康は來往の間、屢〻此寺に憩はれた事もあつて、かた〳〵かゝる縁から此所も寺らしくなつたであらう。

寺内には御茶亭跡といふものがあつて、慶長五年關原役の時家康の爲に、掛川城主山内氏がこゝに茶亭を設けたとの事て、今に其跡を御殿といつて、天明九年正月に松平土佐守が標を建てゝ、

慶長五年關原之役、山内對馬守一豐爲東照神宮作亭於遠江國佐野郡中山、以進飯、于今人存其遺址而護之、因標之云、

と刻した、これは今も寺に殘つてをる。宥辨後の住僧も更に分らぬが、南石といふ人が居つた、この人は尾州侯より大に愛顧を受けたといふ事である。慶安元年より朱印を賜つて、佐野郡奥野村の内十一石一斗餘、榛原郡菊川村の内三石二斗餘、合せて十三石四斗を戴く事となつた。現今は參詣の人も少く、檐傾き屋破れ、實に荒れ果てた有樣になつて、子育の觀音は自ら少しく其身を育てなければならぬ位になつて居る。寶物には慶長二年三月に宥辨の寄附したる茶釜、慶長八年六月伊奈備前守忠

次寄進の茶釜がある。其蓋記によれば、家康が駿遠の間にゐた時に、屢、來て茗を汲んだ釜があつたのを、慶長八年伊奈忠次が改鑄したるものなるが、其後寶永三年に伊奈忠次の裔の半左衛門忠順が、江戸より飛州に赴くの途上、舊釜の底破壞せるによりし、之を修して又當寺に納めおきしとの旨を記してある。其外には家康所用の椀・茶瓶などあり、或は蛇身鳥牙・子孕石・安產玉・弘法大師御作簾名號・音八敵討の太刀などあれど、素より素生の知れぬもの丶みである、それに今一つは無間の鐘の數片といふものがある。この由來は、曾て此の寺にて一の梵鐘を鑄しに、撞座の傍に朦朧として鐘の形顯はる、是れ則ち玉といふ嫉妬深き婦人より鑄んとて納めたる鏡の鎔化せぬ故である、故に若し之を撞くときは現世に福を受くる事あるも、未來は必ず無間地獄に墮落する因緣あり、故に之を無間鐘といつて遂に毀つて淡ヶ岳に埋め、其の斷片が今も寺の寶物になつてあるのだといふ話。何れも奇怪な話ばかりであるが、こんな話は却て名高いもので、最も人口に膾炙し易いものである、膝栗毛までが、

この寺にむげんの鐘もつきなくし今は晦日にうそつくやらん

など丶洒落れて寺に殘つてゐない事をいつてゐる。而して淡ヶ岳といふのは二里許ある高山で、こ丶に無間山觀音寺といふ寺がある、卽ち鐘を埋めた所の寺で、ヒド

イ所ではあるが、時々參詣人もあるやうだ、太田南畝の改元紀行には、子育觀音より遠眼鏡で見せしむとの事がある。とにかく此話も例の姙婦の語と共に隨分古くから名高い語と見える、併し無論德川の世の生產物には相違あるまい。

中山より日阪まで下り坂二十四町、可なり急坂の所もある、やはり並木路にて、四方山、左右深谷といふ馬脊の如き所を通過するので、山中の模樣いと寂寥である。

日阪は西坂

最後に於て日阪の事を述べて此篇を終へる事にしやうと思ふが、元來此日阪といふ所は、もと西阪で、佐夜中山の西にあるので、此名があるのである。西といふ字が日に訛用せられたのはかなり古い事で、夫木抄參議爲相卿海道宿次百首日阪の下に、

　　名に高き佐野中山あかなくに坂こえやらでかへりみるかな

などある。これより後のものには文明十二年太田道灌の平安紀行に、「日坂といふ山中にて」といふ題の歌詠がある。明應八年飛鳥井雅康の富士歷覽記には、

　　日坂といふ所を夜に入てたと〳〵しくも越侍るとて、
　　日の坂は唯くれぬ間の名なりけり道ふみまかふ佐夜の中山

とあつて、足利時代よりの事である。又之を新坂とも書く事があるが、今は全く日坂

である。往古は此邊を山口といひて、別に宿といふ程もなかつたのである。德川時代よりは五十三驛の一で、これから小夜の中山・大井川と大なるものを前に扣へてをるので、隨分こゝで泊る客も多かつたのである。

此宿は東方を上町といひ、西を下町といふ、坂を下りて橋より西を古宮町といふ。古の驛路は多少異同があつて、下町から南の淸水といふ所を經て、二の曲といふ下へ出たといふ事である、されば橋のある所から東は、もと人家がなかつたのである。此地は元來公領で、支配者も時々變つてゐる、元祿九年の東遊行囊抄には野田三郎左衞門といふ人が支配してゐた事が書いてある。此所は西方掛川へ一里二十九町で、東金谷へ一里三十町の恰度中間にある地で、此驛の田地は、慶長六年の檢地にては、傳馬屋敷分四十一石一升一合で、傳馬役三十六軒の居屋敷四十歩の積で、四石八斗目づゝ給はつたといふ事である。元和二年の改では、三十六軒に尙二十五石二斗、寛永十三年新傳馬人二十四軒を增し六十人となり、其內三十六に居屋敷一軒に百步づゝとなる。寛永二十年に又新傳馬人四十軒を增し、總て百人となり、其時古宮町十六軒も傳馬屋敷となつたのである。以上掛川志稿による。此村も現今は通行人少ないので、大に寂寥を極むるやうになつた。殊に山間の村落なれば、旅行人のある當時は賑も

するならんも、現今の如く、鐵道は金谷から日阪を避けて掛川に通じてゐるのであるから、殆ど此地は不用に屬すといつてよいやうに、なつてゐる。全く德川時代の繁昌の餘勢で生活をつゞけてをるやうな所である。殊に四方山で、掛川に向ふ一面だけ少しく開けかゝつてゐるといふ樣な所であるから、田地も少く、漸次生活にも差支へて、人家も年々に稀少に赴くとの事である、併しさすがに猶少しは古の名殘を止めて、立派な宿屋なども一二軒殘つてをるのである。

此地の名物として有名なる蕨の餅といふものがある、これは佐夜中山の飴の餅のやうな曖昧なものでなくて、隨分古いもので、來往の人々は常に之を賞玩してゐる。天文十三年の宗牧が東國紀行に、

佐夜の山も近し、日坂とかいふ茶屋に休みて跡荷物など待つほど、此山の名物なりとて、蕨もちゐと云ものしすましてて出したり、一年もさ有けんなど、賞翫も一入、只にはいかゞとて、

年たけて又くふべしと思ひきや蕨もちゐも命成りけり、

とあるのが、最も古いやうである。永祿十年紹巴富士見道記にも、商山の古蕨を用ゐとあるは、此事であらう。もとは蕨粉製の餅なりしを、後には葛粉にて製し、蕨餅と稱して人に食はしたやうで、德川時代の第一に、林羅山の丙辰紀行に、

西坂を新坂とも書けり、此所の民わらび餅をうる、往還のもの飢をすくふ故に、いにしへより新坂のわらび餅とて其名あるものなり。或は葛の粉をまじへて蒸餅とし、豆の粉に鹽かけて旅人にすゝむ、人その蕨餅なりと知りて、其葛餅といふ事を知らず。諸越に茯神を買ふて老芋を得たる人もありけるとかや、

婆叫焦兮婦喚烘、停人鄙食在途中、憑誰救西山餓、馬首吹來餅餌風、

といひ、癸未紀行にも、

西坂_{近年以爲葛餅誰曰蕨}

西坂店頭餈餅成、旅人賀得口皮撑、夷齊雖餓飽仁義、須正當時薇葛名、迢遞關山處々吟、既來新坂更登臨、此行不有首陽餓、蕨餅唯當頓急心、

遠遊紀行には、

西坂蕨非首陽薇、往來不分徒救餓、世味莫如餓甘甚、幾人到此失義機、

といひ、湘奏紀行には、

佐夜中山の險路を下て西坂に到す、此驛に蕨餅を家毎に調べて旅人をもてなす、彼西山采薇歌を唱て、なぞらへんとすれは、或人の語りしは、今日は往來の人しげき故に、葛の粉を蕨にまじゆると云へば、采葛の詠も咏ずべきにや、

とある、然し恐く昔から此地は葛粉の名產であるから、恐く蕨粉ばかりで製したのではあるまい。日阪の東南富田村附近には葛根が最多く出來る、他國の蕨粉に似て

居るので必しも、羅山の頃より全く變つたといふ譯ではあるまい。されば蕨餅とはどんなものであるといふに、これは今でも所々に屢見る通りて、葛粉の灰色がかつたものである、羅山の頃は鹽をかけてゐたものと見えて、前に引用した丙辰紀行の文に見ゆる、後には砂糖をかけて食ふやうになつた、とにかく海道の名物で日阪を通過する者は、旅中の疲勞を醫する爲に、必ず食つたものである、例の土御門殿東行說話は、又惡口を叩いて、

新坂につく、さてもきたなき宿哉、小き事行燈の如し、彼の名物と聞ゆる蕨餅あり、此宿の體にては、やはりろくなものは食はすまじと思へども、さすがに初猿の淺ましさ、京に歸りて問ふ人に答へんためと取りよせて味へば、扨こそ案の如く、言語道斷、頗る先日の柏餅に彷彿たり、いやしくも又懲もせずと人のおもはん程、恥かしく、紙に包みそと捨てよと、例の惟光を招きわたすとて、
名にめでゝねぶるはかりぞ蕨餅我こりにきと人に食はすな

とある、そんな汚ないいかゞはしいものではなからう。此書は凡て何でも痛罵する筆法なれば、やはりこれも其類であらう。何れ名物に甘いものなしではあるが、此宿の蕨餅は隨分名高いから、そんなひどいものではあるまい。これも近年作る家は一二軒はあるさうだが、そう毎日出來てはゐない、注文を受けてそれから作るのであ

歴史的に文學的に趣味豊かな土地

る。要するに日阪宿の衰微と共に、名物蕨の餅も全く其形がなくなるやうになつたのである。之を要するに佐夜中山といふ山は、古來東海道の難所の一で又名所である、實に古今集以來の名所である、恰も山の嶺を通過するやうな所であるから、大に趣のある道で、富士も見えるし、大井川の洪積層の平野も一眸の下に見渡される、蜿蜒としてつらなれる並木路は、頗る趣もあり又種々の花木もあつて、四季の眺望もあり、殊に途中には菊川といふ歴史上に著名なる土地があるのみならず、夜泣石といふ何人の仕業か知らぬが、一種奇怪の石が途中にころがつてゐて、之に種々の小說的傳說が附加されて、頗る此地をして有名ならしめたのである。無間鐘などいふものが更に種々のレゼンドを傳へて、又中々面白味がある、これを彼のアービングなどの筆に乘らしめたならば、どんなに面白く書くだらうかと思ふ。吾輩は文學的趣味より觀察する暇がないので、甚だ冷かな歴史的の觀察をしたので、凡て已むを得ず此等を抹殺し了つた。とにかく古今集以來歴史的に考へても、山の名に付て考ても甚だ文學的趣味の豊富な土地である、冀くは文學者が更に堪能な筆を以て、此山に付て書いてもらひたい心地がする。余は唯歴史的地理的から山の古今に付て記述したので、古來よりの山上の變遷或は史人の此山に關する記述或は此山の附

近の事情を書いたのであるが、此山も明治以後東海道鐵道が金谷驛より堀ノ内の方へ迂回するやうになつてからは、もとより此道を通行する旅人もなければ、又わざ〳〵小夜中山の名所を尋ね、歌枕を求めむといふやうな人もないので、いよ〳〵以て淋しくなり、菊川や日阪などは古の繁盛は全く見るべき影もなくなつて居る。日坂驛は昔からあまり美しい宿驛でもなかつたそうであるが、近頃は隨分汚穢である、名物蕨の餅もなくなり、却て中山の水飴が堀ノ内にて發賣されてをる。雨淋風打せられた久延寺と、ごろ〳〵した夜泣石が猶人口に膾炙して、實際實物を尋ぬる人はなくても到る處に頗る有名である。（明治三十五年）

不破關址

美濃は要衝の地

美濃の國は昔から東海・東山・北陸三道の分岐する所で、中仙道よりする者はもとより、東海道を美濃路にとる者、北陸道より東海道に入らんとする者は、必ず此國を經過せねばならぬといふ要衝の地である。されば此國は古來屢〻戰爭の巷となつて、幾多勇武の士が、此處で衝突を起し馳驅交戰刄を交ふるに立至つた事が往々である。といふのは、とかく此地がかゝる要衝な地であるから、勢ひ兩方から來たものが出あひがしらになつて衝突する、加之天然形勢が大に都合よく出來てゐて、川が縱横に流れ、山あり野ありて、大に兵を用うるに適してをるのである。古來此地に行はれた戰爭の例を數へ來れば、容易に數へ盡せぬのであるが、就中著明なものは、慶長

關ケ原役と美濃

五年の關原役であらう。石田三成といふ人は、なか〳〵戰になれた人であるから、近江や京都で德川の軍を防ぐといふやうなマヅイ事はしない、ズット進んで此國まで出ては來たが、何分にもこゝは無比の要衝であつて、丹後の細川や近江の京極が後方に在つて敵であつたのみでなく、若し東海道を進んで行くうちに、中仙道を廻

美濃路と伊勢路の比較

つた敵軍から追撃されては由々しき大事である。かゝる都合で三成は遂に進み得なかつたが、其代りにこゝに全力をつくして防いだので、非常な戰爭となつた。とにかくかゝる要衝の地であるから、中仙・東海兩道の會點として岐阜・大垣の間から、北陸道と京街道の分岐點の關原までは、非常に重要な土地である。元來東西の往來は美濃の不破と伊勢の鈴鹿との邊より外に道はないので、是非共其何れかを通過せねばならぬ。彼の壬申の亂の時にも、不破・鹿太の二道を（鹿太は今の加太、往古の鈴鹿といふは之を指す歟。）塞ぎ又村國連男依や紀臣阿閉磨等が天武帝の命により兵を出して此二道より進んだといふ事がある、是非共此何れかを通らねば畿内に入る事は出來ない。然るに伊勢路をとるよりも、美濃路をとる方が、少しは迂回ではあるが、山も容易で川の煩も少いのである、であるから平安朝の終頃よりは、盜賊の出沒するやうな鈴鹿を通らないで大抵の人は美濃路をとつたのである。鎌倉時代より足利時代に及ぶ間も、鈴鹿路をとつた人もあるが、大抵の人は寧ろ美濃路によつたのである。德川時代は大にやかましくてなるべく不便にして近きを撰んであるので、鈴鹿道が正路となつて東海道の本往還であつた。それでもとかく熱田・桑名の船渡を嫌ふ婦人連は、美濃路をとつたといふ事である。明治の世になつて東海道鐵道はやはり此路によつた、

とにかく鈴鹿と共に東西を連絡する唯一の惡路で、軍事上よりも、交通上よりも頗る肝要な地であるといはねばならぬ。されば今少しく其往還に付ての沿革殊に昔此所へ置かれた關所で有名な不破關に付て述べやうと思ふ。

抑も不破關の名が史上に見ゆるは、弘文天皇の時の壬申亂以後の事であらう、天智帝崩じて吉野にをられた天武帝當時の大海人皇子が、其東宮の時御料地が美濃伊勢にあるにより、東國に據つて近江を襲はんとし、安八郡の官人多臣品治に示して、急に不破の道を塞がしむとの事がある、次で天皇自ら出陣あつて、野上に行宮を興され、和豐に往いて軍事を檢校せられ、直に村國連男依をして數萬の衆を率ゐて此道から近江に攻入つたので、近江の方も專ら此所を防がうとした。とにかく此戰爭は濃・江・勢の間を走る山脈を間に置いて、東から西に攻入らんとする時であるから、鈴鹿と此道とは、何れ劣らぬ道で、近江朝廷の最も憂慮した道なのである、若し官軍が山部王の變心なく、果安の自殺もなかつたならば、此要道から東軍を破り得たかも知れなかつたのである。此の如く實に東西連絡唯一の要路で、關原村から松尾山中今須を經て、柏原に至るまで、一夫關に當れば萬夫も開くなしといふやうな道ではないが、やはり山が兩方から迫つてをる狹谷である、併し山も淺く畠もあつて、

不破關の創置

中古の關所と徳川時代の關所

不破關の廢止

さまで要害の地とも覺えない、全く全體の大勢から考へて、此處が唯一の要路といふべきなのである。一代要記でみると、天武帝は壬申亂のあつた翌年卽ち白鳳元年に不破關を置かれた、全く壬申亂に此道の要路なる事を知られた故であらう。これがそも〳〵の不破關の始で之れから此關所がむやみに有名になつた。此中古の關所なるものは、徳川時代の箱根や碓氷の關の如く、隘路に阨して到底遁げる事の出來ぬやうな所に置いた譯のものでなくて、今少しく大勢に目をつけねばならぬ。戰國時代の城を見て王朝時代の城もこんなものと思ふのは、大なる誤謬である如く、道路の模樣なども、徳川時代の如きコセツキたる世のものとは大に趣きを異にするのである。それ故に關所のある所ならば、皆地勢の嶮要箱根の如くにして、萬夫も一夫に敵する能はざる土地と思ふのは大なる誤で、我々が白河や勿來で驚いたやうに、此不破に於ても、地點其ものがそれほど嶮要を占據しては居ないといふ事を知るべきである。白河は奥州入口を扼した所、不破は東海東山兩道から近江に入る咽喉を扼した所といふ譯で、關所の必要を見るのである。故に都が平安に定まり、逢坂關といふ立派な狹谷上の關所がある上は、此地にはさまで必要を見ぬ事となつて、廢滅に歸するに至つた譯なのである。而して天武帝後、奈良朝の間はとにかくに

三關は時代によりて異る

存在してゐたのであるが、右様の地勢で近江朝廷のある頃は必要の地であらうが、大和に朝廷ある時は、さまでの必要も見ない、天武帝の時に置かれたのは、亂後の必要に應じたのであらう。しかし先づ奈良朝の間は中仙道の入口として、此江・濃の間にこの取締を置かれたのは、軍事上の警戒に外ならなかつたのであらう。昔から三關といふ事がある、これに付ては、源爲憲の口遊に、勢多・鈴鹿・不破等謂之三關、不破在美濃國不破郡と見え、名目抄に三關、會坂、鈴鹿、不破固關之時此三關也とあり、併し奈良朝にては三關といへば、勢多・逢阪を加へずして越前愛發を數ふるものである。逢阪を加へたのは大同年間の末に愛發を廢してから後の事である。元來三關といふ事は、職員令にも見えてあるので、奈良朝前よりの稱に相違ないが、此逢阪關は平安朝になつて必要を認むるに至つた所で、此頃なれば寧ろ愛發を數へなければならぬ。元來此三關の目的は帝王御不豫又は崩御の際謀叛人發覺せし時、其外天下に事あらば之を固むといふ事になつてゐる。此の如く中古の關所は目的に於ても徳川時代の關所とは多少相違があるのである、徳川氏の如くむやみに來往の人にコセツイて調べたりするのでなくして、天下一朝有事の日の爲である。逢阪關の創設も隨分古い事であるが、此關所がある以上は、平安京の當時に不破・鈴鹿は甚しき必要を見ないのであ

る、唯奈良朝の時代は、伊賀を經近江を過ぎて中仙道に入る者、又は北國より中仙道東海道に入る者などの爲に必要であつたらう。併しこれも鈴鹿や愛發ほどの必要は認めない。併し平安朝に入るまでは、確に存在してゐたので、續日本紀天平神護元年三月の條に、

伊勢・美濃・越前者是等守關之國也、宜其關國百姓及餘國有力之人、不可以充王臣資人。

とある、猶同紀天平寶字元年の橘朝臣奈良麻呂反道備兵器謀圍田村宮とある條に、

陸奥將軍大伴古麻呂、今向任所、至美濃關、詐稱病請欲相見一二親情、蒙官聽許、仍卽塞關云々、

とありて、大伴古麻呂が道に變心して反逆人に黨し、却て關を塞ぎたる事や、關司が妄に公用の函を開き見たる事などにて、關所の比較的有益ならぬを知り、殊に平安京の初などは、天下太平にて餘り此等關所などの必要なかりしゆゑか、とにかく延暦八年七月に、

七月甲寅、勅伊勢・美濃・越前等國曰、置關之設、本備非常、今正朔所施、區宇無外、徒設關險、勿用防禦、遂使中外隔絕、既失通利之便、公私往來、每致稽留之苦、無益時務、有切民憂、思革前弊、以

又同紀延暦八年四月の條に、

先是伊勢美濃等關、例上下飛驛函關司必見、至是勅自今以後、不得輙開焉、

適變通、宜其三國之關、一切停廢、所有兵器粮糒運收於國府、自外館舍移建於便郡矣、

と令せられて、三關は全く廢せられた。其理由とする所は、關は唯來往の便を缺くのみにて何等の要なし、今や天下も泰平なり、萬一事あらば將宜に應じて處して可ならんとの趣意より出たのである。これで不破關は全く廢止せられ、關屋の板庇のみが殘つて永く浮名を流したのである。併し平安朝にても從來の慣例により、事ある時は此三故關を固められたるものと見え、日本後紀大同元年三月の條に、

天皇崩云々、遣使固守伊勢・美濃・越前三國故關、

とあり。同弘仁元年九月癸卯の條に、

依太上天皇命、擬遷都於平城云々、丁未緣遷都事、人心騷動、仍遣使鎭固伊勢・近江・美濃三國府並故關、云々、正五位上大野朝臣直雄爲美濃使、

とある。此外文德實錄・三代實錄にも時々見えてゐる、此等を見ても、此地が德川時代の箱根や今切の關所などゝは根本的に趣が違ふ事が分る。類聚三代格などに足柄・白河・菊多剗の事は見ゆるも、此關の事はない、蓋しこゝは故關で、もはや關屋は板庇に月漏る如く荒れ果てゝしまつたのである。かゝる次第であるから、此關の實際に來往の人を取締つてゐたのは、天武帝の時から奈良朝の終までゞ、其命數は甚だ短かく、その以後は唯故關の名を止めたばかり、關屋が月光の漏るゝやうに荒れ果て

廢止後の不破關の有様

て其代りに詩人の材料となるに至つた。蓋し今までやかましく取締つてゐた所が廢せられて、立派な瓦葺の家が變じて、雨月漏る板屋と化するに至つては、何人と雖多少感慨の情を起すは自然の事であらう、まして涙もろき詩人に於てをやだ。

京都より東國に往來するには、此美濃路をとつたものが多かつたやうであるから、此地は卽ち往還の途上て往來の人も今昔の感に堪へ難く顧る人も多くて、所謂征人をして馬を駐めしめ、行客をして襟を潤はしめたものであらう。此等の歌詠を悉く列擧するのは、なか〳〵容易の業ではないが、今一二首を擧げてみんに、千載集に、

霞もる不破の關屋に旅ねして夢をも得こそとをさかりけれ

新古今集に、關路秋風の題にて、

人すまぬ不破の關やの板ひさしあれにしのちは只秋のかぜ

爲家集に、不破時雨の題にて、

あれにけるふはの關やのかみな月時雨はかりのしる名をりけり

などいくらもあるが、多くは不破關とはどんな所といふ事も知らないで、能因流に詠んだ歌も夥多ある、多く月が澄む、漏る、時雨ふる、秋風ふく、關守とゞむなどいふ千

偏一律に過ぎない。とにかく平安朝末には有名な所であつて、更科日記は、唯これは物の興もなくて過ぎたとあるばかりで、何等の詳記もない。恐く此頃はもはや關址ばかりで、板屋庇が昔の名殘をとゞめたのみであらう。鎌倉時代に入つて光行の海道記は伊勢路をとつてゐるが、仁治三年源親行の東關紀行は美濃路で、かしは原と云所をたちて、美濃國岡山にもかゝりぬ、谷川霧の底に音信、山風松の梢に時雨わたりて、日影もみえぬ木の下道、あはれに心ぼそし、こえ果ぬれば不破の關屋なり、萱屋の板庇年經にけりとみゆるにも、後京極攝政殿の荒にしのちはたゞ秋風とよませ給へる歌おもひ出られて此うへは風情もめぐらしがたければ、賤しきことの葉をのこさんも中々に覺えて、爰をば空しくうち過ぎぬ、とあり、此地の旣に寂寥を極め、萱屋の板庇のみ猶殘り、古の形を存じたる趣が見らるゝ。更に十六夜日記には、

ふはの關やのいたびさしは、いまもかはらざりけり、

ひま多きふはの關屋はこの程の時雨も月もいかにもるらん

とあつて、板庇なるもの丶存在を傳へ居る。それより後には、文和二年二條良基の小島の口ずさみに、

ふはの關屋はむかしだにあれにければ、かたのやうなる板びさし、竹のあみどばかりぞ

のこりける、げに秋風もたまるまじう見えたり、

昔だにあれにしふはの關なれば今はさながら名のみ成けり

とあるは、よく南北朝頃の此關屋の有樣を傳へてゐる。太平記の東下りにも、不破の關屋はあれはてゝなほ漏るものは秋の雨のみとある。更に降つて足利時代の飛鳥井雅世の富士紀行には、

不破のせきは苔むして、板びさしもしるしばかりみえ侍りければ、

板びさし久しき名をば猶みせて關の戶とさゝぬふはの中山

とあつて、寂寞の模樣が鎌倉時代より一層甚しかつた事が分る。堯孝法印の覽富士記も同じく、

不破の關すぎ侍りしに、もるとしもなきせきのとぼそ、苔のみふかくて、中々みどころ有、

戶ざしをば、幾世忘れて斯く計り苔のみとづるふはの關やぞ

兼良のふち河の記には、

不破の關屋をみ侍るに、なにとなく昔おぼえて物哀なり、中御門攝政のあれにし後はたゞ秋の風とよみ給し事など思合せられて、

あれはつるふはの關やの板庇久しくも名を留めける哉

關屋の中にちいさきほこらのあるを、里人にたづね侍れは、これなん淨見原をいはひ奉るといふ云々、

とある、蓋し此關所の開始なる天武帝を祀りし宮なりしならん、此等によりて足利

中世の不破關址の模様は察せらるゝ。天文二年の仁和寺僧正尊海のあづまの道の記にも「板庇まばらになれば山風の不破の關もる月ぞさやけき」といふ歌がある。
徳川時代に入つては、もはや天下の往還が鈴鹿道に定められてあるので、此道は一層寂寥を極むるに至つたであらう。貝原の木曾路の記などにも、大關村は不破關の有し所なりといつてをるばかりである。

烏丸光榮の打出の濱の記には

不破の關をとへば、今は其形もなし、民の家の後の方に杉の一本あり此あたりなりとなむいひつたふると語る板びさし、ひさしき世〳〵を隔て來て、あれし關屋のあとだにもなし、

とあるにて大體の模様が分る、又寛文二年池田綱政が丁未旅行記にも、不破の關屋の跡とあるばかりである。更に享和二年の太田南畝が壬戌紀行には、

板橋をわたりて坂を上る、大關村といふ、これ不破の關屋の跡なりといふ、軒端くちたるあばら屋に、うりゐ(賣家)といへる札おしたるは、飛鳥川ならねど、せにかはりゆく宿なるべし、かゝるわびしきやどとうりて、いづくにさすらひゆくらんと思ふに、涙まづ落ちぬ、

とあつて不破關屋も賣家までに零落したといふ氣の毒千萬のやうすも知らるゝのである。膝栗毛は大に冷かして、

ほどなく大關村といふにいたる、左の側に不破の關屋の跡ありときゝて、

いにしへは關の扉も閉にけんこれや鷄卵のふわ〳〵のさと

とやつてゐる、とにかく德川時代には、はや何等の跡もなかつたものと見える。芭蕉の句に、

秋風や藪も畠も不破の關

といふのは、此關屋の板庇も何にもなくなつて、秋風のみ吹通して居る景色を詠んだものであらう。

以上は天武帝創設より德川末に至るまでの不破關の沿革であるが、更に進んで現今の關址の模樣を逑べ且四隣の地理を說いて本篇を終ふる事にしやう。

關ヶ原の地形

東海道鐵道が美濃に入つて、關原停車場に止まる。此關原といふ所は前にも逑べた通り慶長の役を以て著名の所である。これから近江の柏原に至るまでは、伊吹山の山脈が相列つて、一路西北に向つては藤川越が開かれ、西南は山中の山間となつて居る。關原は恰も其入口であつて、四通五達の地である。東は濃尾の大平野に連つて、中仙道はもとより、東海道線の北路線である、南は一路桑名に向つて通じ伊勢に向ふ要路である、北は藤川越を越えて北國に向ふ街路で、西は中仙道がつゞいて近

不破關の位置

關姫明神

江に入つて居る。而して此間は猶西側の山がさまで迫つてはゐないで、其名が示す通りの高低ある一里四方位の原野で、全く慶長の戰場である。不破關は此原野が西方に向つて盡きてをる松尾村といふ所にあつたので、これから藤川を渡つて山中といふ村があり十町許の山間を行けば今須に出る。それから寢物語を經て柏原に着するので、其間は僅に半里位に過ぎない。此の如くで決して嶮要なる地點といふべき所でなく、坂路なども甚だ少ない。關原停車場より凡そ十二三町で松尾村の不破關址に入るので、其途上左方へ五六町入込んだ所に、關姫明神祠がある、これは美濃神名記に不破郡從五位下關姫明神と見え、關比男・關姫と兩祉あるのは、天武・持統を祀つたのであるといふ事である。不破關址は今往還の左側に門構の家があつて門は閉ぢてあるが、其家の裏が卽ち其遺址だと傳へられてをる、もとより王朝時代の關所なれば、箱根のやうに前に水を置き後に山を負ふといふやうな遁げやうとても遁げられないやうな土地ではない。德川時代の考でみれば、こんな所がさうかと怪しむばかりである、併し前に關藤川を帶び地高くして、これから山間に入らうとする所であるから、位置は恐く誤はなからう殊に足利季世まで板屋庇のあつたやうであるから、未だ年代も新しく位置を失ふまではあるまい。其遺址といふ所に

は、數个の石碑が立つて居る、文政五年二月林䩉撰文の美濃國不破故關銘(實は松崎慊堂の撰文のやうで、其後松崎慊堂遺文を見た所が之と同一の文があつた)と、文政三年三月秦鼎撰文の不破關址碑記がある。(此碑文は後に掲げてある)蜀山人の狂歌の碑がある。

大友の王子の王に黜うちてつぶす王子は不破〳〵の關

とある、其他猶二三俳句の碑が立つてをる。而して板屋庇當時の遺物といふものは、何にもないので、板屋の板などは名所保存の爲度々改修したものではあらうが、慶長の戰後恐く其儘になつたものであらう。今は關の古井といふものが當時の遺物だと稱して殘つてゐるばかりである。又其境內よりは屢布目瓦を掘出すといふ事である、今其傍の家に往古關屋を葺いた瓦だとて、巨大の瓦の破片を藏してゐる、厚さ凡そ一寸二三分もあらう、圓瓦の直徑は五寸五分許もあるもので、奈良朝時代に寺院などに用ゐたものと同樣の紋章の菊花の紋である。別に疑を挾む餘地のないものであるが、果して然りとすれば、當時の關屋なるものは、隨分宏大のものであつたに相違ない、兵を蓄へ軍人を置くには、かゝる立派な建物を要したわけであらう。德川時代のやうな唯往來人を見張する所でない證據にもなるであらう。

大關村
小關村

藤川

此松尾村の事を大關村ともいつてゐたので、郡村記に大關は松尾也とある。大關の北十二三町北國街道に關原村の內で、小關村といふのがある。此小關といふのは古い地名で、承久記に、官軍山田二郎重忠なるものが、鎌倉方の伊佐三郎行正と戰つて敗北し、美濃の小關といふ所の高き木に旗を結付てぞ落たりけるとある所で、思ふに大關は中仙道の取締で、小關は北國街道の取締であらう。卽ち此兩街道は關原村で分れるので、分れてから何れへも十一二町ある、その大關村は不破關の所在地であるから、小關村にも恐らく小關所があつて、中仙道同様北國街道をも警戒してゐたものであらう。もとより其關所の址のみならず、小關には關のあつたといふ傳說もないが、其名から考へ地勢から見て、是非しかるべきである。

不破關址の下を流れてゐる藤川は有名なる關の藤川で、水源は近江坂田郡の藤川村に發し、此關の傍を過ぎ、南方石津郡牧田村にて多羅川に合流するのである。此川は昔から不破同様著名であつて、常に歌枕となつてゐる。既に古今集に、

みのゝ國せきの藤河たえずして君につかへん萬代までに

を初め、歷代の勅撰集や諸家集に夥多見えてゐる。二條良基の小島の口すさみに、

關の藤川は其名もなづかしければ、わきてことゝひ侍し、名はこと〳〵しけれど、さしも

なき小川にて、萬世までの流ともわかれず、されど絶えせぬためしはいとたのもしくて、一

さても猶沈まぬ名をやととめましかるゝ淵瀬の關の藤川

何處の名所も此通であるが、關ノ藤川などいへば如何なる所かと思へど、實際來て見れば、良基公の言の通りである。今でも全く此通で、小ぽけな何でもない川である。

清見原宮

又川から二三町下つた所に天武天皇の御社がある清見原宮とも戸佐々宮ともいふ。美濃神名記に、不破郡從五位下關比男明神とある祠で、前に述べた關姫明神に對しての祠である。藤川の記に、關屋の中に小さき祠とあるのは、此社の事で、足利の中世頃はまだ此邊まで廣がつてゐたものに相違あるまい。天武帝が野上の行宮に行幸あつた時、此所へ御祠を建てられたものを、天皇崩御の後、關の長者が天皇の恩を思ひて天皇を祀つたものであらう、源平盛衰記にも此趣を傳へてゐる。藤川を渡り

山中

又少しく上り行くと山中村になる、美濃中山といふのが古歌にあるが、之を混ずる事は出來ない、それは既に細川玄旨法印が老の木曾越に、

美濃の中山又不破の中山などゝこそ侍るに、今所の者の山中とあやまるやと覺ぬとかかれしは、此地不案内なる故のおもひたがひなり、もとより中山と山中とは別所にて、みのゝ中山とよみしは一里ばかり東なる宮代の南宮山なり。

鶯の瀧
常盤墓
大谷吉繼塚
黑血川
今須
寐物語

とあるによりて、十分辨ぜられてある。藤川の記などにも山中の事は見えて居る、此地に鶯の瀧といふのがある、小川が流れて瀑になつて落ちてゐるので、此邊を鶯ヶ原といふから此名がある。鶯原といふのは、堯孝の覽富士記や、道灌の平安紀行に見えて居る。又此村の人家の後に常磐墓といふものがあるが、これは何だかあてにならない、隨分古い墓のやうではあるが、證據になる書物が織田眞紀などいふ書物であるから、中々怪しい。慶長五年の役に石田三成に與して戰死した大谷吉繼の塚は山の上にある。村の北を流るゝ黑血川といふがある、これは度々の古戰場で有名である、壬申亂にもこゝが戰場であつたので、其黑血川といふ由來は、此時の戰激烈で、川が黑血に染みたる故といふがいかゞにや。延元三年正月北畠顯家、奥州より鎌倉を經て上京の途次、高師泰・土岐賴遠の軍と、垂井・赤坂の邊に戰ひ、黑地川に敗れたりといふ所である。太平記・南方紀傳・武雄社文書などに見えてゐる。この川も小さい事夥しい、藤川より甚しい、此等は實際の地理を見ると驚き入るのみで、歴史は机上の空論のあてにならぬ事が分る。これから半里許山間を行くと今須村になる、此邊猶山谷狹くて要路である、藤川の記には、伊增峠は一夫關にあたれば萬夫すぎがたき所といつてをるがそれほどの所でもない。更に五六町で寐物語といふ所がある、名が面

白いからどんな所だらうと思ふと、これも格別な所でない、唯江濃兩國の界の長久寺といふ小村の人が兩國より近く作りならべ、其間に小溝を一つ隔て、國を隔ての寐物がたりをする故、此長久寺の村を寐物語といふのである、藤川の記には、たけくらべと見ゆ、二國の山長競をなす故といふ事である、併し吉田氏の地名辭書には玉倉部邑の訛かといはれたが、或はさうであらう。寢物語といふ名の古く見えてゐるのは、道灌の平安紀行で、寢物語といふ所にてとあつて、

ひとり行旅ならなくに秋の夜のねものがたりも忍ぶばかりに

とあるから、足利時代以來の古い名と見える。烏丸光榮の打出の濱の記には八尺ばかりの標ありて、江濃兩國之堺寐物語としるせり云々とあれど、これは其後いかになりしやを知らず、此村の西の入口に山坂あり、これを車返といふ、此名に付ても種々の傳說がある、其南方を和蹔野といひて、日本書紀及萬葉集時代以來の名所である。

和蹔野

まづ不破の關の今昔は以上述べたやうであるが、何しろ奈良朝時代には宏大なる立派な建物で軍兵等も屯營してなか〳〵盛大なものであつたに相違あるまいが、延曆の廢關後は見るかげもない板庇が殘つて、此關の遺趾を示したものであつ

たらう、それが爲に此處を通過する夥多血あり涙ある詩人が、この見るかげもない姿を見て、之を文字に訴へ、はからずも不破の關は其名破れずとありながら屋根は破れ庇は壞れて、月もる雨もるといふ哀れはかなき名を流すに至つた。然るに此板庇は意外にも足利時代の季頃まで殘つてゐて、來往の人が其遺址を弔つてゐたやうに見える。然るに德川時代以後は此板庇もなくなつて、貸家札も立てられたといふ始末になつたのである。併し之を歷史に照してみれば、千三四百年の昔には夥多の軍兵が屯營してゐたやうであるから、威儀堂々非常に盛なものであつたのであらう、今や弔ふ板庇もなければ、まして當時の家もなく、たゞいと恠しげな門扉の絕えず閉ざされたる家があるので、此庭が昔の遺物でござると土人の說くを聞くばかりである。此地方は到る處名所古跡も多く、關ヶ原は慶長役の遺跡で、家康の陣營だの首實檢場などいふものがある。其他戰爭の實況など調べても中々趣味が多い、又關原の東方野上・垂井の方面に向つて諸種の名所古跡がある、板屋庇がなくとも、不破關址を叩いて今昔の感を起すのも亦隨分趣味津々たるものである。(明治三十五年)

桑名七里渡

徳川時代の東海道に、最も船嫌の旅人を惱ました長距離の船渡がある。新井今切の渡も可なり長くはあるが、更に數倍でしかも純粹の海上を行くのである、平穩な時は景色もよくてよからうが、荒れた時は一通ならぬ困難で、迷惑千萬の所である。それはどこかといふに、卽ち尾張と伊勢との間て、熱田より桑名に渡る間である。何の故に此間を船で渡つたかといふに、試に關西鐵道に乘つて名古屋から伊勢路に入る者にはよく合點が出來るであらう、恰も木曾川の下流が幾條にも分れ、長島のデルタを中心にして兩方とも中々川幅が廣くて、橋などは架けられないので、やはり船渡であるから、何度も上りたり下つたりて、洪水の時などの困難は名狀し難い程である。それで或者はズット上流へ出て渡つたものがあるが、これは甚しい迂回であるので、寧ろ熱田から船に乘つて桑名へ一直線に往けば、頗る便利で驛馬傳馬の困難も少ないのである。故に當時の公道は宮の濱（熱田）から乘船して、桑名の川口に着するので、海上凡そ七里、大抵一晩足らずで渡つてゐた。何様二十時間近くも窮

渡船にせる理由

徳川時代の公道

屈な思をして搖られるのであるから、船嫌の婦人などば、往々津島渡はもとより、美濃路までへも迂回した者があるといふ事である。今少しく此熱田より桑名に入る間、海陸兩路の今昔を語つてみやう。

此渡は一に間遠渡とも、桑名七里渡ともいつて、木曾川を避けて此渡を渡つた起源は甚だ古いやうである。上古此處はいかゞであつたかに付ては、記錄が缺乏して分らない。併し平安朝初期の紀行文と思はれる伊勢物語に、

むかし男ありけり、京にありわびて、あづまにいきけるに、伊勢をはりのあひの海つらをゆくに、浪のいと白くたつを見て、

とある、此伊勢語のあひの海といふは、此渡のやうに見える。桑名はもと延喜式に見ゆる榎撫驛で、古い土地である、日本後紀延曆廿四年十一月の條に、伊豆國掾山田宿禰豐濱といへる人が、使を奉じて京に入る途中、伊勢國榎撫・朝明の間一村に湯を求めたといふ事がある。此等を以て見ても奈良朝の頃はもとよりであらうが、平安朝になつても伊勢路をとつた者が多くて、寧ろ正路としてゐたやうに見える。而して其朝明といふのは榎撫を距る僅に一里許であらう、普通の十里驛の規定に背いて居るので、設置の必要がないやうである。思ふに此地は既に榎撫は江の津の轉であ

らうから、桑名以東は古くから水路をとつたので、此驛をわざ〳〵置かれたものであらう。既に水路をとつたといふ證據は、日本後紀弘仁三年五月の條に、

伊勢國言、今自桑名郡榎撫驛、達尾張國、既是水路、而從置傳馬、久成民勞、伏請一從停止、永息煩勞許之、

とある。これで平安朝時代は、驛路としては水路をとつたのであるといふ事は動かすべからずである。もとより今とは多少地勢の變遷もあらんが、其後平安朝末頃のものには見ゆる所もなく、更科日記の如きは美濃路をとつてをるので分らず。貞應二年の源光行の海道記には、市腋といへる所で宿泊し、津島の渡を渡つて尾張に出てをる。市腋といふのは愚見では、尾張の海西郡の市江の事であらうと思ふ。恰も津島の南一里許で、所謂後の佐屋廻をしたものであらう、市江は昔此附近の七村を併せて市江庄といつてゐた所で、尾張志によれば、舊は市腋とも書いてゐたといふ事である。海道記を見れば「前を見おろせば海さし入て」とあり、何れ此邊は川幅が廣くなつてをるから、海のやうに見えたのであらうが、とにかく今のやうに海まで三四里もあるやうな事はなく、今より餘程海に近かつた事は必定であらう。且當時市腋は伊勢なりしにかゝはらず、今は尾張に屬して居る事を見れば、川の流域も多少の

平安朝時代も水路に據れり

變動があるやうである。とにかく之で以てみれば、此頃は重に海路をとらずして、川渡で尾張へ出たものと見える。其後の東西往復は多く美濃路によつたやうであるから、明には知れないが、足利中世となつて、大永中の宗長手記には、伊勢・尾張のあはひの舟渡り、何似齋送りの人に舟をとゞめて申送り侍る「靜なる浪のあはひの海づらをかへりみる〳〵行空ぞなき」とあつて、熱田より桑名に渡つたものらしい。而して此記には、又別に津島の方面へ廻つたときは、鈴鹿へは出ないで、八風峠の嶮を踰えて近江の山上へ出てゐる。此等を以てみれば、桑名より熱田へ渡るは、頗る自然の路といふべく、歩く世話も入らぬといふ所で、多く此道をとつた者であらう。天文十三年の宗牧の東國紀行にも、七里の船渡の事がある、それで船を嫌ふ人等は美濃路へ迂回し、然らざる人は此海路を行つたので、津島の渡なぞは、臨時風波激しくして航行出來ぬ時、津島から迂回して渡を渡つたものと見える。

德川時代となつてからは、もとより此船路が正路であるから、大抵の者は此道を通つたので、船に強い人には景色もよくて、遙に西南の方には朝熊山や二見浦・鳥羽港を眺め、東には知多の岬から參河の浦々までをも見るので、喜んで往つたもののやうである。併し海の荒き時はやはり佐屋街道といつて、熱田の町端の古渡村から

渡海の有様

岩塚に出て、神守を經て佐屋に出で、それから木曾川を下つて桑名へ出るのである。「若しくは神守から分れて津島神社へ詣でゝ、それから木曾川を下る事もある、佐屋へ行くより、津島と行きたる方、桑名に行くには早い、そは津島へは陸地半里近く、船路は半里遠きも、下り舟なれば却て早しとの事である。今此等を順次の紀行文に照して證しやう。

まづ丙辰紀行には、七里の渡とあつて陸路の事は見えない。烏丸光廣のあづま路の記には、詳しく此舟渡の狀況を述べてある。桑名城の模樣を說いて其次に、前夜風惡しくして船出でずとの事あり、

廿一日辰刻船に乘る、風はかたほにうけて、ひらきなり、桑名より熱田の東すこし北により見ゆ、是ぞ此伊勢・尾張のあはひの海つら也とみるになづかし、いづこか海上より見ゆるとゝへば、北にありて信濃の駒がたけなれど、雲かゝりて見えずと云、よく天氣の晴ぬれば富士も見ゆるとなむ、沖中にちいさき舟の見ゆるは、海人の釣するならんかし、うけなははる〳〵と引たへて、こなたかなたさまようも魚のなければにや、心ひとつを定めかねたりと思ひやる、

　戀しくはいとゝ過ゆくいにしへのしたふこゝろにかへる波かな

ひつしさかる程に熱田に着す、日いまだたかけれど、宮めぐりなどせむとて云々、

とあり、之を以てみれば、其時間は辰刻に來つて未刻過に着するので、まづ六時間餘

でついたと見える。これは隨分早い方であらう。舟中の景絶佳なる事は、更に光廣の寛永十二年春の曙記に見ゆる、

舟よそひたてられて、やがてめしうつりぬ、伊勢・尾張のあはひの海つらほの〴〵とかすめる月のえんなるに、浪は所々しろくたちて、かこのよび聲もいかめしく、舟くらべしてうたふ、月も入かたちかくなれば、人をしづめて、はる〴〵と過にしかたの人やあらぬ浪はむかしの伊勢の海つらかゝる程に鐘の聲浪の枕にひゝきぬれば、

舟中歌枕一聲近、知是熱田宮裡鐘、

舟はつきぬ、

とある。承應三年の東海道名所記には、繪まで書いてある、此著者の通つた時は引汐て、船の進行甚だ遲くて、船中の者皆大に草臥れたといふとがある。又文化四年虛芝子の旅の命毛には、頗る詳に此船渡の模樣を述べてある、

明ぼのゝ頃に船をいだす、(中略)船よそひこと〴〵しうて、居ぐらに太鼓うちて、ろあしを揃ふ聲よくはらしとりくかうていの臣下かてきなどうたひ出たる、いとめずらしうきこゆ、船長はおもたゞしきものゝふなり、こは尾張どのより給はりしみふねなれは、よろづいとおもたゞしけれどかしましさに心もおちゐず、たゞ長閑にて、このけしき見ばやとぞ思ふ、大ふねも小ふねもあまたつゞきてぞ漕ぐ、こなたは津島のわたり、遠くては伊勢の海なるらん、ふかき心をみなつくしあまた立てるが、遙に遠山のまゆずみか何ぞと

まで霧のまよひにあらはれ出たる、また類ふべきものあらず、(中略)一里ばかりはしりたらんと思ふかころ、こち風むかひに吹て、船さかひて行かず、小舟に乗かゆべしと立騷ぐほどの、かしましさ思ひやるべし、われにもあらで移りのるに、よろづ見所もなく、せばき小舟にちいさき帆をあげて、横さまに風をうけてさしあげたれば、船はかろし風よくなりぬ、たゞはしりにはしる船子ども、よろぼひつゝ、うたひはらしてやがて桑名に着きぬ、午の時にぞ有ける、

佐屋廻りの有様

とあつて、渡船の狀態が髣髴として見ゆるが如く書かてれゐる、これも時間は六時間位で渡つてゐるやうである。かく六時間も費すのに、便所の設などがなかつたと見え、膝栗毛には此船中での頗る附の滑稽話が見える、思ふに婦人などは少なからぬ困難をした事であらう。

此の如く大抵の者は、熱田・桑名間の此航海をしてゐたのであるが、船嫌の者又は風波高き時などは、佐尾廻りとて津島又は佐屋へ出たものが多かつたのであるから、此方も序に述べておかう。天和三年の東海道記に、

ゆきゝの人、あつた桑名につどひて、風はげしきときは、このさやにまはりてかよふ云々

とありて更に津島よりの舟中の狀況など述べてゐる。土御門殿東行說話には、海上の般渡を恐れて桑名より佐屋へ遡つた事を書いて居る、其所に、

偖船出せば十六人の水主かん取鳴板を踏轟かし、櫓拍子を踏む音とん〳〵とんといふを地拍子とり、やつたりとつたりといふ詞を本文とし、其外は色々頓作を雑へたり、抑も此佐屋と申すは入海の桑名より又入込みたる流にて、江上三里計もありとなん、左右皆堤にして、若し風などよからぬ時は堤に上り傳ひゆけばられひなし、人皆是を頼みて今は道行の旅人上下をいとはず大概此佐屋を行くとなり、我は性質の臆病殊に水災を恐るべき封爻の運に逢へば、猶しも忌みて此船路を行くなり、(下略)

更に次の如き一音の狂歌ありて、其次に、

天も水もひる〳〵廻る佐屋廻り飯はくはなで酔は海原

舟着きたれば屋形よりぬつと此身を拔き出し、直に佐屋にぞ泊りける、同じ驛路と云ながら、本海道にくらぶれば、此あたり物ごとかいたる風情、たとへば本海道は緞子繻子爰は紗綾とも云ひつべし、しかはあれど人の質朴は、仁にも近かるべくぞ見え侍る、神守へ廿七町といへども甚近く、船中の醉もはや醒めて腹もとぼしく覺えたれば、驛に着くや否や、辨當を開き、此邊何ぞあるかと問へども、何もなし、ひだるい時に味ないものなし、辨當の內を空しうして立つ、此本陣が名は猪飼文左衛門といへり云々、

とあつて、佐屋廻りの模様は頗る明である。其本街道の賑さに及ばぬ事、殊に萬事不自由なる事などは、此を見て明であるから、此の如き不便なる所であるから、大抵の船嫌も此間遠渡の近路によつたのである。故に徳川時代の紀行文をみても、津島詣でにわざ〳〵赴いた者か、津島から下つて居るが、其他は餘程の船嫌か、但しは海上の荒

れた時などの外は、大抵間遠渡を渡つて、此佐屋廻りをしてゐる人は少ないやうである。

熱田の渡船場

以上の紀行類によつて、略ぼ當時の船渡の實況が分るが、元來宮の濱は古より滄桑の變が多い處で、信長が桶狭間の戰に、熱田源大夫の祠（今の上知加の祉）から望んだとあるが、その邊は當時はなほ海濱であつたものであるが、今では既に四五町も入込むで居る。加之德川末には五十三驛にも屈指の驛となつたにも拘らず、明暦年中の東海道の道中記には、みや宿惡しなどいへり、蓋し其後町の築出をもなし、土地も增加し、家も多くなり、漸次盛大となつたものであらう。宮の濱は海岸から深く入込んで、まづ和船往來の世には立派な港であらう。海岸の渡船場には、尾張侯の監船所があつて、宮の濱鳥居と高櫓の神燈は實に渡船者の目標であつた。

桑名の渡船場

桑名の方も之と略ぼ同様で、濱鳥居に高櫓神燈及び桑名城主の監船所など同樣であるが、もと〳〵桑名は海岸にあるのでなくて、木曾川を遡つて凡そ二十町許も上手に其市街もあり、從て出船場も其處にあるのである。其渡口の所を川口といつて、目標の濱鳥居がある。幅廣き木曾川が洋々漲り、岸の楊柳が青々と茂り、頗る好景色である。今猶古のまゝの旅宿などが殘つて、古めかしき板看板何々屋と注せられてあるものも、頗る趣があ

る。

渡に關する精細なる取締などは、未だ調査する暇がなかつたので、十分明にする事が出來ぬが、德川實紀に、寶暦十二年七月の令として、熱田から四日市に渡る者ある時は、豫め桑名驛に告知せしむるとの事がある。之によれば、東海道の旅行者は成るべく便利をとつて、直接に四日市に出た者も隨分多かつたと見える。蓋し桑名は前にも述べた如く、木曾川を少し遡らねばならぬので、少しく迂回の傾があるのである。四日市へ一直線に出づれば、陸路の苦難も避けられ、時間も早く、非常に便利なのである併し德川氏はこれでは取締は出來ぬと思つたと見え、安水五年十二月には、往々桑名へ報告を怠る者あるにより、自今此渡を嚴禁すと命令した、爲に此道をとつて交通した紀行文などは、今更に殘つてゐない、其後は成るべく陸行者の便を計つたと見え、文政八年十月に、四日市・桑名兩驛間安永村に茶店を設けて、旅人の休憩に便ならしめたといふ事がある。更に幕末弘化元年に此邊一帶の渡法が出て、大に取締を嚴重にした。まづ佐屋川に船番所を置き、船は四十六艘に水手八十二人、小越船十艘と定め、大衆通行の日は津島村・北方村の助船を出して之を渡し、小越船を以て通常旅人を渡すべしと令ぜられた。桑名に於ては、船役に從事する者一日に二

佐屋船番所

十人、船四十八艘、船主二十五人、水手百三十二人にて、大衆通行の日は熱田・佐屋より船を借る、熱田は七十五艘時々增減あり、大衆通行の日は尾州侯及桑名侯より船を借るといふ事に定められた。まづこれにて大體此船渡の德川時代にいかに取締まられてゐたかを知る事が出來る。猶其詳細は異日此地方の古記錄を親しく調査した上にて述ぶる事にしよう。

之を要するに、桑名・熱田間七里渡といふのは古來より開けてゐた往還で、苟くも伊勢・尾張を經て東海道へ出る人は、木曾川といふ大川の下流は何分渡りにくいので、多くは此七里渡をなし、又往々上流の佐屋へ廻つた者もあるのである。此渡は平安朝時代から既に行はれてゐたので、其後德川時代には、東海道を往く者の普通往還となつてゐた。今こそ關西鐵道も出來、汽船も往復してゐるから、此間を暢氣な和船で往くのは、まづ荷物船ばかりであらう。濱鳥居が立ち、乘船場は古のまゝにあるが、今ではかゝる所を見る人さへもない。伊勢・尾張のあはひ、白浪立つのを見る人もなく、桑名の城を遠望して着船を喜ぶ客もない。城は既に破壞せられて、其跡は古濠に古松數株と紡績會社があるばかりで、封建時代の遺物は何等のものも止めぬ。梁川星巖の、

遠水無波日已沈、萬檣矗々立如松、靑樓翡翠多年夢、白露蒹葭此夕心、斷續弄風江叟笛、丁東搗月女郎礁、聲々未肯無情思、來話篷窓半夜吟、

などいへる趣は、桑名に於て今や到底發見せられべうもない。併し、桑名の市内はさすがに五十三驛中の要所であつた爲と木曾美濃の木材は舟筏となつて木曾川を下り、悉く桑名に回漕されるので、猶繁盛を極めて、町も中々廣い。古來よりの名産燒蛤などは今はないが、時雨蛤と白魚とは、特有の物産で、到る處に喝采せられてゐるものである。（明治三十五年）

關　附　鈴鹿關趾　關の地藏

關といふのは伊勢の國の關で、鈴鹿があつたから起つた名の關である、今爰に鈴鹿關の沿革のみに付て述べやうと思つたが、未だ調査が十分でないので、暫くお預りとして、まづ關驛の今昔、附鈴鹿關趾といふやうにして、少しく物語つてみやうと思ふ。

關といふのは、關西鐵道の一驛で、名古屋から大阪の方へ向つて行けば、津・山田行の汽車と分れるのが龜山驛で、其次が關である。こゝは停車時間は甚だ僅であるが、地の名産關の戸といふ菓子を賣りにくるので、決して忘れる事のない所である。停車場は野の間にあるが、それから眞北へ凡そ五六町行くとすぐ町になる。此地は往古は鈴鹿關をおかれた所で、江戸時代には五十三驛の一であつたから、今でも可なり賑つておる、殊に此地に有名の關地藏があるので、其御利益は町全體に及んでゐるやうである。

まづ此地全體の地勢から說いて、何故に往古此に關所を置かれたかといふ事か

ら叙べて行かう。抑も此地は今でも四道の會點で古から實に要衝の地である。卽ち伊賀の方から來る加太越、近江の方から來る鈴鹿越—東海道の四日市・龜山を經て來る道、參宮道の津に出づる道といふ四道は皆此所で集つてゐる。卽ち東海道又は參宮道から近畿に入らうといふ鈴鹿・加太兩道の咽喉である。此兩道は共に鈴鹿川の流に沿ふた道で、川の一源は加太越・大岡寺峠の間から發し、他の一は鈴鹿越の坂下村字三子山から源を發して、關町の西方で相會して河藝・三重兩郡の間に入るのである。されば關町は川の會合點であると共に、川に沿ふて作つた路の會點となり、南北の三面よりは鈴鹿山や錫杖岳などいふ山が迫つて居つて、此邊一帶を關谷ともいひ、加太の方から漸々に隘谷が廣くなつて關驛の所で漸く山と山との間が七八町の距離に開いて平地になつた所であるから、頗る重要な地なのである。

それから鈴鹿山といふのは、此邊一帶を擁塞してゐる山の惣名であるが、上古の鈴鹿山道といふのは、今の加太山の方である。彼の壬申亂の時に、天武紀に「自伊賀積殖山口、越大山、至伊勢鈴鹿、發五百軍士、塞鈴鹿山道」とあるのは卽ち加太山の道で、今の鈴鹿峠の道とは違ふ。又萬葉集の「須受我彌乃波由馬宇馬夜」といふのも同樣であらう。然るに平安京の時に、東海・東山兩道は近江國草津から分れて關に達するやう

になつてゐたのであるが、其鈴鹿を越ゆるのは柘植・加太を經たのか、はた又後の土山より坂下村を經たのかは分らぬ、併し三代實錄光孝帝仁和二年六月廿一日の條に、「伊勢齋内親王應取近江國新道入於太神宮、仍下伊勢國知、又停伊賀國舊路頓宮下伊賀國知」とあり、此頃に後の鈴鹿峠が出來たものらしいが、これではまだ何れであるかは分らぬ、鎌倉時代には既に確にあるから、恐く平安朝の頃から此道は出來てゐたもので、彼の今昔物語の鬼の話などあるは、全く此方であつて、其頃は未だ此道はいゝ道ではなかつたのであらう。

何れの道にしろ、關は其衝點である、往古鈴鹿關を置かれたのは、此所であらう、鈴鹿關は愛發・不破又は逢坂・不破と共に三關と稱せられて、古來著名の關所で、奈良朝より平安朝にかけ、加太を山隘として此に關所があつたのである。既に不破關趾の所に詳しく述べて置いた通り、時々の沿革あり、又平安朝には殆ど廢せられて、不破の關と同樣に、「振すてゝ誰かは越むすゝが山關屋は夜半の月ももりけり」といふ姿になつたのである。そこで其關屋のあつた地點はどこであるかといふ事になるが、それは今どうも確かでない、參宮名所圖會に、

鈴鹿關は、古來九度其所を換らる、凡崇神帝以來、東海道往來は伊賀路に由る云々

關屋の所在地點

とある。又關地藏堂を九關山といふのによつても、九度沿革ありしことは、事實であるといふが、實際そんなに此地の地勢として、通路の變還はないので、今の坂下道と加太道の兩者以外に通路は決して變らない、又關町のある地點も廣い原野でなくして、山隘の地であるから、そんなに通路の變ずる事はないのである、從て九回も關所をかへたなどはどうもあるべき事とは思はれぬ。恐らく地藏堂の九關といふのと、關所移轉九回といふのとはおのづから別物であらう、恐らく後人の附會と思はれる、尤も二三度の移轉は無論あつたものであらう。不破關の所にも述べて置いた通り、奈良朝頃の關所は江戸時代のものとは、全く趣を異にして、單に旅人の取締をするのみでなくて、天下一朝有事の日の爲であるから、決して地點を加太村邊の如き狹い土地に、求むべきでない。やはり奈良朝時代の關所は、今の關所にあつたに相違なからう。既に日本紀略、光仁天皇天應元年五月十六日の條に「鈴鹿關城門並守屋等鳥、始十四日至十二日自響不止、如以木衝之」とあつて、其規模の宏大なるものであつた事は知れる。されば今關町に付て考ふるに、和名抄に鈴鹿郡驛家郷といふは此地にて、延喜式の鈴鹿驛馬二十疋とある鈴鹿驛も此地である、今町の南、鈴鹿川の南岸に古厩といふ字がある、こゝが古の驛亭の址である事は確である。こゝには式内

の片山・大井の兩社もあつて、萬葉集の都追美井といふも此所にある。此の邊は恰も參宮道と東海道との分岐點で、當時は最も繁昌した所であらう。それから今の關町の南、恰も停車場のある邊の字に、關臺・關宿といふ字がある、之に因て考ふるに、往時加太越の頃、關町は、今の鐵道線路の邊にあつて、古廐などの邊が最も重なる人家のあつた所であらう。自然關所も恐らく今の停車場の邊にあつたのであらう。確に地點を指す事は出來ないが、まづこのあたりと思へば、ヒドイ誤はないやうである。古人の紀行文などを見ると、色々の說があるが、余はどうしても此邊であつたらうと信ずるのである。坂下の新道が出來、加太道が公道でないやうになつてから、關の町は漸次西北に擴がつたものであらう。今關町は東の入口を字木崎といひ、中央を中町といひて、西の入口を新所といふ、而して木崎が最も古いので中町之に次ぎ、新所は最も新しいのである、之を以ても此町の變遷が知れるであらう。併し新所はもと新城の義で、天正中に關氏十八世盛信が龜山の支砦を築いた城である、今猶城址が殘つてゐる。されば關の町は古廐から木崎・中町・新所と廣がつたのである、彼の、聖武帝が天平十三年十月、伊勢に幸して鈴鹿郡赤坂頓宮に至らるといふのは、木崎の北方四五町の山麓で字内山といふ所にある。此等も木崎の地の古い事を證するので

ある。木崎の後の山にも昔城があつたので、三日城といふ。伊勢平氏の籠りたる古跡であらうといふ事であるが、新城よりは遙に土地が古いのである。何れの點より見るも、關町は古厩から開けて、漸次西北に及んだといふ事は、確かなやうに思はれる。而して鈴鹿關のあつたのは重に奈良朝の頃であるから關所にはさう變遷のあらう筈はないのである。

これは上古の關で、鎌倉時代には所謂平資盛の後といふ平氏が此に居たといふ事であるが、資盛の後といふは頗る怪むべき事である。平家物語に關出羽守とある人の後であらう。吾妻鏡及び平家物語に三日平氏とあるは、此所に居りし平氏で、木崎の三日城に居つたのである。後室町時代には、天正中に龜山城主關安藝守盛信が、關町の西に城を築いて、龜山の支砦として、之を新城といつた。彼の宗長手記を見ると、關何似齋といふ人の別館といふ事があつて、宗長が大に厚遇せられて居る、これがこの新城のやうである。とにかく室町時代の頃は、關氏の所領であつたに相違ない。江戸時代には鈴鹿峠が東海道の公の往還となつて、坂ノ下驛も新に出來て、此町も五十三驛の一で、古からの由緒もある所であるから、大に賑つたものと見える。關氏は世々龜山が本據であつたのが、江戸時代には元和中關長門守一政が伯州に改

易せられ、龜山城は松平下總守淸匡の領する所となり、それから屢〻變更して、延享中石川主殿頭總慶に至り、遂に明治に及んだので、其間此地は龜山の所領となつてゐたやうだ。さすがに四道の要衝地であるから、繁昌は却て龜山に增し、殊に鈴鹿の下には坂ノ下があれども、新設の地で寒村であるから、鈴鹿峠を出入する人は多く此地に宿泊したやうである。當時の本陣であつた川北伊東などいふものも、今は宿屋もやめてをるが隨分立派なものであつたに相違ない。また地藏堂前の會津屋などいふは、舊幕代からのものである。猶中下以後の詳細なる事は、稿を改めて鈴鹿の古道を記する時に述ぶる事にしやう。

地藏堂

爰に此地に付て一ツ述べなければならぬものがある、關の地藏堂といへば古から有名なもので、昔から歌にまで謠はれてゐる「關の地藏にふり袖着せて奈良の大佛聟にとる」などゝ妙な所にまで引合ひに出される。又此關が繁昌するも此地藏様の御かげであるから、少しく述べておかう。

此堂は號を九關山といひ、寶藏寺と稱して、地藏堂とも地藏院ともいふ。宗旨は眞言宗で仁和寺の末寺である、昔は天台宗であつたのを、中古眞言に改めたといふ事である。本尊はもとより地藏尊で、長さ三尺六寸の座像である。緣起によれば聖武天

皇天平十三年、海内に痘瘡が流行して、人民が大に苦んだので、帝が行基に命じ病難を援はしめられた、そこで行基が此地藏像を自ら彫刻して、病惱除滅の加持をしたのが其由來だといふ事である。其地藏尊の像を、光孝帝の天長年中に、僧應宣なる者が、佛德に感じて鈴鹿屋の側に一堂を建立して安置したのである、又行基の開基だといふ說もある。中世屢洪水があつて山岳崩壞し、地藏堂もおしつぶされ、九ヶ所へ移轉したといふ事で、九關山といふたそうだ、成程寺が移轉はしたかもそれは知らないが、これを關所へもつてくるのは、少々附會の說といはなければならない。その外緣起にはまだ有難い話が澤山あるが、それは略して、其後は如何に沿革したかといふに、何でも元應年中に地藏堂は炎燒して、其の時に尊像が火滅した。文明四年に再び尊像を彫し、本堂も建てゝ紫野大德寺眞珠庵の一休和尙が開眼の導師となつたといふ事で、ある。して現今の堂宇は元祿九年の再建で、將軍綱吉の比桂昌院夫人の歸依にて、護持院僧正の願によつて出來たとの事である。今ある本堂は、東向で縱七間橫五間の瓦葺で、芥舟の題額がかゝつてゐる。堂內には平常帷幕を引いてあるので、寶壇など明かに見えないが、開帳を願へばやつてくれるのである。岩佐又兵衛の回國記といふ書に、地藏の事を書いて、「關の地藏はふりたる堂の中に、大の地藏の

おはします、相好尊く見えけれど、紫磨黄金の肌もよごれ、御衣の袖のいろわかず」などゝある、本堂の左側には愛染明王の堂がある、これは随分古いものらしい、室町時代の建築と思はれる。或は地藏本堂が暫くなかつた間は、此堂内に地藏尊は居られたものと見える。又昔本堂の右側に蝦夷櫻と稱する一本の櫻樹が有つて、明暦の頃までは盛に咲いてゐたやうであるが、今は形跡も存してをらぬ。數十年前までは朽木のまゝ存在してゐたといふ事であるが、今は全く何にもない。此櫻は昔蝦夷人が杖にして來た櫻を此處にさし置いたのが、根ができたのであるとも、又は西行法師が東行の時、携へてゐた杖を植ゑたのだともいふが、到底當になつた話ではない。新後選集定家の歌に、

えこそ過ぎぬこれや鈴鹿の關ならんふりすてがたき花のかげかは

とある花はこれぞ、蝦夷といふは「えこそ過ぎぬ」といふえこその略なりといふ。何れも餘り感心のできぬ說ではあるが、まづ「えこそ」說が比較的一番近いやうである。此等の外此地には琴橋といふあり、往古此地の橋板にて和琴を造りしに、甚めでたきもので、代々の寶物となつたといふ事で、彼の江次第に「和琴鈴鹿、累代帝王渡物也」とあるのが是である。其古跡は、坂下村一瀨の辨天橋とも、又關町の南なる田間の桐木

琴橋

の字ある所ともいふ、各其地勝手に理窟がついてゐるが、まづどちらかといへば、關の方が近いであらう。又新所の北方に觀音山あり、上に登れば遙に內海を望んで頗る絕景である。嘉永中關所の人某が此山に白衣大士の石體三十三軀を安じたといふ事で山の名はそれから來たので、今字觀音冲といへる地點が卽ちそれであらう。

（明治三十六年）

愛發關址

大和より北國への通路

愛發山

愛發は近江・越前の國の境にあつて、鈴鹿・不破と共に奈良時代の所謂三關のあつた所である。鈴鹿・不破二關の事に付ては、既に概略ながら述べたので、今度は愛發關に及んでみやうと思ふ。

抑も奈良朝の三關と、平安朝の三關とに異同があつて、平安朝には愛發の代りに逢阪を數へることは曾つて述べて置いた通りである。故に奈良朝の時代には、まだ逢阪關はなくて、大和から東海道へ出るには鈴鹿により、中仙道へ出るには不破により、北陸道へ向つては此愛發を過ぎた譯なのである。當時北國へ赴くには、琵琶湖の西岸に出で、湖邊に沿ふて高島郡の今津、それから海津へ出たのである。海津から七里半越といふのを踰えて敦賀に出る。此七里半越といふ山中が、卽ち愛發山の連山で、關所は此山中にあつたものと思はれる。

關所の事を述ぶるに先ちて、愛發の山の事から說うが、元來此七里半越の山を、古より荒血山又は有乳といつて居つたので、萬葉以來の名所である。萬葉集に「八田乃

野之淺茅色付有乳山峯之沫雪寒零良之」とある有乳は卽ち此地の事で、其他歷代の勅撰集を初め、諸家の家集にも夥多見えて居る。殊に有の字に引かけた歌などは甚だ多い、併し多く何處にも通ずるやうな景色を詠んだものゝみであるから、引證するに足るやうなものは更にない。

かく有乳は有名な所で、此邊一帶の山の名と思はるゝのであるが、雅縁卿紀行といふ書に、

夜の明行ほど山中の宿を立侍れば、山あせの道さかしきに、西のかたに當りて鳥居のたちたるを尋ね侍れば、こゝをなんあらちの山と申す云々、

とある。これでみれば有乳といふのは、越前の方面で山中村邊の山にのみの名と見える。併しこれはまづ此邊で氣がついた位のボンヤりした譯で、もとより敦賀誌に見ゆる、

今の山中村の前後の高嶺をいひて、南は海津の北方より、北は道口邊迄五里許の間の惣名也、

とあるを正しとすべきである。此間を七里半越といふのは、海津から敦賀までの事であるが、實際はこれより遙に少ない。併し別に道の通ずる所がないから、やはり此道の大數に付ての稱であらう。

此道は昔から京都より北國に行く往還で、南北朝の義貞下向の時などはもとより、足利中世後まで凡て此路によつたのである。然るに足利氏の末に、尾張に豪傑が現はれたので、北國との交通は、尾張との關係上琵琶湖の東岸を通過する樣になつて、越前の板取村から峠を踰えないで、中河内路をとり、柳瀨を過ぎ長濱の方へ出る者が多くなつた。殊に信長が安土に城いてからは、一層此道をとる者が多くて、自然七里半越の道は衰へたのである。併し此道の方がやはり近いから德川時代には北國大名上京の道筋となつてゐた。現今は又通行人もないので道も大に頽廢してをる。

愛發關の廢止

此の如くで、此路は近畿と北國とを連絡する要路であるから、奈良朝廷の時代には、不破・鈴鹿と並べて北方の關門を置くべき必要のある地である。都が京都に遷つてからは、逢阪關が出來て、此關も不用になり、遂に廢せられた。かく此關は甚だ古く廢せられたのであるから、何處に關所が置かれたかはどうも分らぬ。とにかく此有乳山と稱せらるゝ七里半の路の何處にかあつたものであらうが、全く地點は埋沒せられて、口碑傳說にもこれぞといふ程のものはない。實地其地に臨んでも分らない。併し分らないでは濟まない譯であるから、始く愚見を述べて、大方の敎示を俟た

うと思ふ。

敦賀の方面から來て疋田で道が二つに分れる、一は此七里半越で、一は刀根越といひて、今の鐵道線路の通過してゐる柳ヶ瀬村に入る道である、此後者は迂回の道でもあるから、昔は通過しなかつたらしい。まづ前者をとつて半里許行くと追分といふ村がある。これは全く鹽津道と海津道〇七里半越との追分である。此鹽津といふ所は琵琶湖の極北端で、湖上の要港になつてをる。追分村から東の方深坂越といふのを踰えて、新道野の南へ出で、それより沓掛村を歷て鹽津へ出るのである。この道は古い道で昔からの官道である。元來此鹽津といふのは、日本海の敦賀から琵琶湖に出る最捷路であるから、北海の鹽を此處へ運び、それから所々に送つたのである、日本書紀武烈帝の巻に角鹿海鹽とあるは、卽ち此處から捌いたのである。延喜式主税式に、

越前海路、自敦賀津、運鹽津、駄賃米一斗六升、自鹽津漕大津、船賃二升、

とある。これでみれば當時は北方の貨物は、追分より陸路で最も捷徑である鹽津濱へ出て、それから湖上を船に托して勞を省いたものと見える。故に當時は七里半越よりも寧ろ鹽津道の方が繁昌したであらう、卽ち陸路から來れば海津へ出で七里

半越、水路より來れば鹽津へ出で、深坂越を越したので、其兩路の會點が追分といふ譯であらう。併し決してさう誰も船に乘つて來るといふ譯でないから、海津路の七里半越も非常の要路である、此等から考へてみると、愛發關はどうしても、此追分村附近になければならぬ、關なるものは決してみす〳〵の拔道のある所へ置く譯はないのである。

關所の地點

或說では令義解に愛發を受發と書いてあるのを證據にして「受發とかきしほつなるべし、古往來の道なれば、此山に關所有しと見えたり」とある。これは歸雁記・足羽社記などの說であるが、愛發・鹽津自ら別なる事は、後に引かんとする所の續日本紀の文によつて明で、義解の誤謬を眞面目に解釋したる頗る浮妄の說である。されば固より鹽津道のみにあつたのでもなく、海津道のみにあつた譯でもなく、全く今の追分村の附近にあつたのであらう。又敦賀誌には、今の道口の番所其跡なるべしとて、盛衰記に三ノ口に關所ありしとあるを證として擧げてある、成程此道口といふ所は、催樂馬歌などにも見えて居る所で、若狹道・北國道・京道の三ツ口の義か、又は北國に赴く道の口の義かに解釋の出來る樣な要路の地で、德川時代には若州の小濱藩から番所を置いてあつた所である。故に愛發關は此所であつたといふ事である

道口

か、此處では疋田から別の拔道もあり、又餘り有乳山から離れ過ぎて、次に引く所の續日本紀の地理にも合はぬから、是もまづだめであらう。又一說には駄口か又は山中の邊か、或は之より野口に出づるあたりであらうといふ說もあるが、當時鹽津道も官道であつたのであるから、關所は此道にも關係があるだらうと思ふ。又山中・駄口何れよりも鹽津に出る事が出來るけれども、追分の名はむやみに付した名ではなからう。又追分から鹽津への道が現今は却て廢せられてある所から見ても、追分の名は餘程古いに相違ない、當時は今の新道野越といふのはなかつたのであるから、鹽津からの道はどうしても追分に出たのである。まづ此等の點から觀察して、愛發關の跡は追分邊にあるといひて差支なからう。

更に爰に一證を正史の上から引出さうと思ふ。續日本紀天平寶字八年九月恵美押勝服誅の條に、

押勝遂起兵反、其夜相招黨與、遁自宇治奔近江、山背守日下部子麻呂、衛門少尉佐伯伊多智等直取田原道、先至近江、燒勢多橋、押勝見之失色、即便走高島郡、而宿前少領角家足之宅、是夜有星落押勝之臥屋之上、其大如甕、伊多智等馳到越前國、斬守辛加智、押勝不知而僞立鹽燒、爲今帝、眞光朝獦等爲三品、餘各有差、遣精兵數十而入愛發關、授刀物部廣成等、拒而却之、押勝進退失據、即乘船向淺井郡鹽津、忽有逆風、船欲漂沒、於是更取山道、直指愛發、伊多智等

愛發關と鈴鹿不破兩關との地理の比較

拒レ之、八九人中レ箭而亡、押勝卽又還到二高島郡三尾崎一、與二佐伯三郎大野眞本等一相戰從レ午及レ申、官軍疲頓、于時從五位下藤原朝臣藏下麻呂將レ兵忽至、眞光引レ衆而退、押勝乘レ船而亡、諸將水陸兩道攻レ之、云々、

これによつてみれば、鹽津・愛發の別物なる事、又道口のやうな遠方でない事も明かである。併しまだこれだけでは追分邊であるといふ事の證にはならない。更に此文をよくみるに、押勝が船で鹽津に行かうとして風の爲に往く事が出來ず、其困つた結果は、「取山道直指愛發」といふ事になる。卽ち水路で行かないで、山道をとつて直に關に入つたといふ事である。「直」字大に注意すべきで、鹽津へ廻るやうな面倒な事をせず、大に急いで敵の居るをも構はず、直に山道をとつて關に入つた譯であらう。元來押勝の此方面へ來た主意は、越前の辛加智の所へ行く積であるから、まづ愛發を破らうとした所が、かく却て破られたので、取敢へず鹽津の方へ遁げて、これからでも越前に入らうとしたのであるが、これも失敗に終つたので、遂に愛發直行と定めた譯である。何分此記も詳細でないから確な事は分らないが、とにかく關の位置は鹽津道にも關係があるといふ事が僅に分る。

かゝる證據では猶不充分であるから、之を當時の他の二關卽ち鈴鹿・不破の地勢

に參照して之を證しやう。既に曾て述べた如く、鈴鹿は伊賀から來る加太越と、近江から來る鈴鹿越との會點なる今の關町附近にあつたものと思ふ。決して之より入込んだ加太の山隂に關址などは考へられない。不破は京都からの道と、北國からの道との會點に近い所にあつて、一方には小關所でもあつたやうに思はるゝ所である。此點から見ても、此二關と愛發とは、形勢が似て居る、又元來當時の關所なるものは、外敵に對しての關所であるから、もとより近江方面に求むべきものでない、不破・鈴鹿同樣で、山を界として都に遠い方に置かれてあるやうである。その當時の關なるものゝ目的は、帝王御不豫又は崩御の際謀叛人發覺せし時、其外天下に事あらば之を固むといふやうな譯で作られて居るのであるから、餘程廣大なものであつたに相違ない、決して山隂の地ではない。山が稍平かになつてきて、やがて平野にかゝらうとする前のやうな所か、山間にある平地といふやうな所に置かれたやうである。卽ち全體の形勢から見ての關所である。故に愛發も北國から近江に入る咽喉を扼した所で、地點其者はそれほど嶮要でない事、不破・鈴鹿同樣である、この點から見てもまづ追分附近に求めたい。又不破關が高い所にあつて、下に藤川が流れてゐる如く、追分村が高くあつて愛發川が下を流れてゐる、形勢が甚よく似て居る。まづ此

七里半越通路の變遷

等地勢の上から考へて見ても、愈此あたりと思はれる。併し此關は、不破の樣に永く殘つて人に歌はれ浮名を立てられたものと異つて居るので、地點は甚分り難い。駄口・山中邊といふ傳說もあるが、地勢が狹隘で到底然るべからずと思ふ。此所に義經東下りの時休憩したといふ笈掛松といふのがある、名勝志や歸雁記などにも見えて居る。此傳說のあるは、火なき所に煙揚らずで、何か譯があるだらう、自然關址は此邊かとも考へたけれども、地勢狹隘到底然るべからずと思ふ。唯此傳說から、此邊が往古の往還であつた位が引出されるばかりのやうである。又此所が塚になつてゐるが、これも何でもなくて、越前名蹟考などに見ゆる山中・駄口間の一里塚ではあるまいかと思ふ。そこでどうしても關は追分附近と思はるゝ事に歸著する。

それから序に疋田から七里半越の通路の變遷を述べて置かう。疋田から追分村まで凡そ十町許、追分から鹽津へ出る道、卽ち深坂越は追分から左にとるのであるが、今は餘り人も通らないので大に頹廢してゐる。七里半越道は右にとつて行くのであるが、今は新道が出來て、追分村に入らないで駄口に出らるゝ樣になつてをる。駄口までは凡そ二十町もあるだらう、此間はまだ山隘に入らないが、山が追々迫てゐる。駄口の名も面白い、疋田等と並べて往古の驛路なる事を追想される。もとより

敦賀からの荷物を此處で繼ぐ規定になつてをつたので、殊に德川時代には北國と京都との間の官道であつたから、可なり賑つてゐたやうである。併し今は見る影もないやうになつてをる。それより一里許で山中といふ村がある。此村まで疋田からズツト上り路であるが、至つて平夷なるだら〳〵上りである、此村も古は宿驛であつたので、海津からの荷物は、此村にて繼ぐ事になつてをる。此村に、德川時代の宿驛取締の控書が存してゐる。これは敦賀誌に見えてゐるので、

控　　　　越前山中村

一當初より江州上下往還之義、海津、大浦いつかた成共、荷物其者望次第可罷通事、
一傳馬駄賃の儀も自餘の宿次並に可仕事、
一駄賃當番と申荷物押へ置べからず、其村の馬にて不殘可仕仕送事、
右條々堅相守、不可違背旨、於難澁申者、其處之年寄肝煎可爲曲事者也、仍如件、

慶長十八年七月五日　　　　板倉伊賀守判

以　上

急度申遣し候、從當所江州上下往還之義、得御錠制札遣候、任其意諸荷物可付送候、將又當村馬に付余候荷物は、其商人望次第馬調可付送者也、

慶長十八年丑七月五日　　　　伊賀守判

越前山中村町中

小荒路村の關所

これにて德川時代の驛の模樣も知れ、江越兩國の界として重要視せられて居つた事も分る。山中を踰ゆると野口村がある。之を經て小荒路村がある、此あたりを今劒熊村といつてゐる。幕府時代には此處に關所があつた。和州郡山藩の戍所で、愛發關のない時代には頗る重要な所であつたに相違ない、關所が古代は山の先にあつて、近世は山の手前にある事は隨分注意すべき事實であらうと思ふ。これから海津までは一里足らずで達する事が出來る。まづ愛發關及び七里半越の今昔は上に述べたやうであるが、有乳山は昔の通りで變らない、人が設けた關所はもはや千有餘年の昔の事で、丸で所在を詳にしない。不破關は幸にして今に其跡を止めて碑銘等を建てられてある、鈴鹿關は關町といふ大なる町があつて其跡を語れるに拘らず、此關のみは同じ三關の中の一でありながら、いかにも虐遇せられたるものと見えて、更に之を語る手がゝりもないのは、甚だ殘念千萬といふべきものである。

（明治三十六年）

京泊津

薩摩國薩摩郡(元高城郡)に京泊といふ所がある。これは西水引村大字網津に屬する地て、古來著名の港である。薩摩の北部を流れてをる川内川が將に海に注がうとする所の北岸にある地て、川内卽ち向田町から西方三里餘の地で、最も僻邊の地である。僻邊の地ではあるが、古から隨分歷史上に現はれた所で、外國の書物にまでも傳へられてをる。蓋し其地が極西の地で、これから眞直に船をやれば、支那の浙江省邊に衝當らうといふ樣な所であるからであらう。今少しく此地の歷史と地理とを略說して見やうと思ふ。

そもそも此網津といふのは、延喜式に見えてゐる驛傳で、式には細津とあるが、細は網の誤であらう。而して昔高城郡に國府のあつた時は、此處が卽ち國府の津頭であつて、恰も大隅の國府に對する濱市といふやうな所である。此兩地の間は別に山坂なくして、路は容易であるが、何分里道に過ぎないものであるから、凸凹して甚だ惡い路といふべきである。併し川内川といふ川は幅が廣くあつて、向田町附近で既

に二町許あるが、河口では八町に達してゐる。而して東海道筋にあるやうな砂ばかりで、一隅にちよろ／＼と水が流れてゐるやうな役に立たぬ川とちがつて、近畿地方ならばまづ淀川といふやうな、誠に實益的に出來てゐる川であるから、大船が自在に上下するので、當時國府と津との交通にも此川が利用されてゐたに相違ない。今とても兩地の間には絶えず帆掛船が往來する事、利根川・江戸川のそれのやうである、であるから此地を又川内の港といつてゐる。

王朝以後の歴史などは別に分らない、併しだん／＼外國の書物に此地の名が見えてゐる。明時代の圖書編の日本圖序に、

薩摩、其爲二暗孛喇一、爲二起麻子記一、爲二羊埋高一、康國什麼一、爲二羆里一、爲二陁馬里一、爲二强頭馬里一、爲二鷚哥里一、爲二年市米一、爲二仙臺一、爲二希孛署一、

とある中の强頭馬里は正しく此地の事である。序に此地名を考證しておかうか。暗孛喇は日向の油津であらう。起麻子記は大名の肝屬であらうといふ説もあるが、確に分らぬ。羊埋高は薩摩の山川港である、康國什麼は鹿兒島、羆鹿は鹿兒島の南喜入てはあるまいか、此地には唐人潟などいふ地名もあるから或は然らん。陁馬里は薩摩の坊津のわきの泊で、鷚哥里は薩摩の頴娃の郡であらう、大隅の年市米は根占、仙

臺は薩摩の川內、審孛署は大隅の志布志と思はれる。

此等を以ても往古唐船が多く出入してゐることが知れるが、又五代村の八王神社の棟札に「奉造立八王御社一宇、頴川宰相并女息災延命子孫繁昌陳三官」とあり、鰐口に「奉寄進慶長八年癸卯十一月十四日」とあるによつても、唐船が多く來つて此地に侯してゐた人がある事も知れる。又京泊の北にあたつてゐる海岸を唐濱といふを見ても、唐人と關係が深いことが知れる。又ゼスヰツトの文書類にも kiotomari の名は屢〻見えてをる。まづ〳〵薩摩西海岸で、支那はもとより西洋船などの來たのは坊・泊・片浦(加世田をも含む)と此地であらう。坊は立派な寺院もあつたので最も有名で世人に知られてをるが、此地は比較的知られてをらぬ。とにかく豐公の九州征伐頃前後は隨分盛であつたであらう。德川時代になつても、官船を此處に繫泊してをつたのであるが、後に之を止めてからは、此地も全く寂寥を極めてをる、殊に現今の狀況などは實にヒドイもので、人家は三四十はあらうが、舊家大家などゝいふものは一つもなく、實に寂寞たるもので、古の事を思へば懷然袖を濕はさゞるを得ないばかりである。

大海の波濤は澎湃として冲から白浪をあげて居る河口は、漠然としてむやみに

薩摩西面の港灣

廣いばかりで到底大船を繋ぐに適せない。船間島といふ周回一里許の大島が横はつて樹木欝茂し、石巖相連つて風景はわるくはないが、一帶の荒果たる有様は到底往時の想像はつかない、つかないばかりでなく、一見どうも涙がこぼれそうである。元來薩摩の西面には良港はない、まづ小浦・片浦邊を指すべきであるが、これとても到底良港とはいひ難い。米津だの串木野だのときては、お話にもならないまづい港である、京泊も川内川の河口であるといふ所から、多少港の形をもつてをるが、何分河口が淺くなつて到底大船の泊し得べきでない、しかも川内までは三里、陸路は路がわるし、緩々と流れてゐる川内川では、現今の如き忙しい時世には到底適せない、やはりまづくとも串木野に上陸して鹿兒島に入るの好都合なるには敵せない。まづかゝる港の盛であつた時代は、外國の冒險者が小さな船で來て此邊を荒して居た時の事て、現今の樣に大船巨舶に乘る時代では、假令西阪で近くあつても誰も來る人はない、內地の人もかゝる所に用のある人はない、川內に要用のある人は米津から陸路で行く。どう見てもかゝる地が繁盛にならう道理がない、唯昔の有様を追想するに過ぎないのである。(明治三十六年)

鑑眞の着したる秋妻屋浦

秋妻屋浦の地點

唐鑑眞大和上東征傳に、

天寶十二載、和上向㆓日本國㆒、將㆔欲㆑披㆑舟、大伴副使竊招㆓和上及衆僧㆒、納㆓己舟㆒、總不㆑令㆑知、十三日、普照師從㆓越餘姚郡㆒來、乘㆓吉備副使舟㆒、十五日壬子四舟同發、有㆓一雉㆒飛㆓第一舟前㆒、仍下㆑碇留、十六日發、廿一日戊午、第一第二兩舟、同到㆓阿兒奈波島㆒、在㆓多禰島西南㆒、第三舟昨夜已泊㆓同處㆒、十二月六日、南風起、第一舟着㆑石不㆑動、第二舟發向㆓多禰㆒去、七日至㆓益救島㆒、十八日自㆓益救島㆒發、十九日風雨大發、不㆑知㆓四方、午時浪上見㆓山頂㆒、廿日乙酉午時、第二舟着㆓薩摩國阿多郡秋妻屋浦㆒、

とある。秋妻屋浦の地點は甚だ疑問に屬するが、此阿多郡といふのは恐く作者の誤であらう。元來阿多郡といふのは、もと伊作・田布施・阿多三郷の稱で、吹上濱に面したる一帶の地で、極めて區域が狹い。當時種子・屋久の間から漂泊して到着したものならば、野間半島を回つて先まで僅かの時間で行く筈はない。又何の浦などゝ名のつく所は更にない、此邊は今でも唯白砂漠々たる海濱なるが如く、當時も亦それであつたに相違ない。さすればどうしても此浦の所在は阿多郡でない。阿多郡でないとすれば、これに似た名の、しかも、種子・屋久邊から吹きつけらるゝに適した地を求む

秋妻屋は秋目なるべし

れば、決してない譯ではない。川邊郡の秋目であらうと思ふ、妻は目と音相通ずるので、此地にして差支なからうと思ふ。殊に文中浪上見₂山頂₁といふのは、全く野間岳であらう、此山は野間半島の間に獨り群山を擢でゝ、屹然天雲を摩してをるのは最も爽快なる眺であるが、その山頂といふ二字は此山として最も適する字で、隨分遠方から見えて航海者の栞となる山である。秋目は野間半島の頸點にあつて、大浦港と背中合せの所で、恰も野間岳の麓である。鑑眞の第二舟の着したものは、全く此處と定めて差支あるまい。阿多郡といふのは、阿多の名が有名であるから間違へたので、あり得べき誤謬と思はれる、旁〻以て秋妻屋浦は秋目の事であらうと思ふ。(秋目は坊に五里、加世田に五里、南薩漁業地の一なり)(明治三十六年)

京都西方の關門

山城國は自然の城廓をなす

山城はもと山背で、ヤマウシロの義である、併し桓武天皇延暦十三年遷都の詔に「山勢實合前開云々、此國山河襟帶自然作城、因斯形勝可制新號、宜改山背國爲山城國」といふ所から、山城の字を用うるに至つたのであるが、此詔にもある通りて、此國は全く山で以て取捲いて、宛ら城廓の趣がある。此城廓には城門が開て居るが、その追手ともいふべきは、實に淀河の流域に沿ふての口で、東には勢田口、西には山崎が卽ち此國の關門で最も要衝の地である。その外搦手には北方桂川に沿ふた丹波口、南方は奈良口で、京都に一朝事があれば、此等の口は忽ち要路となる所である。殊に東に向つては宇治川の沿岸が通行し難いので、別に逢坂山の要險があつて、古來關所が置かれ最も重要視せられた所である。之と相對して西方の要路は卽ち山崎の關門であつて、京都に對する西方の敵は皆此所でくひとめるので、此地にして破るれば、京都は卽ち落城たるを免れない。實に京都が東に逢坂山を重要にすると共に、此

山崎の關門

山崎の地形

山崎の地は決して等閑に附す事の出來ない肝要な所である、山崎の地勢は恰も袋

のロのやうで、山崎八幡と相距る事僅に十町、其間に淀の大河は滔々として流れ、西國の大道は之に沿ふて其傍を通じ、東海道鐵道亦其横を通過してゐる。山崎の側には天王山、八幡の側には男山、相對峙して、宛然關門を形成してをるやうである。而して淀川は漫々と激せずして流れてゐるので、船を自由に上下せしむる事が出來る、古來難波津から京都に赴くに多く此河を利用したやうである、山崎は實に其中途の要津で、淀川を上下する船着であつたやうである。近頃こそ河が少し男山の方へ傾いたので、橋本が水驛になつて、山崎は多少川から離れるやうになつたが、昔は高橋津ともいつて、運漕交通の最要路であつた。殊に平安朝時代に、西方へ行く旅客は、京都から此處までを陸路に依り、此處から船に乘つたやうである。其趣は催馬樂の難波海草や、凌雲集詩小序などに見えてをる。

高橋津

山崎は平時には右の如く交通の要路となるが、一朝事ある時は東の敵を宇治・勢多で要擊する如く、西の敵はこゝで押へなければならないので、相攘奪する狹隘となるのである。かく兩樣の理由から、早くこゝに關が置かれてあつたので、逢坂關と相對して山崎關があつたのである。併し逢坂關のやうに有名でない、といふのは、此地は設置の年代なども分らないし、一般に上古よりの關係からして、東方ほど西方

山崎關

には重を置かなかつたので(さほど必要を見なかつたから)ホンの一時的のものであつたらしい、とにかく今に關戸町の字もあれば、關戸神社といふのもある。扶桑略記治安二年十月の條に、關外院といふ事がある。されば山城名勝志に見えてゐる通り、こゝに官舍があつて非常を戒めてゐた所を指すのであらう。文華秀麗集に、河陽十景之一として故關柳といふのがある、又拾遺集・新古今集などにもせきとの院の事が見えてゐる。思ふに一時奈良朝の頃に關所流行の時代があつて、その時此處へも關が置かれたのであらう。上に引いた諸書に據つても、平安朝の中期以後には、もはや故關であつたらしい。嵯峨天皇がこゝに河陽離宮を造られ、尋で河陽國府となつた頃には、もはやかゝるものはなかつたに相違ない。併し此地は天然の要路で、前にも云つた通り、平常は驛路であり、戰時には、據つて敵を防禦すべき重要の地となるのであるから、平常も收稅をして、往來の荷物を取締り、又は軍兵を置く事もあつたものらしい、近くは江戸時代にも征稅の事が見えてゐる。

とにかく此地は河陽驛以來の繁盛な地で、今こそ大に寂れてゐるが、平安朝末には、山陽・南海に赴く要路として隨分盛であつたらしい。關白兼家は六十賀宴に地の遊女を聘したといふ事があり、江口・神崎同樣遊君も居つて

あらう。なぜこんなに此地が盛になつたといふに、此地は全く京と難波との中間驛で、難波及び西方諸國から京都に入るべき商品は、多く此地を經て行くのであるから、自然物貨集散の地となつて、重要視せられてゐたのである。一般地理の原則の所謂大都會と大都會との間の中間驛で、いまだ交通の不便な世には、恰も繁昌すべき位置に當つてある所である。若し萬一此地で戰爭でも起つて、西國との連絡が絶たれた日には、京都の中は隨分困難する譯で、殊に海魚の如きものに至ては、到底何萬金を投ずるも、得る事が六ヶしくなる。

山崎の爭奪戰

此山崎の關門は天下泰平の時に、驛傳となつて繁盛を極めたのであるが、戰國時代となつて世は刈薦と亂れてからは、又戰爭の要險であつて、古來幾多の武將が戰鬪の巷となつたかを調ぶれば、いかに重要の地であるかといふ事が分る。しかも此等戰爭の陣地は常に淀八幡の對岸に互り、相俟つて戰場となるのである。特に男山は往古より八幡宮を勸請して、由緒の深い所であり、その地勢は天王山と相對して、一方には山城の平野淀・宇治より京都までの間を俯瞰し、一方は攝津河内の沃野を控へ、その間に河水漫々として流れてゐるので、宛然關門の一角に砲臺を据ゑたやうな地勢であるから、之に據れば京都方面の敵に對して、西方南方の敵を抑ふる譯

になる。彼の延元三年に北畠顯信が此地に據つたのは、一面では源氏の祖神を勸請した所であるから、いかに足利氏が亂暴でも、之をヒドク攻むる事はあるまいと考へ、一面では此地に控へてをれば、西南敵を禦ぐとともに、新田義貞と力を併せて京都を挾撃する事が出來ると考へたからで、最も策の得たものである、悲い哉敵は全く顯信の意外に出で、男山をお構なく燒擊してしまつた。正平七年に後村上帝が親ら諸軍を督して此山に臨まれ、北畠顯能・楠木正儀・和田正忠等の從つた時も、全く此地の地形が京都に對するやうに出來てゐるからである。少し話が前に返るが、元弘三年に、赤松則村が、男山及山崎を略して京軍に對陣したのも、此關門を利用したのである。

文明二年に山名是豐が天王山に據て、淀・鳥羽を支へたのも、亦關門の利用である。就中有名なのは、天正十年秀吉・光秀の戰である。光秀が此關門で勝てば光秀の天下で、秀吉が勝てば秀吉の天下といふ場合で、こゝの勝敗は京都が手に落つるや否やに關係する。慶應四年の戰には藤堂藩が此地を守つて居つたのであるが、東軍が伏見・鳥羽に破れて橋本近傍へ着した時に、京軍は藤堂に諭して己に從はさしめたので、藤堂は東軍の知らざる間に、急に砲口を轉じて烈しく東軍を攻擊したので、東軍

攻め易くして守るに難し

は全く不意に驚いて、あわてゝ遁げ出した譯である。味方と賴みし要所の兵が裏切したので、到底閉口の外はなかつたのである。

併しよく考へてみるに、此地で守つた戰爭は多く結果がわるい、藤堂のやうな裏切をした戰爭は別として、多くは失敗である。蓋し此地は逢坂山の狹隘などと異つて、地勢が概して廣過ぎるのである。狹隘といつても中央には大きな川が流れ、兩岸の山もさまで高くはない、而して此所を過ぐれば忽ち何れへ出ても平野といふ所であるから、攻め易くて守り難い地である。天王山や男山の城は、まづ京都と睨み合つて居る時の城位で、地其ものは險要であるが、全體の形勢から見ては餘り價値はないのである。唯此關門は西方の門口で、最も重要なる衢路である。一軒の家に譬へてみれば、これが表門の玄關で、逢坂山が裏門である。表門は車でも引張つて入れる、通行が至て爲能く、門衛さへ言ふ事を聞かせば旨く通れる、それで此門衛が奥に入り込む奴の押となるのである、天王山や男山が此門衛詰所と申すべき所である。之に反して逢坂山は、いはゞ裏門で中々入りにくい、いつも門が締つてをるので、之を明けさすに中々骨が折れる、其代り入つたならば、もう奥御殿に入るのが何でもないといふやうな形である。其各輕重のある所之に依て推し得べしと思ふ。今此關門

古今の沿革を概述して、大勢に於ける愚見を右の如く陳べた、猶時を改めて詳述致しませう。(明治三十七年)

須磨の關に就て

淡路島通ふ千鳥の鳴く聲に
幾夜寢ざめぬ須磨の關守
兼昌

平城・平安兩朝の間、帝都を中心として東方には不破・愛發・鈴鹿・逢坂等ありて、各興廢あれども、常に關門を開きて帝都の防障たりしが、西方は東方に比しては蝦夷などの恐もなく、比較的關塞の必要なかりしものなるが、なほ帝都西方の關門として

山崎關あり、然れどももとより一時的のものにて、前數者の如き儼然たるものにあらざりしと見えたり、故に畿内全體の西方の關門とすべき攝津・播磨の境の如きも、餘り重要視せざりしが如し。

須磨の地理

攝津・播磨の境を須磨とす、淀川・武庫川等の平野盡きて攝丹の境にある山脈西に走り、鵯越一帶の山をなし、その端遂に鐵枴・鉢伏の諸峯をなして海に入る、この山脈の將に海に入らんとする所を須磨となす、畿内の隅にあるよりこの名ありといふ、必しも妄言として捨つべからず、地勢此に切迫し、天然の形勢蓋し關塞を置くに最も適當の地とす。

關所の事正史に見えず

しかも史上にこの關を捜り、實地に臨みて其遺趾を尋ぬるも、漠として捕捉する所なし。要するに少時の關塞にて、直に停廢され、遂に其名をさへ史上にとゞめざるに至りしものなるべし、正史上には固より見えず、攝津志には延喜式に見ゆとあるも遂に所見なし。吉田氏地名辭書には、延喜式畿内〻堺十處〻疫神祭攝津・播磨の境一處といへるに本づけるものならんと説かれたるは、面白き説なれども、今一層の研究を要すべきか。

關のありし事をトすべき史料は、遺憾ながら歴史の上に認め難く、僅に淸少納言

關屋址

が枕草紙を始め、皆文學詩歌の上に之を徴し得るのみ、試に其數首を列擧せんに、

金葉　淡路島通ふ千鳥の鳴く聲に幾夜寢さめぬ須磨の關守　兼昌
千載　播磨路や須磨の關屋の板庇月漏れとてやまばらならむ　師俊
續古今　旅人はたもと涼しくなりにけり關吹越る須磨の浦風　行平
玉葉　淡路島遙に見つる浮雲の須磨の關屋に時雨きにけり　家隆
夫木　須磨浦や岩打浪の聲はれて人を止むる關はなかりき　土御門院
拾遺愚草　櫻花誰か世の若木振捨て須磨の關屋の跡埋むらん
歌枕　ちらぬ間は過かてにする人やある花をばとむるすまの關守　賴政

などあれども、更に要領を得ぬもの丶みなり、和歌によりて甚だ有名とはなりしも、實は文學者の口に上りしのみにて、實に漠然たる事なり。殊に關屋の跡を詠みし歌却て多く、存在せし當時を詠みしと思はる丶もの甚だ少きなり、吉田氏の說あるもの決して故なきにあらず。

今關趾と傳ふる地、西須磨村にあり、了俊の道行振にも、關屋の跡と稱せる地ある事を說けり。寛文頃の石出常軒の所歷日記にも「關屋の跡といふ所二所あり、乳守川の東道より南と、鐵枴峯の下なる山となり、海路の關なれば浦近き所なるべし」とあり、然れども後者は固より據るべからず、今しか傳ふる地は前者なり、この地に關守

稻荷といふあり、これより少し東南に當りて路守橋あり、其傍に石標あり、「川東左右關屋跡」といへる文字を刻したりといふ、これは三四十年前現光寺の裏手より發掘せしものといふ、これによれば路守橋附近を關屋跡となして可なるが如しといへるも、關守稻荷などの名は新しく命名せるに似、乳守川の名も餘り古からずと見え、石標なるものも餘り古きものにあらざるべし。要するに未だ之を以て關趾を斷定するの證とはなり難し。況や關そのものも漠然なるに於てをや。

然れども未だこの關を抹殺するの證は又之を見ず、古書になしとて須磨關は文學者の作爲とは斷言し難し。不幸にして今地名にも山崎關の如く確據たる證を發見する能はざるも、或は一時此に關塞を置きし事ありしも、直に停廢し、其まゝとなりしにより、正史に殘らず、唯文學者の口にのみ殘りしにはあらざるか、京都との關係より見、又須磨其地の天然の形勢上關塞を置くに適當の地なるのみならず、歌人の詠なりとも直に排すべきものにあらざるを見れば、全く置かざりし物とは斷言すべからざるべし。この地や源氏物語にも描出せられ、絶佳なる風景は歌人をして幾多の詠をなさしむべき名所なるは、最も疑を受くる所なれども、關塞の一時的のものは、往々正史に沒却せられ、時としては地名によりて僅に徵し得るものすらあ

るなり。此地は猶幸にしてかゝる和歌によりて知らるゝは、却て幸の事なるやも知り難し。殊に平安朝末には西海屢事あり、東夷より寧ろ西方に心を注がざるべからざる事もあれば、自然此に一時關塞を置きし時代あらんとの事も、單に想像なりとして排し難かるべし。故に關の存否につきては、姑くもとのまゝに從ひおかんとす。其地點に至つては諸説紛々たるも、是れもとより分るべからず、神戸の北方より來る山勢西須磨寺にて急に一轉して海に迫れる狀などより考へ、須磨寺の南方より西須磨村の人家に至る邊卽ち關守稻荷邊などは、地勢上より見て必しも排し難きも、是れ決して何等の證據もなく、何等の據る所もなきものにて、到底存在も不確なるものが、其所在地點の明かなるべき故なきなり。（明治三十九年）

木曾雜俎

一、木曾に關する歷史地理上の參考書

木曾は東山道の要險に當り、又北陸より東海に赴く者の要衝となるを以て、古より驛路を開き木曾路といふ、續日本紀に大寶二年始めて岐蘇山道を開鑿せし由見え、古來重要視せられし通路となす。山道の沿革等は後に之を記すとし、まづ此地を研究するに要する材料を列擧して、攻究者の參考に資せんとす。木曾の歷史地理を語れるもの其種類甚だ多きも、各種に亙れる散漫なるものゝみにて纏まりたる好著なし、其最も通俗にして分り易きは、秋里湘夕の木曾路名所圖會六卷七册とす、京都より所謂中山道を經て江戸に入る間の名所舊蹟につき、繪入を以て平易通俗に記したり、而して眞の木曾の事を記したるは第三卷第四册にありとす。

木曾の地は義仲の敗死後義基といへる者あり、其後を襲ぎて此に住す。五世の孫家村、足利氏に屬して家を興す、其後裔に義昌あり、武田信玄に降りしが後に信長に通ず、その功により安曇・筑摩の二郡を賜はる。豐臣氏の時に至り木曾を公領となし

て代官を置く、關原の役、山村氏、德川氏の軍を導きし功によりて世々代官となる。尾州德川家之を監す。

木曾は源平以後德川時代に至るまで大凡右の有様なりしが、この間の歴史、及びその後山村氏代官として福島にありて後は、此地に中山道第一の關所もありて通行人の取締をなしたれば、その前後に亙る材料は甚だ多きなり、今之を左に列擧せん。多くは著者年代など不明なれば、此には別に一々不明なりなどゝは記さず。

木曾考　一册　義仲の擧兵に始め、義利の頃までの沿革を略說せり、寶曆四年八月山村良景の時に成りしもの。

木曾考續貂　七册　右の木曾考の續篇と見ゆ、(一)義仲時代より山村氏に至る系譜(二)關所、(三)(四)木曾谷中諸宿の記事、重に制札年貢課役等の書類、(五)知行所、(六)家中、(七)雜といふ如く區分せり、山村良祺の頃に成りしもの、

木曾家來歷　一册　木曾家は大略にて重に山村氏時代の事を記しゝもの、

山村系圖傳　一册　略ぼ右の書と同樣のもの。

岐岨風土記　三册　(一)山村、千村、原支流諸家の系譜(二)村々の記事(三)木曾谷澤町名記(地圖をも挿入して谷澤の事を見るによろし)。

木曾舊記錄　六卷三册　木曾義仲以來義昌の事蹟、山村氏の記事をも載す。

木曾故事談　十卷九册　延寶・貞享・正德頃の山村家の制令等に關するものを雜駁に集めたり、山村良由の時代に成りしものにて、天明三年五月、編者は澤田敬佐とあり。

木曾傳記　一册　木曾義昌及び山村良道等の事蹟を詳記す。

萬日記　一册　享保頃の山村氏の布令類を集めたるもの、

木曾系圖　一册　續群書類從第百十七卷に收む、義仲より家重までの系圖なり。

寶曆以後舊記　一册　寶曆より凡そ安永の頃に至る間の福島町奉行所、又は同關所等の書類を集めしものにて、中にも、山林に關するもの最も多し。

信濃福島驛觸留　一册　德川中世の、同驛の布令類を集めしものなれど、分量は甚だ少し。

慶長十六年福島村置目證書　一册
享保六年除地引揚吟味一件　一册　共に名の如し

木曾谷宿公私留記　一册　元祿・享保より元文・寶曆の頃までの間頃に、通行者の宿舍・問屋・助鄉等に關する布令及び記事を載す。

心計記　一册序文に山家にて下民ども寄合ひ物語せしを立聞きするなどゝ記せるも、實は編纂せしものにて、義仲より山村氏に至る間の沿革より、各宿々の產物高・寺院・名所等を記す、心計りの義なるべし。

この外、木曾・山村兩家の沿革に關するものにて見ざるもの木曾根元集一册、關議提要五册、木曾古事記三册、木曾雜書一册、木曾事蹟考證二册、集古事錄一册、木曾之傳記一册、木曾家傳一册、木曾續家傳一册、集遺談錄三册、古老物語拔書一册、山村家系譜一册、家中系譜八册、家中分限帳五册、親屬系圖一册、御家譜一册等あり、中には名は異にして內容の重複せるものなどもあるべし、又今同地にも失せたるものもあるべし。

又木曾家に關せるものは福島町興禪寺に同寺文書あり、木曾氏歷代の書類を藏す。須原定勝寺にも文書あり、義昌・義康等の文書十數通あり、又同寺には古き過去帳あり、天正より元祿の間の故人を載す。山村家の文書は信玄・勝賴・家康等の書狀十餘通を存す。興禪寺藏の木曾系圖一册あり。又同寺には義仲及び四臣の像又義昌等の畫像あり、興禪寺のものとしては、萬松山興禪寺傳記一册明曆の頃のものにて重に寺領に關す)松山用記三册(書上の扣及び尾川より檢地の時の留書類を載す、寶曆十二年二月久山常規俗名下村六兵衞の纂めしもの)、槐南住持中記錄一册(寶永・享保頃

の寺の記錄)從名護屋木曾中江檢地奉行來時當寺一卷(享保九年四月)玄關材木諸事入用之記一冊(正德六年二月の記)あり、その他この寺には覺明の書といへるもの一軸あり、依る所を知らず。

已上の外猶地誌類として、

吉蘇志略　三冊　寶曆中三州の人松平秀雲の選にて、(一)序目及び湯舟澤より長野に至る間の地理。(二)須原より贄川に至る間の地理。(三)荻曾より王瀧に至る間の地理及び三浦山と分ち記載せり、編纂法は五畿內志の如く漢文にて神祠・寺觀・人物などゝ區別して記せり。簡單なれど最も要領を得たるものなり。

岐岨古道記　一冊　此書及び次の御坂越起は明治二年木曾三富野村原舊富之を撰して、山村家へ出しゝものにて共に好著とす、但し木曾古道といへるも、街道の沿革などさまで詳しからず、矢張雜駁に名所舊蹟を說きたるものなれど、簡單にて要を得たるものなり。

美濃御坂越記　一冊　太田・今渡・御岳等を經て湯舟澤・御坂・園原に出づる美濃路を右の古道記風に宿驛を辿りて其地々々の名蹟を擧げたり。

岐蘇路名所記　一冊　越前忠治といへる人の著にて、京都より日光に入り、日光

より江戸に入る間の記にて、寛文頃に成りしも、木曾の事はさほど詳ならず。
木曾道中勝景行程記　一帖　寳暦九年の版にて、住吉より江戸に至る間の行程を記す、木曾の事も稍詳なり。
岐蘇古今沿革志　十二冊　明治二十三年飯島半十郎の編なり、主として山林の事を記す。
木曾名跡志　二冊　山村宗信の編なり。
紀行文には、
木曾路の記　一冊　貝原益軒の著、貞享二年の紀行にて中山道全體の各宿驛間の里程及び途上の名所舊蹟等を詳記せり。
木曾の麻衣　七冊　享保十五年、五月立羽不角江戸をを發して京都に赴きたる時の紀行。
木曾古路記　一冊　原田富著
木曾の紀行　一冊
木曾の山路　一冊　享保十三年七月八月頃、中山道を通過せし人の日記なり。
山道行記　一冊　寳永二年松井可樂撰、

木曾採藥記　二冊　文化七年水谷豐文が木曾山中の藥草を集めし時の日記なり。

木曾紀　一冊　撰者不詳、甲州街道より諏訪に出で、木曾を經て美濃に入る紀行。看板などの觀察多く、奇警なる着眼ありて面白し。

蒲生氏鄉紀行　一冊　天文二十年陸奥を發して京都に至るまでの紀行文にて、群書類從第三百三十八卷に收む、

吾妻の都登　一冊　文化九年西浦祐賢著。

木曾の谷　一冊　寶永中志田野坡の俳句集なり。

猶夥多あるべきも略す、この外安曇郡横澤村の義仲院の濫觴を書ける信州木曾義仲院濫觴あり、又小說的のものには寶曆六年八月寢覺山臨川寺板行の信州寢覺浦島太郞略緣起などいへるものもあり。

地圖

地圖には最も古きものは木曾谷三箇村總山圖(寶曆九年二月上旬とあり、頗る詳密にて驛名などまで頗る詳なり)岐蘇路安見繪圖(寶曆六年)などあり、岐山指掌圖・木曾大繪圖などいへるものあり。

又最近に木曾の事を記したるものは、叙上の沿革志の外に、矢澤華嶺撰木曾風光

一册、福澤悅三郎撰木曾唱歌一册、博文館より出版せる木曾街道圖繪二册などあり又林業に關する著述は猶夥多あれど省略す。その他近頃特に御岳に關する案內記風のもの地圖などを併せて一二種刊行せられたるものあれど省きつ。

木曾の事の見ゆる信濃一圓の地誌類、

信濃一國の事を記せる地誌類に、木曾の事を見るに於て參考となるもの多し、今其重なるものを擧げんに、

信府統記十册(重に郡境記路程記を參考にすべし)

千曲の眞砂十册版本五册(第六第九など參考となるべし)

信濃國雜記稿三册、信濃地名考五册、信濃奇勝錄五册、信濃寶鑑七册、信濃名勝志一册、信濃名勝地誌一册、信濃奇談一册、信陽雜志一册、信濃昔姿二册、信州砂子一册、信濃國志一册、信濃奇區一覽五册、

などあり、又參考するに足るべきも、前記諸册、特殊の著書を見なば是等は多く一々見るに及ばざる類なり。

二　木曾の名義

木曾は古書、吉蘇・岐蘇・吉祖、或は岐岨と種々に作るも畢竟借訓に過ぎず、其意義に

木曾は生麻なりといふ説

就きては諸説あれども多く附會にて據るに足るものなし。或説に木曾は生麻の義にて、古來此地は多く麻を產したるにより此名ありといふ説は、必ずしも排し難し。麻を產出したる事は餘り物に見えざるも、麻衣の名は古歌にも多く見え、麻衣・麻布として甚だ著名なり、概して信濃の地は麻布を多く產したりと見ゆるが、木曾の如き又多く產したるものなるべし、麻をソと訓む類多し、綜麻(ヘソ)の類是なり、畑より切りたるを生曾(キソ)、日に干したるを乾曾、花ばかりなるを男曾、實ばかりなるを女曾、短小なるを下曾綱曾、男曾の中にて長大なるを重曾などゝ種々ありて、此地の方言に猶之を用うと聞く、されば木曾は借訓にて麻の皮を剝がざる義といふ、餘り根據ある快刀亂麻の説にあらざれども、他に面白き解釋もなければ、姑く之に從ひて木曾の麻衣より生れし地名となしおく。

三　木曾山道と御坂越

木曾山道開始

木曾山道開通の物に見ゆるは、續日本紀大寶二年十二月十日に「始開美濃國岐蘇山道」とあるを始とす。その後同書和銅六年七月七日の條に「美濃・信濃二國之堺、徑道

御坂越

険阻、往還艱難、仍通吉蘇路」とあり、是を以て見れば、木曾の古道は此時始めて開通されしものにて、これまでの信美の交通線路は未だ木曾路にかゝらずして、御坂越卽ち伊奈郡を經由して諏訪に出でしものなり。現今の如く木曾川を遡りて、鳥居峠を踰え諏訪に出づる路は、全くこの時の開通によれるものなるべし。卽ち大寳二年に工事を起し、和銅六年を以て成りしものなるべし、萬葉集に「信濃道はいまのはりみちかりぼねにあしふましむなくけはけ我兒」とある、今のはりみちといふは、略解にも新に墾る道と說き、竹木を刈りたる初株を蹈みて足を害ふなの義にて、恰も此頃開通せし新道を指せるものなり。然れども山中山深く谷幽にして人煙稀少なるを以て、此新道を往來する者も少く、當時の官道は三十里一驛の大則もあれば、斯る山中を經由し難きにより延喜式の驛路も諏訪より天龍川を下りて飯田に出で、此に育良（イカラ）驛を置き、次に阿知驛あり、是より御坂を踰えて美濃の坂本驛（今の千旦林）に出づる順となり、未だ木曾川沿岸を通過せざりしが如し。類聚三代格に「美濃國惠那郡坂本驛與信濃國阿智驛相主七十四里、雪山壘重路遠坂高戴星早發犯夜遲到云々」とあり、此道を以て當時の通路となしたる事明なり。又日本紀略天延三年七月の條に、「東國民煙爲風、多損信濃御坂霖雨間、頽廢事」と見え、又扶桑略記康平元年十二月の條

鎌倉街道

馬籠峠の道を開く

にも、「信濃國言上神御坂霖雨間頽廢事」と見ゆ。其他平安朝時代の歌集には、木曾路を詠ぜし歌詠少くして、皆御坂路を詠じ、霧原・園原・伏屋・帚木・阿知・久米路橋等の詠のみ多し。鎌倉時代に於ても猶然り、啻に歌詠に傳ふるのみならず、此地に傳はる傳說などによるも、西國より來る大小名は、美濃路より御坂越にて伊奈路を經て諏訪に入り、甲斐に入り、相模に出でしといひ、之を鎌倉街道と稱したるなり。南北兩朝爭亂の頃より、室町時代の初期に於ては、未だ多く此道に依りしものなるべく、宗良親王が浪合より美濃に出で給ひし路なども、無論此道と思はる。然るに木曾氏漸く盛となりて、木曾山中も人煙漸く繁く、村里も多くなり、木曾川沿岸の道理も漸次開鑿せられしなるべく、弘治二年武田氏御坂越改の爲、阿智・小野川に關を置きたる事見ゆれば、猶この頃此道を通過せし者も多くして、木曾路と共に行はれしものなるべし。然るに天正二年に木曾義昌・武田勝頼の爲東濃地方に援兵を出したる時、馬籠峠の道を修したるより、御坂越をなす者少く、多く木曾川を遡りて鳥居峠に出でしもの丶如きなり。德川時代となりて、中山道を修し、宿驛を定めてより、木曾街道も大に修築せられ、更に明治に入りてよりは、馬籠の嶮をも避けて山口に道をつけ、現今は馬車人力車にて堂々と通過するを得るに至れり。

御坂越は何時よりの開通なるや固より明かならず、然れども科野御坂といひ、神御坂といふより考ふれば、太古諏訪明神以來の交通線路にて、諏訪より出で來る者は、勢ひ天龍川に沿ひて下り、之より木曾川に從ふて下る、その中間は必ずや此山を踰えざるべからず、蓋し自然の通路と思はる。彼の日本武尊が踰え給ひし古事記に「科野之坂」日本書紀に白狗が尊を導きたりといふ「信濃坂は卽ち是なるべし。往古より非常の嶮路にて、此地を過ぐる者の最も難しとしたる所なり、凌雲集に坂上忌寸今繼が信濃坂を陟り詩に、積石千里峻、雪集に上危途九折分、人迷邊地雪、馬蹋半天雲巖冷花離笑、溪深普易嚬、御關何處在。客思轉紛々」とあり、又今昔物語に、信濃守藤原陳忠信濃に任終りて歸京の途上御坂を踰ゆる時、馬に乘りたるまゝ梯より深谷へ落ち、枝に懸りて命を留め、蕈を採取して歸りし談を載せたり。以てこの平安朝の頃は公道たりし事明かにて、前記の日本紀略・扶桑略記などゝ相對照して大寶和銅の木曾開通後も猶專ら此路に依りし事を知らるゝなり。殊に園原・霧原邊には往古の發掘物多く、又源平頃の傳說もあることを以てみれば、木曾義仲勃興の頃も猶諏訓路は多く此道に據りしものゝ如し。吉野拾遺に木曾の御坂の邊に庵を結びし事も見えて、此路も戰國の頃までは絕えざりしものなるべし、然るに前述の馬籠開通後

此道も全く絶え、木曾より伊奈に入る者は、多く妻籠より淸内路にかゝり、御坂越は愈寂寞を極め、寬永の頃は猶村道として用ゐられしも、その後は草木生茂りて殆ど通行する者もなきに至れり。現今は妻籠吾妻橋より淸內路へかゝりたる鹿奈路の新道開鑿せられ、御坂越の如きは妻籠に形を留むるばかりとなりたり。この御坂越といふは美濃の大井より千旦林(古の坂本)駒場・中津川・落合・湯舟澤、を經てヌル川・ツメタ川の會合點なる渡合に出で、猿尾舗を過ぎ、荷附場に至る、これより御坂にかゝる順序にて、往古は人足荷物を負ひて御坂に上り園原に出で園原より馬出でゝ阿智に送る順序となれり。御坂の上には昔峠茶屋あり、これより下りて霧原を過ぎ園原に出づ、園原より蒜喫を過ぎ始めて阿智驛に達したるなり。

此の如くにして木曾の古道に開通せられしも、實際天下の往還となるに至りしは德州氏以後にありてその前は專ら御坂越に據りしものにて、上古の往還を共儘襲ひつゝあるものと知らるゝなり木曾の沿岸は更に次に述べん

四　木曾管轄の沿革

木曾は現今こそ歷然信濃に屬し、明に長野縣の所管なれ、往古は美濃に屬せし事

木曾は上古美濃に屬せし如し

もあり、甚だ管轄を明にせざる地なり、蓋し曠遠邊陬、驛市郵亭の通じ難きに依り、早く開くるに及ばざりし故なるべし、殊に往古の官道は、諏訪より天龍川を下り、御坂越によりしこと前節に叙べたる如くなれば、鳥居峠より駒岳に及ぶ一帶の山脈は、木曾と犀川との分水嶺となり、又天龍川流域と木曾川流域とを分ちて自然の形勢は寧ろ美濃に屬すべき地勢たり。されば上古は恐く美濃に屬せしものなるべく、續日本紀大寶二年岐蘇山道開通の條にも「美濃國岐蘇山道」と見ゆ。然るに、同書和銅六年の條には美濃・信濃兩國之堺と見え、萬葉集信濃國歌に於ては「信濃の今の治道」と見ゆ。之を以て考ふれば、もとは美濃に屬せしものなるも、岐蘇山道の開通後、この地は美濃國府は遠くして、信濃國府に近きを以て、信濃の所管と爲りしものなるべし。當時此山谷には、吉蘇・小吉蘇の二村あり、以て美濃國惠那郡に屬して、繪上郷と稱したるなり、然れども未だ山谷僻遠の地にして、既に官道も御坂越にかゝれる如き際なれば、自然注意を受くる事も少く、所轄も比較的曖昧なりしと見ゆ、然るに貞觀中に至り、吉蘇の山谷は遂に兩國の爭ふ所となり、左馬權少允藤原正範、刑部少錄靱負直繼雄等勅使となりて同地に赴き、兩國司と共に其地に臨み舊記を檢し、遂に吉蘇・小吉蘇の兩村は惠那郡繪上郷の地と決定し、元慶三年九月兩國に令して、縣坂上岑を

木曾美濃の所轄となる

信濃國筑摩郡と美濃國惠那郡との堺と定めたり、この縣坂は、今の鳥居峠なり。是より木曾は全く美濃の管轄となりたるが、猶其地は美濃の國府を距ること行程十餘日の遠隔せる地なれば、多く美濃の所轄たるを知らずして信濃に屬せるものと思惟し、拾遺集源頼光の歌に、信濃なる木曾路と詠み、源平頃の衰盛記・平家物語等に見ゆる所にては、一歩進みて信濃國安曇郡に木曾といふ山里ありと見え、其境界の頗る曖昧となれるを見る。畢意するにかゝる文學書に見ゆるは、必しも定說として時代を劃すべからず、唯平安朝末よりいつとなく信濃と稱し習ふに至り、木曾將軍義仲など興りて、遂に普通信濃の木曾と稱するに至りたり。然るにこの後天正頃となりて、木曾二郡といへる稱あり、卽ち木曾川を以て東西に界し、河の東を信濃國筑摩郡とし、河の西を美濃國少那郡としたり、されば須原なる定勝寺天文十八年の鐘銘に「信州木曾莊」とあるに拘らず、福島にある興禪寺の承應二年の鐘銘に「美濃國惠那郡木曾庄」とあり、(興禪寺は福島町なれども、川の右岸にあるより、斯く稱へしものか)全く兩岸稱を異にせし故と見るべきなり、然れども萬治年間より享保八年までは、普通信濃國惠那郡と書き、或は三留野宿の貞享二年の銘鐘には「東山道信濃之中間有木曾莊」などゝ曖昧に書きたり、又戰國時代以來、木曾郡などと稱せる者も見ゆる

いつの頃よりか信濃の內となる

享保九年信濃の內となる

木曾尾張侯の領に歸す

は、全く木曾莊を濫稱せし者にて、根據なきに似たり、然るに享保九年より全く信濃筑摩郡と定まり、以て今日に及ぶ。要するに、木曾の地は、一般自然の形勢は寧ろ美濃に屬するを至當とすべきも、實際此地に赴く者は、猶中津川以東に至りて、急に山深く谷幽にして形勢忽ち一變するにより、又自ら信濃に屬するの至當なるが如く思はしめ、殊に此新道成りてよりは西方より來る者、一般の地勢を見ずして信濃とな す者多ければ、又漸次混同を見、國府は又美濃より信濃に近きを以て、一層混雜を爲し、遂に爭を釀すに至りしなり。其後木曾氏此地に據りてよりは、甚だ亂雜を極め、德川幕府中世以後漸く現今の如く決定するに至る、維新後名古屋藩廢せられて、名古屋縣となり、又筑摩縣の所管に移り、明治九年八月より長野縣の管轄地となる。

五　木曾路の變遷の略說

木曾の地は、戰國時代に木曾氏の據る所なりしが、天正中豐臣氏山林の利を收めん爲か、木曾氏を下總に移し、尾張犬山城主石川定淸を代官と爲す、關原の役、石川氏西軍に應じ中山道を扼せしも敗れ、木曾は遂に尾張侯の領地となり、木曾氏の族山村良勝代官として專ら福島關の關所番となり、千村良重榑山支配となる、中山道開

通して木曾は官道となり中山道道中六十九次（江戸・京都間）の宿驛成り、之を又木曾と稱す、これより福島には福島關あり、東海道の箱根・荒井の如く女人及び武器の取調をなし、諸大名が參勤交替の道路となりて、道路も改修せられ、所謂木曾棧道も漸次交通の便を增するに至る、

木曾山中

現時の木曾街道は、平々坦々馬車以て通ずべく、人車も亦勞を要せざる良道なれども、これは最近の改修にて、舊幕府時代は未だ到底今日の形にはあらざりしなり、又道路にも沿革ありて、現今の道と舊幕府時代の路とは多少の異同あるなり、今中山道鹽尻宿までは、爰に述ぶる必要なし、鹽尻より以西、美濃國中津川宿に至るまでの間、洗馬・本山・贄川・奈良井・藪原・宮腰・福島・上松・野尻・須原・三留野・妻籠・馬籠・落合の十四驛を以て木曾山中として、その間道路の異同を略叙すべし。鹽尻の次を洗馬となす、

洗馬

この間は一帶の平原にて、犀川松本の方面に向て流る、此邊の道路は多少の變遷あり、昔は今の路より少しく北を迂回し、松本道との追分も更に北に寄り、洗馬驛の邊も、今義仲馬洗井といへるあたりを通過せしといふ。尤も是は德川幕府以前の事なるべし、幕府以後は先づ現今の路と大差なしといふ。洗馬より本山・贄川・奈良井を經て鳥居峠を踰ゆ。この間は大差なし、鳥居峠も新舊二道あれど、地勢狹塞したれば、大

鳥居峠　**福島**　**木曾第一の難所**

差なきが如し。鳥居峠を踰えて、藪原・宮腰を經て福島に至る、此地までは危險なる所も少く、道路も變遷少きが如し。福島は木曾第一の都會にて關所あり、代官の館あり、現今村の東の入口に小高き地あり、是關所の遺趾にて、道も維新後少しく變じて、今は川に沿ひて通ぜり、代官の館は對岸にありて今猶舊趾を存す、木曾の嶮道は、福島以南にて、まづ福島より上松に至る間に今棧橋驛あり、此所山勢狹塞し、木曾川は狹く溜りて道路甚だ危險となれり、往古はこゝに棧道あり、鎖にて繋ぎ渡したりといふ。芭蕉の句に「かけはしや命をからむ蔦かつら」とある、卽ち此所にて左方の山間より一水來り、木曾川に注ぐ所、最も危險なりしを以て、慶安元年尾州侯此に棧道を架し、尋で寛保二年又石坦を築きて橋を架したり、今は山を削り、橋を架し、何等の危險をも認むる能はざるに至れり。上松の次を須原とす、須原より野尻を經て、三留野に至る。須原・野尻の間も多少の變遷あれども、甚しきものなし、野尻・三留野間は、山更に急にして、谷愈深く、高峰削立し、急湍激甚となり、木曾第一の難所と爲す。此間昔は棧道最も多く、岐蘇名所圖會にも「就中三留野より野尻までの間甚危き道なり、此間は左は數十間、深き木曾川の路の狹き所は木を伐わたして並べ、藤かづらにてからめ、街道の狹きを補ふ、右は皆山なり、屛風を立たる如くにして、其中より大巖さし出で

路を遮る、此間に棧道多し、何も川の上にかけたる橋にはあらず、岨道の絶たる所にかけたる橋なり、他國にはかやうなるかけはし稀なり、山の尾崎を廻りて谷口へ入、又先の山の尾崎をまはる所多し、其谷道に横はりて、溪川の流れ木曾川に落合ふ所多し、これにかくる橋なれば、あやうき事甚し」といへり、貝原の岐蘇路記にも同じ事をいへり、牧澤橋・横川戸橋・羅天橋何れも棧橋にて、危險の地と稱せられたるなり。殊に横川邊は屢山崩もありて、最も難所たりしといふ、現今は川には橋を架し、山は開鑿して通路の難更になく、僅に山容を見て往時の狀態を察するのみ。

三留野より以南もとは妻籠に出で、馬籠を經て美濃の落合に出で、中津川に入りし者なれど、近頃は三留野より新道成り、妻籠の傍を通過して吾妻橋に出で、是より木曾川に沿ひて美濃山口落合を經、中津川に出づる順序となり、馬籠峠・十曲峠などの險もなく、まして往昔の棧道の危險などは今見るを得ず。馬車人力車も通ぜざるが、今後數年の後には鐵路走り汽笛高く響くの境を現出するに至るべし。（明治三十九年）

續木曾雜俎

一　福島關の創始

福島は中山道の中央

福島の關所は、德川幕府時代に於て、東海道の荒井・箱根と同じく、中山道にて女人鐵砲を改め、往來の人を取締りたる番所なり。江戸へ六十八里、京へ六十七里にて恰も中山道の中央に當る、前にも述べたるが如く、元來木曾の地は古より中山道の切所と稱せられ、山深き間に一條の通路あるに過ぎざれば、關隘となすに最も適當の地にて、又置かざるべからざる地點たり。されば地瘠せ田畠少きも、古來豪族之に割據して頗る勢力あり、木曾氏は累代居館を此に置きしが、天正十八年豐臣氏木曾義就を上總國に移し、木曾谷を以て公領となし、代官を置く。家康に至り木曾は中山道第一の難所にて、容易く從へ難ければとて、木曾氏の遺臣山村・千村等の諸氏の下總佐倉にあるを誘ひて之を徇へしめ、爲に秀忠の西上に際し、少なからざる便宜を與へたり。これより山村道勇は大に賞せられ、美濃に一萬石、及び木曾谷中を賜はり、中山道第一の要害と欝蒼たる良材を監督すべき代官を命ぜられたり。

口留御番
贄川番所

福島關を置く

是時に當りて德川氏は諸國の道路を改修し、往還の制をも定めたると共に、慶長七年には、荒井關所も定められしが、福島關もこの頃に設けらるゝに至りしならんも、文献備はらずしてその創設を詳かにせず、或は慶長九年に創設せられたりとも見ゆ。されどこの關所も、未だ福島に設けられしにあらず、當時は妻籠村の内下り谷に、口留御番といふものあり、是れ木曾西方の番所たり、又贄川村にも番所あり、是れ木曾東方の番所たり。大阪陣の時に、下り谷を固め云々とあり、又妻籠口留番所とあれば、この頃猶福島に關はなかりしものなり、而して恰もこの少しく前に、木曾谷は尾州侯管轄となり、關所は、山村氏の預る所となれり、是を以て考ふるに、大阪陣後間もなく關は妻籠より福島に移されしものなるべし。既に寛永元年八月には御留守居より定書を渡せるとあり、同五年には關所女改に關する定あり、是より後慶種々手形に關する規定を發したるもの諸書に散見し、寛永より寛文・元祿の頃最も多し。その規定は大略荒井・箱根等と異なる點なし、唯中山道の事なれば、東海道と比して地理的に諸種の規定に相違せるものあるを見る。猶多少その他にも異れる點なきにあらざれば、そは更に節を改めて記すことゝなさむ。

二　木曾の名産

產物に乏し

木曾は山岳重疊の間にある地なれば、山水の美、風景の佳共に相具はると雖、耕地少くして何等農產物を產出すること能はず、木曾の清流あれど清きに過ぎて魚多く棲まず、爲に水產の利もなし、唯鬱蒼たる森林は巨多の良材を產出し、この地唯一の物產となれり。然れども是れ多くは御料林たれば、土地の人民に直接の利益なし、斯かる故を以て、特殊の物產のこの地を富ますものなく、二三の製作品あるも到底之を補ふ能はざるが如し。

禁伐五木

往古舊幕府時代には、尾張藩領に屬し、禁伐五木(扁柏(ヒノキ)・花柏(サクラ)・[illegible](ネツ)・榶(アスヒ)・金松(カウヤマキ))の外は隨意採伐することを許されたるにより、夫等の材木及び公用の五木材の、不用にて下賜せられたるものとを以て、諸種の工藝品を作りて生計を營みたるものなり、當時製作せられし工藝品は、漆器・曲物・檜笠・櫛等にて、是等は材料の良好なる點より、主要なる物產として世に賞賛せられ、殊に當時中山道の往還なれば、參勤交替の諸侯も通過するにより、その需要も弘かりしが、維新以後地租改正以來、山中の森林は多く官有に歸し、是等工藝品の製作には原料の拂下を受くる必要あると、中山道交通の多

主なる工藝品

く行はれざるに至りしとにより、原料の供給、製作品の需要に困難を生じ現今は更に原料の闕乏を來し、一層の困難を見るに至れり。

是等製作品中最も需要多きものは、漆器・櫛にして、檜笠・曲物等之につげり。就中櫛は舊中山道の名物として稱せられ、お六すき櫛として最も著名なり、當時の紀行文等にも皆この櫛の事を記載せり、今少しくこの櫛の由來現況等を略叙せんとす。

目下製造の最も盛なるは、木祖村大字籔原、楢川村大字奈良井の二箇所なり、藪原はスキ櫛・トカシ櫛サシ櫛等の疎品を製し、奈良井は塗櫛・蒔繪櫛等の類を作る。元來この製作の創始は、下伊那郡清内路村なるが、其後吾妻村大字妻籠にお六といふ婦人あり、旅宿營業の傍、木櫛の製造をなしゝが、頗る巧にして種々の考案を積み。櫛齒を細密にしてスキ櫛と稱し、以て販賣を創めしに、旅人の之を求むる者多く、皆その輕便にして土産に適するより、これを求め還る者多かりしを以て、益繁榮を極め、お六櫛の名忽にして四隣に傳はり、遂にこれより此地の名産となり、商人の手を經て江都にも販賣せらるゝに至り。其附近の吾妻村大字蘭及び廣瀨地方にてもこれに倣ひて製作するに至りたり。然るにこのお六スキ櫛の材料たる、ヨグソミネバリ(Betula Ulmifolia)といふ木は、鳥居峠附近の山林中に多くありて、吾妻村の櫛製造には原

料をこの地より仰がざるべからざる有様なるにより、享保中藪原村に於てお六スキ櫛の製造を計畫する者あり、百方苦心せしも到底巧に作ること能はず、遂に同村の藤屋某(或は十三屋とも)なる者虚無僧の風を裝ひて吾妻村に至り、技術を學び歸りて博く其技を傳授し、その地の材料を用ゐて續々製作するに至り、原產地たる吾妻村はミネバリの供給を得ず、伊那地方には多くあるも、之より仰ぐに於ては、運搬費を要して相償ふ能はず、遂にミネバリに似たるミヅメの木を用ゐしも、木質軟弱にて到底之に代ふる能はず、忽にして信用を失ひ、ながく其業を失ふに至りたり。之に反して藪原は元來曲物の製造地なりしも、櫛製造地に變じ、サシ櫛・トカシ櫛等の櫛を盛に製造して、お六の名をこの地に奪ひ取るに至りたり。

是より先き鳥居峠の北楢川村大字奈良井に於ては漆器の製作を以て著名なりしが、寬保・延享の頃この村に中村惠吉といへる者あり、下伊那郡淸內路村に至り、櫛の製造を習得し來りしに、元來漆器製造の者なれば、試に櫛に漆を塗りて販賣せしに、當時往來の諸大名等皆見て以て之を珍とし、到る處に好評嘖々たる有樣となりしを以て、顧客日に增し、到底一々塗漆しをれば、この需要者を滿足せしむる能はざるを以て、淸內路吾妻邊より疎品を購求し來り、塗漆して需要に應じ、頗る繁盛を極

めたり。その後、吉野屋治兵衛なる者種々考案し、塗櫛に蒔繪を描きて販賣せしに、更に需要者を增加し、藪原のお六スキ櫛と共に賞讃せられて、名聲を四近に揚ぐるに至りたり。

斯の如くにしてお六スキ櫛は、奈良井の塗櫛と共に名聲を高くせしが、寛政より文政の間に及び、職工太右衞門なる者、お六櫛の片齒不便不經濟なるより、竹唐櫛に模して兩齒に改め、又齒立法も元來は手加減なりしを、扇屋新次郎なる者種々苦心して櫛齒を整へ、益改良を加へ、今にお六櫛・塗櫛は各兩地に於て製造せられつゝあるを見る。

さればお六櫛の木曾街道に於て著名となりしは、享保以後藪原宿にて盛に製造せらるゝに至りてより以後の事なれば、それより以前の木曾旅行者の紀行文には所見なし。既に貝原翁の木曾路の記は寳永六年に成りしものなれば、奈良井漆器の事は見ゆるも、お六櫛の事は見えず。その後のものには、藪原の條に皆この記載あり、道中膝栗毛には福島附近にあるが如く見ゆるは、この邊にもその賣店ありしものなるべし。

お六櫛の特長

此の如き沿革を以て、お六スキ櫛は頗る著名となり、木曾街道に於て土產物の一

二に數へらるゝに至り、製造盛に行はれ、其原料の良好なると、製造法に獨得の長所あるにより、江都にさへお六櫛の名顯はるゝに至れり。元來櫛の原料は、普通柘植イス・ミネバリ等を最上とするも、餘り多からざる木材なれば、椿・カスマユミ・ズミの類を代用せり、就中ミネバリは、材質最も堅硬緻密にて缺損する憂なし。而してお六櫛の特長は全くこの材を使用するを以ての故にあるなり。且櫛を製造するに、普通は挽板となすものなれども、お六櫛は割板なり。是れ後に不正齒なき所以にて、是亦お六櫛獨得の長所と誇る所なりといふ。製造上に於ては、人の技術にまつ所なれども、原料は之を天然に依頼せざるべからず、初は藪原附近の山林にミネバリの材多かりしも、今は多く伐り盡し、之を上伊那地方に仰ぎ、ズミ・ナシ・ヨツメの如き材は、飛驒地方に仰ぐことゝなり、收支相償はず、爲に非常に困難に陷り、住民は其職業を變更するに至り、木曾の名物も將に失はれんとするに至りたるを以て、近年ミネバリ・ズミの苗木を養成することに力を用うるに至りしといふ。されど東京・大阪邊にて漸次斯業者其間に改良を加へ、かゝる保守的の製作品は到底市場に上る能はざれども、猶ほスキ櫛に至りては獨得の長所ありて他の學ぶ能はざる點ありといへば、この際當業者は奮勵一番、原料の增殖と製作上に於ける一段の進歩とを望む所なり。

（以上大略長野縣農會報の記載に據る）

漆器

櫛と共に木曾の物產として稱すべきは漆器なり、これは西筑摩郡福島町字八澤及び楢川村字平澤にて、古くより行はれたるが如し。傳ふる所によれば、八澤にもと富田山龍源寺といふ寺院あり、（後、火災に罹りて同町內長福寺に合併せりといふ）この地に漆塗の經箱ありて、其裏に應永元年正月富田町塗師加藤喜左衞門献納と銘したるものありといふ。今現品なきを以て、確徵となし難きも、これを信ずれば應永年間より以前、既にこの地に斯業の行はれたりしを知るを得べし。享保中八澤町の塗師七名にて、同町內の興福寺山門に二王の大像を塗りたり、この頃斯業は頗る發達して、木曾街道の名產たりしが如し。然るに恰もこの頃より、尾州の管領となり、伐木の禁止ありしより、斯業者は原料を失ひ、至大の困難に沈淪するに至り、尾州侯に屢哀願して、漸く、檜材の幾分を伐るを許され、檜物手形を下され、毎年八十八駄（一駄は百四十貫）を限りて伐ることを許されたり。それより贄川・一國峠・日和田等の所々へ番所を設け、嚴重に之を調査せられたり、維新後右の取締令は解かれ、隨意に製造するを得るに至れり。これより需要多きにつれ、粗造品を作り、一時衰頽するに至りしも、その後信用を恢復するを得るに至れり。この地の漆器は、實用的にて美術

品にあらず、質堅硬にて價格の低廉なるを以て主眼とせり、故にその製造品は重に曲物類なり、近年繪樣を描出するに至りしも、見るべきものにあらず。

楢川村大字平澤の漆器は慶長年間を創始とすといふも、確徵なし。この地も享保中領主より檜物手形を受け、二十駄乃至五十駄の檜材を伐ることを許されたり、これよりこの地の漆細工も甚だ著名となり、奈良井の塗物として街道の名產となり、初通行者土產物として購ふ。當時の紀行文にも皆この事を記せり、爾來愈盛となり、初は粗造なる曲物類の製作なりしに、漸次擴張して青黃塗等のものを製し、又能登輪島より教師を聘して製造法を學び、平澤村の西南の山中より黃赤色の粘土を發見して髹料に充て、愈世の賞讃を博するに至りたり、近年同業組合を作り、銳意發達を謀り、粗製の弊を防ぎて、信用を失はざることを勉めをれり。美術品としては賞すべからざるも、堅牢なる品として亦見るべし。

此外木曾の物產としては檜笠・曲物・氷餅の物產あれど、生產額等前二者以下にあり、又特記するほどの沿革もなきを以て之を略す。

三　木曾雜俎中の訂正

伊勢大西源一氏より左の注意あり。

（略前）「木曾雜俎」……………………至極有益にて且つ趣味津々たる御記述、面白く拜誦いたし候。生は未だ木曾路の全般に亘りて踏査したる事之なく候へ共、昨秋隊の八泊行軍に附隨して三州北部より南信下伊奈の地に入り、飯田町より大平峠絕險を超えて西筑摩郡に下り、舊中山道の妻籠驛（今は吾妻村に隸す）に出で、新道により木曾川の左岸に沿ひ、美濃の落合を經、中津川・大井・高山・多治見等を過ぎ、名古屋に歸着したること有之、妻籠以南の中山道を瞥見いたし候。今自己の實見したる所につき、之を「木曾雜俎」中に記述せられたる處に比するに、多少相違の點も有之候まゝ、以下其の一二御參考の爲申述ぶべく候。歷史地理第八卷第十一號所載「木曾山道と御坂越」一の項中、御坂越道の變遷を叙したる終に「現今は妻籠吾妻橋より淸內路へかゝりたる伊奈の新道開鑿せられ……」とあるも唯今の新道は淸內路へはかゝらず、吾妻橋より舊妻籠驛及蘭、廣瀨を過ぎ、木曾峠（木曾川溪谷と天龍川溪谷との分水界、西筑摩下伊那の郡界）を踰え大平を經て、更に上下四里に餘れる大平峠を登降し、右に松川の深谷を俯瞰して飯田町に達するものにして其の距離凡そ十一里（吾妻橋より飯田迄）なり。此の街道は去る三十三年に起工し、三十八年に至て漸く全部の竣工を見るに至りたるものにて、今日にては優に車を通じ、木曾川峽谷と伊那方面とを連絡する唯一の交通線たり。而して所謂淸內路は此の街道よりは、南方二里計の處にありて、今にては全く此の路線の經る處とはならず。

曾て野崎氏の「日本名勝地誌」をよみたるに、其の下伊那郡飯田町の交通を叙ぶる處に「中山道の妻籠に連絡する淸內路」とありて、淸內路街道名の如く解釋せり。淸路內は村名に

て唯道名にあらじと思ふが如何にや。

唯今の新道は大平街道と曰へり。兎に角今にては清内路は此の街道と何等の關係なきなり。

同卷十二號掲載「木曾路の變遷の略説」の處にて、今の新道の線路を述べて「妻籠の傍を通過して吾妻橋に出で、是より木曾川に沿ひて美濃山口落合を經、中津川に出づる順序となり云々」とあり。此に依て此を見るに、山口は美濃國に屬するもの丶如し、然れども實際は信濃なり。

木曾路を南下して美濃に入らば、最初來るべき驛は落合なり。されば落合より以前なる山口は如何にしても信濃なり。山口と落合との間に岐阜・長野二縣の管轄境界標立てるを現在目撃せり。されど山口は無論信濃領の分なり。

清内路がどうの、山口美濃で御座るの、亦信濃で候のと斯様の事如何の斯うのと論ずるの値もなしと云ふ人あらむ。此れが素人の言ふ事ならば、吾が輩素より默過し去るべしされど歴史地理專門の學者の言としては、些の誤謬だになからむ事を望む也。因て以上駄言を並べたる次第なり。

大西君の注意實に恭し、本稿は匆忙の際に起稿せし爲か丶る慮外の誤謬を生じ、讀者諸君にも謝すべきの辭なきなり。現今の木曾・伊那間の新道は決して清内路に(清内路を街道の如く名勝地誌に記しあるは、余は原書を見ねど無論誤謬にて、村名なること申すまでもなし)か丶り居らず、吾妻橋より妻籠・蘭等を經、大平嶺を踰え、勝負

平・市瀬等の村々を經て、飯田町に達せらるゝは明かなるに、自らも知りつゝ思はざるの誤をなしたるなり。又山口を美濃のやうに書きしも、無論誤にて何れも訂正致さんと思へる際、同君の注意を受けたるは深く謝する所にて、余の不注意は深くわび入る次第なり、讀者請ふらくは之を諒とせられんことを。（明治四十年）

西國三十三所靈場と巡禮の權輿

ふる里をはる〴〵こゝに紀三井寺、花の都も近くなるらん、巡禮に御報謝といふも優しき國訛り、テモしほらしい巡禮衆、ドレ〳〵報酬しんぜうと、盆にしらけの志とは、近松半二が傾城阿波鳴門の淨瑠璃に名高い一節で、江戸幕府時代に多く行はれた廻國巡禮に、憐な母子の契を描き出したもので、巡禮といはゞ阿波鳴門といふ

位、最も人口に膾炙してゐるものである。

廻國巡禮の由來

抑もこの廻國巡禮と申すものは、江戸時代に多く行はれたものであるが、その由來に遡つてみると、よほど古い事のやうである。この思想は無論印度・支那より渡來したものであらうが、我邦で僧侶でなくして、一般の俗人が廻國巡禮をなして、靈場を巡拜するやうになつたのは、平安朝の事で、これより鎌倉時代にかけて、百寺巡・三塔の巡禮・三十三所の觀音巡拜などいふ事が盛に行はるゝやうになつた。戰國時代に諸國が兵馬の爲に荒されて路が塞がつたので、餘り盛ではなかつたが、猶この間に靈場巡禮の事は相變らず行はれてゐたやうである。江戸幕府時代となり、往來も自由になつて、信仰の熱も盛になつたので、笈を負ひ笻を携へて、遠く廻國巡禮に出かけ、或は一家族を擧げて廻國に出で、靈寺名刹を拜して歸る者が多くなるやうになつた。

有名な巡禮地

是等の巡禮中で最も名高いのは、西國三十三箇所の觀音、紀伊那智山に初まつて、美濃の谷汲山に終るもので、その外、坂東三十三番、秩父三十四番の靈場、又弘法大師を念ずる者は四國遍地八十八箇所、又一向門徒には二十四輩、淨土宗に二十五箇所の靈地がある、又諸國に之を縮寫して、一都市又は一寺中に靈場を集めたものがあ

る、京都では七觀音・六地藏・十二所藥師・三十所辨財天等いふものあり、又萬治・寛文の頃より寛永・正德の頃まで、洛陽三十三所觀音といふものが都で行はれ、江戸にもこの種のものが種々行はれたやうである。

廻國の目的

元來この廻國の目的は、信仰の心より起つて專ら冥福を得、功德にしやうとの爲で、彼の六十六箇國を巡つて六十六部の法華經を國々の靈所に納むる行脚僧を、六部と稱したものと形も意義も大體似たもので、彼は凡ての國內を廻るも、これは唯靈場のみを廻るのである、巡禮は白衣を着、おひづるをかけて詠歌を唱へ、靈場を巡り、途中人の門戸に立ちて、物を乞ひて修行となしたものである。

西國三十三所觀音の起原

今この西國三十三所觀音といふものにつきて、その權輿を尋ね、その靈地につきて多少述べてみやうと思ふが、その起源については容易に分らない。鹽尻によると、寛平帝(宇多)御出家ありて、眞言を益信僧正に受け、灌頂せさせ給ひ、佛法頗る御熱心であつたが、未だ御行脚の事はなかつた、花山院御發心の後、國々を巡り御修行になつて、三十三所觀音巡禮も、この帝が始といつてある。花山天皇は早く皇位をお退きになり、熊野へも屢行幸になつて、深く佛法を御信仰になつたので、帝を權輿とするといふ想像である。成る程、新拾遺集に花山天皇の御製とて「むかしより風にしられ

ぬ燈火の光ぞはるゝ後の世のやみ」といふ御製があつて、その序に、「修行せさせ給ひける時、粉河の觀音にて御札にかゝせ給ひける御歌、華山院御製」とある、これで以てみると、御修行せられて、粉河寺へ御出でになり、巡拜の御札を書かせられたやうである。この御製は、立派な勅撰集に見えてをることであるから、疑を容るゝ餘地がないとすれば、花山天皇の靈場を御巡拜になつたことは、又疑ふことが出來ない。所謂後の三十三箇所などは、まだ定まつてなくとも、とにかく觀音禮拜の思想が、平安朝に大に行はれ、觀音の靈場々々を巡拜することが盛であつて、天皇も熊野御參詣の御道すがら、この粉河寺にも御立寄りになつて、觀音をも御禮拜になつたわけであらう。

西國三十三所名所圖會に、冥應集といふ書を引いて「巡禮の權輿は德道上人也、昔は中山寺を第一とす、其後中絶せるを、花山法皇と河内の佛眼上人と、書寫山の性空上人と辨光僧正・良重・祐懷と共に絶たるを繼ぎ、巡禮し給ふ、其時に那智を第一番とし給ふ云々、されば異說をさしおき、凡德道を巡禮の草創とし、佛眼・性空これを信じ、花山法皇潤色し給ふ。故に法皇を中興開山と稱する乎」とあれど長谷寺緣起文にある德道上人の事蹟は、とかく架空の談が多いから俄に信用も出來難い。續いて性空

三十三所の初見

古くは順番なし

の事なども分らない、花山法皇の事は、上述のやうなわけで、必しもこの天皇が御創始せられたといふわけでなく、この頃に漸次觀音信仰が盛なると共に、觀音靈場を巡拜することも盛になり、天皇も所々禮拜になつたのであらう。

然し初は三十三所とも限らず、靈場を巡拜したのではあるまいかと思ふ、其が觀音の三十三身に擬して、三十三所の靈場といふことが行はれた。されどまだ一番が那智山だの、二番が紀三井寺だのといふ事は、恐く定まつてゐなかつたやうである、三十三所といふ事の初て物に見ゆるのは、千載集釋教部に、前大僧正覺忠の歌として。

三十三所の觀音をがみ奉らむとて所々まゐり侍りける時、美濃の谷汲にて油の出づるを見てよみ侍りける、

世をてらす佛の驗ありければまだ燈火も消えぬなりけり。

とあるのである、この覺忠といふ人は、鎌倉時代の初頃の人で、延暦寺座主になつた人であれば、三十三所といふ事は、この頃に既にあつた事は明かである、されば三十三所巡禮の權輿は、平安朝末頃として、まづ差支はないやうである。思ふに三十三所の觀音巡禮の初は、今のやうに何番と寺を定めたのでなくて、近畿地方の觀音を、定めなく三十三所だけ參拜するといふ事にしてゐたのであらう。されば拾芥抄に見えてゐる三十三と、今の三十三所とは、寺が餘程違つてをる。拾芥抄には三十三所と

あつて三十二所よりないが、その中今と十一箇所だけ異つてをる、即ち

六角堂（今の十八番）　中山（今の二十四番）　河崎
清水寺（今の十六番）　法性寺觀音堂　神光寺
醍醐如意輪堂（今の十一番）　同石間（今の十二番）　總持寺（今の二十二番）
勝尾寺（今の二十三番）　六波羅密寺（今の十七番）　神呪寺
長谷寺（今の八番）　元興寺　東大寺法華堂
同西金堂　粉河寺（今の三番）　紀伊三井寺（今の二番）
眞木尾（今の四番）　谷汲（今の三十三番）　那智如意輪堂（今の一番）
天王寺　播磨清水（今の二十五番）　成相（今の二十八番）
長樂寺　乙訓良峯寺　善蓋寺
藤井寺（今の五番）　近江石山寺（今の十三番）　同觀音寺（今の三十二番）
穴太寺　同袋懸

これは流布の拾芥抄で、本によると、長命寺・准胝堂・行願寺・千手堂・如意輪・法華寺・松尾寺・觀音寺・竹生島等が入つてをるものがある、是等を見ても(興廢によつて異動が

あつたのかも知れぬ)が、又その何番などゝて、一定してゐなかつたことが知られる。これが一定して、何番の札所と稱し、御詠歌なども出來るやうになつたのは、徳川氏になつてから後の事である。

西國の二字を冠すること

そこで研究すべき問題は西國といふ文字である、古い所には決してないもので、皆唯三十三所とあるのみである、應永の桂川地藏記に三十三所巡禮とあり、拾芥抄も唯三十三所とありて、西國とは見えない。唯近江石山巡禮版に、甲州巨摩郡布施庄小池圖書助西國三十三所巡禮道旹彌勒二年丁卯六月吉日と銅板に彫付けたものがあるといふことである。この彌勒の年號はよく分らぬが妙法寺記に永正四年と書きて、彌勒二年とあれば、この年を指したやうである、この巡禮札は何だか變なものではあるが、若し信ずるに足るものとすれば、これより以前より西國と稱したものであらう。されど地藏記・拾芥抄に見ゆる卅三所は、畿内の人が書き、巡禮札は東國の人が書いたのであるから、此異同があるので、既に鎌倉時代から、室町時代の間に、東國の人が西國巡りと稱したものであらうか、猶熟考を要すると思はれる。

順序を立てたはいつ頃か

されど那智を第一番として、谷汲を第三十三番と定め、その巡廻する順序を定めたのは、何時であらうか、かゝる順序が早く定まつて居ることとならば、拾芥抄なども

東國人に都合よき順序

その順序によりさうなものであるが、至て不順序な書き方である、その後は之を徴すべき材料に乏しいが、延寶(徳川第四代家綱時代)の紀行で巡禮通考といふ書には、もはや那智山を第一番として、順序を定めてある。されば恐く徳川氏の世になつてから、この順序に定めたものであるまいか、政治の中心が關東に移つて、關東から近畿地方へ遊覽かた〲、この觀音靈場をも巡拜しやうとする人から、附した順序であらう。それに那智を第一番に置いたのは、まづ第一に伊勢の兩宮に參拜して、それから觀音靈場を巡るといふ順序に出來てをる、その靈場を巡拜する間に大和から京都の間の名所舊蹟を悉く見物する事が出來るので、至極都合のよい行程である。元來東國の方の人は、信仰心が比較的深いやうであり、且畿內地方の風光に接することは最も望む所なので、その巡禮に赴いた者は、西國の人より東國の人が割合多かつたに相違ない、それで東國人に都合のよい巡り方に出來たのであらう。閑田次筆に、東國の人伊勢に詣て、八鬼山をこえて熊野にいたり、それより國々をへて、美濃谷汲に終り、中山道をへて東國の故郷に歸る次第順路で、その證としては、第二番紀三井寺の詠歌に「ふるさとをはる〲こゝに紀三井寺花の都も近くなるらん」といへるは、關東人によくあひて、中原の地の人にはあはず、花の都を佛國浄土とするは

御詠歌

强解なりといへるは、東國人が附けたであらうといふ說を更に確めるわけて、「いまではおやと賴みしおひづるをぬぎておさむるみの〻谷汲」といふのと併せて、いかにも東方にその淵源を求めなければならぬ。

禮拜の順序をつけたのは、これで不十分ながら分つたとして、さて御詠歌といふものがある。花山天皇の御製となつてをるが、無論さうではない、調も何もすべて後世のもので、最も拙な歌である、德川時代に始まつたものであらうが、延寶の巡禮通考に見えないから、これより後のものではあるまいか、明和に出來た鳴門の淨瑠璃には、立派に出てゐるから、その間に出來たものか、或は通考には之を除いたのか、とにかくこの前後の作物であらう。この歌詠の調はいかにも悲哀に出來てゐて、悠々として至極穩に出來てあるのは、全く泰平の世のものたること明かである、嘗て御諒闇の時に泉涌寺の御陵を築くに、聲なくては杵を下すこと能はずとて、この巡禮歌を諷ふて拍子をとつたことが、閑田次筆に見えてある。思ふにかゝる悲哀の時に適當した調子で、歌は拙ではあるが、ゆる〳〵廻國巡禮して後世を祈つて往くのには、最も適當なるものと思はれる。さればこそ諸方にこれが廣がつて、都鄙到る處に詠誦せられて、その詩的な所が當時の俗文學にまで謠はるゝに至つたのである。

西國巡禮の權輿は、凡そ右の通てあるが、つぎにはその巡拜する靈場につきて少しく歷史地理的に調べてみやう。元來當時の廻國巡禮はその目的は唯冥福を祈るにあるであらうが、實際其以外に自他利益することが少くなかつたのである。順禮の道すがら名所舊蹟を訪ひて其思想を練り、又この機會に近畿の國々を遊歷するので、都の空氣をも呼吸して、喑々裡に文明の移動に稗益した事が少くなかつたやうである。その他百姓等が農事の暇に出で立つ次第であるから、諸所より一時に群をなして靈場に詰めかけるので、自然道路や旅宿や其他旅行上に、多大の進步を促したであらうと思ふ。

西國巡禮の由來權輿については大略前に述べたやうであるが、更に進んでその三十三所の靈場といふものについて少しく考へてみやう。

三十三所といふ事は、既に平安期末に見えてをるのであるが、この三十三所は時代によりて變遷があり、又一時代にても後のやうに精密に何寺と定まつてをつたのではない、まして何番などいふ順序は無論なかつたので皆勝手の順序で巡拜して居つたやうである、壒囊抄に就二此次第一異說是多歟、或爲二長谷一初、或御室戶爲レ初長谷爲レ終、或說云、只便路爲レ本、不レ論二前後一ト云々とあつて、觀音を安置せる靈場を三十三だ

け擇んで巡つたのが、だん〳〵具體的になつて、寺が定まり、尋で何番といふ順序が出來るやうになつたのである。壒嚢抄に久安六年長谷僧正參詣の次第とて、

那智山如意輪堂・那智山千手堂・金剛寶堂紀三井寺・粉河寺・施福寺・南法華寺壺坂寺・龍蓋寺岡寺・長谷寺初瀨寺・南圓堂興福寺・准胝堂・正法寺岩間寺・石山寺・如意輪堂三井寺南院・六角堂頂法寺・清水寺・行願寺革堂・六波羅密寺・今熊野觀音寺・菩提寺穴太寺・良峰寺・總持寺・勝尾寺・仲山寺・清水寺・法華寺・書寫山如意輪寺・成相寺・松尾寺・竹生島華嚴寺・觀音寺・長命寺・御室戸寺、

となつてをる。又建武元年十一月十六日中宮恂子內親王御着帶ありて、同二年正月二十八日御產御祈のあつた時、三十三所の觀音に御誦經を命ぜられた時の靈場、及び洞院公賢の著なる拾芥抄には、

丹後成相寺・近江觀音寺・同袋懸・同石山。丹波穴太・法性寺觀音堂・美乃國谷汲。紀伊國三井寺・那智如意輪寺・和泉國眞木尾・粉川寺・行願寺・（〇拾芥抄に見えず）播磨國清水寺・中山・播磨國神呪寺・乙訓吉峯寺・河崎・清水寺・六波羅密寺・六角堂・興福寺南圓堂・（〇拾芥抄に見えず）同西金堂・（拾芥抄に東大寺にかけたるは誤なり）勝尾寺・總持寺・醍醐如意輪寺・同岩間東大法寺花堂・元興寺・長谷寺・龍蓋寺・天王寺金堂・河內國高井寺・（の高は葛の誤なるべし此外拾芥抄には神光寺長樂寺の二寺あり）

とあつて前のとは順序も違ひ靈場にも異同があるが、南北朝時代の三十三所といふ者がこれによつて分る。御產御祈目錄と拾芥抄とは、行願寺南圓堂・神光寺長樂寺

の相違あるばかりである。又拾芥抄の或人の本によりて校合したものといふによれば、

六角堂・清水寺・醍醐如意輪堂・同石間・惣持寺・勝尾寺・六波羅密寺・長谷寺・東大寺法華堂・粉河寺・眞木尾・谷波・那智如意輪堂・播磨清水寺・成相寺・長樂寺・乙訓良峯寺・善峯寺・藤井寺・石山寺・觀音寺・穴太寺・金剛寶寺・仲山寺・長命寺・准胝堂・行願寺・千手堂・如意輪・法華寺・松尾寺・觀音寺竹生島、

と又違つてをるが、だん／＼徳川時代の三十三所に近いやうである、たゞ南北朝時代にはどれを見ても、三十二所よりないのは不思議である。又試に徳川時代より今日に至る間の三十三所を擧ぐれば、

那智山・紀三井寺・粉河寺・施福寺・葛井寺・壺坂寺・岡寺龍蓋寺・長谷寺・南圓堂・三室戸寺・上醍醐寺・正法寺・石山寺・三井寺南院・今熊野觀音寺・清水寺・六波羅密寺・六角堂頂法寺・革堂行願寺・西山善峯寺・穴穗寺・總持寺・勝尾寺・中山寺・清水寺・一乘寺・圓教寺・成相寺・松尾寺・寶嚴寺・長命寺・觀音寺・谷汲山華嚴寺、

である。今此四者を併せて考へ見るに、皆各異同出入がある。かく一致しないのを見ても、三十三所靈場も時によつて變遷があり、順序などは江戸時代まで更に一定してゐなかつた事が明かである。それが更に江戸時代には那智山を第一として、谷汲を第三十三番とする靈場に改定せられたものであらう。

そこで(一)今塩囊抄の久安六年のもの(二)御産御祈目録に見ゆるもの(三)拾芥抄に見ゆるもの(四)同書の異本に見ゆるもの(五)現今のもの、五つを比較してみるに、塩囊抄のは久安であるから、平安朝末で餘程古いものである、併し御祈目録及び拾芥抄の方が古色があるやうな心地がする、塩抄囊は室町時代の中世文安中に僧行譽の編である、されぱこれは拾芥抄以後であるまいかとの氣もすれど、別に根據がないから、姑く舊に從つておかう。

今この五者を綜合して考ふると、那智山・紀三井寺・粉河寺・松尾寺・龍蓋寺・長谷寺・岩間寺・石山寺・六角堂・清水寺・六波羅密寺・穴太寺・良峰寺・總持寺・勝尾寺・仲山寺・播磨清水寺・成相寺・華嚴寺・近江觀音寺の二十所は五者共に一致してゐる。殘の十二箇所は五者各異同がある、藤井寺の如きは有名なるに拘らず、久安のものには見えない、壺坂寺・上醍醐准胝堂・今熊野觀音寺・書寫山・松尾寺・長命寺・竹生島・御室戶寺は久安のもの、拾芥抄異本、現今のものにあつて、御産御祈目録及び拾芥抄には見えない。醍醐如意輪堂・東大寺法華堂は御産御祈目録・拾芥抄及び同異本に見えて外にはない。南圓堂(御産御祈目録には見ゆ)三井寺・播磨法華寺は久安のものと現今のものとにあつて、御産御祈目録及び拾芥抄の兩書には見えない。又單獨にあるものは久安のものに

那智山千手堂、御產御祈目錄及び拾芥抄に河崎・法性寺觀音堂・神光寺(御產御祈目錄にはなし)神呪寺・元興寺・興福寺西金堂・天王寺・近江袋懸あり。是等をみても御產御祈目錄及び拾芥抄のは現今のに遠かつてゐて、久安のよりも古色があるやうに思ふ故である、殊に河崎・神光寺・神呪寺・袋懸などは、寺も判然しない、却て久安のものが現今のものに似てをるは不思議に感ずる次第である。拾芥抄異本に至つては、よほど現今のものに近いやうに見える、故に今久安のものが如何あらうとも、室町時代までは判然と一定してゐなかつたやうで、順序なども勝手氣儘であつたのが、遂に西國といふ名稱も附せられ、東國の人が參宮して木曾路を歸るやうな順序に、何番と巡拜する順序も出來るやうになつたのである。

三十三所靈場は以上述べたやうに變遷したものであるが、其大體の地理的位置は更に變らないので、畿內五國を中心として、紀伊・播磨・丹波・丹後・近江・美濃を出ることがない、頗る都合よく巡廻することが出來るやうに配置されてをる。されば東國邊の人がこの靈場を巡拜すれば、近畿地方を悉く遊歷することが出來て、或は明媚なる風光に接し、或は都に入りて文明の空氣を吸ふのに最も適當なるやうに出來てをる。今この靈場につき一々述べたいと思へど、餘りくだ〱しくなれば簡單に

昭和七年四月 大阪每日新聞所載

その地點と靈場の案内とを略敍しておく、寺の開基又は年代等の傳もあれど、多く牽强附會であるからそれは省いておく。

(一)紀伊那智山青岸渡寺

今の第一番。東牟婁郡那智村にあり。本尊如意輪觀世音。補陀落や岸うつ浪は三熊野の那智の御山に響く瀧津瀨。千手堂嚢抄に見ゆ、これは那智山の瀧本にある堂にて今に存す、所謂瀧本苦行の所なり。

(二)紀伊紀三井山護國院金剛寶寺

今の第二番。海草郡紀三井寺村、和歌浦の東岸にあり、本尊十一面觀音、

都をばはるばるここに紀三井寺花の都も近くなるらん

(三)紀伊補陀落山成願院粉河寺

今の第三番。那賀郡粉河村にあり、本尊千手千眼觀世音。

父母の恵も深き粉川寺佛のちかひ賴もしきかな

(四)和泉槇尾山仙藥院施福寺

今の第四番。泉北郡東横山村大字槇尾にあり、本尊彌勒脇士文殊、千手觀世音(延寶年代の巡禮通考にこの所開帳百文とあり)

深山路や檜原松原わけゆ……さむる。

(五)河内紫雲山三寶院葛井寺

(一番) 紀州 那智山

仁德帝の御宇裸形上人那智山の大瀧で苦行する折柄瀧壺から觀世音像が現れた、上人は今の本堂の地に庵室を結び禮拜してゐたが、上人滅後地中に埋沒してゐたのを推古帝の御宇生佛上人が神託で玉椿の靈木で尊像を刻み、ささの靈像を納め本堂創建の勅詔を賜うた

(二番) 紀州 紀三井寺

寶龜元年、爲光上人この山麓の千手谷燈明松のあたりで千手觀音の靈像を感得するや海に面して一堂を建立、さらに十一面觀世音菩薩を刻み感得の像をその胎內に安置し奉つた、卽ち當寺の本尊である

(三番) 紀州 粉河寺

大伴孔子古といふ獵人一日山中で靈光に接しまづ小堂を建立、その後奇しき童形の大士が現れ七日間籠つて佛を作つて何處にか去つたその後河内の佐太夫といふ人の娘が重病を病んだ時、菩薩身を變じて家に入りて平癒せしめ「用あれば那賀を訪ねよ」と告げて去つた翌年佐太夫その地を訪ひ谷川の水で米を洗つてゐると白水が流れて來たので川に沿うて林に入ると寺があつた、これこそ娘を救ひ給うた大士と知り靈場を開いた

(六番) 大和 壺阪寺

大寶三年法相宗弁基上人が當山で禪坐祈求するうち、持てる水晶の

行滿上人勅願で當山に彌勒大士を安置し後三千人の僧侶がゐたといふ、光仁天皇のころ時の住持法海上人が千手觀音を刻み彌勒大士の脇に安置した、これ今の札所の觀音大士である、弘法大師は十六歳の時當山に登り彌勒僧正に從つて研修した

今の第五番。南河内郡長野村大字藤井寺にあり一に剛琳寺といふ、本尊千手觀世音。

参るより頼みをかくる藤井寺花の臺に紫の雲

(六)大和壺坂山南法華寺

今の第六番。高市郡高取土佐町の東南一里の山中にあり、本尊千手觀世音(巡禮通考にこの所開帳百文とあり)

岩をたて水をたゝへて壺坂の庭のいさごも淨土なるらん

(七)大和東光山龍盖寺眞珠院

今の第七番。一に岡寺といふ、拾芥抄に善蓋寺とあるは龍蓋寺の誤なるべし、高市郡高市村大字岡にあり。本尊如意輪觀世音(巡體通考にこの所開帳百錢とあり)

けさ見ればつゆ岡寺の庭のこけさながら瑠璃の光なるらん

(七番) 大和岡寺

本尊は大唐稽首薫衆生濟度のため閻浮檀金をもつて觀音の像を鑄造して本尊とした、また道鏡法師この寺に住し、孝謙天皇の御歸依を得て七堂伽藍を建立、自來年とともに衰頽したが德川時代に修繕完全なものとなつた

(八)大和豐山長谷寺神樂院

今の第八番。磯城郡初瀬村にあり、本尊十一面觀世音。

幾度も参る心は初瀬寺山も誓もふかき谷河

(八番) 大和長谷寺

元正天皇のころ、近江に大洪水あり靈木流れ來り漂流に任すと七十年、大和八木の門子といふもの佛を刻まんと大和に運んだが、その死後大和に洪水があつて靈木は初瀬に漂着した、たまく德道上人靈佛彫刻の祈願を發し、聖武天皇これを聞召して名工賢問父子をして十一面觀音の像を彫刻せしめ給うた、その時天地鳴動岩石壞けて蓮台出現し行基菩薩これを開眼、大和の民集まつて堂宇を建立した

(九)大和興福寺南圓堂

今の第九番。奈良市の中央にあり、本尊不空羂索觀世音なり。

春の日は南圓堂にかゝやきてみかさの山にはるゝ薄雲

(九番) 大和南圓堂

弘仁四年藤原内麿が不空羂索三目八臂の觀音の像を安置供養したのを、その子冬嗣が埋めて地鎭とし、その上に本堂を建立した、その時一老翁が人夫に交りその功を援けた、老翁は即ち春日明神だといふ

(十)大和元興寺

御産御祈日錄及び拾芥抄にのみ見ゆ、この寺安政六年觀世音堂燒失後市新芝屋町にその趾あり、その以前寶德にも天文にも火災あり、拾芥抄頃には猶儼然と

して靈場たりしものなるべし。

（十一）大和東大寺法華堂

これは拾芥抄及同異本に見ゆ、奈良市にありて所謂三月堂のことなり、本尊は不空羂索觀世音立像なり、何時より三十三所靈場より除かれしかを知らず。

（十二）興福寺

御產御祈目錄及び拾芥抄に見ゆ、拾芥抄に東大寺西金堂とあれど、誤にて興福寺のなるべし。

（十三）山城妙星山三室戶寺

今の十番。宇治郡宇治村大字莵道にあり、本尊千手觀世音。

よもすがら月をみむろとわけゆけば宇治の川瀨にたつは白浪

（十四）山城深雪山上醍醐寺

今の第十一番。宇治郡醍醐寺の上にあり、下醍醐より凡そ二十町の高所なり、本尊准胝觀世音、壒囊抄・拾芥抄異本准胝堂に作るは本寺のことなり。

逆緣もうさですくふ願なれば巡禮だうは賴もしきかな

（十五）近江岩間山正法寺

今の第十二番。上醍醐の奥にて滋賀郡石山村南鄕の西嶺大字内畑に屬するの地にあり、本尊千手觀世音。

みなかみはいづくなるらん石間寺きしうつ浪か松風の音

（十番）山城 三室戶寺

光仁天皇宇治の離宮に行幸された時、一日奇瑞をみそなはせられ靈光のところを尋ねさせられた、宇治川の支流岩淵なる清淵に千手觀音を受得あらせられたので離宮の一室に祀り、後離宮を改めて三室戶寺と稱せられた

（十一番）山城 上醍醐寺

貞觀十六年理源大師深草の普明寺で靈感を得、當山に登つたところ白髮の老翁が醍醐水を汲んでゐた

そしていはく「この山は古佛轉法輪の勝地諸天擁護の靈なり、われは地主橫尾の神なり」そこで大師は堂宇を建立し自ら准胝佛母の像を刻んだ（つゞく）

（十二番）江州 岩間寺

養老六年元正天皇御不豫の時泰澄和尚をして御平癒祈願をさせられた、その靈驗空しくなかつたので地をトして伽藍を創立された、これより先和尚が一夜庭内の大樹の下で坐禪してゐると、千手陀羅尼を唱へる聲があるので、その木を伐ると千手觀音菩薩の姿が現れた、和尚は感激してその影現の姿を彫刻し守護本尊を體内に納めた

（十六番）京都 清水寺

千百廿余年前大和の延鎮僧都が観世音の靈夢を感じ、山城木津川上流に來り行叡居士の指示によつて楊柳で千手観音を刻みこれを東山牛尾山に移した、時に田村麿夫人が難産にあつたので、延鎮に祈禱を願ひ安産を得たので將軍は當寺を建立した

（十七番）京都 六波羅密寺

天暦五年京都市中に悪疫流行して死者甚だ多いので、村上天皇は空也上人に悪疫退治の勅命を下された、上人は即ち十一面観世音菩薩の像を刻み、それが成るとともに悪疫は息んだ、天皇は勅號六波羅密寺を賜ひて、鴨川の岸に堂宇を建立され観世音を安置された

（十八番）京都 六角堂

その昔淡路の海に光輝くものあり怪しんで引あげると唐櫃があつて中に「閻浮檀金の像一躰日本の國王に奉る」とあつたので聖徳太子は「わが七世の守り本尊」だとて恭敬され六角堂を建立安置された

（十六）近江石光山石山寺

今の第十三番。滋賀郡石山村にあり、本尊如意輪観世音。

後の世を願ふ心はかろくともほとけのちかひ重き石山

（十七）近江三井寺南院

今の第十四番。滋賀郡大津町の西南にて園城寺に属し、聖願寺又は正法寺ともいふ、本尊如意輪観世音。

いづいるや浪間の月は三井寺の鐘の響にあくるみづうみ

（十八）京都今熊野観音寺

今の第十五番。洛東今熊野泉山の中にあり、本尊十一面観世音。

むかしよりたつともしらぬ今熊の佛の誓あらたなりけり。

（十九）京都音羽山清水寺

今の第十六番。洛東清水坂の上にて著名の伽藍、本尊千手観世音。

松風や音羽の瀧は清水のむすぶ心はすゞしかるらん

（二十）京都補陀落山普門院六波羅密寺

今の第十七番。洛東五條松原の末大和大路の東にあり、本尊十一面観世音。

おもくとも五つの罪はよもあらじ六はら堂に参る身なれば

（二十一）京都六角堂頂法寺

今の第十八番。下京區六角通烏丸の東にあり、本尊如意輪観世音。

わが思ふ心の中はむつのかどたゞまろかれといのるなりけり

（十三番）江州 石山寺

聖武天皇は東大寺大佛に金箔をお塗りにならうと思し召されたが、黄金が少いので良弁僧正に祈らしめられた、僧正は靈夢を感じて石山にいたり、如意輪観世音を安置して持念したところ、陸奥より黄金を貢して來たので如意輪観世音の靈驗なりとして石山の靈地を開いた

（十四番）江州 三井寺

本尊如意輪観世音は貞観五年智證大師が刻んだ、延久四年當山華の谷の峰に一宇を勅創したが、文明十三年観音の靈夢により今の地に移したのである

（十五番）京都 観音寺

東寺で弘法大師が東の方に紫雲を見たので行つたところ、老翁が現れ一寸八分の十一面観音と寶印を授け「われは熊野權現だ」といつて飛去つた、これを奏上したので精舎を建立遊ばされ新たに一尺八寸の像を刻めと仰せられた、大師がこれを刻み一寸八分の像を體内に納めた

二十二)京都革堂行願寺

今の第十九番。上京區元一條北町尻にありしを天正中京極に移す、本尊千手觀世音。

花をみて今はのぞみもかうだうのにはのちぐさも盛なりけり

二十三)法性寺觀音堂

御産御祈日錄及び拾芥抄に之を載す、もと九條河原にありしが、今東福寺北門邊に再興し、觀音を置けり、是れ卽ち然らん。

二十四)長樂寺

拾芥抄に見ゆる靈場にて洛東圓山の長樂寺なるべし、本尊十一面觀世音、拾芥抄の頃札所たりしものか。

二十五)山城西山善峯寺

今の第二十番。乙訓郡大原野村にあり、西山の名刹なるも、文明中兵燹に罹りて衰ふ、元祿中桂昌院の再興あり、本尊千手觀世音。

野をもすぎ山ぢにむかふあめのそらよし峯よりも晴るゝ夕立

二十六)丹波穴穗寺

今の第二十一番。又菩提寺といふ、桑田郡曾我部村大字穴太にあり、本尊藥師如來脇士聖觀世音(巡禮通考に開帳百文とあり)

かゝるよに生れあふみのあなうやとおもはでたのめ十こゑ一こゑ

二十七)攝津補陀落山總持寺

今の第二十廿番。三島郡三島村にあり、本尊十一面觀世音。(開帳百二十錢)

(十九番)　京都　行願寺

行円といふ僧弱冠のころ田獵に出て誤つて牝鹿を射殺した、忽ち菩薩心を起して佛門に入り、射殺した鹿の革を着て頭陀の行を行ひ寺を建立した、本尊は神告により加茂の神木で丈八尺の像を刻んだものである

(廿一番)　丹波　穴太寺

村上天皇の御宇宇治宮成といふものありその妻が慈悲柔和佛法を信じてゐた、應和二年佛工感世が來て聖觀音を刻んだが、その間妻は普門品を誦し續け感世の歸るに當つて、妻のすゝめでこれを感世に與へた、宮成は後になつてこれを惜み歸途を擁して射た、歸つて來ると觀音の金色の肌に白矢が立つて、鮮血が流れ玉顏は紅淚に潤んでゐた、然るに感世は無事であつたので宮成は一念を起し穴太寺を造りこの像を安置したのであつた

(廿二番)　攝津　總持寺

越前守高房公が二歳の政朝卿を伴つて太宰府へ下向の砌り、淀川で漁夫の手から大龜を救つた、翌日政朝卿が水中に落ちたところ龜の背に乘つて無事なるを得た、高房公の發願で政朝卿はその後千手觀音の像を造るべく長谷寺に參籠されたが、この時の菩提應現の力か瑞嚴妙相の像は易々成つた—(つ

(廿　番)　山城　善峰寺

天喜元年藤原茂子の方懷姙の時、當時本尊に祈願して皇子を安產された、そこで諸堂宇を建立、殿塔僧房五十余個を連ねた巨刹とされた、その後兵火にかゝつたが綱吉公の手で回復した

おしなへてたかきいやしきそうぢの佛の誓たのまぬはなし

二十八)攝津應頂山勝尾寺

今の第二十三番。三島郡豐川村大字粟生の勝尾山にあり、菩提院と稱す、本尊千手觀世音

(開帳百錢とあり)

おもへともつみにいのりの勝尾寺佛を賴む身こそやすけれ

(二十九)攝津紫雲山中山寺

今の第二十四番。河邊郡長尾村にあり、本尊千手觀世音。(開帳百錢)

のをもすぎさとをも行て中山の寺へ參るも後の世のため

(三十)天王寺金堂

御產御祈目錄及び拾芥抄に見ゆ、大阪の四天王寺なるべし。

(三十一)播磨御岳山淸水寺

今の第二十五番。加東郡鴨川村の御岳山にあり、本尊千手觀世音。

あはれみやあまねきかどのしな〳〵になにをか波のこゝにきよみづ

(三十二)播磨法花山一乘寺

今の第二十六番。賀茂郡下里村大字坂本にあり、法華山寺と稱す、

はるはゝなつは橘秋は菊いつもたへせぬのりのはなやま

(三十三)播磨書寫山圓敎寺

今の第二十七番。飾磨郡姬路市の西北一里半許にあり、性空上人の開基にて、本尊如意輪觀世音。

西國三十三所靈場と巡禮の權輿

(廿三番) 攝津 勝尾寺

善仲善算の二僧當山に庵を結んで觀法に余念なかつたが、後開成皇子御山籠あり剃髮染衣されて開基とならせ給うた、本尊千手觀音は妙觀なる者が僧十八名を伴ひ來つて一ケ月間に刻み終つて、その竣成の日妙觀らは皆合掌して消え去つた、これ誠に觀音の化身なりとその奇跡を朝廷に奏聞し本堂を建立したものである

(廿四番) 攝津 中山寺

本尊十一面觀世音菩薩は、勝鬘夫人がインドで釋迦の啓示をうけて、女人濟度のため刻んだもので、觀音の名號を唱ふることは我國ではこの本尊をもつて初因縁とする、脇佛は後白河法皇が西國御巡禮の時名工に彫刻せしめられたもので法皇自ら卅三度參りを修し給うた

(廿五番) 播州 淸水寺

景行天皇は當山をインド僧法道上人に賜ひ、欽明の朝一宇を建てゝ淸水寺と號した、初め推古帝の勅で根本中堂を建て仙人自作の十一面觀音を安置された、それが本堂である、さらに行基菩薩が聖武帝の勅を奉じて千手觀音と脇士地藏菩薩毘沙門天王を作り大講堂を建てゝ安置した、西國札所は即ちこれである

(廿六番) 播州 法華山

開基法道上人は天竺持明仙の隨一で、一時神通力をもつて日域に來て當山に留まつた、大化元年宰府藤井鷹が飛鉢不思議の法を奏聞し同五年孝德帝は仙人を召して加持護念せしめられると、玉體忽ち癒え給うたので金堂建立の勅を下された

(廿七番) 播州 書寫山

大中太夫橘善根卿の子善行、筑紫より靈地を求めて書寫山に來てこゝで童形文珠の化身に會つた、そこで庵を結び化身の冥助を得て白山の地を感得し五年の後如意輪堂を建てた

はるぐ\とのぼれば書寫のやまおろし松の響もみのりなるらん

三十四)丹後世野山成相寺

今の第二十八番。與謝郡府中村の北世谷山にありて、所謂橋立の觀音といふもの是なり、本尊聖觀世音。

なみのおと松の響も成相に風ふきわたるあまの橋立

(廿八番) 丹後 成相寺
周防の眞應上人といふ者、諸國を巡るうち與謝の海の風光を賞でて暫くこゝに留つた、冬の日、大雪が續いて食物が盡き餓死に瀕した時一頭の鹿が現れたので、上人は不本意ながらその肉を食つた、里人が訪ねて來た時そのことを話して鹿を見せると、それは鹿でなく觀音の肉であつた、上人はかつ恐れかつ喜び肉と思つた殘片を佛體につけると元の如くなつた、そこで里人は上人のため一宇を建立してその聖像を本尊とした

三十五)丹後青葉山松尾寺

今の第二十九番。加佐郡志樂村大字鹿原なる青葉山の麓にあり、この山若狹丹後の界なるにより一に若狹に入る、本尊馬頭觀世音。

そのかみは幾代へぬらんたよりをば千とせをこゝに松の尾の寺

(廿九番) 丹後 松尾寺
慶雲元年支那の高僧道公威光上人が名山靈地を探すうち「わが國の馬耳山に似てゐる」とてこの山に登つたところ、果して千歳の松に馬頭觀音像を感得した、上人は大いに歡びその松の下に庵を結んで安置し、千歳松の瑞相に基づいて青葉山松尾寺と名づけた

三十六)近江竹生島寶嚴寺

今の第三十番。淺井郡竹生島の辨天堂に並ぶ、本尊千手觀世音。

月ともになみまに浮ぶ竹生島船に寶をつむこゝちして

(卅番) 近江 竹生島
聖武帝の御夢に「我は近江竹生島の弁財天なり、宮殿を建立し給ふべし」との仰せがあつた、よつて行基菩薩をして宮殿を建てさせられ、また「大悲菩薩を安置せよ」と告げられたので、行基菩薩自ら千手觀音を刻み衆生有緣の淨土とした

三十七)近江姨崎耶山長命寺

今の第三十一番。蒲生郡奥島の西南にあり、本尊聖觀世音。

やちとせややなぎにながきいのち寺はこぶ歩のかざしなるらん

(卅一番) 近江 長命寺
武内宿禰がこの山に登つて長壽を祈願したのに初まる、その後聖德太子がこの地に御來臨なつた時、巨木に光明があつて壽命長遠等八

(三十八)近江繖山觀音寺

今の第三十二番。蒲生郡老蘇村大字清水鼻にあり、本尊千手觀世音。

あらたうとみちびきたまへ觀音寺遠き國よりはこぶ歩を

三十九)美濃谷汲山華嚴寺

宇を見給ひ、また岩蔭から白髪の老翁が現れ「この靈木で薩埵の像を刻まれたなら武内大臣も喜ぶ」と告げ參らせたので、太子は言のまゝに千手十一面の像を刻まれた卽ち本尊である

（卅二番） 近江 觀音正寺

聖德太子が近江神崎郡に御來臨の時芦原から「我らが苦を救け給へ」といふ聲があつた、太子が强ひて名を問はせ給ふと、湖中から人魚が現れ自分は堅田の漁師であつたが殺生する上佛法を信ぜぬのでこんな姿になり水中のうろくづが集まりわが血を吸ふのが苦しくてなりません、どうか千手觀音を御彫刻下さつて私のため菩提を弔つて下さい」と憐れみを乞うたので太子は觀音の像を刻み一宇を建立させ給ひ、この功德で人魚は解脫し觀音の眷屬になつたといふ

（卅三番） 美濃 谷汲山

大口大領といふ者觀音の像を得んと京都に來たところ、化童の一佛工から七尺五寸の大像を得た、その時「これは末世有緣の像だから地を相して安置せよ」とのことであつた、一宇を建てた、時に岩中から泉水が湧出し汲んで常燈とし以て寺號とした（終り）

今の第三十三番。揖斐郡谷汲村にあり、本尊十一面觀世音。

よろづ代の誓をこゝにたのみおく水は苔よりいづる谷汲

以上の外御產御祈目錄及び拾芥抄に、河崎神呪寺あれど、今その正確な地點が分らぬ、猶漸次取調べてみやうと思ふ。まづこれにて大體三十三所靈場の地點をも考へてみたが、なほ進んで觀音禮拜が平安朝時代に何故かくも盛になつたか、之が更に發展して南北朝時代には朝廷の祈の御誦經もこの所で行はれるまで進んだのは何故か、室町戰國の時代を通じて戰爭亂離の間には戰陣の間を巡行するものに利用された事や、江戶時代に一層廻國の事が盛になつて諸國にも各種の靈場が出來て色々な形に變じて行く所を說きたいと思ふが、それは異日に讓つてたゞ歷史的にその權輿を說きておく。（明治四十年）

木曾路旅行略案内

木曾は中山道の要衝にて、東海道と共に關東・關西を連絡する要路たり、東海道にして一朝不通の事あらば、必ずやこの道によらざるべからず、されば古よりこゝに驛路を開き木曾路といふ。文武天皇大寶二年始めて岐蘇山道を開きし由見え、古來最も重要視せられたる道路なり。江戶時代には中山道として江戶より上野を經てこの國に入り、美濃より近江を經て京都に入りたり。木曾は實にその中間にて、木曾山中の福島は江戶へ六十八里、京都へ六十七里の位置にあり。この山中鹽尻驛より中津川驛まで凡そ廿五里の間、山岳重疊して道路峻嶮を極むと雖、山紫水明にして鬱蒼たる樹木と淙々たる清流とは實に絕美の風景といひつべし。地勢高隆にして夏季の氣候高からず、木曾の流は清澄にして一塵を交へず、純美爽快夏季の旅行に最も適當の地といふべし。殊に御嶽の高峰あり、海面を拔くと一萬百二十八尺、富士山よりは稍々低しと雖、富士は既に猶も杓子も之に攀登するの世なれば、既に陳腐にて活氣ある青年は宜しく登山を他に求むべく、蓋し御岳の如きは、その第一の候

補者たるを失はず。加之木曾路は道路改修せられしを以て、足弱の人も中間鳥居峠を除く外は馬車以て通ずべく、人力車以て容易に通過するを得べく、往時の棧道の名勝などは今全く見るを得ず、第一の難路たる鳥居峠も馬背を以て踰ゆべく、爲に全く足を勞せずしてこの絶佳なる風光に接し、この峻嶮なる山路を通過するを得べし。中央鐵道の東西線既に漸々完成を告げ、今はこの木曾山中を殘すのみとなりたれば、夏季休業などに中央鐵道を利用してこゝに遊ぶは、最も面白く趣味多きを覺ゆ。地や風光の佳なるのみならず、今に江戸時代の驛路の面影を殘せるもの或は御嶽講山參りの狀況等面白きものゝ少なからず、歴史上の遺蹟として傳へらるゝもの又古代の遺物等もなきにあらず、これに木曾節の一曲を加ふれば、旅行は更に趣味深からんを思ふなり。東京を發して木曾の勝を探らんと欲する者は、

一　飯田町停車場より鐵道廳の中央東線に乘り、新宿・八王子等を經、甲州に入り甲府に至る。この間凡そ六時間、甲州は武田氏經營の地、その遺蹟の今に徵し得るもの少なからず、この沿道亦古蹟に富むも、その說明は又後日に讓る。

一　甲府驛に乘車して鐵路は甲信の界に入り、日本最高の停車場たる富士見驛を通過し上諏訪に著す。此地には諏訪明神あり、諏訪湖ありて信州にても全く別天

地なり。木材多く養蠶製絲の業盛にて、山水の風景あり、溫泉の湧出するものもありて一遊の値あり、この間約三時間半程。

一　上諏訪より製絲場として有名なる岡谷を過ぎ、鹽尻に下車すべし、この間約二時間程、是れ木曾の門口なり。停車場は舊中山道の鹽尻驛を距ること約半里にて、寂寞たる原野に設けられたり、將來この地は松本・長野線と中央線との分岐點となるなり。飯田町驛を午前七時五分の長野行直行に乘れば、午後五時廿四分鹽尻驛に着すべし、途中甲府・諏訪地方の名蹟を探らざる者はこの地まで直行し、舊中山道鹽尻驛に迂回して川上旅館に一泊し、中山道にて有名なる同館の庭園を見るも亦妙ならんか。

一　鹽尻より中津川に至るまで約二十五里、その間の宿驛。

鹽尻―一里七町―洗馬―三十町―本山―二里―贄川―一里半―奈良井―二里二町―藪原―二里―宮越―二里―福島―二里二十八町餘―上松―三里七町―須原―一里半―野尻―二里半―三戸野―一里三町―妻籠―二里―馬籠―一里五町―落合―一里五町―中津

一　鹽尻驛より桔梗原古戰場（小笠原氏と武田氏の將と戰ひし地）を過ぎて洗馬

洗馬

本山
贄川

平澤
奈良井

に至る、これより木曾山中に入るなり、洗馬は木曾義仲馬洗の井あるにより洗馬といふ。今の驛の北方一町許犀川に近くこの井あり、清水滾々として湧出せり、昔時の往還はこの傍を通過し、旅人は之を掬して渇を醫したるものなるべし。現に松本よりの往還は犀川に沿ひ、この井の附近を通過せりとの傳あり。洗馬は蓋し字に拘泥すべからず、原野盡きて山中に入るより、狹迫の義か、考ふべし。この地郵便局あり。

一　洗馬の次を本山驛とす、中扇といふ旅宿あり。

一　もとの中山道は本山の次贄川なれど、その間に櫻澤といふ一村あり、大名通過の時休息所たりし所もあり、扇屋・藤屋などの旅宿もあり、贄川は熱川にも作る、江戸時代にはこゝに關所を置きて往還の人を取締れり。元來木曾路はもと兩端に關所を置きしものにて、この關は北端なり、南端は妻籠村にありたるを、元和の頃妻籠の關所を福島に移したり。然れどもこの地の關所は猶ほ福島關と相俟て往還の取締をなしたり、尤も福島の如き嚴重なるものにあらで、箱根と仙石原・矢倉澤等との關係の如きものなり。

一　贄川の次に平澤といふ地あり、漆器の産地として名あり、その次を奈良井驛とす、塗櫛を以て著はる、郵便局あり、旅宿德利屋・よね屋・さく屋・越後屋等あり。鹽尻よ

り此地に至る間、人力車及び乘合馬車あり、普通（馬車一人五十五錢　人力車八十錢）

鳥居峠

一　奈良井驛より次驛藪原に至る間を鳥居峠といふ、駄馬及び人力車（二人挽）により通過し得べし、普通（駄馬三十錢　人力車一圓）を要す。鳥居峠の絶顚には鳥居あり、御嶽山遙拜所たり、晴天の日西方の天にこの絶頂を見るを得べし、是れ嶺名の由て來る所なり。この山は木曾川と犀川との分水嶺にて、往時はこの山を以て信濃・美濃の境となし、木曾は美濃に屬したることありしなり、故に一に縣坂と稱したり。天正十年木曾義昌、武田勝頼の將と會戰せし地にて、木曾氏が甲信に對して無比の防禦となしたる地なり。

藪原驛、宮の越

一　鳥居峠を下れば藪原驛にて郵便局あり、所謂お六スキ櫛を以て著名の地なり、全村殆ど櫛業者にて頗る盛なり、郵便局あり、又旅宿には米屋・大つたや等あり。

藪原の次は宮の越にて古へ宮腰に作る、木曾義仲の起りしは是邊なりとて、義仲に關する傳說多く存す。驛の東端宮越城は義仲の本城といふ、樋口兼光・今井兼平の邸址など傳ふるものあり、驛の北、山吹橋の傍に巴女の居りし所とてあり、その下に木曾川の深潭あり、巴ヶ淵といふ「木曾路なる巴が淵にまく木の葉上でくる／＼下でくる／＼」とふいのは此所なり。されど義仲の遺蹟などはまづ／＼イヽ加減に見

てお く べし。

一 宮越の次は福島町なり、木曾第一の都會にて、郡役所・區裁判所・郵便局・御料局支廳・山林學校等あり。往昔は木曾氏累代の館地にて、木曾氏滅亡後山村氏代官となり、後、尾張侯に屬し福島の關門を守れり。山村氏の館址は川向ふにあり、今郡役所・小學校等あり。町に興禪寺あり、萬松山と稱し、臨濟宗にて嘉吉中木曾信道の創建、木曾家に關する古文書・畫像・寺記の類を藏す。承應二年の鐘銘に美濃惠那郡木曾庄とありて、木曾川を以て管轄を異にせし時の證なるものあり。興禪寺の傍に長福寺あり、龍源山と號し、永享二年木曾豐方の創建といふ、足利代の佛畫の類を多く藏す、古文書はなし。福島關址は町の東方の入口にて川の左、峰の山に接したる所にあり、江戸時代に於て中山道第一の關所とす、もと妻籠にありしを、元和の頃よりこの地に移し、山村氏の預る所となる。往來の女人・武器の取締嚴重にて、東海道の箱根・今切と同樣の取締をなしたり。關所の址は今人家となりて、往時の女改の狀況は知らんに由なし、故老を叩きて當時の事情を問くも亦面白からん。御岳詣はこの地より西に分かれて山に分け入るなり、これより王瀧を經て頂上に達するを表山と稱して、約十里餘あり、福島より黑澤を經て頂上に達するを裏山と稱して、頂上まで約八里餘あ

福島

福島關址

御岳詣

上松
かけはし

寢覺床

り、藪原より福島まで馬車三十二錢、人力車四十八錢福島より王瀧まで駕籠にて晝二圓夜二圓半黑澤又は王瀧より强力案內料一圓乃至二圓を要して頂上に登るを得べし。之れより絕巓までの間には風雨を凌ぎ宿泊に充つべき小屋掛あり、山甚だ高きを以て夏猶寒冷を覺ゆ、木曾節木曾の御岳さんは夏でも寒い、袷やりたや足袋をそへて云々といふは、この高山の夏の景色なり。眺囑爽快言語に絕す。福島の旅舍は蔦屋・俵屋・岩屋・田中屋・益田屋等あり。氷餠・漆器・檜木笠等を產す。

一 福島の次を上松驛となす、驛に入る前半里許の所に棧道の遺跡あり「かけはし」と稱して人家數戶あり、岩石河中に蟠り水溜りて淵をなし、風景甚だ佳なり。此所は山、川に逼りて通行甚だ困難なりしを、慶安元年尾州侯岩石を橋礎とし、之に木橋を架したり、古は鐵鎖を以てせしといふ。所謂木曾の棧道卽ち是なり、上松村には郵便局あり、最も良材を產す、さか重・田政等の旅舍あり、上松より四里八町にて駒岳に登るを得べし、山は御岳よりは低く高さ七千八百尺なれども、所謂三十六峰八千などの奇景多く、又珍草奇樹に富むといふ。

一 上松の南八町にして寢覺床あり、中山道第一の奇勝と稱せらる、木曾川の急流兩岸迫り來り、水激して奔湍となり、又溜りて淵となる。道路は川より遙に上方を

須原

野尻

三留野妻籠

通ぜるを以て、川を俯瞰することゝなる。その瞰下する場所は臨川寺といふ寺にて、こゝに浦島太郎の何とかあれど、信ずる限にあらず、又この風景の瞰下料を要す、覺悟すべし。往還に越前屋・田勢屋あり、旅舍にてこの地の名物蕎麥切を鬻ぐ。

一　上松より小野瀧を左に見て須原に至る、此間に立町といふ人家櫛比せる所あり、旅舍清水屋あり。須原には郵便局ありて、旅舍住吉屋・櫻屋あり、同村に定勝寺あり、臨濟宗にて木曾親豐の創建、木曾家の古文書、又佛書の類を藏す。又天文十八年木曾義在の寄進にかゝる古梵鐘あり。

一　須原の次を野尻驛とす、旅舍木戶・加納屋あり、野尻より三留野に赴く間に横川あり、この所は往時棧道ありし地にて、高峰削立し急湍激甚となり、木曾第一の難所にて、德川時代には棧橋を架し、牧澤橋・横川戶橋などありしこと貝原翁の岐蘇路記に見ゆ、今は山を削りて新道を開鑿し、平々坦々馬車も自由に通じ、往古の觀更になし。次を三留野驛といふ、この邊を讀書村と稱す、郵便局あり、旅舍松屋あり。次に妻籠驛に入る、今吾妻村といふ、驛の東に妻籠城址あり、天正十年木曾義昌の築きし所なり、もと慶長・元和の頃この地に關所ありて口留關所と稱せしが、その址は驛より一町餘城山の方鯉野といふ地にあり、郵便局あり、旅舍松城屋あり。吾妻村より分れ、

蘭を經て太平峠を踰え、伊那郡飯田町に出づる道あり、
是れ亦近年の改修にて、本道は妻籠より一里廿四丁、田立を過ぎ、又一里にて山口に至る。

一　中山道の舊道は、妻籠より馬籠峠を越え、馬籠に出て、之れより美濃國落合に出でしを、近年妻籠より山口を經て木曾川に沿ひて落合に新道開かれ、馬籠峠を踰ゆるに及ばずして、甚だ便利となり、落合より直に中津川に出づるを得るに至れり。

中山道の舊道

中津川驛は今中央西線の終點にて、汽車は、土岐氏の遺蹟ある土岐津製陶を以て盛なる多治見等を經て名古屋に着すべし、この間約三時間程。

一　以上の如き順序にて鹽尻より中津川までの山中を通過し得れど、上古の岐蘇路はこの路にあらずして、諏訪より伊那郡に入り飯田に出で、これより御坂越を踰えて美濃路に出でしものなり、現今平易なる木曾山道も往古は蓋し一通ならぬ難路なりしを知るべきなり。(明治四十年)

歴史地理上より見たる「東海道道中膝栗毛」

東海道は東西の連鎖にて、古來最も重要なる往還なり。殊に鎌倉時代以後は東西の交通一層頻繁となりし爲め、肝要なる通路となり、更に德川時代に入りては、帝都は京都にあるも、政治の中心なる幕府は江戶にあり、相互の交通盛なるのみならず、江戶へは毎年諸侯の參勤交替あり、西方の諸大名は皆この往還を經て、江戶に赴くものなれば、海道は頗る殷賑を極め、織るが如き旅人・傳馬・役夫等陸續し、道路は非常なる盛況を見るに至れり。

古來東海道を旅行して紀行文を撰みたるもの、更科日記・十六夜日記・海道記・東關紀行等頗るその數多きも、要するに唯表面の旅行狀況を記したるに止まり、細密なる事實に於ては、筆之に及ぶものなきを以て、是等によりては到底道中の委曲は知る事を得ず、甚だ隔履掻痒の感あり。江戶時代に至りても、初は略ぼ同樣の類にて、趣味の多き巨細の事實を錄したるものは、甚だ乏しかりしが、中世以後平民文學の勃興すると共に、唯上層の旅行記のみにあらずして、中流以下の人士の紀行文なども

現はれ、一方には小說戯曲の盛に社會に歡迎せらるゝと共に、紀行文も單純なる表面の記事のみに止まらずして、文筆ある者は道中記を詳細に記し、漸次趣味ある紀行文となり、更に之を潤飾して小說を作る者も現はるゝに至りたり。その中に最も趣味深くして世人に最も多く讀まれたるものを、十返舍一九の東海道道中膝栗毛となす。この書は彌次郎兵衞・喜多八といふ二人の剽輕なる人物が、東海道を所謂膝栗毛にて日本橋を出發し、途中何等の拘束せらるゝ所なく思ふまゝに身を處し、往く往く種々の喜劇を演じ、名古屋を經て伊勢に入り、遂に參宮をなし、更に大和・京都を經て大阪に至るまでの道中記なり。その喜劇なる殆ど架空の事にて、實際より遠かり、當時一九と共に滑稽小說を以て名を得たる式亭三馬の浮世風呂に比して、彼は寫實に近く、これは寧ろ事實に遠かりたる事なれども、輕妙なる筆法を以て、頗る天眞爛漫に何等の憚る所もなく、滑稽を以て人を抱腹絶倒せしむる如く記載せられたり。故に字々皆躍出して趣味頗る深きを覺え、啻に文學上より見て面白きのみにあらず當時の海道筋の人情・風俗・地理・言語等、凡ての方面より觀察して、頗る趣味多き書なり。從來の紀行文は多く上中流の人の手に成りしものにて、是等は唯駕籠の中より見たる海道、馬上より見たる道中狀態等は之を詳にするを得るも、下層旅

一九は天成の滑稽家

人の狀態は之れが記載を缺けり、本書はもとより架空の談多く、唯人を抱腹せしむる喜劇に過ぎざるも、その滑稽の因て來る根源を究むれば、德川中世以後の交通狀態を知るに屆竟の史料にて、中には往々卑猥なる文字あるも、是れこの戯曲小說類には免れざる所にて、又一面よりは當時の社會狀態を知る史料となるものなり。されば本書は唯滑稽小說として省みざれば則ち止まむ、進みてこの書によりて諸種の方面より研究するに於ては、我が歷史地理の上よりも好材料となる書なるを覺ゆるなり。

十返舍一九は、滑稽小說家の白眉なり、もとは戯曲をも作りし人にて、その著作甚だ多きが、この膝栗毛を以てそが中の最傑作となす。一九は天性の滑稽家にて、普通の小說家の如く、唯筆を廻し强て滑稽を書くにあらず、はた落語家の如く滑稽を唯口にするのみならず。渾身皆滑稽を以て成立てる人にて、その滑稽を以て輕妙洒脫の筆に、旅行狀態を寫しゝものなれば、その地方々々の風俗・言語・習慣に奇警の着眼を加へ、これにその得意とする狂歌を挿みて、膝栗毛の奇書は成りたるなり。この書東海道の外に金毘羅・宮島・木曾街道・善光寺道・草津・鹽原等のものあれども、東海道を以てその最上となす。

東海道膝栗毛は五十三驛を履みしにあらず、所謂伊勢參宮のまはり仕掛にて、伊勢より鈴鹿を踰えて近江へ出でずして參宮し、それより大和に出でたるものなれば、まづ主として江都出發より參宮までの間の事實をとりて、歷史地理上より如何なる價値あるかを考へんとす。

この書の大體の筋は、著者が初編の序に、

鬼門關外莫道遠、五十三驛是皇州といへる山谷の詩に據て、東海道を五十三次と定めらるよしを聞り、亦箱根八里の長持唄には猛き宰領の心を和らげ、竹に雀の馬士唄には鬼殺を燗せしむ。是その歌の德利、酒呑や謠の旅衣、都をさして行がけの駄賃帳を繰返し、筆の建場に雲駕の息杖をしてゑいやらやつと書編りたる東海道五十三次の紀行に、無滑稽と方言の二割增、重荷に僻言夷曲歌、それが中にも唯一夜鮓の飯盛、押かけて商ふ戀の箱枕、そのあらましを宿帳の、帖となしたるは、空尻の穀無體なる、ほんの囃の問屋場もどき云々、

といへるにて、大略その內容も知る事を得るが、更に詳細に入りて、まづ地理上より見るに、この二人の剽輕者は日本橋を出發して、品川より鈴森・大森を經て、六鄉渡を渡り、金川より程谷を經、品野坂を踰えて戶塚に着し、こゝに一泊し、次に藤澤に出で

馬入川を渡り、大磯より鴫立澤を一覽し、酒匂川を川越にて渡り、小田原に着してこゝに泊りて、水風呂釜の底を拔き、第三日は箱根の石だか道をたどり行き、湯本宿に至り、山道を登りて權現より賽河原御關所を過ぎ、九折を下りて山中建場を經、伊豆田方郡の合國澤の法花寺の七面堂に參詣す。これは今錦田村の管內に玉澤村あり、こゝに妙法華寺といふ寺あり、日蓮の高弟日昭の開基なり、法花寺といへるはこの寺を指すものなるべく、今は玉澤と稱するも、もとは大木澤と稱したる地なり。この書合國澤とあるは、大木澤の事なるべし。市の山を經て三島に入り、こゝに宿し、泥龜の喜劇あり、胡摩の灰の滑稽談あり。第四日は三島を發し、沼津に入道千本松原を過ぎ、原の宿に至り、浮島原より新田の蒲燒をにほひ、元吉原のかしは橋に至る。これは後の吉原の舊地にて、延寶八年の洪水にて家屋流失し、天和二年後の吉原に移りたるなり、次に吉原に着し、久澤の善福寺(福泉寺の誤)に曾我兄弟の墓に詣で、(この墓は後世の作物なり、そんな事はもとより彌次喜多御存じにあらず)富士川の渡場を渡り、馬士唄の竹の雀を聞きて、蒲原宿に入り、本陣に大名の著したるどさくさに紛れて飯を食ひ、この地の木賃宿に宿し、宿屋の天井を落したる喜劇あり。第五日は蒲原を發し、由比宿を過ぎ、由井川を渡り、倉澤の立場に出づ。是れ薩陲峠の坂口なり。兩人

は峠を踰えたりと見ゆ。この山は往昔より越後の親不知の如く、海濱浪際を通過する道もありしも、多くは山道によりしものにて東麓倉澤より西麓洞村に至る坂道なり。明暦中朝鮮聘使來朝の時、坂道を改修せられ、享和・文化の頃は猶この道によりし者なり。現今は海汀を官道となし、鐵道もこの所を通過せるなり。これより田子浦・清見關を雨中に見て、興津驛に出で、江尻を經て府中に着してこゝに泊す。第六日は阿倍川を川越にて渡り、丸子宿にとろゝ汁の喧嘩を見、宇津山に蔦細道を訪ひ、大井川雨によつて止まりたるを以て、遂に岡部に泊す。第七日岡部を發し、朝比奈川を渡り、八幡鬼島を過ぎ、白子町に至り、それより鐙が淵(觀音堂のあるを以て聞ゆ)平島口・田中を經て、藤枝宿に着し、次に瀨戸川を越え、志太村・瀨戸を經、島田驛に至り、彌次郎兵衛侍に擬し、大井川を渡らんとして、問屋の發見する所となりて大失敗をなし、遂に蓮臺渡にて金谷宿に著し、佐夜中山に名のみ殘れる無間鐘を訪ひ、日坂驛に泊して巫女の譫語を聞き、第八日は掛川驛に出で、譽田八幡宮を過ぐ、是れ宮村の己等乃麻知神社なり。鹽井川を越えて座頭を弄ひ、秋葉山を遙拜して、澤田・細田を經、袋井宿に入る。それより見付宿に至り、天龍川を渡り、江戸・京都に何れも六十里なる中町を過ぎ、茅場藥師新田を經て濱松宿に泊し、彌次郎兵衛襦袢を見て幽靈と誤まる。第九

日。若林郷(若林二ッ堂のある所)篠原蓮沼つぼ井を經、舞坂驛に至りて、今切渡海上一里の乘合船に蛇の一段あり、上陸して荒井關所を過ぎ、白須賀を經、汐見坂より猿馬場を過ぎ、三遠の堺なる境川を渡り、二川驛に着して東大岩村の窟觀音を拜し、大うち坂を踰へて吉田宿に至り、御油驛を經て赤坂に着し、こゝに泊す。今に御油の城址に狐屋敷と稱する所あり、彌次郎兵衞狐の出るを恐れて、喜多八を化物と誤まりたりといふは、この所なるべし。所謂往昔の本野原の一部なるべし。第〇十〇日〇は赤坂を發し、羽柴・翁木等を過ぎ、山中を經て、藤川に着す、小豆坂の古戰場を過ぎ、岡江ゆふぜん寺を打こえて、大平川へ出づとあるも、遊泉寺は柿平村にある寺にて、この道筋にかかる寺なし、大平川を渡りて岡崎驛に入る、さすがに德川氏の發祥地なれば、當時海道筋にても、殷賑を極めたる一邑なりし狀見ゆるなり、岡崎より松葉川を越え、矢矧橋に至り、尾崎・今村等の村々を經て、池鯉鮒在に八ッ橋の故地を探り、今岡村・阿野村・落合村を過ぎ、有松に絞をひやかし、有名なる笠寺の觀音像を拜し、戶部村・山崎村・仙人塚を過ぎて、宮の宿(熱田)に至りて泊す。第〇十〇一〇日〇は宮より乘船して桑名七里渡を渡り、竹の筒の喜劇あり、海上浪靜にして漸く桑名に着す。是より大福村・安永村を過ぎ、町屋川を渡り、繩生村・小向村を過ぎ、富田村の建場を經、羽津村八幡を通過し、七ッ

家あら川を渡り、(三重川の事なるべし遂に四日市に泊す。第。十。二。日。は濱田・赤堀を過ぎ、參宮道と東海道との追分に達し、兩人は參宮道をとり神戸・津を經て、雲津に南瓜の胡麾汁の案内によりて、十返舍一九先生と自稱し大失敗の招きたる一曲あり、小山の藥師を過ぎ、櫛田を經て、山田に着し、古市妙見町の藤屋に泊すといふ順序なり。

通路沿革上の參考

元來本書は享和より文化の間に成りし書なれば、維新後の東海道と比較して大體に於て其通路に差異なきが如し、或は薩陲山・佐夜中山の如き小部分に改修せられたる所あつて、本書の猶舊道を通過せるは、通路の沿革上又參考となるものなり。加之地名の沿革ありて、現今本書記載と同様の地名を見ざる如きものも二三あり、是等は交通線路の研究上に最も參考となるものなるべし。中には耳學問にて、深く研究せしこともなきを以て誤謬と思はるゝものも少なからず、是等を斟酌し、交通線路も多少の參考に資する所あり。

惡漢徘徊の例

本書は半ば小說なれば、寧ろ風俗の上より海道の狀態を知るに好材料なり、當時海道の狀況を見るに、惡漢往々路上を徘徊して、頻に旅人を苦ましめ或は旅客の荷物を奪ひ、酒錢を强請し、甚しきに至りては鬪爭を挑み、傳舍に亂入し、什器を破毀し、金錢を强奪す、殊に所謂胡麾の灰・雲助の類最も旅人を惱ましむるものなりき。彌次

喜多の旅行もとより飄然たる責任も義務もなき旅行にて、是等の類をも類とせざるものなれば、その害を受けしことも少きが如きも、猶ほこの難に罹りしことを記載せり、三島宿にてごまの灰の難に罹りたること、伊勢の追分にてこんぴらに饅頭を食はれたる如き其の一例なりとす。この惡漢の横行につき、享保中に道中奉行が胡摩灰を捕縛せしめしこと、寶曆中には惡漢を隱匿する者を重罪に處せしむることを令せしも、海道筋は維新まで依然としてこの弊を絶つ能はざりしが如し。

旅行者の惡戯

然れどもこの兩人も常に失敗を重ぬるも到る處に惡戯を演じ、風呂の底拔き、泥龜の這出しの如き之を恕すべきも、或は座頭に戯れ、或は旅宿に婦人を弄ばんとするが如き、當時の下層旅客一般狀態ならんも、此の如き旅客は一般に甚しき不安の念を起さしめしものといふべし。

宿驛の狀態

宿驛に於ける狀態は、今を去る漸く百餘年前の事なれば、今に東海道の各驛を訪へば旅宿茶店等は甚しき相違なく、當時の狀況を追想し得るものあるなり。大名の旅宿たりし本陣も、今は大概滅びて其跡を絶ちしも、猶殘れるものもあり、故老も生存して其狀態を聞くを得るが、本書にも其大名到著の時の混雜を叙して、蒲原宿に喜多八が雜沓の間に紛れて食事をなしたる如き、其一班を察知し得べし。普通の旅

大井川越困難の狀況

館に於ても、大體現今と異る所なきも、設備の不完全なる狀を知るを得べし。殊に下層の木賃宿の有樣最もよく知られ、蒲原宿順禮合宿の如き、よくその狀を寫したり。

海道中にて最も困難なるは、越されぬ大井川にて、本書にも降雨の爲に大名等の島田・藤枝の間に宿泊せるを以て、兩人は岡部に宿りしこと、翌日御狀箱わたり、一番越濟みて、漸次大名より渡ること等を記したり。又武士は素町人と異り、川越にも勢力を有せるを以て、兩人は武士に裝ひ、問屋にかゝりて人足を徵發せんとして、失敗したる如き、川越苦難の狀はこれを以つても知らるべし。又駿河の阿倍川を越す時は深雨にて水が高しと稱して、肩車一人前六十四文と酒手十六文づゝ取り、越す時は深き所を渡し、歸途は淺瀨を渡り歸れりといふ如き、川越人夫の狡猾なる狀を見るべし。桑名七里渡には、旅客は皆便所の設備なきに困ることあり、荒井渡には渡船の狀況を記して、來往の貴賤絕間なく舟場へ急ぐ旅人は、足も空に出船を呼ぶ聲につれてはしり、問屋へかゝる、宰領は口やかましく、課役をふるゝ馬さしについてのゝしる、はたごやのはかまごし、よこちよにまげて走り、茶屋の女の前垂、筋かひに引ずつてとぶ、長持人足横にたつてうたひ、馬士うしろを向きてひよぐりながら行くといへる、その渡船場の狀況寫し得て詳かなり。其他宿引・助郷・から尻・荷馬・問屋等の有樣

所々に散見して、さながら海道の狀況手に取るが如く見るを得るなり。第三篇の初に、名にしおふ遠江灘、浪平かに街道の並松、枝を鳴らさず、往來の旅人互に道を讓合、泰平を唄ふつゞら馬の小室節ゆたかに、宿場人足共町場を爭はず、雲助駄賃をゆすらずして盲人自ら獨行し、女同士の道連、ぬけ參りの童まで、盜賊かどはかしの愁にあはず、かゝるありがたき御代とて、東西に遊行する雲水の樂み、えもいはれずといへるは全くその反對を記せるものと知るべきなり。

俚言・方言研究の參考

海道筋一般の地理及び宿場・旅宿・雲助・人足等の、本書に現はれたるは前述の如し。是等は啻に交通風俗の一班より見て、裨益多きのみならず、當時の社會の狀況を詳かにし得て、單に海道筋のみならず、當時代の一般の風俗大概をも想像し得らるゝ所なり、その他言語に於ても、驛々の俚言方語は、出來得る限りその地方々々特色の言語を用ゐて之を寫したるを以て、言語方言の研究に於て、最も有益なるものなり。

各地の名物

最後に海道の諸驛にて、旅人の爲めに鬻ぐ名產名物の類にて、この書に見ゆるものの多し。是等は又その地方の物產を知るを得て、歷史地理上物產の調査に、最も好都合なる材料を與ふるものなり。小田原の梅漬とういらうとあり、ういらうは透頂香と稱して、外郎の唐音にて、外郎は員外郎の略、唐の官名なり、支那人我邦に歸化し、小

田原北條氏の時この所に來りて開業す、今も猶頻に販賣しつゝありて、淸心丹の如き類なり。然るに畿內地方にて、ういらうと稱する餅あり、これはもと黑砂糖にて製し、黑色なりしにより、その色透頂香の色と似たるを以て、この餅にういらうの名を付するに至りたるなりといふ。江戶時代には弘く行商法によりて販賣せしものにて、本書木曾道中の部には、その巧なる廣告を掲載せり、彌次郎兵衞がかゝる紛はしき名なるより、「ういらうを餅かとうまくだまされてこは藥ぢやと苦い顏する」といふは全く是れを誤りたるなり。次に箱根の松明、及び名物挽もの細工あり、挽物は、北條氏の頃よりありしものにて、今に軒を接して著名の物產たり。箱根にては又醴賣あり、山椒魚の產することは、古來有名なり、富士の裾野原と吉原との間なる新田の建場は、鰻蒲燒を以て著名なり。駿河薩陲峙の麓なる倉澤の立場は、蚫蠑螺の名產あり、その地の風景の絕佳なると共に頗る美味なりといふ。鞠子のとろゝ汁、宇津山の十團子あり、十團子は室町時代よりの名物にて、宗長手記にも見え、一個づゝの團子を一連としたる義にて、古來著名なる名產なりしが、今は全く廢絕せり、大井川の東方に瀨戶村あり、この所又染飯の名物にて、膝栗毛に「やきものゝ名にあふせとの名物はさてこそ米もそめ付にして」とあり、これは强飯を山梔子にて染め、それを摺つ

ぶし、小判形に薄く干乾したるものとあり、龎相法師の俳諧記に「山吹の花の染飯食しれといへど答へずくちなしにして」とあり。佐夜中山の名産飴の餅、水飴を白き餅にくるみたるもの、是も著名なるものなりしが、今は飴のみを産し、堀内驛にて呼賣せり。濱松も名物、薯蕷あり、荒井の名物蒲燒、三河二川の强飯あり。吉田・御油の間に大雲寺(不明)の醴酒あり、寺前の茶屋の名物といふ。赤坂・藤川の間山中里には麻の編袋早繩あり、又池鯉鮒驛の前に今村の建場あり、こゝの名物は砂糖餅なり。池鯉鮒・鳴海の間今岡村にいもかはといふ麵類の名物あり、有松の鳴海絞の名産あり。伊勢に入りて桑名の燒蛤、追分の饅頭等あり、何れも著名なるものにて、東海道の名產名物として旅情を慰藉するものにて、歷史地理上海道筋物產の硏究の資となるものなり。

之を要するに、本書は唯滑稽文學の至寳たるのみならず、歷史上地理上風俗言語等諸種の方面の硏究に於て、有益なる材料となり、知らず識らず抱腹絕倒の間に、この時代の社會を髣髴として浮ぶるを得、自ら草鞋を穿ちて海道筋を旅行し、惡漢の橫行も盜賊の亂行をも物ともせず、唯太平を謳歌して飄然たる旅行をなす狀、歷々文中に躍出して、その時代の社會交通地理を硏究する上に於て、參考に資すること多々なりといふべし。(明治四十二年)

三　關と近江

歷史上に於ける近江の位置

近江の國は、古來交通上からも、軍事上からも、はた政治上からも重要なる國である。畿內から東海・東山・北陸の三道に赴く要衝の地である、大和に帝都のあつた時も、山城にあつた時代にも、帝都とは常に所謂唇齒輔車の關係で、中央の治亂興廢には必ず影響を被る國である。地勢から考へても此國は本州の中央に當つて、琵琶湖を中心として、一面は北日本の敦賀方面に、一面は濃勢の界を以て伊勢海に、一面は淀川を以て大阪灣に連なり、天然に於て三道に分岐する形勢を有し、全國の樞軸である。國の周圍は山を以て圍繞せられたる別天地で、要害に富みたる所であれば、却て山城・大和の地よりも皇都を置くには寧ろ適當の地である。山城・大和は西方に向つては重要の地ではあるが、東國に向つては稍遠きの感がある。然し西方は文化の淵源である外國との交渉もある。夫等の關係上から西方は東國よりは、より重要の地と認められてあつたので、爲に帝都の地としては寧ろ山城・大和を撰ばれたのであ る。殊に歷史的發達の上からも、この兩國の間を離れる事は出來ない關係なのであ

る。併し景行天皇の時に東北方面に發展せられた結果は、志賀高穴穗宮の創設があり、天智天皇の大津宮遷都も阿陪比羅夫の東北征伐などにて、皇化が肅愼地方にも及び、朝廷が西方朝鮮半島との關係を絕ち、東國經營に力を用ひられんとした結果である。卽ち東國控制の必要上新都をこの國に開かれたのである。されば、其の後、藤原宮又は奈良京に都を定められたにしても、此國は捨てゝ置く譯には行かぬ、最も重要視せられたのである。是に於てか三關の必要が起つた、卽ち兵事上に於て、交通上に於て、殊に重要の地と認められた。就中天武天皇は壬申の亂の戰況を見て、一層此の國を重要の地と認められたに相違はない。

抑も關所といふものは、後には單に往來の人を取締り、或は通行稅を徵收する目的にのみ設けらるゝに至つたのであるが、我邦に於ける元來の意義は、寧ろ軍事上の意味をもつてをるので、單に重門擊柝以待暴客といふ支那の古い所にある意味より遙かに廣いのである。神功皇后攝政の時、忍熊王の亂に關を針間と吉備との界に設けて之を禦がしめた、之を和氣關とあると傳へてをるのも、亦承和二年十二月三日の太政官符に、陸奧國の解を引いて舊記を檢するに、白河・勿來兩關は剗を置きて以來千四百餘歲とある。これは正に履中天皇の時であるが、是等も蝦夷の爲に置

いたので、古くは主として軍事上の目的を以て設けられたものである。孝德天皇の大化改新の時に畿内に關塞を置き、關には鈴契を給ふとあるのは、其性質は明かでないが、やはり軍事上の意味を多く有してをつたものであらう。

大寶令に見ゆる三關

大寶令に三關といふ事が見えてをる。義解に註して、伊勢鈴鹿・美濃不破・越前愛發としてある。これで見れば、先づ奈良朝時代の三關なるものは、右の三所と思はれるが、この三關は凡そ何時頃から始まつたもので、如何なる性質で、何時頃まで存在してをつたか、又近江國とはどんな關係があるかを少しく叙べて見ようと思ふ。大化改新の時既に關塞・關鈴の事も見えたれば、畿内の國境を守護する爲に、關所は所々に置かれてあつたものと思ふが、殊にこれが發達したのは、天智天皇大津京の頃ではあるまいかと思ふ。夫等については、何等史册の徵すべきものはないが、大津宮の

三關創設の時代

頃は東國に向つて發展上にも、亦四周山を以て圍らせる近江國の性質としても、其國内に都があるといふ點から考へても、どうもこの頃から設けられたものであらうと思はれる。既に壬申の亂の時に、大海人皇子が大山を越えて、伊勢鈴鹿に至られ、

鈴鹿關

川曲の阪下に日暮れて、暫く輿を留めて息んでをられしに雨が降り出したので、駕に從つてをる者等は寒に堪へず、三重郡家に到るに及んで、屋一間を焚いて寒を溫

不破關

愛發關

めしめられた、その夜半に鈴鹿の關司使を遣して奏言し、山部ノ王・石川ノ王並に來歸せられたので關に置き奉つた、然るにこれをよく調べると山部王・石川王でなくして、大津皇子であつたといふ事がある。この所に鈴鹿關の事が見える、而も前からあつたやうな趣がある。鈴鹿山道と申すのは、此頃は江戸時代に通過した彼の土山・阪下間の山隘でなくて、伊賀から伊勢に出る加太の山隘である、卽ち大和から伊賀へ出て伊勢に入る要路であるされぱその當時の關所は、正に加太越の東方卽ち今の關町附近にあつたものである、土山・阪下の道は平安朝以後に行はれるやうになつたものである。また濃江の界たる不破の道は、壬申の亂に大海人皇子不破宮に居まし、大津京を攻むるに最も要路となつてをる、されぱ既に關塞もあつたらうと思はれるが、國史には所見がない、却て一代要記に壬申亂のあつた翌年、卽ち、白鳳元年に不破關を置くといふ事が見えてをる、併しこの關の設置は今少しく早い事で、此時に關所の形が完備したのではあるまいか。越前愛發關に於ては、更に設置の時を詳かにせぬ、併しやはり大津京の頃に其形は存してゐたものであらう。一代要記でみると、天武天皇の白鳳七年に始めて關門を置くといふ事がある。其頃には鈴鹿不破は固より、愛發關も完全となつたものであらうと思ふ。因つて三關は大化改新後間も

關の役務

なく共形が現はれ、大津宮の時稍備はり、天武天皇の時に完備したものと思はれる。

今近江國と三關との關係を見るに、何れも近江國を圍繞する山嶽の外側にあるのである、江戸時代の箱根關の如く山隘の中央に置いて、往來の人を取締るといふだけの性質のものとは違つて、嶮要を背にし、主として外敵に對する防備といふ性質を帶びてをる。それは大寶令にも關の事は關市令に見えてをるが、これは普通の關所についての規定で、三關はこの役目以上に軍事上の意味を備へてをるので、軍防令に見えてをる。所謂境界の上に臨時に關を置いて守固する時は、兵士を置配し、分番して上下せよ、而して三關には皷吹軍器を設け、國司分當して守固せよとある。その役目の範圍が、平生よりも既により大であつ事が分る。されば大津京の時、京都を守備する爲に外敵に對する爲に、この三關が設けられ、一朝有時の日の爲に備へたのである、外敵のみならず、京都で事があり、謀叛人などの出た場合は、直にこの所を固むる方法を採つてをる、卽ち内からでも外からでも、京都にとつて軍事上交通上政治上非常な必要な所である、故に帝王御不豫又は崩御の際、謀叛人發覺せし時、其外天下に事あらば之を固めるのである(養老五年元明上皇崩御の時固關せしを始めとす)この習慣は爾來永く殘つて、三關停廢せられて後にも、讓位・崩御等の大事

には、朝廷から固關使が出て、關を警固することになつてをつた。

かゝる目的の三關が、大津京の時は無論あつて然るべきですが、藤原京となつても平城京となつても、なほ保存せられてあつた。それはまづ天武天皇の時は、鈴鹿・不破が非常な要害になつたから、なほ必要と認めた譯もあらうし、又當時奈良朝時代を通じて蝦夷の叛することと多く、東北猶以て静かならぬ有様であるから、やはり平城京の防障としても必要を感じたに相違ない。又一には大寶令の法令を飽くまで遵守して、其通りに實行してゐたといふ理由もあるであらう。ともかくも近江國はかくの如く重要視せられた國で、東海・東山・北陸三道の要衝として重んぜられた譯である。三關其物は何れも國外にある譯なれども、全くこの國に對しての防障に外ならないので、この國へ入り込まれたならば、帝都は卽ち危いので、山城は無論の事、大和も甚だ危い地位に立つのである。それはその以後の歴史が明かにそれを證據立てゝをる。美濃不破に於て破れた京都軍は、必ず宇治・勢多でも破れる、不破で勝つた京都軍は必ず戰が成功するといふ如く、卽ち不破・愛發・鈴鹿の三地は實に畿内の咽喉である、近江國はこの咽喉を引受けて居る國である、その歴史上重要視せらるる國なる事は是を以ても明かである。故に三關と近江國とは其關係密接で、この後

三關のあつた地點

の戰でも多くこの三關の口の邊で行はるゝ事が多いのが、何よりの證據である。

奈良朝時代は、三關は皆堂々と存在して、大寶令の制度によつて城門を設け、兵士を置き一朝有事の時の備としてあつた。鈴鹿・愛發は今明かに關所のあつた地點を示すことが出來ぬが、不破關はまづ大體は分つて、常時使用したと思はれる布目瓦が發見せられて、それによつて大體規模も想像する事が出來る。又寶龜十一年六月十六日に、鈴鹿關西內城の太鼓鳴り、天應元年三月十六日に西中城門の太鼓鳴り、同年五月鈴鹿城並に守屋四間鳴動したりなどの事あるによつて、其結構の壯大であつた模樣も知ることが出來る。されば江戶時代の如き小さいものでなくして、堂々たる一大城門で、兵士の駐屯する場所なども備はつて居つたものらしく思はれる。是等の點から考へても、其關所のあつた地點は、不破關は分つてをるから、これから大略地勢をも推及して、愛發關はまづ七里半越の追分村附近に求め、鈴鹿關は近江より加太山隘との合點の今の關町附近に求めたいのである。當時大關たる白川關・菊多關等、皆これ同樣の地勢の地で、後世の關所とは遙に趣を異にするものたる事を知つて、三關の價値近江國との關等も知るべきである。

然るに、桓武天皇の御代となつてからは蝦夷もだん／＼鎭定し、外敵に對して備

ふる必要もなく、京都もよく治まつて內部の心配もなくなつたので、延曆八年七月に伊勢·美濃·越前等の國に勅して、關を置く設はもと非常に備へんが爲めなり、今正朔の施す所區宇外なし、徒に關險を設けて防禦を用ふること勿れ、遂に中外をして隔絶せしめ、既に利を通ずるの便を失ふ、公私往來して每に稽留の苦を致す、時勢に益なくして民憂に切なることあり、思ふに前弊を革めて以て變通を適せしめん、宜しく其三國の關は一切停廢して、有する所の兵器粮糒は國府に運收して自外の館舍は便郡に移建すべしと令ぜられた。それで三關は全く廢せられたことである。但し其後間もなく都を平安に奠められたので、その頃更に近江の逢坂に關を置いて、皇城の關門となし防備にせられたものと見える、併しそれも不必要と認められたか、同十四年閏七月に逢坂剗を廢すと見えてをる。逢坂關の創設は、日本後紀も闕けて居る所があるので、國史上にも明でないが、日本紀略に右の廢した事が見えてをるから、その創設せられた事もあるべきである、且つこれは平城京の時にはあるべき事でなく、どうしても長岡京以後の事と見なければならぬ、殊に延曆八年に三關停廢の事があれば、其の後の事であらうと思はるれば、其存在してゐた年限は至つて僅かなる間と思はれる。その後、やはり事あれば故關の警固がある、關屋は廢せら

れてもやはり其所へ行つて、儀式的にでも警固をする慣例となつてをつた。大同元年三月桓武天皇が崩御せられたので、使を遣して伊勢・美濃・越前三國の故關を固守せしむることあり、これはやはり昔の三關の復活である、但し關屋は昔通りには蔑つてゐなかつたであらう。然るに弘仁元年九月遷都の說あり、人心動搖せし爲め、伊勢・近江・美濃の故關を鎭めしむといふことがある、これで見ると越前の代りに近江が這入つてをる、即ち愛發がぬけて逢坂が再現したのであらう。蓋しもはや固關は或點までは告朔の餼羊で、事ある時には舊例に據つて故關の固守をせしめたので、愛發は遠方である爲め之を逢坂に代へて三關の名を止めたのであらうと思ふ。この頃になつては、三關の必要は殆んど認められなくなつて、唯固關使が出るので、儀式的に之を實行してゐたのに過ぎなかつたやうである。その後の三關といふのは常に不破・鈴鹿・逢坂(愛發をやめて)と數へるやうになつた、名目抄にもこの三關を數へてをるので、後までこれは變らない。

固關警固

この三關とは別のものであるが、文德天皇天安元年四月に始めて逢坂・大石・龍華等三處の關剗を置き國司健兒等に命じて之を鎭守せしむとある。更に唯相坂是古昔之舊關也、時屬聖運下閇門鍵出入無禁云々とある、時聖運に屬すれば、門鍵を要せ

平安朝時代の三關

逢坂關

ないといふ譯である、併し國司健兒等に命じて之を鎭めしむといへば、單に往來の取締のみでない、多少軍事的の意味を含むでをる、大石・龍華は勢多川を下つて宇治方面へ出る所の關所である、つまり逢坂と共に京都に向つての防備に置かれたものと見える。設備も昔の三關とは異つて、小規模のものとなつたようである。これより後關所の事は史上に傳はらないので、明かにする事は出來ぬが、奈良朝時代の三關は全く停廢せられ。唯故關の名を止め、固關使が立つ位で、(これも後には名義のみになつたであらう)關屋は月光の漏るゝばかりに荒れ果てゝ、所謂名高い不破の關屋の板庇は、鈴鹿の板庇(愛發は有名な人の通行が少ないので、物に殘つてゐない)と共に、永く涙もろき詩情を興さしめ、所謂征人をして馬を駐めしめ、行客をして襟を潤はしむるといふやうなものになつたのである。平安朝から鎌倉時代の紀行文や歌集などには盛んに不破の板庇の事が記されてある。鈴鹿は帝都が平安京となつたと共に、加太山陰よりも後の所謂土山・坂下方面の鈴鹿越をするやうになつて、所謂今昔物語に盜賊の出たことの見えてをるのもこの方面と思はれる、鈴鹿の關屋の荒れて形のなほ殘れることとは、夫木妙にある鴨長明の歌などに殘つてある。

然し鎌倉時代以後、時々是等の關所は再興せられた。不破關は同じ所であらうが、

平安朝後の三關

關の再與と役務の變革

鈴鹿や愛發は位置が變つてをるであらう。卽ち意味も全く變つたものが、時々現はれてある。それは全くの往來の取締と征錢を徴收する目的とである。王朝時代の末から小關が各所に設けられ、從來の關のやうに警固を主とせずして通行税を取るのが主意になつた。支那の古い制度では征錢は本來の目的ではないといつてをるから、關錢の事は早くから行はれたものであらう我が邦ではまづ此頃が初であらう。朝權が衰へて國庫の財政窮乏の時に、臨時の入用の爲に征錢を以て補はれた事がある。社寺の造營料などに、頻に關錢を以て之に充てゝをる事がある。此關錢を徴收する事は、だん〳〵甚だしくなつて、南北朝時代から室町の時代に入つて、諸國に群雄が割據するやうになつてからは、各自の領地を警戒せねばならぬ必要上、各所に勝手氣儘に關所を置き、通行者を誰何し、旁ら征錢をとるやうになつて、不破・鈴鹿・逢坂も復活せられた。鎌倉時代の中頃に不破關が復活されて、警固と征錢とをやつた事が古文書に見えてをる。鈴鹿も建武年間雜訴決斷所の牒を以て地の豪族山中實秀に警固役を命じてをる、斯る際には自ら關所の形のものも興されたに相違あるまい。永享二年には、新に鈴鹿路に關所を定め置かれた、これやはり征錢が目的であらう。逢坂の關も建武年間に園城寺の知行所となつて居れば、征錢をやつてをつ

三關の復活　形のつた

三關全く廢絶す

た事も明かである。こんな風で、鎌倉時代から戰國の間は豪族が各自の領地を警戒する爲め、又征錢をする爲に、三關も再興せられたが、無論昔日の樣な形のものではない。極々一時的の番所のやうなものであつたであらう。即ち何處も同樣であるが、關所は軍事上の意味もなく、取締り警固の任務もなく、通行税徴收所と墮落するやうになつた。織田信長興起してからは、續々所々の關所を止め、往來を自由にし、秀吉の一統以後は私關は全く跡を絶つやうになり、江戶時代には特別の形で、箱根・荒井の如き關所が發達して、其他の戰國時代にあつたやうな形のものはまた全くなくなるやうになつた。されば三關もたゞ古跡を歌に詠まれる位になり、不破關屋には貸家札が張られるやうな風になり、鈴鹿・愛發・逢坂は其跡も明かならぬ樣になつた。

結言

之を要するに、三關は大津京の頃に創置せられて、爾來近江國は帝都の防備の上に必要なる國なる故を以て、大津から大和に遷都せられて後も非常に重要視せられ、三關は奈良時代の間關としての役務を勤めて、專ら軍事上警固上の大なる意味を持つた關所であつた。然るに平安京になつてからは、關所の必要もなくなつて、唯帝都の防備としては逢坂に關を置いたのみであつたが、平安朝末には地方が紛亂に陷つた爲めに、關所の性質も一變し、その勢は鎌倉時代より戰國時代に及び、奈良

朝時代の如き精神はなくなつた。されば三關の精神に於ては、まづ奈良朝時代を限つて、その後は全く滅亡してしまつたとして差支はない。近江國は帝都の爲には重要なる關係を有してをる事は、何時の世も變らないであるけれども、時代の變遷と共に其防備を作る設備に於て異同があるのである。大津京・藤原京・奈良京の間は主として蝦夷などの外敵を防ぐ爲にこの三關を以て、帝都の警固に宛てたのである。平安朝に於ては、これを逢坂關のみに止めた實際の必要上大規模の三關は不必要になつた。平安朝末からは小規模の國內の小ぜり合ひの爲め、又は通行税をとるといふやうな方面に發達して、奈良朝時代の樣な壯大なもの、全くの必要がないやうになつて、小領主が唯各自の保護の爲に設けるのみで、我が全國といふやうな國家的觀念を以てした奈良朝時代のやうな大きな考が不必要になつたのである。かく分裂してをる爲めに帝都についての防備などは、無論思ひの外の事である。織田・豐臣の時代を經て江戶時代になつては、京都は却て關東の方から監督する必要上關所などの必要はなくて、彥根・膳所等に大名を置いて三道の要衝を固めしめて、有事の日に備へたので、近江國に於ける防備が全く一變したのである。されば嘗ては堂堂として近江國境に存在して天下のお關所たり城門であつた三關も時代の變遷

として、色々の形に變つて、遂に今日の如く跡方も分らぬやうになつてしまつたのである。(明治四十五年)

住吉千八百年史

由緒古き住吉の明神と住吉の津

わが大阪府で、難波津は上古からの要港であつて神武天皇以來その名が國史に見えてゐる。攝津の國の舊稱津の國の津は、難波の津から出たのである。かう云ふ風に難波津の名はよく聞えてゐるが、その難波津に近い處にありて、地理上相接續してゐた住吉津は、古い港であるにも拘はらず、餘り人に知られてゐない。併しながら、この地に鎭座ましますす住吉の神と共に、此の港は國史上では大に注意すべきもの

である。

住吉の神

抑も住吉の神と申すは、筑紫の日向の小戸(チド)の橘(タチバナ)の檍原(アハキガハラ)に現はれ給ひし綿津見の神で、今尚ほ同地にその舊蹟を存してゐるが、神功皇后の三韓征伐の時、その神の靈威が頗ぶる顯著であつたので、國家の神として奉祀することゝなり、皇后が御歸朝になつた時、社殿を津の國の務古の菟原(ウバラ)(今の御影の住吉で、茨住吉(イバラスミヨシ)と申す所)に奠められたのを、仁德天皇の御代に此の地に遷されたのである。仁德天皇は難波の高津の宮に在しまして、その附近に、或は水利を整へて勸業殖產の事に意を注がれ、或は港を開き、或は道路を通じて交通の便をはかりなどせられたので、その時新たに住吉の津といふものも定められた。此の時以來住吉の津は、難波の津と並んで要港となつたのである。

支那への渡航所

大和朝廷の時代に、支那に渡る船は多く彼の難波の津或は住吉の津から出航したものである。雄略天皇の時に、身狹村主靑(ムサノスグリアヲ)が吳の國に使して、彼の國から職工と縫工とを伴れ來り、住吉の津に泊つたといふことがある。これを見ても住吉の津は、支那との交通の要衝に當つてゐたことが分り、當時の支那の文明が住吉から入り込んでゐたことが知れる。

萬葉集に現はれた住吉津

遣唐使の「出發地たる住吉津

奈良時代には、支那即ち唐へ渡航する船は、難波の津・三津の濱・住吉の津・津守の浦・名子の濱・榎津(エナツ)の邊から出てゐた。後の住吉の神主津守家は、この津を守る家から出たものである。この時代の名歌を集めた「萬葉集」には、此の地を詠んだ歌が餘程澤山に出てゐるが、中にも天平五年に入唐使多治比眞人廣成に贈つた歌に、

そらにみつ大和の國、青丹よし平城の京ゆ、おしてる難波に下り、住吉の三津の船乘りたゞ渡り、日の入る國に遣はする、我がせの君を、かけまくのゆゝしかしこき墨江の、吾が大御神、船のへにうしはきいまし、船艫に御立しまして、さしよらむ磯の崎々、漕ぎ果てむ、泊々にあらき風、浪にあはせず平らけく、率て還りませもとのみかどに、

といふ歌がある。大和の奈良の都から難波に下つて、住吉の御津から船に乘り、唐國さして直ぐに渡る我が夫の君を住吉の神が船舳を占めて御座あり、船艫に御立ちまして行く先の、磯の崎々漕ぎ行く泊々に暴き風浪なく、無事に引き率て皇國に歸朝せしめられんことをとお祈りをした歌である。遣唐使の船は多く難波の津から出船して居るが、この歌を以て見ると、住吉の津から出船したことが明らかである。入唐船は屢々暴風に遭つて漂沒することが多く、當時の航海は航海術がまだ進ん

でゐなかつた爲めに、全く水盃で出て行く譯であるから、海上の安全を住吉大明神に祈つて出て行くことになつてゐたやうである。住吉の神は神功皇后の時以來、海上の平穩安全を禱る神であるから、この命がけの航海には必ず先づこの神に祈つて出船したやうである。難波の津は無論船着きとして第一等の要港であつて、住吉の津はとても及ばぬところであるが、この神に詣でた盡便宜この地の濱津から直に乘船した者もあつた譯で、奈良時代にはこの神に對する崇敬は殊に篤くて、天皇の行幸もあつて、よほど重んぜられた神樣である。恰も後の讃岐の琴平、又は水天宮が、海上の神として祭らるゝ如く、住吉の神は全く海上の保護神であるのだ。

朝廷も尊崇し武家も畏敬した神

平安朝時代の中頃からは遣唐使が停止されて、外國渡航は表向にはなくなつたが、なほ彼地へ渡る者が多くあつて、住吉の神は相變らず尊崇を受けて居つたが、一方ではこの地は京都から紀州へ行く要路に當つてゐる爲めに、熊野へ行幸のある毎に、必らず立寄つて崇拜して居られる。これは歷代の勅撰集の中にある歌によつて知ることが出來る。中には後白河・後鳥羽の兩帝は紀州へ幸せられたことも多い

と共に、本社をもいたく尊敬せられたやうである。

住吉の読み方

住吉は墨江・淸江・須美乃江などゝも書いて、何れも皆「すみのえ」であるが、平安時代の中頃に出來た「古今集」といふ歌集には「住よし」「和名抄」といふ本にも「須三與之」とあつて、およそ「古今集」の出來た前後から、住吉を「住よし」と讀むやうになつたと見える。

武家の尊崇

住吉の神は武家の尊崇も篤く、既に平安時代に多田滿仲爰に參籠して祈禱をした事抔があるが、賴朝が建久六年四月に上洛した時、その二十七日に京都から梶原平三景時を使にして神馬を奉納した。景時はその夕方に社頭へ參つて、得意の和歌一首を釣殿の柱に書いた「我君の手向の駒を引きつれて行末遠きしるしあらはせ」と。その後も將軍家の崇拜は頗る深かつた。賴朝の神馬奉納から間もなく、建仁元年のことだが、後鳥羽上皇が熊野へ御幸のあつた時も、住江殿へ入所があつて、こゝで和歌の披講があつた。彼の「小倉百人一首」で名高い藤原定家も供奉の一員であつて、その時の定家の「あひおひのひさしき色も常盤にて君が代まもる住吉の松」といふ歌などは名高い歌である。

住吉津より

然しながら、鎌倉時代から南北朝の頃になつて、兵庫の港に淸盛の築港などがあつてから、船は難波津からも出たが、多くは兵庫から出るやうになつた。自然住吉津

の出船減ず

からは出船などは少くなつて、その代りに住吉の南なる堺津が住吉社の社領なるより漸く發展するやうになつて來た。住吉社の造營料を支那との貿易船の利益收入に求めたことなどが見えるが、船はやはり主として堺津から出たものゝやうである。自然要港としての住吉津は、全く堺津へ移ることゝなつたやうである。

後村上帝の行宮

南朝の京都回復策と住吉

南朝は紀州から河内・和泉の間を勢力範圍としてゐたから、その屢々計畫した京都回復を實行するには、いつも途を住吉・阿部野の方面に取つて京都に入る策戰計畫であつた。それが爲めに住吉から阿部野・渡邊橋邊はいつも〳〵戰場となるのである。自然南朝の勢力が發展すると、大和から河内に出で、今一つ進むと住吉附近まで進んで來る。現に正平七年には、御村上天皇が賀名生から河内の東條に進ませられ、それから住吉に出で、祠官津守國夏の館を行在所とせられ、暫く御駐輦あつたことがある。天皇はやがて愈々進んで男山まで行幸せられたけれども、此の時は遂に京都回復を果されずして、再び賀名生に歸らせられた。正平十五年には南朝の勢力が強くなり、遂に河内觀心寺から進んでその九月に再び住吉にお遷りになり、津守

津守の館を行宮とす

後村上天皇の崩御

の館を行宮とせられた。この時に天皇は信濃に在らせらるゝ宗良親王に勅があつて、西上して再び近畿の地に力を盡させ給ふやうとの御意であつたのに、親王の方でも御西上の事は中々困難で、爲に秋冬と過ぎておそくなられたので、天皇は、「いつでか吾のみひとり住吉のとはぬ恨みを君にのこさむ」といふ御製を送られたところが、親王は御返事に「わが急ぐ心をしらば住吉のまつひさしさを恨みざらまし」と答へられて、心はいそぐが、どうも思ふに任せぬといふ意を寓せられたのである。

此の御所は屢々御歌會があり、天皇を始め奉り當時の公卿以下が歌を當社に奉つたことや、屢々妙音講などを行はせられた事が「新葉集」及び「河内金剛寺の古記」の中に散見してをる。こんな譯で、天皇は約九年間住吉の行在におはしたのである。この間南朝の勢が割合に強く、いよいよ進んで京都を回復するといふ計畫が熟するに至つたのであるが、不幸にも正平二十三年三月吉野の花が漸く咲いた頃に、天皇はこの行宮で幾千代かけて變らぬ色の岸の姫松を眺めさせられて、御計畫半途のまゝ御齡はまだ四十一歳といふ盛なお年で、空しく崩御あらせられた。

これより後の南朝の歴史は甚だ不分明であるが、兎角不振の有様に陥つてゐたことは明かである。して見ると住吉に行宮のあつた時は、南朝の勢力の比較的强盛であつた時代である。吾々は此の住吉の神、住吉の津が、わが古代史に於いて最も注意すべきものなると同時に、南北朝時代に於ける住吉の行宮卽ち十年足らずの間皇居の地であつて、しかもこの地に晏駕あらせられた御跡であることを、決して忘れてはならぬ。吉野朝廷時代といへば吉野ばかりが皇居の跡であるやうであるが、吉野や賀名生は寧ろ引籠られた時で、住吉の行在は却つて盛な時代の皇居の地であつたことゝ、祠官津守氏が代々皇室に忠勤を抽んでた事については、十分記憶してもらひたい。

津守氏の勤王

松原と高燈籠

その後の住吉は歴史上には少しも見えて居らぬ。津の繁榮は一里南の堺津に遷つた。併し海上の神として絕えず尊崇を受けて、堺から出帆する外國渡航の船は、必ずこゝに參拜した。堺に於ける遙拜所は頗る殷賑な有樣であつた。戰國時代に出來た三條西實隆の「高野詣の日記」に住吉の濱の松原といふ名前で見えてゐる。卽ちこ

の地は紀州路の要路に當る上からも往來する人々の尊敬を受け、必ず參拜してをつた。故に寧ろ神聖なる神域として、參詣する人は絶えず引つゞき、殊に松の名所として歌に詠まれたり、詩に吟ぜられたものが頗る多くあるのである。

此處の松原は昔から名高いもので、「古今集」には「われ見ても久しくなりぬ住の江の岸の姫松いくよ經ぬらん」とあり、「萬葉集」にはは「住吉の岸の松が根うちさらしよせ來る浪の音の清しも」とある。兎角此處を詠んだ歌の十中八九までは、皆松を詠み込んでないのはないが、今に於いても住吉は矢張り松の名所である。

住吉八景

由來大和川は柏原から北西進して河内に入りて淀川に流注してゐたものである、元祿の末に柏原から西に落して住吉の南、堺の北を貫ぬいて海に注ぐことにした。これが卽ち新大和川であるが、これが爲めに住吉と堺とは別々のやうになつたが、それより以前には連續した一つの地點で、江戸時代の所謂「住吉八景」の中には堺も入れてある。實際、住吉の方では、堺の住吉といつて互に引張凧にしてゐたのは事實である。

此處の高燈籠は畫にも描かれ、歌にも詠まれて頗ぶる有名なものである。その海水が此の燈籠の下まで來てゐた頃には、此の燈火はどんなに航海者を喜ばしたことであらう。今は只だ松林の中に空しく聳へてゐるばかりである。今「住吉名勝圖會」(寛政七年版)中の一節を引いて、此の話の結末をつけることにしよう。

久しくなりぬと詠ぜし岸の姫松は、今の街道より少し東にて、方八丁が程松の林ものふりて殘れるぞ、昔の事もおもひ出でられておかしけれ、大鳥井より西の方馬場の松原は五丁に餘り、高燈籠長峽の橋を渡せる内川なん、浪華津に續きて爰に詣づる川舟の所せく引き並べたる、糸竹の音絶ゆる隙なく、濱邊にはあやしの家居立つらね、蛤の羹あきなふも、此所の名物とて爰に詣づる人賞し侍る、社頭には國々より獻じ奉る石どうろう、いやが上に並び立ち、御燈の光り粲然に照して、松風浪の音もかみさびて、實に津の國の一の宮と崇め奉るも宜なりと見えぬ。」(大正三年)

後編

本邦太古の交通

文學博士　喜田貞吉

一　緒言

人類あれば交通あり

人類は一所に定住して、孤立の生活を營むものにあらず。必ず他と交通して有無を交換し、生計上又は娯樂上、屢各地に旅行するを常とす。されば、人類已に生存する以上、其の地方には必ず交通行はれたり。勿論野蠻未開の時代にありては、文明國に於けるが如き進歩したる交通要具なく、道路亦極めて不完全なるべきも、當時の住民は身體强健意志鞏固にして、痛苦に堪へ、冒險を厭はず、榛莽を開き、荊棘を分ち、峻嶮なる坂路敢て辭するなく、猛獸の危難必しも畏れず、よく遠隔の地に往來したり。人智漸く進むに及びて、從來足を以て踏み平らしたるに過ぎざりし徑路も人工を加へて次第に之を坦にし、家畜を使役して勞力を省くことを工夫し、河川には橋梁

を架し、舟筏を具へ、益交通用具を改良して、終には人力よく天然を征服する今日の盛況に達するに至れり。今之を古文に考へ、遺物遺蹟に徵して、其の本邦太古の狀態を觀察せんとす。

二　我が石器時代と交通

太古我が大八州國に住せし人民が、なほ石器時代の狀態に在りし際、彼等は如何なる範圍の交通を開きたりしか、素より記錄の傳ふる所なく、的確なる事實得て知り難きも、之を遺物、遺蹟に徵するに、其の範圍の意外に廣かりしを感ぜしむるものあり。

石器時代の住民

石器時代の住民が如何なる種族なりしかに就ては、諸說未だ一定せず。其の中に於て、比較的に中部以東に多く繁延し、從來普通にコロボックルの名を以て知られたりしものが、今日北海道にアイヌとして存するものと同一系統に屬すべきとは、殆ど疑を容れざれども、彼等の遺物とは著るしく性質を異にする赭色土器（通稱彌生式）を使用せし他の種族のごときは、或は之を以て天孫族の祖先なりとし、或は之を以て隼人系のものならんとし、或は是等とも異なりたる或他の種族と想像せんとし、

西部系住民の航海

容易に學說の一定を見ざるなり。彼等は、アイヌ系の人民が比較的多く東部地方に蕃息したりしに對して、西部地方に多く其の遺蹟を止めたり。よりて余は便宜上、假りに前者を東部系石器時代住民と稱し、後者を、西部系石器時代住民と名づくべし。其の西部系のものは、東部系のものの遺物遺蹟が、往々西部地方にも發見せらるゝと同じく、亦太平洋及び日本海沿岸等に於て、往々其の遺物の發見せらるゝことにより、彼等の分布が、必ずしも我が西部地方にのみ局限されざりしを知る。余輩の不十分なる材料より臆測せる所によれば、彼等は恐らくはもと海岸島嶼住民にして、古書に白水郎(あま)・安曇部(あづみべ)・海部(あまべ)等の稱を以て知られたりし種族と同一系統に屬するものの如し、其の根源は勿論西部にあるべきも、廣く海岸地方に沿ひて、各地に蔓延せしものなり。彼等は不完全なる小舟に棹して、よく荒き海を航す。催馬樂の風俗歌に、

伊勢人は賤(あや)しきものをや。などてえば(〇何故と言へばの義)小舟に乘りて、荒き海を漕ぐや、荒き海を漕ぐや。

とあるは、伊勢の海濱に住せし後代の海人(あま)の動作を詠みしものゝ如し、斯くの如くにして彼等は、思ひの外なる遠隔の地と、海によりて交通せし事ありしを認めらる。古傳說に海北道中宇佐島の名あり。宇佐島は識者解して于山國卽ち今の鬱陵島と

なす。鬱陵島は實に我が國より、海北卽ち朝鮮に航する道中の中繼場なり。隱岐に海士郡あり、古へ海部の民之に居る。今も隱岐の漁民扁舟に乘じて鬱陵島に航し、敢て恐れず。蓋し古代海部の狀態を語るものなり。太古九州及び中國北岸の海人等が、海を航して朝鮮に交通せし狀察すべし。而して斯の如きの現象は、之を南島方面に就いても想像するを得べく、直接若くは間接に、太古の住民と支那人等との間に、物資の交換の行はれたりし事情亦察すべし。

西部系のものが遠隔の地に交通したりしと同一の現象を、余輩は亦東部系の石器時代住民の上に想像するを得べし。德川時代にアイヌが樺太を通じて山丹地方と交通し、遠く支那・露西亞等の產物を將來せしことは顯著の事實なり。彼等は蟲の巢と稱する硝子玉、蝦夷錦と稱する織物等を大陸より輸入せり。而して轉々して其の品は往々邦人の手に歸せり。彼等は又遠き古代に於て內地人とも交通し、物資の交換の行はれし範圍の思ひの外に遠方に及びし事實あり。明治四十四年の頃、北見網走郡に於て、我が古代の蕨手刀一口を發見せし事あり、現品は札幌博物館に藏す。之を傳來せしアイヌは、或は旣に石器時代の狀態より脫せしものなりしかも知れず。然れども、德川時代に至りても北海道內部のアイヌ等が、なほ石器を使用せしこ

とは疑を容れざるが爲に、其の蕨手刀を輸入せし時代の北見地方は、たとひ石器時代にあらずとするも、之を距る遠からざりし程度のものたるべく、而して此の事實は、移して以て內地に於ける石器時代の狀態を語るものなりと謂ふを得べし。

硬玉製玉類の傳來

內地に於ける石器時代の遺蹟中より發見せらるゝものゝ中に、普通の石器・土器の外、到底彼等自身の製作し得ざる物品の往々にして存するあり。中にも硬玉製の玉類の如きは、其の最も著しきものなりとす。

由來硬玉の原料の我が國に產せざるは、現今に至りてなほ學界に認めらるゝ所。隨つて、我が上代の古墳より多く發見せらるゝ硬玉製曲玉の如き、其製作はよしや邦人の手に成りたりと假定するも、其の原料は直接間接に大陸より輸入せられたるものなるを疑はず。而して石器時代遺蹟より發見せらるゝ玉類の中には、古墳より發見さるゝ曲玉と、形態に於て、製作に於て、殆ど區別なき迄に類似したる者あり。銅駝坊所藏發見地未詳長さ約一寸八分の裴翠曲玉の如きは、全く古墳發見物と區別なき程度のものとす。こは發見地未詳といふだけに、或は古墳物の誤認せられたるにあらずやと疑ふ者なきにあらざるも、近く余の見たる三河の好古家故大林意備翁が、附近の稻荷山貝塚より自身發掘せられたる長約一寸五分のものゝ如き

は、到底此の疑を容るゝを許さざるなり。此の品は稍扁平にして、普通の古墳品と多少形態を異にす。此の外異形の曲玉・丸玉に至りては、實例甚だ多く、余も亦其の一個を藏す。中にも銅駝坊及び江見水蔭氏の藏する、扁平なる石斧に穴を穿ちたるがごとき形のものは、他にも類例ありて、殆ど支那古代の玉類中に發見せらるゝものと類似せり。高橋健自君は人類學雜誌（三十一卷一號）に「石器時代の勾玉に就いて」論ぜられ「今日でも横濱あたりに、我々の好尙には歿交涉で、全然西洋人向に調製された物品があることを思へば、此の問題もやがて解決すべく、彼の勾玉は、大和民族が先住民向きに殊更製作したものなり」と考へられたれども、余は更に是よりも遠隔の地に、其の關係を求むるを至當と考ふ。余はむしろ反對に、大和民族愛用の曲玉は、其の起原を石器時代の住民に有するにあらざるかを疑ふものなり。固より單なる空想にあらず、其の說の基く所、多少の根據を有するも、今之を說かんは論旨あまりに枝葉に走るの虞あるが故に、こは他日機を見て別に發表すべし。

ともかくも我が石器時代住民の或者が、直接若くは間接に、支那人と交通せし事實は之を認めざるべからず。たとひ右の玉器が、大和民族の手を經たりとするも、亦其の多數が大和民族の手に成れりとするも、其の或物が支那に起原を有したりし

を疑はず。又彼等の中の玉器製造者が、他の民族より優良なる製作器具を得て之を使用したりしことも想像せざるべからざるなり。

石斧・石鏃等の材料中にも、其の發見の地方に於て嘗て産出せざるもの少からず。又九州及び日本海方面の地方には、朝鮮・滿洲若くは臺灣等に於て普通に發見せらるゝ磨製石器の、存する場所多し。是等の發見地と、原料の産地其の他の關係とを廣く調査して、之を一覽表に製し、或は地圖上に表はさんには、彼等の交通・接觸の範圍を知る上に、利益尠きにあらざるべきも、今は其の暇なきを憾むのみ。

之を要するに、我が石器時代の住民が、內地各所に往來し、又直接・間接に海外の地方にも交通せし事實は、之を傍例に徵し、之を遺物・遺蹟に考へて、ほゞ推知するを得べし。但其の地理上具體的の說明は、之を將來の調査に俟たざるべからず。

古傳說の範圍

三　我が古傳說と交通

我が古傳說の語る所、主として天孫種族と出雲民族との上に係る、此の外天孫降臨以前の民族としては、山祇(やまつみ)・綿積(わたつみ)等一部先住民の起原を說明する少許の說話と、天孫降臨後の事蹟としては、隼人族の出自を示せる說話、及び海神宮往來の事蹟を說

根國との交通

くあるのみ。而して其の說く所、學問上必ずして太古の史實とし見る能はず。中には地名より附會したる後出の俗傳もあるべく、後世の知識を以て前代を說明せるもの亦是あるべし。要は其の傳說を記錄に上したる時代の人士が、如何なる事を信じ、如何なる事を語りしかを知るを得るに過ぎざるなり。

されど詳に其の語る所を調査しなば、中には朧氣ながらにも、太古の狀態を髣髴せしむるものなきにあらず。伊弉冊尊が火神を生める事によりて崩じ給ふや、去りて根の國に入る。伊弉諾尊之れを慕ひて其の國に至り、屍體腐爛の狀に怖れ、歸りて黃泉津平坂を塞ぐに千引の岩を以てす。是より根の國との交通絕えたりといふ。是れ根國系に屬する出雲民族と、高天原系に屬する天孫種族との衝突の蹟を傳ふると共に、其の出雲民族の祖國が根の國にして、太古彼此の間に交通のありしことを信じたるものにあらずや。

根の國に交通するには、前記黃泉津平坂よりす。出雲の伊賦夜坂是なりといふ。出雲意宇郡（今八束郡の中）に揖夜村あり。蓋此の地方に傳說を存せしものか。出雲風土記には「出雲郡宇賀鄉腦磯の西方に窟戶あり、窟內穴あり人入るを得ず、深淺を知らず。夢に此の磯窟の邊に至らば、必ず死す。故に俗人古より今に至るまで號して黃泉の坂とい

ふ。黄泉の穴なり」とあり。出雲の神現界を天孫に讓りて自ら幽界を掌りきと傳へ、遂に其の祖國たる根の國を以つて死後の國と混同するに至りしなり。

天孫降臨は民族の大移住なり

素戔嗚尊大八洲國にありて所行暴戾なりしが爲に、根の國に逐はる。卽ち天に上りて高天原に天照大神に謁し、別離を告ぐ。高天原は天孫種族の祖國なり。天孫饒速日命及び瓊々杵尊が、隨從の諸神を率ゐて此の祖國を發し、我が大八洲國に降臨したまひしことは、建國史上著しき事蹟なり。高天原が何れの方面にありとするも、ともかく天孫の祖國として太古大八洲國との間に交通ありしことは、之を認め得べし。天孫降臨とは蓋し民族の大擧移住なり。

素戔嗚尊高天原を逐はれて根の國に赴くや、途出雲を經て簸川上に八岐大蛇を退治し給ひ、後韓國に入る。其の子五十猛神は、延喜式に韓國伊太氏神とあり。大屋姬神・抓津姬神と共に、木種を韓國より渡して、周ねく大八洲國に植ゑ付け、後に紀伊に鎭まれりといふ。根の國と韓との關係以て見るべく、韓土と我が邦との交通亦察すべし。

海北との交通

素戔嗚尊高天原にありて天照大神と誓約の間に三女神生ず筑紫宗像君等の祭る所なり。一說宇佐島に降り、今海北道中にあり、筑紫の水沼君等の祭る神なりとも

あり。海北が韓土なる事は、宋書所收倭王武の國書といふのものにも見ゆ。宗像君・水沼君等は、九州北部にありて恐らくは海北との交通を掌りしものならんか。

常世國

少彦名命が大己貴神に同心協力して國土を經營し、功成りて後伯耆の粟島より常世國(とこよのくに)に去る。一說に紀伊熊野よりすといふ。常世は常夜(とこよ)なり。日出國たる我が國に對して西方なる日沒國を暮(くれ)の國と稱す。普通「呉」の字を當て、支那を指す。而して常夜とは、此の「暮」よりも更に遠き國の義なり。後に神武天皇の皇子三毛入野命浪の穗を蹈んで常世國に入り、垂仁天皇の時、田道間守(たぢまもり)勅を奉じて亦常世國に使す。日本紀に田道間守の言を記して曰く、「遠く絕域に往き、萬里浪を蹈んで遙に弱水を渡る。是の常世國は則ち神仙の秘區、俗の臻る所にあらず。是を以て往來の間、自ら十年を經ぬ。豈に獨り峻瀾を凌いで、また本土に向はんことを期せんや」と。常世に對する古人の思想見るべきなり。

海神國との交通

彦火火出見尊其兄火闌降命と山海の幸(さち)を爭ひて、海神國に至り給ふ。近時の學者或は解して九州の一部なりといふ。而も古傳說の意味は遠く海を渡りて彼方の國たることを示す。神武天皇熊野の海中にて風浪の厄に遭ひ給ふや、皇兄稻飯命嘆じて曰く、「吾が祖は則ち天神、母は則ち海神なり、如何で我を陸に厄(たしな)め、又海に厄(たしな)むるや」

と、言ひ訖りて劒を拔きて海に入る。古事記には之を妣國として、海原に入るとなす。新撰姓氏錄に新良貴氏あり、新羅國王の後にして、實に稻飯命の後裔なりと稱す。ここに於て史家或は海原を以て韓土に擬す。是亦一說なり。

出雲と越との交通

以上は古傳說中、事の海外交通に關するものなるが、內地各所間の交通に關しても、傳ふる所亦少からず。中にも出雲と越、出雲と紀伊、出雲と諏訪の關係の如き、最も著しとなす。八千矛神なる大國主が、打ち見る島の崎々、かき見る磯の崎落ちず、弱草の妻を持たせながら、なほ遠々しくも越の國に賢女をありと聞かして、沼河比賣の許によばひたりしことを始として、出雲風土記には、伊弉冊尊が越人をして出雲の日淵川の堤を作らしめたまひし事を記し、以て其の古志鄕の名を說明したるあり。又彼の素戔鳴尊が簸の川上に高志の八岐の大蛇を退治し給ひしとも、越人の巨魁の襲來を討滅せし事蹟を傳へたるのと解すべきに似たり。

出雲と紀伊

出雲と紀伊との關係に至りては、出雲の神が少からず紀伊に鎭座する事の外、出雲地方に傳ふると同樣の遺蹟が、亦紀伊に於て傳へらるゝ事によりて察せらる。紀伊に熊野ありて出雲に熊野神社あり。伊弉冊尊の陵は出雲地方にては比婆の山にありとし、紀伊にては熊野の有馬村にありとす。又少彥名命の常世に向つて出立せ

し地は、出雲地方にては伯耆夜見が濱の粟島なりとし、紀伊にては熊野の御崎なりとす、此の類多し。是等共に記紀の傳ふる古傳なり。以て兩者の關係する所由來古きを見るべし。

出雲と大和

出雲の神の遺蹟はたゞに紀伊のみならず、大和地方にも多く傳へらる。大國主神の幸魂が、大三輪の神として大和の御諸山に鎮座し、其の御子神達が亦大和各所の神奈備に鎭まりて、天孫を守り奉ると傳ふる類是なり。

出雲と諏訪

同じ出雲の神たる建御名方神が、建甕槌神と爭ひ、逃れて信濃の諏訪に走り、遂にこゝに鎭座せしことも、神初代史上著明の事蹟なりとす。

神武天皇東征

人の代となりて神武天皇が、兵を率ゐて遠く日向より大和に遷り給へる事も、我が日本朝廷の起原を説明する一古傳説として解すべし。近時の學説或は此の東遷を認めず、我が天孫種族は更に遠き古代より、畿内地方に定住するものなりとし、或は、彼等は石器時代の狀態にありし際より、本邦各地に住したりきとなすものもありと雖、九州に於て特に日向方面の古墳墓が、他の地方の其れよりも、比較的畿内地方の古墳墓に類似する點より之を觀るも、以て兩者の關係の特に深きを察するに足るべく、此の傳説必ずしも否認するに及ばざるが如し、

房總半島の植民

神武天皇の代天富命が、阿波の忌部を率ゐて房總半島に植民せし事は、古語拾遺之を傳ふ。よしや其の神武天皇の御代といふ事信ずべからずとするも、香取・鹿島の兩神宮が中臣氏によりて古く東國に鎭座することゝ相俟つて、天孫種族が古く東國を拓殖せし古傳説は、之を認むるを得べし。

出雲民族の繁衍

海外との交通

之を要するに、出雲民族は山陰地方より近畿地方に蕃殖し、恐らくは北越より信濃地方にまで及び、天孫種族は九州より遠く東國にまで其の範圍を擴め、太古既に其の間に交通の行はれしは勿論、遠く南島を經て恐くは南支那地方に、又西北には海を航して所謂海北に、交通せしものゝ如し。而して其の海外との交通に就きては、漢史に見ゆる倭人の記事、並に古秦人の渡來及び繁延に關する研究によりて、亦之を明にすべし。其の倭人に關する余の研究は、雜誌「歷史地理」に連載中なり。又古秦人渡來に關する管見は、銅鐸の研究に基づき、天孫種族が未だ多く近畿地方に蕃息せざりし前に於て、漢土の文明を傳へ、畿内を中心として其の四近の地方に廣まりたりきとの考説にして、是れ亦近く發表の豫定なり。是等の事、今こゝに之を併せ論ぜんは、あまりに散漫に渉るの虞あるが故に、すべて別途の發表に讓り、今は之に及ばざるべし

要するに古傳說の示せる太古の交通は、漠として捕捉し難き所多く、學問上より之を證明せんには、人類學・考古學の調査の結果に藉り、古代民族の分布移住と、遺物遺蹟の特質等とを比較研究したる上ならざるべからず。然れども、是等のこと、今日の學界にては、學說未だ一定の域に達せず、目下調査進行中の狀態にあれば、暫く臆斷を避け、記紀等古書の記する所を抄錄して、ほゞ古人の信ぜし所を抄記するに止めたり。

古代の船舶の種類及び其發達

文學博士　吉田東伍

過渡期の橋頭

人間の水陸交通上の器械としては、古今、舟と車を以て第一の必要な物としてある。而して、近年は空中を航走する船や、水中を潜行する船さへあり、更に飛行機といふ鳥の如き働きのものを見るに至りまして、今や全く時代が一變せむとする過渡の橋頭に、我々は俯仰ともに駭きの目を以て立つて居るものである。此の場合に當り、頭を回らして沈思、古代よりの船舶の沿革を推し考ふるも亦一興であらう。私は陸上の車や馬よりも、むしろ海上の船を擇び、一場の話題を提擧したいのである。

神代の舟

刳木舟　記紀の神代の巻にはいろ〳〵の憑談、卽ち詫宣があるが、其解釋が容易で無い。しかし大體の所で推量すれば、上古の日本には舟を譽めて浮寶（ウキタカラ）と云ひ、その堅固をたゝへて岩（イハ）舟といひ、形狀に因りて鳩（ハト）舟といひ、その快速を喩へて速鳥（ハヤトリ）といひ、はた龜とか鰐とか申さるゝも、舟の叉の名である。その製作の材料の上から區別

筏　帆

しては、楠の木であれば、石楠舟といはれ、椙なれば杉舟も當然であるが葦舟といふ名がある。葦を結束して筏を作りての事か、又は篠舟といふと同樣で、葦や篠が波の上に漂ふことを浮舟と見立てた迄の喩に過ぎぬかも知れぬ。彼の无間勝間も、之を浮木として海に浮べたと申されてある事を考へれば、浮木はやがて筏で有らう。從つて竹で編みました籠の如き筏も想像される。それにしても、筏式の籠は一般の要用品ではあるまい、やはり刳舟を以て上古の專用の形式と推さずばなるまい。或は蘿摩船といひ、或は瓠船などゝ云ふ名も古典にあるが、皆刳木舟の別名で、形狀の相似たゆゑの一名であらう。

舟に帆をかけた樣子は「海神の乘れる駿馬は八尋の鰐なり、其鰭を立てゝ橘の小戸に在り」と申して、鰭は即魚のヒレであるが、帆に喩へられ、ワニといふコルコダイルでなくワニ鮫であるが、それを乘用する所からウマにも喩へてあれど、結句は舟のことです。また、神武紀に「龜甲に乘り羽を打ち擧げ來」とあるにて明白です。龜に喩へたは刳舟の形狀ゆゑで、羽は即帆である。又鳩舟・鴨舟・鳥舟などいへば、首尾の形容が或は鳥の頭を擧げ、胸を張り、尾を分てるが如きもので有つたらう。その舟の長さは八尋より十丈と傳へられてあるが、此數量は必しも正確に思はれぬ。唯、可なり長い

ものもありました位に、了簡しておかう。又、帆をば裳(モ)ともいうたらしい事は、次の條に其説がある。

埴土(ハニ)舟、是はカチ〳〵山の狸の土(ツチ)舟なら、直に破壞する品ですが、神話には「素盞嗚尊遂に埴土を以て舟を作り、之に乘り、新羅より東に渡り、出雲に到ります」というてある。恐らくは、刳舟の内外に赭土(ソボニ)を塗抹したるを、埴舟といふたのであらう。萬葉集に赤曾保(アカソボ)舟といひ、ソホは赭土(ソボニ)で、之を丹塗(ニヌリ)ともいひ、又赤羅(アカラ)舟とも申す名のあるので、其の實が論斷される。さて此の埴土を塗ることは、第一に隙間の穴を塞ぎ、第二に色彩により裝飾となり、第三に多少は材木の腐朽をも防ぐ效が有つた爲である。今日の船舶塗料に種々の品のあるのも、往昔に遡れば此丹塗がそれに當るのです。播磨風土記に「神功皇后の新羅征伐の時、赤土を舟の裳(モ)に染め、丹浪(ニナミ)を漲らして押し渡りたまふ」と書いてある。裳といふは帆の一名であらう。且この丹塗といふことは、彩色を施すこととなれど、古人は往々そこに神祕の方術が潜んで居る如く信仰して居たから、舟に埴土のあるのも、後世の狸の土舟の如き意義のものではない。律令時代となりては、官用公務の船は朱漆で塗るといふことになつて居るが、それは更に埴舟の變化したものである。近世の安宅(アタケ)丸の朱塗のごときも、由來久しい埴舟の遺風

動力

海上航走の知識

船玉

に承くる所があるとも思はれる。

運用について　次に其舟を運用する動力については、彼の帆(勿論、布と限らぬ、むしろ席(ムシロ)の類であらう)をば別として、一般には梭(カイ)や棹である。棹は淺水にのみ效力がある品だから、梭を操るのが惟一の術です。而して、梭も數多備へて快速を競へしと思はるゝ證は、彼の諸手(モロテ)船に因りて見ることが出來る。熊野諸手船と申す故、近世の安宅(アタケ)の海賊船も、恐らくはこの諸手船の流派の沿革したものであらう。又、播磨の速鳥といふ舟は一搖枝にて七重の波を越したと申すのも、多人數の梭が一同にそろうて搖かされる有樣と、解釋せねば、ならぬ。

次に海上航走の知識につきて考へれば、風なぎと潮どきが最大切である。又遠く大洋に出で暗夜にも往來するとせば、謂はゆる星を望み方位を辨へねばならぬ。而して、是等の知識もすべて神祕に憑けて申し傳へられたが、中にも新羅より渡來した所の日矛(ヒボコ)の持てる神寶に、切風(カゼキリ)・切浪(ナミキリ)・振風(カゼフリ)・振波の比禮(ヒレ)あり。神功皇后の潮涸(シホヒル)・潮滿(シホミツ)の如意寶珠など、正しく此意義を表章して居ます。比禮と云ふ品物は何を指すか明解を聞かぬけれど、恐らくは玉であらう。船玉といはるゝは卽それであらう。玉を緒につないで、振り搖せば、此にヒレといふ名稱がつくのです。要するに、海上の風浪潮汐

フタマタ船の説

についての知識・經驗の表章を、神祇の道にかけては玉として示されたのであらう。又、海上の智者に鹽椎(シホツチ)の神と云ふ者がある、老翁といはれて天子神孫に通路を數へまゐらせりと云ふも、その語意は潮路にして、言ひ換れば航海の神なり。神功皇后の征韓にあたり、筑紫の筒男(ツヽヲ)の三神が、その靈驗を以て船軍を助けたと云ふが、其ツヽは即ち星の古名です。是れ筑紫の安曇氏の一族が海童(ワダツミ)の國と稱して、その祖先を星に托して、星を筒男の三神と立てゝ氏神と祭つたのであらう。後世も到る處に海上守護と仰がるゝ住吉(スミヨシ)様は即ち筒男です。近き二百年來、金毘羅といふ印度神を船頭の信仰する事となりましたは、亦一變化で、明治時代の神佛化合の尤なる者だから、それと住吉を一例に見做されぬ。

兩枝船と猪名船　刳木舟式の上古の有様は、大略に之を前項につくしたが、兩枝(フタマタ)船も之に亞ぎて現はれ、むしろ同時に行はれて居る。日本書紀に崇神天皇の時に諸國に船舶を造らしめたまふと載せておくが、其様式は何か、やはり刳木舟であらう。而して垂仁帝の池に泛べし兩枝の御船の物語がある、然らば、神功皇后の征韓の時も刳木舟の外に、已に兩枝船も使用されたものであらう。仁德帝の時に、遠江の國司言上「大樹あり、大井川に流れ來て、河曲に止まる、其の大さ十圍、本は一にして末は兩

なり」と。此大樹で御座船が造られ、難波津におかれたと申します。是れらの始末を考へると、刳木の制は、細長なれど廣くはならぬから、一幹の兩分した大樹を骨格として、之に板を張りましたものが、兩枝船です。卽ち根幹を舳として、兩枝を左右の舷としたもので、刳木舟の一進歩といはねばならぬ。

しかし此に又合せ考ふべき事は、應神天皇の時に伊豆の國に命令して長さ十丈の船を造らしめられ、名を枯野(カラヌ)と呼ばれます。その枯野は刳木か兩枝か、いづれか分らぬ。同時代に新羅王が船大工を進上したにより、その大工どもは難波津の猪名(キナ)といふ里に居り、物部氏に附屬し、子孫相續して別に伊勢にも分れ、謂はゆる猪名部の工匠(タクミ)となります。この猪名部の造れるは又一の新式が、そこの所はツムの船と合せ考へばねならぬ

ツムノフネは何ぞ

ツムは大舶の古名でツクとも申すが、いづれ一語の相轉であらう。神功皇后紀に「陽侯擧浪、飛廉起風、則大魚挾船、帆舶隨波、不勞艫楫、便到新羅」とありまして、此帆舶をホツムと訓むのです。東雅に倭名抄・漢語抄を引いて舶は海中大船でツクともいはれ、神功紀にツムとあるが、その義は不詳なれど、或は貢物(ミツキノモノ)を載せた故か、又それを積む故かと疑を爲して居ます。なるほど、言葉の原素は分らぬが、ツクノフネを以て海

上大船の名と爲され、前後の時代關係を推測するに、初めは池の中に泛べられた兩枝が、海上にも横行する如くに改造せられ、こゝに一種の樣式の生しのが、應神・仁德の時代で、謂はゆる伊豆の枯野もその兩枝船であらう。然らば、ツムノフネは兩枝船の樣式の大船に外ならぬと判斷されるし、神功皇后の御船の帆舶も、まづフタマタと定めずばなるまい。

但し、新羅の工匠の傳へた猪名部(ヰナベ)の技術は、大陸風の漢魏のものの末流で、此時代からして殿堂樓閣も出來、かの掘り立て柱に葛結(ツナユ)ひ梁が變化を被むると云ふ事跡と對照して、丸木を彫刳(エグ)り、又は兩枝を利用するものゝ外に、木片の次手(ツギテ)を以て巨材と厚板を組み合せて、新式のツムノフネも出來たことも承認し得らるゝのです。此點は判斷の材料に乏きが爲に、十分の確信を以て申されぬが、太古の刳木舟と中古の唐船(タウセン)の中間に、兩枝船といふものが行はれた時代があると云ふ位の判斷に止めたい。そして、大舶は初め兩枝式に造られたが、猪名部の船匠などが起り、半島諸國と交通の盛りなりし時代には、專ら猪名部式の者を發達せしめて、それをば海舶にも河舟にも爲まして、兩枝船は遂に亡びたと思はれます。さて猪名部は伊勢に移り員辨(ヰナベ)と文字を改められつゝも、其部民は久しく舟を造れるかと思はれ、伊勢舟の名は

木栓か鐵釘か

大舶と同船

歌書に見えます。又稲舟といひ、歌に出羽の最上川によむも、實は猪名舟にて、その舟の樣式が古來の刳舟や兩枝舟にあらざれば、彼の地にて特にその名の中世まで傳はるならん。袖中抄に己に稲舟の說ありて、イとヰの假名違ひも久しき事なれば、今にて之を覆すも如何に思はるれど、古史の研究には是れしきの例も多いのである。

又、新羅や百濟の舟の構造について思惟せらるゝ點は、板の次手に木のカスガヒを用ひたか、鐵釘であつたかと云ふ疑問です。朝鮮では近年まで、一般に鐵釘を用ひずして、槊と稱する栓を次手にして板を繫ひでゐるから、昔の新羅や百濟の樣式も鐵釘を用ひぬと申したい、それに對して和名抄にも栓和名岐久岐木釘也と明記せられてある故、日本でも平安朝時代の船は栓を以て釘に代用したと申さねばならぬ。此點は尙あとの唐船の條にも辯ずるつもりですが、日本に來て發達した猪名舟も、木片の次手で組み合はせられたらしい。和名抄にカスガヒ(鎹)の字を載せず、延喜式には擧鎹といふ物あれど、船板の用具では無い。

皇極紀元年に「大舶と同船三艘」と云ふ下に「同船は母盧紀舟」と註せらるゝモロキも卽ち丸木の訛りて、マルコとも訛る所の刳木舟、クリフネの古名です。之を要するに、兩枝船は一時代にして絕え、丸木の獨底船は、中世はおろか、近世までその名殘が

ハシケ舟

ありと琵琶湖には五百石積位の大丸木が有つたと申します。それはそれとして前文の大舶と同船の並び書かれてある意から推しても、當時の大船は猪名舟式の板を合せたもので、同船は古來の丸木であると承知せられるであらう。又、養老三年紀に「舶二艘と獨底船十艘を以て太宰府に充つ」と見え、和名抄にも舶をツクノフネと訓み、海中大船とありますから、奈良・平安朝の船は概して猪名舟の一形式で、小舟は皆獨底のウツボ舟たることが思はれる。ウツボは刳堀の義としても空洞の義としても同斷です。又同船とも書する故は、舸といふ漢語に由つた者で、欽明紀には同船にハシフネと傍訓して、大舶と區別してあります。しかし神代紀には大國主の神の海上往來の爲に、高橋浮橋と天の鳥船を造らせられしといふ事がある。此鳥船はやがて刳木式の立派なる舟で、それに橋かける所の小舟が所謂高橋浮橋であらう。和名抄には遊艇をハシフネと當てゝゐて、今日もハシケと申すが、今日のハシケは昔の大舶よりも立派な物ながら、對稱の上には本船(おやぶね)にハシケル(橋懸る)もののゆゑに、その關係は古今同一です。

舵機及び櫂櫓　舵機は俗名梶です。しかし古名は多藝斯といひ、和名抄に舵は正船木なり、船尾なり、多伊之と申してある如く、タギシ、タイシであるそれを後世何のこ

タギシの舵機

ろよりかカヂと唱へ、棹(櫂も同じ)楫のカヂと混亂します。全體、平安朝の古書にはカヂとカイに詳な區別が無い、その器物の形式も詳ならぬが、恐らくは今の棹櫓打櫂であらう。萬葉集に「八十梶かけ」と云ふは卽ち諸手船で、多くの人數で棹櫓を押したのであらう。又、萬葉集に伊豆手舟とあるを、袖中抄には伊豆の國の舟と解けど、詞林采葉には「櫓十丁立てたるを五手舟といふ。二丁を一手といふ故也」とも申します。五手舟の二丁一手の說は、謂はゆる車櫂である、一人で左右兩舷に各一丁づゝ兩手櫂を打つ事である。(松前舊事記に松前の車櫂は、文治五年、津輕より渡海した渡黨の遺法て、長刀を以て榜いだのがその起源だと申してあるは、半信半疑になる)但し櫓と云ふ言葉は、伊豆手船や諸手船に無い筈カラロ押すと云ふ歌は、中古の物であるから、いかに櫓を古いとしても、唐船以前には無い道理です。中古ロといふ漢語が輸入されてから、梶を櫓と混じ、タギシを梶と改めたのである。

舳艫の順逆說

一說に、梶といふ字は船尾木の義であらう、それ故にタギシをカヂとも誤るととなりましたともいへど、多く要なければ問はずとしても、船の首と尾の運用に古今の相違がある。船の首をヘサキ(後世水押)と申すとは、景行紀に「素幡を船の舳に樹て」といひ、萬葉に「船の舳」と書き、へと訓ませてあり、和名抄にも「船頭これを舳といふ和

語閉、漢語抄舟頭制水處也」と註してある如く、ヘサキの名は不易であるが、そこで制水したらしい。卽ち、古代の舟は、舵機をもヘサキに裝ふたかと疑はれる。尤も支那の說文には舳字を舟尾とし、艫字を舟前として、日本と反對してあれど、支那の古書に小爾雅「船頭を舳と謂ふ」とあるから、漢土にも古今の相違がある。因て推し考ふるに、兩枝船の如き、水押は正しく一幹にして、そこが舟頭となれば、之を中心の樞軸と見做すも可い。支那の古代の舟にも必定、日本の兩枝船の如き者がありし故に、舳を前とする古說があるのであらう。それにしても、和名抄には舵を船尾の正船木としつゝ、又軸の舟頭を制水處とすれば、平安朝の日本の船には、舵機を前につけたのと後に置くものゝ二樣の物が有つたと想はねばならぬ。勿論、舵機を前につけたり、兩枝の板張りにした樣式は古風で、次第に亡び、唐船の樣式に變じたけれど、舳艫の文字にヘサキ、トモといふことは、不易に後世までのこりました。

さて、右の通りに舵機の船尾に取り附けた者は唐船の樣式だとすれば、和名抄の「今の舟人挾杪を呼びて舵師と爲す」とある抄は、卽、唐船の舵機をさすが、上古の日本固有の船前のタギシの形狀は、本居宣長の申せる如く、今世と同じかりきや異なりや詳ならずです。しかし、延喜式に、太宰府の官船について「綿穀を貢進する船は二百

五十石以上三百石を勝載する者を擇買して柂を着け進上せしめよ、即ち柂を用ゐることを習はしめよ」云々とあれば、此柂のカヂが新式のもので、特に習練せられた位だから、往昔の物よりも違うた品であると判斷される。從つて、昔のタギシが亡び、梶師といふ船頭が、今も新式の舵機を操縦するから、其名もカヂトリのカヂと言ひ換へたらしい。又式に見ゆる三百石勝載の貢進船は後世やがて鬪船といはれ、その様式が一般の渡海船となり、商賣船ともなりました者であらう。

新羅様の遣唐船とは何ぞ

遣唐使船と唐船　常陸風土記に天智帝の御世に石城の國で造りし大船の長さ十五丈、濶さ一丈餘りと書いてあるのは、蓋當代第一の大船ツクノフネであらう。太宰府の官船や遣唐舶の丈尺の記載はないが、石城の船で想像して、大差はあるまい。三代格に承和七年の官奏を載せて、太宰府創法の時、主船の吏を置き云々、「遣唐廻使の乗る所の新羅船を太宰府に授け、彼の様を傳へしめて、主船の所掌とす」云々。これを養老三年紀の太宰府の舶といふ者と、承和六年七年紀に新羅船能く風波に堪ふるもの六隻を造られしといふ始末、はた白雉元年紀に安藝の國に於いて百濟舶二隻造らせられし記事を通考すれば、神功・應神の猪名舟の構造も、天智帝太宰府創法のころより更に外國と競ふことゝなり殊には百濟船・新羅船と云ふものに模倣し

たと想はれます。しかしこの百濟式も新羅式も、猪名舟と同一祖先の栓の木釘舟であらう。時と處によりて大小精粗の差異を生じ當時に及んでは新羅の舟が日本の舟よりも完好であつた事實は、仁明天皇紀に見えてゐるが、大同小異としかと思はれぬ。仁明紀に新羅樣の船を承和七年に造られながら、その後は遣唐の事がない。是れは海上の危險に打ち勝つほどの堅牢の船を造り得ぬに依り、遂に入唐使中絶となつたのであらう。新羅船に比較上の優勝を認めるとしても、大した堅牢のものであるまい。寛平の時にも、その新羅式の舶が眞に良船なれば、菅原道眞や、紀長谷雄も安心して乘用して入唐したであらうと、私は思ふ。

右の如く考へると、遣唐使舶も猪名舟の形式を離脱せぬもので、承和の新羅船も大同小異である。しかし、舵機の取りつけ方や、櫓といふものが、此の平安朝には已にその變化を示したらしい。舵は延喜式に明徵があるから、平安朝の初期に船尾に取り附けられ、唐櫓はその後の時期の事が明白に分らぬ。かるが故に、一概に唐船ともいへば遣唐使舶もその中に入れべきと思はるれど、實はさうで無い。私の區別はむしろ入唐中絶以後の呉越の商舶、唐末の博多(ハカタ)來泊の唐船、及びその呉越船に摸したものが、日本の中世の唐船と正しく稱すべきであると思ふ。呉越船は延喜以後に多

二瓦の三棟造り

く博多へ來り、兵庫へも參ることになります。

さて唐船の形式は鑑眞東征傳の繪卷物、はた源平合戰の圖などに散見すれど、左右の棚の高い屋形ある御座船ともいふにすぎぬ。是れぞといふ特徴を認められぬは、遺憾である。かの唐櫓(カラロ)を多く立てゝ押し、トモに舵機をつけ鐵カスガヒを用ゐた位て、特徴ともいひまい。しかし、平家物語に唐船を「二瓦の三棟に造りたる舟」といふてゐるのは、注目の價値がある。カハラ(カワラ)とは船の底部を爲す所の敷(シキ)のことで、謂はゆる「海舟者尖底、河舟者平底」などいふ底にあたる。これを甲(カハラ)と申すのも、古代の丸木舟の伏せられし形狀が、恰も龜の甲の如くであつたからでせう。二瓦をば金澤氏の船用集に「胴(ドウ)の間の敷と、トモの敷の二つなるべし」と說いてあるが、いかゞてせう。或は二重底のことであるまいか、三棟(ミツムネ)といふことも、底が三峰になり、中央が尖り左右に張り出した者を形容したのであるまいか。この二瓦の三棟をば屋形の上より解釋するは見當違ひです。私は之を船の胴部底部の特異なる構造、古代の者が中世に一變して、近世の千石船の樣式をも見せる、その樣式であると考へる。この唐船は、鎌倉幕府の時も太宰小貳の手に於いて五隻を備へられ、室町幕府の時に申す唐船も恐らくはこの流れを承けたものであらう。高倉院嚴島御幸記に唐船に乘御の

事見えて、宋人が之を操縦したる如く「唐人ぞ附きて參りたる」と書かれてあります。當時宋人が多く來朝してゐたから、その教示により、唐宋の呉越地方のジャンクに摸倣されたものが、唐船であるとして、まづ異論もあるまい。

關船　中世、關船(セキブネ)と申されし者は、周防・長門・豐前などの關所たる津に於いて用ゐた故の名であるが本來太宰府の貢進や警固や渡海の御用船である。何となれば、その關が、卽ち官公の御用渡海場でありました。倭訓栞や船用集には、和名抄の「舸、高尾舟なり、和名「ハヤフネ」といふものにあてゝある。而して尙その由來を考へれば、太宰府の獨底船十隻と養老三年紀に見ゆるものゝ代りに、唐船を小さくし而も堅くしたのであらう。中世以後の沙汰に、櫓四十丁立ち以下の矢倉なきを小早(コバヤ)といひ、四十丁以上矢倉あるを關船といふとも申しまするは、更に發達した事跡であらう。又、その高尾舟といはるゝは、頭が低垂して尾が隆起してゐる故である。日本の中古の造船及び航海の上に於ける著明の事跡は、この關船に因りて着目されます。江戸時代の似たり小早、飛脚小早は、更に關舟の變化であるが、中古の海賊船や兵船の尤なる者も小早に外ならぬ。和名抄に「高尾舟、一云戰士可乘之輕舟也」とあるが、一千年間の日本船として、一貫して存在するものは此舟であらう。文永・弘安の蒙古來襲に對し

ての兵船も、此鬬船の外は無かつたと思はれる。

唐船鬬船の改變

倭寇の八幡船　倭寇、海賊大將として東洋の歴史にその名を留めた事跡も、其海上往來の要具としては第一に船でありました。しかし、その船は多分は小早の鬬船か、至つて見榮ゑ無い手船で有つた。その名も海賊と自稱した位ですから、立派な舟では無く海上の接戰も避け、唯其目的を陸上に敢行したゞけである。此倭寇時代とも申すべき室町幕府の有樣を通觀するに、大船は彼唐船の樣式で、戊子入明記に五百斛より二千五百斛を容るゝ大さの船が見ゑる、しかし其名は唐船といへど、久しき間の操縱により、日本でそれ〴〵の變化を經來つた者故に、支那の海船と已に同樣では無い。明人が說いて「日本の造船は中國(明)と異なり、必大木を用ゐて合せ縫ひ、鐵釘を使はず、たゞ鐵片を聯ね、麻筋桐油を使はず、たゞ草を以て罅漏を塞ぎたり、而も人功を費すこと甚だ多く、木材を費すこと甚だ大なり、大力量あるに非れば造り易からず」と申してゐる。是れは卽ち日本の入明船(唐船)で、一種の鐵片(鎹カスカヒ)を使用してゐる。しかしそれに續いて「凡中國に寇する者、皆其島の貧人のみ」と申して、それは入明船の如く三百人も容るゝ大船では無い。八幡(バハン)の入寇船は小さい四五十人乘りか七八十人乘り、謂はゆる「其形卑隘にして巨艦に遇へば仰攻に難んず、其底

は平にして破浪する能はず」とあるのが海賊の手船である。しかし、かゝる卑小にして平底なりし鬭船も、そののち明人の造船法に摸擬したらしい。茅氏武備志に「今の倭船は底尖にして能く浪を破る、横風鬭風にも行使便易なり」といひ、帆柂や柁機も明人の船と同一になつたのは、皆沿海奸民(明人)の船を買ひ取つたからだと述べてゐる。買取つたばかりでは無く、摸造したのであらう。否、日本の海賊衆が摸透したと云はんより、むしろ固有の鬭船を改良せしめたのである。兩朝平攘錄に「倭の船は大舟の櫓三十六枝、次は二十枝なり、近ごろ亦閩人(支那の沿海奸民にあたる)に敎へられて閩船(福建船)を造る」と申してある。かくの如くにして、從前の二瓦の三棟造の樣式より出でし鬭船も、閩船に比較しては平底の憾あり、且垣立(カイダテ)(棚といふ、即ち兩舷なり)も低くかりしが、それを改良したのは何時代か、天文・天正の間ではあらうが、細な事は知れませぬ。

朱印船及び安宅船　朱印船は慶長・寛永の年間なる海外貿易船であるが、その繪圖や記錄も世に多く傳へてある故、中古以前の如き推測のみによる說を待たぬ。前に論じたるごとく閩船の樣式に參考し、南蠻人の操舟術を觀て、更に意匠を加へた結果が鬭船よりして朱印船を生んだのである。約言すれば、主に閩船に摸倣した樣

朱印船は關船の改良

であるが、さればとて關船と同一だと思はれぬ。卽ち私は、朱印船も關船の改良であると云ふた方が至當かと考へるのです。

安宅船

然らば安宅(アタケ)船は如何と問はれるが、是は中古の唐船の增大されたもので、而も内海の航路に於いて百丁立二百丁立の櫓の力で進行するやうに發達したから、とても遠い大海へは出られぬ構造である。たとへば朱印船が巡洋艦なら、安宅船は防禦用の戰艦砲艦である。また天正年中の海戰に、小早の多數が熟練の驅引を以て却りて巨大なる安宅を惱ました例が多い。速力も小早は早く安宅は遲い、小早の綱手にかけて辛くも安宅の御座舟を引くといふ樣も見えてゐる。かるが、故に彼の海賊流の水軍々法では、多數の小早を以て無二の兵船と爲し、それに親船(母艦)として垣立(カイダテ)、矢倉・大筒などを備ふる大なる關船に上蓋(ウハブタ)を爲せる者を、組み合はせよと申してゐる。

朱印船と安宅船は右の如くに性質の相違があるとせば、安宅船は民間の造作を許しても、到底それ以上の發達の路のない品かとも想はれる。而して朱印船の停止、はた二本帆柱、五百石積といふ制限の爲に、折角に伸び初めた日本の船舶が、此に一頓挫したことは、いかにも殘念のことでありました。

三　千石船　江戸時代の和船は千石(センゴク)船と云ふもので代表させたい。安宅形の御座舟

や、水車の兵船を除外すれば、のこる荷船(ニブネ)、即ち商買船が實用の上にも實地の上にも和船中の和船であると申さねばならぬ。寛永十二年の制禁は五百石以上の舟を禁じ、十五年には安宅形の造船を尙嚴禁しつゝ、荷船を五百石積以上に造ることを許された故に、千石內外のものが自然和船の代表となりましたのです。さて此の千石船は、彼の閩船や黒船に同化せられた朱印船と反し、むしろ舊式のものに逆戻りしたやに思はれる。

平底と尖底の二類

尤も千石船も詳に探れば一樣式では無い、平底と尖底の二類がその中に認められる。北國のハカセ舟といふ形は鶉(ウヅラ)舟とも呼ばるゝごとく平底で、七八百石も積み、ドングリ舟と呼ばるゝ同形の大なる者は、千石以上の勝載量があつたと云ふが、是れらは全く天正以前の舊式の殘りである。檜桓と呼ばるゝ江戸・大阪の回漕船のごとき、又押廻(オシマハシ)と呼ばるゝトモの高い大船は、底が比較的に尖つてる故、朱印船に似てる所があると申さねばならぬ。船用集に謂ふ所の薩のアサテイ船枻(タナ)四階造りと云ふ者も、朱印船の舷側の高いのを承けついだらしい。

結論

さて、江戸時代の船として、海船だけでも尙詳かに知りたいものだが、中々よく分らぬ。傳馬船とか、茶船とか、上荷(ウハニ)船とか、大船ならねど、相當の石數を有する小舟も多い。專心多年の研究ならずして試みに之を彼れ是れと云ふことは無詮であらうが、

河川用の舟や、琵琶湖の如き江灣用のものにも、それ〳〵の品がある。はた又制度の上や習慣の上から船舶を論じ年代を逐ひ、場所によりて、交通に盛衰興敗がある事跡まで考へたら、さぞ面白からうと想ふばかりで、實は自分にもよく分らぬ問題を、聊此に記述して日本交通史論集中の一章に充てます。

驛舍と木賃

文學博士　久米邦武

我が交通史は明治前後を以て分つ

日本の交通史は、安政以來西洋諸國が東洋古來の宿習たる官の會所貿易を打破し、國民の自由貿易となつた所より、自然に變化を交通上に及ぼし、明治維新の初より、其機關設備に大改革をなさゞるべからざる事となつた。故に之を考究するには、明治前後を以て大鴻溝を分ち、以前を交通不自由の時代となし、以後を自由時代に入つて漸くに便利を開くに至つたと、先づ以て思想に置いて尋繹せねばならぬのである。前島密氏は明治の初め驛遞事務の主任となつて、其新舊分斷の最初に新交通史の初頁を飾つた人であり、開國五十年史に交通及び通信との題にて、明治以前の歷史について批評を加へ、一篇の文を掲載しあるは、特に尊重すべき著作として存ぜらるべき者と信ず。然し歷史批評としては、粗略で非難すべき點もあらう、余も其原稿を示されて頗る補正を與へた所もあり、又見解の異なる所も多少あれど、氏に於ては決して草率の作ではない、天喜年中に書いた更科日記を引て、其頃まで東

國の困難であつた事を證されたるなどを自慢にして語られたとである。兎角實際の改革に苦心された餘りに、舊時代の不便困難を說くに偏傾したるを免れねど、そこに文籍のみに心を專らにする學究の著よりも異彩を放ち、有益なる價値を存ずるのである。

我國交通の開け方

前島氏は交通の題下に運輸・行旅及び通信の區別あり、間接に海陸の線路・舟車の種類ありといひ、運輸・行旅と通信との二小題を分つて說かれてある。余も亦これに從ふべきなれど、通信の事は、我舊代には官に專ら施設され、民間の貿易には更に重きを置かず、不注意に過ごした故に、特に小題を設くるに足らぬによりて、少しく之を補ふに止め、主として運輸・旅行にかゝる道路・舟車・驛舍等の事を論述する積りである。前島氏は「我交通歷史は海より開」けと、劈頭に喝破された、成程島國なれば原始はそれに違ひない、然し住民の繁息して縣邑を成した後には、反對に海の交通が困難で、却て陸路を重もに運輸しゐた。又「我國民は航海に豪健」とある、是もそれに違ひないけれど、造船術は餘り發達せず、支那のジャンク式と海賊流の船を遠航海に用ひ、海岸には關船といふ、喫水の淺うして艣を多くたつる早船を製して、警固所に繫いで海賊を追捕して居た。それ故に西國の瀨戶內海は危險として、官物は陸路を運

大津の名

全國の運輸は人肩馬背による

七道の稱

輸し、漸く奈良朝の末に至つて官物を海路より運輸するを許されたが、やがて藤原純友の海賊の亂が起つた。其外熊野の海賊は伊勢の海に出沒し、すべて海運の危險であつて、津の國茅渟海は西國の官物を南海道より送る港なれど、東國より美濃路を經て、近江の湖水の舟で志賀に輸す貨物の方が多かつたによつて、大津の名を得て居る。又運輸に舟車を用ふといふは、支那人の言を依用したので、日本の古代は和邇船といふ堅牢の小舟を湖海の津の運漕に用うる外は、川舟に過ぎない。車は山路の險惡なるによつて用をなさぬ、只京都の平地にのみ用ひられたが、江戸府になつて之を用うる免許を得て、高輪に其元方があつて牛車・荷車を用ひ、世に京都は大八車で、江戸は大七車といふて居た、其他諸國の城下に荷車は禁ぜられ、勿論馬車・人力車は明治の初めからのことである。で全國の運輸は人馬と稱へ、人夫の肩と馬の背に駄するのが舊時代の習法であつた。此事を前島氏は究めずに居らるれど、陸路の運輸は先づ此を基礎として論ぜねばならぬ。

一　七道の路線開通の原始

一南海と東國　官使住來の陸路に幹線となる七道の稱へは、孝德天皇大化二年

七道は神代よりあり

南海道

東國

東海道の開通

に、畿内の驛馬・傳馬・鈴契の制を定められてより、後に漸々史面に現はれたによつて、推理力を用ひぬものは、是より漸ゝ驛路を全國に定められたと言ふのであらう、けれども夫れと共に官道を開かれたとは謂ふを得ぬ。大化は僅に千二百年前の近い時代だ、七道の幹線は神武天皇はおろか、上代諾冉二尊の時にも既に開通してゐると余の思想には映じてゐる、但し驛路の設けは道速振荒振生蕃を征服して統治に入るゝに從ふて次第に備はつたのである。試みに南海道に就ていへば、畿内・大和の平野より南山を越えて吉野川の大峽・小峽に沿ふて木國の湊より阿波に渡り、土佐・伊豫を回り。讃岐より淡路を經て茅渟(泉)の海を渡つて河內に上岸する順道であり、此地方に早く齋部を扶植されたのは、上代より開通しゐた徵跡である。

東國をもと東夷と稱したれど、齋部家の傳へに、天富命が阿波の齋部を徙して安房及び總の地を開拓して安房神社を祭つたは、神武天皇の時といへど、又中臣家と中臣部を徙して鹿島・香取の兩神社を祭つて居るは、其れより猶も以前の事と思はれ、出雲の天夷鳥命も武總地方を拓いた。是に就いては、只移住民を海路から送つたか陸路から送つたかの問題であるが、今の考へでは海路の便を取つたといふであらうけれど、海賊の危險を思へば、陸路といふが却て穩かである。余は此時既に東海

菊多關
十二道
東山道十五國
東山道

道は開通してゐると思ふ。神武の皇子神八井耳命の裔孫も、常道仲の國造から道奥石城國造及び科野國造となつて、常陸風土記に崇神天皇の時は既に現在しゐらる、彼の菊多關、卽ち勿去來關の建られた原因と思ふ。是時四道將軍の一の武渟川別命は、東方十二道の不治平人等を和平して、其の父の北陸道將軍大彥命と會津(石代)に仕遇れたとふ、十二道は伊勢・尾張・三河・遠江・駿河・相模・武藏・兩總・兩野に石代であり、白河關より會津に到著されたのであらう。是が東海道の史上に見えた始めてある。其後皇子豐城入彥命に東方を治めしめられたが、東山道十五國都督の起りで、上毛野・下毛野君が關東を鎮むる始めであり、十五國とは關八州に伊豆・甲斐・諏訪・科野・石代・石城に陸奥を數へたではあるまいか、關東は足柄關の東をいふ、其の西に駿河の息津關のあるは、餘程古代に關東がまだ東夷であつた痘痕である。日本武尊の蝦夷征伐には伊賀より伊勢神宮に詣でゝ、尾張にて副將の尾張公と道を別ち、尊は東海道を進行あり、駿河より相模に越え、三浦の崎より房總へ渡つて、常陸に向ひ給ふた、是全く後世の東海道十五國を巡察する順路の如くである、是を見れば其時より既に驛路の制も備はつて居た心地する、唯歷史の書き方が古拙なのである。

東山道は南北の海道の間を往還する險阻の山路で、崇神帝の頃までは史徵に乏

日本武尊歸陣の順路

しい。日本武尊の歸軍に足柄の碓日峠を踰え、甲斐の酒折宮にて、連歌に「新治筑波をすぎて幾夜か寐つる」とのたまいたれば、秉燭の老人が「かゝなへて、夜には九の夜、日には十日」とつけたとある、是で常陸の筑波より相模を經て、甲斐の府に至る軍行の日程を知らるゝ。書紀は此歸路を記するに誤謬が多い。甲斐より信濃へ出る順路は諏訪を經過せられたはずであるに、進入信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、長峯數千、馬頓轡而不進と、浮華な詩的の文句を綴つて胡麻化してあるのは全く史料が無かつたものと見える。磴紆とあるによつて木曾棧橋の名所を説いてゐれど、磴は石段で山路普通の景である、彼處の「山險」は地理の指示す如く諏訪より伊那路を取り、阿知より園原・霧原を越えて、惠那嶽の西の湯舟澤に出る古道を往いて、美濃の中津川驛に出給ふた路順である。此は三代格の齊衡二年正月廿八日の官符に美濃國惠奈郡坂本驛與信濃國阿智驛、相去七十四里、雲山重疊、路遠坂高、載星早發、犯夜遲到、一驛之程猶倍數驛、驛子負荷常苦遞送、寒節之中道死者衆、云々とある其地にて、坂本とは惠那嶽の麓で今の中津川宿である、古驛は宿の南に千駄林といふ處の邊にあつたといふ、木曾路の此の邊は家々に鯉魚を孵化して池に飼し、夏は水田に放ち、冬は池に收めて啖ふ習俗である。湯舟澤から嶽の背後を越える信濃

木賊の名所で、中々險阻の山路を經て阿知に出づる、其東は秋葉山につゞく深山であれば、古代は荒振生蕃の出沒した處であらう。副將軍の吉備武命は、日本武尊と信濃より分れて越路を巡行し、美濃にて出會されたとあるは、越中より越えて中津川で相會したので、此路も亦深險で生蕃の居さうな地勢である、此より土岐郡を行いて、尾張の熱田に著せられたのは、東山道の別路である。後の街道線は其北を行き、是も亦險阻である。景行天皇は初年に可兒郡泳の八坂入彥命（帝の叔父）の別宮に行幸し、鯉の遊ぐ池を覽そなはしたが、泳は木曾川の南で、木曾路・飛驒路の相會する山口にあり、江戸府時代には千村氏の榑木改所のあつた所である。木曾路は大寶二年に開かれ、其以前は行止りの樣な山僻であるに、皇子の別宮あるは、木曾川を舟にて上下し、上流は福島の上まで上り、それより陸路を行いて筑摩の野へ往來したではあるまいか。而も其れは餘り困難な路ではなく、頗る風景の勝地としたものと、天武天皇の時信濃に離宮を造營せんとせられたことを聯想するのである。之を要ずるに古代より信濃の碓氷峠を下りて兩野州を開かれた東山道は、前の阿知驛と此木曾川の舟路を取るより外はない地勢である。

東山道の別路

美濃の泳宮

北陸道

北陸道は上代に出雲と高志人との往來を紀記及び出雲風土記に載せ、伊弉冉尊

以前からの事で、海路を取つたと思做されてあれど、是も亦若狹より陸路の開通して居たに相違ない。崇神帝の北陸道將軍は帝の伯父にて國家の柱石であつた大彥命であり、會津へは越後の彌彥の東南から進まれたであらう。其後胤阿倍家は越前を道口として越國造となり、越狄を鎭められた、猶兩毛野臣の蝦夷に於ると同樣であり、近江の狹々城山君も其七族の一で、東近江の北越道線に據られたものである。

越路

越地(こしぢ)は奈良朝の初めまで信濃川を越中・越後の界とし、渟足(ぬつたり)と磐船(いはふね)の複關を設け、磐船以東は蝦狄に委棄されて居たが、和銅に出羽國を置れた、然しそれは統治の進んだので、北陸の路線は早く磐船以東に開通し、齊明天皇の時に阿倍氏が齶田(秋田(あきた))郡領をおいたが秋田城の起りであり、遠く肅愼まで征服し居たれば、三越に北陸道の開通されて阿倍家の勢力の下に驛路を設けたことは久しいと斷定して然るべきであらう。

西國の交通

二　西國　西國は出雲より新羅を兼領し、筑紫より三韓に交通し、薩摩の吾田より閩浙へ交通し、高千穗宮に皇居を定められた程であれば、早く開けて道路交通も便利であつたと誰も思ふであらうが大違ひである。まづ海賊の物騷な爲に吉備(きび)の瀨戸內は海運の困難であつた、孝靈天皇の時、須磨の關以西へ針間(はりま)を道の口として、皇

吉備道丹波道　伊豫路　出雲より周

子達を差向け、吉備道を開かれ、開化天皇は丹波道を開くに着手された、(是についても和邇家と近江の野洲國造及び但馬家などの關係あれど此には略す)次の崇神帝の四道將軍は前述の如く東海・北陸の兩道は陸奧・出羽の界までを治平されたるに、西國はどうであつた、西道は吉備津彥で、其一は丹波道主であつて、近く畿內附近を治平されたに過ぎぬ。而も其時代は筑紫と吾田と戰を構へ、新羅は大加羅と相攻め、河內の吾田媛が武埴安彥と共に叛いた事などもあり、遂に和邇家より任那鎮守府を開き、阿部家より筑紫國造となつた變動の際であり、やがて熊襲の亂を引起し、景行天皇・日本武尊の西征となつたが、景行帝は伊豫路を取つて周芳の娑摩浦より豐前に渡り戰ひをはじめ、豐後の山路を征服して、日向の諸縣より肥後の球摩に踰えて兩肥を巡行せられた。日本武尊は歸軍に海路より吉備に到り、穴海の生番が路人を苦しめて禍害の藪となる酋長を誅戮して、水陸の道を開き、難波の拍濟にも同じ惡神を誅した事を奏聞せられた。是等を綜覽すれば將軍を吉備道・丹波道に向けられた後も、西國の交通は伊豫路を取り、古備・丹波には邪神の毒氣深く、卽ち西蠻の巢窟となり、難波の入海までまだ治平について居なかつたのである。

更に上代に遡つて考ふれば、出雲より周芳及び木國の熊野への交通は簸の川上

芳及び木國への交通

出雲と周防

上關・中關・下關

高天原

より安藝へ踰え出でゝ伊豫路を取つたもので、越の八岐大蛇が彼の山谷に蟠居した光景を想像さるゝ。從つて伯耆・因幡より美作を踰えて播磨へ交通の路をよく開通し得たるやの疑問も起るのである。其後神武天皇の東征に、筑紫より先づ宇佐に向ふて宇佐を循服せられたるは、宇佐の山谷より豐後に踰えて、海部郡佐賀の關より伊豫へ渡る通路を開きをかれたのであらう。而して、宇佐より師を還し、筑前の岡(遠賀)湊より馬關海峽を經て安藝へ渡海せられたのは、此が出雲と周芳との交通の衝地で、周芳の娑摩浦は豐前に對する要津に位し、其の南に中の關を設け、東に上の關、西に下の關を設けたのは、瀨戸海の海賊と西海の海賊とを警固したものであり、其創設は此時代と推理しても可らう。且つ神代に高天原と稱するは、天京と漢譯すべき中央政府の所在地であるが、出雲と筑紫との地點より推せば周芳の娑摩浦は中央に位し、對岸は豐前の京都郡であれば、此兩處に其地點を求むるより外はない樣である。西國は韓國を兼領し、支那へ交通し、南洋へ往來した要地である、四代の間は高千穗宮に都せられたれば、交通史の原始を飾るに意匠を凝すべき所であると共に、諸方より移住植民した種族も亦雜多なる所より、後まで西蠻を治平するに大に力を用ひられた次第は、古史に零々碎々記されてある文句に、大に推理を用ひね

ばならぬのである。

日本武尊の誅戮せられた穴海は備後安那郡の海岸で、奈良朝より深津郡となつた積游の新地て、穴海の形を失ふたれど、福山城あたりが酋長の居る所ではないか。又三原あたりの島々は伊豫に聯絡し、後に、海賊の有名な伊豫の久留島と備後の因島に居り、村上氏は長く海賊大將と稱し、有名な强族である。難波の拍濟りは仁德天皇の難波都の時には海口の渡しであつたが、今は大阪の北區の市街地となつて居る。神功皇后の新羅より凱旋に務古に住吉津を開き、須磨關を廢して播備の界に和氣關を設けられ、應神天皇の吉備を親征せられた事が書紀に見えてゐる。吉備を統治につけるには歷代力を用ひられたが、崇峻天皇の時に東山・東海・北陸の三道に觀察使を遣された。山陰・山陽の二道は少しも史面に見えぬ、却て天智天皇の時新羅が分離した際、讃岐の屋島と河内の高安に城き、烽火の手合せを設けられ、伊豫・吉備・周芳・筑紫の四太宰府は繼續し、大寶元年に唯筑紫のみを存じ、他は廢され、大寶令は翌年に成つたから、他の三太宰府は讀史者の注意に漏れてゐれど、西蠻の海濱山谷に占據したのを循服するには非常に力を用ひられて、蝦夷と隼人が内附の事を每々史に書れてある、隼人は卽ち西蠻であつて、只大隅の曾於郡に居る蠻族とのみ見做

すことを得ぬのである。山陰・山陽の稱は、天武天皇十四年に六道へ使者を遣はされた時、始めて見ゆ(六道は東山がない、恐くは脱文であらう)其後太宰を廢された、大寶二年以來七道と例に稱せらるゝ様になつたのである。

二　舊時代に運輸旅行の便否

大化頃の旅行

大化の驛制の起原を推究すれば上に述ぶる通りで、其時代には何分の便利も開通されてゐまいといはれたが、其れは大化以後とても同様である、玆に大化の頃に旅行の困難な事實を擧げやう。而し其の以前にまづ論じおく必要のあるのは、舊驛路に人民が運輸旅行の狀をいへば、直に不便と困難とに歸して問題は殆んど消滅するので、前島氏は此に發達の跡を求めて得る所なく、因て「驛傳の設けは官用及び官吏の使用にすぎず、幕府の式目も全國に能く驛政を行ふことを得たるや覺束なく、專ら軍務・納租・訴訟等に便宜を與へたるにすぎず、貿易及び社交の利益を保護する爲にはあらざりし」といはれてある。卽ち大化より江戸時代までおつ通しに不便であれば、其以前も亦其れ以上の不便は無かつたであらう。全體交通史といふ題目は、近代西洋に交通機關の發達が、國民の殖産貿易を開通した跡を見て、是を文明進

驛傳の設は官用の爲めなり

會所貿易より自由貿易へ

化の必由の大道となすとの思想をたゝへ、しかも汽氣電氣の利用まで反映して昔を想像し居る者が多い、東洋歴史は全く別世界であつて、其れに何の注意も無くて古今を通過し來たのは、彼は上古の地中海行商より始まり、商業・工藝を尙ぶ民族であるに、東洋は土著して耕牧・蠶織に衣食する民族であるから、其主要とする目的が全く異なつてゐる。然かはいへど、西洋でも汽車電信の通ぜぬ以前には、旅行や通信の努力と困難とを、千八百七十年頃まで老人は語つて居た。すれば彼の歐洲も十二三世紀までの交通の不便は、東洋に接近して居たのであつたらう。

東洋は殖産興業の成立が異がひ、從つて交通歴史も異つた別世界で明治の新時代に到著したれば、昔は言はずもがな、近く元の會所貿易が今の自由貿易になつた、即ち專制の世界から自由の天地に移つた時に、國民が便利を喜んだか否か、余が實歴したことを茲に述べよう。それは嘉永癸丑に米國の水師提督ペルリが渡來した後に、幕府は直に大船製造の禁を解き、其の九月に長崎奉行水野筑後守が下向して、和蘭國に蒸氣船數艘を誂へると共に、本國より軍艦に海陸軍の將校技師を選み乘組ませて、敎師に送られたしと囑託し、よつて翌年彼國よりスームビンク鑑（後の觀光丸）が長崎に渡來し、其乘組の敎師に操舟術や銃砲陣を傳習することになつた。此

傳習が古來の會所貿易を打破して自由貿易となる破綻となつて、其爲めに傳習は一年餘りも延引し、安政二年の夏より勝麟太郎・伊澤謹吾などが長崎へ下り、年末より漸く傳習を始むる樣になつた。陸海軍の傳習が會所貿易の習法を打破するとは、緣の遠い話のやうであれど、そこに機能を含み、古來の貿易法も驛遞法も、官の便利にのみ設けた樣で、國民にも便否の影響が自然に具はつてゐたことを此に究むる必要がある。

抑も會所貿易といふは、古への國交は船數を限られて、其船の入港すれば直に積荷目錄を官に呈出し、荷揚には官吏が立會ふて官設の藏に入れて封印さるゝ、其藏は荷物により類別されて數多立並び、それには官工官商が定められて、加工もし鑑識もする、依て是を會所といふたものである。會所は貿易に限らず、諸國府にもあつて、某座といふ免許を受けた工商の團體が住居して居た。長崎の貿易で和蘭は出島の館に居て、只一の橋を以て市中に交通され、荷造りも亦堅牢で荷揚の取締りに良かつたが、唐船(支那の商船)は梅ケ崎の唐人館の前に河口を隔て荷揚地が圍はれ、多くの藏を建並べ、荷揚には定めの人足が數百人あつて之を運搬したが、唐人の荷造りは粗糙で、取締りが不紀律だから、長崎人足は昔から隱し袋付(ふくろつき)の半纒に、股の濶き

股引を著用する土風であるが、それは荷揚の時に貨物を偸んで之に押込め十分に飽かせて場を出て、それを引受る商人があつて賣捌く、是を「こほれ」といひ、公然の秘密としてあつた、長崎は其「こほれ」で商賣は繁昌してゐたのである。正當に藏入れの荷物は諸藩其他から預め願出でて許された注文品のみを、其の地で渡し、餘は盡く大阪に回漕し、彼地に免許を得た官商の手で全國に賣捌いたもので、長崎は恰も鵜の喉の如く、呑めば直に吐出してゐた。輸入品の高價なことは、文政年中に江戸の町藝妓が榮耀な美服を着たとて剝取られた毛附を見れば、呉呂服、唐綫縞、更紗などがある、蘭口の更紗は絹以上の價に買はれたもので、何も舶來品は非常な高利を得るによつて、長崎には冒險的に密商買をなさんと、其漏孔を穿つ智術を用ふる故に、蘭人も唐人も自由に市中遊歩を許されず、遊歩には監視が付いた。出島館の蘭人は唯禁獄といふべき狀態であつた、彼は利益のために苦痛を堪へて居たが、今度本國より迎へた軍事の敎師を、左樣に無禮な接遇はされぬ、素より利益にたづさはらぬ軍人であれば、別段に條約を締結して出島の外に居住し、傳習に必用品は携帶して授受する自由を與へられた、是が自由貿易の破綻となり、彼の密商買者が漏孔を穿つの手段も施されたのである。

處士浪人の運動費

此の如く陸海軍傳習が貿易に影響を及ぼしたが、其の貿易の改革が亦有志の士を激發して明治の大變革を促した事を話さう。長崎に陸海軍の傳習が始まつた翌年に堀田閣老が米國領事ハルリスに迫られて五ヶ國條約を締結し、朝廷の批准を得んとして失敗し、京攝の間に處士浪人の攘夷論が沸騰し、戊午の大獄となり、井伊大老の横死となつたが、其の頃横濱・長崎には既に自由貿易が行はれ、其の大打擊を受けたものは大阪の舶來品賣捌きの官商である。そこで彼等は歎慨心に訴へて開國貿易論者を賣國奴の如く言做し、猛烈に攻擊して公家を脅迫した、其の背後には何物が潜まつて居たか、遂には貨幣の混亂、物價の騰貴などゝ大袈裟に言觸し、朝廷對幕府の不和を一方よりは大阪對横濱の反目とも見え、處士浪人の運動費の出處はそれと頷かるゝのであらう、其時の長崎はどうであつたかといへば、天保の末に英國が上海・香港に自由貿易を開いた後は、大華主たる唐人船の入港が年々に減じ、不景氣を託ちつゞけた所に、英米の商船が自由貿易を始めたのは渇飲飢食も同様で、元來鵜の喉にて只「こぼれ」で賑ふてゐた處であれば、官商も密商も各々利益を受け、京攝間の攘夷をあざ笑ふて居た。其頃余は毎度長崎へ往來してゐたが、是まで高貴な品と思つて居た吳呂服・唐山縞・更紗が馬鹿に賤く買はるゝにより、久しく美み

ゐた人々より買入れを囑まれて、其の希望心を滿足させた。會所貿易が自由貿易にかはる過渡期は此の如くして通過したが、大阪の舶來品商人も、實は恐慌した程に悲慘な失業者も餘り出來ずに過渡したであらう。是等の方面より觀察すれば、當時の尊王攘夷論も餘り高價は拂はれぬ話である。

大化頃の旅行困難の史實

舊時代の驛路交通の設備が、官用及び官吏の使用に專らにして貿易社交の利益は保護されなかつたけれど、國民はさのみ困難不便を感ぜず、却て變革の際に自由貿易に向つて力を極め拒斥したのは、所謂官吏中には官工官商まで組織包容されて、社會一般の生活を保護され居た故である。爾後新世界の潮流から交通機關に蒸氣電氣を接納するに及んで、始めて便利といふことを知つたが、之を除けば各地方に車を用ふるを得たるの外は、元の陸路を運輸旅行し、古代と相違した便利何になるか、俄かに擧げて之を言ふに困しむ。そこで茲に大化の頃に旅行困難の史實を話すに興味を生ずる場合に到達した、扨其歷史は、

(一)有被役邊畔之民、事畢還鄕之日、忽然得疾臥死路頭、於是路頭之家、乃謂之曰、何故使人死余路、因留死者友伴、强使祓除、由是兄雖臥死於路、其弟不收者多。

(二)有百姓溺死於河、逢者乃謂之曰、何故於我使遇溺人、因留溺者友伴、强使祓除、由

是兄雖溺死於河、其弟不救者衆。

(一)は行旅が路にて急病を發して暴死したもので、道路の不便ではなく寧ろ風俗の薄情である。(二)は徒渡しで洪水の暴漲にあひ溺死したものであらう。此頃までは橋舟の設備が缺乏しゐて、僧道登が宇治橋をかけ、道昭が諸國を遍歷して勸化し、路傍に井を鑿りて渡し舟を儲け橋を作られたが、其後行基も亦行化を好み險難の處には橋を架し路を修めさせ、其設計の成功したる處多しといひ、當時道路の便を開いたるは、佛僧に負ふ所が多かつた。

(三)有使役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情炊飮余路、强使祓除。

(四)有百姓、就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除。

此の糧を裹みて旅行し道すがら炊いで喰ふは支那も同じ風俗で、彼國の若力は今に此の如しといふが、我邦では木賃宿となつた。木賃とは其宿に就て釜を借りて米を炊き、薪木の賃を拂ふのである。江戶時代の宿驛法も旅宿の價は木賃の定めて、それに割增を加へられたものである。昔し甑にて炊いた米は恐く玄米にて、舂米ではなかつたであらう。以上四條の末に是等の如きは愚俗の染むる所なりとて復たなすなといふてある、卽ち習俗の不進化なので、交通設備の不發達として論ずべき

木賃宿

事ではないのである。

（五）有百姓臨向京日、恐所乘馬疲瘦不行、以布二尋、麻二束、送參河尾張兩國之人、雇令養飼、乃入于京、於還鄕之日、送鍬一口、而參河人等不能養飼、飜令瘦死、若是細馬、卽生貪愛、工作謾語、言被偸失。若是牡馬、孕於己家、便使祓除、遂奪其馬。

かゝる飛聞のあるによつて馬を道路の傍の國に養ふものは、雇はるゝ人を將つて審かに村首に告げて酬物を授けしめ、其の還鄕の日には更に報ひるを須ゐず、若し疲損を致さば物を得るべからず、斯詔に違はゞ重罪を科す」との制を定められた、馬を牽かせて上京し、中途にて疲れんと氣遣ひ、人に預けて飼養させたのは、京都に て必要はなき馬と思はれ、頗る贅澤な譯であれど、江戸時代にも馬の木賃は人の一倍に定められたるを見れば、馬を牽せた旅行者もあつたものなれど、後には大名以上でなければ容易になきことであつた、で此一項は當時旅行ののんきなる一證となるのである。

以上の文に辨釋を要するは、毎項に役民と百姓とを互文に書いてあるが、是を今の勞動役夫と土百姓と解すれば大に誤る、此時代に民は大御寶といひ、役民も百姓

も公田の知行を得た士族であり、少くも從者三人以上を伴につれた人であるはず凡て叙位にならぬ官人を丁といひ、日別に米二升と鹽二勺を給せらるゝ定めである、卽ち四人の飯米で、其如く旅行にも主從の飯米を裹みて持たせたもので、而も課役に赴くには同じ友伴が數多あり、路頭に炊事場を設けて炊き、或は家に就て甑を借りて炊いたのである、後まで行軍の旅行はまゝ此の如き炊事を爲したものである。祓除は其幣物に布を徵したであらう、其の頃神道の觸穢を嫌ふた習慣から稱へた名で、後の酒代・茶代などに比すべきであらう。當時はまだ物品交易の時代で、田舍に錢は通行せなかつたが、元明天皇の時に和銅開珎の錢を鑄られ、諸國の役民が遠路を負擔して資糧を具へ、途中に重負を減損して路に飢るもの少からずとて、國郡司に令して豪富の家に募つて、米を路傍に任意賣買せしめられた、是が行旅の木賃宿に米を炊いて泊ることの起りである。

府廳の所在地に滯留して公私の用を辨ずる客舍の設備と、其滯在の旅宿で病を療養することに就ては、弘仁の末に小野岑守が太宰大貳となり、赴任中に續命院を建設した時に「太宰府の民が公に私に來り、事の重きものは歲を竟つて還る、其長き間には府倉の下に客宿するか、閭里に賃寄する、若し疾病に罹り手足の不隨なるに

至れば、官司は督察し此は養病の處に非ずといひ、主家も亦之を爭ひ追ひ、皆死を惡むの人となるにより、遂に道路に露臥して風霜に曝されて死す、縱したまに痊瘉するとも、亦飢寒に死するもの十の八九」とて續命院七宇を建て田地を寄附した、是は病院宿を設けた譯である。府倉の下とは卽ち會所の倉庫ありて、總ての租調貨物を出納し、商工の集會する處に客舍の設けあつて、公私の用に滯在する者を客宿させるのである。閭里に賃寄は民家を借りて下宿するので、西洋にてホテルに宿するでなければボーヂンハウスに下宿すると同樣である。是にて中古より日本の都府に於ける旅館の狀態はあらましを知られ、近代までさして發達した廉もない樣だ。

道路

道路については日本は山島に據て國を成すと稱せられてゐる如く、山路で險惡なる上に、亦水田を耕作するによつて溪々に水源を養ひ、平地に就けば之を溜る設備を努むる所により、河水の流れが多くして、雨水の汎濫するにより、橋を架し、渡舟を設け、小川には石矼を徒渉するなど、其爲めに時日を空過するを免れない。橋は僧侶の勸進でかけられ、橋頭に下馬札を立てゝあつたが、夜行の騎馬人が松明の燒殘りを落とし、それを撲滅するに勞すとて、山城・河內には貞觀十五年に騎馬を禁じ、夜行に檢察を加へられた。大川には舟渡しが多く、渡しの廣き渡し場には布施屋を設

布施屋

けた、布施屋は臥せる屋の意味で夜分渡し舟を待つ間臥せりて、一睡する小旅舍のことであらう。久しく畫題に用ひられた淀川の曳舟は、欽明天皇の末年に高麗の使節船が越前に著いたのを志賀に迎へる樣に、難波から大船を上ぼせ、宇治より狹々浪山を控引し來つて飾り船となされたとがある、卽ち彼急流を曳舟して上つたのである。又淀河の岸には牧野が多くて、雜物運送の舟を曳くをば牧子等が禁制といふて掠奪し、船客の難義するとて、河に近き五尺の内を妨害するものは强盜を以て論ずと、昌泰元年に官符を下された事がある。斯く陸路交通の便は不滿足ながらも開通を努められたが、大體に於ては神武・崇神の兩朝、所謂御肇國（はつくにしらす）の時代より江戸府まで、大なる變化はなく押通して來たといふて甚だしき誤想ではあるまい。

三　驛傳と兵士の關係

道路の交通といへば、運輸行旅の便否を問ふて、直に貿易の保護に論じ及ぼすか殆んど今の人の常識であれど、日本の交通史を繹ねて驛路の狀態を見れば、專ら官用官物に使用され、武家政治となつてからは諸藩の武士に使用され、社交貿易に保護を與ふるとは全く放棄されてゐる樣であるから、其れは武人專治の弊害かと、更

に王代に遡ぼつて國司・郡司に於て租税調物などの官物運輸のために何等の便を與へた歟と考ふれど、是も甚だ怪しいのである。初め余は驛政は運輸行旅のための設けだから、民部省の管轄にして、國郡に專當せしめたものと思ふたのに、兵部省の管轄であるは意外であつた。其兵部式を檢すれば、諸國驛傳馬を表記したるに、驛馬が多く、傳馬の少いのはあべこべである、そうしてよく〳〵見れば、山陰道の出雲・石見から山陽・南海の二道には全く傳馬はない、九州も豐前・大隅になく、肥前は其肆驛にあるばかり、是は多分平安朝の頃は瀨戶海に海賊の警固がとゞいて、船運の便が開けた故であらう。然し傳馬は大抵一驛に五疋づゝで、十疋の驛は下總の葛飾、近江の栗太、信濃の伊那三驛あるばかり、武家時代に驛家を傳馬所といつたと較ぶれば、貨物運輸が少なかつた譯になる。此の如く驛政は兵部省の管轄で、驛には騎馬をば駄馬よりも倍以上を具へるとは、いよ〳〵運轉行旅の便利に遠ざかつて來るのである。

兵部式の其次に「凡諸國の驛家は國郡司をして專當せしめ、其の名は每年帳に附けて申上げよ、其の公私の行人が停宿して損を致すものは、公使名を錄して申上げ、自餘は事を量つて科決し、若し專當の官司、及び驛長等が妄に許容するあらば、亦重

科に處す」とある。公私の行人とは其の範圍甚だ廣けれど、此中に貿易商人までを籠めて見ることは決してならぬ、其れのみならず、私といふも亦公用で旅行する者と見ねばならぬ、其れは如何なる種類の人かといへば、前に擧げた大化の歷史にある役民、百姓が、邊に赴き京に上り、公民の義務にて參勤番代する者で、兵士が其の多分をしめて居ると見るのである。役民或は役丁をば、勞働の賤人の様に思ふのは大の誤りで、士である、而も兵士が多い、「百姓の苦役は兵士に過ぎるなし」などの語は每々官符に見ゆる如く、田を授けられた公民の壯丁が、簡點されて兵士・仕丁となり、選まれて選士となり、健兒となり、京都に宿衞して王公貴人にも分配され。或は防人となつて邊國の鎭衞に充てられ、奈良朝の比は奧羽より筑紫に、戍衞することもあつた。諸國にも軍團があり、或は關を戍衞するなど、其の往還のために海道の驛傳は設けられたといふても不可なき程である。兵士の中には良家の子弟が養習された兵衞もあり軍毅もあり、家の子郎等を從へ行く階級より次第に等減しても、單獨のものはなく、必ず二三の從者をしたがへ、下に奴僕も連れる、是を同勢といふた、此兵士の往還が全國に亙り最も多數であり、其の他に官省寮司の官人を併せて、驛寮に就て需用するは、驛馬の鞍置いたものが多く、傳馬に駄して運ぶ公糧器械等の軍需は國

郡司より驛家に遞送させたから、傳馬の荷物は少なかつたのである。此事情を推せば驛路に最も必用の多くて廣きは兵部省であり、他の諸官は普通さし定まつた用のみて、大抵は國郡司の業務に包まれ、各驛にて便宜遞送の設備があつたのであらう。

京都大番の起り

大化の改新は田籍・戶籍を校して公民に班田すると共に、治兵を擧行し、驛傳の制を定められたが、勿論これは創設ではない、京都に諸國の兵士を集めて守衞させ、諸家に私兵を養ひ、諸國に軍團を設け、防人の邊戍は久しき事である。其の後養老六年の勅令で、衞士の偶語・逃亡する多きを以て諸國より上京の衞士・仕丁の役年の數を減じて三年を限り番代することになつた、是れ京都大番といふ語の始まりである。延曆廿一年十二月の官符に「兵士の設けは非常に備へ、傳馬の用は行人に給す、而るに軍毅は非理に役使し、國司心を恣に使用し、徒に公家の費へを致し、かへつて奸吏の資となす」とて、七道諸國の兵士も傳馬も停廢され、弘仁の初めに九州の兵士を九千人と定め、八千百人を減ぜられたが、醍醐天皇の昌泰元年六月の官符に「衞士は是れ身役なるに、此頃戶口衰弊して人の差し充てるなく、或は其の身ある見役に堪へず、點役を聞て逃散す」とて、衞士の功錢用物を公行せしめられた。かの天平の末に甕

驛家は傳馬所となる

田の永代所有を許された後は、舊來の公田は其まゝ据付けることゝなり、諸國に莊園のみ增多し、私有地の御家人に勢力を生じ公田を受けたる百姓は公役に衰弊し、漸漸に兵士の簡點は行はれず、時政一變して莊園の武家で兵士を支配し、從つて驛路の驛馬・傳馬に沿革を生じたのである。驛馬は既に奈良朝の天平寶字八年に「七道諸國驛家の馬は牧飼する能はずして、或は背の瘡爛し、或は形の疲瘦し、或は强壯ならずして乘用に堪えず、加ふるに國司驛長等が意に任せて乘用するを以て、往來の使は久しく停留し前所に早達するを得ず、人畜倶に苦惱すと聞く、更に然らしむなかれ」と制令されたれど、果して勵行し得たるや覺束ない。降りて延喜の頃には各地莊園の豪族が權門の御家人と稱し、自家に養ふた兵士と乘馬とを以て、京師の大番をも請負ふ時代に移り、そこで驛馬は廢れて驛家は傳馬所と稱ふ樣になつたのは、國郡司が官物の遞送運搬を主用の務めとなし、兵部省の管轄は有名無實となり畢つた結果である。

然しながら其れは兵部の權が武家に移つたので、國郡司の政治が發達した譯ではないから、道路交通に於ける運輸行旅の困難は依然であるはず。元來東洋の農本主義の政體は、各地の郡鄕が割據の姿にて土著し、官事の外に旅行の必要はないの

て、衣食の資は其の地に略ぼ足り、只魚鹽の乏しき位なもの、其れで官の支給法は使丁に日別飯米二升と鹽二勺づゝを與へ、年に幾度か布綿を祿物として賜はり、叙位の後は位田を授け、時に炭薪を給する等の制であつた。貿易は官の會所でなし、鄉村を回つて、小間物を賣るが行商の業で、是等が遊藝人と共に木賃宿に泊るので、其外は行化の雲水僧にすぎぬ。何れも傳馬の繼所より便利を與ふる限外であり、時には公用の旅行にも困難を受くるを免れなかつたのである。前島氏が引かれた後冷泉天皇の天喜二年に、信濃守某の書いた更科日記に「下野國いかたといふ處の庵に宿り、大雨にて寢られず、野中に木を二つ立たるに濡たる衣を乾し、後れたる人をまつ。下總武藏の界ふとゐ川の渡りに宿り、乳母は男を失ひ子を產みしかば、獨り離れて上る。假屋に苫を葺き風月に暴露して病み、大井川の沿岸にて病甚だしく、小夜中山を越えて天龍川の假屋に逗留し、河風吹上げ堪へ難かりし」とあるを、行旅の悲慘といつてあれど、假屋とあるは京の官人だから別に假の宿舍を設けたので、其れを趣味として文をあやどつたものである。我輩も明治以前に處々を遊歷したことを書けば、是よりも悲慘に話し得べく、又面白き難義が後までの話となすべき事多い、膝栗毛の奇談は隨分と實際に演ぜられ、興趣となつた者であつた。之を要するに鎌倉

東海道諸川の船渡し

幕府の貞永式目より、江戸幕府の傳馬法となるまで、道路の運輸旅行が社會にどれだけの便利を進めたかといへば、牛の歩で而も其便利も軍事のために阻害され、强て困難を與へ、險阻を忍ばしめられたことは少なくない、今でも軍事は平和の便利と予盾する事が多いのではないか。

鎌倉以來江戸時代まで、東海道は京都と幕府の往還で、海道第一の往來繁き路線であり、其れに次では美濃路東山道であつたが、此路線には大川が多い、揖斐川・墨股川・木曾川・矢矧川・豐川・天龍川・大井川・安倍川・富士川・酒匂川・馬入川・六郷川等みな橋を架けるは大工事であるから、昔は船渡しして、仁明天皇承和二年六月の官符に、駿河國富士河　相模國鮎河　二河は流水甚だ速く、渡船に艱多く、往還の人馬損沒少からずとて浮橋を造らせられ、尾張・美濃兩國の界の墨股河は渡船四艘元二艘、今二艘を加ふ、尾張國草野渡は三艘元一艘、今二艘を加ふ、參河國飽海・矢作の兩河は各四艘元各二艘、今各二艘を加ふ、遠江・駿河兩國の界の大井河は四艘元二艘、今二艘を加ふ、駿河國阿倍河は三艘元一艘、今二艘を加ふ、下總國太日河四艘元二艘、今二艘を加ふ、武藏國石瀨河三艘元一艘、今二艘を加ふ、武藏・下總兩國の界の住田河四艘元二艘、今二艘を加ふ、右河等は崖岸廣遠にして橋を造るを得ず、仍て件の船を増す。布施屋二處を墨股河の左右邊に造立せよ、渡船は正稅を以て買備へ、浮橋布施屋料は救急料を以て充て

しめられた、是等は便利の增進として論ずべきである。此中に天龍川のないのは、既に橋を架けたの歟、矢矧橋は古くより架せられたとの說もあれど、足利氏の末まで舟渡しの例が多い、尾張の草野渡しは土岐河の下流であり、參河の飽海は豐川で、吉田の橋も亦江戶時代の物であらう。大井河を徒涉しにしたのは德川氏が街道の要害に利用し、幷せて駿府の阿倍川も徒涉りになつた、是は軍事の爲に退步したので、又江戶時代の富士川は舟渡しに復し、鮎河は愛甲河即ち馬入川で、是も舟渡しであつた、太日河は前の更科日記のふとゐの渡りで、今の市川を吾妻鑑には大井と書いてあれど太井である、石瀨河は今利根河の流れがいたく變化して定かならぬ、住田川は武總の界で今に兩國橋の名を存してゐるに、更科日記に太井河を武總の界とは誤りて、是は葛飾郡の中を流れて葛東葛西の稱へある所以なれば、それを誤つたのであらう。舟渡しが徒涉になる如くに、軍事の要害を設くるため、平夷の路を作らるゝ所を故意に山の險阻を行かしめた處も往々にある。又道路に關を設けて行旅を譏察し、關錢を取立てた歷史は多くあり、江戶時代にも幕府の關所の外に、諸藩私設の關があつて頗る面倒であつたとは、余も實歷して經驗してゐる。道路の交通を商旅の貨物運輸に便利を與へる爲といふは、明治以後に西洋より傳染した思想で

旅館の設備

驛家に旅館の設けありしが如し

あつて、舊時代は御上の御用のために作られた海道で、殊更御軍用については猶嚴重に畏まり奉らねばならぬと、武士も平民もみな恐れ入つてゐたものである。

終りに臨み旅館の設備を略述しよう。東洋の習俗は驛に客舍を設くる風習であり、支那がまづ其通りで、驛長は官人の旅屋を兼ねた者で、彼大陸では長驛短亭といつて間の宿を亭といひ、其れにも旅舍があつた、漢の高祖はもと泗上亭長になつた、大酒呑みで宿屋の亭主を兼ねて居たのである。唐の時代に王維が渭城朝雨浥輕塵、客舍青々柳色新、勸君更盡一杯酒西出陽關無故人の詩は、後に京城の長安を出で旅行する時は、渭城の驛にある客舍に集まつて送別會をして此詩の第四句を三度疊みて吟ずる、是を陽關三疊と稱へた、江戸時代に昌平黌の書生寮で雜杯の席には、其陽關三疊を吟ずる例であつたが、客舍といふが驛の旅館に宴會堂のあつたもので、西洋でいへばステーションホテルに宴會堂が備はつて居た譯である。日本の古代も亦驛に旅館を設けて、あらゆる階級の官人宿泊し、宴會の廣間もあつたと思はるゝは、萬葉集卷四に太宰帥大伴旅人の大納言に任ぜられて入京の時、府の官人等が筑前國蘆城驛家に餞したなどの前書が數多ある、やはり元は支那同様であつたが、是も國郡司が驛馬と同様に修繕を怠たつて漸次に荒破し、後には官人の宿所には寺院

を借りて充て、或は假屋と唱へて民家の新らしき家に宿せしめたものであらう。藤原氏時代には、既に地方は武家の軍隊政治に委ねられ、舊き京都の都雅な設備は怠廢し、只官人の待遇だけは假りの式とか修繕中とかの口實にて濟し、何事も軍隊の設備になつたから、旅館などは退歩したと言つて大なる誤りはないであらう。

旅館の退歩

日本の古代に驛といふ語も旅館といふ語もない、驛馬を「はいま」傳馬を「はいて」といふは早馬早傳の意をおしはめたのである、又「はたご」は旅籠とかき、今昔物語に「宿をかり、はたご開いて物などくひ」とあるは、旅行に食物などをいれて持行く籠のことで、江戸時代の兩掛籠みた樣な物でもあつたか、和名抄に奨を波太古と訓じ、飼馬籠也とある、飼は飲の誤寫で、揚子方言に飲馬槖を或は裺奨とも奨樓とも謂ふと見え、總て布で以て物を盛るを奨といふ、よつて廣雅に藏也と釋してある、是等を綜合して考ふれば「はたご」は今の信玄袋の樣なものに飯行季を盛りて齎らしたるを、開いて喰ふ息み所といふを得る。謡曲の望月に、小澤刑部友房が近江國守山宿に兜屋の主となり旅行の通るを留ると名乘る、是を狂言師に旅宿の屋號となしてゐる流もあれど、實は「はたご」の奨を兜と略し、甲と誤り、遂に屋號とまで誤られてゐるのである。江戸時代では大名の通行には宿驛に本陣・脇本陣・はたご屋・油紙宿の四階級に

「はたご」の意義

宿泊料の階級

宿割りをされたが、古へ軍團の大毅は千人を率ゐた、後の守護も千人以上を率ゐて上京入府したもので、それには士卒と連來しの人夫を含み、是れを同勢と稱へ、旅宿は卽ち行營であり、行列を鹵薄などゝ漢字を塡譯してあれど弓、銃、鑓の三兵に執らする器械を華美に粧ふたのであれば、其の宿所の本陣・はたごやは旗小屋の意味に解釋され、道中の宿泊を軍法の如く嚴肅に取締められたもので、それが習法となつて、平時の普通旅行にも用ひられゐたが、其旅宿の設備や宿泊料はどうかといへば、やはり木賃の成上りである、江戸時代の中比にできた淸元節の喜撰の歌に「御泊りなら泊らんせ、お風呂もどん〳〵沸ひている、行燈障子も張替た、疊も斯頃表替え、『はたごは鐚で』御定り」と唄ふ鐚で御定りとは、木賃の三文六文の定めに割増しをした分を拂ふたのである。武家も軍隊旅行の習法で、飮食は極質素を守つた、けれども階級制がやかましい所から、宿泊料にも階級ができ、また茶代を與へる習法ができた。其れは大名の下には家老・中老・番頭・組頭・侍・下士・足輕・若黨・仲間などの階級が嚴格で、主君は本陣に宿され、家老は必ず前後の宿に泊る、(小身大名は別)中老・番頭には札宿があつた。札宿とは表門口に幕を打回し、何某宿と札をかける、是は大名が宿の入口に何某(一)幕宿(二)其以下に駕籠宿(三)切棒(四)垂籠(五)並宿と油紙の人夫宿などゝ階級があつ

宿泊料の差等

茶代

宿と關札を建るの略式であつて、家老などの家て、從者も上下數十人あり、主人を上座に坐せしめ、次の間に釜風呂をするゝ次の間もあり、從者にも上中下三級の待遇を異にせねばならぬ。幕宿は只表口に幕を打回すまでにて、從者も少なければ、間取りも少なけれど、尚三級ある。駕籠とは駕籠乘供の資格の人で、長棒駕籠で舁き込む、それだけ玄關口が廣からねばならぬ、從者は上下五六人で一所でもよい。切棒は病人駕籠ともいひ步行供なれど病所のあつて乘る譯で、組頭か部長などの資格の人で、從者は二三人つれる、垂籠は宿籠の代りに自己で拵へて乘る譯で、是は若黨と僕をつれるにすぎぬ、其他の步いて來る士も必ず鑓持一人は連れ、多くは三四人仲間で泊る、是が並宿てあり、油紙は油紙にいろは號を書たのを張出した人夫宿である。斯く階級が事實に分れてゐるによつて、自然に宿泊料も差等ができる、並の賄は木賃格の所謂鐚で御定まりなれば、御主人には好くせねばならぬが、幕宿となれば上中下三等の賄ひが自然とできる、是が「はたご」に差等のある原因であり、普通には必要はなかつたものである。又茶代も此原因から起つたもので、駕籠を舁込み、間席を數多塞ぎ、御主人には茶具より手水の具等まで取揃ひ、上茶に美果をそへて欵待する、因て之に對して御仕成がある、是を茶代と稱へ、其數は資格により差等があつた

けれど、自然に一定して居た様なもので、まづ乘つて來た駕籠から割出されたといふ可きだらう。普通歩いて來た人は茶代がなかつた。

交通と宿驛

大森金五郎

一

交通便否の據る所以

我日本は四方環海の國であつて、太古から支那・朝鮮との交通もあつたやうである。又内地に於ても、帝都と地方との交通は相應にあり、人民相互間に於ても交通來往したことは、早くから歴史上に見えて居る。文化の發展は交通の便否に大に關して居ることは、疑なき事實である。然らば交通の便否は何に據るかと云ふに、第一に道路の善し惡し、第二に交通用具即ち車馬船舶の有無、第三に宿泊すべき旅店の有無などが、深い關係を有つて居る事と考へる。此考から予輩は嘗て宿屋發展の沿革を調査したことである。之に依て見ると、他の事物の發達に比すると、宿屋の發達は如何にも遲々たるもので、初めは天幕（テント）旅行のやうなものであつて、それが漸々進ん

で木錢宿若しくは木錢米代宿泊の狀態に進み、それ以上一歩の進歩をなすに至る迄には、如何にも長い年月を要したのである。卽ち德川時代の中期頃迄も此狀態であつたのである。

太古の旅行

太古に於ては素より宿屋の設けがあつたのではない。卽ち旅行する者は、米・寢具其他一切の旅行用品を携帶して歩き、今日の天幕旅行の如きものをやるか、さもなければ素人の慈惠に訴へて部屋の貸與へを乞ひ、或は又釜や甑などを貸して貰うたのである。然るに大化以後に至つて諸國に驛と云ふものが出來た。是は官吏や使人が公用で旅行する場合に宿泊することに限つたやうであるが、然し交通の便を

驛

助けたことは著しい事であらうと思はれる。其の後に布施屋・悲田所など云ふものが出來た。是は僧侶などの慈惠心から起り、一般旅行者の難儀を救はうとの趣意に

布施屋悲田所

出でた者と思はれる。卽ち美濃・尾張兩國の間なる墨俣川には大安寺の僧忠一が發議して、仁明天皇の承和年中に、渡舟・浮橋及び布施屋二處を置かれた。此外にも行基菩薩や傳敎大師やなどの企で、右樣なものが段々出來たことゝ思はれる。布施屋は後で言へば接待茶屋のやうなものであらう。而して後には政府に於ても此種のものを追々設立したやうである。

二

貨幣の通用が旅行を輕便にさせることは著しいことである。然るに我國の昔を見ると貨幣の通用は非常に後れて居たのである。普通稱へられる所に依ると、元明天皇の時に始めて和同開珎が出來、之が我國の貨幣の始と云ふことになつて居る。然らば神武紀元を去ること千三百六十八年で、當時美術工藝などは中々進み、一方に於ては文化の度は餘程高かつたのである。然るに當時に至るまで貨幣の通用を知らなかつたとは不思議な程である。貨幣の通用を知らぬうちは、品物交易をして居たのである。尤も米や布帛を以て價の標準となし、貨幣の代用として居たと云ふ說もある。夫にしても矢張り品物交易であるのである。ところが和銅元年に武藏の秩父から自然銅の良いのが澤山出たから、之を以て貨幣を造り和同開珎と稱へ、普く通用させて世の便宜を增進させやうとせられたのである。されども民間では一向錢の便利なることを知らないで、之を使用しなかつたから、蓄錢叙位の令と云ふのを發し、六位以下の者で錢十貫以上を貯蓄すれば位一階を進め、二十貫以上ならば二階を進めると云ふことにして錢を蓄へるやうに奬勵された。ところが今度は

位を得たさに錢を貯へるのみで、一向に之を使用しなかつたから、是ではならぬとて又桓武天皇の延暦十七年に、錢を貯へて使用せない者は罰すると云ふ法令を出された。そこで罰せられてはならぬとて、又錢を使ひ始めた。かう云ふやうにして始めて錢の使用を覺えたので、今日から見ると本當の事實とは思はれぬ程である。

箇樣に貨幣の通用を知らなかつた時代に於ては、旅行は愈々困難であつたのである。是非とも食らふだけの食物は携帶せねばならぬ、是が中々重くて且つかさばるのである。偶々素人の家に就て部室を借り、又は釜や甑などを借りて使用したにしても、其の禮は何でするか、是も矢張り米か布帛などでしたのであらう。夫等から考へて見ると古代の旅行は容易ならぬことで、「旅にしあれば草枕」と云ふのは、單形容の詞のみではなく、實際の狀況を寫したものと思はれる。

木賃宿　貨幣の通用が開けてから、木錢宿又は木錢米代宿泊など云ふものが起つた。世の中は此狀態で長く居たのである。實は是以上を望むのは一の贅澤業（ワザ）であるのかも知れぬ。今日の旅行の如き、家に在る時よりも甘い物を食ひ、良い夜具を着て、贅澤三昧に旅行するのは聖世の餘澤で、實は贅澤業なのであらう。昔の旅行の有樣から今日の狀態を考へて見たならば、實に別世界の思をなすであらう。

三

大化改革の際に驛と云ふものが出來、驛馬・傳馬の制が布かれた。驛はもと厩ウマヤの義で、驛には厩並に若干の宿舍があつて、官吏・使人等が公用で旅行した場合には之に宿泊し、驛馬・傳馬を使用することを許されたのである。太寶の制(厩牧令)で見ると、諸道の三十里(六町一里)毎に一驛を置かれた。若し地勢が險阻で水草もない所には、里數にかゝはらず便に隨つて設けられた。驛馬の數は場所に依て違ひ、大路(當時は太宰府から山陽道を經て都に至る迄を大路と云ふ)には各驛二十疋、中路(東海道・東山道)には各驛十疋、小路(以上を除く外)には各驛五疋を置いて、常に之を飼養されてあつたのである。尤も馬疋の數は時によつて多少の變遷はあつたのである。

驛馬の外に又傳馬と云ふものがあつた。驛馬・傳馬の相違は明瞭でないが、公式令集解で見ると、事急なれば驛に乘り、事緩なれば傳に乘る、傳馬一日の行程凡そ七十里(一里六町)を準とするとあるから、遲速の別はあつたやうである、驛には水驛といふのがあつて、此處には馬を置かないで船を置き、事の繁閑を量り、船四隻以下二隻以上を備へて置いたのである。

驛馬の制

傳馬

水驛

諸道の驛數

驛の數も時代によつて違ふであらうが、延喜式で見ると畿內に九驛、東海道に五十五驛、東山道に八十六驛、北陸道に三十九驛、山蔭道に三十七驛、山陽道に五十七驛、南海道に二十二驛、西海道に九十六驛、全國には合計四百〇一驛あつたのである。驛は始めはウマヤ（驛家）驛馬はハユマ（早馬）と讀ませて來たのであるが、公私の使人の宿泊する者が增加するに從ひて、驛には追々と宿屋が出來、商工の輩の此處に集まる者も多くなり、遂に一小都會の地となつたことは、諸國一般に同樣であつたことと察せられる。

驛の起り

然らば此驛なるものは大化の際に突然出來たのか、或は夫以前に既にあつたのであらうか、又支那・朝鮮の制にでも摸したもので、我邦國有のものでは無いと云ふのであらうか、是等は大に硏究を要する事柄であらうと思はれる。

古事記及び日本書紀に就て調べて見ると、大化以前に於て既に驛馬の制があつたことが見えて居る。卽ち左に、

〔古事記〕崇神天皇の條に、是を以て驛使（ハユマヅカヒ）を四方（ヨモ）に班（アカ）ちて、富多多泥古（オホタタネコ）といふ人を求むる時に、云々、

〔日本書紀〕淸寧天皇二年冬十一月の條に、乘驛（ハユマ）して馳奏す、

〔同書〕欽明天皇三十二年四月の條に、天皇寢疾不豫、皇太子外に向つて在さず、驛馬(ハユマ)はせて召到る。云々、
〔同書〕推古天皇十一年春二月の條に、來月皇子筑紫に薨ず、仍て驛使(ハユマ)して以て奏上す、
〔同書〕皇極天皇元年正月の條に、百濟使人大仁阿曇比羅夫、筑紫國より驛馬に乘りて來り言ふ、云々、
以上驛使を「ハユマヅカヒ」驛馬を「ハユマ」と讀ませたのは、早馬、又は、早馬使の義で驛の字を充てたのは後の事であらう。それにしても驛馬に關する何等かの制があつたものと思はれる。早馬使とても乘替への馬も必要であり、又乘つて居る人も食事をせねばならず、馬にも、夫々食はせねばならぬ事であるから、夫等に關して何等かの制度がなければ遠方まで使することは出來ぬと考へられる。そこで大化以前と雖も、既に夫々の制度であつたことゝ信ぜられるのである。

四

驛に關する唐の制度

然らば大化以後の制度は如何かと云ふに、之は我國古來の制度を擴張し、且つ他

の諸制度に於けるが如く、唐の制度を摸倣されたものと察せられる。其證は卽ち大唐六典、駕部郎中員外郎の條に、

駕部郎中員外郎掌邦國之輿輦車乘、及天下之傳驛廐牧、官私馬牛雜畜之簿籍、辨其出入闌逸之政令、司其名數、凡三十里一驛、天下凡一千六百卅有九所。

(註に曰く)二百六十所水驛、一千二百九十七所陸驛、八十六所水陸相兼、若地勢險阻、及須依水草、不必三十里、每驛皆置驛長一人、量驛之閑要、以定其馬數、都亭七十五疋、諸道之第一等減都亭之十五、第二第三皆以十五爲差、第四減十二、第五減六、第六減四、其馬官給、有山阪險峻之處、及江南嶺暑濕、不宜大馬處、兼置蜀馬、凡水驛亦量事閑要、以置船、事繁者每驛四隻、閑者三隻、更閑者二隻、凡馬三各給丁一人、船一給丁三人、凡驛皆給錢、以資之什物、並皆爲市、凡乘驛者在京於門下給券、在外於留守及諸軍州給券、若乘驛經留守及五軍都督府過者、長官押署、若不應給者、隨卽停之、云々、

以上の文に依つて見ると我が太寶の廐牧令の由來する所を知る事が出來るであらう。又唐律疏議・杜氏通典等を參看すると、尙ほ唐制の淵源するところを知ることが出來る。

次に朝鮮に於ては如何であつたかと云ふに、詳細に記した者は見當らぬが、東國文獻備考卷五十五に驛遞の事であつて、大要を窺ひ知ることが出來る。同書に曰く。

驛遞

〔三國史地理志〕曰、唐李勣奉ㇾ勅以二高勾麗諸城一置二都督府及州縣一目錄云、自二國內城一從二平壤一十七驛、

〔實耽郡國志〕云、自二新羅泉井郡一源今德至二栅城府一凡三十九驛、

新羅智炤王九年、始置二四方郵驛一命二有司一治二官道一、

〔續大典〕驛路分二大中小路一諸道使客以下、分ㇾ路往來、違者道臣糾擧以聞、

大路京畿十二驛、中路京畿九驛、忠淸道二十四驛、全羅道四驛、慶尙道五驛、江原道六驛、黃海道十一驛、平安道十三驛、咸鏡道三十七驛、其餘並屬二小路一云々、

以上に擧げた所のみでは驛制の有樣を知ることは出來ぬが、唐制に基いたことは推知されるけれども唐の驛制が朝鮮に傳はり、朝鮮から日本に傳はつたと云ふやうなことを稱へる者があるが、夫はさうでは無からう。矢張り唐の制度が一方は朝鮮に傳はり、又一方は我國に傳はつたと見ることが穩當であらう。卽ち大化前後から遣隋使・留學生・留學僧などがあつたから、夫等によつて隋唐から直接に日本に傳

はつたものであらう。

五

次に宿と云ふものは如何にして出來たかと云ふに、もと「ヤドリ」の義であらう。宿の字は「ヤドリ」又は「トマリ」と讀ませたことは中々古い。卽ち日本書紀應神天皇三十一年秋八月の條には「新羅調使共宿(ヤドル)武庫」とあり、萬葉集の歌の中にも「秋田苅るかりほの宿(ヤドリ)にほふまで、さけるあきはぎ、みれどあかぬかも」「客人(タビ)のやどりせむ野に、霜ふらば吾が子はぐくめ、天の鶴群」など數多見えて居る。又船が港に碇泊した場合には、「泊の字を書いて、「トマル」と讀ませてある。後世になると驛と宿とは繁華になつて、其間に何等の區別を見出さぬやうであるが、宿(シュク)はもと「ヤドリ」と讀んだのを驛に對して矢張り音讀して宿(シュク)と呼ぶに至つたものかと思はれる。驛は中央政府の定めた所であるが、尙ほ交通の開けるに隨つて、驛のみでは不充分であるから、其の外にも自から往來の都合などにより、便利の地點に繁華の土地が出來、之を何の宿(シュク)かの宿と呼びなすに至つたものかと思はれる。然らば是等の宿々は何時頃から物に見え始めたかと云ふに其の始めはハッキリせぬが、源平時代には既に存在して居たやう

である。卽ち平治物語巻之二には近江國森山宿・鏡宿・小野宿、美濃國青墓宿などが見えて居る。吾妻鏡にも鎌倉時代の初期に於て、尾張國萱津宿文治二年四月一日の條信濃國保科宿文治三年二月廿五日の條伊達郡藤田宿文治五年八月十日の條船迫宿同月十一日の條などが見えて居る。

此の宿に就いても支那・朝鮮の制に摸したものでは無いかと云ふ說もあるが彼國の書物には一向見えて居らぬ。漢の時に十里一亭、十亭一鄕の制があり、この亭を我國の宿に充てるものがあるが、名稱も其實も共に違つて居るやうである。そこで宿の方は我國に於て追々に發達して來つたものと思はれる。さうして此宿驛の發展が宿泊に大なる便宜を與へ、交通の發展上に少からぬ貢献をなしたことは世人の夙に承知して居るところであらう。玆には主として宿驛の出來た由來に就いて陳べたのである。

飛脚の變遷を論ず

樋畑雪湖

飛脚とは急を遠方に通ずるの脚夫を云ふ、其の名稱は鎌倉時代に起りたるものなるべし。吾妻鏡・百練抄にあるを初見とすべき乎。鎌倉飛脚・六波羅飛脚・關東飛脚の類是なり、然れども是等飛脚は後世の脚夫の如く徒歩のものにあらずして、多くは乘馬たりしなり、恰も王朝の驛使、又は太宰府の飛驛と其の趣を等ふせしが、軈て乘馬の飛脚早馬と稱し、徒歩の急使を飛脚と稱するに至りぬ。轉じて德川時代に及んでは、更に其の範圍を擴大せられ、敢て急使とのみ云ふ義にあらずして全國に送達すべき狀は勿論、通貨の遞送と荷駄の釆領より、延て運送業者の汎稱となり、飛脚問屋・飛脚船等の稱號起るに至れり。以下序を逐て少しく之が沿革を叙せんとす。

王朝時代の飛脚

信實繪師草紙中の脚力圖

（手に持てるは封印したる立文なり）

驛傳
郵亭驛
脚力

朝廷の飛信は之を驛使(はゆまつかひ)と云ふ、早馬使の義なり。上世既に此の制ありしが、唐の制度を採用せられし大化の新政は、大寶の律令となるに及びて、街道に馬繼所を設け、驛には驛馬、郡には傳馬を常置して之に備ふ、名けて驛傳と云ふ。又續日本紀の記する所によれば、元明天皇の和銅四年春正月丁未始めて郵亭驛を置く、山背の岡田・山本、河內の楠葉・殖村、伊賀の新家是なり。唐の制度を案ずるに、驛とは(舊來よりありし所の)馬を遞める厩舍、郵亭とは書舍とも稱し、叙事釋名に亭は停なり、道路の舍する所人の停集する所とあり、要するに書狀遞夫を繼替べき宿舍なりとす。晉書に黃庭堅が革囊官郵を走らすと云ひ、漢書平帝紀に郵亭に因り書して以聞すと云ふ類なり、而して此の遞夫を脚力と稱せり。顧ふに驛路調貢の人夫を脚夫と稱せしより、之と區別して信書遞夫を脚力と云ひしならん、其證として大寶令軍防置烽の部に、前方應へざるものは、卽ち脚力を差して往て前方に告げしむとあるもの是なり。此の脚力を記せし例尠からず。驛遞志稿考證に、和銅五年四月始めて國司巡行及遷代の時に給はる粮馬飛脚とあるも、這は脚夫の誤なり。續日本紀和銅五年五月甲申の條に、明かに粮馬脚夫と書けり、然らば公けの通信には唐の制度を其の儘に馬傳と步傳とを併せ用ゐしならん、其他私の通信を交換する場合に、乘馬を所有するものは

早馬使を差したるべく思はるゝも、多く脚力即ち態使を仕立しなるべく、彼の信實が繪師の草紙にも、知行所へ遣したる歩使の返事を齎して歸來する樣を描き、詞書には「次日はいそぎ人こしらへつゝ田舍へ下つかはしぬ、さるほどに雲煙をしのぐ海山も、月日すぐれば、心もとなかりつる鴈の使もかへり來り」云々とあるを見ても、定まれる名稱無きが如く思はるゝなり。

附言、大化の新政は唐の制度を其儘に移したるものと雖も、獨り驛鈴に關する制度は我邦獨創の方法なりしことを、一言茲に斷り置くべし(歷史地理第二十二卷第五號及六號に於て之が所見を述べ置けり。)

武家時代の飛脚

其一　鎌倉時代より安土桃山時代まで

鎌倉時代の傳馬

飛脚の名は前に叙する如く、王朝時代に於て之を聞かざるなり。鎌倉幕府の創立は、京・鎌倉の間に通信往復の必要を適切に感じたるも、王朝に定められたる所の驛馬の設備は、武人の勃興に伴ひ自ら廢れて用を爲さずなりぬ。故を以て文治元年十一月頼朝上洛の秋に方り、伊豆・駿河以西、近江に至る迄權門勢家の庄園を論ぜず、皆

京鎌倉間七日の飛脚

飛脚の名稱の始め

命じて其の傳馬を騎用し、且つ糧食を備へしむるが如き、同二年賴朝書を奧の秀衡に遣し、朝廷に獻ずる所の貢馬を我に傳進せよと命じたるが如きは、思ふに軍馬・驛馬の補足に充てたる者たるべく、又佐々木定綱に命じて、鎌倉飛脚の爲めに勢多に渡船を用意せしめ、同三年十二月法王(後鳥羽帝)熊野御參詣の爲めに、在京者に指揮する事ありて、鎌倉・京都間の飛脚行程を七日と規程したるは、飛脚が騎馬にて馳せたる行程たるべく、後世の早馬是なり。如此して京・鎌倉の間には、通信往復の必要にて驛傳の法頓に發達し、東鑑・百練抄等屢々記する所の鎌倉飛脚・六波羅飛脚・關東飛脚の名稱を生じたりしなり。顧ふに此の時代の飛脚は、前に云へる如く騎馬の使送にして、太宰府の飛脚と異ならざりしならん、聽て之を早馬と稱し、徒歩の使送をのみ飛脚と稱せしが如し。故に早馬を飛脚と稱せし時代には、徒歩の飛脚尚ほ王朝の如く脚力と記せしなり。其一例を擧ぐれば、東鑑文治元年正月六日、賴朝より鎭西にありし蒲冠者範賴に與へたる通信の文に、

十一月十四日の御文正月六日に到來す、今日是より脚力を立てんとし候ひつる程に、御脚力到來し、云々、

とあり、更に飛脚の例としては乘馬と認むべき箇所同書に多々ありと雖も、就中延

應元年の條りに、

五月廿三日雨降、申刻、赤木左衛門尉・平忠光六波羅飛脚として參著す、廿日の未刻に京を出で、四日にて馳付、殆んど飛鳥の如し、卽ち武州の庭上にて下馬、云々、

とあるは、前に引用せし七日の行程を四日にして馳せ着きたるを證するに足らん、然るに同書弘長元年の條に(文治より約七十年の後)

一 早馬事

有變急々の時聞達を爲す也、而して近代大事にあらずと雖も、早速を以て其の詮となし、頗ぶる人馬の煩を爲す、然らば自今以後殊重事にあらざるの外、急速を止むべくの由、六波羅に仰せらる、

とあるは、驛馬亂用の弊を生じたるは勿論なるべきも、一面には馬匹の不足を出せしものならん、玆に到りて飛脚は單に脚力を稱するの名となり、乘馬の飛脚は早馬と稱するに至りぬ。早馬と飛脚とを區別せし例は、少しく後代(約百年)に屬する記錄の內、鎌倉公方九代記、應永二十年伊達松大丸旗揚の條に、

四月十八日、二階堂信濃守が飛脚と信夫常陸介が早馬と同時に鎌倉に參着して申ける、云々、

戰國亂離の影響

と明かに書き分けたり、其の他吉野朝の作とする所の彼の太平記にも、早馬を立てて六波羅已に沒落せしむるよし船上へ奏聞すと云ひ、越前守師泰は三角城を退治せんと石見國に居たりけるを、師直が許より飛脚を立てゝと云ふが如き、早馬と飛脚との別を記するより見れば、早く既に京・鎌倉の街道には驛馬遞夫の常備なくして、火急の通信には自家の家人・郎黨をして宿次にあらざる早馬を仕立、健脚の通し飛脚を仕立てゝ之を辨ずるの狀況となりしならん、矧や戰國時代に及びては、海內分裂群雄所在に割據し、互に軍馬の徵發にいそがはしく、牧馬を仕立つるものなく、驛次の荒廢は遂に省みるものなかりき。然れども群雄割據の結果よりして、自衞上己れの勢力範圍に屬する交通路の開鑿、一味同志の間に生息を通ずべき通信方法の如きは、却て此の時代に於て發達することを得たりしなり、仮令ば元龜二年武田晴信が飛脚成田の藤兵衛に與へたる飛脚奬勵の古文書に、

定

節々為御飛脚越中へ往還神妙被思召候、因茲平井之內六貫文被下置者也、仍如件、

元龜二辛未卯月廿六日　　土屋右衞門尉奉之

成田之藤兵衛

篝飛脚

の如きものありて、又一面には之れに反對して頗る嚴重なるものあり、其の一例に(慶長二年三月二十四日)長曾我部元親が定めたる掟百ヶ條の内に、

一　定飛脚の事、其在所の庄屋遠近可召遣、急用之時者、聊遲々仕候者忽可斬頸事、

とあり、就中飛脚使用の方法を研究利用したるは、武田氏と北條氏なるべく、亞ぐに上杉・今川氏の如き、四國の長曾我部氏のごときを算すべし。甲越の戰ひに方り、武田氏が上杉に備ふる爲め、甲府と信州水内郡長沼城との連絡に、甲信の山脈を利用し、山頂相當の距離に信號所を置き、兵士を配置し、各信號所は十一種の符號によりたる篝火を焚きて、夜間に於ける信號通信を交換せりと、號して篝飛脚と云ふ。是れ王朝の置烽の法によりて案出せられしものなるべきも、此の時代に於ける信號通信法としては最も進歩したるものと云ふべきなり。德川氏の中世に及び、大阪と下の關との間に松明を以て米相場の信號通信を爲せしとありしも、其の方法の今は知るものなきに至れり。或は是等のことより案出せしにあらざる乎。

織田信長覇者たるに及び、安土は皇城に近く、鎌倉幕府の如く長途の通信に驛馬を使用するの必要を認めざりしならん、飛脚制度に至りては未だ聞く所あらざるなり。然れども信長も亦交通に意を注ぐ所あり、積年の兵亂に東海・東山の驛路悉く

里程の改定と一里塚の創設

飛脚行程の計算改たまる

征韓役の傳馬朱印と一里飛脚

頽廢するを愁へ、篠崎八左衛門・坂井文助に命じて之を修繕せしめたるが如き、又武德編年集成の記する所によれば、天正中其の分國中に一里塚を築き、從來不正確なりし里數を訂し、地の三十六畝に象りて三十六丁を一里と定めたるが如きは、陸路交通に一新紀元を劃したるものと云ふべし。故に從來旅行の日程は單に步行し來りたる所の實踐日數のみを以て算定せしが、茲に至りて里程を基礎とし、行程日數を算定するの進步を見るに至る。秀吉も亦此の方法によりて道路を修め、家康此の方法を繼承し、江戸に覇府を設くるに及びて、江戸日本橋を里程の起點として、遂に全國の距離を正確ならしめたるの起源を爲したるは、之を信長の功と云はざるべからず。

豐臣秀吉天下を一統するに及び、政治の中心亦大阪に移ると雖も、皇城との距離僅に一日程、飛脚の要は安土時代と異らず、傳馬は朱印を以て繼立を爲すが如きは、北條・今川の例に倣ふて又改むる所なかりき。然れども征韓の役定むる所の驛傳・朱印の如きは、從來其の臣下をして署名せしめたるに反し、肥前名護屋に運搬すべき兵站の輸送は、其の京都より發するものは關白秀次の朱印、大阪よりするものは北政所の朱印、名護屋より發するものは、太閤自身の朱印を以てしたるが如き、輜重を

重視したるが如きは注意すべし。又名護屋と大阪との通信を迅速ならしむる爲め、兩地間毎一里に二人の飛脚を配置し、以て飛脚の取扱を爲さしめたるが如き、現代の傳騎と其の揆を一にす。慶長の卜齋記によれば、慶長四年七月、增田長盛が石田三成の出兵を江戸に報ずるや、俄に代官衆より百姓共に申渡、江戸より宇都宮に一里飛脚を置きたりとあるは、前の方法を應用したるものなるべし。

要するに安土・桃山の各時代にありては、爲政者の根據地近畿にありて、鎌倉時代の如く街道に常設的繼所の必要なかりしが故に、飛脚通信法の著しき發達をなさざりしなり。之に反し京に御次飛脚或は馬借なる御用飛脚業者を生じ、又大阪・奈良・大津・丹波・播磨飛脚と稱する飛脚營業者の京都を中心としたるの形跡ありしは注意すべきことにて、是等は政治と商業とに於ける自然の要求より來りしものならん。是等の營業者が軈て德川時代に於ける飛脚業者の祖たりしが如く思はるゝなり。

其二　德川時代

德川時代の飛脚を論ずるに方り、先づ順序として東海道に於ける傳馬の來歷を述べざる可らず、天正十八年德川家康關八州を領し、江戸城に移るや、江戸寶田村・千代田村の里民馬越勘解由・高野新右衛門・小宮傳右衛門等駄馬人夫を率て之を迎ふ、

繼飛脚

傳馬朱印

家康之に道中傳馬役を命じ、武州豊島郡高田村(小石川高田八幡のある邊ならん)に於て、高十二石三斗六升を以て繼飛脚給米となせり。蓋し徳川氏が公用飛脚を設けたるの始めにして、此時既に東海・東山に渉る所の八箇國は勿論なるが、江戸を中央として其の勢力の及ぶ限り、通信交通の連絡を企圖し、就中東海道卽ち京・阪の間に通信を交換せんとしたるは明なる事實にして、其の措置の極めて遠大且敏捷なりし家康が政治的半面を窺ふに足らん。慶長六年(家康の將軍宣下は慶長六年なり)彦坂元正をして東海道を巡視せしめ、每驛に問屋を設け、傳馬三十六匹を常置し、一匹の飼料として四十坪、一驛一千四百四拾坪の地を與へて之が費用に充てしめ、一面には傳馬朱印なる者を制定して、其の見合印鑑を道中の問屋場に配附し、此の朱印を押捺したる傳符を有せざるものには、傳馬の使用を許さゞることとし、以て通信傳遞の機關を備ふ。是よりして繼飛脚・大急飛脚等隨時に差立るの便に供す、此の時に方り、驛路改正・人馬の配置・荷量賃錢の規定に當らしめたるものは、奈良屋市右衛門・樽屋三四郎にして、江戸傳馬所に其取締を爲したるは、馬込勘解由・高野新左衛門・小宮善右衛門とす。爾來世襲して其職を繼ぐ。舊記に依れば、寛文三年幕府は江戸傳馬所朱印取扱方を定め、上半月は大傳馬町傳馬役馬込平八の所管に、下半ヶ月は傳馬町傳馬役高野新

繼飛脚の遞送と公用書狀の種類

右衛門・小宮善右衛門をして所管せしむ、爾後變更なきが如し。繼飛脚の携帶すべき宿繼公狀は、御老中證文と稱し、諸國に下す所の重用たる公文書なり、世人之を御狀箱と稱す、其の狀態を叙せんに、先に一人の走夫長柄にして御用と書したる高張提灯を持し、次に走夫が極めて小なる狹箱樣の小旅籠に、御用の會符を附じたる者を肩にして疾驅するなり。往來のもの此の繼飛脚に遭ふときは、途を左右に避けて恐れを爲せり、一九が膝栗毛に、繼飛脚が大井川の川明きに一番がけに渡りたりし實況を述して曰く、

大井川の川支にて岡部の宿に滯留せしが、今朝御狀箱わたり、一番ごしもすみたるよし聞と、ひとしくそこ〳〵に支度して、はたごやを立出けるにや、諸家の同勢往來の貴賤櫛の齒を挽がごとく問屋駕宙をかけり、小荷駄馬飛で走る、街道のにぎはひいさましく、云々、

遞送の時間

以つて其の道中に勢を振ひし樣見るが如し。而して其の遞送の時間を調査するに、元祿九年の規定によれば、江戶傳馬町を發する所の宿繼公狀は、勢州山田に達するもの廿七時より三十一時迄（三十一時は今の六十二時間にして約三日に相當す）大阪は四十八時（五日目の朝）京都は四十一時（四日目の朝）にして、無刻と稱する最急便（時急にして、一通のみの旅狀箱の内に納め其の上を桐油にて包み、竹の先きに結付け

馳するもの）京迄二十八時乃至は三十時（約三日）駿府（静岡）へ通常十三時、急行十一時、日光時へは通常九時半、急行八時半なり。又五驛便覽の記すも亦略大差なく、京より江戸迄の御證文宿繼御狀箱は急三十三四時位にして、凡三日、中四日程、常體五日程とあり、而して此の御狀箱は傳馬町より差立、品川名主にて受取、之を遞送して餘は宿々問屋にて繼送る、是を問屋賄繼飛脚と唱ふ。是れ元祿以降德川氏の末葉に至る御老中證文の遞送法となす。

問屋賄繼飛脚

重要なる公文書の遞傳は右に述る如くなりしと雖も、其他稍輕易に屬する公文書と、江戸を中心として全國に發受すべき公私百般の通信發達の狀況を述ぶべし。

前に云へる如く、家康が交通路の改善に意を用ふると周到にして、其の後に至り慶長十九年五味藤九郎を御宿奉行に任じ、宿驛の事を司らしめ、尋で四十五年の後、萬治二年に至りて、大目付高木伊勢守守久をして初て道中奉行となし、爾來幕末に至るも變ずるとなし、是れ驛政を根本的より改良したる者にして、守久其の職にあること十七年間、初め板倉重宗の下に禁裏の守護に任じ、令名ある人にして、道中奉行中の最も永く職に在りしもの、其の功績も亦以て尠なからず、三都飛脚營業を許可せし如きも、亦守久の在職中の事に屬す、或は氏によりて劃策せられしものならん

御宿奉行

道中奉行

三都飛脚營業

か、

徳川氏の驛政は東海道を第一とし、次に中山道・奥州道中・日光道中・甲州道中に專らにして、之を稱して五街道と云ふ。道中奉行之を直轄し、西南其の他に於ける各街道の如きは、地方關係の領主をして之に當らしめ、五街道の例に準じて取締らしむ、豐臣氏の亡ぶるに及び、家康の政策として諸大小名を江戶に參覲せしむることなり、諸道中の往復次第に盛況を呈せり。尋で家光將軍となるに及び、寬永十二年六月武家諸法度十八條を制定して、大小名の江戶參覲を强制す。其の第二條に曰く、

大名小名在江戶交替所相定之、每歲夏四月中可參覲、從者之員數近來甚多、且國郡之費、且人民之勞也、向後以其相應可減少之、但上洛之節者、任敎令、公役者可隨分限之事、

如斯して大小名の邸宅は江戶に設けられ、其の妻子をして常に江戶に在住せしめ、主人は每歲必ず出府し、或は歸城する等、城地と江戶とに於ける通信往復に飛脚の必要次第に多きを加へ、又參覲交替の大小名の旅行は、諸街道の旅館其他の發達を爲すに至れり。

徳川初期の交通狀態は如斯くにして發達をなしたりしが、天正より慶長・元和と

三度定飛脚の創設

三度町飛脚の公許

公衆通信の開始

年所を經るに從ひ、三都に於ける公私通信の關係は次第に頻繁となりて、從來京・大阪にありし通し人夫・日雇營業者は、西南諸大名の上下飛脚或は荷物運搬の受負を爲したりしが、此の時代に於ける飛脚私營は、道中に於ける盜難と無頼者の妨害とによりて、意の如く往返する能はず、就中幕府より大阪・京都警備の爲に派遣せしめたる城番諸士の如きは、江戶にある所の家族との通信に、公用繼飛脚を利用し難き不便を感じたるを動機とし、遂に元和元年に至り、東海道各驛の問屋役人と商議を遂げ、城番諸士の家隷を以て飛脚と爲し、或る制限の下に、問屋は人馬の供給を爲し、每月三度行程日數八日を限りて江戶に往復せしむ、名づけて三度飛脚と云ふ、然るに利に敏なる大阪の飛脚營業者は、名を大阪城番諸士の下卒に藉り、其の法皮を着け、雙刀を佩び、之が庇蔭によりて傳馬の繼立を問屋に要求し、及途中の賊難を避けつつ一般書狀の遞送、小荷物の運搬を爲す等、弊害次第に加ふに及び、幕府も終に公衆通信の必要を認め、寛文三年三都飛脚商によりて創立せられたる、三都町飛脚組合は、東海道各驛問屋場に於て、一回に付傳馬三匹の繼立を免許し、殊に早着を必要とする者のみを抜きて、輕裝したる飛脚を仕立、之を稱して定六と云ふ、蓋し六日を以て到着するの謂なりとす。玆に到りて始めて公許の公衆郵便なるものを大阪・江

戸間に開設せられたるなり。大正五年を距る事實に二百五十五年前にして、西暦千六百十三年なり。

外國に於ける飛脚の發達

海外に於ける飛脚 Courier 發達の歴史を考ふるに、古昔に於ける波斯王の騎使・支那の羽檄、佛國路易十一世の走使、英國顯理王第一世の飛脚の如き、何れも官用郵便にして、而も多くは騎士を使用すること、恰も我朝の早馬と其の趣を同ふす。就中英國郵便の如きは、彼の大旅行家マルコポーロが、支那元朝の置驛法を歐洲に傳へたる方法によりて、街道に驛馬を設け、官用郵便の遞送を爲せし由を傳へらる。歐洲各國と雖も十六世紀の終迄は、官用郵便に加ふるに己人經營、若は會社組織に成りたる飛脚營業者ありたるに過ぎざりしが、彼の文明を以て誇る所の英國と雖も、ローランド・ヒル氏の郵政改革より「ペンニー」郵便税法を採用したるは、千八百四十年、我天保十一年にして、同年英政府の發行したる黑色一ペンニー郵便切手を以て、世界最初の郵便切手と爲せり、其他の各國も多く之に倣ひ、以て郵法を布きし、斯くして何れも政府の專管に歸したるなり、英國のペンニー郵便法は我邦郵便用規則の實施に先つ事僅に二十九年前なり。

同四年七月に至り、町飛脚問屋の仕立べき三度飛脚の大阪出發を、毎月二日・十二

日・廿二日の三回とし、其の飛脚を飛脚問屋抱宰領と稱す。公私の書信は渾て此便に托することとなり、從て大阪城番の諸士より發する所の定飛脚を廢し、之を前の町飛脚問屋の扱に附したり。當時大阪飛脚の江戸に着するや、其の宿泊旅館の戸外に筵席を敷き、書狀及貨物を排列して路人に見せしむ、觀者己れに屬する所の書狀及貨物あるを知るときは、飛脚に要求して之れを受取、其の歸便の時日を問ひて返事を托せりと云へり(或は云ふ、日本橋畔に筵席を設けて之を排列せしと)其當時に於ける飛脚商の名を擧ぐれば左の如し。(驛遞志稿の載する所による)

飛脚問屋宰領

飛脚商

大阪
- 彌兵衞町　藤屋市兵衞
- 谷町堀前　江戸屋平兵衞
- 革屋町　鉈屋長兵衞
- 淡路町　中島屋門右衞門

京都
- 高倉通　大黒屋庄二郎
- 御幸町　伏見屋
- 烏丸　江戸屋吉兵衞

江戸
- 瀨戸物町　備前屋與兵衞
- 本町　山田八左衞門
- 駿河町　木津屋六左衞門
- 左内町　和泉屋甚兵衞
- 萬町　大阪屋茂兵衞
- 新橋南二丁目　角左衞門
- 　與左衞門

更に夫より八十八年を經て、寛延四年の調査に據れば(東海道巡覽記)其數を增加せしが

如し。

大阪

尾張屋惣右衛門
同　吉兵衛
福田屋久左衛門
津國屋十右衛門
天津屋彌左衛門
越前屋又左衛門
江戸屋源右衛門
尾張屋七兵衛
京屋佐兵衛
龜屋小左衛門
多田屋德右衛門
天滿屋吉右衛門

京都

江戸屋吉兵衛
井筒屋八郎兵衛
壺屋喜助
三文字屋八兵衛
湊屋庄兵衛
伊勢屋六兵衛
大黒屋庄次郎
井筒屋茂右衛門
奈良物屋三右衛門
越後屋七郎右衛門
丸屋六兵衛
笹屋七郎兵衛
若松屋甚兵衛
越後屋孫兵衛
近江屋五兵衛
近江屋喜平治

江戸

十七屋孫兵衛
大阪屋茂兵衛
島屋佐左衛門
山田屋八左衛門
京屋彌兵衛
山城屋宇左衛門
木津屋六左衛門
伏見屋五兵衛
泉屋甚兵衛

顧ふに飛脚の營業は疾く京都に發達し、江戸飛脚・大阪飛脚・奈良飛脚・大津飛脚・丹波飛脚・越前飛脚の京地にありしと諸書に見へたり。桃山時代には如此近畿を始め

飛脚問屋公稱の請願

として、各地方への飛脚通信の要ありしならん。次に大阪に發達し、次に江戸に及びしなり。江戸に於ける飛脚問屋の屋號が、京屋・山城屋・伏見屋・泉屋・山田屋・大阪屋等、京阪地方より移住し來りたる遺跡を窺ふに足らん。加ふるに三度飛脚の荷宰領は德川の末迄、京・大阪在住の者を使役するの習慣なりしことは、定飛脚發端の記する所なり。而して寛延より約二十年の後なる安永二年、定飛脚問屋より江戸町奉行へ出したる所の問屋株願書に據れば、江戸の問屋は右と移動なきも、大阪に於て三人、京都に於て三人を減じたり。其訴狀卽ち願書によりて當時の實況を知るに足るべきものと認むるを以て、左に全文を拔萃す。(家藏京屋文書)

乍恐書付を以て奉願上候

一御當地飛脚問屋九人之者共一同願上候、(江戸問屋十七外八人を云ふ。)私共飛脚受負之儀は、古來寛永年中より上方道中筋諸國御代官御用、並に御大小名樣方御預り所御用次に、御武家樣方御平生御用より、町方諸問屋共商用に至る迄年來相勤來、其後、京都・大阪御城内御用被仰付、御鑑札於今被下置渡世仕、難有仕合奉存候、右御用相勤候日限之儀者、古來並飛脚と申候は八日・九日限り、早飛脚と申候者五日・六日限と御請負奉申上候。然ル處近年道中筋馬拂底之由を申、宿々に於て臨時に逗留仕、段々

日限延行罷成、十五六日も相掛り候樣に相成候所、當時にては川支も無之候に、早飛脚之儀者、七日・八日、並飛脚廿日・三十日も相掛り申候儀ニ御座候。勿論早飛脚之儀者、諸御代官御役所過急成御用筋、御武家樣方始め、町方下々ニ至る迄、過急なる用事向之事に御座候得者、右之通日限延行仕候而者、諸方御用向相間違勿論、並飛脚之儀者、荷數も爲持往來爲致候儀に御座候得ば、少し者御詫申上候樣に御座候得共、早飛脚之儀者纔に乘下馬一疋之儀に御座候得者、馬支之儀者、甚御斷申上兼、難儀至極仕候、依之御武家樣方御繪符（繪符とは、狀箱の先き、又は荷に建つる所の荷札を云ふ、假令ば尾州・加州・有栖川宮御用・日光御用定飛脚等を記するの類。）有之、御荷物も三度荷物一統に差繼呉候樣被仰付、早飛脚之儀者別而相滯不申候樣、此段被爲聞召□被仰付被下置候樣奉願上候、前書奉申上候御受負日限相違仕、御用向御手都合、御差支御間違等御座候而、所々御屋敷樣方共。殊之外御呵立腹等有之、其上三度飛脚者御間に合不申候ニ付、御直々御屋敷樣より御飛脚、御差立被遊、私共方へは並便の品も早飛脚に被仰付候樣相成候得者、御役所並御武家樣方より下々に至る迄、廣大之御費に相成候儀に御座候、此儀者近年無何時と、宿々勝手より三度荷物は縱令幾日差留置候而も、貪着無之ものと相心得候哉、相滯延着仕候儀に御座候、依之右申上候通、御用勤方之手都合、甚惡敷御座候而

者、諸方差支にも相成申候に付、追日私共荷物減少仕、家業も薄相成難儀至極仕候、畢竟私共へ被仰付候荷物、右日限延着仕候故、自然と御武家様方御荷物又者御會符差御荷物に罷成候儀者、乍恐奉存候、私共荷物儀者、御定駄賃之外ニ餘慶遣候而往來仕候に付、宿々勝手ニも相成候も、外御會符附に相成候得者、馬士共宿々自ら難澁仕候儀と奉存候、其上馬士共宿々附出し、於途中馬留置、過分之酒手等申請度由申聞候儀も有之、其上相應之手宛差遣申候、畢竟三度荷物者商用計り相心得候へ共、御大名様、其外御武家様方御用筋に而、町家荷物と申候而も、一と通商賣荷物も有之、其内ニ者御屋鋪様御日限も有之、御荷物も、御座候處、右之通延着仕候而者、御間に合兼、町家にも難儀仕候、其節者私共へねだり請、甚難澁迷惑至極仕候、此上段々右之趣に罷成候而者、諸御方様御用向御差支に罷成候に付、此度乍恐奉願上候者、飛脚問屋京都・大阪迄之登り下り荷物の儀は、道中宿々並に川々ニ於て、不捨置、繼立早早繼送り呉候様、且又川支等之節者、諸御荷物段々相かさなり申候に付、其節は私共荷物も右御會符御荷物に准じ、先帳排に繼送り呉候様、東海道筋へ從、御奉行様一ヶ年一度宛、被仰付被下置候はゞ、諸御方様御用向御差支ニも不相成、乍恐私共勤方も手都合宜敷罷成候ニ付、何卒以御慈悲願之通被仰付被下置候様

奉願上候、左候而も道中筋に於て、飛脚のものがさつなる儀毛頭不仕、駄賃の儀も、是迄之通無相違相挑候儀に御座候段、御聞濟被下置候はゞ、外に御奉公向も無御座候に付、爲冥加壹ヶ年に金五拾兩宛永々上納可仕候間、願之通被爲仰付被下置候樣、幾重にも奉願上候以上、

安永二巳年十一月十九日

平松町源兵衛店
願人（京屋）彌兵衛
家主　源兵衛

（山城屋）宗右衛門（木津屋）六左衛門（山田屋）八左衛門（伏見屋）五兵衛
（島屋）佐左衛門（大阪屋）茂兵衛（泉屋）甚兵衛（十七屋）孫兵衛
（連署）

道中御奉行所樣

此の願書によりて其の當時町飛脚の道中繼立の困難・問屋場の弊風・雲助の跋扈等を想見するを得べし。而して幕府は詮議の末、十年を過ぎて天明二年十一月十五日、道中奉行桑原伊勢守・大屋遠江守の名を以て右の請願を容れ、前記の九名へ京・大阪定飛脚問屋を申付、見世看板を免許し、以來は荷物に定飛脚會符を荷宰領（飛脚）に

抜荷早狀

歩行荷

七里飛脚

大小名の通飛脚

飛脚船

は定飛脚と認めたる印鑑を携帯せしむることとなり、御用物は勿論、其他の荷物と雖、宿場着順により、宿馬に限らず、助郷馬（助郷とは、宿驛附近の村落に公用繼立に方り、宿人馬補助の爲めに課役を命ずるものなり、此の課役に對しては地子免除の法あり。）と雖も繼立に使用するの特權を有する旨を、東海道各驛の問屋・年寄川役人に嚴達したり。此宰領の携ふる所の書狀に（小荷物も含む）早便と稱する者あり、傳馬一匹下乘十八貫と稱し、兩脇に明荷（アケニ）（行李なり）各一個を着け、其の上に宰領自ら跨るなり、如此して急を要するものは扱早荷物と稱し、行李中より三貫目を限度とし、大阪若くは西國筋の官用書狀、若は其他の急用書狀を途中の宿驛に於て荷の内より扱出し、更に之を歩行荷と爲し、別に走り飛脚を仕立てゝ約五日間にして江戸に送り、以て早着を計れり。文化三年四月定飛脚問屋仕方帳に依れば、上方筋早便並に幸便を併せて一ヶ月十八回以上の便數を差立たるが如し。其他尾州家・紀州家の如き、江戸と居城との間七里每に脚夫を特置し、書狀の遞送を自營す、名けて七里繼飛脚と云ひ、其の宰領（サイレウ）を御七里衆（オシチリシユウ）と云へり、西國大名の如き、大坂以西に於て之に倣ふものありと、其他の大小名と雖も、采地と江戸との間に往來する通し飛脚を有し、又四國・九州の間を渡海する捷船を飛脚船と稱したりき、彼の蕉門の奇才凡兆の句にも、「初しほや鳴門の浪の飛脚舟」あり、其疾き趣を示せり。船用集に依れば、兵庫の猪牙

早打・早追・早駕籠

舟、下の關の日切舟等の小舟を云ふとあり、蓋早舟の義なるべし。開港の頃には mail steamer を指して飛脚船と呼ぶに至れり。

德川時代に現れたる早急便の一種に早駕籠なるものあり、又之を早打或は早追と稱す。其の起源を詳かにせずと雖も、室町時代の早馬に代るべきものにして、其の方法は一挺の垂駕籠（タレカゴ）四人乃至六人輿丁をして擔かしむる一種の飛脚なり。在裡の使者は、書狀又は口頭を以て急を遠方に報ずる役目にして、腹を白布にて卷き、頭に鉢卷し、駕籠の天井より一條の紐を釣下げ之によりて其の動搖に耐ゆるの用意となせり、宿毎に輿丁を代へ、食事は粥をとりて晝夜兼行す、彼の元祿の昔淺野長矩の變事を赤穗に報ずるや、早水藤右衛門・萱野三平をして行程百七十里を四日半にして到らしめたりと云ふ傳說の如きは、此の早駕籠によりたるものにして、維新の際も亦盛んに此の早駕籠を利用せられしものなり。余曾て西園寺侯に早打の模型を說明せしとありしが、侯の曰く、余も維新の當時には此の早打に乘りて、東海道を數回往復せしとあり、其の辛苦と催眠とは實に耐へざるものなりとて、今昔の感を物語り給ひたるとありき。

明治元年内國事務局中に驛遞の職を置くと雖も、驛傳の事姑く舊に依らしむることなり。同年七月各地飛脚賃錢の制を定め、八月定飛脚問屋の請願を容れて、東海道東行の定便は、毎月二・五・八の日、西行の定便は二・六・九の日、上下併せて十八度毎回本馬四疋、行李七十二駄とし、其の他急行東行は毎月二・五・八の日、西行は三・四・六・九の日、上下合して二十一度、毎回本馬一疋共に本賃錢十倍増を以て通行を許したり。而して別仕立飛脚の賃錢を定むる事左の如し、尋で定額を廢めて相對賃錢としたり。

京都東京間書狀差立賃
○三日限、二十一兩二分　○三日半限、十六兩二分　○四日限十二兩
○五日限　九兩　○六日限　六兩

之を文化三年の定賃錢に比するに、四日限に於て八兩を増し、五日限に於て六兩を増したる割合なり。

公書遞傳定便

九月驛遞規則を設け、十二月より東京・京都間に公書遞傳定便を開き、毎月五・十兩日を以て之を發し、道中十八日を以て着せしむ。二年五月飛脚發程五・十を改めて四・九の兩日とす、同三年三月京都・東京間公書遞傳の日數六日を延伸して、十日とする

郵便制度施行の議

所ありしが、此の京と江戸との間に往復する公書遞傳の實費のみにして、一ヶ月千三百有餘兩を支拂ふに至りたるを以て、政府は茲に郵便制度を布かんとを發議したり、同年六月民部卿より其筋に稟申したる趣旨に依れば、

信書往復は、全國の景況聲息を通じ物貨平準の路を跡し、實に治國の重件、世上一日も缺く可からざる要務なり、然るに是を商個に附し、或は驛夫に委して未だ百里に滿たざるの地も、十數日の久しきを經ざれば尋常之を達する能はず、或は速に可達も一片の音書に多少の金を費し、僻陬邊境に至りては淹滯遷延、甚しきは之を失ひ、終に梗塞せしむるに至り、百般の弊害相生じ、治道不遍、交際不厚樣成行たるを以て、漸次官便郵傳の方法を設け、國内周く信書の往復を自由ならしむるの目的を以て、先づ東海道筋西京迄に三十六時(今の七十二時間)大阪迄三十九時限りの郵傳法を開き、公事私事に拘はらず、低價を以て繼送り、上下の便を起し、且つ諸般の方法極めて簡ならしめん爲に、書狀賃錢切手發行せしめ度云々、

三府の郵便役所

如斯して四年三月新式郵便の實施を見るに至り、京都は姉小路車町に、大阪中はの島に、東京は四日市(今の中央郵便局の位置)に郵便役所を置き、所在に郵便函の設置を爲せり。尋で横濱・新潟・長崎・神戸・箱館の五港、同五年に及びては全國重なる街道には郵便の

飛脚營業の廢止

通ぜざる所なきに至り、遂に信書遞送の業務は政府の專管に歸したるを以て、茲に飛脚營業の事は廢止せられたり。只各道宿驛にありたる驛傳・問屋は、單に運送業者として、始め政府之を保護し、内國通運會社の前身たる陸運元會社の設立を見しと雖も、交通路の發達、鐵道の布設に隨伴して、時代の遷移は是等營業も亦次第に其趣を異にするに至りぬ。

吾が入唐入宋僧と五臺・天台・峨眉の三山

松井等

日支交通の地理について、折々亡友藤田明君と談話を交えたことがある。この頃同君記念論文集を刊行するに付き、自分も是非一小篇を掲げなければならぬ場合となり嘗て同君へ話した二三件と、其れに聯關せる多少の臆見とをば未定稿のまゝ掲ぐることゝした。

奈良・平安の昔、吾が邦の僧侶が修業の爲めに相次で支那に赴いた。支那で修業するとなれば、吾が學問僧も暫くは支那僧の風俗習慣に從ひ、形に於て支那僧となるのは當然である。支那僧の靈山巡拜を見習ふて、吾が僧侶も支那の靈山を巡拜するやうになつた。その靈山の中で殊に著名であつたのは、人も知る五臺山と天台山とである。圓仁の入唐求法巡禮行記や、成尋の參天台五臺山記などに、其の巡拜の模様が委しく記るされてあるのを見ても、吾が僧侶が支那僧と同様いかに熱心に是の二山に參詣したかが想像される。

五臺山佛教の靈地となる

五臺山は北京の西南直徑吾が七十里程の所に聳えて、内長城の南に近い。この山

を一に清涼山と稱し文殊菩薩の住地とする信仰は、支那の南北朝の初世から現はれてゐる、卽ち後魏の酈道元の水經注に是のことを記るして居る。然かるに水經注に據ると、是の山は其の以前に於て既に仙者の都といはれ、又一名を紫氣といひ、常に紫氣ありて仙人こゝに居るといはれて居た。さすれば、五臺山は元とは道敎に於て崇拜された靈地であつたのを、佛敎に橫取りされたものと想はれる、(道敎の靈地が佛敎に奪はれたかと考へらるゝ例は、尙外にもあることは後に述べる)宋の贊寧の宋高僧傳に、北印度の佛陀波利といへるものが、文殊菩薩が淸涼山に居るといふことを聞き、遙々支那に來て、唐の儀鳳元年に五臺山を禮拜し、一旦引きかへし、更に印度から尊勝陀羅尼を携へ、長安に於て之れを漢譯し、其の梵本を以て再び五臺山に入つて一生を終つたといふことを傳へて居る。五臺山が佛敎の靈地となつて、普く支那僧に崇拜さるゝに至つたのは、是れからのことゝ想はれる。

五臺山に次で吾が僧侶の巡拜せる名山には天台山がある。この山は浙江省天台縣の北に位し、寧波港の西南直徑吾が二十五里ほどの所に在る。寧波は唐代の明州で、唐代に於ける日支交通の要津であつた。隋の代に智者大師天台山に歿し、煬帝は大師のために國淸寺を建て、是れより天台宗の根本地となつた。是の山も元とは道

敎の靈地であつたことは、太平御覽に引ける啓蒙記注に晉の隱士が是の山で醴泉・紫芝・靈藥を得たといひ、同書に引ける神異經に、山に道士住める由を記してあるので推察し得られると思ふ。隋代に是の地が天台の根本地となつてから、天台山は佛敎の靈地となつた。この山にも靈驗があつて五百羅漢の住地であるといひ傳へられた。吾が入宋僧成尋の願ひ狀が朝野群載に見ゆるが、其の一節に、天台山者、智者大師開悟之地也、五百羅漢常住此山矣、故天笠道獻登華頂峰而禮五百羅漢とある、此華頂峰といふは、天台山彙の最高處として知られてゐる山である。また佛祖統紀の法運通塞志第第十七之十三に、蘇東坡が十八阿羅漢畫に題した文句を載せ、其中に峨眉五臺廬山天台、猶出光景變異、使人了然見之の一句があるから、天台山にも或る瑞相が現はれるといふ信仰が存在して居たのである。深山幽谷の中に入れば、鬼氣自づから人に迫る思がするから、宗敎家が此の如き地に於て瑞相出現を說くのは尤もな事であらう。さりながら、天台山は支那僧の間には五臺山ほど崇敬渴仰を捧げられてはゐなかつた、佛祖統紀に、佛敎に關する名勝山迹を掲げた中に、天台山が見えて居ないのを觀ても、之れを察するに足ると思ふ。吾が邦の入唐・入宋僧が天台山巡拜を志したのは、一ッには傳敎大師の留學以來其の名が吾が邦に知られたのと、又

天台山の石橋と謠曲の石橋

一ツには是の山が日支交通の要津たる明州、卽ち今の寧波港に近かつたからであらう。わが僧侶の天台參詣について、有名なことは謂はゆる石橋である。前に掲げた啓蒙記注に據れば、山中の福溪に石橋がある、輻は尺に盈たず、長さ數十丈、下は深淵に臨み、身を忘るゝにあらずんば渡り兼ぬるといふことである。わが天台僧寂昭(大江定基)が、宋の眞宗の代に入宋して修業したことを吾が後世の音曲に仕組んで、題を石橋(シヤクケウ)と名づけたものがある。その一節に「是れは大江の定基出家し、寂昭法師にて候、われ入唐渡天の望み候て、只今思ひ立ち、是れは早や石橋にて候、向ひは文殊の淨土淸凉山にて候程に、此のあたりに休らひ橋を渡らばやと思ひ候」とあるが、文殊の淨土淸凉山は五台山のことで、石橋を以て有名な天台山ではなく、石橋の困難を說くならば天台山であるべき筈である。宋高僧傳中の元慧傳に、往天台山度石橋とあるのを見ても、石橋は天台山の名稱であると思はれる。

五臺山に對する崇敬は、唐初から著るしくなつて、支那僧のこれに參詣する者少くなかつたが、宋代に入つても尙同樣である。宋の太宗の太平興國五年に、使を五臺山に遣はし金銅文殊菩薩像を造つて眞容院に奉安せしめ、又五臺の十寺を重修せしめたことがある、十寺とは眞容・華嚴・壽寧・興國・竹林・金閣・法華・秘密・靈寧・大賢であると

いふ。同七年には銅鐘を鑄て五臺山に奉納させたことがあり、降つて哲宗の元祐二年には、張商英といへるものが五臺に遊んで、文殊大士が金色光中に現はれたのを見たといふ物語りもある。文殊が東北方金色世界に處り、一萬菩薩と與に常に法を說くといふことが華嚴經に見えて居るので、文殊の淨土たる五臺山は卽ち金色世界で、文殊が金色中に現はれると想はれたのであらう。五臺山は北宋の頃に於て、略ぼ宋と契丹の境上に立つことゝなつて居たから、宋の朝廷でも其の寺々に手を加へ、宋の僧侶も參詣するに差支えなかつたのであらうが、宋が女眞人に壓迫されて江南に移り、謂はゆる南宋の代となつてからは、宋人と五臺の關係は疎遠にならざるを得ない。是の時に方つて宋人の疆域內に於て、五臺山に劣らざる靈地は何處であつたらうかと考へるに、其れは普賢菩薩の淨土として知られた峨眉山であると思はれる。

峨眉山

峨眉山と吾が入唐入宋僧の關係につきて、二三の臆見を述ぶるに先だちて、是の山の來歷を考へなければならない。この山は四川省の西南部にある峨眉縣の南に位し、揚子江の上流に合する大渡河の北に近き所に在る大山である。華陽國志に、この山に仙藥あり、漢の武帝求めて得ずといひ、列仙傳に陸通といへるもの好んで是

の山にて性を養へりとあるのは、大山の常とはいひながら、矢張り道教に緣ある言ひ傳へではないか。むかし蒲翁この山に入つて普賢大士の眞相を見、これより迹を顯はすに至つたと、峨眉山志に記るされてゐるが、是れはいつの頃のことか未詳である。しかし是の山が普賢の淨土にして、銀色世界の地であるといふ信仰が、唐代に行はれて居たことは明らかである。

宋高僧傳の澄觀傳に、澄觀が唐の代宗大曆十一年に五臺山に遊び、更に峨嵋に往いて普賢を拜み、又五臺に歸つて華嚴經の疏を撰つたと見えてゐる。善靜傳に善靜が唐末から五代に亙る間の頃、峨嵋に遊んで普賢銀色世界を禮したとあり、行明傳に行明が唐末の頃、五臺・峨嵋に遊んで金色銀色二世界菩薩に禮したとある。僧緘傳に、僧緘が五代の世に峨眉に禮したとあるのは、疑もなく普賢を拜せんと欲したのである。文殊と普賢とは華嚴經に關係のある二菩薩で、前者は金色世界を領し、後者は銀色世界を領することと經文に示さるゝ通りで、是の二者に毗盧遮那佛を加へて華嚴三聖と稱へられる。たゞ文殊が五臺山に住する信仰は、唐の初世から著るしく行はれたやうに思はれるが、普賢が峨眉に住するといふ考は、其れより後れて現はれ來つたやうで、唐の中世以後でないかと考へられる。峨眉山の位置が如何にも西

五臺・峨眉の二山相並びて崇敬せらる

方に偏して居るから、五臺のやうに頻々巡拜さるゝことは無かつたのであらう。

五臺・峨眉の二山が相並んで均しく崇敬さるゝに至つたのは、實に唐末以來のことかと思はれる。宋の太祖乾德三年勅して峨眉山の佛像を立派に手入れさせた、是れは普賢が姿を現はしたといふ報告を得たからである。又宋の太宗太平興國五年、五臺山に文殊の金銅像を奉安させたと同時に、峨眉山へも普賢の金銅像を奉安せしめ、且つ峨眉の五寺を重修せしめた。同七年には銅鐘を鑄て、五臺山と峨眉山とに奉納させ、雍熙四年には勅して寶冠・瓔珞・袈裟を峨眉の普賢寺へ賜はらせ、端拱二年には黃金三百兩を賜ふて、峨眉の普賢像を手入れさせ、寺宇を再修せしめ、眞宗の大中祥符四年には、黃金三千兩を賜ふて峨眉の普賢寺を再修させた事などを思ふと、宋代に至つて峨眉山と其の普賢菩薩とに對する崇敬が、顯著となつたやうである。是れも唐末から五代を經て追々著るしくなり來つたものであらう。

峨眉山と我が入唐入宋僧との關係

大體右樣な見當を付けて置いて、扨て是の峨眉と吾が入唐入宋僧の關係(若し有りとすれば)を一考してみやう。わが僧侶と五臺・天台二山の關係は、人も能く知る通りであるが、峨眉との關係が有つたか無かつたかは、能く研究されてゐないかと思ふ。わが僧侶で唐都長安まで赴き、其の紀行を著はしたものはあるが、其れから秦嶺

瓦屋能光

の險、棧道の難を凌ぎ、一の別天地を成せる蜀、卽ち今の四川省の地方へ蹈み込んだものに付ては、精細な紀事が殘つてゐないかと思はれる。蜀へ入り込んだ吾が僧侶の中で、最も能く知られて居るのは、鷲尾順敬氏の話に據れば、本朝高僧傳その他の書に見ゆる瓦屋能光であるとの事、高僧傳卷十九に據れば、この人は入唐して洞山良价に就て禪を修め、唐末天復年間に蜀に遊化し、永泰軍節度使の祿虔に信仰され、其の居宅であつた所の碧雞坊に居たが、五代の後梁の長興年間、その地に於て歿した、尚ほ彼れの姓氏は不明で、字を瓦屋といふたとのことである。有名な是の禪僧の入蜀に付て、二三の臆見を下して見やうと思ふ。

永泰軍の位置

天復年間といへば、唐の帝室が亡ぶる六七年前のことで、其の頃蜀の地には王建といへる者が殆ど獨立の姿を成して、蜀の地方を橫領して居た、其の國を後に前蜀と稱する。能光が入蜀したのは、實に右樣の形勢が現はれて居た時で、彼れは永泰軍節度使に信仰され、其の居宅碧雞坊を禪院として、是所に住んだといふことであるが、永泰軍の位置が判れば、從つて碧雞坊の位置も判る譯である。不幸にして永泰軍の所在地が不明である。唐書の方鎭表には、永泰軍節度使は載せられて居ない。五代史の前蜀世家や、舊五代史の王建傳にも其名が見えない。唐書の地理志の劍南道(卽

能光が入蜀の動機

ち蜀の地方)の條に、梓州の下に永泰縣といふのがある、是れは今日の鹽亭縣の東北に在つた所て、今の四川省の首府成都からも東北に位してゐるが、是れは永泰縣で永泰軍ではない。尤も右に云ふた王建が蜀を横領してから、勝手に何々軍節度使と名づけたものを設けた形迹があるから、永泰軍も或は王建が勝手に設けたものかとも思はれるが、其の位置は未詳である。さすれば碧雞坊の位置は不明とする外はない。然してこゝに能光について、碧雞坊の位置よりも肝要だと想はるゝ問題がある。

問題は彼れが如何なる動機に由つて入蜀したかといふ事である。自分の臆測によれば、彼れは峨眉山に往て普賢を拜まうと欲したのであらう。是の臆測を下すに付ては、瓦屋といふ稱呼(瓦屋は能光の字であるといふが、恐らくは彼れの號であつたであらう)に付ても、一考を煩はす必要がある。峨眉の西に瓦屋といふ山があり、又其の西に和尚山あり、是の三山を三乘山といひ、常に五色の光が現はれるといふことが、大淸一統志の四川省雅州府の條に引用さるゝ方輿勝覽に見えてゐる。峨眉の峯頂から瓦屋山が能く見えることは、宋の范成大の紀行にも記るされてある。右の方輿勝覽に據ると、是の瓦屋山にも辟支佛と普賢とが現はれるさうである、又佛祖

統紀に、宋の太平興國七年王袞といへるものが、峨眉の白水寺を修造してゐた時に、瓦屋山が金色に變じ、其の中に丈六金身の普賢の現はるゝを見たといふ話が載つてゐる。なほ瓦屋山頂の寺を光相寺といひ、峨眉山頂の寺も同じく光相寺である（峨眉の光相寺は後漢の昔に善光殿といはれ、唐宋の代になつて光相寺と改められたといふ說が、峨眉山志に載せられてゐる）但し瓦屋の光相寺は、後世に造られたかと思はれ、（四川通志に引用さるゝ滎經縣志に、瓦屋の光相寺は南宋の代に建てられたと記るしてある）或は峨眉のものを摸倣したかと疑はれるが、兎に角同じ名の寺を山頂に有つて居るのである。是に於て峨眉の西に位する瓦屋山も、亦普賢に緣ありと謂はねばならぬ。そこで自分は次のやうな臆測を下したい。能光は峨眉山に遊ぶ目的で入蜀し、普賢禮拜の後同じく普賢に緣のある瓦屋山をも訪ひ、かの理由によつて瓦屋をおのれの號とするに至つたのであらう。

わが入唐僧と峨眉の關係につきて尙ほ言ふべきことは、わが入唐渡天僧金剛三昧の逸事である。この僧につきて鷲尾順敬氏は、曾て佛敎史林に於て意見を述べられたと聞いて居るが、近頃京都の新村敎授が藝文第六年第九號に於て、金剛三昧のことに言及せられ、彼れが中天竺に入つて唐に歸來した事と、唐の憲宗元和十三年

金剛三昧渡天の順路

に蜀僧智昇と共に峨眉山に登つた事とをば、酉陽雜俎に據つて摘出されて居る。さすれば吾が金剛三昧も、普賢禮拜の爲に是の山に登つたに相違なく、後に能光も同樣の目的で入蜀したと推斷して差支ないかと思ふ。わが入蜀僧と峨眉とは相離るべからざるものではなからうか。

序に述べたい事は、金剛三昧は渡天したとしても、如何なる道に由つたかゞ不明である、唐の末世の事なれば天山方面の道や、吐蕃卽ちチベットを通過する路に由るとは困難であつたらうから、恐らくは南方の海路を取つた者であるかも知れない、是の事は新村敎授も一言して居られる。たゞ金剛三昧が峨眉に遊んだことから考へて、若しやと思はるゝ渡天の道は、蜀から今の雲南・緬甸を過ぎて中印度に入るものである。佛祖統記に後梁の末帝貞明四年(唐滅亡後十一年)に、西天の三藏鉢怛羅が中印度の摩伽陀國から東へ、益州卽ち雲南地方を經て、蜀へ來たことを記るして居る。是の道を取る者は餘程稀であつたと見え、統紀の著者も、是の道を取れる者はこの外に聞く所なしと言ふてゐる。吾が金剛三昧が若し是の難道を經て渡天したとしたら、其の旅行は至大の辛苦を嘗めたものであつたらう。

王朝時代に於ける土佐の官道

沼田頼輔

土佐の國たる、南は海を控へ、北は所謂る四國脊梁の山脈を以て限られたるが故に、土佐より上國に到らんには、南、海路に由るにあらざれば、北必ずこの山脈を横斷せざるべからず而してこれを横斷せんには、吉野川の流域に沿ふて阿波の國境を超ゆるものと、吉野川流を涉りて、伊豫の國境を超ゆるものとの二條ありとす。

阿波國に通ずる官道を開く

上代に於ける土佐の交通は、文典の徵すべきものなきが故に、これを知ること能はざるも、始は主として伊豫の國境を超えて往來せしが如し。奈良朝の頃に至り、その行程の迂遠にして、且つ道路の險難なりしより、更に阿波に通ずる官道を開きしことは、續日本紀養老二年四月庚子の條に見えたり、左の如し。

○上略 土佐國言、公私使直指土左、而其通經伊豫國、行程迂遠山谷險難也、但阿波國境相接、往還甚易、請就此國以爲通路、許之。

卽ち右の文に徵する時は、上代上國より土佐に通ぜしものは、必ず伊豫を經由せしが如きも、その道路の迂遠にして、且つ險難なるより、官に建言して、その許可を得、これより新に阿波より土佐に到るの官道を開きたるものの如し。

然れども、この道に由りて阿波より土佐の國府に至らんには、その間には昇降十里なる野根山の難所を經由せざるべからず、その海岸は、到る所岩石壁立して道路の開鑿に適せず、加ふるに、野根・奈半里・安田安藝・赤野・夜須・物部等、大小幾多の川流ありて、これを橫斷するが故に、一朝の驟雨は頃刻にして濁流の氾濫を誘致し、往來を杜絕せしむるが故に、後世と雖も、南方より上國に往返するものは、大牢海路に據りしものにして、その陸路を取るが如きことは、甚だ稀なりとす。況や、上代に當り、橋梁の建設全からず、道路の開鑿未だ整はざる時に當りて、この道を取るが如き、極めて不安なりしかば、後世、江戸參勤の時に於いて、海路を取らざる場合には、必ず北方の道路を取れるを見ても、如何に北方の道路の南方に比して安全なりしかを證するに餘りありといふべし、右の上文中、往還甚易と稱するが如き、適々以つて當時の地方官が、南方の官道を施設するに急にして、中央政府の官吏を欺妄せしものに過ざりしことは、固より辯を俟たずとす。

驛家の改廢

されば、南方官道の開鑿せらるゝに當り、如上の障害は、到底これを避くる能はず、こゝに於いてか、官道開鑿の後八十年を經て、驛家の改廢せられしこと、日本後紀延暦十六年正月甲寅の條に見えたり、左の如し。

廢二阿波國驛家□伊豫國十一土佐國十二一、新置二土佐國吾椅（アハシ）舟川（タヂカハ）二驛一。

即ち、この上文に見えたる吾椅舟川は、何れも今の長岡郡の北部、伊豫方面に出づる官路に置かれたるものなれば、これと同時に、南方官道の廢止せられて、北方官道の更に開かれたることを證すべし。而して、この時廢せられたる十二の驛家は、今その名を詳にせざるも、その南方官道に屬せるものたることは、固より論を俟たずといふべし、

吾椅舟川

爰に研究を要すべきは、吾椅舟川の今日に於けるいづれの地點に相當するかといふこと是なり。延喜兵部式諸國驛傳馬驛條に、頭驛五椅丹治川とあるは、この新置せられたる驛家を指せるものにして、蓋し彼に五椅とあるは、此所に吾椅とあるの誤にして、此に舟川とあるは、彼に丹治川とあるの誤なるべし。

丹治川

丹治川は、今は立川と書し、訓んでタヂカワと云へば、延喜式の丹治川なるべきことは、今もこの地の伊豫國道に於ける地點に存在するを見て、これを知るべし、尚、土

吾椅の位置

佐幽考、丹治川の條に、

在長岡郡、今作立川、是續日本紀所謂古道而、通伊豫國宇摩郡馬立村徑路也、兩國境經嶋路謂之丹治川越、有腹包丁篠嶺等險難、延喜兵部式頭驛條云、五椅丹治川各五疋。

とあるを見ても、今の立川の、古の丹治川なることは愈以つて疑なきを知るべし。

次に云ふべきは、吾椅の位置とす、こは單にその位置の詳ならざるのみならず、その地名の訓方さへ、甚だ漠然たるものなり。

土佐幽考の著者、安養寺禾麻呂氏（享保の頃の人）は、これに就きて、左の説を掲げたり。

五椅（中略）蓋香美郡（長岡郡の誤）甫喜山村是也、五音與甫通、椅音已與喜同音、中世轉而甫喜山村歟、丹治川者、國堺之頭驛、而此地則至自國府之頭驛也。

即ちこの説に據れば、吾椅と甫喜とはその字音殆ど似通へる所あるが故に吾椅は甫喜山の地なるべしといふにあれども、甫喜山を經て丹治川に出づるは、甚だ迂廻して而もその道の險阻なるのみならず、正保の土佐全圖を見るも、甫喜山を通過するは阿波に出づるものゝ經由する道路にして、これを經て伊豫に出づるには、その道筋すら記載なきを見れば、甫喜山より丹治川を經て伊豫に出づるといふことは、

到底これを信ずること能はず、但、頭驛の意義だけは解き得て當れりといふべし。

又三沼屋雜記には、延喜式の五椅は、吾椅の誤にして、吾椅は吾椅なるべきかとの一說を掲げたれども、假に一歩を讓りて吾椅を安藝（○安藝郡安藝町）に擬するも、安藝は當時國府の所在地（○今の長岡郡國府村比江）より東南に當りて、伊豫官道より正反對の方向に當れば、その誤れること固より又論を俟たず。然らば吾椅は如何にこれを訓み、又如何なる地點にこれを擬すべきかといふに、宮地仲枝氏はこれに就いて左の說を下せり。

今長岡郡本山なる寺家村のあたりぞ古の吾椅驛にてありぬべき也。いかにとならば、寺家村は長德寺のあと也、其長德寺に藏せる承元二年嘉禎二年の文書に、吾橋一色と見え、又德治三年に吾橋山內長德寺、また建長元年に吾橋長德寺、また正中二年に吾橋山河副內長德寺、また建武元年に土佐國守護御領吾橋山河副山長德寺、また同二年に吾橋山河副山內西汗見畠地、近年者號北泉山云云などあるを見るべし、椅は字書に橋梁の義は見えざれども、椅をハシと訓たる例おほし、古事記に小椅君、萬葉集に倉椅山、續日本紀に匂金椅宮、また神名式に下總國高椅神社、阿波國天椅立神社より、和名抄武藏國鄉名に良椅（與之波之）など見えて、古よりハシと訓

みたること明也。然は長德寺の古文書に吾橋とあるは、すなはち吾椅にて、橋を用ゐたるは中世より椅を改て世に用いなれたる橋字にはなせしなるべし、扨、吾椅吾橋ともにアハシと訓たるにてあらんか。

この說によれば、椅の字は上古我國にて普通これを椅と訓みたるものなれば、吾椅は卽ちアハシと訓むべきものにして、後世に至りこれを慣用の吾橋と改めしものとす。而して長德寺舊藏の文書に據れば、この吾橋の名は、長德寺の山號に用ゐられ又その所在地として用ゐられたるなり。則ち吾椅驛はその長德寺の存在せし長岡郡本山なる寺家村のあたりなるべしといふにありて、その訓方といひ、その所在地といひ、いづれも前說に比して余輩をして大に首肯せしむるものありといふべし。

長德寺の遺跡

されど、長德寺が果して寺家村に存在せしものなりしかといふが如き論斷を下すに至るまでは、尙多少の迂紆曲折を經ざるべからず、吉田博士の大日本地名辭書は、これにつき左の說を揭げたり。

長德寺本山土居にあり、或は長得寺に作る、古文書所藏多し、土州屈指の古刹なり。」

然るに、長德寺が本山土居にあるとは、南路志を始め、西部餘翰・土佐幽考・土佐淵岳志・土州名勝記・土陽誌・土佐名所記、その地苟も土佐採集の古文書記錄中に、曾て見る

所なし、たゞ余の寡聞なる吉田博士が、右の外如何なる徵證に據りてこれを記錄せられしかはこれを知ること能はざるも、もし單に土居の地が、戰國以來本山地方人文の中心地たる形勝を占めたるの故を以つて、これをこゝに推定せしといふに至りては遺憾ながら、聊か說なき能はず。

余は、如上の宮地氏の說に從ひ、この長德寺の遺跡を以つて、今の本山土居町の隣村なる吉野村大字寺家を以つてこれに擬し、從つて吾椅驛の地點を以つて、その附近とせることを主張せんとす、而してこれを主張するに就いては、少くとも次の二條件を論據とす。

一、寺家の名は、寺院存在の意義によりて名づけられたる地名と思はるのみならず、今もこの地には長德寺の遺跡と稱する所あり、土佐州郡誌を見るに、寺家村の條に、

長德寺跡　在二權現南一號二吾行山一山之坊是也、蓋當時社僧也。

とありて、明かに長德寺遺跡の位置を示したり、且つ又その吾行山とあるが如き、疑もなく字音より來れる吾橋山の轉訛せるものなることを知るべし。

一、長德寺文書中、建治二年四月廿三日僧義靈の讓與狀に吾橋・白我社・並十二所社

の名あり、又寛元二年八月二日の守護所下文に若王子の社名あり、尚降りて應安七年十二月十五日八木信濃守の下せる安堵状には、下吾橋庄内惣一職事

立補　清高女

右於三社（自我、十二社、若王子）惣一職は、清高女重代相傳（云々）とありて、この時代には吾橋の名はこの地方の庄名となりしのみならず、白我（○即白髮）十二社・若王子の三社は、今も尚此地方名の社と稱せられ、中にも白髮神社は汗見村澤柿内にあり、本山本川地方民の崇敬する所となり、林木に名高き白髮山の如きも、もとこの社のありしより起りしものなりといふ、次に若一王子社は寺家村にありて、州郡志の記すところに據れば、その采地往時は五百七十石ありしといふ、又十二社は、土居及び谷等に祀られて、いづれもこの附近にあるを見れば、吾橋の名は、今の寺家を中心として、吉野川に添へる寺家・汗見等數村に亙れる名稱なるを知るべし。

果して寺家に長德寺あり、而して長德寺の山號を吾橋と云ひ、又長德寺所管の白髮若王子十二社の三社が、その地若くはその附近に現存するとせば、從つて吾橋の地の、この地方なりしことを推定するも、敢へて推斷にあらざるを知るべし。

國府より丹治川に至る徑路

既に吾橋がこの地方の名稱なることを知らば、從つて延暦新置の驛家たる吾橋も、亦この地方に置かれたりといふことと、亦不可なきに似たり。

而して、今この地點を知らんには、先づ國府より丹治川に（○今の立川）至る徑路を討ねざるべからず、正保圖の示す所によれば、國府村卽ち當時の國衙より伊豫に到らんには、先づ領石（○今の禮田村）より穴内（○今の瓶岩村）を經て、國見峠を超え、今の本山町の内なる芳延村に出で、これより道は二條となり、左するものは、大石本山を經て吉野川を渡り、彼の長德寺所在地なる寺家村（○今の吉野村）に出で、坂本・澤柿内（サワガッチ）（○今の吉野村澤ノ内）を經て、吉野川の支流を渡り、賣生野（ウリフノ）（○今の吉野村瓜生野）を經て二度吉野川を渡り、桑川村（○今の吉野村の内）を經て、謂はゆる四國脊梁山脈の中なる伊豫道峯（イヨヂガミネ）を超え、始めて、伊豫國猿田村（○今の宇摩郡富郷村の内）に通ずるものにして、養老以前卽ち南方官道の開けざる以前に於いては主として此道を經由せしものゝ如し。

次に右するものは、本山町の内なる下津野を經て、吉野川卽ち上關渡を渡り、上關・下關・葛原・川口（以上今の本山町の内）を經て、立川の流に沿ふて北行し、立川下名立川上名卽ち古の丹治川驛を經て、伊豫の馬立村（○宇摩郡新立村の内）に達するものとす、而して、延暦新置の驛家は、卽ちこの道筋に置かれたるものにして、從つて吾橋驛の地點は、これをこの道筋

の内に求めざるべからず、然るに、大日本地名辭書には、

吾椅（アカハシ）　古驛名なり、日本後記延曆十六年の條に見ゆ、卽ち今の本山土居の地なり」

とありて、これを今の本山土居の地と斷定せられたり、もし、芳延よりこの土居を經由して、立川卽ち丹治川驛に赴かんには、甚しく北に迂回するのみならず、吉野川の支流芳延川及び吉野川の本流を渡渉することゝなれば、その不便云ふべからず、然るに、下津野より直ちに吉野川を渡りて、上關に出で丹治川に至らんには、前者に比して便利なるのみならず、行程も亦著しく短縮することを得べし、而して、この上關は同じく吉野川の左岸にありて、寺家村に接壤し、これを距ること遠からざれば、或は往時寺家村の內に屬せしも亦知るべからず、而して寺家村は長德寺のありしより後に起りたる名稱にして、往時これを吾橋と稱せしことは、既に前に陳べたるが如くなれば、延曆新置の吾橋驛は、これをこの地點に定むること、最も地理に適せるものといふべし。假りに一步を讓りて、芳延より芳延川を渡り、本山土居に出で、吉野川を渡りてこれより立川に赴かんとするも、如何にせん、その對岸には白髮（シラガ）山の餘脈盡くる所となり、斷崖壁立して道路の開鑿に適せざれば、勢迂回して、再び上關に出でざるべからず、されば、吾橋驛を以つて、土居に擬するが如きは、頗る地理に矛盾

明治以後北方の交通

土佐日記に見ゆる大港の所在

せるものといふべし。
却說、延曆の新驛設置以後、土佐より上國に通ずるものは、久しくこの新官道を經由せしものにして、その後高岡郡を經て伊豫松山に通ずる道路と、吉野川の流域に沿ふて阿波に通ずる道路等の改修或は開鑿せらるゝに及び、北方に於ける交通は、次第に開け遂に維新以後に至り、是等の兩道はいづれも國道となるに及び、古の官道たる謂ゆる立川越(タヂカハゴヘ)は、次第に荆棘の鎖す所となり、今は伊豫接壤の邑里より稀に往來するものあるに過ぎず、土佐交通の狀態は、ここに於いて、又一變するに至りぬ。
延曆年間南方官道の廢止と共に、南方より上國に通ぜしものは、大率、海路に由りしものにして、その經由せる港泊の如きは、早く土佐日記に載せられて、その海路の模樣は略此れに由りて知ることを得べし、唯、貫之が久しく滯在せる大港の地點に就きては、古來種々の說ありて、大港考・大港圖記・證港考證・土佐日記考證等に載せられたり、その要旨を概括すれば、これを物部川の舊河口に擬するものと、夜須川の舊河口に擬するものとの兩說に過ぎず、されども、こは問題外なれば、その當否は、姑くこれを異日に俟つべし。

古道の研究

——宇治田原路——

文學博士　三浦周行

一

古道研究の價値

交通往來の難易は、人文の發達に至大の影響を及ぼすものなり。吾人未知の境に入るも、道路の便否通塞を察すれば、文野の程度を卜知するに難らず、戰爭の勝敗の如きも、亦其の險夷遠近に依つて決せらるゝこと多し。故に古道の研究は、歴史地理學上、最も價値ある一要項なりと謂はざるべからず。

然るに古來道路の變更屢行はれ、新道の開鑿は一朝にして舊道を荒廢に歸せしめ、人馬絡繹の地を以て榛莽に委し去ることあり。斯る場合に於て、若し河川の流域、土地の現狀等に依りて、輕々しく推斷を下さんか、知らず識らず、錯誤に陷り、正鵠を

宇治より近江に到る二道

失ふもの必ず多かるべし。此くの如き危險は、固とより歷史地理學上、共通の性質を有するものなりとはいへ、此種の研究に於て特に其の甚だしきを見るなり。

余は今茲に山城・近江間の古道の一たりし宇治田原路に關して卑見を陳べ、以て大方に質さんとす、これ余が下にも說くが如く、古道研究の一適例なりと信ずればなり。

二

宇治より近江に赴くには二條の古道あり、一は宇治川を渡り、阿古尼(アコニ)原より木幡石田(イハタ)森を經、逢坂ノ關を越えて近江に入るもの、一は宇治川を渡らずして田原路に出で、禪定寺越に依りて近江に入るものこれなり、されば古來東軍の京都を衝かんとするものも、亦此兩道よりするを例とし、勢多・宇治の兩方面は常に攻守の要衝となれると共に、宇治・田原路も其の交通路として軍事上重要なる地位を占めたりしなり。

宇治・田原路の最も早く史籍に徵すべきは、天日槍の宇治川を遡りて近江に入りし時にあり。其後武內宿禰の軍、宇治川を濟りて忍熊王を攻めし時、王は此路に由り

て近江に敗退せられ、惠美押勝叛を謀りて、宇治より近江に奔りし時は、山背守日下部子麻呂等時を移さずして、此路より先づ近江に入りて勢多橋を燒き、押勝をして高島郡に遁竄せしめたり。此後壽永二年、平資盛は源義仲を伐たんとして、宇治より田原路を經て近江に下向し、同三年、源義經も亦義仲を伐んとして、田原より宇治に出で、承久三年、官軍は勢多と共に田原に兵を出だして、東軍の來襲に備へたり。

三

宇治・勢多兩地の間には、田原及び田ノ上あり、勢多川は田ノ上を過ぎて宇治川となる。故に武内宿禰が勢多川に沈み給ひし忍熊王の遺骸の宇治川に浮びしを見て詠ぜし歌にも、阿布彌、能彌齋多能和多利珥、介豆區苦利、多那伽彌須疑氐、于泥珥等邏倍茂と見えたり。（日本書紀神功皇后紀）田原は郷ノ口・荒木・岩本・禪定寺・熱田・平岡・大道寺・糠塚・南・切林・老中・名村・府作等諸村の總名にして、古俗宇治田原と稱す、（山城名勝志に、今十五村ありといへり、康富記康正元年十一月廿一日の條、隼人司の領地に宇治田原を載せたり。）宇治より東南、約五十町にして郷ノ口に達す、これより田原郷に入る、本郷は綴喜郡に屬するも、山間に僻在して、自ら別乾坤をなせり。田原郷は、今、田原・宇治田原の二村に分たれ、郷ノ口・荒木・南高尾等を田原村に、立川・禪定寺・岩山・湯屋谷・奥

山田等を宇治田原村に編入せり、然れども宇治田原はもと田原の別名にして、田原の外に宇治田原ありしにあらず、今別つて二となせるは、穩妥なりと謂ふべからず。

大日本地名辭書の記事

試みに大日本地名辭書を取つて、田原郷に關する記事を閲するに、其方位を記して、相樂郡の北とあるは可なるも、近江栗太郡の西は甲賀郡の西、宇治郡の東は、久世郡の東、宇治川の南は宇治川及び栗太郡の南なるべし、又今田原宇治田原の二村に分るといひ乍ら、直に田原郷を土俗、宇治田原といふとの山州名跡志の文を引きたるは、讀者を迷はしむる嫌なきにあらず、今の田原村を以て、郷ノ口の改稱なりといへるも、亦是にあらず。

山城・近江國境の變遷

郷ノ口より北して禪定寺峙を越ゆれば、近江小田原に達すべし、稱して禪定寺越若しくは宇治田原越といふ。小田原は神明鏡に、藤原秀郷が別業を置くと見えたる近江田原莊とあるものにして、山城の田原郷と、もと或は一莊なりしやも知るべからず、小田原の西北、宇治川に沿へる曾束は、今近江栗太郡に屬すと雖ども、鎌倉時代には山城に隷して九條道家の家領たりしこと、其の處分狀に見えたり、されば兩國の境界は、古今の間、自ら變遷あるべし。

小田原より北の方龍門・大石を經て勢多川左岸の山谷に出づ、卽ち田ノ上なり、大石

大石關

村（近江輿地志略に、大石庄・淀村・中村・東村・龍門村・小田原村以上五ケ村を云とあり。）より北すれば、關津あり、文德天皇の天安元年に、近江國司の請を容れ、地方の盜賊に備へん爲め、逢坂・龍華（滋賀郡上龍華村の內、畑山にあり、或は曰ふ、栗原村の內大畑と。）の二關と共に置かれし大石關は此地ならん、これ逢坂關と共に、山城の兩道より近江に入る旅客を糺察して不逞の徒の入國を阻止せんとするものなり、宇治田原路より近江に入るの行程は、これを以て略推知すべきなり。

四

然るに茲に一の疑問とすべきは、宇治と田原との交通路卽ちこれなり。郷ノ口より田原川の左岸に沿うて西北出合に至り、更に宇治川の左岸に轉じて西北宇治に達す、此間路程約五十町、卽今の道なり。若し古今の間に變遷なしとせば、宇治田原路は此道の外に求むべからず、これを記錄に徵するに、承久三年六月十三日東軍の將北條泰時、宇治に向て近江野路を發し、其日栗子山に陣せし時、足利義氏・三浦泰村等潛に出でゝ、官軍と宇治橋に戰ひ利あらず、退て平等院に保ち、深更急を本陣に告げしかば、泰時直に雨を衝いて赴き援ひしこと吾妻鏡に見ゆ、其文左の如し、

十三日丙寅、雨降。相州（〇北條時房）以下自野路相分于方々之道、（〇中略）酉刻、毛利入道、（〇季光）駿

河前司（○三浦義村）向淀手上等、武州（○北條泰時）陣于栗子山、（○三浦・毛利の兩將は酉刻栗子山より泰時の軍に分れて猶ほ淀手上に進みしをいふ）武藏前司義氏・駿河次郎泰村不相觸武州、向宇治橋邊始合戰、官軍發矢石如雨脚、東士多以中之、籠平等院、及夜半前武州以室伏六郎保信等進于武州陣云、相待曉天可遂合戰由存處、壯士等進先登之餘、已始矢合、被殺戮者太多者、武州乍驚陵甚雨向宇治訖、

承久軍物語には、是時泰時、岩橋に次し、明日、宇治に向ふとするも、岩橋の所在詳らかならず、或は地名の類似せるより田原郷の岩本ならんとの說もあれど、其の記事吾妻鏡と合はざるを以て信を置き難し。

今宇治町の西南七町許なる一ノ坂を越えしところに神明社あり、古俗宇治神明と稱す、境內に內宮・外宮・神樂殿・辨天祠等あり、寶曆十一年の石燈籠に栗駒山大神宮と刻せるを安置す、社記逸し傳らず、緣起には延喜四年の勸請とするも、固とより信を取り難し、然れども其地奈良街道に臨むを以て、古來公卿等春日社參の途次、これに詣づるを例とし、近世に至る迄、境內方九町あり、（或は十町と書す）元祠官藪內藤五郎氏（七十七歲の老翁）の語るところに據れば、もと千貫文の社領を有し、社殿の改造每に、伊勢田村より其の屋根を葺くの例なりしといふ、伊勢田村はこれより西北にして相去ること約十

四五町、延喜神名式に伊勢田神社三社の鎭座を注せるところなれば、此神明も亦由緒ある古社なるに似たり、故に古來此社地を以て泰時の陣せし栗子山なりとなす。建仁寺龍澤の宇治川を詠ぜる詩に、洛水以南三里程、松間古廟號神明、山々雪盡河流急、留得東軍萬馬聲といへる神明は、即ち此社なり、前記の地名辭書、大森金五郎氏承久役の地理等皆これに從へり。

宇治橋は往昔、今の橋よりも二町許上の處に架せられたりといふ、然れども此の神明山にありては、僅に十餘町を距れる橋畔の矢叫の聲は正に手に取る如くなるべければ、東軍の本營が、これを知らずして深更に及びし謂れなかるべし、加ふるに今の通路より、此に至らんとすれば、一旦宇治に出でゝ後、敵前を避けて後方の陣地に就くの說明に苦まざるを得ず。

都名所圖會五は宇治と宇治田原との交通につきて記するところ左の如し、

宇治田原は平等院より凡五十町南にして、左は宇治川、右は山嶽巍々たり、岨路嶮にして、これを栗子山越といふ近年岨をひらき、岸には石を積て道を廣くし、嶮岨を穿て平にす、故に往來の人繁し、櫃川のわたしまでは、舟登りて薪を運送す、是より南は牛馬の往來自由なり。

この記事に據れば、宇治と田原との交通路は今と異るところなきを以て、栗子山も

亦、今の宇治と郷ノ口との通路に求めざるべからず、依つて余は里人に質しゝに、彼等の中、去る明治の初年地租改正を行ふに際して、高野(カウノ)の南方田原川の對岸に、栗子山の木標を立てられしことを記憶して語れるものあり、此の地は宇治を距る約四十町、東南に紆曲せるところにあれば、吾妻鏡の記事と甚しく矛盾することなし。唯地誌諸書を按ずるに此の間栗子山なる獨立の山あるを見ず、且つ山城名勝志十八には栗隈郷の條下に、山、土人云、本ト奈良路自宇治一ノ坂南有坂路、曰栗子山越といひ、又峠、今從宇治至田原坂路曰栗子山越、有峠、土人呼國見峠此所乎といへり。此土人の說に從へば、栗子山越は一ノ坂より奈良及び田原に達する道路を指すものとせざるべからず、神明社は此の方面に當れるに相違なきも、所謂栗子山越は獨り其の社地に限らざること言ふまでもなからん。

然らば宇治田原間の古道は、果して此三者の何れに決すべきか、余は次下に於て少しく考覈するところあるべし。

五

史を按ずるに、垂仁紀三年の條に、天ノ日槍が、菟道河より泝りて、北近江國吾名(アナ)邑に

鵜飼瀬

入りしことを載せ、繼體紀二十四年の條にも、近江毛野の遺骸を枚方より尋（マヽ）レ河ニテ近江に歸葬せしことを載せたり、河とは淀河及び宇治川ならざるべからず、これに據れば、宇治川は往昔溯航するを得たりしが如し、然れども水源地に於ける山林の濫伐、巖石の破壞、湖水の引用、其他防河工事等に依りて漸次に水量を減じ河勢を殺がれし今日にありてすら、溯航は決して容易の業にあらず、況んや是等人工の加へられざりし往昔に於てをや、此川の左岸は、現今一條の樵路の絶壁に沿うて通ずるを見るも、右岸に至つては、此種の細徑すら全く中斷せらるゝの現況にあるなり、されば往昔にありては溯航は勿論、沿岸の旅行すら猶ほ不可能なりしなるべく日本書紀の文は舟檝の通ぜざるところ山路を迂回せしをも、これを略敍して川を泝ると書せしと見るの外なし。

吾妻鏡は承久三年六月、官軍の兵を三穗崎・勢多・食渡（供御瀬の誤）・鵜飼瀬（ウカヒノ）・宇治・眞木島・芋洗の各地に分遣せしことを載す、これ湖口より勢多・宇治二川の沿岸を經て、芋洗に至る間の防禦陣地を順次に列擧せるものなり。其中鵜飼瀬につきては、大森氏の承久役の地理に、承久記に據つて眞木島附近の渡の名なるべしとあるも、承久記は吾妻鏡の眞木島と鵜飼瀬とを混じたれば、憑據し難し、都名所圖會（五）宇治川兩岸一覽（下）等

には浮舟島より半町ばかり南を鵜飼瀬とせり、浮舟島は又浮島ともいふ。弘安七年僧叡尊(興正菩薩)官に請うて宇治川の網代を停め、九年、十三重の石塔を此島に建てゝ、其官符を石に刻せり、故に又塔ノ島ともいへるなり(○此塔は江戸時代に洪水に遭うて埋没せしが、近年土中より發見して其舊址に建てらる。)平等院の邊より宇治川を溯ること十町餘にして甘樫濱に達す、渡船場あり、志津川の岸に渡す、これを志津川の渡といふ。宇治川兩岸一覽にいふ、此所は田原郷より柴薪を運び出す場所にして、是より船に積みて伏見に送るなり、又田原郷より川上の奥山は、牛馬往來の道なき故に、薪を伐て、竹の輪にて束ね、川に流し、此甘樫にて船に乘りて、流るゝ薪を採り、土竹の輪を抜きて、繩にて束ねかへ、船に積みて運送すと、これ前記都名所圖會に櫃川の渡迄は舟登りて薪を運送すとあるものなり。思ふに鵜飼瀬は、此の渡船場の下流にある一の渡瀬と想定して略誤なかるべきか、往昔有名なる山吹瀬富家渡等も宇治川の上流にして、亦此邊にありしならん、慈圓の歌に、うかひ舟哀とぞ見る武士の、やそ宇治川の夕やみの空とあるが如く、此川には往時鵜飼船ありたれば、鵜飼瀬の名もこれより出でしと知られたり。

されば、若し宇治・郷ノ口間の今の道路を以て、宇治・田原間の古道なりしとせんか、田原・宇治二川の沿岸に疎通し、其の間栗子山越の稱あり、且つ鵜飼瀬を經て宇治に達

することをも得べければ、地理に於て是も適應せるを覺ゆるなり。

六

然るに宇治・郷ノ口間の道路は、今に於てこそ高低少く車馬の往來も自由なれ、往時にありては、斷崖絶壁、容易に跋渉すべからざる難路にてありしなり。都名所圖會に、近年岨を開き、岸には石を積て道を廣くし、嶮難を穿て平にすといへるは、同書の成れる安永九年頃（序文に據る）よりいへるものなり。しかも道路猶ほ險惡にして、大駕籠の往來困難なりしこと、文政年間の紀行に見えたり。近年に至りても、人車屢〻轉覆して負傷者を出しゝこと一再ならざりしかば、幾回か修補を加へて、漸く今の如くなるを得たりといふ。されど雨後の跋渉は、今日に於ても猶困難とするところなり。然らば此道路の開通を見ざりし以前に於て、旅客は何れの途を取りたりしやといふに、宇治一ノ坂の邊より郷ノ口に出づる山道に依りたりしなり。

一ノ坂・郷ノ口間の山道

此山道につきて、天和二年の序ある雍州府志（一、山川門、綴喜郡）は、田原山の下に、自宇治赴田原、其間行程三里、俗稱宇治田原、其山屹立形狀如屏風、多赭石而無草木、實可謂峭壁攢峯者也、左右溪深而下臨無地、其間失一歩則落千丈溪、故行之者須臾不能見他、踏地

而過、登其頂則下視西南、是謂國見峠と記し、寶永二年の序ある山城名勝志十九、綴喜郡部には、田原郷の下に、自宇治一ノ坂田原郷ノ口へ二里八町坂路也、○中略宇治ヨリ田原ヘ越ル道危險也、是栗子山越ト云、一里半許行テ峠アリ、國見峠ト云、東ハ鷲峯山ヲ限リ、南ハ伊駒山、金剛山、西ハ兵庫ノ出崎淡路島、近クハ八幡・山崎・大原野・小鹽山・淀・伏見・天神ノ森、木津川ナド眼下ニアリと記せり。

されば此の古道の時代に於て、宇治一ノ坂は奈良路・田原路二道の岐るゝところにてありしなり、當時の大和街道は、今のそれよりも東方の山麓に通じ、一ノ坂より久世ノ鷺坂を經て、贄野池の邊より井出村に出でしと見ゆ。而して田原路も亦一ノ坂より阪路に就き、三軒谷より東南一里半にして國見峠に達し、轡池の邊より南下して、郷ノ口に出でたりしなり、此道は概ネ重嶺の間に通じ、且つ行程も今の道より遠きを以て、樵牧の外、全く行人を絕つに至りしかど、往時の石標猶ほ散在して、過ぎし世の面影を偲ばしむ、其間三軒谷・八軒谷等の字地を存するは、古道時代の舊家より得し地名なりと知られたり。

七

然らば此の二道は何れの時を以て興廢せしや、これ最も重要なる問題なりと雖ども、余は未だこれにつきて充分の材料を有せざるを遺憾とす、唯、雍州府志・山城名勝志等先出の地誌が、專ら山道を載せたること、既記の如く、近江輿地志略（享保十五年序）に、宇治田原越を叙して勢田より國境へ三里半あり、國界より宇治へ三里半なり、小田原村より宇治田原鄉の口まで一里半ありといへるも、亦此山道より打算せりと思はる。山州名跡志（元祿十五年序）山城國大繪圖（安永七年）等には、鄉ノ口より高野を經て宇治に至るの道を載せたるも、都名所圖會（安永九年序）拾遺都名所圖會（天明七年序）等に至りては、專ら沿岸線を擧げて山道其他の別路に及ぶを見ず、思ふに山道の本道たりし時代にありては、行人征馬皆これを過ぎざるはなく、縱ひ沿岸線其他の別路が、同時に疏通し居たりとするも、そは何れも樵夫牧豎の外跋涉するものなき間道たるに過ぎざりしならん。

人或は曰はん、江戸時代に於て縱し此の如くなりしとするも、鎌倉時代等亦然りしとは斷じ難からんと、一應尤なり、されど普通の推定に從へば、若し沿岸線にして往時に存せりとせんか、山道に比して行程近き丈にても、後者よりは速に發達すべき運命を有すると共に、一旦發達せるものが更に迂遠なる山道の爲に、旅客を吸收せられて荒廢に歸すべき謂れなかるべし、而して假りに沿岸線が間道として鎌倉

時代に存せりとせんも、斷崖の細徑は堂々たる大軍を行るに適せざるべきこと、想像に堪へたり、故に余は鎌倉時代に於ても亦、此山道が、宇治田原間の交通路なりしことを信ぜんとす。

八

次ぎに決すべきは栗子山の所在なり。

栗子山は栗籠山又久里古山とも書す、即、栗隈山なり。日本書紀仁德天皇二年、栗隈ノ縣に大溝を堀りしことと見ゆ、これ和名抄に栗隈鄉とあるものなり、栗隈野・栗隈屯倉と共に、平安朝時代の遊獵地として名あり、「クリクマ」後に「クリコマ」と訓し、山名は更に轉訛して「クリコヤマ」となれるなり。大和物語に、兵部卿ノ宮の宇治に獵し給ふと聞きて、昇ノ大納言の女の、みかりするくりこま山の鹿よりも、ひとりぬる夜ぞわびしかりけるとの和歌を上りしことを載せたり。されば莵藝泥赴四に此文を引きて、栗隈山を宇治の邊なりといへり。永久元年、興福寺衆徒の上洛を試みし時、朝廷、兵士を遣して要擊せしめられたりしが、中右記永久元年四月三十日の條には、兵を宇治の一ノ坂邊に遣すとあるを、百練抄に栗前山(クリクマヤマ)に戰ふと書せり、然るに一ノ坂以東は丘陵蜿蜒

として起伏するも、獨立の山容を備へたるものなく、其の高峻にして展望に富むこと國見峠の如きはあらず、故に山城名勝志には、長門本平家物語に栗子山の峠とあるを以て、これに擬せんとせり、試みに國見峠を以て承久役の栗子山なりとせんか、其の距離行程に於ては吾妻鏡の記事と一致せざるにあらざるも、駐屯地としては適當と認め難し、依つて思ふに所謂栗子山の稱も、栗隈野の栗隈郷の野なると同一義に於て、同郷の東部一帶の高地に附せられし總稱たるべく、其の奈良路に當れる部分の栗子山越と呼ばれしと同時に、田原路なるをも亦、栗子山越といへるなるべし、彼興福寺衆徒の要擊せられし栗子山が、前者に屬するを知ると共に、泰時の駐屯せし同名の山の後者に屬するは明らかなるも、今に於て其所在を的知し易からず、唯吾妻鏡の文を按じて、當時の宇治橋よりは少くとも一里內外の間隔を有したるべしとの推定を以て滿足するの外なし。

九

田原川沿岸の栗子山は古道の考定と共に、自ら問題外となれり、唯此考定に伴うて生ぜる一疑問は、宇治川沿岸を通過せざる古道に向つて鵜飼瀨に兵員を配置せ

勢多方面の攻擊地點

るは、敵なきに備を設くるの嫌あることとこれなり、これ實に此古道研究に於て取殘されたる最後の一問題ならざるべからず。

余は今敢てこれが解決を試みんとするに先きだつて、讀者と共に、姑く勢多方面の攻擊地點を考察する必要を感ずるものなり。古來東路より京都に侵入せんとするものは、敵の爲めに勢多橋を燒毀せらるゝを例とせり、（當時の勢多橋は今よりも南に架せられたり、）是を以て彼等は此の橋以外に、適當なる渡涉地點を發見せざる能はず、勢多川の下流一里にして、下田ノ上に黑津あり、大戸川（田ノ上川ともいふ）此に於て勢多川と會流し、上流より土砂を流すを以て、自ら洲を生じ、中流は水深最も淺し、中古これを利用して網代を設け、水魚を捕へて供進せり、對岸に供御ノ瀨の名あるはこれが爲めなり。されば古來勢多の守固き時は、亦黑津より徒涉して供御ノ瀨に上陸し、直に敵の背後を衝くを例とせり、承久の役にも、東軍は安達景盛・武田信光を田ノ上に遣し、官軍は又供御ノ瀨に將士を分遣して其の渡涉に備へたり、是より下流に至れば、鹿飛の奇勝あり、兩岸相蹙りて河幅六間四尺、鹿も飛んで越ゆべしとて此名あり、勢多川の河口より此に至る迄は、攻守の要害なるを以て、江戸時代には將軍秀忠の時より每年目附をして此の沿岸を視察せしめたり、岡部精一氏が嘗て「歷史地理」に於て、三百年間の秘密と題して讀者を

警醒せられし黒津の徒渉點も、亦恐らく此檢見中の一要項たるべし。しかも此の徒渉地點は古來自然の力に依つて生じ、多少人力を加へられしとするも親しく其の地に臨むものをして容易にこれと看取せしむべく、又多少歷史を知れるものには、居ながら其の概測を誤らざらしめしものたり、殊に況んや幕府も堂々と其目附をして此衆目に晒されたる秘密地點を視察せしめつゝありしに於てをや。されば同じ、秘密といふ中にも、此三百年間の秘密の如きは、所謂公然の秘密の部類に屬する秘密なり。幕府が此の檢見を始めし當初に於ては、或は京都に對する警戒脅威の目的にも出でたりしならんが、後には唯古來の仕來として無意識的に繰返されたる迄にして、所謂告朔の餼羊に過ぎざりしことゝ思はる、これ一見甚だ奇なるが如しと雖ども、幕府當年の施設に於て、此くの如きは極めて有勝の事に屬せり。

されば試みに勢多橋方面に於ける攻守の要害區域を劃せんか、勢多川の河口に始まり、鹿飛に至りて止まん。鵜飼瀨の宇治川方面に於けるは、猶ほ供御ノ瀨若しくは鹿飛の勢多川方面に於けるが如きなり。此二要地は並びに勢多川の下流にありと雖ども、迂回して東路に出で、若しくはこれを拒がんとして爭はれしのみ、決して田原に出で、若しくはこれを拒がんとして爭はれしにあらず、鵜飼瀨も亦宇治川の上

流にありと雖ども、迂回して南方より京都を衝かんとし、若しくはこれを妨げんが爲めに爭はれしものにして、決して田原を經て勢多に出でんが爲めに爭はれしにあらず、故に鵜飼瀨より田原に出づる道の有無の如きは、敢て問ふを須ゐず、要は唯宇治橋方面に於ける攻守の要害區域が、宇治川の上流なる鵜飼瀨に至れるを觀るのみ、疑問は是に至つて自ら解決を得べきなり。

十

以上考定するところに從へば、勢多川の下流と宇治川の上流とは、並びに奔流急湍にして渡渉し難く、縱ひ渡渉するとも、兩岸の絕壁重嶺は通路を絕つを以て、宇治田原路は古來永く山城・近江二國の要衝に當れるなり。唯其の地勢は戰爭に適せざるが爲め、戰場の歷史はこれを有せずと雖ども、宇治・勢多の二大要害の連鎖として重要なる地位にあり、其中、田原より宇治に向ふは、もと鄕ノ口より栗子山越に依りて一ノ坂に出で、宇治に至るを本道とせしが、江戸時代に、田原・宇治・二川の沿岸線の開修せらるゝに及び、專らこれに由ることゝなり、古道從つて荒廢せるなり。

此の宇治田原路は固より一小部分の硏究に過ぎずと雖ども、比較的に曲折に富

む爲め、一般古道研究に於ける困難と興味とを具有するを見る、乃ち此の古道に於ては、沿岸線は却て山道の開鑿に後れ、長距離なる山道の、沿岸の捷路に先きだつて開通せし實例を存し、同一の古地名にして、新道にも舊道にも並び存せるのみならず、古地名の或るものは、寧ろ新道の經由に有利を示すが如き、轉々錯綜を加へ、撰擇に迷はしむ、而かも是等二三の問題に關する考定の結果は、これを記錄に照らし、實地に視て、共に意料の外に出づるものあるなり。故に余は今敢て古道研究の代表的問題として此の宇治田原路を大方に提供すると共に、將來益々此種の研究の進境を見るに至らんことを切望す。

亡友文學士藤田明君の遺稿編纂將さに成らんとして、交通に關する拙稿を徵せらる。學士は交通史に於て造詣最も深く、金玉の遺編今尙ほ學界に重きをなしつゝあり。余の如き門外漢、豈に其驥尾に附し光彩を添ふるに足らんや。加ふるに期日急迫、新に稿を屬するに遑あらず。依つて聊か舊稿を補訂して其責を塞ぐ。

熊野參詣道中風俗

（東京帝國大學史料編纂掛摹本に據る）

（道成寺緣起所載）

神社と交通

八代國治

一

神社のある所に交通開ける

神社は國家の宗祀である、啻に皇室の尊崇が厚いのみならず、人民崇敬の中心となつて居る、されば神社を基とした敬神尊王の精神は人々の腦裡に浸潤して、政治宗教はいふまでもなく、風俗習慣に至るまで社會各方面に渡りて國民活動の泉源となつて居る、發展の淵源となつて居る、交通機關も亦この神社を中心として發達した點が多いやうである。

現今崇敬の厚い宮や、參拜者の多い社や、信仰の盛な寺院等には汽車・汽船・電車等の交通に便利な機關が設けられ、完全な設備の出來た旅館が建られて、只に參拜者に便利を與へて居るのみならず、沿道附近の人民に非常の便利を與へてゐる。我國

で尤も早く出來た京都の電車は、北野の天滿宮と伏見の稻荷社が目的として設けられたのでも、其一斑が推せられる。昔時にありてもこれと同じく崇敬の厚い社は、朝廷からは奉幣があり勅使が立つ、公卿の參拜もあれば、諸人の參拜も多い、隨て往復に要する道路を開鑿修理して立派な道路が出來るのは自然の勢である。京都から伊勢神宮に參拜する爲め參宮道路が出來たのもこれが爲めである。石淸水八幡が一度男山に鎭座せらるゝや、朝廷の尊崇も厚く、諸人も群參して踵を接する程であつた、これが爲め京都より參拜する道路に、山崎路を經るものと淀路を經るものとの二道路が出來るやうになつた。吉野金峯神社の信仰が盛になつて、參拜者が多くなつた、道路嶮峻で旅人が頗る苦んだので、聖寶僧正が吉野川に渡守を置き、道路を開鑿して往還の便利を謀つたことが、尊師御一代日記に記されてある。江戶時代、日光に東照權現が鎭座せらるゝや、四街道の一なる立派な日光街道が出來上つた、これは固より幕府の力が多いが、これまた二荒神社と相待つて出來たもので、沿道の人民に大なる便利を與へたことは說明するまでもない。

神社參拜者には交通稅を免ず

中古以來諸國豪族等は、要所に關を設けて交通稅を取りて、或は兵粮料とし、或は造社造寺の用途に供へたが、神社參拜者にはこれを免除したこともあるやうであ

る、伊勢角屋の文書に、

愛宕伊勢へ被指上者、上下四人、角屋船に便船不可有異儀者也、仍如件、

乙亥
卯月四日　（北條朱印）　宗甫奉之

と見えて居る、これは小田原北條氏が出した文書であるが、恰も江戸時代關所通過の手形のやうなものである。また石清水八幡の所管であつた淀の河船は、積荷も多く通交税たる運上も免除せられたので、石清水の名によりて、大阪より京都・伏見方面に致す運輸上に便益を與へて、大阪商人及び京都士民等の悦ぶ所となつた。

近世になつては、現今の觀光團體と同じく、或は月山・湯殿山參詣とか富士詣とか、伊勢參宮とか、吉野詣とか稱して、各地とも團體參詣旅行が盛んであつた、その際に參詣者が各地を見聞して、或は品物の有無を通し、或は種物の交換を謀り、或は農事農具の改良を行はれた例が少くない。

以上述べた樣に、神社は交通の發達を促したことが知られる。そこで各神社に就て道路の開通、旅館の發達等を一々研究して見れば、尤も興味多いことゝ思はれる

が、容易のことでないから、今は專ら熊野參拜と交通に就てのみ述べる。

熊野神社の例

二

熊野神社は、平安朝以來、鎌倉・室町時代を經て江戶時代まで、上は皇室より下は庶人に至るまで崇敬厚く參拜者の多い神社の一であつた、それ故に早くより熊野街道と稱して、立派な道路が開かれ、途中旅人を慰むる種々の設備が出來て居つた。

熊野參詣の起原

抑熊野參詣はいつ頃より始まりしか、奈良朝時代早くも平城天皇が御參詣になつたとも傳へられて居る、或は宇多法皇が醍醐天皇の延喜七年御參詣したのが始めだとも、あるひは熊野詣は花山法皇が始めだともいはれて居るが、熊野參詣として尤も盛になつたのは、白河天皇以來のことである、天皇は參拜したまふことが八ヶ度の多きに及んで居る、されば愚管抄に、白河院の御時熊野詣といふことはじまりて、度々まゐらせおはしましける」といつてある。

始は道路が尤も嶮峻で旅行も尤も困難であつたらしい、宇多法皇の御幸の際には、船路を借りて切尾湊より乘船して參詣したことが扶桑略記に見えて居る。白河天皇以後は道路も大に開鑿せられたと見えて、公卿紳縉が供奉して騎馬等にて堂

々と參拜せられたやうだ。また途中には、熊野の若王子を移されて、小堂を建て、參詣者の休息所に當てたらしい、永保元年九月藤原爲房參詣の記に、堺小堂や日根王子、天仁二年十月權中納言忠宗の參詣した時の中右記に、糸止賀王子以下二十八王子が見えて居るので、ほゞその一端が推しられる。然し猶京都公卿等には困難であつたと見えて、中右記に數日の間遠く洛陽を出で幽嶺に登り、深谷に臨み、巖石を踏み、海濱を過ぎ、難行苦行、若しくは存し、若しくは亡ぶるが如しといつてある。鳥羽天皇も御父白河天皇と同じく崇敬厚く、十六度御參詣になられて居る、殊に後白河天皇は尤も尊崇深く、三十四度御參詣になられて居るのみならず、京都東山に新熊野社を建立せられて、多くの所領を寄せられ、撿校別當を置き、また若王子社を白河に移し建られて、これを京都に於ける王子社とし、これから熊野まで途中に從來あつた王子に更に建立して、九十九王子と定められて諸人往還の便に供せられた。攝津名所圖會に住吉郡津守王子社の條に、熊野若一王子を祭る、後鳥羽院御幸記云、京師東山若王子社より熊野まで九十九所の王子社を建つ、行幸の御憩所とし給ふと書いてある。藤原定家の建仁元年十月熊野御幸には、七十九の王子が見えて居る。九十九王子記所收の文明五年の王子記には八十八の王子が見え、同書熊野九十九王子の

京都よりの參詣道

記には百四の王子が見えて居るが、余が調査した處で丁度九十九あるから、實際後白河院の時には九十九と定められたものであらうか。今忠宗の中右記、定家の御幸記、藤原經光の參詣記、及び宴曲抄等によりて見れば、京都から參詣するものは、大概鳥羽又は山崎から船にて淀川を下り、途中石清水宮に參拜し、再び船にて久保津王子卽ち今の大阪市天滿橋の附近に上陸し、小坂・郡戶等の王子を經て天王寺に參詣し、堺・大鳥(今の濱寺附近)等海岸を傳うて南に赴き、近木より山中に入りて紀州に越え、それから或は峨々として雲にそびゆる山道を、或は岩打波のうち寄する浦路をつたひつゝ本宮に達し、湯峯王子から船にて熊野川を降りて新宮に着する、新宮から濱づたひに更に那智に詣でゝ祈願を込め、歸りには途中多く舟にて和歌浦吹上濱を見物し、伏見稻荷社に必ず參拜する例であつた。殊に鎌倉時代から南北朝時代にかけては、熊野信仰熱の絕頂に達した時であつて、上は天皇・上皇より公卿縉紳、下は武士・僧侶・神人・庶人に至るまで參拜した。卽ち後鳥羽上皇は建久九年御讓位後から承久三年まで每年御參拜なされ、その數二十三度に及んで居る。藤原資實は二十五度、經光は二十二度參詣して居る。其の他賴朝の夫人政子、北條氏・足利氏を始め、遠く陸奥の安東氏、薩摩の武士豪族が參詣して居る。かく參詣者が多い爲め、單に王子

を置かれたのみでなく、道路が立派に出來て居つた樣である。旅行の機關も備はりて雇ふべき驛馬あつたことや、輿に乘つたことなどが吉田經房の吉記や經光の民經御記などに見えて居る、且つまたこれらの記に、道路の苦痛が書かれてないのを見るとほゞその樣子が想像せられる。獨り定家の記に險峻な道で苦痛であることを訴て居るが、固より馬や車に許り乘て居つた京都の公卿殿上人が、田舍道を通つたならば大概の道は苦痛を感ずることであつたらう、況して定家は至て神經家で、何事にも不平のあつた人で、僅かな不平でも少しの苦痛でもこれを筆に上せ、日記にしるして居るから、この道のわるかつたことは餘程割引して見なければならぬ。然かもこの不平家が苦痛を訴へたのは九十九王子中、塔下・絲我・瀧尻・湯河王子附近數箇所に過ぎないのを見ると、先づ〳〵熊野街道は立派なものであつたといはねばなるまい。宴曲抄に、山河の打漲て落る瀧の尻、渡せる橋も賴母敷、彼岸につく心ちすれば云々とありて、山河の溪川にも立派な橋のかゝつて居つたことが知られる又同じ書に王子々々の馴子舞とあれば、王子每に舞があつて旅人を慰めたことも推しられる、今その街道の有樣を知る爲め王子の名を左に示さう。

摂津

久保津王子（九品津、大江王子、渡邊王子？今大阪の天滿橋附近）　坂口王子（小坂王子、所在不明）　郡戸王子（所在不明）

阿倍野王子（大阪天王寺鳥居前）　津守王子（住吉津守寺門前）

和泉

堺王子（向井王子、大鳥郡堺向野）　大鳥居王子（同郡北王子）　篠田王子（和泉郡王子）

積川王子（池田王子、泉南郡下池田）　淺宇河王子（麻生河王子、同郡平田）　鞍持王子（同郡橋本）

近木王子（胡木王子、日根野王子？日根郡王子）　鶴原王子（貝田王子、同郡鶴原）　佐野王子（同郡田出）

籾井王子（樫井王子、同郡樫井）　厩戸王子（馬戸、馬留王子、同郡大苗代）　信達王子（同郡牧野）

一瀨王子（同郡市場）　長岡王子（同郡岡）　地藏堂王子（同郡山中）

馬目王子（同村王子原）

紀伊

中山王子（名草郡瀧畑）　山口王子（同郡湯谷）　三橋王子（同郡山口里）

川邊王子（同郡川邊）　中村王子（同郡楠本）　吐崎（ハンサキ）王子（同郡布施）

和佐王子（同郡禰宜）　平緒王子（同郡平尾）　奈久知王子（奈朽王子、同郡藥勝寺）

柏原王子（同郡柏原）　松坂王子（大野坂王子、同郡且來）　松代王子（同郡下中村）

菩提房王子（同郡鳥居）
塔下王子（同郡藤代ノ峠）
一壺王子（山路王子、同郡畑）
逆川王子（湯淺王子、同郡吉川）
井關王子（同郡井關）
沓掛王子（鍵掛王子、日高郡原谷）
田藤王子（富安王子、同郡下富安）
九海士（クハマ）王子（同郡同村）
上野王子（同郡上野）
切目王子（切部、五體王子、同郡切目）
千里王子（同郡山內千里濱）
出立王子（田之部王子、同郡西谷）
三栖王子（影見王子、同郡下三栖）
一瀨王子（同郡市瀨）
重照王子（十丈王子、同郡大內川）

拔戶王子（鳥居王子、同郡鳥居浦）
橋本王子（海部郡橋本）
山口王子（在田郡道）
久米崎王子（弘王子、同郡廣）
川瀨王子（津瀨王子、同郡河瀨）
內畑王子（槌王子、同郡內畑）
寶王子（同郡小松原）
岩內王子（燒芝王子、同郡岩內）
津井王子（叫王子、同郡中村、後に印南に移り印南王子といふ）
中山王子（同郡島田）
三鍋王子（南部王子、同郡北道）
秋津王子（同郡下秋津）
八上王子（同郡中萬呂）
鮎川王子（同村）
大坂本王子（大坂王子、同郡近露相坂）

藤代王子（五體王子、同郡藤白浦）
所坂王子（野老坂王子、同村）
絲我王子（伊止賀王子、逘賀王子、同郡中番）
白原王子（同郡栖原？）
馬留王子（ハサマ王子、同村）
高家王子（萩原王子、大屋王子、同郡萩原）
愛德山王子（同郡吉田）
鹽屋王子（美人王子、同郡鹽屋）
斑鳩王子（鵤、富王子、同郡光川）
岩代王子（磐代、石代王子、同郡岩代）
芳養王子（早王子、牟婁郡芳養）
丸王子（萬呂王子、同郡上萬呂）
稻葉根王子（伊奈波爾、五體王子、同郡岩田）
瀧尻王子（同郡瀧尻）
近露王子（近津陽王子、同郡近露）

比曾原王子(檜曾原王子、同郡野中)　繼櫻王子(同村)　中河王子(仲野川王子、同村)
小廣王子(同村)　岩神王子(石上王子、同郡湯川)　湯川王子(内湯王子？同村)
發心門王子(同郡三越)　猪鼻王子(同村)　水飲王子(同村)
祓殿王子(同村)　伏拜王子(同郡伏拜)　本宮王子(同郡本宮)
湯峯王子(同郡湯峯)　新宮王子(大鳥居王子？、同郡新宮)　阿須賀王子(同所？)
濱王子(同郡下熊野)　佐野王子(同郡佐野松原)　濱宮王子(同郡濱宮)
一野王子(市野々王子、同郡市野々)　多富家王子(坂本王子？、同郡那智坂内)　那智王子(同郡那智)

以上は爲房記・中右記・明月記・經光記・宴曲抄・九十九王子記及び地誌類等と比較して定めたもので、丁度九十九王子となる、これに京都の若王子を加ふると百になるが、余の研究の誤りか、それとも九十九王子記にいつてある通り、第一王子として久保津王子から數へるのであらうか、この外に中右記の連同持王子、文明五年記に深谷王子とあるのが、どの王子に當るか明でない、又九十九王子記に窟・梶鼻・和深川の三王子が見えて居るが、これは京都から那智までの街道でなく、他の道にあるから全く數へない。

社殿堂塔に參拜の記念を殘す

三

現今旅行者が至るところの神社・佛閣の社殿堂塔の門柱扉等に姓名又は詩歌を錄して記念とするが、この思想は古くより行はれたことである、東大寺三月堂の門柱や、平等院鳳凰堂の扉の落書で、その一端が想像が出來る。これと同じく熊野道中の王子々々の門柱扉等にも落書をすることが盛であつた、定家の建仁元年御幸記に、他人は大略王子毎に書署するが、自分は思ふ所あつて筆硯を具せず、わざと書かず、發心門王子に至りて始めて門の巽の角の柱に詩歌各一首を書いたといつてある。經光が建保四年參詣の記には、宿信達彌勒堂、故人多占柱扉書詩歌等、父祖御筆在此處と見え、又承久二年參詣の時には高家堂に詩一首を書付たことが見えて居て、その流行した有樣がよくわかる。

今日參詣者の多い神社・佛閣では、詩歌姓名を書かれるのに困つて、落書無用の張り札を時々見受るが、昔も人情に變りがないと見え、ヤッパリこの落書に閉口して是を止めたらしい。定家が後鳥羽院に供奉して參詣の時に、發心門王子社の後に比丘尼南无房堂があつた、この堂の尼は堅く制止を加へて、物を書かしめなかつたが、

定家はこれを知らず、尼の見ない間に歌一首を堂内に書付たことが記してある、誠に面白い話である。

途中の參詣者の旅裝は、古今著聞集に德大寺左大臣實宗參詣の時の記に、大臣の身に藁沓はゞきを着して、長途をあゆみまゐりたる、ありがたき事也と、心中に思はれて、ちとまどろまれたる夢に、「御殿より高僧出給ひて仰られけるは、大臣の身にてわら沓はゞきして參り、ありがたき事に思はるゝ事、此山のならひは院宮みなこの例也、あながちにひとり思はるべきことかは」とあるので、鎌倉時代は後世の鞋と同じ樣に藁沓にて步行する例であつた樣である、又服裝は質素淸淨な淨衣を着けたことは日記類に多く見えて居る、將軍足利義昭の花押のある道成寺緣起によれば、いづれも袖のない白の淨衣で鞋脚袢をつけて居る、笈摺を負うた人、簑笠を負うた人もある、婦人も白の淨衣で、同じく脚袢鞋の輕裝で、頭には笠をつけ、蟲垂布をつけて居る樣である。

四

神社が崇敬厚く、多數の人が參拜すれば、飲食物も必要である、宿泊所もなければ

ならぬ、著名な神社、有名な寺院には、いづれも宿院とか宿房とか稱へて、多くの參拜者を泊めて居つた。今日多くの觀光團體を大旅館で泊めるのと全く同一で、純然たる一大旅館である、これを伊勢神宮其他の神社では御師と稱へて居つた、熊野神社でも、伊勢と同じく御師又は御師房と稱して、先達や其他の社僧等の率ゆる多くの參拜者を宿泊して居る。

途中の宿泊所

公卿等の參詣

先づ途中の宿泊所から述べると、熊野參詣者は、公卿殿上人等の貴顯縉紳にありては、國司や、在廳官や。庄官等の知人の宅に宿泊し、粮食も皆それ〳〵知己の人々の好意によつたものらしい。永保元年九月爲房が參詣の時に、和泉國府南郷の簫寺に泊つた時には、國司が粮米野菜を送り、山口湯屋に宿した時には、留守所の官人が粮米を送り、三栖庄家に泊つた折には散位正資が秋津・那賀兩庄の產物を送りて羇旅の資とした。殊に日高郡司友高の第に泊た時には、郡司が特別の優待したことが記されてある。天仁二年十月藤原忠宗が參詣の時にも、日高郡氏院庄宮右內庄司の許に宿し、庄司が饗應し、南部庄內村人の宅に泊つた時には、國司目代が大に饗應し、氏院櫟原庄石田清圓房に宿せし時には庄司が物を送つたことが見え、又建保四年三月藤原經光が參詣の時に、和泉國府家人平三郞、信達家人齋藤太の家に宿して饗應

晝養

を受けたことが書かれてある、この外吉田經房の吉記、定家の御幸記等にも、それぞれ皆知己懇親の人が食物を送りて羇旅の資として居る。旅行中には食事は三度で晝食をした樣である、これを晝養といつて居る、爲房の記には未だ見えて居らぬが、中右記には殆ど毎日晝養をしたことが見えて居る、其の刻限は多くは巳午の刻で現今の中食と全く同じである、經光が寬喜元年參詣の記に於三鍋晝養、借請海人家所立入也、以汀松爲影、以海藻爲籍、添羈中之幽味者也とあるは、今日辨當を食すると同じ樣で目に見るやうだ。

一般の參詣者

一般の參詣者では食物は持つて行つたものらしい、忠宗が石上王子に參つた時に、田舍より參拜する盲者が食物がなくなつたのを聞いて、之に食物を與へ、又知らぬ女房等に菓子等を送つた事が見え、經房が瀧尻に着いた時に、山伏の食物缺乏したのを聞いて食物を施し、且つ參詣度毎に、至る所上人に奉加し、食を山伏に與ふること遑あらずと附記してある。又金峯山へ廻る山伏が食粮道具を山賊に奪はれて苦んだことが見えて居る。公卿殿上人でも知人のない方や、懇親の人のない所では、食物を用意したり、又は假屋などが設けられて泊つて居つたやうである。經光卿が建保四年三月參詣の時には高家の御堂に泊り、翌朝進發して海濱を過るや、藻を買

ひ、野徑を經るや薇を折り、これ皆覊中の食を支へんが爲だといつで居るのでも一班が想像出來る。

假屋は文字の通りに假に造つた小屋であつて、單に小屋ともいつて居る、專ら旅人の宿泊所、又は休息所、若しくは晝食所に當てたらしい。定家の建仁元年熊野御幸記によれば、多くは三間位で茅葺屋根の極く粗末のものであつたらしい、甚しいのになると床板のないのもあつた。天仁二年忠宗の參詣の時、切部庄下人小屋、和泉館邊下人小屋に泊り、又水飮・仲野川・高波多野・續松等の假屋に泊つたことが見えて居る、又御幸などに多人數參詣の際には假屋が少くて宿泊に困難した樣である、定家の記に小松原宿泊の折り、假屋が少いので諸人が互に宿泊所を爭つたことが見えて居る。また簡を立て自分の宿所を明にしたことがあるが、丁度江戶時代諸侯が街道の本陣へ宿して高簡を立つたと同じ樣である。この假屋は土地の人が立てゝ泊料のみを取つたやうである。中右記に大家庄司高大夫假屋と見え、又和泉館小屋の注に舍人等の儲る所なりと見え、吉記に湯淺入道の堂に泊つたとあるので、ほゞ想像が出來る、殊に勢力のあつた人は各所に宿泊所を置いて、泊料のみならず飮食をも賄つた樣である。熊野別當で尤も名高い湛增は米良實法院とも實方院とも高坊

とも稱して那智・新宮・本宮に本坊を置き、猶ほ切目王子・田邊王子・瀧切王子・近露王子等尤も形勝な地に堂を設けて居つた、經房は是に泊て、湛增が食物一切を供したとが吉記に見えてある、これは恰も後世旅館の支店である、この旅館たる堂や假屋は子孫に傳へられたと見え、湛增の切目や瀧尻や近露が、其の子快寛が經營して、經光卿參拜の折毎に泊つたことが經光卿記に見えて居る。後世伊勢參宮や湯殿山參詣等にて悲劇喜劇が演ぜられて居るが、熊野參詣の道中でも同じ樣であつた、道成寺緣記安鎭淸姬はその一例として尤も興味あるものである、

五

社地宿泊所

以上は街道に於ける旅館發達の有樣であるが、熊野の本宮・新宮・那智三山の社地では、多くの房舍があつてそれ〲參詣者を多く泊めて居る。これらの參詣者を泊むる所を御師と稱し、又は師房とも唱へて居る。これは參詣者の祈禱を專ら掌るより稱したもので、もとは修驗者・山伏・僧侶などの祈禱者を師の房又は御師と呼んだところより轉じたものであらう。中右記天仁二年十月二十六日の條に、申刻來着新宮師房（號鳥居在廳）と見え、元應二年二月十三日の米良文書に、熊野山本宮御師職と見えた

旅舍を一定す

のは、記錄に見えた古いものであらう。續紀伊風土記によれば、那智の社僧房舍の名が二百五十餘人あるが、尤も盛な時代には御師の數は非常なものであつたらう。

參拜者の泊客はこれを檀那と稱し、又は引檀那と唱へて居る、檀那は佛家にて施主と唱へた詞の轉じたもので、參拜して祈禱料を出す人を唱へたものである。引檀那は先達なり大先達なり、または神官僧侶が引導して參拜し、宿泊する人を稱へた樣である、應永十六年正月十一日の米良文書に、熊野參詣良尊法印引導之檀那とあるので明である。但馬一宮先達門弟引旦那、備中大夫公引旦那、大和國福住寺先達引旦那、山城國淀念佛道場引旦那などの名がある、この檀那・引檀那は、鎌倉時代中期以後は盛に唱へたものと見え、弘安以後の文書に屢記されてある、

現今同じ土地に屢々旅行する人は、大概旅館を一定してある、これは相互に便利であるから自然に起るべき現象である。熊野詣も檀那と御師との間に契約が成立して、一定の御師に泊ることゝなつて居た。鎌倉時代以後熊野信仰が盛で、日本全國より武士・豪族諸人が參拜した。これからの武士・豪族は各御師の家を定めて祈禱を一任したのである。足利氏は義國以來熊野本宮の高坊を一定の御師と定めた。元應二年二月十三日の米良文書に、熊野本宮御師職事、自式部大夫源義國以來、令參着高

坊法眼御房上者、貞氏一門者可レ爲二同前一云々と見えて居るので明である。尊氏もまた暦應元年二月十五日義國以來の例に任せて、高坊を御師と定め、祈禱の精誠を致すべきことを命じた、これより以來足利將軍累代の御師は高坊であつた。この外常陸の佐竹氏、甲斐の武田氏、美作の海老氏、三河の野依、杉山・赤土の諸氏、駿河の高橋・小河の諸氏は寂圓坊を御師とし、藏人頭藤原忠綱一門、鎌倉金窪氏は善長坊を御師とし、三河足助氏は賴順の房を御師とし、上野の高山・小林の諸氏は善長房を御師とし、武藏の勅使河原氏は寳報院を御師と定めた類である。かく武士豪族以下諸人が一定の御師を定めて參拜宿泊することゝなつてからは、この檀那が一の定まつた株となり、財産となつて、これを賣買讓與することゝなつた、讓與の例は、

道賢かおほちのゆつり狀なり

なかくゆつりわたすたんなの事

在所とうたうみのくににし山寺伊勢阿闍梨門弟引たんな

むさしのくにちゝふのせんたち近江阿闍利門弟引たんな

てわのくにたちまのたとう太郎とうへい太郎ひきたんな

件のたんなは、寂圓がわたくしの物也、しかるをせうたうはうにゆづるところ實

也、たゞしごけ一ごはしんたいすべし、こほうしにはたかまつよりのゆつりのだんな、ひたちのさたけの一門、かいのたけたの一門をゆづりわたす、そのほかをさあい物ともをば、せうたうばうのはからひにはぐゝむべきなり、仍狀如㆑件、

弘安十年十月廿九日　　寂圓（花押）

契約

檀那三河國足助一門師職事

右於㆓彼檀那㆒者、依㆑有㆓師弟之契約㆒、相㆓副願文以下文書等㆒、中院刑部阿闍梨御房榮辨仁永所㆓避渡㆒實正也、自今以後全不㆑可㆑有㆓他妨㆒者也、仍爲㆓後日㆒證文之狀如㆑件、

延文貳年辛酉三月廿四日　　法橋賴順（花押）

爲後證權少僧都獻順（花押）

と見え、また賣買の例は、

永賣渡檀那事

秩父一門内上野國高山小林一門幷畠山尼御前同めい御前（白鹽之修理介殿御前）

右檀那者、長實重代相傳檀那也、而依㆑有㆓要用㆒敎覺坊法眼弟子若狹殿仁現錢拾伍貫文仁願文相共仁限㆓永代㆒所㆓賣渡㆒實正也、全不㆑可㆑有㆓他妨㆒、但於㆓此檀那一門㆒雖㆑令㆓何國住㆒可

被尋取候、若又向後致違亂有相違之時者、以件用途一倍若狹殿方へ可沙汰辨物也、尙若賣倍之用途を不辨候者、長實知行分檀那にても候へ、所帶にても壹倍に相當可押取候、仍爲後日沙汰證文如件、

嘉元三年乙巳二月十四日　藤原長實(花押)

母藤原氏(花押)

と見えて居て、全く他の同畠地、宅地在家等を處分賣買するのと全く同一であつた。面白いのは、參詣せざる以前に御師と檀那と契約をして、參詣のせつには必ず師房に泊るべき約狀を入れたことである、

武藏國小玉郡之內、しをのやの住人ひた五郎入道行印、又はなかくきと申候、いまだ熊野參詣せず候間、はじめて京都にて師旦那のけいやく申候うへは、末代までちがいなく御坊中へまいりて候、のちのためと願文如件、

延文四年十二月八日　行印(花押)

那智山御師村松大武阿闍梨御房

是は畠山殿紀伊國せめの御時

とあるは尤もよい例である、殊に契約狀を願文といつて品位を保てるのは尤も妙

味あることである、

六

神社參拜は我が國民の敬神尊王の思想に出でたもので、その原因は報恩反始の一大精神に出でたことはいふまでもないが、この參拜と共に名山大川を涉り、長堤曲浦をたどり、悠々天然の勝地風光を賞して、身心の修養に資するところがあつた、中右記に、あるは海濱を過ぎ、あるは野徑を經て眺望極りなく、遊興限りなしと書かれてある、これ我が國民が天地自然を愛する一大特質に因つたもので、敬神の思想と共に浩然の氣を養ふたものである。我が國民が進取活達の氣性に富んで居るのも、これに負ふところが少くない、隨てこの參拜中に思想の交換や疏通が計られて、種々なことが計畫せられた、後鳥羽天皇が建久九年正月御讓位になられてから、承久三年まで、毎年近臣を伴ひ熊野に御幸になられて居るは、固より熊野信仰に據つたものであるが、これと同時に、尤も身心の鍛練に力を盡されたものである、卽ち承久討幕の大精神は、この參拜の間に養はれて居る、熊野大先達長嚴が承久役の張本人となり、熊野の田邊法印や、小松法印が勤王の兵を擧げて宇治川に戰死したので、

明に證據立てられる。彼の有名な信濃國の住人仁科盛遠が後鳥羽天皇の知遇に感じて勤王の兵を擧げ、父子一族悉く節に殉じたのも、その原因は、この參詣中の出來事であつた。されば神社は物質上の交通機關發達上に功があつたのみでない、また精神上の交通にも偉大な功があつたといはねばならぬ。

去年十一月以來烈しい神經衰弱と脚氣とにかゝつて居るので、再三御斷りしたが、編纂者の請によりて、止むを得ず建仁元年後鳥上羽皇熊野御幸の史料(大日本史料四篇ノ七)を編纂した時の調查材料のみで筆をとつた、固より粗漏蕪雜な點は免れない、更に識者の敎を仰ぐ。(大正五、六、廿四稿)

後北條氏傳馬の制

附、道路の修築

渡邊世祐

戰國時代に群雄諸氏が各地に割據して互に雄を稱し、封城を爭ふ時に當りては、道路橋梁皆軍略上に基いて設けられたのであるから、道路は險惡、橋梁は成るべく架せられずにあるのが多い樣である。併しこれは敵に對してのみ、その必要があつたのであるが、道路の險惡、橋梁の架設なきは自己用兵の上にも不便であるから、地方に由りては自己の必要より道路を平易にし、橋梁を架設したものも尠くないのである。卽ち自己の領內平靜にして外敵の侵入をも豫想せぬ程の勢力あれば、則ち道路をも平易にし橋梁をも架設したのである、夫の武田氏・北條氏の如きは優越なる勢力を地方に有して、外敵の侵寇も多く豫想しなかつたのであるから、道路も修築され、道路に沿ふて宿驛の制なども割合に好く定められた樣である。武田・北條兩

氏が勢力優越なると共に、深く民政にも注意し、下民を撫育し、領内安穩なるに勉めた事は、既に周知の事實であるが、この兩氏が民政に深く留意すると共に、又驛傳の制などにも心を用ゐ、多く下民を煩はさぬ樣にしたのである。それで武田氏の事は姑く置き、北條氏民政の概要は先年戰國時代史論で說いたが、その內にも驛傳の事も少し許り述べて置いたことがあるが、この度、又交通史論の一部として特に傳馬の制を稍や詳細に說き、併せて道路修築の事をも考へて見ようと思ふ。

第一　傳馬に就いての規定

北條氏傳馬の制の起原

北條氏傳馬に就いての規定は孰れの頃から設けられたのであるかは、文獻の徵すべきものが尠いので明にする事が出來ない、併し北條氏の各種制度は、北條氏康の時に創定されたものが多い樣であるから、その頃ではなからうかと考へる。傳馬の事の最も早く見えたのは、吾人の管見では明叔錄にあるものである、明叔錄は主として臨濟禪の明叔慶浚の語錄を載せたのであります、慶浚は山城妙心寺に出世し、甲斐慧林寺を中興し、後に美濃愚溪寺に移り、大圓寺に董し、最後に尾張瑞泉寺に住し、天文二十一年に寂した高僧であります、而して主として慶浚の語錄を集めま

したこの明叔錄の中に、天文二十年五月二十六日に智唔と云ふ僧から允心庵に寄せた書翰が載せられてあります、その書翰に智唔が箱根以東小田原・鎌倉・金澤・江の島を旅行した紀行を叙して居ります、その內に「從小田原到鎌倉路次並靈區所々、大守印判除一里一錢傳馬三匹、關東爲十里馬歟」と書いてあります、これに依りますと、既に傳馬の規定がこの時にあつて、各宿驛では馬三匹宛備へてあつて、氏康の「可除一里一錢」とある傳馬の朱印狀を得れば、賃金は拂はなくても之を使用し得る事が知れるのであります。

それで傳馬は宿驛で如何にして備へられるかと云ふ事を考へまするに、武藏多摩郡關戶宿の文書が武州文書にありますが、これが好く問屋と傳馬の關係を示して居ります、それは、

猶以、商人道者問屋事、不可有別條候、有違亂之者は、此方へ急度可申上候、

關戶宿中商人とゐ屋之事、從今日申付候、若至自余へ付者、可及其行、於此上傳馬以下彌無々沙汰樣可申付者也、仍如件、

天文二十四乙卯正月十一日　　盛秀（花押）

有山源右衞門殿

問屋

是は有山源右衛門が關戸宿の問屋となつたので、傳馬以下宿に於ける行事を執り行はしむる事を命じたものであります。盛秀は如何なる人か知れませぬが、關戸を支配して居りました北條氏の重臣であらうと思ひます。關戸は武藏の主なる宿で、甲信兩毛へ參らんとするには、必ずこの地を通過しましたのでありますから、關東の要衝の地でありますまた從て、その宿に居りますす問屋は傳馬は勿論その他宿驛として勤めなければならぬ事が多かつたのであります。尙ほ永祿七年九月二十日に北條氏が關戸宿に出しました沙汰が、矢張武州文書にありますその中に市日を定め、濁酒役、鹽あい物役を赦免するを命じ、傳馬の事をも令してあります、其文は、

一、傳馬之事、一日ニ三疋定畢、御出馬之砌者、十疋可立之、但自當年如此、自寅年如前可致之事、

と書いてあります、卽ち平常は各宿驛では一日に三疋傳馬を定め置かしめ、氏康が出馬する場合には十疋出さしむる事を命じ、今明兩年この通とし、永祿九年より前前の通に致す樣にと命じたのであります、併し、この前々の通とは如何なる規定でありますか明でありませぬ。

傳馬朱印狀

さて既に說きました傳馬の朱印狀とは如何なるものでありますかを、次に例を

朱印狀の規定細目

擧げて說明して見ませう。永祿十一年に相模足柄下郡早川村海藏寺の僧が、相模から甲斐に出て、信濃に入り、木曾路を通つた事がありますが、その時の朱印狀が相州文書に見えて居ります、卽ちその文言は次の通であります。

傳馬五疋無相違可出之、海藏寺被遣相州、御分國者可除一里一錢者也、仍如件、

辰七月九日（永祿十一年朱印）　岩本奉

自小田原國府迄

關本透宿中

これが朱印狀でありますが、文言は孰れの場合でも略同樣であります。但し朱印狀に命ずる傳馬は二疋の時もあり、八疋の時もあり、將た十三疋の時もありますが、朱印狀は多くの場合公用飛脚に與へられますか、若くは之に準ずる時の樣に思はれます、卽ち公用の薪炭を取寄せ、竹木を運ばせ、佛師・石工・大工・舞人等を北條氏が召寄す時のものなど今日多く殘存して居ります。

朱印狀に就き細目に亙り之を說くには、次の武州文書に由るが最も便宜と思はれますから、之を揭げて說明しませう、

掟

一、西上州表へ傳馬之事、奈良梨より高見へ可次、此方者須賀谷へ可次事、
一、近年境目ニ付而郷村不辨之由候間、只今より來申三ヶ年者、常者一日に參疋定置候、例式者更傳馬之用所も有間敷候へ共、先大體之定一日に可爲定、出馬之時者一日に拾疋可立事、
一、常ゝ者一日ニ三疋之外何與申付候共、傳馬來重候共、先次第ニ三疋之外不可立、日迯に可致之事、
一、出馬之時拾疋、是又先次第に何與付懸候共、拾疋之外不可立事、
一、文言を好ゝ可見屆、可除一里一錢與有之傳馬をば可除、扨又、可除文言無之者、公方荷に候共、其外者不及沙汰、速從口付之前、一里一錢請取而其上可立之事、
一、日付之文言好ゝ見屆、先次第之所分明に可致之、自然入筆等爲紛事有之者、不相立而其印判を可致披露事、
一、萬一或常三疋之外、或動之時十疋之外有之者、縱公方荷に候共請賃を可出間、其賃を從口付前請取、可或儀をば可辨濟事、

已上

朱印狀の眞僞判斷

右七ヶ條當鄕可存其旨、然ニ文言をも不見屆、或恐權門、或隨時之强儀、法度之外、傳馬を立ニ付者、當鄕自滅迄候間不及是非候、仍定所如件、

（虎印）

天正十年壬午十二月九日

これに由れば比企郡奈良梨村より西上州に至るには、高見にて傳馬を次ぎ、小田原に來るには須賀谷にて次ぎ、一日に馬三疋の定にて準備せしめ、事ある時は十疋を出さしむる事とし、平素は如何に繁用なりとも三疋以上を出さしめざらしめ、三疋にて所用辨じ難き際は之を日送になさしめた、又事ある時にても十疋以上の徵發には應ぜざる事とし、「可除一里一錢」の文言を好く見究め、可除文言無きものは縱へ古河公方の荷なりと雖も、規定通一里一錢の割にて賃金を請取て馬を出すを命じた、而して十分に日付文言印判を見屆け、怪しきものは早速披露させる事とし、又平素は三疋、事ある時は十疋の定なれども、これ以上の馬を出せし場合には、公用と雖も必ず賃金を要求すべしと規定し、權門勢家と雖もこの規定以外の强要には從はざらしめぬ事としたのである。傳馬の規定としては誠に細密に行屆いたものであるる從つて朱印狀の文言は勿論、墨色・日付・印形を見究る事が必要となつたのである。

これには往々僞物を造る者があつたから、かく細密に注意する必要があつたのであらう。又傳馬の規定に關して、武州文書に多摩郡平井郷の傳馬奉行に出した戌六月四日の虎印の沙汰がありますが、これ又前に掲げたものと意味に於て左したる相違がありませぬから略します、これにも傳馬を使用して代物を拂はず、非分申懸くる輩は郷中にて搦取、小田原に訴ふべきことを命じ、傳馬朱印狀に就ても豫て傳馬奉行に附與してある印形と相違なきや否や、その文言日付等を仔細に吟味することを注意して居ります。

賃金仕拂の朱印狀

それで一里一錢を賃金として請取るべき朱印狀には、「可除一里一錢」の文言はなき筈である、卽ちその例として相州文書にある次の朱印狀を掲げん、これは賃金を要するものと思はれるのである。

傳馬拾三疋可出之、毎年相定、すゝ
かき炭五十俵被召寄御用也仍如件
癸酉十二月（天正元年朱印）　　江雪奉
すゝかきより
小田原迄

この朱印狀は愛甲郡煤ヶ谷村より炭を小田原に納むる時のものであるが、他の時には可除一里一錢の文言があるけれども、この場合にはその文言なければ、必ず一里一錢の口付錢を道中の各宿で取つたのではあるまいか、これを前の朱印狀と比較すれば相互の意味が能く見えるのである。

又朱印狀には印形が必要條件の一であるが、この印形は上の通りであつて、縱一寸七分、横一寸九分の方形の上に馬の形があつて、印文は「常調」の二字である、普通にはこれを傳馬の朱印と呼ぶのである。但し駿河の青木文書の中には、北條氏の傳馬の朱印狀に次の通り縱二寸四分、横一寸八分、長方形の朱印で「武榮」の二字の印文のあるものがある。これは傳馬のみならず、他の事にも多く用ひられた樣であるから、或は北條氏領內で一地方に限て、時に傳馬にも用ひたものではあるまいか。卽ち足柄の石切の場合の傳馬朱印狀に、この印を用ひたのであつて、外ではこれを用ひたのを未だ見ないから、これは足柄地方を限つて使用したのではなからうか。元來傳馬の朱印に於ては、武田氏は印文に「傳馬」の印文を

傳馬朱印

武榮の朱印

用ひ、德川氏は「驛馬傳馬」の印文に加へて、人夫が馬を索ける圖を入れたる朱印を用ひて居る樣に、傳馬の朱印などは何人にも知れ易い樣に、印形が直に意味を現はす樣に造られてあるのに、「武榮」の印形を傳馬の朱印に用ひて居るのは、少し變態の樣に思はれるので、特に足柄地方に限て用ひたものの樣に考へられるのである。

傳馬の朱印狀を出したのは、北條氏が先きか、武田氏が先きか、その前後は明でない、元より武田氏も北條氏と同樣に、領內の必要に迫られて傳馬の朱印狀を作つたのであるから、敢て前後を云ふの必要はないが、今日迄に世に現はれた文書のみで云へば、北條氏の方が先きの樣に考へられるのである。それを又德川氏が模して作つたのである、そして他の諸家には定つた傳馬の朱印狀はない樣である。それ故今日の所では、傳馬の朱印狀は北條氏が始めであると共に、細密な規定も亦他にその類例を見ないのである、これを見ても北條氏の民政が、如何に行屆いて居たかと云ふ事も考へられるのである。

湯本より三島までの道路修築

第二 道路の修築・掃除

外敵常に領内に侵入するの恐あれば、道路の修築掃除も左程必要とは思はれぬのであるが、北條氏には、その恐がなかつたのであるから、自己用兵の必要より道路の修築をも命じたのである。こゝに諸國古文書抄伊豆の内に、天正九年八月に北條氏政が木村某に命じ、箱根の湯本から伊豆の三島驛迄の間の道路を修築さした沙汰がある、その文は次の通りである、

自湯本毎度御作之分候道、諸軍勢爲普請越山之間萬端を打置、悉宿中之者を召連、ほそき所をば脇をきりたて、馬さくり、ぬかる所をばうめたて、少も無相違樣可作立候、例式の往行の樣に武者小荷駄者無之物に候、少惡所にては小荷駄者たをれ候間、遂其鹽味返ゝ可入精候、仍如件、

(天正九)(虎印)

辛巳 八月十五日

木村 殿

これによれば、諸軍勢普請の爲めに箱根山を越ゆるに就き、三島驛の木村某をして

驛中の者を驅り集め道路を修築せしめ、細き所は切り廣げ、泥濘の所は埋立をなさしめ、小荷駄者の夥れる樣の事なき樣に吟味せしめたのである。

これで北條氏が道路を修築した事も考へられるのであるが、道路計りでなく宿の道造幷に掃除等にも多く留意した樣である。さきに述べた明叔錄の文中に小田原の有樣を述べた文言がある、それに「小田原町小路數萬間地無一塵東南海也」と云ふてある、もとより文章上の形容で、餘り信用するには足らぬのであるが、小田原町が好く掃除されて居た事をも多少考へ得る資料となるであらうと思ふ、特に北條氏は武藏川越に於ても、道造掃除をも沙汰した事が武州文書に見える、これと明叔錄の文と併せ考へれば、明叔錄の文が强ち文章上の形容とのみ考へられぬのである、川越町に出した沙汰は次の通りである、

宿中道造並掃除奉行

一唐人小路

佐氣原新兵衞

金谷彥左衞門

內村將監

右小路悪行候者、其町之衆申合、時々刻々可為造之候、縦洪水之時分も道ぬからざる様に、地形窪所へは石土を持懸、いかにも結構に可造立事、一宿町人物上之前に有之義ニ候、於自今は奉行衆無々沙汰可申付者也、

以　上

清田庄右衛門

川越町の取締

一、小路毎日可致掃除事、

一、屋敷之くね、おもて小路之分者吉（葦）を以くみかきに致之可然事、

一、宿中火之番嚴密に可致之事、

右條々若於相違は、奉行衆致不有曲者也、仍如件、

未　十一月廿日　　（花押）

この沙汰にありまする花押は何人なるか判然せぬのでありますが、これは川越城にありました城主のもので、これが掃除奉行に沙汰を出したのでありませう。これで見ますると宿中の道路修築及び毎日の掃除、屋敷の垣の造方等をも沙汰したのでありまして、好く都市としての行政の行届いた事が考へられるのでありますす。川越の町ですらこの通でありますから、その中心都市である小田原の町が、掃

除が行屆き道路の修築されて居た事も、想像されるのであります。

宿の保護

宿に關しましては道路の修築・掃除等計でなく、宿の保護に就いても多くの沙汰があります、卽ち箱根の畑宿が退轉するを憂へ、北條氏が諸役を免じ十分に木工細工等に對して保護を與へ、武藏の品川宿の繁榮をも計り、新宿創立に就いても特に保護を與へました事などがあります。併しこれ等は道路の事卽ち交通史とは直接の關係がありませぬから、別に說く事としませう。

行屆ける行政

要するに北條氏の民政は最も行屆いて居りまして道路に關し、將たその交通に就て、各宿に備へし傳馬の規定の如きも、十分に完備したものであつたのであります。かく行屆いた政治を行ふたのでありますから、明叔錄の中にも、「太守平日蹈實地、表文裏武、刑罰淸而遠近服矣、寔今代天下無雙之覇王也、凡爲士者不可不敬之、萬般驚耳目而已」として實際を目擊した者が讃歎して居るのであります。從て北條氏の民政が、他の群雄諸氏の所領と比較しまして、非常に優れて居た事も考へられるのであります。この後北條氏は滅びましても、優良なる民政の施設は依然として存し、德川氏によりて襲蹈され、江戶幕府民政の基礎をなし、三百年の間、その精神は傳承されたのであります。

江戶幕府民政の基礎

徳川時代の街道及宿驛に關する一二の所見

文學博士　内田銀藏

五街道

徳川時代には五街道といふ名稱があつた。或は五海道とも書いた。それは東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中を申したのである。中山道は中仙道とも書き、日光道中・奥州道中・甲州道中は、もと日光海道・奥州海道・甲州海道と申したが、正徳六年（即ち享保元年）の頃から、中山道は專ら山の字を書き、日光・奥州・甲州への街道は道中と稱すべきことに定まつた（尤其の後の書にも中仙道と書いたものがあり、又俗には奥州街道などとも唱へたことである。）以上の五街道は水戸・佐倉への街道と共に、江戸を中心として分岐せる主要なる道路であつた。之を反對に云へば江戸に通ずる大路、江戸に集中した交通の幹線である。

佐倉海道

佐倉海道といふ名稱は、延寶二年五月の傳馬宿拜借錢之覺に、東海道・中山道・日光海道幷奥州海道・甲州海道と共に見えて居り、（『憲教類典』四の十八の上、道中の部參看、『徳川禁令考』には卷五十二、一一七頁に之を載す。）正徳二年三月には、東海道・中山道・日光海道・奥州海道と共に、水戸・佐倉海道へも書

東海道の區域

付を渡されたとのことであるから、（『徳川禁令考』巻五二、九四頁參看）水戶・佐倉への街道も重要視されて居つたことと思はれる。『地方凡例錄』巻六には東海道・中山道・甲州道中・日光道中、及水戶海道を以て五海道として居る。（版本、巻六下、十四枚目、定助郷大助郷之事の條の註。）

日本全國の交通を考ふる場合には、當時其の外に尙ほ幾多の重要なる通路があつたに違いない。中國路の如き其の一つである。然るに特に五街道といふことを申したのは、蓋し江戶幕府の見地からして、專ら江戶に通ずる大路を擧げたに外ならない。私の今述べんとする所、亦專ら五街道とそれに屬する二三の宿驛に關してである。

『徳川禁令考』巻五十九、四八〇頁に引かれた『勘要記』の文に據ると、何國何驛迄を中國路と唱へたか不分明のやうであるが、內藤耻叟氏の舊藏本で今私の所持して居る『道中方留帳』には、中國路は大坂を起點とし、尼ヶ崎・西ノ宮・兵庫・明石……長府・下關を經て大里に至り、〆百三拾里廿四丁と記してある。尙ほ他の類本をも對照比較して見たいと思つて居る。

東海道は普通には、江戶から東海岸を經由して京に至る大路で、其の間の宿驛は品川に始まつて、大津に至る五十三驛として居るが、『道中方留帳』には、大津の次ぎに

伏見・淀・枚方・守口を載せ『憲教類典』に見えて居る延寶二年の傳馬宿拜借錢之覺にも東海道の部に伏見・淀等を擧げて居る。蓋し京・大坂間の街道は東海道の延長と見做されて居つたものであらう。

中山道の區域

中山道は板橋から守山に至るまで凡そ六十七驛、守山の次ぎは草津で、草津に至つて東海道と合する。

日光道中と奥州道中

日光道中は江戸より日光に至る通路で、此の道中、宇都宮に至るまでの間は、實は兼て奥州道中である。江戸日光間には千住・草加・越ヶ谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋・中田・古河・野木・間々田・小山・新田・小金井・石橋・雀宮・宇都宮・下徳次良・中徳次良・上徳次良・大澤・今市・鉢石の二十三驛があつた。（小山から別に飯塚・壬生を經て今市に至る道があつた之を壬生道といふ。）嚴密に奥州道中と申したのは、蓋し宇都宮・白川間であつて、其の間の宿驛は白澤・氏家・喜連川・佐久山・太田原・鍋掛・越堀・芦野・白坂の九驛である。

甲州道中

甲州道中は江戸・甲府間のみならず、其の延長ともいふべき甲府・下諏訪間の街道をも併せて指示したやうである。（下諏訪で中山道と連絡する。）其の宿驛は江戸・甲府間に内藤新宿より始まり、石和に至る三十八驛があり、甲府・下諏訪間には韮崎に始まり上諏訪に至る六驛があつたが、江戸・甲府間の三十八驛中、下高井戸と上高井戸、下鳥澤と上鳥澤、下花咲と上花咲、下初狩と中初狩とは、何れも兩宿で一宿分、また國領・下布田・上布田・下石原・上石原の五驛は、五ヶ宿で一ヶ宿分だと『道中方留帳』に注してある。（前にも引いた『憲教類典』載する所延寶二年傳馬

宿拜借錢之覺に出でて居る江戶・甲府間の宿驛は、高井戶・布田・府中・日野・横山・駒木野・小佛・小原・與瀨・吉野・關野・上野原・鶴川・野田尻・犬目・鳥澤・猿橋・駒橋・大月・花崎・初狩・百野・黑伏・駒飼・鶴瀨・勝沼・栗原・石和の二十八驛だけである。それに內藤新宿が見えて居らぬのは、其の時には、內藤新宿が未だ出來て居らなかつたからである。『道中方留帳』には、內藤新宿に就いて、「是ハ新規ニ被仰付候宿場ニ付、五驛辨覽ニ無之」と注してある。內藤新宿は其の設置せられた後も、更にまた廢せられたことがある。其の事は下に述ぶる。

五街道と現今の鐵道線路

今や鐵道が國內交通の幹線になつて、古の街道に比すべきものになつて居るが、德川時代の五街道とそれに相對應する鐵道線路とを對照し、其の一致及相違の點を見るのも、亦興味のあることである。今の鐵道の東海道線は、熱田までは大體に於て德川時代の東海道と一致して居るが、熱田から名古屋に至り、それより西北に向ひ、岐阜・大垣を經て垂井に達し、而して夫れから先き垂井・草津間は、粗ゝ德川時代の中山道に對應するもの丶如くである。今の鐵道の中央本線は、大體に於て先きの中山道に代れるもの丶如くであるが、東京・下諏訪間は却て先きの甲州道中に對應し、又西の方は先きの中山道が草津で東海道と合するとは異り、早く西南に折れて、名古屋で東海道線と連絡して居る。今の鐵道の東北本線(東京白河間)及日光線は、また先きの日光道中・奥州道中と較べると、其の或る部分に於て、頗る道筋を異にして居ることである。

徳川時代には、名古屋から清須……大垣を經て、中山道の垂井に至る路を美濃路といつた、今の鐵道の東海道線中、名古屋・垂井間は、先づ大體に於て此の美濃路に對應するものと云つてよからう。今の鐵道線路と昔の街道との詳細なる對照比較は、歴史地理・交通地理の專門家に讓ることにする。何故に道筋の變化を生じたかといふことに就いての精細なる說明も、私の今玆に能くし得る所ではないが、人文地理の研究が、地理上、歴史上、經濟上、及技術上の種々なる理由を合せ考へたならば、之を解釋することと必らずしも難くはあるまいと思ふ。

五街道通行の諸大名

五街道の各〻を通行した大名を調ぶることは、當時封建の世に於て、此等の街道の交通上の重要の程度、またそれに屬する宿驛の繁昌の度合等を考ふる上に必要であると思ふ。私の今持つて居る「律令誌」と題する寫本（是れも內藤耻叟氏の舊藏本なるが如し。）には、第六十一項に五街道を通行の諸大名の姓名及高付を載せてある。それに據ると東海道を通行したのは、百五十九家で、其の中で十萬石以上（又は十萬石以上格）のは、尾州名古屋・紀州和歌山・城州淀・和州郡山・勢州津・同桑名・相州小田原・江州彥根・濃州大垣・若州小

濱・越州福井・因州鳥取・雲州松江・播州姫路・作州津山・備前岡山・備後福山・藝州廣島・長州萩・阿州德島・讃州高松・豫州松山・同宇和島・土州高知（本書高智に作る。）筑前福岡・筑後久留米・同柳河・豐前小倉・同中津・肥前佐賀・肥後熊本（本書隈本に作る。）薩州鹿兒島・對州府中の三十三大名である。（東海道通行の者五十九家の内、中山道にても不順路には無之分が凡そ七家あつた。江州彥根・濃州大垣は其の七家の中である、）次に中山道通行の分は、三十四家、其の中十萬石以上は信州松代・武州忍・加州金澤・同大聖寺・越中富山・越後高田の六大名である。日光道中旅行の分は野州宇都宮・同壬生・下總古河・野州佐野・下總關宿・同結城の六大名で、十萬石以上は一家もない、併し次に述ぶる奥州道中旅行の分が共に宇都宮より江戸に至る間の日光道中を通つた譯である。奥州道中旅行の分として擧げられて居るのは三十七家で、其の中に十萬石以上の大名が九家（奥州仙臺・同會津・同盛岡・同二本松・同弘前・同白川・羽州庄内鶴ヶ岡・同久保田・同米澤）あつた。甲州道中旅行の分は、信州高島（三萬石）同高遠（三萬三千石）同飯田（二萬石）の三家に過ぎない。上記の五街道以外を通行したものは、水戸道中旅行の分が二十五家、其の中、十萬石以上の大名が二家（常州水戸・下總佐倉）あり、又武州岩槻（二萬石）は岩槻道を通つたとのこと、武州川越（十五萬石）に就いては、「棟馬通候歟、中山道板橋宿掛ル」と記してある。（棟馬は蓋し練馬であらう。）

東海道の首驛は品川、中山道の首驛は板橋、日光道中、及奥州道中の首驛は千住である。嘉永三年(西暦一八五〇年)に浪華狂言作者、綺語堂主人が書いた『皇都午睡』第三編中之巻(我自我刊本二十一枚目以下)には「品川宿は東海道の咽首なれば陽氣なる事此上なし」といひ、板橋宿は中仙道・木曾街道の咽首なれど品川とは一口に云れず、至極陰氣なり」といひ、また「次に千住は奥州街道の咽首にして、板橋よりは宿も廣く、家居も遙に奇麗なり」と申して居る。甲州道中の首驛なる内藤新宿は後れて出來、而して中間廢せられたこともあつたが、後に再び興された。内藤新宿に就いては『皇都午睡』第三編中之巻(我自我刊本二十二枚目)には「甲府及び青梅街道の咽首なれば、是又賑はしき驛なり」と記してあるが、其の文の續きを見ると、また田舍街道で「表手(恐らくは裏手の誤植。)は多く藪か畑か崖地」で、閑靜だとも云つて居る。

『御府内備考』巻之十三、淺草之一、千住街道の條(『大日本地誌大系』本第一册二六五頁)を見ると左の記事がある。參考の爲め茲に引いて置く、

「淺草橋より藏前通り山之宿・新鳥越橋・小塚原を過て、千住大橋へ出るの往來なり。是奥州・常州・日光等への街道なり。大橋の成しは文祿三年なれば、其後に定まりし

道ならむ。古くは山之宿より橋場へかゝり、隅田川の渡を越えて奥州筋へ往來せしといへり。(下略)

『新編武藏風土記稿』卷之一百三十六、足立郡之二、淵江領、千住宿の條には、「此宿野州日光・奥州・常州へノ海道ノ第一ニシテ江戸日本橋ヨリ二里ヲ隔テ、當宿ヨリ北ノ方草加宿へ二里八町、東ノ方常州海道葛飾郡新宿町へ一里半、以上三方へノ人馬ヲ出セリ、」と記してある。常州海道は卽ち所謂水戸道中である。

內藤新宿はもと內藤大和守の屋敷跡で、元祿年間に江戸淺草阿部川町の名主喜兵衞外四人が願出で、幅五間半の街道を設け、左右に宿並の家作をなしたのが、其の開ける始めであつた。かくて元內藤氏の屋敷でありし故に之を內藤新宿と稱し、甲州道中の首驛とせられたが、其の後享保三年十月に至り、內藤新常は宿場たることを止められた、其時の令文には「內藤新宿之儀甲州計り江之道筋に而旅人も少く、新田之儀ニ候間、向後古來之通、宿場相止、家居等も常之百姓家ニいたし、商賣物迄渡世爲致可申候、尤自今猶以猥成儀無之樣ニ入念可申付候、右宿場相止候付而馬次之儀も古來之とく、日本橋より高井戸宿馬次ニ可申付候」とある。かく一旦廢せられたものが、更に再興のことになつたのは、明和八年で、其翌九年、卽ち安永元

年から愈〻また宿驛に建てられたのである。『徳川禁令考』巻五十二、七四頁及『新編武藏風土記稿』巻之十一、豊島郡之三參看、尙ほ高井戸宿に就いては『新編武藏風土記稿』巻之百二十五、多磨郡之三十七參照。

私は以前に東京で下野國都賀郡小山宿の舊記を求め得た。それは横本五册で、もと小山の然るべき舊家にあつたものらしい。私は今徳川時代の宿驛の一例として小山宿を採り、此の舊記に書いてあることの或るものを左に摘錄する。

文化二年(西暦一八〇五年)の調に據ると、日光道中の一の宿驛なる下野國都賀郡大谷鄕小山町は、上町・中町・横町・下町・新町より成り、江戸へ二十里、○是れは日本橋までの里程である、千住宿までは十八里江戸の方の次の宿なる間々田宿へ一里二十四町、日光の方の次の宿、大町新田○略して單に新田といふ、へ一里十一町、同じく壬生通りなる飯塚宿へ一里二十八町、宿高は寛文四年(西暦一六六四年)の檢地で千二百二十六石餘、其の內、田方三百四十石餘、畑方八百八十五石餘、畑の方が田よりも遙かに多い。文化元年(西暦一八〇四年)に於ける宿內の總家數、四百五十三軒、內本陣一軒、脇本陣一軒、旅籠屋七十三軒大十一軒、中二十四軒、小三十八軒旅人宿の數は割合に多い。同じく文化元年に於ける宿內の人口千四百七十五人、內男七百二十四人、女七百五十一人、御定の人馬は人足二十五人、馬二十五疋、問屋場は三

ヶ所、上町・中町・下町に在り、問屋三人、年寄四人、帳附三人、馬指三人、其の執務に關しては左の如く記してある。

右問屋場之義は、平日は問屋居宅に而年寄壹人、帳附・馬差壹人宛相詰、御繼立仕候、日光參詣幷御法會之節は、字御殿馬場與申所へ宿入用を以、問屋場新規に相建、問屋年寄不殘相詰、御繼立仕候、

宿内往還町並南北、長十二町餘、道巾平均七間四尺餘、此の小山宿の場合に於ては、出村・枝郷・飛地等はない。(後に引く天明八年の書上には「常町長拾三町、巾五間半、六間」とあつて、是れとは少し異つて居る。)此の宿から米穀を江戸へ運ぶには、船便に由つたものと見え、

米津出し、小山川岸より乙女川岸迄船積に仕候、川道三里程御座候、乙女川岸より江戸迄川道四拾里程御座候、

と書いてある。(天明八年の書上には江戸への船路乙女川岸より三十二里とす)川道は陸路の殆んど二倍であつても、恐らく運賃は、その方が低廉で、便利であつたらうと想像される。

宿は街道に沿うて南北に延長し、正に街道町の形態を具へて居つた。それは「東西裏田畑ニ御座候」とあるので窺はれる。尤其の但書に「但西裏畑間に飛々家四軒、堂一宇御座候」とあるが、それは寧ろ裏には人家が殆んどなかつたことを證するもので

ある。宿の住民は農業に従事して居つたものが多く、蔬菜は自家用のものは自から作つて居つたが、他へ多く賣り出す程ではなかつた、是れは大都會から隔つて居つたからであらう。卽ち本書に左の如く書いてある。

一男女農業之外、手業無御座候、

往還之稼には茶屋旅籠屋仕候、

一五穀之外時々之野菜、自分入用程作り申候、多く作り候もの無御座候、

それから段々讀んで行くと、今擧げた文化二年の調よりも、少し以前の調査、卽ち天明八年(西暦一七八八年)に領主へ差出した帳面の寫がある。それによつて私は此の宿の高千二百二十六石餘に對する反別は二百五十六町八反餘で、田方は四拾九町四反餘、畑方は二百七町三反餘であることを知つた。住民の職業に就いては、茲には左の如く書いてある。前に引いた記事よりも、或る點に於て一層能く實況を寫し出して居るやうに思はれる。

一農業之間、男は商賣・旅籠屋渡世、女ハ木綿絲機を稼仕候、

又茲には宿屋に就いて、

一本陣壹軒、脇本陣壹軒、旅籠屋・茶屋共に六拾五軒・飯賣下女六拾人餘御座候、

宿驛研究資料の出でんことを望む

と見えて居る。宿内で特別な職業に從事して居つたものは、醫師本道三人、鍛冶一人、紺屋三人、大工三人、桶屋三人、疊屋二人等である。山伏は二人、猿引は二人、非人は一人、其非人は田方仕付の節、溜井から水を引く水番に差置いたのだといふ。酒株を有するもの三人、内一人は休株、醬油醸造家一人、其の醸造額三十石。此の時の家數は四百二十八軒、人口は千五百五人、馬は三十六疋、牛を飼ふものはなかつたといふ。馬三十六疋といふのは、恐らく農業に使用したものをも入れてであらう。

舊記中には嘉永四年（西暦一八五一年）の宿高幷家數人別其外書上帳もある。それに據ると家數四百六十九軒、人口千七百十人で、六十餘年前、天明八年の調に比すると家數も人口も少しく增して居る。此の調には馬數四十七疋、其の內二十五疋は往還役を勤むるもの、二十二疋は農業に使用するものと區別を立てゝある。

以上の外、此の舊記の中には尙ほ摘錄したい條々も彼是あるけれども、餘り長くなるから他は暫く之を略する。市のことは天明の書上にも、また文化の調にも其の記事があるけれども、是れは尙ほ考究を要するので、今は省いた。

思ふにかやうな舊記は、獨り日光道中の小山のみならず、他の宿驛に就いても存

することであらう。德川時代の一々の宿驛について委しいことを知るには此類の舊記は頗る有用なものである。又一般に德川時代の宿驛の如何なるものなりしかを精確に知るには、多くの宿驛の場合に就き、かやうな舊記類などを材料として十分に取調べ、それを對照比較して綜合的考察を爲すを要することであらう。私は此の類の舊記を能く保存され、又それに就いての報告の多く出でんことを希望する。それは其の土地の人に取つて興味のあるばかりでなく、日本交通史の資料になる、否それのみならず同時にまた色々な點で日本の社會的經濟的發達を考ふる上の參考になるであらう。

木曾福島關

堀田璋左右

福島關設置の理由

福島關は事あらん時に於て木曾防禦の爲めに建設したものでは無いと思ふ。軍防上からは妻籠と贄川の二處を守れば、木曾へ入り難いけれど、福島だけでは迚も守り切れ無い、卽ち敵を木曾谷の中心に入れて、而して之を防禦すると云ふ事は、甚だ矛盾した話である、故に木曾谷の中心に關を設けたのは、他に目的がなければならぬ、今之を舒するに當つて、少しく木曾の歷史を述べて見たいのである。

木曾の歷史

木曾は義仲の後裔が連綿として支配した居た、足利氏の末、義昌の時に至り武田信玄に屬して居たが武田氏の亡後は、義昌は家康に和親を結んだ。然し豐臣氏が勢威を振ふに至りては、止むを得ず之に屬した、小牧の役の起つた時、秀吉は家康が木曾路を進軍せんとを恐れたものだから、義昌に命じて妻籠を守らしめた、此時の守將は義昌の臣山村甚兵衛良勝であつた、家康は怒つて兵を發して之を攻めたが、却

木曾福島關所女通切手の判鑑に關して老中より尾州に送りたる文書

同判鑑に關して戸田氏より木曾代官に送りたる文書

山村氏木曾支配の由來

つて良勝の爲めに破られたのであつた。天正十八年、義昌は下總國海上郡網戸に徙され、慶長元年に卒して、其子の義利に至り、故あつて所領を沒收せられた、此轉封の時に家臣は皆木曾各地に離散してしまひ、木曾の地は、犬山城主石川光吉が兼ね治むることゝなつた。やがて關ヶ原の戰起り、光吉は石田黨なる所から、木曾氏の遺臣は家康の命を奉じて、木曾に亂入し、且つ苗木・岩村兩城の兵を擊退した、そこで秀忠は木曾に入ることが出來、かの山村良勝の父道祐が宅に一泊する樣になつたので有るが、後年山村氏が木曾を支配するに至つた根元は、此邊に萠して居ると思はれる。大阪冬の役には、良勝（當時用齋と號す、）尾張義直に附隨し、其子良安が福島と贄川とを守つた、又夏の役にも出陣して、父子共に義直に屬した、其後山村氏は一面幕府の旗下、一面尾州の臣となつたが、常に福島に在つて政務を視、關所を預るのである。

福島關の創置

一

福島關の創設は慶長年中との事は、信ず可きである。木曾考續貂には、「妻籠より只今之場所へ引候由」とあつて、妻籠を移したものと有る、何故に福島關を立てたかと云ふに、同書に其頃諸國に世間商と稱して、女を誘拐し、遠國へ高値に賣飛ばす、女は

朝夕之を悲み、古郷の父母は女の行衞を尋ね侘び、愁歎に暮れて居る、此事が上聞に達して、憐みの爲めにするに至つたと云ふ事を書いて有るが、或は動機はそうで有るかも知れん、卽ち文化五年三月御目付石谷周防守より申達しの書付中に、左の事項が載せて有るを見れば、女を檢するのは確かである。

福島御關所御定書其外守方覺帳

關所手形可書載覺

縱令は女上下何人之内

一乘物
一禪尼
一尼
一比丘尼
一髮切
一小女
一亂心
一手負

一囚人
一首
一死骸
右之通元祿十丑年御留守居連印之御定書出相守申候、此外は不相改、三ヶ月越ハ相通不申候、煩等ニ而數不足は夫々仕來を以相改通來候事、

然し女を檢するばかりが本務で無い事は、右の內に手負・亂心・囚人・首などと列記してあるので知れる、卽ち男子であつても檢査を受けることになつて居る。

論所地改代官手代は勘定奉行の證文にて通行が出來る。諸大名は乘物に戶を立てた儘で通行するが、多分は戶を明けて通る、享保以後に爲つては、三家、公家衆を除くの外みな戶を明ける、若し明けざる時は、駕籠脇又は供の重役へ告げ合せて實行せしむるのである。尾州家・紀州家の行列には騎馬の者あり、其數不定、前田家も騎馬があつて不定だ、之は幕府の目付から尾州へ交涉があつて、關所では承知して居るのである。さて男は一般には檢せないである、只その內出家・山伏又は前髮ある男子は一通り改める事も有る、凡て通行は證文を要する譯であるが、奉書の無き國々の者は老中の裏判で通すが、裏判の無いのは許されない、廻國修行・六部順禮などに出

福島關一に木曾福島女改所

掛ける者は、村役人や菩提寺から勝手に代官・領主・地頭に願出で、許狀を受けて通るので、許狀無きものは通行の出來ない事は、天保十四年幕府の目付より尾州へ通知した狀に見えて居る。

此關所の事を一に木曾福島女改所と書いて有る、女を檢するが重要の務とした事は知れる。故に此關を通行する乘物は嚴重に調べたのである、女並に乘物の不足の時など其旨を斷つた一札を取置いて通した、又遺骨・遺髮は手形無くして通したのに拘らず、之を骨壺又は桶箱に入れて乘物に乘せ來る時は、乘物の戶を引いて通し、戶の堅く締りたるものは、附屬者より遺骨に相違なき旨の手形を取つて通した。

木曾谷中の者の死骸は、男女共に庄屋の手形に年寄の裏書を以て通した、亂心・手負・囚人・首・死骸の東國から上る分は、御留守居の證文、又國々より關東へ下る分は諸國女證文を出す役人の證文を以て通行した。他國の女にして福島より西の木曾內に住居した者、竝に他國の者福島より西木曾內にて亂心・手負と成り、關東又は越後筋へ下る節は、松平丹波守の證文を以て關所を通すことに成つて居る。福島より西の囚人を江戶へ下すには、尾州の御年寄衆の證文を以てする、但、二條・大坂在番の大御番・與力同心、竝に家來に至るまで、亂心又は手負の者あつて、關東へ下る場合には

東海道の如く、大御番頭の手形で關所を通した、之は正德元年の發令である。其外大坂加番衆の家來に亂心、囚人あつて、大阪城內より碓氷關・川の關所等、西信州內へ差下す分は、主人の手形で通し、碓氷關・川の關所を越えて國々へ下す分は、大坂町奉行の證文を以て通し、兩關所へは書替へ手形を發するのである。

關所通行の駕籠は三家・三卿の家臣、宮門跡、公家の家臣なる時、其身分・姓名を尋ねられて其まゝ通行が出來る、御目見え以下のものゝ通行は、下車す可きであることは、寬政三年の令に見えて居る、然し陪臣であれば、御目見以上でも舊例に從ひ、中には下乘せねばならぬ、今其一例を左に擧げやう。

一文政二卯年八月、御目付內藤隼人正ゟ左之通書付被相渡候、

尾張殿

御城附へ

細川越中守家來
長岡山城

右は代替並父子共改名等之節以來、自分斷ニ而福島御關所駕籠ニ而通行可致候間、差支無之樣相通可被申候、

八月

內藤隼人正

右之通書付被相渡候付、同年十月御目付土方八十郞へ左之通書付を以、心得方相伺候處、附紙ニ而被相渡候、

細川越中守家來長岡山城儀、代替竝父子共改名等之節以來、自分斷ニ而福島御關所駕籠ニ而通行可致候間、差支無之樣相通可申旨御達御座候由、尾張殿家老ゟ先達申越承知仕候、諸家陪臣御關所乘駕之儀、先年被仰出後も兎角區區ニ候處、去文化七午年松平越中守家來御關所乘駕之儀ニ付、初鹿野傳右衞門ゟ追々尋有之、幸ニ心得方相伺候處、寬政三亥年七月以前乘乘駕之儘通行致し候者、竝其子孫ニ而も、乘駕之儘相通可申、同年七月以後、乘籠ニ而乘通候分ハ、以來下乘爲致相通候樣可致、外御關所乘通候共、先格無之分は下乘爲致可相通旨御差圖有之、其後諸家之家來御關所乘駕籠之儀、節々御達御座候、山城儀は譯合有之、直斷相濟候事にも御座候哉、尤根之儀、御役筋より御通達御座候得ハ、强而不締と之筋ニ而ハ無御座候得ども、差越候儀ながら、後來に至、混雜品に寄移、違等出來可申哉も難計心配仕候、可相成ハ外々之儀ハ是迄之通、節々御達御座候樣仕度奉存候、依而相伺申候、以上、

十月　　山村甚兵衞

附箋

書面御關所諸家陪臣駕籠ニ而通行之儀、文化八未年、初鹿野傳右衛門ゟ相達候通ニ而、通方意味違之儀無ㇾ之候、且細川越中守家來長岡山城家に限、代替竝父子改名等之節共以來、自分斷ニ而、相通候儀與可ㇾ被ㇾ心得ㇾ候。

關尹曰、陪臣駕籠ニ而通行之儀、文化・文政以後、御目付ゟ達有ㇾ之分、駕籠ニ而通し無ㇾ之分、指押候仕來に相成候事、

但、寛政三亥年七月以前ゟ乘駕籠之儘通行之者、竝其子孫ニ而も乘駕之儘相通可ㇾ被ㇾ申と、文化八未年御目付初鹿野傳右衛門より通達ニは候得共、寛政以前之例を以掛合有ㇾ之候ハヾ、垂駕之儘相通候方にも可ㇾ有ㇾ之哉

〔木曾考續貂〕

寺社の使僧又は家來などは、先例が有れば垂駕にて通行を許さるれど、先格なくして同格を申立たり、他の關所を無難乘り通りたりと申立ても、先例なき分は凡て通行は許されなかつた。惣檢校や其隱居後は駕籠通行は出來た。

女乘物

女を檢する事の嚴なるは前に述べた通りであるが、隨つて女乘物はやかましい規定がある、姫宮方その他重き方々の輿は檢するに及ばず、供の女中も定式の檢查

に及ばない旨を老中・所司代・御留守居から臨時に指圖あらば、之を通すことになつて居る。公家衆、其他諸大名・旗本の奥方、息女などは、相乘なきや否や、老女を派して見通しに之を檢せしむる、然し定式には之を檢せぬ、其他の女は老女をして一々定式に檢せしむるのである。手形に乘物の事を書き載せてある女に對しては、老女を出して乘物の内を定式に檢べさす、左なくば乘り來りたる女は下乘さして、下番所にて足輕に定式の檢べをさす、其内旅中の疲勞を斷り出た者に對しては之を聞屆け、駕籠の中にて足輕に定式の檢べをさす、通行の女又は乘物の數が手形に記載されたものに不足する時は、其斷りの一札を取置いて通すのである。

二

武器の檢査

關所の任務として今一の重大なるものがある、外でも無い、武器の檢べである、其中第一に鐵砲を檢することが寛永以前よりやかましかつたと思はるゝ。證文なくして通行は全く出來ないので有る、但し數筒は老中の證文を要したが、持筒は自分の手形で濟んだものだ、尤も之は江戸へ下る公用の時の法だが、上る方の鐵砲は持筒でも數筒でも、共に自分手形でよかつた。又上り下りの私用には持筒・數筒共に老

中の裏書であつた、若し鐵砲の數が證文記載の數より少ない時は、其旨を斷り屆けて通した。さて此鐵砲改めに就いては、下り荷物の內、長荷・長持なども之を檢することになつて居るが、鍵を先きへ遣はすか、斷りの品あつて不審の體も無い場合には、鐵砲の無い趣の手形を取つて、通行を許すこともある、尤も上りの荷物は檢べは行は無い、但し上使を初め、御用の通行者・公家衆・門跡方の長荷物・長持などは全く檢べない、檢べるものは、長持は蓋をはねるばかり、夫れも蓋が堅固に出來て居て明け難いものは、隨行者から手形を取つて之を通す、又馬の跡附も乘下に成つて居る分は、之を檢べない、只持參すれば之を檢するに過ぎない、其外は皆持ち擧げて目方を見るだけの事だ。

將軍名代の上使及び老中の行列に持たす持筒は、其數を見通して檢べる、左無くば下番所で定式に檢べる事もある。二條・大阪の御番預筒は與力の證文を持參し、同心が附いて來るので有るから、上番所で定式に檢べるのであるが、同じく下りの持筒は自分の手形、數筒は老中の裏書で通すのである、尤も時により持筒も數筒の裏書中へ書加へてある事もある。今左に是等の例を揭ぐれば、

一寬文六午年五月御老中より左之通被仰渡候、

覺

松平加賀守參府之時持筒五挺之事、向後無相違福島關所相通候樣、山村甚兵衛へ可被申渡候者也、

寛文六午五月二十一日

內膳 印判（板倉重矩）
但馬 印判（土屋數直）
大和 印判（久世廣之）
美濃 印判（稻素正則）

成瀨隼人正殿

關尹曰、松平加賀守歸國之節、持筒五挺之外、鐵砲六拾挺、加賀守家來證文ニ而相通候、根之儀ニ候間、此所へ出置候方、

一享保二酉年九月四日、御老中戸田山城守殿より左之通被仰渡候、

尾張殿
御城附へ

松平加賀守今度歸之節、木曾路旅行ニ付、信州福島關所相通候依之持筒五挺之外、鐵砲六十挺、加賀守家來證可差出候間、右關所無滯可相通旨、山村甚兵衛

方へ被申越候樣ニ家老衆迄可相達候、證文には及問敷與存候得共、爲念差出候樣ニと相達候事ニ候、

九月　〔木曾考續貂〕

の如くである、木曾材木奉行の持筒はもと尾州の御側用人から通告が有つたので、以來自分手形で通したのである、此外色々の場合も有るけれど繁雜で有るから省略しやう。山村家の家中のものゝ殺生筒は、年寄より札を渡して有つて、それで通したのだ、武器の中、弓・具足・槍・長刀の類は一般に檢べない、然し上包にて何物やらん解らざる時は、下り荷物だけ上包を解かせ、其品を見屆け、又は隨行者より手形を取つて通すことになつて居る、但しあまりに過分の品數の時に、怪しと認めた場合は、伺出の上通す心得との事だ、又大名の所替へに當つては、鐵砲其の外武器ともに老中の裏書を要するのである。參勤交替の時は平日の荷物通用の如く、鐵砲以外は撿べない、尤も之は通行前に老中から奉書が出て、判鑑を渡されて有るから、いよ〳〵通行の場合には家來が判鑑を持參して、引合はせて通さるゝので有る。

關所の門を閉ぢた後の通行

關所の門を閉ぢた後に通行者が來た時、公用の繼飛脚の外は皆之を許さぬ。然し御用により、又は大名急用の場合には、早追の飛脚に對し、吟味を遂げて通すこともあ

る。

三

次に手形の記載事項・方法等を少しく述べたい、前述の御留守居の連印は、一判たりとも不定の時には、其理由を書入れて置かねばならぬ、手形に記載す可き事項は、

一乘物　何挺　縱令ば女上下何人の中、
一禪尼　これはよき人の後室又は姉妹などの髮剃つたのを云ふ、
一尼　これは普通の女の髮剃つたのを云ふ、
一比丘尼　これは伊勢上人、善光寺上人などの弟子又はよき人の召仕である、其外熊野比丘尼をも云ふ、
一髮切　これは髮の長短によらず、少し切つたも又は中をはさみ、出來物の上などをはさみたる者は皆髮切の中である、病後の脫け髮の生へ揃はざるは、髮切でない、但髮を切つたものと見える場合には、髮切の中に加へられる、
一小女　これは當歳より以上、振袖の内はすべて小女だ、然し振袖の體に不審があれば、之を檢べる、但し小女の中で尼、禿、髮切などは檢べない、
一亂心　男女とも
一手負　男女とも
一四人　男女とも、
一首　男女とも、

女通手形に身分を書くこと

一死骸　男女とも、

であるが、若し不審の點があれば、之を檢べるのである、但し缺落などの者がある節は命令があるから、夫れに從つて檢べる事になる、手形などに記載する當月の月日は、來月晦日までは有效であるが、若し其日限を過ごすと通行は許され無いので有る。なほ又女が途中にて發病又は死去したる爲め、手形記載の數より少なき場合には、其旨を斷り屆けて通行する、勿論多き數になれば通されぬは知れて居る。今一つ女通手形記載事項に就いて述べて置きたいのは、萬石以上、布衣以上、役人、寄合までは、直斷りの分、手形に女の身分を書かぬが有つたが、寛政八年に大目付から令が出て、女の身分は貴賤に拘らず、之を記載することに爲つた。要する女改に就いては餘程むづかしく檢べたものと見える、享保三年に至つて、關所にて旅行者を支へられ、手間取つて難儀をして居る者を救はんがために、御留守居から書付を渡されて、近來女の面部・襟・咽・乳より上、竝に手足すべて見渡して居て、疵所・髮の模樣を細かに手形表に載せ來つたが、今後は疵所・髮風は載せぬことゝなつた。

盲女は證文に書加へぬ、普通の女として取扱ふた、姫宮方の通行の節は輿の内を檢せぬことは前に述べたが、之は豫め御留守居から一判の手形を送り來り、供の女

の手形を差出す節に、姫宮方の名は書き入れずに通したのである。其事の例は、

一安政七戊年六月、御留守居ゟ左之通書付被₂相渡₁候、

此度鷹司殿息女房君御方、從₂尾張殿屋敷₁被₂致₁₂上京₁候付、松平右近將監殿依₂御指圖₁、別紙先例之通、月番豐前守一判之斷狀差遣候、先達而右體之儀有₂之節は、追而供之女共定例之通手形差出候ハヾ、一判之斷狀差遣置候御方之名前も書入候樣にとの儀、先年市川出雲守御留守居勤役之節、演說の掛合有₂之趣被₂申聞₁候間、相糺候處、右掛合之儀ハ演舌之儀ニ而當時證據に難₂成、拙者共方に留守も無₂之候間、致₂評議₁候處、御老中方御差圖ニ而拙者共一判之斷ニ而房君名前相分候事に候間、近例之通追而供之女手形差出候節、右手形之內へ房君名前書入不₂申筈拙者申談候間、以來右之通御心得可₂被₁成候、右可₂申達₁如₂此御座候、以上、

五月二日

松平若狹守印

神保和泉守印

高井土佐守印

依田豐前守印

山村甚兵衛殿　〔木曾考續貂〕

である、つまり女手形には御留守居の判が必要なので有る、木曾考續貂に、

福島關所相通候女手形之事

上方 板倉周防守
大阪近邊 久貝因幡守
堺 石川三右衛門
伊勢國 松平隱岐守
美濃國 松平越中守
飛驒國 金森出雲守

右之面々從其所信州江越候女之事、此書立之衆判形を以可相通旨被仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

寛永十一戌三月十八日

酒井讃岐守書判
土井大炊守書判
酒井雅樂守書判

竹腰山城守殿
成瀬隼人正殿

と出でたるを見ると、御留守居の外に判形を行ふ分擔が知れるのである。上方は所司代が判をする、若し之が參府して留守の時は、町奉行がする、其事は元祿十六年に定つたのである。こゝに上方とあるは所司代の所在地を示したもので、西國・中國も其勢力版圖であることは勿論である、伊勢・美濃・飛驒・紀伊・越前・東三河・西三河・遠江・近江・丹波攝河・伏見・和泉・南部・大坂・尾張みなそれぐ國老や、奉行・代官の判鑑を送つて來てあるから、その判で手形が出來るのである。

女手形の書式

すべて江戶へ下る女・亂心・手負・囚人・首級・死骸などの手形は本紙は之を關所に留置き、上州碓氷、越後關川の兩關所へは書替證文を遣はすのであるが、本證文は之を集めて毎年七月末、正月末に江戶御留守居へ返送するのである、京都所司代、信州松平丹波守などの手形は一ヶ年に束ねて返送するのである、今左に女手形の書き方を擧げやう、

乍恐奉願女手形之事

合貳人　　當村孫左衞門女房並娘共ニ

右之女信州松本山邊江湯治仕候、福島・贄川御關所、上下無相違御通被遊被下候ニ付御裏判被爲遊可被下候、以上、

享保六年

丑三月二十三日

岩郷村庄屋
九郎左衛門

郷左衛門

磯　六右衛門様

松　重　太夫様

山　貞右衛門様

指上ケ申一札之事

女壹人　　當村　清左衛門母

信州善光寺江參詣仕度由願申候、福島・贄川兩御關所、上下無相違罷通様に御裏判被爲遊可被下候、爲其如此御座候、以上、

享保四年亥三月六日　　兩人判

磯野六右衛門様

山村貞右衛門様

松井十太夫様

〔兒野九郎左衛門萬日記〕

福島にて書替への場合には、山村家の年寄が之を取扱ふのである、其書式を左に示

さば、

女壹人髮之內釣乁有ㇾ之乘物壹挺從₂攝州大坂₁江戶迄、福島御關所無₂相違₁可ㇾ被₂相通₁候、右者江戶淺草寺中壽德院貸地竹田屋喜八與申者之娘之由、大坂天滿堀川橋屋庄兵衞借屋大坂屋平兵衞、竝同町年寄五人組證文取置如ㇾ此候、以上、

天明元丑年五月六日　土屋駿河守印

福島人改御中

右女壹人髮之內釣乁有ㇾ之、乘物壹挺、五月十八日、爰許相通申候、本紙當福島御關所に留置申候、以上、

山村甚兵衞內
磯野六右衞門印
松井十太夫印

碓氷　御關所

の如くである。次に諸國の印鑑に就いて少しく述べて見たい、諸國からくる奉行の印鑑は、老中から尾州の成瀨隼人正あての奉書て、御城附へ渡り、外に年寄衆の添書が附いて木曾へ來るのである、奉行人が死去、役替へ、役免のときは、新奉行の印鑑が來る、そこで舊奉行の印鑑は速に大目付中まで戾すのである、戾れば江戶留守居の

諸國の印鑑

者から、市ヶ谷用人へ泄れざる様に通知することである、今此新奉行から届け出る印鑑の奉書は、左の如くである。

從美濃國出候女手形之儀、戸田釆女正可出之旨被仰出候間、如父肥後守時判形引合可通之旨、山村甚兵衛江可被申渡候、則釆女正判鑑差越之候、恐々謹言、

貞享元子九月廿三日

戸田山城守忠昌（花押）
阿部豐後守正武（花押）
大久保加賀守忠朝（花押）

成瀬隼人正殿

一筆令啓達候、從美濃國諸方江差越候女御關所手判之儀、如同姓肥後守時、拙者可出之旨、當廿一日以奉書被仰付之候、因茲印鑑御老中迄進之候間、其許江相達可申與存知候、同姓肥後守相務候通、拙者書替之證文遣可申候間、福島御關所、御通可被成候、右爲可申入如斯候。恐惶謹言、

九月廿四日

戸田釆女正氏定（花押）

山村甚兵衞様　（以上二通挿圖を參照せよ）

人々おつたへ

前者は尾州の年寄連署の添書が附いて山村家へ出すのである。此外に異例のもある、松平越前守の如きは、家老印鑑の替る毎に、書狀を添えて使者を越すのである。又大坂城代のは女通用の手形でなくて、公用繼飛脚のみだから、奉書は添えないこととなつて居る。

以上述べた所を約言すれば、福島關は女改めと鐵砲改めとが二大任務で、決して此關を軍事上から防備したもので無い、故に事ある時は矢張り贄川・妻籠まで固めるに極つて居る、幸に泰平が打續いて兵を用ふる事がなかつたから、山村氏の職分は尾州に對して一藩士であつて、幕府から此關を預つた迄で有つたが、戰亂にでも成つたら、迚も山村氏だけで木曾の防禦は出來なかつたらう、隨つて福島の關も何の用にも立つまい。然し德川氏が女改めと鐵砲改の二事を名にして、木曾に關を置いて警察上の取締りをさしたのは、大に效果を擧げて、隨つて又防備上にも關係を起したらうと思はれる。そは別論として、こゝには福島の關は兵事要害の爲めで無い、保安上の爲めで有ると云ふ事を繰返して、この編を結びたいのである。

コックス日記

三百年前に於ける外人の日本旅行

文學博士　大類　伸

「コックス日記」は人も知る如く元和年間肥前平戸に英國商館長として來て居た英人リチャード・コックスの日記で、一六一五年六月一日（慶長二十年五月十五日）から、一六二二年三月二十四日（元和八年二月二十六日）までの記事がある、但し一六一九年と翌二〇年との記事には著しい缺落があるが、ともかく精細な日記であるから甚だ興味深く感ぜられるので、當時の史料として貴重なるもの丶一である、目下同書の前半を讀了したので、其の內から日本交通史に關係ありと思はれる項に就て、紹介して見やうと思ふ。それはコックスが平戸から江戸に參府した時の記事で、三百年前の外人の日本旅行であるから、交通史の研究に參考になることと思はれるのである。

コックスの江戸參府は一六一六年七月下旬から同年十二月初旬に亙つたもので、今より正しく三百年以前である。實はコックス日記を讀んで居る時、三百年前の外

人の旅行は必ず面白い事實が多いに相違ない、日本人の旅行とは著しく異つたものがなければならぬと、非常に期待する所があつたのであるが、日記を讀んで見ると餘り特殊のことを見出し得なかつたのである。たゞ旅行中の宿泊料・晝食料等が明細に記されたのを面白く思つたことと、京都の大佛殿・豐國廟に關する詳細の記述を珍しく感じた位であつた。併し固より平凡な記事と雖も其の解釋の仕方に依ては、一言一句が非常に貴い金石ともなるのであるから、所謂珍稀なことゝ所謂平凡なことゝの區別なく、次に紹介しやうと思ふ。況や外國商人の日記である故、當時日本に行はれた公家や僧侶・學者・歌人等の日記とは、確かに趣を異にして居る、而して平凡ながらも必ず或る興味を以て讀まるべきものと信ぜられる。

外人の安全なる旅行

コックス日記を讀んで、まづ第一に感ぜられることは、三百年前外人の旅行が當時の日本人の旅行と甚しい差がなかつたと云ふことである、卽ち外國人も日本人同樣に、安心して旅行が出來た有樣が推測されるのである。固よりコックス日記の記事のみに依て此く斷定するのは早計であるかも知れぬ、併し同書に現はれた所に依れば、不安な旅行ではなかつたと云て宜しい。一片の鱗で龍の全體を推すのは場合に依ては不可能であらうが、コクス日記の場合は左程妄斷ではあるまいと思

當時の自由寛大な世相と外人との接觸

ふ。但し大阪落城の翌年、殊に家康の歿後間もないことで、世態不穩の時代であるから、旅行に警戒を要したのは云ふまでもないが、其の警戒の事實が著しく記載されて居らぬ。たゞ八月十三日の條に、伏見から草津に赴く途中で、携帶した荷物と人間と一處に旅行しないで、荷物だけを半日行程丈け先へ送り出したことがある、而してそれは危害を避ける爲めだと記して居る。是は外國商人が荷物を携へて居ると、追剝や强盜に罹る虞があつたことゝ思はれる。又十一月十八日の條に、夜間堺から大阪の旅宿に歸つた時、堺の旅宿の主人は三名の者に槍を携へてコックスを送らしめたが、是は夜遲いからであつたと書いて居る。此等も途上警戒の一例であらう。併し此の二項の記事以外に警戒とか不安とか云ふ事實は見えて居らぬ、況や外國人なるが故に特別に迫害された様な形跡は全く認められない。

察するに三百年前の日本は戰國の餘風を受けて、社會の秩序が充分に整理されず、殊に思想の上にも一種自由濶達の氣風が行はれて居つた、從て外來の新文化に對しても、其の珍奇を悦んで之れに對する感受性は甚だ强かつたことゝ思ふ。基督敎が速に傳播したのも、當時の自由な世相から考へて如何にも至當なのであらうコックスも既に日本人は新しきものを好むと云つて居る、又バジェーの日本基督敎

史を見ても、大阪落城の際外國宣教師は餘りに虐待されて居ない。政策上基督教を禁じ、其の信徒を迫害したことは別として、私人として日本人は外人に對して甚だ寛大であつた様に思ふ、コックスが何等の不安なく、殆んど日本人同様に旅行し得たのは、矢張り當時の自由寛大な世相の結果であらう。其の一例と認められるのは十一月二十六日の記事である。此の日コックスは平戶に歸る途中、船で播州高砂の港を出帆して備後の鞆に向つたが、海上で一艘の四十挺仕立の早船に行き逢つた、これは備後の領主の船で奉行が乘組んで居たが、コックスの船に外國人の居るのを見て、互に船を駐めて談話を交へ、備後の奉行よりは雲雀二十羽を贈り、コックスからも返禮として酒の小樽一箇と鹽鱈一尾とを贈つて別れたことがある、而して別れる際、奉行は若しコックス等が備後領内に入港した場合には、能ふ限りの便宜を計る旨を約束した。此の一事實に依ても、外人の旅行が不安でなかつた事情が察せられる、三百年前瀨戶內海で偶然行き逢つた內外人の船が、互に舷を接して歡談して別れたことは、當時の日本人の氣風を知る參考になる事と思ふ。

江戶參府の目的

コックスが江戶參府の目的は、家康薨去して秀忠の代となつたにつき、將軍に謁見して敬意を表することの外、英國商館の販路其の他につき從來の特權を確保せ

ん爲めであつた。併し其等の事情を調べるのは本論の目的でないから略すことゝする。さて其の旅行の準備に就て考へると、別に取立てゝ云ふ程のこともないが、たゞ平戸の領主松浦侯に大船一隻の借用を申込み、且年來昵懇であつた奉行の同行を求めたことがある、(七月十日の條)此の時松浦侯は大船は自分が近日江戸に赴く用に供するからとて、別の船を貸與され、又奉行も別の奉行に同行を命ぜられたコックスの一行は人數が不明であるが、商館員たる英人六七名、外に奉行及び通譯者(共に日本人)各一名であるが、尙ほ記載はないけれども、其の他に二三名の日本人從僕があつたことゝ想像される、要するに十名内外であらう。それから陸行の場合には毎日宿泊料と晝食料とを明記して居る、之に依て彼等が特別に糧食を携帶しないで、到る處の旅宿並び茶店で食事を取つたことゝ思はれるが、其の何物を食したかは一向に記されて居ない。或は宿泊料は單に宿泊の爲めの座敷代で、食料は含んで居ないかとも疑はれるが、日記中には屢旅宿に三食代を拂ふと記載されて居るから、旅宿への支拂は食事代が主であつたものと思ふ。要するに到る處の土地で出される食事を其のまゝ取つたものであらう。

一行の人員

旅行中の食物

次に旅行の機關としては何を利用したか、平戸から大阪までは無論水行で、大船

旅行機關

一隻に乘組んだのであるが伏見以東は所謂東海道五十三驛を順序通りに遣つて來た。又大阪伏見間は淀河の船便を利用して居る。大阪以西の水行に就ては船に乘つただけで別に云ふこともないが、伏見以東の陸行は何に依て旅行したか明記されて無い、併し前後の記事に依ると、それは馬乘であつたと思ふ。是は東上の途中で上野介忠輝の一行が高野山に赴くのに出合ひ、(八月十九、廿日の條)彼の一行の爲めに乘馬が徵發されて、コックス等の乘馬並び駄馬が缺乏して、爲めに一日の行程が豫定の如く進まなかつたと云ふ記事に依て察せられる。尙之れと同一の例は、箱根山を越える前後卽ち原附近から小田原に至るまでの間に、馬匹が將軍(當時の外人は將軍を皇帝と記す)の爲めに徵發されて缺乏したことがあり、(八月廿三、廿四日の條)尙ほ桑名附近では桑名侯の許に諸侯が謁見に來集した爲め、矢張り馬匹に缺乏して苦んだ記事がある。(十月廿六日の條)更に又歸西の途中由比附近で一行中のウィリアム・アダムスが落馬して、肩の骨を挫いたこともある。以上の事實はみなコックス一行が馬乘で旅行した例證であらうと思ふ。

又旅行の日數は何程であるか、コックスが平戶を出帆してから再び平戶に歸つた其の期間は、七月三十日から十二月三日まで、卽ち四ヶ月餘であるが、それは滯在日數が長かつた爲めて、眞の旅行期間は左程に長くない。別表に示すが如く往復共に

日子は殆んど同一で、往は水行七日、陸行十五日、合計二十二日間、復は陸行十五日、水行八日、合計二十三日間である、(滯在日數を除く)之を當時の日本人の旅行に比して大なる相違はない。中院通勝が元和六年(一六二〇年)東海道を旅行した紀行『篠枕』に依ると、京都から江戸まで十三日を費して居る、又中山通村の『關東海道記』を見ると、彼が元和八年(一六二二年)に京都と江戸との間を往復した日數は、上下共に約十二・三日であつた。之に比較しても十五日を要したコックスの東海道旅行は、當時の日本人の旅行と殆ど同じであつたと云ひ得るであらう。

次に又旅費に就て考へて見やう。旅費の全體は明細な記事が無いから不明であるけれど、毎日の宿泊料・晝食料が大抵明記されて居るのは、流石に商人の日記で、是こそコックス日記の特色であらうと點頭かれる次第である。平戶から大阪までの船賃は十一月十三日の條に三十兩と見えて居る、これは歸路の場合であるが、東上の際の船賃は特記されて居ない、たゞ大阪に着した時平戶侯から借用した船の船長以下水夫、水先案內等の乘組員に金子を與へた記事がある(八月八日)是は船員への心附けだけと見るべきか、又船賃とすべきであらうか、其の額は總計九兩六匁であるが、その費目は一寸判定に苦むのである、又陸行の場合は宿泊料は五兩乃至八兩位で

其の外毎回婢僕への心附として錢一百文乃至三百文を拂つて居り、又晝食料は二兩前後から三兩位を拂ひ、之に心附として錢一百文或は二百文を添へるのが例であつた。又乘馬・駄馬の賃錢は不明であるが、たゞコックスが相州浦賀から江戸に赴いた時、逸見から浦賀までの乘馬賃として錢一千文を拂つて居る、これは多分三人分の乘馬賃であらうと思はれる、又逸見から武州川崎までは船を傭つたが、其の船賃として一分卽ち銀一兩三匁五コンドリン（一コンドリンは一匁の十分一）を拂つたことがある。（十一月二日）此等の斷片的記事に依て乘馬賃や船賃の一端は窺ひ得ることゝ思はれる。

又別表に見る如く往と復との場合に、宿泊料や晝食料に著しい差が認められる。卽ち復は往に比して半分乃至三分一に過ぎない。是は往は人數が多くて恐らく十人内外であつたものが、江戸に滯在中商業用で至急人を京都に遣はす必要が起つたにつき、一行の內六七名はコックスに先立て西下の途に就いたので、コックスと共に後れて歸途を共にしたものは四名位であつたかと思はれる、宿泊食事等の費用が著しく減じたのは卽ち人數が減つた爲めであつた。

貨幣通用の有樣

尙又注意すべきことは京都附近並び其の以西にあつては、支拂は殆ど銀を用ゐたものと見え、常に何兩何匁の計算に依つて居るが、伊勢より以東には主として銅

錢を用ゐたので、計算は大部分何文となつて居ることである。固より此の計算法の相違は明確に地方的に區別された次第でなく、兩と文との勘定が混用されては居たが、大體に於て以上の區別は是認されねばならぬと思ふ、殊に歸路の場合に著しく認められる。是は文化の進んだ西國地方に金銀貨が多く行はれ、東國にはまだ銅錢が主として使用された事實を語るものであらう。又當時は銀と銅との比價が一定しない時代と記憶して居るが、コックス日記にも銀銅兩貨は全く別々に勘定された、卽ち銀二兩七匁の宿泊料を拂ひ、更に下男に銅二百文を與へたと云ふ如きで、銀銅兩貨を併せて計算して居らぬ。但し、八月十四日の條に錢一百文を銀一匁と算へた記事があるから、此の比價に依て換算したものと認められる。

別表にもある如くコックスは東上の際、宮と小田原とで其の滯在日數が一日か二日であるに拘らず、莫大の金子を費して居る、卽ち宮では大判一枚(凡そ五十五兩)小田原では三十四兩餘に及んで居る。是は何の爲めか分らぬ、或は計算の誤ではないかと思ふ、業務上特別の用途があれば格別、それで無ければ理由が分らぬ、或は遊興でもしたかと思はれるが、それにしては多額に失するものと思ふ。コックスが歸途吉田で遊女を相手に遊んだ時の支拂は、五兩餘に過ぎない、但し此時は酒宴のみらし

江戸參府日程

く察せられ、又同行者も少かつたらしく見えるから、往路の多人數の場合と同一に論ずることは出來ないと思ふ。併しともかく宮と小田原とでの支出は、他に比して非常に目立つのである、孰れ何か理由のあつた次第であらう。

コックス江戸參府日程表

〔勘定は便宜上銀に換算す〕

一六一六年（晝食地）	（宿泊地）	（晝食料必附とも）	（宿泊料必附とも）	（其他）
七月三十日　平戸出帆	名護屋（碇泊）			
卅一日	下關（碇泊）			
八月一日（元和二年七月二日）	上關（碇泊）			
二日	高崎（碇泊）			
三日	牛窓（碇泊）			
四日	大阪河口（碇泊）			
五日―十一日	大阪滯在			
十二日發大阪　枚方	伏見	?	八兩、八匁、〇	
十三日　?	草津	?	?	
十四日　水口	土山	三、一、二	五、三、〇	
十五日　龜山	白子（直ニ出船）	二、一、〇		
十六日　?	宮（？）		五五、二、〇	
十七日　?	岡崎	?	?	四

十八日	吉田	新居	三、一、〇	?	
十九日	濱松	見附	三、七、八	?	
二十日	掛川	日坂	一、六、〇	一、六、〇（夕食代のみ）	
廿一日	藤枝	駿府	一、一、〇	五、六、〇	
廿二日	?	蒲原	二、二、〇	?	八、〇
廿三日	原	三島	四、〇	二、七、〇	
廿四日	箱根	小田原	三、〇	三四、八、六（廿四日・廿五日分）	
廿五日		同			
廿六日	大磯及藤澤	戸塚	五、二	二、二、〇	
廿七日	江戸着				

（歸路）

	（晝食地）	（宿泊地）	（晝食料必附とも）	（宿泊料必附とも）	（其他）
十月十七日	江戸發（元和二年九月二十一日）	神奈川	?	三、三、六	
十八日	鎌倉	藤澤	?	二、九、〇	
十九日	大磯	小田原	一、七、〇	二、二、〇	
二十日	箱根	三枚橋	一、一、〇	二、三、〇	三、〇
廿一日	蒲原	江尻	一、三、〇	三、二、〇	五、〇
廿二日	駿府	藤枝	二、二、〇	二、二、〇	三、〇
廿三日	掛川	見附	一、七、〇	二、二、〇	
廿四日	新居	吉田	一、三、〇	四、〇、〇	一、三、五
廿五日	藤川	鳴海	一、四、〇	二、二、〇	

廿六日　宮(朝食)	桑名(?)	五、〇	二、五、〇	
廿七日　庄野	關	一、五、〇	二、五、〇	二、〇(關所か)
廿八日　石部	大津	一、四、〇	五、三、〇	一、〇(酒手) 三、〇(渡船賃)
廿九日—十一月十日	京都滯在		八五、〇、〇	八、三、八
十一月十一日　京都發枚方	伏見	三、四、五	九、〇、〇	五、〇、〇
十二日—十四日	大阪滯在			
十五日—十七日	堺滯在	一八、〇、〇		
十八日—廿四日	大阪滯在			
廿五日　大阪發	高砂(碇泊)			
廿六日	?			
廿七日—廿八日	鞆		一〇、四、五	
廿九日	?			
三十日	上關附近(碇泊)			
十二月一日	宮津附近(碇泊)			
二日	下關(碇泊)			
三日　平戸着(元和二年十一月九日)				

其他尙旅行中の見聞等に就て細かい事實を記せば、容易に盡きないけれども、既に豫定の頁數を超過して居るから、此邊で筆を擱くことゝする。

幕末東海北陸二道通行見聞錄

文學博士　星野　恒

此程蘆田伊人君來訪せられ、舊友藤田明君日本交通史の遺著あるを以て、諸同人の交通に關する論説を併せて之を刻し、以て同君の記念と爲さんと欲す、幸に一篇を草して之を惠與せられたき旨を述べられたれば、予未交通の事蹟を研究せしことなきを以て之を辭すれども、如何樣な事柄なるも苦しからず、唯交通に關係せしものなれば宜敷とて、切に希望せられたれば、たまたま回顧錄を草し居れば、二十一歳の折、即ち安政六年北陸道を經過して丹後に至り、又東海道を下り江戸に達したる時、途中見聞せし記事を摘錄して、塞貴までに差出したらば如何と尋ねたれば、右にて宜敷趣述べられたるを以て、其中數條を抄出すること左の如し

道路

當時の街道筋は、全國の諸大名皆江戸に參覲交代するを以て、江戸を中心と爲し、里程も日本橋より割り出したるものなれども、猶ほ京都を尊崇し、之を上方と稱し、

幕吏の旅行

東海道・中山道を往來するに、西行するを上ると稱し、東行するを下ると稱せり。又京・江戸・大阪を三都と稱し、西國の名邑は江戸よりの里程の外に、京より幾里、大阪より幾里と里數を示したり。東海・東山二道は申すに及ばず、京阪近傍及び奥州街道の仙臺領境までは、皆譜代大名を以て城主と爲し、外樣大名を差置かず、（譜代大名とは從前より徳川家に臣屬せしものにて、外樣大名とは關ヶ原役後徳川家に服從せしものを云ふ、）去共中國・四國・九州・奥羽とも、要所々々は皆公領と爲し、奉行・代官を置て之を治め、又所々に譜代大名を据え置きて、外樣大名の領地と犬牙相制し、猥りに動亂を生ぜざらしめんことを務めたり。扨街道筋の公領は境目ごとに木標を立てゝ、從此西（或は東若くは南北）代官誰某支配と書して之を示し、（但街道以外はこの榜示なし）宿驛には其市街の大小又は前後宿驛と距離の遠近に隨ひ、相應の人足駄馬を備へ、問屋場を設け宿役人を置き、諸大名若くは藩士通行の節の雇役に充てり、尤定置の人馬は限りあれば、常に之を近傍の郷村に課して其不足を補助せり、之を助郷及び加助と種す。（助郷とは宿驛の人馬を助くる郷村の義にして、加助とは又其不足を助くる郷村、卽ち第二の豫備人馬を出だすの義なり、）但幕府の役人の公用にて旅行する時は、其身分に隨ひ、官より人足何人、馬何疋使用すべき旨、朱印を捺したる書付を賜はれば、御朱印道中と稱し、飛ぶ鳥をも落すべき勢にて、人馬を使用し、而して其人馬の雇賃は宿驛の負擔たるのみならず、或は其意を失ふて

叱責せらるゝことなどあらば、それこそ大變なれば、宿驛にては其從僕に至るまで其機嫌を取り、戰々として事に從ひ、毫も其意を失はざらんことを務めたり、中には袂うつし或は鼻藥をかふと唱へ、些少の金錢を與へて歡心を買ふものありき。諸藩主及び旗下士藩士の通行には、兼て公定の賃錢表ありて、之に據り賃料を拂ひ人馬を雇使せり、皆先觸れとて、豫め誰某月日通行、人馬何程入用の旨記載せし書付を、驛繼きにて通知して置くを以て、驛々にては其日程を計り、其入用の人馬を備へ置きて、寸時も差支へなからしめたり。百姓商人に至りては公定の賃錢に據るを得ず、皆問屋場に就て相對の賃錢を拂ひ、人馬を雇使し、先觸などは勿論差出すことを得ざりき、扨又宿驛の入口出口には、必ず木標ありて驛名を示し、且「驛內はくわへ烟管無用、口附なき馬に乘るべからず」と禁戒せり。

藩主旗下等の旅行

東海道はすべて松の並木あれども、他の街道は必ずしも然らず、唯城下の前後に松杉を列植するのみ、又街道筋は沿道の町村に課して其掃除を分擔せしむ、之を掃除丁場と稱し、所々に小榜を立てゝ其何町村の丁場を示せり、それゆへ行潦汚水あれば疏して之を夷にし、塵芥雜草あれば之を掃ひ之を去り、街道筋の長距離なるに拘はらず頗る清潔なり。

松並木

掃除丁場

駒返

親不知子不知

親不知子不知の險

越後の北陸道に當れるもの海濱に沿て路を成し南北大凡八十里山足海に迫り深沙踝を沒す、其今町（今、直江津と云ふ）以西將に越中に入らんとするに青海・歌の間二里二十七町是を駒返と云ひ、外波・市振の間二里是を親不知子不知と云ふ、皆海山相迫りたる砂濱を通行し跋渉困難なるを以て此名あり、而して親不知・子不知は最も絶險とす。其地大山の址走て北海に臨み、巉巖壁立數十仭一出一入すると〜〜〜圖の如く連亙絶えず、其突出する者は皆海に挿み、波浪來り擊ち、雷轟雪翻十餘丈故を以て行人之を過ぐる皆佇立して雄波の退去を待ち、匆遽走り過ぎ、其再來に及ばざらんことを務め、父子の親と雖相顧みるに遑あらざるものあり、親不知・子不知の稱ある所以なり、又山巒崩壞の所あり、巉巖相倚疊して海に入る、行人匍匐して其上を越えると雖も、輿馬は波浪の隙を伺て其外を過ぎざるを得ず、特に危險と爲す。予途に馬夫の駄馬を牽きて至るものに遇ふ、問ふて曰く、人能く雌雄の波を辨ずるも馬は則ち能はざらん、如何にして巖角を通過するを得ると、彼れ對へて曰く馬亦能く之を辨ず、雄波纔に近けば輙ち奮然驀進些の躊躇なし、人は却て馬に尾して進む

のみと。習慣の物性を化する亦大なりと謂ふべし。然れどもこれ晴日無風の時の事と爲す、若し西北の風あれば、驚波奔馬の如く、巖の突出と彎入とを問はず、皆其衝盪する所となり、海濱皆水、人馬爲めに通行を絶つこと連日に至る。抑此道や加賀侯以下東覲の經由する所たり、加賀は大藩なり、藩人荷物日として通行せざるなし、然るに其天險に任せ開鑿する所なし、豈此に因て以て要害を設くるか。予の之を過ぐる一笠反顧人影なし、たゞ幸に天晴れ風微なり、許多の困苦を經ると雖も、無事通過するを得たり。其巉巖崩壞の所を踰ゆるに當り、僅に其上に登れば海波巖罅より迸り入り、奔騰逆上すること數丈、飛沫雨の如く、衣袂之が爲めに淋漓たり、予覺えず魂驚き神悸す、其困難皆此類なり。然るに今や巉巖絶壁も「トンネル」を開鑿し、坦々たる鐵路の上を汽車に坐乘して瞬間に通過するとは、豈昭代の德澤ならずや。

關所及び番所

德川時代には諸街道所々に關所及び番所ありて行人を譏察す、關所は關門を設けて夜間之を閉ぢ、譏察甚だ嚴なるも、番所はたゞ舍宅ありて番人を置き關門を設けず、譏察も甚だ嚴ならず。但し奥羽地方には商人の貨物に對し、口錢を取る處あり、

全國の關所數

關所は全國に凡そ三十六ありと云ふ、然れども、江戸より出るものは、關を過ぐるに必ず手形を要すれども、江戸に入るものは手形なしと雖も通行を許可せり、（行人關を過る皆階下に跪き、鄕貫及び名を稱し、其往く所を告ぐれば、關人通れと呼ぶ、ただ笠は必裏を表にし、其隱匿携帶するものなきを示さしむ。）此れ德川初代より諸藩の妻子及び證人を收めて、江戸の邸內に置きたるを以て、其逃逸を恐れ嚴に之を糺察せし故なり。其女子に於ける譏察の男子より嚴なるも亦之が爲めのみ。蓋し幕府の舊慣故例に於ける年月を經ると雖、容易に變易せざるなり。

鉢崎と市振　境と大聖寺　細呂木と木目嶺

予の經過する所を以て之を云へば、越後鉢崎と市振の二ヶ所に關所あり、鉢崎は上越の北の入口にして市振は其南の出口なり、並に高田藩の幕命を受けて管掌する所とす。加賀領に入れば越中の境（北の入口）加賀の大聖寺（南の出口）に番所あり、越前に入れば、其の細呂木（北ノ入口）と木目嶺（南の出口）にも番所あり、然れども加賀・越前の番所は武鑑に載せざれば、其藩主より之を設けたるものにて、幕命の及ばざる所ならん、譏察も亦甚だ疎なり、木目嶺の如き予の之を過ぐる番所に人の坐視するものなり、緩歩して過ぎて告ぐる所なきも亦咎むるものなし。

荒居と箱根

東海道には參洲荒居に番所あり、相州箱根に關所あり、荒居番所は荒居町の東端今切渡の渡頭にあり、東向して望めば遙に富嶽の峯山の表に屹立するを見る、風景

絶佳なり、（東海道を東下すれば富嶽を見る玆を始めとす、）番所は吉田藩幕命を受けて之を守り、兼て今切渡船の事を監す、而して箱根關所は箱根山の絶頂に在り、小田原藩の幕命を受けて守る所、其江戶西出の關門なるを以て、警備譏察極めて嚴、全國中第一と稱す、小田原より常に士卒一隊（目付役一人、横目付役一人、番頭一人、定番三人、足輕二十五人、）を遣して之を警備し關門內に槍千切の類を列植し、嚴めしき服裝にて行人を譏察せり、關門所在は箱根町の東端湖山相逼る處にして、關門の開閉並に卯刻（朝六時夕六時）を以て限とす、朝時未だ限に及ばざれば敢て開かず、夕時既に限に及べば必ず閉づ、遲れ到る者ありと雖も決して開かず、是を以て旅客の東より來る者、若し閉關の後に及べば止宿する所なし、故に關外旅店茶肆若くは旅中用品を鬻ぐもの二十餘戶を置き、之を新町と稱し以て此等の人に便ず、

明治初年箱根離宮を建つるに及び、新町の地正しく其の正門の前に當るを以て、之を撤し、今辨識する所なし、又關門既に廢し、其遺址纔に古松一株を存するのみ、

河川溪流

河川は平常水ありて深さ人の腰以上に及ぶものは、渡船若くは橋梁の設けあれ

ども、其他の小川溪澗の類は其設けなく、皆之を徒渉せり、地名を失念せしが某所に四十八瀨と稱する所ありて、甲驛より乙驛に至る間に、數十所の溪流を徒渉する所あり、隨分不便にして困難することあり、吾輩北陸道を過ぐる時、靑海驛の西に石澗あり、之を徒渉せしに、中流にして足を失ひ蹶き倒れて衣裳を沾せしことありき。尤も當時の習慣は水の中をざぶ〳〵徒渉することは、餘り苦に致さざると見え、中には橋梁ありと雖、其位置少しく偏して正しく道に當らざれば、行人皆水を徒渉して橋に由らず、故に廣瀨淡窓の詩に寒沙一帶多人跡、間却崖頭獨木橋とあるが、實に其通りにてありき。されども冬時に至れば徒渉すべからざるを以て、小川溪澗と雖も、其地方々々にては皆橋梁を架して其寒凍を防ぎたり。孟子離婁下に周代の制を述べて「歲十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未病涉也」とあり、徒杠とは徒行して渡るべき木橋、輿梁とは車輿を通行すべき大橋なり、但この十一月十二月は周正なれば、今の太陽曆と略同じきも、德川代には夏正を用ゆることとなれば、十一月は其九月、十二月は其十月とす、予の東海道を過ぐるは九月の末十月の初めなれば、既に架橋せし所もあれど、多くは之を了せず、所々に材木を水頭に運出して架橋の準備をなすものありき、維新前は三千餘年の昔なる支那周の時代と制度風俗を同じくするものあ

昔時徒涉を厭はず

維新前と周代の制度風俗

り、亦以て當時交通の不便なるを推察すべし。

神通川の船橋ト大井川の蓮臺

諸國河川の常水ありて深きものは、皆渡船橋梁の設けあるは前述の如くなるが、たゞ越中富山城下神通川の船橋の如きに至りては、特に偉觀たり、故に略之を述べんに、此川水源は飛驒に發し、立山以下諸大嶽より出る衆水を併合して此に至り、水流極めて迅急にして橋柱を設くべからず、故に河中堅牢なる大船九十餘隻を連亙し、大鐵鎖を以て之を繋ぎ、兩岸又丈餘の鉅材を植て鐵鎖の端を其上頭に繋ぎ、其末を深く地下に埋め、大洪水ありと雖も決して流失せしめず、又毎船舷に製造の年月日を刻して以て改修に資す、たゞ船上板を敷て通行に便ぜず、これ未だ盡さゞる所あるを覺ゆるなり。

日本地誌提要越中國神通川の條に、富山の西北舟橋を架す、總六拾四隻を横亙し、鐵鎖を以て之を繋ぐ、長凡四拾四間四尺餘、幅六間二尺とあれば、予の日記に大船九拾餘隻を連亙しと云へるは、當時たま〳〵數へ違へたるなるべし。

それに引き替へ、東海道の大井川に至つては、渡船なく橋梁なく、皆蓮臺を以て人を

川止め

乘せ、舁して之を濟し、水量增加すれば、絶つて人を濟さず、而して渡錢は水量の多少を以て之が增減を爲す、其水量の率、渡錢の等級は詳知せざるも、予の之を過ぐる時、（安政六年十月二日）渡船番所に九十二文と揭示せり、旅客一人の渡錢と思ひたるに、卽ち舁夫一人の賃料なり、旅客一人の蓮臺、四人にて之を舁けば、旅客一人の渡錢三百六十八文とす、（尤旅客二人なれば蓮臺稍大六人にて之を舁ぐ、渡錢共に五百五十二文、）此時中流に至りしに、河水舁夫の胸に及べり、若し水增せば賃料を加へて九十六文とす、猶水これより增せば則ち津を絶つて人を濟さず、之を川止めと稱す、故に九十六文を以て渡川賃料の最高限度と爲す、抑既に川止めと爲りたれは、幾日たりとも人を濟さゞれば、旅客は旅店に滯留して減水通津の時を待たざるべからず、故に川を夾みて東西に各宿驛を置き、（東を島田と云ひ、西を西谷と云ふ、）以て川止めの時の宿泊に備ふ。然れども東海道は西南諸侯伯の參覲の爲めに往來する所、五街道中（東海・中山・北陸・奥州・甲州、是を五街道と稱す）に在て最も繁盛と爲す、之を絡繹織るが如しと稱するも、誣言に非ず。若し河水減ぜず、川止め數日に至れば、旅客闐咽兩岸の宿驛容るゝ能はず、遂に前後數驛に及ぶ。時日の空費、旅費の增加、事務の停滯、期約の齟齬、其他の弊害勝げて數ふべからず。若し富山神通川の船橋を以て之を例せば、大井川湍悍なりと雖も、豈船橋を架すべからざらんや、然るに其自然に任せ、計畫する所

なきは蓋し亦戰國の餘風、所謂王公險を設けて以て其國を固むるの遺範ならんか。予の大井川を過る、偶々白き缼衣を着たる者蓮臺の右側に取縋りて、舁夫と同じく徒渉する者あり、之を怪しみ彼の岸に達して之を見れば、乃ち金毘羅詣(マイリ)なり、蓋し當時此輩及び、諸國巡禮・千加持・二十四輩・猿廻し・角兵衞獅子の類、渡錢を拂ふ能はざる者は、皆行旅の川を渡る毎に附屬徒渉して、無錢にて通行を得せしめたるに似たり、亦寛大の處置と云ふべし。

旅店

凡諸街道は申すに及ばず、枝道と雖も町市には必ず旅店ありて以て行旅の宿泊に資す、而して街道筋は幕府の吏人若しくは諸藩主の往來する所なれば、各驛內の古家右族兩三戶を點定して本陣・脇本陣と爲し、幕吏諸藩主の止宿に供す。本陣とは本營の義、脇本陣とは副營の義なり、蓋し戰國行軍の言語の遺れるものならん。諸藩主の通行するには藩吏をして前行して、豫め宿割をなさしめ、藩主は必ず止宿を本陣に定む、但し本陣差支あれば脇本陣に宿する事あり、藩主の宿所には木札に何某泊と書し、長竿の末に揭げて店前に植つ、普通の諸侯は氏官稱を揭示すと雖 假令ば小笠原右近將監泊、森若狹守泊の類、 待從以上

は在城地の國名、若しくは地名を冠して之を書し、氏を稱せず、（越前小將泊、長門宰相泊、岡崎侍從泊の類、）藩主至れば店主人出迎へ、玄關にて駕籠の前棒を舁夫に受け、番頭等と座敷内迄舁き入れて駕籠より出でしむ、其尊崇皆此類とす。（但し此事藩君に限らず、幕府の官吏若しくは高貴の人は皆此類ならん、）既に去れば本陣には其宿札を玄關の楣上に列掲して以て榮となす。

普通旅人の宿泊

普通の旅人は諸侯伯の止宿ぜざる時には、本陣等に宿する者もあれども、大抵は普通の旅店に投宿す、普通の旅店は同志申合せ、互に講中を組織して相聯絡し、某講某組と稱し、店頭に招牌を掲げて以て之を表識す、浪花講の如きは殆んど全國に遍く、枝道の町市と雖も有らざる所なし。其旅客を待遇する至て親切とす、

道中記

又道中記即ち旅行案内を發行し、諸街道各驛の里程旅店（旅店は浪花講に加入するものに限る。）を列記し、關所・番所・山坂等あるの地は一々之を記す、行旅之を携帯すれば甚だ便益となす、予も亦當時浪花講道中記一部を携帯し、必ず其旅店に止宿せり。

晝辨當

北陸道の旅店は翌日の晝辨當を付與するも、上國及び東海道筋は辨當を付與せず、途中旅店若しくは茶肆につきて之を辨ぜしむ、

宿泊料

當時一夜の宿泊料大抵普通は錢二百文若しくは二百二三十文とす（北陸道は物價東海道よりやゝ低廉なり、中には酒一陶を添ふるものあり。）

行程及び飛脚

行程

當時旅行は馬駕籠を用ゆるの外は皆膝栗毛なれば、一日大抵十里を以て行程となす、（強壯者は十二三里、弱足者は七八里。）夫故大抵旅人多く宿泊する者はほゞ定處あり、伊豆の三島、參州の二川の如き是なり。又小田原に宿する者は其翌箱根に晝食して三島に泊り三島に宿する者は其翌箱根に晝食して小田原に泊するが如き、此れ箱根の天險に限らるゝなり。東海道五十三驛皆行旅の休憩止宿貨物の運搬に頼りて衣食をなす、然れ共、驛の所在により行旅止宿の便否あるを以て、驛の繁華閑寂をなすは、數の免れざる所なり。

書信

書信は諸藩は皆專使を發して事を辨ず、急用の如きは早打又は早駕籠と稱し、駕籠の前後に小棒を搏し、之を蜻蛉と稱し、四人之を舁し、每驛人を替へ晝夜兼行す、江戸と播州赤穗の如き相距る百五十五里・淺野内匠正の變、茅野三平等早打にて、五日を以て赤穗に注進せしは、義士講談者の常話にして人の皆知る所なり。普通人の如きは都會及び市町に飛脚を業とする者あり、之に頼りて以て事を辨ず、江戸日本橋

江戸の島屋佐兵衛

島屋佐兵衛の如きは營業最も盛にして、京阪を始め七道の名邑大抵飛脚を發せざ

正六

るなし、又京・大阪に於けるが如きは江戸と取引最も盛にして、常用の外別に急飛脚を發す、六日にして達するを以て之を正六と稱す。又京阪を始め七道の名邑にも飛脚を業とする者ありて、江戸及び各地と往來して以て用務を辨ず。吾郷白根町の如きは江戸飛脚を業とする者あるも、一年僅に四回往來する故に、江戸にある者は郷里の消息を聞くを得る一年僅に四回のみ、（郷里の江戸の消息を聞くを得るも之に準ず、）父母の異事の如きは態（ワザ）飛脚を發して、之を告げざるを得ず、今日より之を見れば豈心細き次第に非ずや、其不便此の如し。然れ共當時是以外の事をなす能はず、皆之を以て滿足せり、今日の人の夢想する能はざる所なり。

以上數件は安政の末郷里を發して江戸に赴きたる時、途中見聞する所を筆記せしものなるが、今之を抄錄して稍潤色を加へ以て責を塞ぐ、取纏めて論說をなししものに非ず、大方の諸君一讀を賜はり、當時の狀況を想像せらるれば殊に多幸となす。

驛遞寮内の郵便役所（日本最初の郵便局）

（明治四年三月東京江戸橋なる徳川幕府の御納家即ち魚類御用屋敷に設けたるもの）

明治初年の交通

――郵便及鐵道の創始――

岡部精一

故藤田明君の一周忌を記念せんとして交通史刊行の擧あり。乃ち藤田君遺篇につきて交通に關するものを集め、生前友交の親ありし人々よりも亦同種の論文を徵することゝなる。而して余は實に『明治初年の交通』といふ題を課せられたり。

余本篇を草せんと欲するに當り、男爵前島密氏の帝國郵政の創始に與つて力あるを思ふ。會々同男爵の銅像除幕式の擧行せらるゝありて、氏の湘南別墅より都門に入るあり。因て其邸を訪うて當時の舊話を聞き、大に得る所あり。男爵半生の履歷は實に明治初年帝國郵政の創設史なり。歸來筆を馳せて稿を起さんと欲するに當り、會々明治三十九年十一月刊の『太陽』臨時增刊「交通發達史」と題する書を得て之を讀むに、余が今男爵より聞き來りしと同一の事を載せ、其の男爵の談話を記するあたりは今余が聞き來りしもの其儘といふも不可なく、然かも尤も詳細を極む。因て同書を參考して本篇を草し、殊に男爵の談話は其文の儘を引用せる所あり、本篇の成る『太陽』の惠を蒙るもの頗る多し。因て篇首にこれを述べて、其編者に謝すと云爾。

飛行機天に飛び、自動車地に走る。山河を無視して萬里信を通ずるの無線電信あり、卓に倚りて千里と談ずるの電話あり、鐵道は既に全版圖に於て壹萬哩に達せる今日に於て、彼の飛脚を以て僅に信を通じ、駕籠を以て唯一の交通機關となし、電信を波天連の魔法と怪みし幕末維新の五十年前を回顧すれば、啻に隔世の感のみならず、五十年間の發達は眞に一場の奇蹟たらずんばあらず、然かも其の舊態より新狀に移る間の變化は頗る研究に値するのみならず、最も興味の伴ふものにして、今にしてこれを叙述するは其時を得たるものと信ず。乃ち茲に「明治初年の交通」の題下に、明治元年より同四五年の頃に至るまでの間の交通を、通信及陸運に限り、殊に其の郵便と鐵道の創始の狀況について叙述する所あらんとす。

第一章　通信

第一　帝國郵便の創始

帝國郵政の創始は男爵前島密氏の履歷と駢馳す。前島男の半世は實に日本郵政の歷史を語るものなり。舊幕の末葉幼稚なる町飛脚や繼飛脚の制度は、改まれる維新の大政に於ける通信の業に適せざるは論を俟たず。然かも如何にして此の新政

郵政の創設者前島男爵

に應ずべきやは何人も其の良法を知るなし。獨り前島男の創始的頭腦に依り一躍して今日の制度を産み出せり、少くも郵便創始の十餘年間は男爵の獨舞臺なりしなり。男は實に創始時代の郵政に關する活たる歷史なり。玆に、明治初年の郵政を叙せんとするに當りて會々此の活たる歷史――郵政最初の恩人――明治通信の開祖男爵前島密氏の銅像除幕式を行はる。男の一族相伴ひて湘南の別墅より都門に入るあり。乃ち城北なる關口新坂に男爵邸を訪ふ。綠樹森々として林園甚だ幽靜なり。折から梅雨閑庭を閉ざして初夏の光景掬すべし。主人親ら出でゝ客を前庭新築の墅屋に導く。瀟洒たる小亭幽谿に臨み、林間小徑をたどりて通ず。綠林蘆煙を絕ち、幽邃の別天地たり。此清室に主人と對坐して五十年前を談ず。宛として古君子に對するの趣あり。

前島男謙讓謙遜、功に誇らず、鴻爪雪泥を以て終始一貫す。問ふ所百にして答ふるは僅に一、然も感興到り趣味湧けば隔世の幻夢を記憶より喚起して、滔々として談ず。明治三年五月十三日、一通の廻議書は當時租稅權正兼驛遞權正たりし前島密氏の机上に舞ひ來る。是れ實に前島氏が驛遞權正に任ぜられし第四日なり。前島氏何心なく取りてこれを檢するに、東西兩京間に往復したる官文書の飛脚賃計算書な

りき。これ前島氏が平日熱心に知らんと注意し居たる所のものにして、其喜悦は一層强かりしなり。氏は實に此の一通の廻議書に因て、郵便創始に要する經費の標準を算定し得べき暗示を得たり。乃ちこれに基きて既往數ヶ月間東西兩京間の通信費額を調査し、其の飛脚屋に支拂ふものは、實に毎月平均一千五百兩なることを知り得たり。當時兩京の間には啻に官廳の往復文書が飛脚屋に依て送達せらるゝのみならず、政府と府藩縣との間に、又府藩縣交互の間に、又府藩縣と其東京出張所との間に送達せられ、其の飛脚賃も亦各々出處を異にし、交互錯綜して到底其の平均額を知ること難かりし時に於て、計らずも中央政府の取扱ふものゝ平均額を得たるは案外にして、前島氏の滿足は尋常ならざりしなり。是に因つて氏が帝國郵便を開始せんとする腹案に一道の光明を與へ、正式の提案を形成するに決心せしめたり。氏は更に此談話を進めて曰く、

東西兩京間の通信費額

是に因つて郵便を創設するの腹案を固めたのである。其の腹案といふは月額一千五百兩を費せば、通信線を東京から西京、西京から大阪まで延ばし、毎日時刻を定めて東京・大阪の兩方から一便を發することが出來る、さうして官民一般の通信物を送達することが出來れば、三府は固より沿道の人民は皆其の便利に依る

郵便創設の腹案を固む

深く音信の不便を感ず

からして、大悦で通信を托するであらう。さすれば其の送達賃で一千五百兩の月額を收入することは難い事ではない、これは三府間に開始する郵便の基金に充て、久からずして其の收入から塡補して、これを又新線路擴張の基金に充てる。此の工合で漸次基金を遞轉運用して行つたならば、遂には全國に及ぼすことが出來るであらう、といふので遂に此の腹案を實行して、三府の間に試驗的に郵便を開始しようと決心し、直ちに其の方法の立案に取懸つた。

抑々前島氏をしてかく郵便創始に熱心ならしめたるは、氏の創始的腦力の然らしむるに因りしは勿論なるも、氏が少年時代より三十餘歲まで東西に奔走し、南北に馳驅して絕えて家信の便を得ず、又如何なる緊要の事件を帶ぶるも、遠隔の知人に其の意を通ずる能はざるの不便を感ずること深く、其の都度如何にせば自由自在に通信するの道を開き得るかの疑問に接せり。要するに氏の漂遊的半世の間、其の胸裏に往來せる疑問を抱いて空しく經過したり。當時海外諸國との交通は行はれず、泰西諸國に於ける此等の制度は夢にだも知るに由なかりしが、此の間に在りて隨時に得たる零細なる知識と見聞は、創始的胸裡を通じて玆に光明に接觸し、帝國郵便制度の曉天を見ることゝなれり。氏は一の經驗を語りて曰く、

初て郵便切手を見る

嘗て長崎に於て米國の宣敎師ウヰリアムスといふ者と知合になりまして、屢々其の家に往きました。或日の事、米國では如何なる制度によりて通信の事を管理するかを問ふた處が、其の宣敎師が親切に說明して吳れました。宣敎師の曰ふには、通信の國家に於けるは、恰も血液の人間の體に於ける樣なものである、人體は血液の循環によりて生活し、健康を保つて行く、然して其の血液は血管に因つて體內を循環する、其故に此の血管が一たび塞つたならば人體の健康は停り、遂には生命も終るのである。これを一國の通信に喩ふるなれば、通信は恰も血液で、血管は驛遞である。米國は版圖が廣いけれども、この驛遞といふ血管があつて、血液たる通信が滯りなく全國に行き循るから、政治經濟を初め、其の他百般の事柄が甘く行はれて行くのである。それで今日の樣な肥えた國となり、活潑に其生活をつゞけて居るのであるといふて、手箱から一通の信書を取り出してそれを私に見せました。其表紙には郵便切手が貼用してあつた。私が郵便切手といふものを見たのはこれが臍の緒を切つて始めてゞあつた。これは北米合衆國聯邦政府の定めた賃料の標で、此標章の切手を貼れる信書は、合衆國內はいふに及ばず、通信締結のある國ならば、何れの地へも賃料の證據となつて送達せらるゝのである、

通信法改良の聲援を得たり

前島氏は此の時始めて通信に要する賃料は、官府にてこれを定むるを得、其標章として切手なるものを用ふるの便法ある事を確知したり。然れども繼飛脚を以つて唯一の通信法とせる當時の空氣の中に養生せられたる氏は、米國の通信事業が悉く政府の獨占經營に係るとの、單純なる一事すらも解する能はずして止みたりき。されば一二問にて容易に了解し得べかりし事柄も、進んで質問するに及ばずして止みたるも、氏の問答が氏の胸裡に一層通信法改良の素志を遂げしむるに有力なる勢援となりしや疑なきを信ず。

前島氏は其の後薩摩藩に聘せられて藩士に英語教授の任に當りつゝありしが、天下は旋乾轉坤の大活動を經て明治維新となり、八百年覇政の武家幕府は斃れて王政古に復し、百事新を競ひて天地爲めに別乾坤を生ずるの趣あり。前島氏は薩藩を去り、駿河藩に聘用せられ、舊中泉代官所に入つて牧民の任に當り通信改良の事夢寐に往來して止まざりしも、之を建言する機會を得ず、空しく歲月を經過せしが、明治三年に至り、氏は遂に明治政府に登用せられ、其の五月には氏が多年の素懷を實行し得るの權限ある驛遞權正に任ぜらるゝ事となりしは、氏の熱心が天に通じたる結果か、抑も亦天の帝國に幸せしものなるか。

通信事業を官業とせんか民業とせんかとの疑問

前に述べたる如く、一片の廻議書を得て郵便創設費の標準を知りたる前島驛遞權正は、直に之れが創設の提案に着手したるが、其の起草に當りて忽ち一の疑團に逢着せり。そは通信の業を全然官業となすべきか、將た從來の如く飛脚屋をしてこれに當らしめ、官は單に法を設けてこれを監督すべきかに在りて、氏は其の利害得失を判ずるに躊躇せり。曩きに長崎に於て米國宣敎師より得たる知識はこれありしも、未だ政府が郵政を統一するの法はこれを知り得ざりしを以て、此の疑團を解決するの知識を有せざりしなり。然れども深思熟慮したる結果、漸く一案を得たり、そは官業にもあらず、民業とも斷ぜず、只便宜の地に信書取扱人を置き、府藩縣の何れたるを問はず、苟も通信物は皆すべて此の取扱人をして遞送傳達せしむる事と定むることとの案を得たり。而してかゝる創始的大事業は政府の大威力を待つて始めて實行するを得べく、到底商人即ち私人の力にて行ひ得べきものにあらざることを案出せしなり。かくして兎も角も當分の間官の威力の下にこれを遂行せしめんことを期して提案は遂に成れり。

郵便法の提案

當時改正局と稱する一局、民部、大藏兩省合併の中に置かれて制度文物の改正に關する下調査を行ふものあり。新に提案するものは凡て此の局に提出して其の調

査を受くるの規定なり。其の局長といふべきものは別に置かれざるも、大隈重信・伊藤博文の兩參議、これが主裁の地位に立てり。而して前島氏も亦其の一員に列せしかば、郵便創始の議案は云ふまでもなく此の局に提出せられて、其の調査を受くることゝなりしが、第一に賛成の聲を放ちたるは實に大隈參議なり。其他の局員も亦一人として案成を表せざるはなく、遂に大々的歡迎を受くることゝなりたれば、愈愈具體的に原案を起草するの運に至りたるぞ目出度次第なる。是に於て前島氏は立案に着手し是年六月愈々案成りてこれを民部省の廻議に附し、やがて審議賛同を得たれば、民部省は太政官に廻はして其の裁決を請ひ、翌四年正月を以つて、遂に郵便開始の布告を全國に發せらるゝことゝなれり。乃ち其の以前卽ち明治三年十二月四日を以て、まづ準備として東海道を通じて三府の間に郵便を實施するを以て、東海道筋の藩縣へ左の達を下し、切手及郵便箱を備へしむることゝなしたり。

信所郵便御取開の事

庚午十二月十四日、名古屋藩・靜岡藩・淀藩・膳所藩・桑名藩・豐橋藩・龜山藩・小田原藩・高槻藩・岡崎藩・水口藩・刈谷藩・品川縣・神奈川縣・韮山縣・度會縣・大津縣・堺縣へ御達、
信書郵便御取開に付、東海道品川より大津迄、城州伏見より河州守口迄管內驛々

へ書狀集め箱並に切手賣捌所可取建筈に付、右書狀集め箱、切手賣捌所揭札別紙雛形之通り至急製造可致、尤右寸方自然辨解兼候儀も有之候はゞ、民部省へ申出可受差圖候事、

郵便實施の布告を發す

是に於て當局者は此の新式郵便法實施の準備に汲々として、切手の製造、同賣捌所の設備、書狀集函の設置、郵便役所の開設等に取りかゝり、愈々明治四年正月二十四日を以て來三月朔日より實施すべき旨を布告せり。其文に曰く、

飛脚便を可成丈簡便自在に致し候儀、公事は勿論、士民私用向に至る迄、世上の交に於て切要の事に候處、是迄商家に相任せ置候より、書狀の屆方兎角に日限相後れ、其遲滯の甚しきは僅數十里の道法にて十日餘も相掛り、或は終に達せざるの掛念も有之、殊に急便にては賃錢高直にて貧窮の者共遠國近在互に其情を通じ兼、且四方の安否品物の相場等も、急速に不相分より、道路不取留風說に惑ひ候者も不少哉に相聞え、不便の事に候、依之追々諸街道へ遍く飛脚の御仕法被爲立、遠近の人情を通じ、四方の模樣も急速相分り、上下一般急便の書通自由に出來爲致候御趣意にて、先試の爲め來る三月朔日より京都迄三十六時、大阪迄三十九時限の飛脚、毎日御差立、兩地は勿論、東海道筋驛々四五里四方の村々、並勢州・美濃路等

東西兩京間の遞送時間を三十六時間と定む

も右幸便を以相達し候樣の御仕法相成候條、其の意を得、書狀差出人心得書（別に掲ぐ）の通可ㇾ致事、

一是迄諸官省諸局共、公事信書は都て驛遞司へ差出往復致し候處、今般東海道筋新式郵便御開相成、於ニ驛遞司一賃錢切手發行致し候に付ては、以來各局の定費を以右賃錢切手買入置、規則通り相拂、書狀は東京は四日市、京都は姉小路車屋町、大阪は中ノ島淀屋橋角郵便役所へ差出可ㇾ申事、

但諸官省並府藩縣に於て、賃錢切手入用の節は三府郵便役所、或は各地賣捌所等にて都合次第買上可ㇾ申事、

以上は皆前島氏の案に基いて成りしものなり。是の如くにして郵便創始に關する大體の經過は略々これを擧げたり。但し茲になほ說明を要すべきは、此の布告中に東京と京都との遞送時間を三十六時、大阪との間を三十九時間（共に舊の時間で今日の倍の勘定である、即ち三十六時は七十二時間で、三十九時は七十八時間の割なり）と規定したるは、等しく前島氏の周到なる注意に出づるものにして、氏が多年諸國漂遊中に得し經驗に基づくものなり。氏の談に曰く、

私が嘗て東海道を往來したとき、時折飛脚の人足と途中で雜話をしたことがあ

る。其の中にお前達はどの位の重さのものを擔いで、一ッ時に何里位駈けられるかと問ふたことがある。人足の答に、五尺位の棒の兩端に三四貫目の物を堅く括りつけたのが一番擔ぎよく、これを肩に掛けて行けば、一ッ時に五里は大丈夫駈けて行けますとの事であつた。此一ッ時といふのは今の二時間に相當するのであるが、私は此の實驗談を聞いて居つたから、荷物の目方と駈けて行く里程については大に信ずる所がありました。そこで愈々各地遞送の時間を定むることゝなり、各驛で行李や行嚢を開閉したり、郵便物を受授する手續やて、必然入用の時間がどの位かゝるか、これを知るには大に窮した。飛脚屋の特別急行使といふのは從來行はれて居たが、途中で脚夫の繼換をするばかりで、東京から大阪までに三日半かゝるといふ事です、處が今度の新式郵便は途中の各驛で開閉受授の手續までするのだから、それ丈け多くの時間を要するのは極つて居る、兎ても三日半では、やりきれまい。併し郵便は是非共飛脚屋便より早くなくてはならぬといふ事は私の最初から期して居つた所であるから、競走するといふわけではないが、官信が從來の飛脚屋より遲いとなると、國用上通信の用務は缺げると同時に、將來斯業の發達の上に少からぬ障碍となるから、是非共飛脚便よりは早くせねばなら

ぬといふので、大に苦心しました。そこで自宅の內に假りに二三の驛を假想し、家內のものをして二つの行李と大小六十餘の行嚢を取扱はせて開閉の受授や帳簿記入など一切の事務を草案の規則通り行はせて見た。又晝夜の區別をも立て、其の度に應じて時間の伸縮などやつて、色々樣々に試驗をした結果、舊の時間で三十六時間なら東京と西京との間に逕達することが出來る割合となつた。それで飛脚便よりは約三時間、卽ち今の時の六時間早く達する割合となる。そこで此東京·京都及大阪の三府の間の逕達速度が定まつたのであります。

かくして東京より各地宿驛に至る時間及賃錢表を作製して、これを一般に告示することゝなりたり。其表今は煩はしきを以て玆に揭げず。

さて以上の如く愈々東海道筋に於て郵便を開始實行したるに付ては、人々をして各其の通信の法に據り便利を感ぜしめざるべからず。而して此の目的を達するには當局者の今一層の苦心を要するなり。是を以て一方にはかく郵便實施を布告すると同時に、他方には信書を發する人々の心得書なるものを揭げて人々を敎育する所ありたり。今其心得に關する布告文を左に揭げ、如何に當局が苦心せしかの跡を示さんとす。

第一に發布せられし發信人心得書

書狀を出す人の心得書　明治四年正月驛遞司布告

一每日兩京は夕七ッ時、大阪は晝八ッ時限り、何樣之天氣にても往來に差支無之上は必ず飛脚差立候間、右刻限までに東京は四日市、西京は姉小路車屋町西へ入、大阪は中ノ島淀屋橋角驛遞司郵便役所へ書狀可差出事、

一右役所のみ一箇所にては不便利に付、東京は虎の門外、兩國橋筋違御門外、淺草觀音前、牛込御門外、赤坂御門外、京橋芝神明前、赤羽橋、四谷御門外、永代橋、西京は下立賣、烏丸、今出川、大宮、五條寺町、四條室町、大阪は本町橋西詰、安堂寺橋西詰、阿彌陀池表門前、雜子場、常安橋北詰、源左衞門町、天滿天神へ書狀集め箱差出置候間、東西兩京は八ッ時、大阪は九ッ時限、右之箱へ入置可申事、

一總て書狀差出候節、正賃錢取引等之儀は一切不致筈に付、三府郵便役所其の外書狀集めの箱場、幷最寄書狀切手賣捌所と相認め候掛札有之場所にて買求め、右切手賃錢表の割合を以書狀之裏へ糊付可致事、

但はなれざる樣しかと張り置可申事、

一都て書狀差出候節は、表書之通、先方名宛幷自分姓名等別段小札にかきしるし、はなれ安き樣に書狀へ張置可申事

一都て書狀は三府郵便役所前、其の外所々へ差出置候書狀箱へ差入置候得ば、無二違失一先方へ相達候に付、總て取扱所の場所より請取書は不二差出一候得共、爲レ念請取書申請度節は、前書之通先方名宛自分姓名等相記し候小札二枚張置べし、右小札へ請取之證印を押し、翌日元之書狀箱之場所へ張出し置候間可二請取一事、

但東海道驛々へも書狀集め箱差出候間同樣相心得可レ申、尤右驛に於て差立之刻限は、其地之都合に寄候故、其繼立場之定めに隨ひ可レ申事、

一書狀は都て長さ曲尺九寸幅三寸迄に限るべし、目方は五匁を壹通之重さと定む、故に五匁以上拾匁迄は壹通半、拾匁以上拾五匁迄は二通分之賃錢を拂ふべし、是より以上は皆此の割合を用ふべし、故に書狀は可レ成丈け薄き紙を用ひ、文字は細字に認むべし、

但五匁以上之書狀へ唯壹通之切手張置候節は、決して差立不レ致事、

一兩京幷大阪其の他東海道筋驛々最寄在々へ急書狀差出候節は、朱書にて兩京幷大阪歟或は何驛より仕立と相認め、目方に不レ拘壹里六百文づゝ之割合を以て賃錢切手張置べし、一時五里之早さを以て可二相屆一事、

但入路里數割合賃錢切手張置方不都合之節は、先方へ屆方時刻相後れ可レ申

事、

一上に記す繼場間驛村へ書狀相達度節は、登り下り共先繼驛迄之賃錢切手を可張置事、

一上に記す地名最寄壹里四方は書狀之目方に不拘、其場所迄之賃錢へ壹里百文之增切手を張り、壹里以上は都て壹里二百文宛之割合を以、增切手を張置べき事、

但里數不相當之切手張置候節は勿論、自然屆先不分明に認め置候分は、一切繼立不致候間、書狀表に何驛最寄と聢と相分候樣可書入事、

一大切之書狀にて先方之返書或は請取要用之節は、朱書にて先方請取或は返書要用と相記し、倍增之賃錢切手を可張置、屹度先方之返書或は請取可相屆事、

一兩京大阪之外、時間賃錢表に記せる某地より某地へ書狀差出候節之賃錢拂方は、譬ば靜岡より熱田迄賃錢表面に見合、東京より靜岡迄錢五百文、熱田迄錢壹貫文と有之候得者、右東京より靜岡まで賃錢を差引、殘錢を五百文相拂ひ候儀と相心得、其餘も右振合に習ひ可申事、

但賃錢先方拂之書狀は繼送り不致事、

「郵便」といふ名稱の創始

一書狀差出方幷賃錢拂方不ㇾ相分ㇾ儀有ㇾ之候はゞ、箱場にて承合可ㇾ申事、

右之通可ㇾ相心得ㇾ事、

以上の布告を讀み、更に「郵便」といふ名稱の如何にして案出せられしやを前島男爵に質問す。男爵は曰く

此の名前には痛く苦心しました、初めは矢張り從來の通り耳目に慣れた飛脚の二字を用ひて飛脚便と呼びなさうかと思ひましたが、いや〳〵それでは少々言葉が野卑に聞へるのと、從前の飛脚營業と官府の事業とを區別する事が出來なくなりはしまいかといふ掛念とて、是非共特別新しい名を撰ぶ必要があると思ひまして、種々考案の末遂に「郵便」といふ二字を撰定しました、そしてこれを同僚の人々に相談したのである、所がそれは餘り六ヶ敷く、且つ面白くないといふものがあつた、或は又驛遞司の事業だから驛遞便としたらどうかといふ様な說もあつたが、考へなほして見れば、物の名は第一簡便で且つ呼び易くなくてはならぬ、郵便といへば二字で其の意が足るし、又郵便役所といふても郵便物といふても極めて口調がよいが、驛遞便役所とか驛遞便物といふと語路が惡いばかりでなく、實用上不便である、新名稱は兎角に人の用ふることを好まぬものであるけ

れども「必要は直ちに人の習慣をなす」の譬で語路さへよければ一旦の不便は兎も角も、慣用するに從つて必ず用ひられるに相違ない、永遠の利を圖るが第一だと考へて、此の語を主張し多數の贊成を得て、遂に郵便といふに極めて建議案を提出したのである、然し三府の間に試驗的に實施したときは、其の方法も早く世人に知らしむるを急としたので假りに飛脚便と呼んで其の組織方法を一定した上、改めて郵便と命名してもよからうといふので、それに決定したのである、そこで世人は初の中は驛遞司の飛脚便と呼んで居たが、驛遞司の部内では初めから郵便といふ名稱を用ひて居りました、

是に至つて男爵は談益〻佳境に入り、當時の記憶を喚起して益〻興味ある逸話を漏せり、曰く、

さて愈〻郵便といふ名稱を一般に用ひさせることになつたが、教育制度の行はれない時分のことであるから、文字を十分に解するものが少ないで、郵便といふ字は下等社會は勿論、中等のものでも一寸分らないと見える、誠に尾籠な御話だが、聊か當時の有樣を推想する材料までに一つ奇談をお話し致さう、或る田舍の人で今日でいへば紳士ともいふ程の人が、東京見物に出で來たが、明治五年始めて東

郵便を「タレベン」と讀む

京市中の辻々に掛函を建てゝあるのを見ると、白字で「郵便」と書いてあり、又信書の差入口の蓋に「差入口」と書いてある。紳士は之を見て、郵の字の偏が垂の字であるからタレベンと讀んで郵便函を便所と間違へた、それにしても差入口が餘りに小さいばかりでなく、甚だ高過ぎるので、普通の日本人の用を便ずるに適しないとつぶやいた、定めし西洋の輸入で西洋其のまゝの寸法で造つたのではあるまいかといふたとの事で、寮中の大笑柄となつた、か樣な珍談は數限りもなくあつたのですが、一々記憶しても居りませんが、眞に隔世の感です、

老男爵は且つ語り且つ默して往事を追懷せるものゝ如し。而して郵便の名稱が今日の人口に膾炙するに至りしは、其文字の難易如何に因らずして、寧ろ其配達脚夫の連呼せる呼聲に基づくといふも亦奇ならずや。

次には更に「切手」について問ふ所あり。是れ亦種々の珍談奇話を伴ふ。今前島氏の談話を掲ぐるに先つて、切手について當時發布せられし規則の主要なるものを擧げて、然る後に其の由て來る所の談話に及ばんとす。明治四年正月二十四日の信書郵便開始の布告と同時に、民部省より左の發布の出でしを見る。

今般別紙御布告の通、公私の書信簡便自在に致し度御趣意にて、差向東海道筋定

式急便御開相成候處、正賃錢受渡候樣にては更に其詮無之儀に付、書狀賃錢切手、驛遞司に於て雛形の通り發行致し、夫々拂下候條、得其意各管內便宜の地に於て身元正敷者共へ申付爲賣捌候樣可致事

但賃錢切手は公然免許賣捌所の外一切賣買不相成候條、嚴重取締可致、尤賣捌所の者へは、百文に付錢四文宛手數料として被下候間、驛遞司へ可承合事、

辛未正月（明治四年）（1871）　民部省

○

今般新式郵便之御仕法御開相成候に付、驛々繼立方切手賣捌取締向等、都て驛々地方官員へ申付候條、左之規則に遵ひ施行可致事、

辛未正月　民部省

繼立場驛々取扱規則

一（中略）

一賃錢切手の儀は一月每に賣高締切、總渡し高より差引殘高と突合、翌月限東京郵便役所へ可申立、其節賣高代金の儀も調書添、一同右役所へ差出跡入用之分受取可申事、

但賣高並代金調書別紙雛形之通たるべき事、

一書狀を受取候節、賃錢切手之眞贋相改、第一如何敷見受候節は書狀主へ掛合、穿鑿可ニ相遂一事、

但其段早速東京郵便役所へ可ニ相屆一事、

一三府其外より其驛並最寄村町へ差向候各書狀に張付有レ之切手、再度不ニ相用一樣兼て相渡し候檢査濟の黑印を押、可レ成丈遲延不レ致樣分配可レ致事、

但急ぎ仕立便の取扱は、書狀差出人心得書の通可ニ相心得一事、

一先方受取書或は返書要用と認置候書狀は、屹度正敷證印有レ之返書受取書等を取、取扱所に於て賃錢切手濟と中黑印を据、郵便を以て早速差立元へ可ニ相屆一事、

右之條件確守可レ致事、

辛未正月　　驛遞司

以上は實に我國に切手なるものを初て實施したるものなるが、前島氏はこれについて語つて曰く

外國で郵便切手を使用し、信書發送の都度賃錢を授受する面倒を避けて居るといふことは、以前長崎に居つたとき、米國の宣教師から聞いて知つて居たし、切手

佛國の切手に倣うて最初の切手を作る

切手の再貼用を防ぐ法についての苦心

其ものも見たけれども、さて愈々これを我國に實行するといふことになつては、今更の如く中々手が着かない、第一見本とすべき切手を得るに困つたが、幸ひ當時西洋通として知られて居つた澁澤榮一君が、佛國の郵便切手を所持して居つたので、早速これを借りて見本とし、又銅版印刷をやつて居た玄々堂の松田に注文して、これに倣うて、作らせたのが、我國最初の郵便切手である、所が愈々これを試むるに當つて、忽ち新らしき疑問に接したのである、それは如何にせば此の切手の再貼用を防ぐべきかの疑問である、憐れなことには當時消印を押すなどゝいふことは夢にも思ひ付かなかつたのである、西洋の書を見たりなどをして頻りに苦慮したけれども、遂に良法を發見せなんだ、そこで止むを得ず、間に合せの窮策として、和唐紙の薄く弱いので作つて、一旦封筒に貼つたら再び剝ぎ取ることの出來ない樣なのを用ひた、然しそれでは固より安心は出來ないので、色々工夫を重ねて居りました、

是に至つて談は前島氏の明治初年の洋行一條に遷れり。而して洋行中切手の消印あることを知り、遂、にこれを實行するに至れる顚末を語れり。因て吾人は茲に氏が何故に洋行を命ぜられしやを叙せざるべからず。

明治三年の春頃よりして前島氏は郵便開始の備準に種々心膽を碎き、略ゝ成案を得てこれを提出し、太政官の裁決を歷て殆んど實施せんとするの運び至りたる時、急に米國を經て歐洲に出張を命ぜられたり、實に明治三年六月十七日なり。其の出張の使命は、英國人ネルソン、レイと稱する人我國に來り、京濱間に鐵道を布設せんことを我政府に申込み、これが資金をレイ自から箇人として我政府に貸付けんとの事にて、契約まで結びたるに、意外にも彼れは自國に歸りて公債として募集し、莫大の利益を双方より壟斷せんと謀りたるが爲めに、其の契約を破棄するの必要を生じ、さてこそ前島氏は特命辨務使上野景範の差副として英國派遣を命ぜらるゝに至りしなり(此の鐵道公債の事は後章鐵道の條下に於て說明せん)因て驛遞權正の後繼は杉浦讓これに任じ、郵便創業實施の事務は杉浦の擔在する所となれり。かくして前島氏の成案には一字一句の增減も行はれず、以て其の歸朝を待つことの約束の下に、前島氏は六月二十三日橫濱解纜の米國郵船に搭じて出發したり。かくて前島氏は不在となりしも郵便事務には差したる支障を見ず、豫定の通りの進捗をなし、同年十二月に至り始めて法令の發布を見ることゝなりしは前に述べたるが如し。而して前島男爵の談話は船中にて圖らずも郵便切手に消印を用ふるを知

りたる奇談に及べり。曰く、

前島氏米國郵船中にて初めて郵便切手の消印あるを知る

さて私の乘り込んだ米國船は當時の所謂飛脚船で、今日では郵船と稱する所のメールで、米國政府より多額の保護を得て東洋への航海をやつて居たのである、私が此の船が郵船であるといふ事を知つたのは、橫濱を出てから十日ばかり後の事であつた、此の日船中に揭示があつた、それは本船は明日を以てサンフランシスコ發本社船と洋中で行逢ふから、日本及支那地方に向けて出す郵便物は、其以前に船中郵便局若しくは郵便函に投ずべしといふのであつた、私は此の揭示文を讀んで、何故此の船中に郵便局が設けられてあるかとの不審を起して、直ぐに船長に逢つて其の趣を質問に及んだ、すると船長は最も詳細に其の事由を說明して呉れまして、なほ英佛等歐洲の文明國は皆同樣であることを說明しました、そこで私は初めて夢のさめた樣に郵政の心髓が別つて、歐米諸國が通信の事業に國力を用ゆるの大なるを只管驚嘆したです、又此の時初めて切手の再用を防ぐ爲めに消印を押すといふ事も知れたので、早速其の次第を認めて、行違ひ便で杉浦驛遞權正に其の事を詳しく報導した樣な次第です。

當時の切手

此の時發行の切手は前に述べたる如く銅版印刷で、四十八文・百文・二百文・五百文の

「郵便賃錢を負けて呉れ」

四種より成れり。

それより男爵の談話は郵便賃の定め方や量目制限の標準等に進み行き、盡くる所を知らず。興味は更に興味を呼び、一として郵政創始の苦心と事物變遷の時代に伴ふ珍奇の狀を物語らざるはなし。今は悉くこれを叙述する能はざるも、中に就いて最も興味あるもの二三を左に紹介せんとす。

舊慣といふものは中々改むることが出來ないもので、郵便を實施した當時世間一般には驛遞司の飛脚便と呼んだばかりでなく、何處までも、飛脚屋の營業のつもりで郵便取扱所も郵便會社と呼びなした。最も面白いのは其の頃の發信人が取扱所へ來て信書を出すに、飛脚屋と考へて居るものだから「此手紙は目方が輕く、且つ届け先きも近いから賃錢を半分に負けて置け」とか「三ッ一で澤山であらう」と談じるのもあるかと思へば、「茶を出せ」とか「煙草を呑ませろ」といふ者もある、そとで役員がこれに對し、規則上稅額を減ずることは出來ないとか、又茶や煙草盆なは出せない、御役所だから、といふ樣なことを云ふと、中には此の會社は橫着だとか、失敬だとかいふて罵るものもあつて、取扱役の氣合を損じ、これが爲めに往往辭職するものもあつた。そこで官の通信役所であるといふ事を示すの必要が

益々生じて來たから、郵便役所と改稱して其の看板を掲げることゝなつた。これが後の郵便局の前身であります、

それから配達の困難であつたことも思ひ出の一つである、一般の配達遞送は暫らく措き、諸官廳への配達さへも依然飛脚屋の取扱ひを受け、意外な珍談が多かつた、何省又は何府縣廳の何局何課何某とキチンと上書した郵便物を其の役所の受付に配達して脚夫が歸らうとすると、受付の役人が「これ郵便屋待て、此手紙は何局何課の誰宛であるから、其人の出勤するまで待つて渡せ」と云つて叱り付ける、それから兵營などでは、門衛に托さうとしても、聽入れて呉れない、一々受信人を呼出して渡すので、一通の信書に二三時間もかゝることがある。政府で作つた郵便規則も「郵便屋待て」の一喝で、凡ての威厳も權力も無視せられて、何の役にも立たぬといふ時代もあつたのです。

〔一郵便屋待て〕

明治四年八月五日官制の大改革が行はれ、是に因て驛遞司は驛遞寮となり三等寮に列せり(後幾くもなくして二等寮、次で一等寮に進めり)此改革後十日即ち八月十五日前島氏は歐洲の使命を終へて歸朝せり。然るに其の不在中杉浦驛遞權正は樞密の內吏に轉じ、濱口儀兵衛代りて驛遞頭となれり。前島氏は歸朝の後初めてこ

前島氏驛遞頭となる

舊來の飛脚全く禁せられ其の業遂に止む

れを知りしが、其洋行中各地に於て郵政の實況を視察し、歸來匆々大に郵政事務の大成を期せんとの抱負を持ち、勇氣勃々として本國の地を踏むや、思ひも掛けぬ人の其任に當り、自から手を下すの餘地なきを見て失望一方ならざりき。前島氏は暫らく濱口の爲す所を傍觀せしが、彼れ固より此業に何等の經驗あるにあらず、只其員に班するの一頭目たるに過ぎず、否、寧ろ前島氏が種を下して栽培せる帝國郵便事業の將に萠芽を發せんとするものを挫折するが如き狀態を見て、氏は遺憾に堪えず、遂に氏は自から進んで自個を驛遞頭に推選するの大膽に出でたり。政府の雅量は思ひしよりも大にして、氏の不遠慮を譴責もなさず、直ちに其請願を容れて驛遞頭に任ぜられたり。當時氏の感激は肝に銘じて今に至るも忘れずと氏自から力を込めて語られたり。是に於て氏は洋行中に得たる新知識を以て鋭意此業に當り、單に發布を見たる郵便規則も、此よりして眞の力ある實行を見るに至り、以て今日發達の基礎を爲したるなり。

かくの如くして帝國の郵政は開始せられ以て維新の政治に伴へる通信の道は開かれたり。而して次第に故老の思想を破り、斬新の方法は實施せられ、一方には其の進歩と共に、舊來の飛脚業は自然に衰滅し、明治六年五月に至りて全く禁止せら

れたり。次で郵便の線路は延長せられて東海道筋が中國筋に延び、やがて長崎に至り、かくして横濱・神戸・長崎・新潟・青森の五港に通達し、明治五年を以つて日本全國に施設せらるゝに至れり。又郵便物も初めは書狀のみなりしが、後官廳の日記・新聞紙、書籍類、見本品等に及び明治六年十二月一日より郵便ハガキ行はる。このハガキといふ名稱は當時大藏省五等出仕にて紙幣局印刷部を監督せる青江秀といへる人の發案に出で、前島氏のこれに贊成するありて、ハガキと稱するの適當なることゝなり、葉書又は端書の文字を充てたるが、初めは專らハガキと片假名にて用ひられたり。

ハガキ

明治五年に公布せられたる郵便規則は、事業の發達と時勢の推移とに應じて年年改正修正せられしが、これが統一の必要を生ずるまでに到り、明治十五年十二月遂に郵便條例の制定を見、翌十六年正月よりこれを實施することゝなれり。それより內外郵便爲替・郵便貯金・小包郵便・軍事郵便等の施行となりて次第に發達擴張を爲し、記念すべき事件を生ずる每に、記念郵便切手などの發行となり、かくして電信や電話と相並行して、帝國の郵政は絕大の進步發達を見るに至れり。

明治十五年の改正

第二　外國郵便の創設

吾人は內地郵便の創始を說きたれば、玆に外國郵便について一言するの必要を生じたり。固より其全班に亙りての歷史を說くは此の篇の目的にはあらざるも、其創設に當りて尙幼稚なりし帝國郵政と伴うて聊か叙述すべきものあり。此問題に在つても亦前島男爵の創設的才力を待つて始めて開始せられたり。

米英佛との郵便交換條約成る

明治の當初我が開港地たる橫濱・神戶・長崎等には英・米・佛の郵便局ありて外國郵便事務を扱ひ居たれば、我が政府はこれと聯絡を通ぜんが爲め、明治五年三月郵便規則の制定に當り、假りに海外郵便の制を設け、驛遞寮に於て特別の取扱を爲すの方法に出でしが、翌六年八月初めて日米間に郵便交換條約締結せられ、尋で同七年六月其條約を公布し、同八年一月一日より實施を見ることゝなり、始めて海外との間に郵便物直接交換の途を開くを得たり。因て本邦に設置せられたる米國郵便局は先づ其日を以て撤去せられたり。尋で明治十二年十二月末日限り在本邦英國郵便局は撤去せられ、同十三年三月末日限り佛國の夫れも亦撤去せられたり。

抑も米國との郵便交換條約を締結する至れるについては、頗る珍奇なる出來事あり、それについても前島氏の關係は免るゝ能はざるなり。氏の歐洲より歸朝するや英米等の外國郵便局の日本に在るもの、日本に宛てたる海外郵便物の取扱の頗

明治初年江戸橋驛遞寮の不整備ななし狀態

る冷膽なるを見て、一日も早く帝國郵便の獨立を謀り、以て國權伸張の先驅をなさしめざるべからざるに思ひ當りしが、明治五年冬の頃には內國郵便の基礎漸く立ちしかば、諸外國間に締結せられし交換條約書を飜譯するなど聊か準備に取り掛りつつありしが、圖らずも茲に當時日本駐劄の米國交使デロングより交換條約締結の端緖を開くべき申出に接することゝなれり。而して其の茲に至りたるは頗る珍奇なる動機に在り。

明治五年の何日なりしか、前島氏が驛遞頭として江戸橋の本局に執務しつゝありし所へ、飄然として一外國人の現はれて面會を求むるあり。當時江戸橋の驛遞寮なるものは舊幕府の魚納屋ともいふべきものを用ひたるものにて、頗る矮小不潔なる一小建物なりき。前島男爵當時のいぶせき狀況を語つて曰く、

本局は江戸橋の南角、卽ち現今と同一の所にありまして、舊幕府の魚納屋と云つた役場で、後ろの方には小公園ともいふべき翁稻荷の社地に密接して居ました。建物は五六坪の粗末な構造である上に、老朽ちたものですから桂は傾き壁は落ちて實にひどい有樣でした。或る時屬員のいふには昔し將軍を押殺さんとて拵へた宇都宮の釣天井といふ話があるが、此江戸橋の役所も釣天井で役人を押潰

さうとするのではないかと罵つた事がある、それは局舍の天井の落ちさうになつたのを、藁繩で結び止めて置いた所が、其繩が切れさうになつたから云ふのです、其後段々事務の進むに隨つて屬員が増した所が、局舍が狹いので肩と肩とが衝突したり臂と臂とが押合ふので、其窮屈さは實に名狀すべからずであつた、そこで私は據所なく押入の中棚を取除けて其所に座を設けた位でした、一體其時の私の役目は大藏省の方が本官で驛遞頭は兼官でしたから、午前の中は大藏省に出勤し、本寮に來るのは何時も正午頃からでしたが、私の席の壁に喰つ付いて翁稻荷社内の軍談席があつて、席談の酣な時分になると、張扇の音がパチ〱喧しく聞えて私の話を妨げるかと思へば、一方には軍鷄鍋屋が繁昌して、肉の煑える臭ひが鼻を衝いて來て私の辨當の味を亂すといふ様なわけで、頗る珍無類な有様でした、中にも一番苦しかつたのは暑中夕日が頭の上の低い庇を照り付て其暑さは燃える様で精神も身體も弱り切つて仕舞ふ様だつた、私は寮員に向つて君等が詩人の言ふ甑中に座すと云ふ趣が知りたければ、驛遞頭になつて此押入の中に坐つて見給へと戯れた程でした、かゝる所に外國人が面會にやつて來たから實に閉口したのです、然かも米國公使デロングの推薦で井上大藏大輔の

米國人ブライアン突然遞驛寮に來る

紹介といふのであるから會はないわけには行かず、そこで意を決して面會して見ると、先方も何だか變な樣子で、破れ服に破れ帽子を被つて、襟飾は破れ目が現はれシャツも大變汚れて居る。そこで當人はそれを隱さうと思つて外套の襟を引つ張つて、力めて隱さうとして居る、丁度平重盛の諫言に逢うて困つて居る清盛見たいな樣子であつたが、段々談を聞いて見ると彼れは米國オハイオ州のものでサミュール、エム、ブライアンといふて、米國の遞信省の外國郵便局に勤めて居つた處が或る日新聞紙上で日本に郵便を開始し、高給で外國技師を傭用したいとの旨が記載してあつたのを見て、本來冒險的の氣象に富んで居つたから、財產も何も賣り拂つて身一つになつて日本にやつて來たのである、所が橫濱に上陸すると直樣、橫濱郵便役所の模樣を見た、すると其局舍が見苦しく想像以外の不整備なるには一時失望したと云ふことである、けれども差向き生業に窮するのであるから、思切つて米國公使館に公使デロングを訪うて其希望を述べ、日本政府へ紹介をして貰ひたいと申出た、所がデロング公使が、これを快諾して直ちに一書を認めて、時の大藏大輔であつた井上馨の處へやつた、そして米國と郵便交換條約を商議する樣にと申やつた、公使自身も蔭ながら其勞を執らうといふこ

とさへも附け加えて、右ブライアンを傭用して其事に當らしめたら、日本の爲めに種々の便宜があらうと申込んだのである、そこで井上馨が紹介で私の所へやつて來た次第である、此等の事は後でわかつた事て、其時は只井上の紹介で不潔な狹ぐるしい驛遞寮の局舍で出逢つたのである。

さてブライアンに面會して談を聞いて見ると、案外に人品も高く、腕も相當にあることが明に知れたから、私から更に井上大藏大輔に說いて彼れを傭用することになり、遂に米國政府との交換條約締結を試むるに至つたのであります、

是に於て翌年ブライアンは日本を代表して華盛頓政府に派遣せられ、當時我國の米國駐劄全權公使森有禮と相謀り、談判の衝に當り、本國に於ける草案の起草、華盛頓政府に對する裏面の掛合等殆んどブライアンの双肩に任じて奔走盡力する所ありたり。かくして締結せられたる條約は殆んど完全なる對等條約の體を供へたり。故に其條項には、米國の特別助成航路には日本の郵便物を無運賃にて搭載すべし、また日本の特別助成航路には米國の郵便物を無賃にて搭載すべしなどの文あり。米國にては現に年額五十萬弗を太平洋郵便汽船會社に給與して定期の航海をなさしめ居るも、日本にては今後尚ほ幾年を經ば果して太平洋に特別助成の航

ブライアン氏日本を代表してワシントン政府と郵便條約を締結す

前島氏とブライアン

路の開始を見得べきか豫想だも困難なるの時に當り、米國政府に說てこれを容めず、飽くまでも大度量を示して一切の商儀を圓曲に運ばしめたり。これにはブライアンの努力も與つて力ありしなるべし。かくの如くにして最初の外國との交換條約は締結せられて、遂に明治八年一月一日を以て其實施を見るに至りしなり。

ブライアン使命を終へて歸るの後、一日前島氏は彼と語る、曰く「君のワシントンに赴くや、行に臨んで少しく憚る所あるといへり、予これに答へて本然の權利に依つて至當の事を求むる、何の憚る所あるといへり、然れども今當時の實情を白狀すれば我が郵便狀態の幼稚なるものあるを顧みて、君の逡巡躊躇するも無理ならずと思へり」と。かくしてブライアンが始めて江戶橋驛遞寮を來訪したるとき、局舍の不整頓と我が狀態の見すぼらしかりしことを語り、彼の狀態に在る我國をして、米國政府に向ひ對等の交換條約を結ばしめんとするブライアンの心中を推量して、實に其大膽なるを嘆稱せりとの事を彼れに告げたるに、ブライアンも手を拍ち「當時の狀態は目に觸るゝものの一として余を驚かさゞるものなく、張りつめし勇氣も沮喪せんばかりなりしが、顧みて余自身を考へれば、落剝の一漂浪外客、異境に入つて、餘りに不體裁なる風貌なるを以て或は擯斥を受けざるやと心中大に不安の念

に滿ちたり」とて、當時外套の襟の綻びんばかりに引き合せたることなど語り出て、互に一笑したりといふ、以て當時の眞相を推察するに足るべし。

かくて八年一月八日を以て横濱郵便局に於て外國郵便開始の盛大なる祝賀式を擧行し、各國公使領事等を招待して一大宴を張りたり。其光景は錦繪に畫かれて全國各地に頒布せられ、各地殊に三府開港場の郵便局は新築となり、外人もブライアンと共に三人傭ひ入れられて三港の郵便局に勤務するの盛況に向ひたり。又英佛兩國に對しても交換條約の締結せられしこと前述の如くなるが、恰も此際列國にて萬國郵便聯合條約の成立するあり、是に於て我國も亦瑞西に開會せる萬國郵便會議に加入し、明治十年二月十九日を以て萬國郵便聯合に加盟するに至れり。

第二章　陸運――帝國鐵道の創設

帝國鐵道の大部分は既に官有と爲り、海外新領土にまで亙りて延長一萬哩に及べる今日に於て、帝國鐵道の發達史を叙する、必ずや一大雄篇なかるべからず。本篇の如き一小叙説の能く眞相を盡す所にあらず。然かも明治初年の交通を叙するに當つては、是非共鐵道の發達を擧げずして止まんや、因て今は明治の初め當局が此

京濱鐵道の創設

新文明を輸入するに如何に經營慘憺たるものありしやを叙して、鐵道の創業狀態を一瞥して止まんとす。

帝國鐵道の先驅は京濱鐵道なり。初めて此鐵道を計畫せるは實に舊幕府にして、慶應三年十二月、時の老中小笠原壹岐守米國公使と交涉し、米人の手に賴りてこれが敷設を謀りしも、恰かも幕府衰頽の極に達せる時にして、大政の奉還及これに附帶せる種々の大事件伴生して其計劃は水泡に歸したり。明治維新に至り大政復古するや、新政府は凡ての文明の法を外國に求むると共に、鐵道を京濱間に敷設せんとする議は早くも廟堂に起るあり。明治二年時の民部兼大藏卿伊達宗城其事を總理し、大藏大輔大隈重信及大藏少輔伊藤博文等專ら建築の事務に當る事となれり。尋で創設の事務は民部大藏兩省(當時兩省合せられて一となる)の管掌に屬せしめ、翌三年三月兩省中に鐵道掛を置き、其事務局を築地舊名古屋藩邸に設け、監督・土木・出納の三司に分ち、夫々吏員を任命し、上野景範を以てこれが監督正と爲して、一切建築事務を總轄せしむ。超えて七月民部大藏兩省分立の結果、鐵道事務は一時民部省の所管となり、民部少輔吉井友實之に總理たりしが、閏十月工部省の設置せらるるに及びて其の管轄に歸せり。これより先京濱間に鐵道敷設の案を立つるや、經費

英人ネルソン・レイ

日本政府鐵道建設資金の調達をネルソンレイに一任す

豫算五十萬兩を以京て濱間の商人に委ねて此經營に當らしめんとせしが、商人等危みて應ぜず、此計畫は止みたり。因て政府は頻りに資金の出處に關して考案する所あり、殊に當時西洋文物の輸入に最も急進的なりし大隈・伊藤等の苦心は最も大なるものありき。

丁度此時なりき、一日英國公使パークスの紹介狀を携へて大隈・伊藤兩人を訪へる英國人あり、其名を聞けば、サー・ナイト、ネルソン、レイといふ。其語る所を聞けば曰く「某近頃仄かに聞けば、日本政府は新に鐵道を敷設せんとするの計畫ありとか、然かも資金のなきに苦むと、果して然るか、若し諸公にして資本の必要あらば予請ふこれが用を辨ぜん」と。兩人固よりレイなるものゝ果して何人なるかを詳にせず。然れども其ネルソンと呼べるは彼の英國史上に有名なるネルソン提督の一族ならんも知るべからず、其英國公使館に宿泊し、英國公使の紹介狀を携え來るに見れば、必らず英國の貴族ならんと、早くも彼れを信用したり。而して今や兩人の胸中鐵道建設の資金は到底外國より借入るゝの外なかるべしと考へ居たる際なりしかば、殆んど一議に及ぼず、直ちに彼れに資金借入れの全權を委ぬることゝなし、金額一百萬磅、其頃の換算時價約五百萬圓を九分利附にて横濱の海關稅を抵當として

大隈伊藤色を失ふ

レイとの契約を取消さんが爲め上野前島兩人英國に派遣せらる

れが借入契約をなし、レイをして速に本國に向ひ此契約を果さしむることゝせり。蓋し大隈・伊藤は當時第一流の新知識に相違なかりしも、未だ外債なる者の性質を辨ぜず、既に借金といふ以上は必ずレイの自から有する資本を貸與し呉るゝものならんと信じ、其歸國は自家の所有金を引出す爲めならんと信じ居たりしなり。然るに彼れの出發後數月にして到著したるロンドン、タイムス紙上に、圖らずも日本政府が關稅收入を抵當として九分利附の外債を募集するとの廣告の掲載せらるるありて、大藏省飜譯掛鹽田三郎これを一讀し、大に驚きて直ちに當局に示したり。是に於て上下皆其意外なるに驚き、延いて流傳百出、遂に大隈・伊藤を以て國を賣るの逆賊とさへ呼はり、其の嚴罰を迫るものあるに至る。大隈・伊藤の兩人も借金の事は元來秘密のものなるべしと思ひ居たるに、豈に圖らんや今正に天下に公表せられたるを以て大に驚き、加ふるに舊守派の攻擊に堪えず、俄かにレイとの間の金資借用の契約を取消さんと欲し、使者を遣派することに決せり。而して此選に當りたるは實に外務少輔上野景範及租稅正前島密の兩人なり。此場合に於ても前島氏は有要なる人物たるを失はざりしなり。(前に述べたる前島氏が郵便切手の消印の事を始めて知りたるは、此船中にての事なりき)氏は徐ろに當時英國著後の狀況に就い

ネルソンレイの奸策

兩使節の失望

て語つて曰く、

さて兩人はロンドンに著きましてから、直樣右公債取消の談判に取り掛りました所が、最早公債は東洋銀行の手で一般に賣出された後であつた、そこで段々取調べて見ると、金主はレイ一人と思ひの外世上無數の應募者であることがわかつた、又レイといふものは日本で考へられた程の信用ある樣な貴族でもなんでもない、資本を澤山持つて居る者でもない、種々の契約を紹介して其間にコンミッションを刎ねる才取、即ちコンミッシン、ブローカーたるに過ぎないといふことがわかつたのです。彼は日本に來る前に支那に行つて同樣の手段で鐵道敷設を建策し、一攫千金の利益を企てたのですが、それがはずれたものだから日本にやつて來て、甘く法螺を吹き當てゝ、本國に歸り、大まうけをやつて既に大分の財産を造つた所であつたのです、そこへ私等が參つたのだから既に時機に遲れて如何ともすることが出來ない、勿論公債契約を取消すといふ使命の主なるものを果すことが出來ない、止むを得ないからして、無法と知りつゝ募集した公債を買ひ戻さんと試みて、これを株式所仲買に命じた、所が其事が忽ち市上に傳つて、一日の間に日本公債の市價は百磅に付き二三乃至五磅騰貴した、で强ひて買戻さうと

すれば、ずん〳〵騰るばかりて、幾くらになるやらわからない、そこで仕方がないから日本政府に其事情を詳しく報じ、買戻の計畫は止め、レイには少なからぬ金を與へて其間に結ばれてあつた契約を解き、又募集した公債資金で條軌や機關車等の買入を約束して歸朝した、是れ實に明治初年に於ける有名なる外債始末にして、誠に鐵道創設に關する傳奇的珍談といふべし。而して當年のハイカラたる伊藤公も大隈侯も思へばまだお若かりしなり。

京濱鐵道成る

要するに帝國の鐵道は此の如き幼稚なる創始を以て興り、幾多の迂餘曲節を經て以て今日の盛況を呈するに至りしなり。されば京濱間の鐵道は、明治三年四月二十六日より小野友五郎等敷設敷地の測量に着手し、英人エドモンド、モーレルを建築首長となし、其外傭外人を以て要所々々を監し、兩端より工事を開始したり、卽ち四月十二日に汐留附近より起工し、横濱方面も相尋で測量及工事を始めたり。かくて五年五月七日に至り品川横濱間の線路先づ竣工して假營業を開始し、一日八回の往復運轉を見る。當時兩驛間の乘車札販賣方法は、三井組に請負はしめたりと云ふ、後幾くもなくして品川汐留間も亦工事成りしかば、汐留停車場を新橋停車場と

改稱し京濱間の鐵道は全通することゝなれり。卽ち同年八月十二日をトし、明治天皇臨幸して親しく開業の盛典を擧げさせらる。百官扈從し、陛下始めて汽車に御し、横濱に向はせ給ふ、蓋し帝國空前の盛事たりしなり。吾人は本篇を終るに臨み、此時百官に賜はりし勅語及一般庶民に賜はりし勅語を擧げ、其以後の帝國鐵道が果して聖諭の如き發達を遂げ、京濱の鐵道首線は全國に蔓布せしのみならず、海外領土にまで及び、以て今日の盛況を呈せるを祝さんと欲す。

百官に賜はりし勅語

今般我國鐵道の首線工竣るを告ぐ朕親ら開行し其便利を欣ぶ嗚呼汝百官此盛業を百事維新の初に起し此鴻利を萬民永享の後に恵まむとす其勵精勉力實に嘉尙すべし朕我國の富盛を期し百官萬民爲めに之を祝す朕更に此業を擴張し此線をして全國に蔓布せしめむことを庶幾す

庶民に賜はりし勅語

東京横濱間の鐵道朕親しく開行す自今此便利により貿易愈繁昌庶民益富盛に至らむことを望む